

柏 崎 市 地 域 防 災 計 画

(資料編)

令和7(2025)年度修正

柏 崎 市 防 災 会 議

柏崎市地域防災計画(資料編)目次

1 過去の災害発生状況に関する資料

1 - 1	災害発生状況	1

2 防災組織に関する資料

2 - 1	柏崎市防災会議委員	10
2 - 2	柏崎市防災会議条例	123
2 - 3	柏崎市防災会議運営規程	16
2 - 4	柏崎市災害対策本部条例	17
2 - 5	柏崎市災害対策本部規則	18
2 - 6	柏崎市災害応急対策実施要綱	42
2 - 7	柏崎市上下水道局非常事態対策本部設置要項	74
2 - 8	柏崎市消防災害対策本部設置要綱	86
2 - 9	柏崎市消防団の設置等に関する条例	101
2 - 10	柏崎市消防団規則	102
2 - 11	柏崎市業務継続方針	116
2 - 12	消防団活動	125
2 - 13	自主防災組織設立状況	127
2 - 14	防災関係機関連絡表	134

3 応急救助及び被災者支援等に関する資料

3 - 1	柏崎市災害救助規則	136
3 - 2	柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例	138
3 - 3	柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	144

4 災害の備えに関する資料

4 - 1	避難所及び避難場所	169
	指定緊急避難場所一覧 (別紙1)	170
	指定避難所一覧 (別紙2)	184
	福祉避難所一覧 (別紙3)	192
4 - 2	自然災害時における職員の応急対策マニュアル	193
4 - 3	福祉避難所運営マニュアル (市職員向け)	261
4 - 4	[参考資料] 避難所運営マニュアル (自主防災会向け)	279
4 - 5	備蓄品一覧	310
4 - 6	医療機関一覧	312

1

4－7	災害協定	314
4－8	柏崎市水防計画	555
7		
4－9	水防	610
6		
4－10	柏崎市要配慮者避難支援全体計画	625
4－11	新潟県柏崎市避難行動要支援者登録制度実施要綱	629
4－12	要配慮者支援に関する手引き	642
4－13	要配慮者利用施設一覧	664
4－14	防災用語の基礎知識	664
4－15	地震の心得	681
4－16	家具の転倒防止	688

5 危険区域及び防災施設等に関する資料

5	土砂災害危険箇所数 集計表	691
5	土砂災害警戒区域一覧	693
5－1	土石流危険渓流	710
5－2	地すべり危険箇所	715
5－3	急傾斜地崩壊危険箇所	720
5－4	山地に起因する災害危険箇所	729
5－5	保安林指定箇所	743
5－6	雪崩危険箇所	752
5－7	ヘリポート適地	757
5－8	港湾施設等	759
5－9	橋梁・樋門・排水機場一覧	760
5－10	防災重点ため池	765
5－11	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設	766
5－12	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	769

6 輸送用手段に関する資料

6－1	バス及びハイヤー事業者	770
6－2	一般貨物自動車運送業者	770
6－3	新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱	771
6－4	新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	782

7 無線通信に関する資料

7－1	各対応時における広報文例集	787
7－2	新潟県柏崎市防災行政無線送受信設備管理運用規程	801
7－3	柏崎市緊急告知ラジオ等整備事業実施規則	820

7-4	屋外拡声器取扱要領	823
7-5	防災相互通信用無線局	825
7-6	非常無線通信を依頼できる事業所	826

8 災害時における様式一覧 27

■ 柏崎市指定等様式

(1) 柏崎市災害応急対策実施要綱関係

1	職員参集報告 (別記第1号様式)	829
2	建物等被害関係情報処理連絡票 (別記第2号様式)	830
3	河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票 (別記第3号様式)	831
4	災害情報連絡・処理票 (別記第4号様式)	833
5	避難所開設状況報告書 (別記第5号様式)	834
6	避難者名簿 (別記第6号様式)	835
7	避難所情報連絡票 (別記第7号様式)	837
8	避難者台帳 (別記第8号様式)	838
9	り災証明申請書 (別記第9号様式)	839
10	り災証明書 (別記第10号様式)	841
11	被災者台帳 (別記第11号様式)	842

(2) 柏崎市防災行政無線関係

1	無線通報依頼書 (柏崎市防災行政無線局管理運用規程別記第1号様式)	843
3	無線設備故障等報告書 (柏崎市防災行政無線局管理運用規程別記第2号様式)	844
4	屋外拡声器使用許可申請書 (屋外拡声器取扱要領別記第1号様式)	845
5	屋外拡声器使用報告書 (屋外拡声器取扱要領別記第2号様式)	846

(3) その他様式等

1	放送要請書 (柏崎コミュニティ放送)	847
2	自衛隊災害派遣要請依頼書	848
3	災害対策本部設置時の車両の調達方法	849

■ 災害救助法指定様式

(1) 災害救助法指定様式関係

1	被害状況調 (第1号様式)	852
2	救助日報 (第2号様式)	853
3	災害救助費調書 (第5号様式)	855
4	被災者台帳 (第6号様式)	856
5	救助実施記録日計票 (第8号様式)	858
6	避難所設置費 (第9号様式)	859
7	応急仮設住宅設置費 (第10号様式)	860
8	炊き出しその他による食品の給与費 (第11号様式)	861
9	飲料水供給費 (第12号様式)	862
10	被服、寝具その他生活必需品の給与費 (第13号様式)	863

1 1	医療費（救護班分）（第14号様式）	8 6 4
1 2	医療費（病院診療所分）（第15号様式）	8 6 5
1 3	助産費（第16号様式）	8 6 6
1 4	被災者の救出費（第17号様式）	8 6 7
1 5	住宅の応急修理費（第18号様式）	8 6 8
1 6	学用品の給与費（第20号様式）	8 6 9
1 7	埋葬費（第21号様式）	8 7 0
1 8	死体の搜索費（第22号様式）	8 7 1
1 9	死体の処理費（第23号様式）	8 7 2
2 0	障害物の除去費（第24号様式）	8 7 3
2 1	輸送記録簿（第25号様式）	8 7 4
2 2	雇上賃金職員等勤務状況表（第31号様式）	8 7 5
2 3	救助事務費一覧表（第32号様式）	8 7 6

（2）整備すべき書類

1	生活再建支援カルテ	8 7 7
2	被災世帯状況一覧表	8 7 9
3	応急仮設住宅入居予定対象者調	8 8 0
4	住宅の応急修理予定対象者調	8 8 1
5	世帯構成員別被害状況調	8 8 2
6	障害物除去対象者調	8 8 3
7	救助の種目別物資受払状況	8 8 4

作成 昭和39（1964）年11月27日

修正 昭和57（1982）年11月12日

修正 昭和60（1985）年1月16日

修正 昭和62（1987）年1月13日

修正 平成元（1989）年2月13日

修正 平成8（1996）年7月30日

修正 平成9（1997）年4月1日

修正 平成10（1998）年4月1日

修正 平成13（2001）年4月1日

修正 平成16（2004）年1月1日

修正 平成18（2006）年2月15日

修正 平成21（2009）年4月2日

修正 平成24（2012）年3月27日

修正 平成25（2013）年3月28日

修正 平成26（2014）年7月29日

修正 平成26（2014）年12月10日

修正 平成28（2016）年10月20日

修正 平成30（2018）年11月30日

修正 令和2 (2020) 年3月31日
修正 令和4 (2022) 年2月28日
修正 令和5 (2023) 年3月1日
修正 令和6 (2024) 年2月29日
修正 令和8 (2026) 年3月11日

1 過去の災害発生状況に関する資料

1－1 災害発生状況

名 称	年月日	被害状況及び対策	気象状況	羅 災 区 域	被 害 状 況											被害総額 (千円)	
					人的被害 (名)		家屋 (戸数)				土木 (箇所数)			農地 (ha)			
					死者	重軽傷	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	道路	橋梁	堤防	流埋	決壊		冠水
宮川大火	昭和 32. 4. 14	午後9時20分頃、合併後間もない高浜地区宮川で発生した火災は、折からの強風にあおられ火勢は拡大した。 出火場所が風上であったこと、水利に恵まれなかったこと、1本しかない道路沿いに延焼したことなどにより、大きな被害をもたらした。 ・市救助対策本部設置 ・災害救助法適用 ・消防職員330名出動	風速15m	宮 川	1	146	208 (全焼)										92,857
33年水害	33. 9. 12 ～ 同 12	台風21号の影響により豪雨となり、長時間にわたり浸水被害を受けた。 ・消防団員840名出動	日最大降雨量 18日 180mm	上 条 高 田 南鯖石 中鯖石					5	211	2					161.0	40,920
34年水害	34. 7. 1 ～ 同 18	11日、山間部を中心として短時間に降った大雨は、鯖石川及び鵜川の流域各地で堤防を越え、氾濫した。 このため、南鯖石地区を中心に市内全域で大きな被害を受けた。 また、1日・2日の大雨で冠水した田畑は再び冠水し、農作物に大きな被害をもたらした。	日最大降雨量 140mm	市 内 全 域					4,853	2,551	11	12	23	88.4		997.5	
35年水害	35. 7. 13	13日朝方から市内全域にわたり豪雨こみまわれ、鯖石川及び鵜川を中心とする各河川が一斉に氾濫し、各所に家屋浸水、水田冠水、道路欠陥及び橋の流出が発生した。 ・水害対策本部設置	日最大降雨量 173mm	市 内 全 域					215	981	5	11		40.0	82箇所	1,055.0	
36年豪雪	35.12.26 ～ 36. 1. 3	12月下旬、発達した大陸からの寒気が南下し、風雨が風雪に変わり、わずか数日のうちに未曾有の大雪となった。 このため、交通機関は麻痺し、各所において列車が立往生した。 また、雪のためガス田からの供給が受けられず、市ガスはほとんど休止状態となる。 ・市雪害対策本部設置 ・消防団員1,366名出動 ・自衛隊高田部隊が鉄道の除雪に派遣される。	最大積雪深 1月3日 173cm (農業高校) *県内各市 の中で最高	市 内 全 域	1	4	6 (非住家 87)	39 (非住家 32)									

名 称	年月日	被害状況及び対策	気象状況	羅 災 区 域	被 害 状 況												被害総額 (千円)
					人的被害 (名)		家屋 (戸数)				土木 (箇所数)			農地 (ha)			
					死者	重軽傷	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	道路	橋梁	堤防	流埋	決壊	冠水	
第2室戸 台 風	36. 9. 16	四国の南端、室戸岬に上陸した台風18号は、日本海に沿って北上し、佐渡付近を通過したことにより本市域も台風圏内に入り、瞬間最大風速は52mになった。 このため、風による被害は全市にわたり、まれにみる大きな災害となった。 ・風害対策本部設置 ・災害救助法適用 ・風害罹災者相談所開設 ・応急仮設住宅建設	瞬間最大風速 52m 気 圧 976mb	市 内 全 域	1	264	122 (非住家 441)	750 (非住家 330)								434, 528	
38年豪雪	38. 1. 12 ～ 38. 2.	1月12日から断続的に降り続いた雪は、市街地でも130cmを越える大雪となった。 このため、交通はまひし、国道8号線の菅地峠及び米山峠はストップし、鉄道を敷いて交通を確保した。 また、田屋地内では雪崩が発生し、一家7人が生埋めとなり、死亡した。		市 内 全 域	7		16	9								32, 030	
新潟地震	39. 6. 16	午後1時過ぎ、関東、北信越及び東北地方に強い地震があった。震源地は粟島付近で、各地の震度は、新潟、長岡及び山台で震度5となった。 このため市内では、鉄道が不通となり、各所で水道管が破壊した。		市 内 全 域	2	7		3								32, 030	
台風24号 による 風 水 害	40. 9. 17 ～ 同 18	18日未明、新潟県を通過した台風24号のため、市内は暴風雨となり、午前2時40分には瞬間最大風速32mを記録した。 また、雨量は133mmに達し、各所に大きな被害をもたらした。	瞬間最大風速 32m 総雨量 133mm	市 内 全 域	2	2			58	259 (非住家 180)	19	6	6	1. 4		378. 0	58, 572
44年豪雪	43. 12. 30 ～ 44. 1. 4	30日から降り出した雪は断続的に降り続き、3日には、市内で160cmに達するドカ雪となった。 また、短時間で大雪になったため、交通規制はまひした。		市 内 全 域													
44年水害	44. 8. 10	9日夜から10日にかけて中越地方を襲った集中豪雨は、鵜川流域を中心に大きな被害をもたらした。 ・水害対策本部設置	5時間 99mm	鵜 川 流 域					100	573	25	20	9	42. 5	89箇 所	563. 0	241, 917

名 称	年月日	被害状況及び対策	気象状況	羅 災 区 域	被 害 状 況												被害総額 (千円)
					人的被害 (名)		家屋 (戸数)				土木 (箇所数)			農地 (ha)			
					死者	重軽傷	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	道路	橋梁	堤防	流埋	決壊	冠水	
土砂崩れ	昭和 53. 1. 7	折居（北向）で融雪水によるがけ崩れが発生し、家屋が倒壊、3 名が逃げ遅れた。さらに家屋から火災が発生したため、3 名全員が死亡した。		折 居	3		1										
6. 26 水害	53. 6. 27	25日から降り始めた梅雨前線豪雨は28日まで降り続き、総雨量は374. 5mmに達した。 このため、市内各河川で氾濫し、特に鶴川流域の枇杷島地区を中心とした市街地では2日間こたたりたん水し、大きな被害をもたらした。 ・市災害対策本部設置 ・災害救助法適用 *この水害をきっかけに河川浸水特事業の指定を受け、鶴川の本格的な河川改修に着手した。	26mm 日最大雨量 118mm 総雨量 374. 5mm	市 内 全 域			3		956	949 (非住家 301)	212	10	154	150. 0		1, 382. 0	4, 167, 143
56 年豪雪	56. 1. ～ 3.	1 月 10 日から降り続いた雪は、13 日には市街地でも1 日に81cm の降雪になり、市内各所で交通が混乱した。 ・雪害対策本部設置	指定観測所の 最大積雪深 440cm 指定観測所 (鶴川) の最 大日降雪量 90cm	市 内 全 域	1	7											
59 年豪雪	59. 1. ～ 3.	年末から断続的に降り続いた雪は、1 月 24 日・25 日には山間地で160cm の降雪となった。その後も降り続き、一時鶴川では積雪が500cm にも達し、住民は、除雪作業に苦難を強いられた。 また、3 月になってからも1 日に100cm も降り、雪消えが遅く、農作物に大きな被害をもたらした。 ・豪雪災害対策本部設置 ・災害救助法適用 ・生活困窮者の雪下ろしを201 件実施	指定観測所の 最大積雪深 500cm 指定観測所の 最大日降雪量 100cm	市 内 全 域	1	25											
8. 30 大雨	59. 8. 30	29 日夜半から降り出した雨は、30 日朝に至り集中豪雨となった。 この大雨は短時間に多量に降ったため、市内各地に大きな被害をもたらした。	時間降雨量 67mm 2 時間降雨量 129. 5mm	市 内 中心部					44	376 (非住家 129)							
60 年豪雪	59. 12. ～ 60. 3.	12 月中旬に降り始めた雪は、下旬に入ってから強い寒気の影響により大雪となり、年末の1 週間で観測所平均の降雪量は、358cm にも達した。	指定観測所の 最大積雪深 390cm	市 内 全 域	2	12											

名 称	年月日	被害状況及び対策	気象状況	羅 災 区 域	被 害 状 況											被害総額 (千円)	
					人的被害 (名)		家屋 (戸数)				土木 (箇所数)			農地 (ha)			
					死者	重軽傷	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	道路	橋梁	堤防	流埋	決壊		冠水
		このため、交通機関に大きな影響を与えた。 ・豪雪災害対策本部設置 ・県災害救助条例適用 ・生活困窮者の雪下ろしを 54 件実施	指定観測所の 最大日降雪量 98cm														
61 年豪雪	60. 12. ～ 61. 3.	12 月中旬から降り始めた雪は一時小康状態となったが、1 月中旬から強い冬型の気圧配置となり、2 月末まで休むことなく降り続いた。 このため、市民は除雪に明け暮れ、苦痛を強いられた。また、降雪量の合計は 59 豪雪を上回り、近年最高の 1,325cm に達した。 ・豪雪災害対策本部設置 ・災害救助法適用 ・生活困窮者の雪下ろしを 241 件実施	指定観測所の 最大積雪深 455cm 指定観測所の 最大日降雪量 110cm	市 内 全 域	3	24										550,260 (市関係)	
7.11 水害	平成 7. 7. 10 ～ 7. 7. 17	10 日夜から活発になった梅雨前線により 11 日午前中、内全域にわたり豪雨にみまわれ各所に大きな被害をもたらした。 この豪雨により鯖石川及び鶴川で警戒水位を超えたため、地域住民に対し防災行政無線により初めて避難勧告を出した。 また、16 日から梅雨前線は再び活発になり、市内各所に再び大きな被害をもたらした。 ・水害対策本部設置	時間最大雨量 34mm 日最大雨量 135mm 総雨量 283.5mm	市 内 全 域			1		9	135 (非住家 310)	304			20.5		399.8	1,606,753 (市関係)
8.10 水害	7. 8. 10 ～ 7. 8. 11	10 日朝方から大気が不安定となり、夕方から短時間に局地的な豪雨となった。 この豪雨により台地・高浜・西中通の各地区を中心に床上浸水等の大きな被害をもたらした。 ・水害対策本部設置	時間最大雨量 41.5mm 日最大雨量 130.5mm 総雨量 130.5mm	市 内 全 域			1	4	44	118	90			1.4		143.0	1,009,342 (市関係)
7.16 水害	16. 7. 16 ～ 16. 7. 17	16 日午後から局地的に強い雨に見舞われ、谷根地区が一時孤立状態になったのをはじめ、西部地区を中心に住宅や、首路の冠水、土砂崩れなど大きな被害が発生した。また、17 日夕方から夜にかけても中山間地を中心に強く雨が降り、市内 24 箇所避難所を開設し、369 人が避難した。 ・水害対策本部設置	時間最大雨量 31.0mm 日最大雨量 106.0mm 総雨量 142.0mm 【元城町】	米 山 西 部 黒 姫 地 区		1		1	14	160	80	8	15.9		181.6	632,020	

名 称	年月日	被害状況及び対策	気象状況	羅 災 区 域	被 害 状 況											被害総額 (千円)	
					人的被害 (名)		家屋 (戸数)				土木 (箇所数)			農地 (ha)			
					死者	重軽傷	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	道路	橋梁	堤防	流埋	決壊		冠水
中越大震災	16. 10. 23	午後5時56分、三川町北部を震源とする震度6強の地震が発生し、柏崎市では午後5時56分と6時34分に震度5弱を記録した。市内のほぼ全域で停電し、北条地区を中心に住宅に大きな被害が発生した。半田、茨目、安田、北条地区では道路の陥没・隆起が起り、北条地区、中通地区では農業集落排水のマンホールが浮き上がるなど市内各地で甚大な被害が発生した。 ・地震災害対策本部設置 ・災害救助法適用		市 内 全 域		65	27	293			1,266						24,166,341 (市関係)
16年豪雪	16. 2 ～ 16. 3	19年ぶりの大雪になり、高柳町田代地内の主要地帯の道路脇斜面で雪崩が発生。死者1人 高柳町山中の排水路災害復旧工事現場で雪崩が発生。死者1人		市 内 全 域	2												
6.28水害	17. 6. 27 ～ 17. 6. 28	6月27日の夜から雨となり、28日午前0時からの24時間総雨量が柏崎で210mm、別山で149mm、鯖石川ダムで293mmとなり、6月の月間平均降水量以上の雨がわずかに1日で降るという記録的な豪雨となった。 河川の増水に伴い、鯖石川水系と鶴川水系の3,657世帯に避難勧告を出した。 ・水害対策本部設置 ・自衛隊派遣要請 ・新潟県災害救助条例適用	時間最大雨量 36.5mm 総雨量 256.5mm (元城町)	市 内 全 域					160	372	142	1		5.0		275.5	901,531 (市関係)
18年豪雪	17. 12. ～ 18. 3.	平成17年12月から平成18年上半にかけて、日本海側では記録的な大雪となった。また、1月中旬以降も、日本海の山沿いを中心に大雪となる日がたびたびあった。 これらの降雪等により、新潟県内では死者32名、重傷者114名、軽傷者174名の人的被害が、柏崎市では重傷者2、軽傷者2名の人的被害が発生した。 気象庁では、この大雪について、「平成18年豪雪」と命名した。これは、「昭和38年1月豪雪」以来2度目のこと。 ・豪雪災害対策本部設置 (高柳町現地対策本部設置) ・災害救助法適用			4												

名 称	年月日	被害状況及び対策	気象状況	羅 災 区 域	被 害 状 況											被害総額 (千円)	
					人的被害 (名)		家屋 (戸数)				土木 (箇所数)			農地 (ha)			
					死者	重軽傷	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	道路	橋梁	堤防	流埋	決壊		冠水
中越沖地震	19. 7. 16	午前10時13分、上中越沖の深さ17Kmを震源とするマグニチュード6.8の地震が発生。柏崎市、刈羽村、長岡市で震度6強、上越市、小千谷市、出雲崎町で震度6弱、三条、十日町市、南魚沼市、燕市で震度5強を観測した。 市内全域で住宅、ライフライン等に大きな被害を受けた。 ・死者14名、重傷者208名、軽傷者1,456名 ・被害家屋 28,402棟 (全壊：1,121棟、大規模半壊： 676棟、半壊：3,904 棟、一部損壊：22,701 棟 H21.1.1 現在) ・市災害対策本部設置 ・災害救助法適用 ・局地激甚災害指定		市 内 全 域	14	1,664	1,121	4,580			道路：7,576 河川：133 公園：47 橋梁：67 公共下水道 ：管渠36.3KM 農業集落排水 ：管渠 37.3KM		農作物・農業施設 ：591箇所 農地・農業用施設 ：1,304箇所 林業施設 ：235箇所 水産業施設 ：128 箇所	130,087 百万円			
22 年豪雪	22. 1. ～ 22. 3	新潟市など下越の海岸平野部を中心に記録的な大雪となり、「59年豪雪」以来、新潟市では大雪となった。 柏崎市では、1 月 12 日から降り始めた雪は、13～14 日にかけて市街地でも 1 日 55cm の降雪になり、市内各地で列車、バスなどの公共交通機関に大きな影響を与えた。 ・豪雪警戒体制 (H22. 1. 14 9：00) ・豪雪対策本部設置 (H22. 1. 15 16：15) [※災害対策基本法に基づかない] →H22. 3. 1 17：00 解散	指定観測所の 最大積雪深 330cm 指定観測所の 最大日降雪量 138cm	市 内 全 域	3	11											
23 年豪雪	23. 1. ～ 23. 3	前年に同じく、日本海の山沿いを中心に、記録的な大雪となった。 柏崎市では、重傷者4名、軽傷者4名の人的被害が発生するとともに、公共交通機関等に大きな影響を与えた。 ・豪雪警戒体制 (H23. 1. 16 10：30) ・豪雪対策本部（高柳町現地対策本部）設置 (H23. 1. 26 14：00) ・災害救助法に基づく豪雪災害対策本部（高柳町現地対策本部）設置 (H23. 1. 31 16：00) →H23. 2. 21 10：00解散し、豪雪警戒体制へ移行 →H23. 4. 2 10：00体制解除 ・旧高柳町に県災害救助法適用 (H23.1.28) ・旧高柳町に災害救助法適用 (H23.1.31)	指定観測所の 最大積雪深 330cm 指定観測所の 最大日降雪量 75cm	市 内 全 域		8	12	2									

名 称	年月日	被害状況及び対策	気象状況	羅 災 区 域	被 害 状 況											被害総額 (千円)	
					人的被害 (名)		家屋 (戸数)				土木 (箇所数)			農地 (ha)			
					死者	重軽傷	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	道路	橋梁	堤防	流埋	決壊		冠水
平成 23 年 新潟・福島 豪雨	23. 7. 28 ～ 23. 7. 31	7月28日の夜から雨となり、7月30日における累計雨量が、鯖石川ダム観測所では233mm、西長島観測所では231mmに達する記録的な豪雨となった。 河川の増水、浸水及び土砂災害により、北条地区を中心に、全壊2棟、半壊3棟、一部損壊1棟、床上床下浸水計60棟の被害が発生した。 ・災害救助法適用 ・豪雨災害対策本部設置 (H23. 7. 30 9:40) →H23. 8. 3 10:00 本部解散	時間最大雨量 71. 5mm 総降水量 156. 0mm	市 内 全 域			2	3	11	49							
平成 23 年 度豪雪	24. 1. ～ 24. 3	前年に続き、3年連続の記録的な大雪となった。 柏崎市では、死者2名、重傷者3名及び軽症者11名の人的被害並びに住家一部損壊9棟を含む計31件の建物被害が発生し、また公共交通機関等に大きな影響を与えた。 ・豪雪警戒体制 (H24. 1. 15 9:30) ・豪雪対策本部 (H24. 1. 27 9:30) ・柏崎市全域に災害救助法が適用される (H24. 1. 28)	指定観測所の 最大積雪深 365cm 指定観測所の 最大日降雪量 105cm	市 内 全 域	2	14	14 (非住家)	1									
平成 24 年 度豪雪	25. 1. ～ 25. 3	前年に続き、鶴川地区及び高柳地区などの中山間地区を中心とし、4年連続の記録的な大雪となった。 柏崎市では、死者1名、重傷者3名及び軽症者5名の人的被害の被害が発生し、また公共交通機関等に大きな影響を与えた。 ・豪雪対策本部 (高柳町現地対策本部) 設置 (H25. 1. 29 10:00) ・豪雪対策本部設置 (H25. 2. 22 10:30) [※災害対策基本法に基づく] ・旧高柳町に災害救助法が適用される (H25. 2. 22 15:00)	指定観測所の 最大積雪深 362cm 指定観測所の 最大日降雪量 100cm	市 内 全 域	1	8											

1 過去の災害発生状況に関する資料
「1－1 災害発生状況」

平成 25 年 12 月 7 日 西山町長嶺 土砂災害	25. 12. 7 ～ 27. 7. 28	平成25年11月の長雨の影響により、地下水が高くな ったことから地すべりが発生した。 家屋 1 棟が被災し、逃げ遅れた 1 名が死亡した。 ・新潟県災害救助条例が適用される ・西山町長嶺地内土砂災害対策本部設置 (H25. 12. 8 10 : 00)	平成 25 年 11 月の月間降水 量 504mm (観測史上 6 番目)	西山町 長 嶺 地 内	1			1									
名 称	年月日	被害状況及び対策	気象状況	羅 災 区 域	被 害 状 況											被害総額 (千円)	
					人的被害 (名)		家屋 (戸数)				土木 (箇所数)			農地 (ha)			
					死者	重軽傷	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	道路	橋梁	堤防	流埋	決壊		冠水
令和 2 年度 豪雪	3. 1. 3 ～ 3. 1. 31	近年まれに見る記録的な豪雪となり、平成 24(2012)年以来の災害救助法適用となった。 柏崎市では、死者2名、重傷者3名及び軽症者8名の 人的被害が発生し、また公共交通機関等に大きな 影響を与えた。 ・大雪に関する警戒本部 (R3. 1. 3 9 : 00) ・豪雪対策本部 (R3. 1. 10 10 : 30) ・柏崎市全域に災害救助法が適用される (R3. 1. 10 13 : 00)	指定観測所の 最大積雪深 390cm 指定観測所の 最大日降雪量 105cm	市 内 全 域	2	11											
令和 4 年度 豪雪	4. 12. 18 ～ 4. 3	12月18日から降り始めた雪は、令和2(2020)年度以 来の記録的大雪になり、災害救助法適用となった。 柏崎市では、死者3名、重傷者7名及び軽症者9名の 人的被害が発生し、また国道8号線、国道116号線 における大規模車両滞留など公共交通機関等に大 きな影響を与えた。 ・大雪に関する警戒本部本部 (R4. 12. 19 15 : 40) ・豪雪対策本部本部 (R4. 12. 19 21 : 15) ・柏崎市全域に災害救助法が適用される (R4. 12. 19 21 : 15)	指定観測所の 最大積雪深 215cm 指定観測所の 最大日降雪量 69cm	市 内 全 域	3	9											

1 過去の災害発生状況に関する資料
「1－1 災害発生状況」

令和6年度 能登半島沖 地震	1.1	午後4時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生。柏崎市内では市役所（日石町）、西山町事務所（西山町池浦）で震度5強、高柳町事務所（高柳町岡野町）で震度4を観測し、市内全域で住宅、公共施設、道路等の被害が多数発生した。 また、同日午後4時12分に津波警報が発表され、午後4時36分に鯨波で0.4メートルの津波が到達した。 ・軽傷者3名 ・被害家屋 881棟 ※非住家を含む （全壊：4棟、半壊：28棟、準半壊：16棟、一部損壊：833棟 R6.12.31現在） ・市災害対策本部設置 ・激甚災害及び特定非常災害指定		市 内 全 域	0	3	4	44			道路：189件 河川：2件 公共施設：91件 上下水道施設：29件 事業所：302件	農地：22件 農道：33件 用水路：66件 排水路：9件 ため池：5件 揚水機：5件 排水機場：3件 直轄排水路：5件 直轄農道：6件	16,909,311 ※R6.12.31 現在

2 防災組織に関する資料

2-1 柏崎市防災会議委員

会 長 柏 崎 市 長

委 員

条例 区分	所 属 機 関	職 名	所 在 地	電話番号
1 号	国土交通省北陸地方整備局 長岡国道事務所 柏崎維持出張所	所 長	日吉町3番22号	(22) 2159
2 号	柏崎地域振興局	局 長	三和町5番55号	(21) 6203
3 号	柏 崎 警 察 署	署 長	日吉町5番10号	(21) 0110
4 号	柏崎市教育委員会	教 育 長	日石町2番1号	(23) 5111
5 号	柏 崎 市	消 防 長	三和町8番51号	(24) 1500
	柏崎市消防団	団 長	〃	〃
6 号	柏 崎 市	副 市 長	日石町2番1号	(23) 5111
		危機管理監	〃	〃
		上下水道局長	鏡町1番11号	(22) 4111
7 号	柏崎市刈羽郡医師会	会 長	鏡町10番10号	(23) 2111
	柏崎総合医療センター	病 院 長	北半田二丁目11番3号	(23) 2165
	柏崎商工会議所	副 会 頭	東本町一丁目2番16号	(22) 3161
	えちご中越農業協同組合	柏崎地区委員長	駅前一丁目3番22号	(21) 1000
	東日本旅客鉄道(株)柏崎駅	駅 長	駅前一丁目1番30号	(22) 2256
	東日本電信電話(株) 災害対策室	室 長	新潟市中央区東堀通七番町 1017番1号	025 (227) 6802
	日本通運(株) 中越支店柏崎営業所	課 長	安田田尻工業団地7546番地	(22) 3165
	東北電力ネットワーク(株) 柏崎電力センター	所 長	東本町二丁目3番20号	(22) 3961
	越後交通(株)柏崎営業所	所 長	扇町4番75号	(23) 5250
	(株)新潟日報社柏崎総局	総 局 長	四谷二丁目1番38号	(23) 4177
	柏崎建設業協同組合	理 事 長	錦町7番12号	(23) 5260

条例 区分	所 属 機 関	職 名	所 在 地	電話番号
7 号	新潟県トラック協会柏崎支部	支 部 長	荒浜三丁目13番96号	(23) 3141
	柏崎市ハイヤー協会	会 長	茨目三丁目1番40号	(23) 4141
	(株) 柏 崎 日 報 社	代表取締役社長 兼 編 集 長	西本町一丁目6番1号	(22) 3121
	(株)柏崎コミュニティ放送		日石町2番1号	(21) 3911
	社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会	会 長	豊町3番59号	(22) 1411
	一般社団法人 新潟県歯科衛生士会柏崎ブロック	柏崎ブロック長	会長宅の所在地及び電話番号	
	北陸瓦斯(株)柏崎供給センター	供給センター長	大字藤井2098番地5	(23) 9006
	公益社団法人 新潟県看護協会柏崎支部	副 支 部 長	茨目二ツ池2071番地1	(22) 0111
	原子力規制委員会 原子力規制庁 柏崎刈羽原子力規制事務所	所 長	三和町5番48号	(23) 9798
	東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所	所 長	青山町16番46号	(45) 3131
8 号	柏崎市コミュニティ推進協議会	副 会 長	日石町2番1号	(23) 5111
	柏崎市男女共同参画審議会	会 長	日石町2番1号	(23) 5111
	かしわざき男女共同参画推進 市民会議	会 長	日石町2番1号	(23) 5111
	防災士チーム柏崎	会 長	栄町14番20号（事務局）	(23) 2240

2-2 柏崎市防災会議条例

昭和38年3月26日条例第10号

〔注〕平成17年4月から改正経過を注記した。

改正 昭和57年3月26日条例第10号
平成7年12月21日条例第41号
平成11年12月16日条例第28号
平成17年4月29日条例第71号
平成21年3月25日条例第8号
平成24年8月2日条例第43号

新潟県柏崎市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、柏崎市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 柏崎市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の規定に基づき、市長からの諮問に応じ、柏崎市水防計画について調査審議するほか、水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

- (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 新潟県警察の警察職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 本市の教育長
 - (5) 本市の消防長及び消防団長
 - (6) 前2号以外の本市の職員のうちから市長が任命する者
 - (7) 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月26日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年12月21日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月16日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年4月29日条例第71号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月2日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

2-3 柏崎市防災会議運営規程

昭和57年11月12日決定

(目的)

第1条 この規程は、新潟県柏崎市防災会議条例（昭和38年条例第10号）第5条の規定に基づき、柏崎市防災会議の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知には、会議の日時、場所及び付議すべき事項を記載するものとする。

(議長)

第3条 会長は、会議の議長となる。

(議事)

第4条 議事は、出席委員の過半数で決する。

(説明聴取)

第5条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(特例)

第6条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、あらかじめ承認を得た事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は次の会議において報告しなければならない。

第7条 緊急を要するとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は次の会議において報告し、承認を受けなければならない。

(部会)

第8条 会長は、必要の都度その事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第9条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(会長代理)

第10条 会長に事故あるときは、柏崎市副市長がその職務を代理する。

(異動等の報告)

第11条 委員は、異動が生じた場合は速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 防災会議の庶務は、柏崎市危機管理部防災・原子力課において行う。

(公印)

第13条 会長の公印は、別記のとおりとする。

別記

新	潟	県
柏	崎	市
防	災	会
議	会	長

備考

- 1 字体は適宜とする。
- 2 寸法は27平方ミリメートルとする。

2-4 柏崎市災害対策本部条例

昭和38年3月26日 条例第11号
改正 平成12年6月20日 条例第35号
平成24年8月 2日 条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、柏崎市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年6月20日条例第35号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成24年8月2日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

2-6 柏崎市災害応急対策実施要綱

新潟県柏崎市災害応急対策実施要綱

平成8年6月10日訓令第9号

改正

平成9年3月24日訓令第8号	平成11年3月17日訓令第1号
平成12年3月27日訓令第6号	平成13年3月28日訓令第5号
平成14年1月28日訓令第3号	平成18年3月30日訓令第13号
平成19年5月18日訓令第16号	平成21年4月30日訓令第8号
平成22年3月29日訓令第8号	平成23年3月31日訓令第7号
平成24年3月30日訓令第15号	平成24年6月29日訓令第19号
平成25年3月25日訓令第4号	平成26年3月25日訓令第13号
平成27年3月25日訓令第7号	平成28年3月25日訓令第5号
平成29年3月23日訓令第2号	平成30年3月28日訓令第12号
令和2年3月25日訓令第7号	令和3年3月25日訓令第6号
令和4年3月22日訓令第3号	令和4年6月15日訓令第11号
令和5年3月23日訓令第2号	令和6年3月28日訓令第4号
令和6年11月29日訓令第7号	令和7年3月12日訓令第3号

新潟県柏崎市災害応急対策実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市域の災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため、災害応急対策に対処する職員の体制、被害状況の調査等について定めることを目的とし、その実施に関しては、新潟県柏崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第11号。以下「条例」という。）及び新潟県柏崎市災害対策本部規則（平成8年規則第21号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(警戒体制)

第2条 新潟地方気象台の災害に係る気象情報及び国、新潟県、柏崎警察署等から災害発生が予見される情報を収集したときは、危機管理監は、災害応急対策に対処する警戒体制をとるとともに、現地状況等の情報収集に当たることとする。この場合において、現地状況等の収集を行った職員は、防災・原子力課長を通じて危機管理監に報告するものとする。

(被害状況調査)

第3条 関係機関及び市民等から被害の情報を受けた課長等は、直ちに被害状況を調査しなければならない。

第4条 削除

(災害対策本部等の設置及び解散)

第5条 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号の一に該当するときは、条例に定める災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生したとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
- (3) 市内で震度6弱以上を観測したとき。
- (4) 市の地域において、津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (5) 市内で震度5弱又は震度5強を観測した場合において、被害の状況等から災害応急対策を実施するために特に必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、災害に係る応急対策がおおむね完了したとき又は予想された災害の危険性が解消されたと認めるときは、対策本部を解散するものとする。

3 危機管理監は、対策本部設置前であつて、災害発生が予見される事象が確認されたときは、必要に応じて、危機管理監を本部長とする災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置することができるものとする。

4 危機管理監は、災害発生が予見される事象が解消されたと認めるときは、警戒本部を解散するものとする。

(対策本部及び警戒本部の設置場所)

第6条 対策本部は、市役所3階災害対策本部会議室に置く。ただし、市役所が被災した場合は、市長が指定する場所に置く。

2 防災・原子力課長は、本部設置に当たり、災害対策本部会議室を別表第1のとおり配置するとともに、必要な資機材を用意するものとする。

3 警戒本部は、防災・原子力課執務室に置く。

(職員の配備指令)

第7条 市長は、次の各号に該当する場合で必要と認めるときは、当該各号に定める配備基準に応

じた配備指令を職員に発するものとする。ただし、第3号又は第4号に掲げる第1次配備及び第2次配備については、状況に応じて危機管理監が配備指令を職員に発することができるものとする。

(1) 市域において地震が発生した場合（市役所、高柳町事務所又は西山町事務所のいずれかの震度計が震度3以上を観測した場合）

配備指令	配備基準
1 第1次配備（警戒体制）	地震の震度が3のとき。
2 第2次配備（警戒本部設置体制）	地震の震度が4のとき。
3 第3次配備（対策本部設置体制）	地震の震度が5弱以上のとき。

(2) 市域において津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合

配備指令	配備基準
1 第2次配備（警戒本部設置体制）	津波注意報が発表されたとき。
2 第3次配備（対策本部設置体制）	津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

(3) 市域において大雪警報等が発表された、又は降積雪量が一定の基準を超過した場合

配備指令	配備基準
1 第1次配備（警戒体制）	大雪警報等が発表され、道路交通障害が予測されるとき。
2 第2次配備（警戒本部設置体制）	指定観測点のいずれかの積雪深が240センチメートルを超えたとき、又は指定観測点の平均積雪深が160センチメートルを超えたとき。
3 第3次配備（対策本部設置体制）	雪に係る新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）又は災害救助法が適用されたとき。

(4) 前3号以外の場合

配備指令	配備基準
1 第1次配備（警戒体制）	1 大雨警報、洪水警報等が発表され、危機管理監が必要と判断したとき。 2 水防警報が発表されたとき。 3 市域に局地的な災害が発生するおそれがあるとき。
2 第2次配備（警戒本部設置体制）	市域の広範囲に災害が発生するおそれがあるとき。

3 第3次配備（対策本部設置体制）	1 市域に災害が発生したとき。 2 市域に激甚な災害が発生するおそれがあるとき。

2 勤務時間外において、前項第1号又は第2号に定める配備基準に該当する事態が発生した場合は、職員は、別表第2に定めるところにより、自主的に所属課等に参集し、又は自宅に待機しなければならない。

3 勤務時間外において、第1項第3号又は第4号に定める配備指令が発せられた場合、職員は、別表第3に定めるところにより、直ちに所属課等に参集し、又は自宅に待機しなければならない。

（配備体制の報告）

第8条 課長等は、勤務時間外の配備指令に基づく職員の配備状況を次に掲げる方法により、人事課長に報告しなければならない。

（1） 災害情報共有システム

（2） 前号により難い場合は、職員参集報告（別記第1号様式）

2 人事課長は、職員の参集状況を取りまとめ、防災・原子力課長に報告しなければならない。

（被害状況の報告）

第9条 第7条の規定により所属課等に参集する職員は、参集途上において市域の被害状況を把握し、所属課長等に報告するものとする。

2 職員は、参集時以降においても、市域の被害状況を知り得たときは、所属課長等に報告するものとする。

3 課長等は、前2項の規定による報告を受けたときは、次に掲げる方法により、防災・原子力課長に報告しなければならない。

（1） 災害情報共有システム

（2） 前号により難い場合は、次に掲げる方法

ア 建物等の被害については、建物等被害関係情報処理連絡票（別記第2号様式）

イ 河川・道路等の被害については、河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票（別記第3号様式）

ウ その他の被害については、災害情報連絡・処理票（別記第4号様式）

4 課長等は、前項の規定による報告を行うときは、別表第4に定める被害種別認定基準により行うものとし、必要に応じて図面、写真等を添付するものとする。

（配備体制の解除）

第10条 市長は、災害が発生するおそれが解消したとき又は災害応急対策が完了したときは、配備指令の解除を発するものとする。

(避難状況等の報告)

第11条 市内に避難所が開設されたときは、担当職員又は市長が別に定める避難所の管理責任者は、次に掲げる方法により、開設状況及び避難者の名簿等を、市民課長を経由して防災・原子力課長に報告しなければならない。

- (1) 災害情報共有システム
- (2) 避難所開設状況報告書（別記第5号様式）
- (3) 避難者名簿（別記第6号様式）
- (4) 避難所情報連絡票（別記第7号様式）
- (5) 避難者台帳（別記第8号様式）

(り災証明書の発行及び被災者台帳の整備)

第12条 災害により被害を受けた者（以下「り災者」という。）でり災の証明を希望するものは、り災証明申請書（別記第9号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、り災証明申請書の提出を受けたときは、被害判定調査等に基づき、り災証明書（別記第10号様式）を発行する。この場合において、被害判定調査等により被害を確認できないとき、又はり災者等の立証資料等により、り災程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」と明らかに判断でき、かつ、当該り災者等の同意を得たときは、り災者等の立証資料等により発行するものとする。

3 市長は、り災証明書の発行に基づき、被災者台帳（別記第11号様式）を整備するものとする。
(委任)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則（平成9年3月24日訓令第8号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成11年3月17日訓令第1号）

平成11年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成12年3月27日訓令第6号）

平成12年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成13年3月28日訓令第5号）

平成13年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成14年1月28日訓令第3号）

平成14年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成18年3月30日訓令第13号）

平成18年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成19年5月18日訓令第16号）

平成19年5月18日から実施する。

前 文（抄）（平成21年4月30日訓令第8号）

平成21年4月30日から実施する。

前 文（抄）（平成22年3月29日訓令第8号）

平成22年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成23年3月31日訓令第7号）

平成23年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成24年3月30日訓令第15号）

平成24年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成24年6月29日訓令第19号）

平成24年7月1日から実施する。

前 文（抄）（平成25年3月25日訓令第4号）

平成25年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成26年3月25日訓令第13号）

平成26年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成27年3月25日訓令第7号）

平成27年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成28年3月25日訓令第5号）

平成28年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成29年3月23日訓令第2号）

平成29年4月1日から実施する。

前 文（抄）（平成30年3月28日訓令第12号）

平成30年4月1日から実施する。

前 文（抄）（令和2年3月25日訓令第7号）

令和2年4月1日から実施する。

前 文（抄）（令和3年3月25日訓令第6号）

令和3年4月1日から実施する。

前 文（抄）（令和4年3月22日訓令第3号）

令和4年4月1日から実施する。

前 文（抄）（令和4年6月15日訓令第11号）

令和4年7月1日から実施する。

前 文（抄）（令和5年3月23日訓令第2号）

令和5年4月1日から実施する。

前 文（抄）（令和6年3月28日訓令第4号）

令和6年4月1日から実施する。

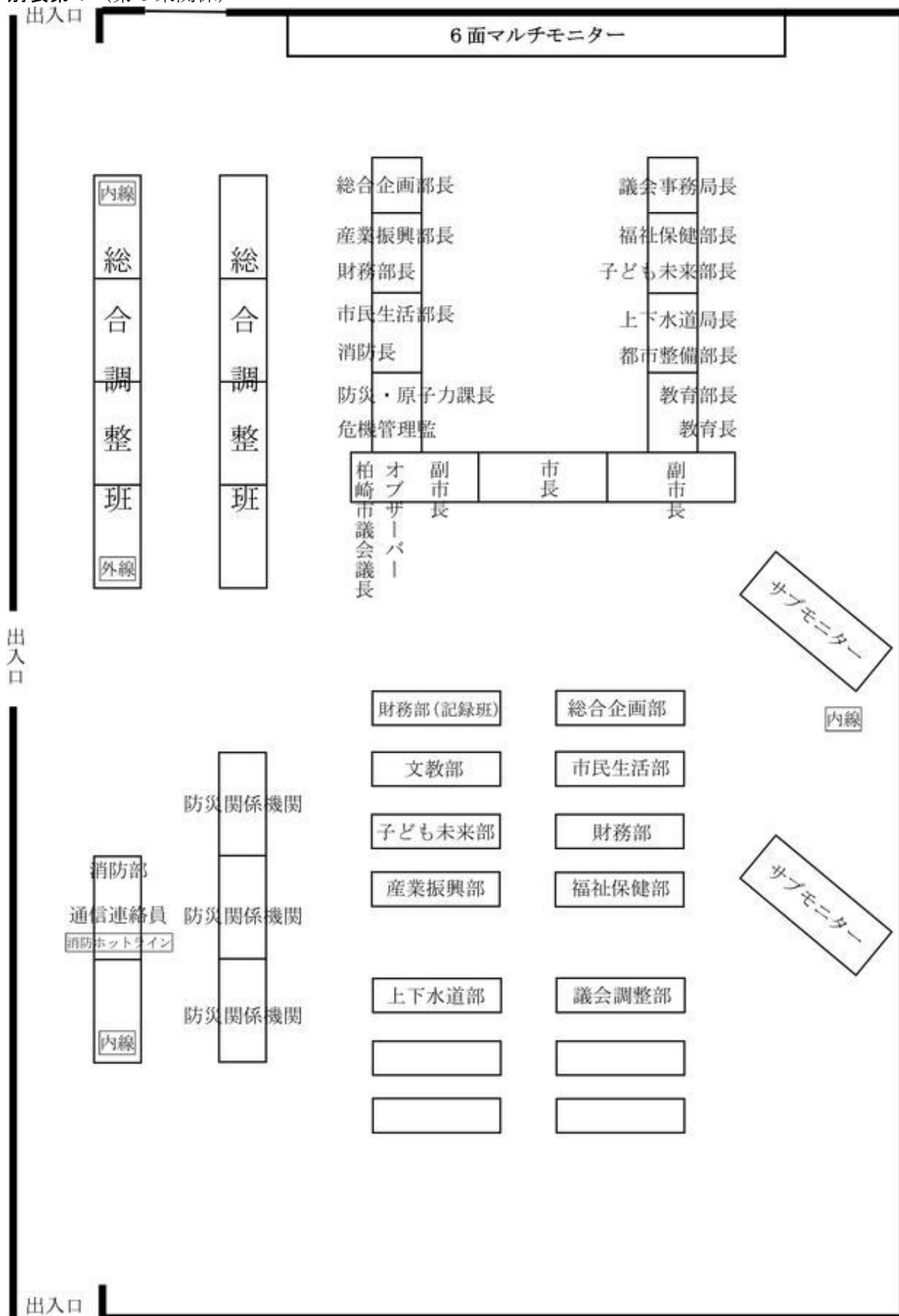
前 文（抄）（令和6年11月29日訓令第7号）

令和6年12月2日から実施する。

前 文（抄）（令和7年3月12日訓令第3号）

令和7年4月1日から実施する。

別表第1 (第6条関係)



別表第2（第7条関係）

- 1 地震が発生した場合（市役所、高柳町事務所又は西山町事務所のいずれかの震度計が震度3以上を観測した場合）

配備基準	配備指令	登庁基準	
震度3	第1次配備 (警戒体制)	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員
		上下水道部	赤坂山浄水場職員（ダム施設災害対策要領に定めるところによる。）
		消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
		市民生活部	地域事務所長が指名する職員
		上記以外の職員は、自宅待機とする。	
震度4	第2次配備 (警戒本部 設置体制)	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員 監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局の係長以上の職員
		総合企画部	部長 総務課長及び課員の1/2の職員 元気発信課長及び課長が指名する職員 その他の課等は係長以上の職員
		財務部	部長 課等の係長以上の職員
		市民生活部	部長 課等の係長以上の職員
		福祉保健部	部長 課等の係長以上の職員
		子ども未来部	部長 課等の係長以上の職員
		産業振興部	部長 課等の係長以上の職員
		都市整備部	部長 課等の係長以上の職員
		上下水道部	上下水道局長 課等の係長以上の職員（ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要領に定めるところによる。）
		消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
		文教部	教育部長 課等の係長以上の職員
		議会調整部	議会事務局長 議会事務局の係長以上の職員
		上記以外の職員は、自宅待機とする。	

震度 5 弱以上	第 3 次配備 (対策本部 設置体制)	市長以下全職員。この場合において、高柳町又は西山町に在住する職員であって、別に指定する者は、高柳町事務所又は西山町事務所に登庁するものとする。

2 津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合

配備基準	配備指令	登庁基準	
津波注意報	第 2 次配備 (警戒本部 設置体制)	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員 監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局の係長以上の職員
		総合企画部	部長 元気発信課長及び課長が指名する職員 その他の課等は係長以上の職員
		財務部	部長 課等の係長以上の職員
		市民生活部	部長 課等の係長以上の職員
		福祉保健部	部長 課等の係長以上の職員
		子ども未来部	部長 課等の係長以上の職員
		産業振興部	部長 課等の係長以上の職員
		都市整備部	部長 課等の係長以上の職員
		上下水道部	上下水道局長 課等の係長以上の職員
		消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
		文教部	教育部長 課等の係長以上の職員
		議会調整部	議会事務局長 議会事務局の係長以上の職員
		上記以外の職員は、自宅待機とする。	
津波警報又は大津波警報	第 3 次配備 (対策本部 設置体制)	市長以下全職員	

別表第 3 (第 7 条関係)

1 市域において大雪警報等が発表された、又は降積雪量が一定の基準を超過した場合

配備指令	登庁基準	
第 1 次配備	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課長及び課長が指名する職員

(警戒体制)	総合企画部	部長 企画政策課長及び課長が指名する職員
	市民生活部	部長 市民活動支援課長及び課長が指名する職員 地域事務所長及び地域事務所長が指名する高柳町事務所職員
	都市整備部	部長 道路維持課長及び課長が指名する職員
第2次配備	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員
(警戒本部設置体制)	総合企画部	部長 企画政策課長及び課長が指名する職員 元気発信課長及び課長が指名する職員
	財務部	部長 財政管理課長及び課長が指名する職員
	市民生活部	部長 市民活動支援課長及び課長が指名する職員 地域事務所長及び地域事務所長が指名する高柳町事務所職員
	福祉保健部	部長 福祉課長及び課長が指名する職員 介護高齢課長及び課長が指名する職員
	子ども未来部	部長 子育て支援課長及び課長が指名する職員 保育課長及び課長が指名する職員
	産業振興部	部長 農林水産課長及び課長が指名する職員
	都市整備部	部長 道路維持課長及び課長が指名する職員 道路河川課長及び課長が指名する職員
	上下水道部	上下水道局 課等の係長以上の職員
	消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
	文教部	教育部長 教育総務課長及び課長が指名する職員 学校教育課長及び課長が指名する職員
	議会調整部	議会事務局長 議会事務局長が指名する職員
第3次配備 (対策本部設置体制)	第2次配備となる職員のほか、災害対策本部本部員会議の決定事項を踏まえ対策等に要する範囲で必要となる職員数において各部長が決定し、課等の所属長が指名する職員	

2 前項以外の場合

配備指令	登庁基準	
第1次配備	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員

(警戒体制)	総合企画部	部長 課等の係長以上の職員
	財務部	部長 財政管理課の係長以上の職員 税務課長及び課員の 1 / 2 の職員 (被害状況が広範囲の場合は課員全員)
	市民生活部	部長 市民活動支援課長及び課員の 1 / 2 の職員 市民課長及び課員の 1 / 2 の職員 会計課長及び課員の 1 / 2 の職員 地域事務所長及び地域事務所の係長以上の職員
	福祉保健部	部長 福祉課長及び課員の 1 / 2 の職員 介護高齢課長及び課員の 1 / 2 の職員
	子ども未来部	部長 課等の係長以上の職員
	産業振興部	部長 道の駅「風の丘米山」整備推進室長 商業観光課長及び課長が指名する職員 ものづくり振興課長及び課長が指名する職員 農林水産課長及び課長が指名する職員
	都市整備部	部長 都市計画課長及び課長が指名する職員 八号バイパス事業室長及び室長が指名する職員 道路河川課長及び課長が指名する職員 鵜川ダム事業室長及び室長が指名する職員 道路維持課長及び課長が指名する職員
	上下水道部	上下水道局長 施設維持課の係長以上の職員 (ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要領に定めるところによる。)
	消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
	文教部	教育部長 教育総務課及び学校教育課の係長以上の職員
	議会調整部	議会事務局長 議会事務局長が指名する職員
	上記以外の職員は、自宅待機とする。	
第2次配備 (警戒本部 設置体制)	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員 監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局の係長以上の職員
	総合企画部	部長 元気発信課長及び課長が指名する職員 その他の課等は係長以上の職員
	財務部	部長 税務課は課長及び課員の 3 / 4 の職員 (被害が広範囲の場合は課員全員) その他の課等の係長以上の職員
	市民生活部	部長 市民活動支援課長及び課員の 3 / 4 の職員 市民課長及び

		課員の3/4の職員 環境課は係長以上の職員 会計課長及び課員の3/4の職員 地域事務所長及び地域事務所の係長以上の職員
	福祉保健部	部長 各課の課長及び課員の1/2の職員
	子ども未来部	部長 子育て支援課長及び課員の1/2の職員 子どもの発達支援課長及び課員の1/2の職員 保育課長及び課長が指名する職員
	産業振興部	部長 農林水産課長及び課長が指名する職員 その他の課等は係長以上の職員
	都市整備部	全職員
	上下水道部	上下水道局長 課等の係長以上の職員 施設維持課員（ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要領に定めるところによる。）
	消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
	文教部	教育部長 課等の係長以上の職員
	議会調整部	議会事務局長 議会事務局長が指名する職員
	上記以外の職員は、自宅待機とする。	
第3次配備 (対策本部 設置体制)	市長以下全職員	

別表第4（第9条関係）

被害種別認定基準

被害種別等			定義
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者

者	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
雪害による人的被害として計上する必要がある事案 1 雪害により家屋等が倒壊したことによるもの 2 雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの 3 屋根の雪下ろし中、誤って転落したことによるもの 4 屋根雪等の落下によるもの 5 除排雪中に川等に転落したことによるもの 6 除雪して積み上げていた雪が崩れたことによるもの 7 雪によりビニールハウス等が倒壊したことによるもの 8 吹雪等により走行不能となった自動車内に閉じ込められ、一酸化炭素中毒症等になったもの又は凍死したもの 9 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの又は川等に転落したことによるもの 10 除雪作業中、負傷又は死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの等を含む。） 11 除排雪作業中又はその直後に発症した疾病のうち、 ① 明らかに当該除排雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと。 ② 当該疾病の発症が直接かつ明らかに当該除排雪作業に起因すること。 等が客観的に認められるものとする。		
住家	(ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。 (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて1住家とする。 (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。 (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。	

住 家 被 害	全壊 (全流失、全埋没、 全焼失を含む。)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの (ア) 住家の損壊・焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
	半壊 (半流失、半埋没、 半焼失を含む。)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので次のいずれかのもの (ア) 損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの このうち、大規模な補修を行わなければ、当該住家に居住することが困難なもので、次のいずれかのものを大規模半壊という。 (ア) 損壊部分がその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの (イ) 住家の損害割合が40%以上50%未満のもの また、中規模な補修を行わなければ、当該住家に居住することが困難なもので、次のいずれかのものを中規模半壊という。 (ア) 損壊部分がその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの (イ) 住家の損害割合が30%以上40%未満のもの
	準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、次のいずれかのもの (ア) 損壊部分がその住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの (イ) 住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
	準半壊に至らない (一部損壊)	住家が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の損傷を受けたもの
	床上浸水	住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの	
世帯		(ア) 生活を一にしている実際の生活単位をいう。 (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。	
り災世帯		災害により、家屋に被害を受けた世帯とする。	
り災者		り災世帯の構成員とする。	
棟		一つの独立した建築物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。	
非住家		住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は、非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。	
非住宅被害	文教施設	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	その他公共建物	官公署、公民館等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	医療施設	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため、医業又は歯科医業をなす施設	
	危険物施設	消防法別表に掲げる発火性又は引火性物品を貯蔵し、又は取り扱う場所として、管理者（市長）の許可を受けた施設	
	その他建物	倉庫、土蔵、車庫等の上記以外の建物	
	全壊（全焼、流失）	住家の全壊（全焼、焼失）の例による。	
	半壊（半焼）	住家の半壊（半焼）の例による。	
	準半壊	住家の準半壊の例による。	
	準半壊に至らない（一部損壊）	住家の準半壊に至らない（一部損壊）と同程度のもの（床上浸水、床下浸水を含む。）	
農林業	田	流失・埋没	水が引いた後、そのまま耕作をなし得ない状態
		冠水	水が引いた後、そのまま耕作をなし得る状態
	畑	流失・埋没	水が引いた後、そのまま耕作をなし得ない状態

被害	冠水		水が引いた後、そのまま耕作をなし得る状態
	ため池	決壊	堤防が破壊され池の流水がその部分より流出する状態
		いっ水氾濫	堤防が決壊せずに池の水面が堤防ののり面を超えて周辺に水があふれる状態
	用排水路決壊		用排水路が決壊し、通水不能となったもの
	頭首工決壊		かんがい用水施設としての頭首工の決壊により、用水の取水が不能となったもの
	農産被害		農林業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害		農林業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
土木被害	河川	決壊	ため池の決壊に同じ。
		いっ水氾濫	ため池のいっ水氾濫に同じ。
	砂防		砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	橋りょう	流失	水勢その他により橋脚又は橋りょうの一部又は全部が流失及び落橋し、一般の渡橋が不能になった状態（農道橋を含む。）
		破損	橋りょうの一部が破損し流失及び落橋に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの（農道橋を含む。）
	道路	閉塞	土砂の流出、家屋及び樹木の倒壊、岩石の落下等により通行不能の状態（農道を含む。）
		崩壊	路面、路肩又はのり面が破壊され、通行不能の状態（農道を含む。）
		破損	通行不能に至らないのり面・路肩の崩壊、路面の損壊で、応急的に修理を要するもの（農道を含む。）
	溝いっ水		溝きょ等の排水能力を超えて道路その他敷地に水のあふれる状態
	塀倒壊		全長の50パーセント以上が倒壊した状態
土砂	崖崩れ		人家に近い崖が崩れたもので、被害をもたらしたもの
	山崩れ		人家にかかわりなく、斜面が崩れたもので、被害をもたらしたもの

災害	地滑り	土塊が比較的緩い角度で滑り落ちたもので、被害をもたらしたものの
	土石流	溪流に堆積した土石が、河川水とともに押し流されることによって、被害をもたらしたものの
ライフライン被害	停電	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス供給停止	ガスの供給停止となった戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水道給水停止	上水道で断水した戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道使用不能	公共下水道又は農業集落排水で使用不能となった戸数のうち、最も多く使用不能になった時点における戸数とする。
	電話不通	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	鉄道不通	電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
火災発生		災害に起因して発生したものに限る。
船舶被害		ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となった程度の被害とする。

別記

第1号様式（第8条関係）

注

- 61 –

第2号様式（第9条関係）

建物等被害関係情報処理連絡票

【報告者部署名】		【報告者役職・氏名】	
【分類】※該当するものに○印をすること。			
個人用家屋	住宅	車庫	物置 倉庫 作業所 その他
事業用家屋	店舗	工場	倉庫 その他
集合住宅	アパート マンション		※公営住宅を除く。
公共建築	公営住宅	小中学校	保育所 公民館 体育施設 その他
その他	(名称等を記載すること。)		
【場所】	(住所/所在地)		
	※住宅地図により位置が確認できる資料を添付すること。		
【通報情報】	(受付日時) (手段) 来庁・電話・要望書・メール・パトロール・その他 () (住所) (機関) (氏名) (Tel) (内容)		
	※市報告記録者(部署) (氏名)		
【防災・原子力課処理欄】	(調査等担当班) (調査指示)		

第3号様式（第9条関係）

（表面）

河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票

【報告者部署名】		【報告者役職・氏名】	
【分類】※該当欄に○印のこと。			
（大分類）	（区分）		
道路冠水状況（現地）			
河川水位（現地）	護岸決壊	通水阻害	閉塞 溢水
斜面崩壊箇所	宅地	山林	
被害箇所（道路）			
被害箇所（河川）			
被害箇所（農林）	農道	林道	水路 農地 その他
道路冠水状況（現地）			
交通規制	通行止開始（日時： 時：		通行止解除（日 時：
排水機・ポンプ運転	運転開始（日時： 時：		運転終了（日 時：
堰	水位（ m）		
ダム	開放開始（日時：		
その他			
【場所】	（路線名 河川名 大字名） ※住宅地図により位置が確認できる資料を添付すること。ただし、橋りょう、排水機及びポンプについては、箇所名を明記することとし、住宅地図の添付を省略することができるものとする。		
【要望・通報者情報】	（受付日時） （手段）来庁・電話・要望書・メール・パトロール・その他（ （住所） （機関）（氏名）（Tel） （内容）		
	※市受付記録者（部署）		（氏名）
【周辺における住家被害の有無】	有	無	
【事象に対する応急対応の必要性】	応急対応について 本復旧について	有 有	無 無

(裏面)

【応急対応の概要】	(対応日時) (対応者部署名) (対応者氏名) (対応の方法) 工事・機械借上・資材支給・直営班 (No.) ・その他 (対応の内容)
【本復旧対応の概要】	(対応日時) (対応者部署名) (対応者氏名) (対応の方法) 工事・機械借上・資材支給・直営班 (No.) ・その他 (対応の内容)

第4号様式（第9条関係）

災害情報連絡・処理票

日 時		発信者住所（課名）・氏名	受信者（課名・氏名）	
／	:		課	
被害等 の内容				
対 応	1 消防団、町内会長に連絡 2 県（警察署、柏崎地域振興局等）に連絡 3 防災行政無線、広報車で広報 4 柏崎コミュニティ放送、報道機関等に連絡（FAX） 5 その他（ ）			
備 考				
処 理	課長処理	1 本部へ報告 2 重複 3 その他（ ）		
	部長処理	1 本部へ報告 2 重複 3 その他（ ）		

第5号様式（第11条関係）

避難所開設状況報告書

報告日 年 月 日

1 以下の項目を確認し、FAX又はメール速やかに市民課に報告すること。

2 避難者名簿（別記第6号様式）を適宜市民課FAXで送信すること。

（記入又は☑を付けてください。）

避難所名	小学校	中学校	コミセン	集会所
開設時間	時 分（24時間制）			
開設時間	時 分（24時間制）			
避難所の安全	建物の傾き	☐ な し ・ ☐ あ り ()		
	落下物	☐ な し ・ ☐ あ り ()		
	火災・ガス漏れ	☐ な し ・ ☐ あ り ()		
	建物周囲の危険	☐ な し ・ ☐ あ り ()		
ライフライン	電気	☐使用可 ・ ☐使用不可		
	水道	☐使用可 ・ ☐使用不可		
	ガス	☐使用可 ・ ☐使用不可		
	トイレ	☐使用可 ・ ☐使用不可		
連絡手段	電話	☐あり（☐使用可・☐使用不可） ・ ☐なし 電話番号：		
	FAX	☐あり（☐使用可・☐使用不可） ・ ☐なし FAX番号：		
	インターネット環境	☐あり（☐使用可・☐使用不可） ・ ☐なし メールアドレス：		
避難者	人数	約 人		
参集者	市職員	氏名	携帯電話	
		氏名	携帯電話	
	施設管理者	氏名	携帯電話	
本部への緊急連絡事項				

第6号様式（第11条関係）

【職員記入欄】

避難者名簿

避難所名

受付番号

記入日

※世帯ごとに記入すること。

代表者氏名		携帯電話 番 号		
住所				

代表者との続柄	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	区分	家屋の被害状況
本人		年 月 日	男 女 不詳	大人 子供 乳幼児	
		年 月 日	男 女 不詳	大人 子供 乳幼児	車で避難された方
		年 月 日	男 女 不詳	大人 子供 乳幼児	車名
		年 月 日	男 女 不詳	大人 子供 乳幼児	ナンバー
		年 月 日	男 女 不詳	大人 子供 乳幼児	色
		年 月 日	男 女 不詳	大人 子供 乳幼児	親族などの連絡先
		年 月 日	男 女 不詳	大人 子供 乳幼児	住所
		年 月 日	男 女 不詳	大人 子供 乳幼児	氏名
		年 月 日	男 女 不詳	大人 子供 乳幼児	電話
		年 月 日	男 女 不詳	大人 子供 乳幼児	大 人：18歳以上 子 供：小学生～18歳未満 乳幼児：小学生未満の者

持病、障害、妊娠などについて特別な配慮を必要とすることなど、注意点がございましたらお書きください。

◎該当する箇所に☑を付けてください。

・ペットを連れてきた方

☐ 大型犬 匹 ☐ 小型犬 匹 ☐ その他 () 匹

・避難所サービスの受け方について

☐ 避難所への入所を希望 ☐ 在宅のまま避難所サービスの利用を希望

◎入居時及び退去時に記入してください。

入所年月日	年 月 日 ()	退所先	☐ 自宅	場所 TEL
退所年月日	年 月 日 ()		☐ その他	

個人情報の利用に係る同意について
次に掲げる事項について、それぞれ世帯を代表し、同意する・同意しないにチェックを入れてください。

- (1) 被災された方に対して避難所運営、個々の健康管理、法律に基づく被災者支援制度の案内などの支援を行うに当たり、柏崎市が行う事務において上記の個人情報を市が利用し、国県へ提供することの可否について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。
- (2) 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その婚姻の予約者を含む）からの安否情報の照会について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。
- (3) 被災者の親族（前号に掲げられる者を除く）又は職場の関係者その他の関係者からの安否情報の照会について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。
- (4) 被災者の知人その他の当該関係者の安否情報を必要とすることが相当と認められる者からの安否情報の照会について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。

第7号様式（第11条関係）

避難所情報連絡票

発 信 日 時		月 日 () :	連絡方法	☐ TEL ☐ FAX ☐ メール ☐ 伝令 ☐ その他 ()
発信者		避難所名称: _____ 課名: _____ 職・氏名 _____		
要 請	☐ 食事	月 日 (☐ 朝 ☐ 昼 ☐ 晩) 分 避難所用 食 在宅者用 食 その他 (用 食)		
	☐ 物品	(※緊急性: ☐ すぐ ☐ 1日以内 ☐ 2～3日以内)		
	☐ その他	(※緊急性: ☐ すぐ ☐ 1日以内 ☐ 2～3日以内)		
連絡事項				
受信者		課 職・氏名 _____		
情報提供先				

同次管理とし、毎日午前4時時点全数通知。更新及び牛乳生産量削減要請へ報告いたす。

[illegible]

第9号様式（第12条関係）

（表面）

り災証明申請書

柏崎市長 様

※ 太線内を記入してください。

担当者

年 月 日

申 請 者 (窓口に来られた方)	住所		
	現在の連絡先		電話 ()
	フリガナ 氏名	り災者との関係 ☐ 本人 ☐ その他 ()	
	生年月日 年 月 日		
り 災 者	住所 ☐ 同上		
	フリガナ 氏名		
	生年月日 年 月 日		
り災世帯の 構 成 員	氏 名	続柄	生年月日
り災場所等 (アパート等の名称、 室番号も記入してくだ さい。)	柏崎市		
	☐ 住宅 ☐ 非住宅	☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 貸家	所有者住所： 所有者氏名：
☐ 準半壊に至らないため現地調査を希望しない。			
り 災 程 度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊) ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水		
り 災 原 因			

※ 本人又は同一世帯以外の方が申請者の場合は、以下の委任状に記入してください。

委 任 状		年 月 日
柏崎市長 様		
上記申請者 _____ にり災証明書の請求・受領について、委任します。		
委任者	住 所	(自署又は本人押印)
氏 名		印

(裏面へ続く。)

(裏面)

個人情報の利用に係る同意について

被災された方及び死亡された方がいる場合の遺族の方に対して、以下の法律に基づく被災者支援制度があります。それぞれの法律に基づく支援を行うに当たり、柏崎市が行う事務において、それぞれの個人情報及び税情報を市が利用し、国県へ提供することの可否について、同意確認欄に御記入ください。

【災害救助法（昭和22年法律第118号）】 ・被災世帯の構成員を含む各個人の住所、氏名、年齢等の世帯の情報
【被災者生活再建支援法（平成15年法律第66号）】 ・被災世帯の構成員を含む各個人の住所、氏名、年齢等の世帯の情報 ・被災時の居住形態
【災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）】 【新潟県柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号）】 ・死亡者及び支給対象者に係る各個人の住所、氏名、年齢等の世帯の情報 ・死亡者及び支給対象者に係る各個人の所得課税の情報

■同意確認欄

上記に関する個人情報及び税情報の利用について	
☐ 同意します。	☐ 同意しません。

■市事務処理欄

本人確認欄	☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証	☐ 住基カード ☐ 在留カード及び特別永住者 証明書 ☐ 納税通知書	☐ 職員による確認 ☐ その他（ ）

第10号様式（第12条関係）

り 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

り災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物
のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

柏崎市長

印

被災者台帳

[illegible]

2-7 柏崎市上下水道局非常事態対策本部設置要項

平成 8 年（1996 年）	4 月	1 日	施行
平成 9 年（1997 年）	3 月	1 日	一部改正
平成 10 年（1998 年）	10 月	1 日	一部改正
平成 11 年（1999 年）	9 月	1 日	一部改正
平成 12 年（2000 年）	4 月	1 日	一部改正
平成 13 年（2001 年）	4 月	1 日	一部改正
平成 14 年（2002 年）	4 月	1 日	一部改正
平成 15 年（2003 年）	4 月	1 日	一部改正
平成 16 年（2004 年）	4 月	1 日	一部改正
平成 16 年（2004 年）	6 月	24 日	一部改正
平成 17 年（2005 年）	5 月	1 日	一部改正
平成 18 年（2006 年）	2 月	6 日	一部改正
平成 18 年（2006 年）	4 月	1 日	一部改正
平成 19 年（2007 年）	4 月	1 日	一部改正
平成 20 年（2008 年）	4 月	1 日	一部改正
平成 22 年（2010 年）	4 月	1 日	一部改正
平成 30 年（2018 年）	4 月	1 日	一部改正
平成 31 年（2019 年）	4 月	1 日	一部改正

第1章 総則

（目的及び名称）

第1条 水道施設及び下水道施設に係る災害の未然防止又は災害発生時における迅速かつ適切な復旧作業及び需要家への対応等（以下「復旧作業等」という。）、上下水道事業の非常事態に対処するため、局内に非常事態対策本部（以下「局対策本部」という。）を設置する。

（組織の構築）

第2条 本部長は、非常事態の規模又は状況により、第2章に定める第1局面又は第3章に定める第2局面の組織の構築を速やかに指示する。

2 前項に規定する第1局面が想定する非常事態の規模又は状況は、上下水道局職員をもって対処することが可能な災害であって、次項に規定する第2局面に至らないものとする。

3 第1項に規定する第2局面が想定する非常事態の規模又は状況は、全市域において水道施設及び下水道施設に壊滅的な被害が発生し、上下水道局職員をもって対処することが困難で他の事業体の応援が必要な災害とする。

第2章 第1局面における組織

（組織）

第3条 前条第2項に規定する第1局面における局対策本部の組織は、本部長、副本部長及び本部員のほか、総務班、水道下水道情報計画班、水道給水班、水道復旧班、下水道復旧班とする。

- 2 本部長は、局長をもって充てる。
- 3 本部長は、局対策本部を統括する。
- 4 副本部長は、施設維持課長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代行する。
- 6 各班に班長、副班長及び班員を置く。
- 7 班長は、各班を統括し、副班長及び班員に復旧作業等を指揮命令する。
- 8 総務班長は経営企画課長、水道下水道情報計画班長は建設課長代理、水道給水班長は施設維持課長代理、水道復旧班長は建設課長、下水道復旧班長は施設維持課長をもって充てる。
- 9 本部長及び副本部長ともに事故があるときは、班長が本部長の職務を代行する。この場合において、代行の順位は、水道復旧班長（建設課長）、総務班長（経営企画課長）、水道給水班長（施設維持課長代理）、水道下水道情報計画班長（建設課長代理）とする。
- 10 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、班長の職務を代行し、班員とともに復旧作業等に当たる。
- 11 本部員は、各班長をもって充てる。ただし、必要に応じて本部長が指名する職員を加えることができる。

（本部会議）

第4条 局対策本部に、災害対策の基本方針、具体的な活動内容及びその他必要事項の協議又は決定のため、非常事態対策本部会議（以下「本部会議」という。）を設ける。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。ただし、必要に応じて本部長が指名する職員を加えることができる。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。
- 4 本部会議は、総務班長が進行し、必要な事項を協議する。
- 5 各班長は、円滑な復旧作業等の実行のため、復旧状況を始めとする必要な事項を本部会議に報告するとともに、本部会議の決定・確認・報告事項等を速やかに所属の班員に伝達し、必要な指示を行う。

（事務分掌）

第5条 各班の事務分掌は、別表第1のとおりとする。ただし、料金、負担金及び分担金の収納業務を優先する。

- 2 各班の副班長及び班員は、別に定める。

（非常体制）

第6条 災害対策の措置体制として、それぞれの状況に応じ第1次非常体制、第2次非常体制及び第3次非常体制を確立し、本部長は、各班の必要な人員を局対策本部に招集する。

- 2 前項の措置体制は、別表第2のとおりとする。

(地震等発生時の職員自主登庁基準)

第7条 勤務時間外において、地震等災害が発生した場合の職員自主登庁基準は、勤務時間外における自主登庁基準及び登庁時の情報収集要領の定めによる。ただし、施設維持課赤坂山浄水場の職員については、ダム施設災害対策要領の定めによる。

(臨機の措置)

第8条 第3条及び第5条の規定にかかわらず、本部長は、災害の状況により局対策本部組織の一部又は事務分掌等を変更することができる。

- 2 各班及び班員は、臨機に相互協力し、必要がある時は他の班に属して復旧作業等に当たる。

(本部設置場所)

第9条 局対策本部は、上下水道局庁舎第1会議室に設置する。

- 2 上下水道局庁舎に局対策本部の設置が不可能な場合は、赤坂山浄水場又は自然環境浄化センターに設置する。
- 3 前2項に規定する場所において局対策本部の設置が不可能な場合は、別表第3に定める候補地の中から、各施設の規模及び状況等を考慮した上で適切な場所に局対策本部を設置する。

第3章 第2局面における組織等

(応援の要請)

第10条 本部長は、速やかに応援派遣要請の可否を判断し、各団体との応援に関する協定等に基づいて必要な応援派遣を要請する。

(組織)

第11条 第2条第3項に規定する局対策本部の組織は、本部長、副本部長及び本部員のほか、総務部、水道部及び下水道部を設置し、総務部に総務班、水道下水道情報計画班及び水道給水班を、水道部に水道復旧班を、下水道部に下水道復旧班を置く。

- 2 本部長は、局長をもって充てる。
- 3 本部長は、局対策本部及び各応援団体による現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を統括する。
- 4 副本部長は、施設維持課長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長の職務を代行する。
- 6 各部に部長及び副部長を置く。
- 7 部長は、各部を統括し、水道及び応急給水並びに下水道の現地対策本部と連携し、協力して所管の復旧作業等を主宰する。
- 8 総務部長は経営企画課長、水道部長は建設課長、下水道部長は施設維持課長をもって充てる。
- 9 本部長及び副本部長ともに事故があるときは、その他の部長が本部長の職務を代行する。この場合において、代行の順位は、水道部長（建設課長）、総務部長（経営企画課長）とする。

- 10 副部長は、部長が予め指名する。
- 11 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、部長の職務を代行する。
- 12 各班に班長、副班長及び班員を置く。
- 13 班長は、各班を統括し、副班長及び班員に復旧作業等を指揮命令する。
- 14 総務班長は経営企画課長、水道下水道情報計画班長は建設課長代理、水道給水班長は施設維持課長代理、水道復旧班長は建設課長、下水道復旧班長は施設維持課長をもって充てる。
- 15 副班長は、各班長が所属班員の中から予め指名する。
- 16 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、班長の職務を代行し、班員とともに復旧作業等に当たる。
- 17 本部員は、必要に応じて本部長が指名する職員をもって構成する。

(本部会議)

- 第12条 局対策本部に、災害対策の基本方針、具体的な活動内容及びその他必要事項の協議又は決定のため、本部会議を設ける。
- 2 本部会議は、水道及び応急給水並びに下水道の各現地対策本部と共同、連携して円滑な復旧作業等を進めるために必要な事項を決定する。
 - 3 本部会議は、本部長、副本部長、部長、班長及び本部員のほか、本部長が指名する職員をもって構成する。
 - 4 本部会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。
 - 5 各班長は、円滑な復旧作業等の実行のため復旧状況を始めとする必要な事項を本部会議に報告するとともに、本部会議の決定、確認、報告事項等を速やかに所属の班員に伝達し、必要な指示を行う。

(局対策本部と現地対策本部との関係)

- 第13条 水道及び応急給水並びに下水道の各現地対策本部の設立に当たっては、水道現地対策本部については水道部が、下水道現地対策本部については下水道部が、給水現地対策本部については総務部がそれぞれ支援する。
- 2 水道部長及び下水道部長並びに総務部長は、各現地対策本部が被災状況等復旧作業等に必要な情報を収集し、これを提供する。
 - 3 水道、下水道の各現地対策本部は、主にそれぞれの管路復旧を担当し、局対策本部の水道復旧班及び下水道復旧班はそれぞれ管路以外の施設の復旧を担当する。
 - 4 給水現地対策本部は、病院、福祉施設及び避難場所等への応急給水を担当し、局対策本部の水道給水班は、給水現地対策本部が行う給水作業等への支援等を担当する。
 - 5 各現地対策本部に対する局対策本部の責任者は、それぞれ水道部長、総務部長及び下水道部長をもって充てる。
 - 6 水道復旧班長及び水道給水班長並びに下水道復旧班長は、各現地対策本部と連携し、協力するとともに適切に役割を分担し、復旧作業等を行う。
 - 7 水道復旧班長及び水道給水班長並びに下水道復旧班長は、局対策本部と各現地対策本部の連

絡を調整し、決定・確認・報告事項等を班員に伝達し、必要な指示を行う。

（現地対策本部の設置場所）

第14条 水道及び応急給水並びに下水道の各現地対策本部の設置場所は、第9条の例による。ただし、必要に応じ、局対策本部と異なる位置に設置し、又は複数の施設において設置することを妨げない。

（第2局面における復旧方針）

第15条 第2局面においては、応急給水を最優先し、併せて下水道排水に取り組む。

2 管路、施設の復旧は、水道を優先する。

（第2局面における準用）

第16条 第5条から第8条までの規定は、本章において特段の定めがない事項並びに水道、下水道のいずれかの現地対策本部が設立に至らない場合について準用する。ただし、第8条中「第3条」とあるのは「第11条」と読み替えるものとする。

第4章 調査・研究、活動計画等

（要項及び活動計画の策定等）

第17条 本部長は、第4条及び第12条の規定にかかわらず、非常事態対策の調査及び研究を行い、上下水道非常事態対策計画に定める要項、要領（以下「要項等」という。）及び活動計画を策定又は修正するために、随時、本部会議を開催することができる。

2 本部長は、年間の活動計画を立案し、当該年度における最初の本部会議に付議する。

3 要項等を改正し、又は活動計画を変更する場合は、速やかに本部会議に付議する。

4 前3項の事務分掌は、別表第4のとおりとする。

（非常事態対策専門部会）

第18条 前条第1項の目的を遂行するため、本部会議の下に非常事態対策専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会は、本部長が指名する職員をもって構成する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 専門部会の会議は、部会長が招集し、議事を進行する。

5 副部会長は、部会長を補助し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（柏崎地域防災計画との関係）

第19条 対策本部の活動は、柏崎市災害対策本部規則及び柏崎市災害応急対策実施要綱に基づく招集があったときは、この組織をもって編入する。

（他事業体への応援派遣体制）

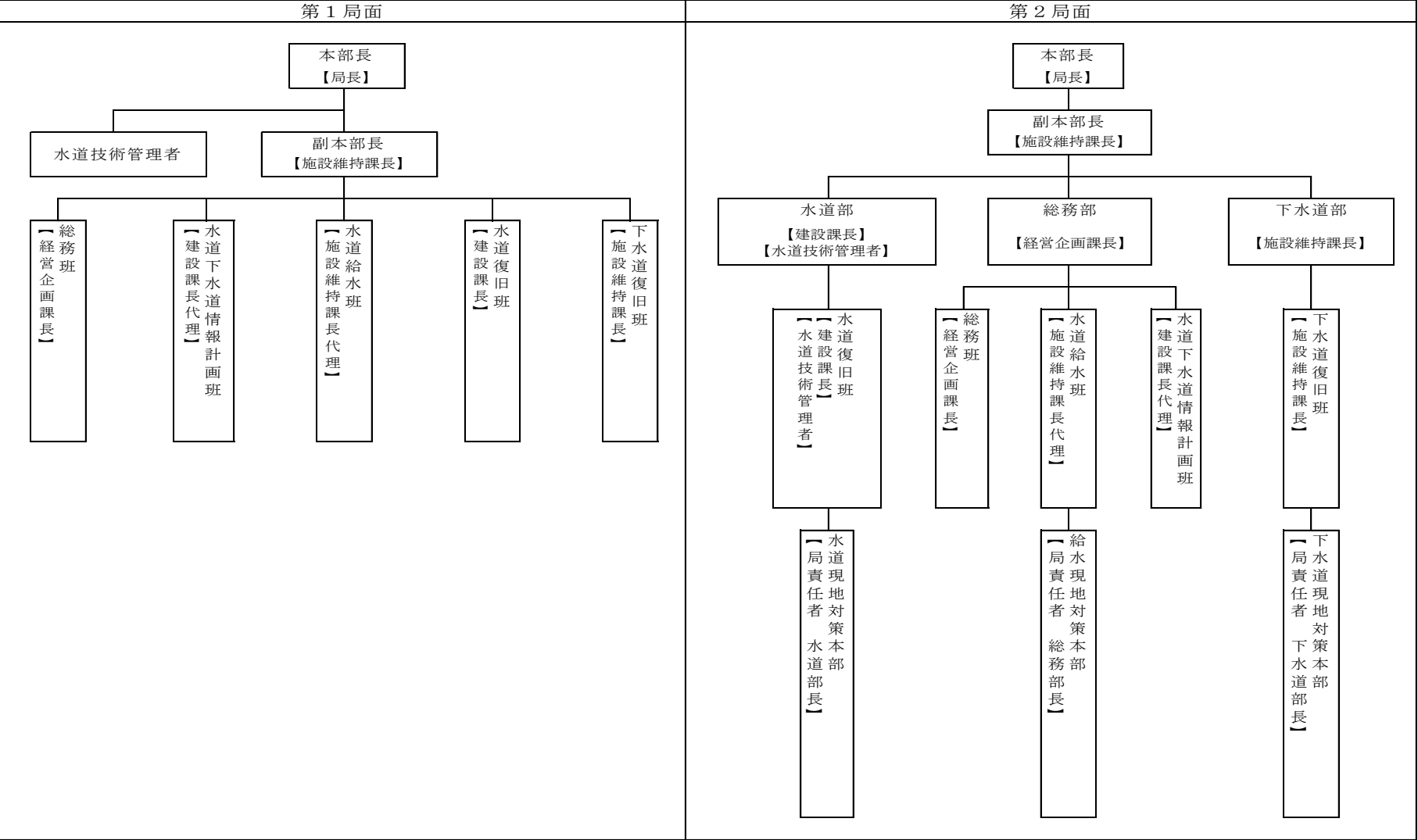
第20条 他の事業体が被災し応援派遣を要請されたとき、被災地への職員派遣を迅速かつ的確に行うため、本部長は応援派遣職員を予め指名する。

2 応援派遣職員は、別に定める。

2－7 柏崎市上下水道局非常事態対策本部設置要項 別表

別表第1（第2条、第3条、第5条、第11条関係）

第1局面及び第2局面における組織図



第1局面及び第2局面における事務分掌

第1局面	第2局面
総務班 1 本部長の指揮命令事項の伝達に関する事。 2 本部会議の事務局に関する事。 3 災害対策職員の把握及び配置異動に関する事。 4 広報に関する事。 5 報道機関への情報提供及び連絡調整に関する事。 6 電話応対に関する事。 7 窓口受付に関する事。 8 関係機関への必要な事務手続きに関する事。 9 災害復旧に伴う費用の記録並びに被害額及び復旧費の算定に関する事。 10 災害復旧に伴う工事等の請負契約に関する事。 11 災害復旧に伴う物件の購入契約に関する事。 12 災害対策要員に対する応急物資の配給に関する事。 13 車両の運行管理に関する事。 14 応援物資等の受入及び記録に関する事。 15 本部の庶務に関する事。	総務班 1 本部長の指揮命令事項の伝達に関する事。 2 本部会議の事務局に関する事。 3 災害対策職員の把握及び配置異動に関する事。 4 広報に関する事。 5 報道機関への情報提供及び連絡調整に関する事。 6 電話応対に関する事。 7 窓口受付に関する事。 8 関係機関への必要な事務手続きに関する事。 9 災害復旧に伴う費用の記録並びに被害額及び復旧費の算定に関する事。 10 災害復旧に伴う工事等の請負契約に関する事。 11 災害復旧に伴う物件の購入契約に関する事。 12 災害対策要員に対する応急物資の配給に関する事。 13 車両の運行管理に関する事。 14 応援物資等の受入及び記録に関する事。 15 各現地对策本部等の設置場所確保に関する事。 16 応援派遣職員の生活支援に関する事。 17 応援活動に関する記録に関する事。 18 本部の庶務に関する事。
水道下水道情報計画班 1 水道施設及び下水道施設の復旧方針の策定に関する事。 2 被害状況及び復旧作業進捗状況の集約に関する事。 3 復旧計画の立案に関する事。 4 情報の審査に関する事。 5 故障修繕伝票の処理に関する事。 6 各班に対する災害対策状況の連絡に関する事。 7 市災害対策本部に対する被害状況及び復旧状況の報告に関する事。 8 国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び復旧状況の報告に関する事。 9 災害対策情報の集約及び記録の作成に関する事。 10 柏崎管工事業協同組合等への協力依頼に関する事。 11 新潟県建設業協会柏崎支部、柏崎建設業組合等への協力依頼に関する事。 12 無線等の通信連絡に関する事。	水道下水道情報計画班 1 各現地对策本部と協議し、水道施設及び下水道施設の復旧方針を策定すること。 2 被害状況及び復旧作業進捗状況の集約に関する事。 3 復旧計画の立案に関する事。 4 情報の審査に関する事。 5 故障修繕伝票の処理に関する事。 6 各班に対する災害対策状況の連絡に関する事。 7 市災害対策本部に対する被害状況及び復旧状況の報告に関する事。 8 応援要請及び連絡調整に関する事。 9 国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状況及び復旧状況の報告に関する事。 10 災害対策情報の集約及び記録の作成に関する事。 11 柏崎管工事業協同組合等への協力依頼に関する事。 12 新潟県建設業協会柏崎支部、柏崎建設業組合等への協力依頼に関する事。 13 無線等の通信連絡に関する事。

水道給水班 1 応急給水に関すること。 2 応急給水設備の管守に関すること。	水道給水班 1 応急給水に関すること。 2 給水現地対策本部の設営に関すること。 3 応急給水設備の管守に関すること。 4 給水現地対策本部が行う給水作業等への支援に関すること。 5 給水現地対策本部の庶務に関すること。
水道復旧班 1 給水及び水道施設に係る苦情処理に関すること。 2 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水計画の総合統制に関すること。 3 水道施設の復旧工事の実施に関すること。 4 水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管守に関すること。 5 資材、備品等の調達及び管理に関すること。 6 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関すること。 7 応急給水用水道管及び仮設給水装置の設置並びに管守に関すること。 8 関係業者の統括に関すること。 9 二次災害の防止に関すること。 10 その他水道施設の復旧に関すること。	水道復旧班 1 給水及び水道施設に係る苦情処理に関すること。 2 水道現地対策本部の設営に関すること。 3 水道現地対策本部と協議し、取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水計画の総合統制をすること。 4 水道現地対策本部が行う復旧活動への支援に関すること。 5 局対策本部と水道現地対策本部との連絡調整に関すること。 6 水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管守に関すること。 7 資材、備品等の調達及び管理に関すること。 8 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関すること。 9 応急給水用水道管及び仮設給水装置の設置並びに管守に関すること。 10 関係業者の統括に関すること。 11 二次災害の防止に関すること。 12 その他水道施設の復旧に関すること。 13 水道現地対策本部の庶務に関すること。 14 水道現地対策本部が担当しない水道施設の復旧工事の実施に関すること。
下水道復旧班 1 排水及び下水道施設に係る苦情処理に関すること。 2 汚水及び雨水の受入並びに処理計画の総合統制に関すること。 3 下水道施設の復旧工事の実施に関すること。 4 下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関すること。 5 資材、備品等の調達及び管理に関すること。 6 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関すること。 7 応急排水に関すること。 8 仮設排水に関すること。 9 関係業者の統括に関すること。 10 二次災害の防止に関すること。 11 その他下水道施設の復旧に関すること。	下水道復旧班 1 排水及び下水道施設に係る苦情処理に関すること。 2 下水道現地対策本部の設営に関すること。 3 下水道現地対策本部と協議し、汚水及び雨水の受入並びに処理計画の総合統制をすること。 4 下水道現地対策本部が行う復旧活動への支援に関すること。 5 局対策本部と下水道現地対策本部との連絡調整に関すること。 6 下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関すること。 7 資材、備品等の調達及び管理に関すること。 8 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関すること。 9 応急排水に関すること。 10 仮設排水に関すること。 11 関係業者の統括に関すること。 12 二次災害の防止に関すること。 13 その他下水道施設の復旧に関すること。 14 下水道現地対策本部の庶務に関すること。 15 下水道現地対策本部が担当しない下水道施設の復旧工事の実施に関すること。

別表第2（第6条関係）

非常体制

区 分	状 況	招集範囲
第1次 非常体制	次に該当する場合 ・水道の給水支障が1日30件以上発生した場合、若しくはこれ以上になると予想されるとき。 ・内水排水処理施設に局地的な災害が発生するおそれがあるとき。 ・非常事態の発生が予想され、注意警戒を要するため事前に備える必要があるとき。 ・その他本部長又は本部会議が決定したとき。	各班が各班の活動に必要な班員を招集する。
第2次 非常体制	本部長又は本部会議が決定した場合	
第3次 非常体制	本部長又は本部会議が決定した場合	局職員全員（事業所職員を含む。）

別表第3（第9条関係）

上下水道局鏡町庁舎、赤坂山浄水場及び自然環境浄化センターに局対策本部の設置が不可能な場合の局対策本部設置候補地

施 設 名
(1) 柏崎市産業文化会館
(2) 柏崎市総合体育館
(3) 柏崎市市民プラザ
(4) ワークプラザ柏崎
(5) 柏崎市立図書館（ソフィアセンター）
(6) 柏崎市文化会館アルフォーレ
(7) 柏崎エネルギーホール

別表第4（第17条関係）

要項等及び活動計画の策定等の事務分掌

事 務 分 掌	担 当
・ 非常事態対策本部設置要項に関すること。 ・ 凍結故障対策実施要項に関すること。 ・ その他要項及び要領に関すること。 ・ 活動計画に関すること。 ・ 災害訓練に関すること。 ・ 市民に対する啓発に関すること。 ・ 工事店に関する協力会議に関すること。 ・ 本部会議に関すること。 ・ その他災害対策に関すること。	経営企画課総務係 水道下水道情報計画班 経営企画課総務係、水道下水道情報計画班 経営企画課総務係、水道下水道情報計画班 水道下水道情報計画班 水道下水道情報計画班 水道復旧班、下水道復旧班 経営企画課総務係 経営企画課総務係

2-8 新潟県柏崎市消防災害対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市域の災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため、新潟県柏崎市消防警防規程（平成17年5月1日消防本部訓令第10号。以下「消防警防規程」という。）第3条に基づき、火災・救急・救助体制等に係る消防災害対策本部（以下「対策本部」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

対策本部の設置に関しては、新潟県柏崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第11号）、新潟県柏崎市災害対策本部規則（平成8年規則第21号）及び新潟県柏崎市災害応急対策実施要綱（平成8年訓令第9号。以下「応急対策実施要綱」という。）と整合を図るものとする。

(警戒体制)

第2条 消防長は、新潟地方気象台の災害に係る気象情報及び国、新潟県、柏崎警察署、住民等から災害情報を収集し、管内に局地的な被害が発生し、又は局地的な災害が発生するおそれのあるとき、災害応急対策に対処する警戒体制をとるものとする。

(対策本部の設置及び解散)

第3条 消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号の一に該当するときは、対策本部を設置するものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生したとき。
 - (2) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
 - (3) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
 - (4) 新潟県柏崎市消防警防規程（平成17年5月1日消防本部訓令第10号）第9条に定める警防計画（以下「警防計画」という。）の対策本部設置基準に該当するとき。
 - (5) 上記に掲げるほか、消防長が必要と認めたとき。
- 2 消防長は、災害に係る応急対策がおおむね完了したとき、又は予想された災害の危険性が解消されたと認めるときは、対策本部を解散するものとする。
- 3 消防長は、対策本部設置前であって、重大な災害発生が予見される事象が確認されたときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置することができるものとする。

- 4 消防長は、重大な災害発生が予見される事象が解消されたと認めるときは、警戒本部を解散するものとする。

(対策本部及び警戒本部の設置場所等)

第4条 対策本部及び警戒本部（以下「対策本部等」という。）は、消防本部災害対策室（以下「災害対策室」という。）に置く。ただし、消防本部庁舎が被災した場合は、消防長が指定する場所に置く。

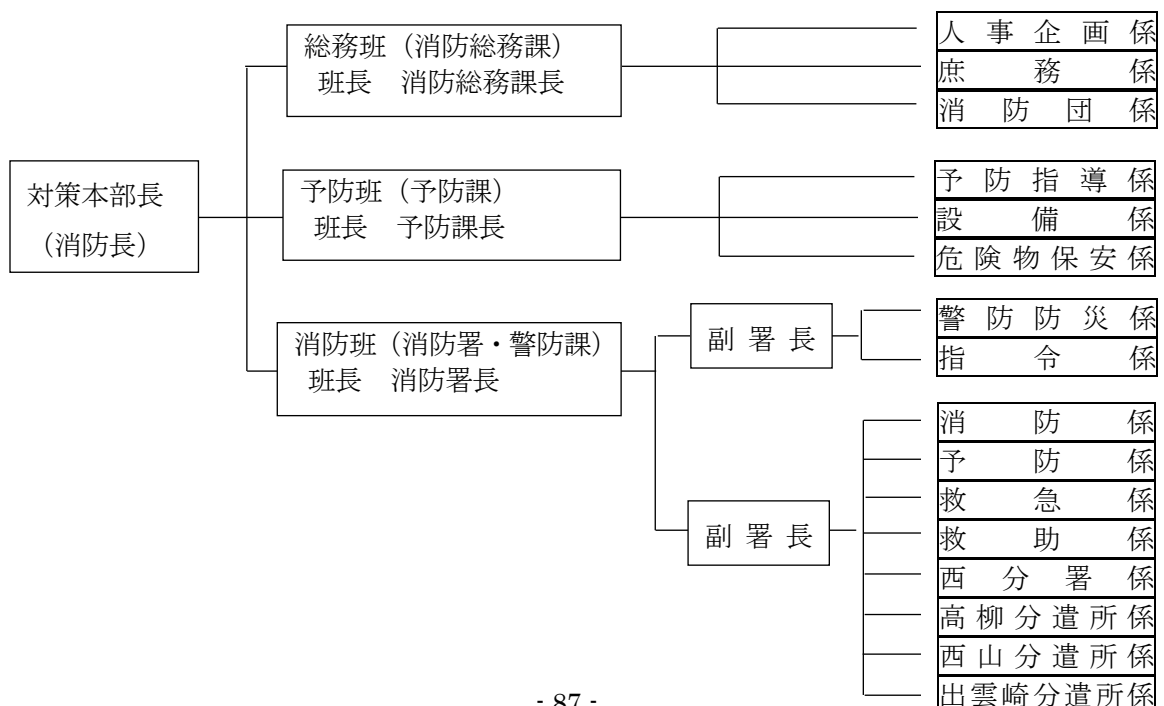
- 2 消防総務課長は、対策本部等の設置に当たり、災害対策室を別図第1のとおり配置する。併せて、別表第2に掲げる備品等を準備するとともに、柏崎市災害対策本部テレビ会議システムを起動する。なお、夜間、休日等の場合は当直責任者が配置、準備、起動する。

(対策本部組織)

第5条 対策本部長は、消防長とし、対策本部の事務を統括し、各班の職員を指揮監督する。

- 2 対策副本部長は、消防総務課長とし、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 対策本部員は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部の組織、任務等は、次のとおりとする。

(1) 組織



(2) 任務

対策本部長の決定する活動方針を実現するため、各班が下記に示す任務を遂行するとともに、各班間の情報共有を図るものとする。

ア 総務班（消防総務課）

- (ア) 職員被災状況の集約に関すること。
- (イ) 関係機関等との連絡調整及び報道対応に関すること。
- (ウ) 庶務、各班との連絡及び物資等調達に関すること。
- (エ) 消防庁舎の被害調査等に関すること。
- (オ) 消防団の活動に関すること。
- (カ) その他 警防計画に定める任務及び対策本部長が指示する任務

イ 予防班（予防課）

- (ア) 火災・救急・救助事案等の被害情報の集約に関すること。
- (イ) 市災害対策本部との連絡調整に関すること。
- (ウ) 危険物施設等の被害情報、道路情報等の集約に関すること。
- (エ) その他 警防計画に定める任務及び対策本部長が指示する任務

ウ 消防班（消防署・警防課）

- (ア) 火災・救急・救助活動の実施に関すること。
- (イ) 緊急消防援助隊等消防関係機関の応援要請、受入調整及び県応援調整本部との連絡調整に関すること。
- (ウ) 通信指令施設、防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保、操作並びに広報に関すること。
- (エ) 気象情報・災害情報の受理、出動指令及び活動情報に関すること。
- (オ) 消火栓、防火水槽等消防水利の確保に関すること。
- (カ) 住民等に対する広報活動及び避難誘導に関すること。
- (キ) 医療機関受入れ状況等救急医療情報に関すること。
- (ク) 新潟県ドクターヘリ及び新潟DMATとの連絡調整に関すること。
- (ケ) 消防車両・機械器具等装備品の整備及び管理に関すること。
- (コ) 新潟県消防防災航空隊との連絡調整に関すること。
- (サ) その他 警防計画に定める任務及び対策本部長が指示する任務

※ 町事務所、町村災害対策本部との連絡調整については、高柳、西山、出雲崎分遣所の職員を派遣する。

(3) 対策本部会議等

ア 対策本部長は、災害情報・被害状況等进行分析し活動方針等を決定するため、必要に応じて対策本部会議を招集するものとする。

イ 対策本部会議は、対策本部長、各班長をもって組織するものとし、対策本部長が会議の議長を指名するものとする。

ウ 対策本部会議における協議事項は以下のとおりとする。

- (ア) 災害情報、気象情報、道路情報及び被害情報等の報告
- (イ) 災害活動等部隊運用状況の報告
- (ウ) 活動方針の決定及び応援要請の判断
- (エ) 住民避難状況の把握（勧告区域・指示区域、避難所開設状況等）
- (オ) 関係機関との連絡調整及び報道対応状況
- (カ) その他必要な事項

エ 災害情報等の連絡先機関

- (ア) 市町村災害対策本部
- (イ) 柏崎警察署
- (ウ) 病院群輪番制病院
- (エ) 柏崎保健所
- (オ) 新潟県柏崎地域振興局
- (カ) 中越地区代表消防本部
- (キ) 新潟県代表消防本部
- (ク) 新潟県防災局消防課
- (ケ) 総務省消防庁
- (コ) その他必要な機関

(5) その他

警戒本部の組織、任務等は、対策本部に準ずるものとする。

(現地対策本部)

第6条 消防長は、必要があると認めるときは、災害地に柏崎市消防災害対策本部現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置く。

- 2 現地対策本部は、本部の任務のうち、緊急を要する災害応急対策について、災害地の住民の要請等に基づき、適切な措置を講ずるものとする。
- 3 現地対策本部長及び現地対策本部員は、消防長が指名する。

(対策本部等の表示)

第7条 対策本部には「柏崎市消防災害対策本部」を、現地対策本部には「柏崎市消防災害対策本部 現地対策本部」を表示する。

(職員の動員)

第8条 消防長は、災害応急対策に対処する体制を確保するため、職員を動員するものとする。

この場合において、毎日勤務者の勤務時間外及び休日等並びに隔日勤務者の非番日・週休日は、新潟県柏崎市消防職員非常招集規程（平成17年5月1日消防本部訓令第7号。以下「招集規程」という。）第3条に基づく非常招集計画（平成27年3月26日改正）により職員を動員するものとする。

(参集途上の留意事項)

第9条 前条の規定により、応招場所に参集する職員は、参集途上における市域の被害状況を把握し、応招場所の上席職員に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた上席職員は、前項の被害状況を応急対策実施要綱別記第4号様式「災害情報連絡・処理票」により、所属長に報告しなければならない。
- 3 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等、必要な措置をとった後登庁する。
- 4 交通の途絶等により登庁できない職員は、その旨を所属長に連絡し、その後の指示を受けるものとする。

(非常招集の報告)

第10条 所属長は、勤務時間外等の非常招集命令に基づく職員の配備状況を招集規程第4条第2項に基づく別記様式「非常招集報告」により、消防長に報告しなければならない。

(非常招集の解除)

第11条 消防長は、災害が発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策が完了したときは、非常招集の解除を発するものとする。

(柏崎市災害対策本部等との関係)

第12条 この要綱に基づく対策本部等の組織は、柏崎市災害対策本部等が設置された場合、この組織をもって編入する。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

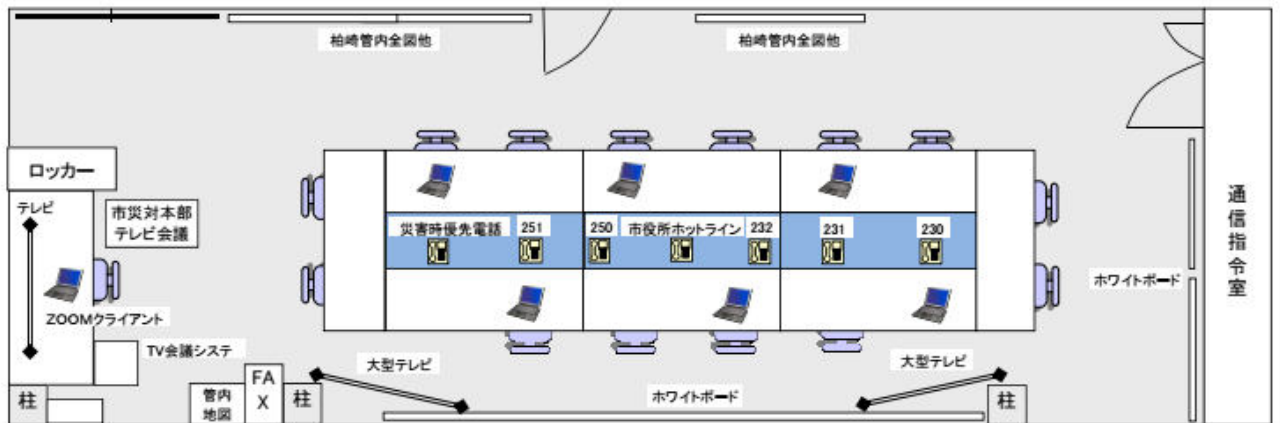
附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

別表第1

災害対策室レイアウト（令和3（2021）年8月1日）

【消防災害対策本部（常設）】



(趣旨)

第1条 この要綱は、市域の災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため、新潟県柏崎市消防警防規程（平成17年5月1日消防本部訓令第10号。以下「消防警防規程」という。）第3条に基づき、火災・救急・救助体制等に係る消防災害対策本部（以下「対策本部」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

対策本部の設置に関しては、新潟県柏崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第11号）、新潟県柏崎市災害対策本部規則（平成8年規則第21号）及び新潟県柏崎市災害応急対策実施要綱（平成8年訓令第9号。以下「応急対策実施要綱」という。）と整合を図るものとする。

(警戒体制)

第2条 消防長は、新潟地方気象台の災害に係る気象情報及び国、新潟県、柏崎警察署、住民等から災害情報を収集し、管内に局地的な被害が発生し、又は局地的な災害が発生するおそれのあるとき、災害応急対策に対処する警戒体制をとるものとする。

(対策本部の設置及び解散)

第3条 消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号の一に該当するときは、対策本部を設置するものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が発生したとき。
- (2) 災害が発生し、その規模及び範囲から特に対策を要するとき。
- (3) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (4) 新潟県柏崎市消防警防規程（平成17年5月1日消防本部訓令第10号）第9条に定める警防計画（以下「警防計画」という。）の対策本部設置基準に該当するとき。
- (5) 上記に掲げるほか、消防長が必要と認めたとき。

2 消防長は、災害に係る応急対策がおおむね完了したとき、又は予想された災害の危険性が解消されたと認めるときは、対策本部を解散するものとする。

3 消防長は、対策本部設置前であって、重大な災害発生が予見される事象が確認されたときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置することができるものとする。

4 消防長は、重大な災害発生が予見される事象が解消されたと認めるときは、警戒本部を解散するものとする。

(対策本部及び警戒本部の設置場所等)

第4条 対策本部及び警戒本部（以下「対策本部等」という。）は、消防本部災害対策室（以下「災害対策室」という。）に置く。ただし、消防本部庁舎が被災した場合は、消防長が指定する場所に置く。

2 消防総務課長は、対策本部等の設置に当たり、災害対策室を別図第1のとおり配置する。併せて、別表第2に掲げる備品等を準備するとともに、柏崎市災害対策本部テレビ会議システムを起動する。なお、夜間、休日等の場合は当直責任者が配置、準備、起動する。

(対策本部組織)

第5条 対策本部長は、消防長とし、対策本部の事務を統括し、各班の職員を指揮監督する。

2 対策副本部長は、消防総務課長とし、対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部員は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部の組織、任務等は、次のとおりとする。

(1) 組織

(2) 任務

対策本部長の決定する活動方針を実現するため、各班が下記に示す任務を遂行すると

もに、各班間の情報共有を図るものとする。

ア 総務班（消防総務課）

- (ア) 職員被災状況の集約に関する事。
- (イ) 関係機関等との連絡調整及び報道対応に関する事。
- (ウ) 庶務、各班との連絡及び物資等調達に関する事。
- (エ) 消防庁舎の被害調査等に関する事。
- (オ) 消防団の活動に関する事。
- (カ) その他 警防計画に定める任務及び対策本部長が指示する任務

イ 予防班（予防課）

- (ア) 火災・救急・救助事案等の被害情報の集約に関する事。
- (イ) 市災害対策本部との連絡調整に関する事。
- (ウ) 危険物施設等の被害情報、道路情報等の集約に関する事。
- (エ) その他 警防計画に定める任務及び対策本部長が指示する任務

ウ 消防班（消防署・警防課）

- (ア) 火災・救急・救助活動の実施に関する事。
- (イ) 緊急消防援助隊等消防関係機関の応援要請、受入調整及び県応援調整本部との連絡調整に関する事。
- (ウ) 通信指令施設、防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保、操作並びに広報に関する事。
- (エ) 気象情報・災害情報の受理、出動指令及び活動情報に関する事。
- (オ) 消火栓、防火水槽等消防水利の確保に関する事。
- (カ) 住民等に対する広報活動及び避難誘導に関する事。
- (キ) 医療機関受入れ状況等救急医療情報に関する事。
- (ク) 新潟県ドクターヘリ及び新潟DMATとの連絡調整に関する事。
- (ケ) 消防車両・機械器具等装備品の整備及び管理に関する事。
- (コ) 新潟県消防防災航空隊との連絡調整に関する事。
- (サ) その他 警防計画に定める任務及び対策本部長が指示する任務

※ 町事務所、町村災害対策本部との連絡調整については、高柳、西山、出雲崎分遣所の職員を派遣する。

(3) 対策本部会議等

ア 対策本部長は、災害情報・被害状況等を分析し活動方針等を決定するため、必要に応じて対策本部会議を招集するものとする。

イ 対策本部会議は、対策本部長、各班長をもって組織するものとし、対策本部長が会議の議長を指名するものとする。

ウ 対策本部会議における協議事項は以下のとおりとする。

- (ア) 災害情報、気象情報、道路情報及び被害情報等の報告
- (イ) 災害活動等部隊運用状況の報告
- (ウ) 活動方針の決定及び応援要請の判断
- (エ) 住民避難状況の把握（勧告区域・指示区域、避難所開設状況等）
- (オ) 関係機関との連絡調整及び報道対応状況
- (カ) その他必要な事項

エ 災害情報等の連絡先機関

- (ア) 市町村災害対策本部
- (イ) 柏崎警察署
- (ウ) 病院群輪番制病院
- (エ) 柏崎保健所
- (オ) 新潟県柏崎地域振興局
- (カ) 中越地区代表消防本部
- (キ) 新潟県代表消防本部
- (ク) 新潟県防災局消防課
- (ケ) 総務省消防庁
- (コ) その他必要な機関

(4) その他

警戒本部の組織、任務等は、対策本部に準ずるものとする。

(現地対策本部)

第6条 消防長は、必要があると認めるときは、災害地に柏崎市消防災害対策本部現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置く。

2 現地対策本部は、本部の任務のうち、緊急を要する災害応急対策について、災害地の住民の要請等に基づき、適切な措置を講ずるものとする。

3 現地対策本部長及び現地対策本部員は、消防長が指名する。

(対策本部等の表示)

第7条 対策本部には「柏崎市消防災害対策本部」を、現地対策本部には「柏崎市消防災害対策本部 現地対策本部」を表示する。

(職員の動員)

第8条 消防長は、災害応急対策に対処する体制を確保するため、職員を動員するものとする。この場合において、毎日勤務者の勤務時間外及び休日等並びに隔日勤務者の非番日・週休日は、新潟県柏崎市消防職員非常招集規程（平成17年5月1日消防本部訓令第7号。以下「招集規程」という。）第3条に基づく非常招集計画（平成27年3月26日改正）により職員を動員するものとする。

(参集途上の留意事項)

第9条 前条の規定により、応招場所に参集する職員は、参集途上における市域の被害状況を把握し、応招場所の上席職員に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた上席職員は、前項の被害状況を応急対策実施要綱別記第4号様式「災害情報連絡・処理票」により、所属長に報告しなければならない。

3 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等、必要な措置をとった後登庁する。

4 交通の途絶等により登庁できない職員は、その旨を所属長に連絡し、その後の指示を受けるものとする。

(非常招集の報告)

第10条 所属長は、勤務時間外等の非常招集命令に基づく職員の配備状況を招集規程第4条第2項に基づく別記様式「非常招集報告」により、消防長に報告しなければならない。

(非常招集の解除)

第11条 消防長は、災害が発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策が完了したときは、非常招集の解除を発するものとする。

(柏崎市消防団への協力要請)

第12条 消防長は、災害応急対策に対処するため、前第2条に基づく警戒体制をとるとき又は、前第3条に基づく対策本部を設置するとき、柏崎市消防団長（以下「消防団長」という。）へ協力要請を行うものとする。

2 消防長は、消防団長から要請があったとき、消防本部に消防団本部を設置するものとする。

(柏崎市災害対策本部等との関係)

第13条 この要綱に基づく対策本部等の組織は、柏崎市災害対策本部等が設置された場合、この組織をもって編入する。

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月7日から施行する。

別図第1（第4条関係）

消防災害対策本部

別表第2（第4条関係）

消防災害対策本部用備品等一覧

設備、備品等の名称 数量 備考

【消防災害対策本部】

防災行政無線個別受信機	1台	常設
市役所ホットライン	1台	常設（専用線）
災害時優先電話（FAX兼用：発信専用）	1台	常設（24-1329）
FAX専用機（災害時優先電話兼用）	1台	常設（24-1329）
有線電話 内線230	1台	常設（24-1500代）
有線電話 内線231	1台	常設（24-1500代）
有線電話 内線232	1台	常設（24-1500代）
有線電話 内線250	1台	常設（24-1345）
有線電話 内線251	1台	常設（24-1345）
テレビ	3台	常設
ホワイトボード	2台	常設
マグネット・ホワイトボードマーカー他	一式	常設ロッカー内
テレビ会議用パソコン他	一式	常設
操作タブレット・タッチシェア（親機・子機）	一式	常設
防災NW用WiFiルーター他	一式	常設
現場中継システム用パソコン他	一式	常設
柏崎市全域地図・管内全域地図他	一式	常設
可搬型無線機（指揮6：県貸与）	1台	通信指令室

【消防団本部】

防災行政無線個別受信機	1台	常設
デジタル無線遠隔制御装置（活動波3）	1台	常設
有線電話 内線351	1台	常設（24-1500代）

テレビ 1台 常設
ホワイトボード 1台 常設

別表第2

消防災害対策本部用備品等一覧

R3(2021)年4月1日

設備、備品等の名称	数量	備考
【消防災害対策本部】※3階災害対策室		
防災行政無線個別受信機	1台	常設
市役所ホットライン	1台	常設(専用線)
災害時優先電話(FAX兼用:発信専用)	1台	常設(24-1329)
FAX専用機(災害時優先電話兼用)	1台	常設(24-1329)
有線電話 内線230	1台	常設(24-1500代)
有線電話 内線231	1台	常設(24-1500代)
有線電話 内線232	1台	常設(24-1500代)
有線電話 内線250	1台	常設(24-1345)
有線電話 内線251	1台	常設(24-1345)
テレビ	3台	常設
電子ホワイトボード	1台	常設
ホワイトボード	1台	常設
柏崎市全域地図他	一式	常設
文書整理トレー	一式	常設ロッカー内
マグネット	一式	常設ロッカー内
ホワイトボードマーカー	一式	常設ロッカー内
ノートパソコン	一式	2階事務室(職員個人機、対策本部用機)
可搬型無線機(県貸与)	1台	通信指令室(指揮6)
テレビ会議用ZOOMクライアント	1台	常設
テレビ会議用カメラ・マイク・スピーカー	一式	常設
操作タブレット・タッチシェア(親機・子機)	一式	常設
防災NW用WiFiルータ	1台	常設
【消防団本部】※2階大会議室		
防災行政無線個別受信機	1台	常設
デジタル無線遠隔制御装置(活動波3)	1台	常設
有線電話 内線351	1台	常設(24-1500代)
テレビ	1台	常設
ホワイトボード	1台	常設
ノートパソコン	1台	2階事務室(消防団係個人機)

2-9 柏崎市消防団の設置等に関する条例

昭和42年12月25日条例第37号

改正 平成18年9月22日条例第52号

新潟県柏崎市消防団の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 法第9条の規定に基づき、次の消防団を設置する。

柏崎市消防団

2 前項の消防団の区域は柏崎市一円とする。

附 則

この条例は、昭和43年1月1日から施行する。

附 則（平成18年9月22日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

2-10 柏崎市消防団規則

○新潟県柏崎市消防団規則

昭和42年12月25日規則第19号

〔注〕平成14年1月から改正経過を注記した。

改正

昭和43年11月1日規則第28号
昭和44年3月10日規則第9号
昭和44年7月11日規則第25号
昭和44年11月1日規則第34号
昭和46年4月19日規則第20号
昭和46年9月25日規則第34号
昭和47年3月30日規則第5号
昭和48年3月29日規則第7号
昭和49年3月30日規則第4号
昭和50年3月31日規則第7号
昭和52年3月28日規則第7号
昭和53年3月31日規則第8号
昭和54年3月24日規則第3号
昭和55年3月29日規則第7号
昭和56年3月26日規則第18号
昭和57年6月30日規則第25号
昭和58年3月24日規則第7号
昭和59年3月27日規則第4号
昭和60年3月23日規則第6号
昭和61年2月7日規則第9号
昭和61年3月25日規則第10号
昭和62年3月23日規則第8号
昭和62年10月7日規則第34号
昭和63年3月26日規則第7号

平成元年 3 月 29 日規則第 16 号
平成 2 年 3 月 30 日規則第 12 号
平成 3 年 3 月 30 日規則第 22 号
平成 4 年 3 月 27 日規則第 12 号
平成 5 年 3 月 30 日規則第 10 号
平成 6 年 3 月 29 日規則第 11 号
平成 7 年 3 月 31 日規則第 21 号
平成 9 年 3 月 24 日規則第 11 号
平成 9 年 6 月 20 日規則第 62 号
平成 10 年 3 月 23 日規則第 14 号
平成 12 年 3 月 27 日規則第 23 号
平成 14 年 1 月 31 日規則第 11 号
平成 15 年 1 月 30 日規則第 8 号
平成 17 年 3 月 2 日規則第 20 号
平成 18 年 1 月 11 日規則第 3 号
平成 18 年 2 月 10 日規則第 8 号
平成 19 年 11 月 5 日規則第 85 号
平成 22 年 2 月 10 日規則第 3 号
平成 22 年 6 月 30 日規則第 54 号
平成 23 年 2 月 25 日規則第 8 号
平成 24 年 3 月 30 日規則第 45 号
平成 26 年 8 月 8 日規則第 69 号
平成 31 年 3 月 20 日規則第 24 号
令和 2 年 2 月 20 日規則第 6 号
令和 4 年 3 月 28 日規則第 31 号
令和 6 年 3 月 21 日規則第 34 号

新潟県柏崎市消防団規則

(趣旨)

第 1 条 柏崎市消防団の組織、所掌事務及び管轄区域並びに階級、訓練、礼式及び服制、出動報酬

等に関しては、この規則の定めるところによる。

一部改正〔令和6年規則34号〕

(消防団の組織)

第2条 消防団は、基本消防団及び機能別消防団で組織する。

- 2 基本消防団に、消防団本部（以下「団本部」という。）、方面隊及び分団を置き、分団に部及び班を置く。
- 3 団本部にラッパ隊、女性消防隊及び学生消防隊を置く。
- 4 ラッパ隊及び女性消防隊の隊員は、基本消防団員（以下「基本団員」という。）のうちから消防団長が命ずる。
- 5 ラッパ隊は、訓練、式典等において消防団員の士気の高揚を図る活動を所掌する。
- 6 女性消防隊は、防災知識の普及啓発及び災害時における後方支援活動を所掌する。
- 7 学生消防隊は、防災知識の普及啓発活動を所掌する。
- 8 機能別消防団は、大規模な災害が発生した場合等に柏崎市消防本部（以下「消防本部」という。）を支援する。

全部改正〔平成31年規則24号〕、一部改正〔令和2年規則6号〕

(団本部)

第3条 団本部は命令の伝達、災害情報の収集、応援消防隊との連絡、その他消防団の庶務を所掌する。

- 2 団本部の事務は消防本部消防総務課で行う。

一部改正〔平成14年規則11号・18年8号・24年45号・31年24号〕

(方面隊)

第3条の2 方面隊は、管轄区域の分団を統括し、命令の伝達、災害情報の収集、所属団員の教養及び訓練その他の消防事務を所掌する。

- 2 方面隊の名称及び管轄する分団は、次のとおりとする。

方面隊の名称	管轄する分団
西部方面隊	第1分団 第2分団 第3分団
南部方面隊	第4分団 第5分団 第6分団
東部方面隊	第7分団 第8分団 第9分団 第14分団
北部方面隊	第10分団 第11分団 第12分団 第13分団

高柳方面隊	第15分団 第16分団
西山方面隊	第17分団 第18分団 第19分団

追加〔平成22年規則54号〕

(分団)

第4条 分団は管轄区域内の火災予防、警戒、消火の活動その他災害の防除業務を分掌する。

2 部及び班は分団の事務を分掌する。

3 分団の名称及び管轄区域は別表第1のとおりとする。

(副団長)

第5条 消防団に6名の副団長を置く。

2 副団長は、消防団長を補佐して消防団の事務を整理する。

一部改正〔平成17年規則20号・22年3号〕

(教育主幹等)

第5条の2 団本部に教育主幹、訓練部長、予防部長及び技術部長（以下「教育主幹等」という。）を置く。

2 教育主幹等は、副団長の階級にある者のうちから消防団長が命ずる。

3 前項に規定する者のほか、必要により教育副主幹、訓練副部長、技術副部長及び予防副部長（以下「教育副主幹等」という。）を置くことができる。

4 教育副主幹等は、分団長以上の階級にある者のうちから消防団長が命ずる。

5 教育主幹等は、上司の命を受けて、次の各号の職に応じ、当該各号に定める事務を処理する。

(1) 教育主幹

ア 教育訓練計画の設定及び効果の測定等の総括的な指導に関すること。

イ 消防防災の演習、訓練その他の消防団の行事を計画し、及び実施すること。

ウ 消防団員の福利厚生に関すること。

(2) 訓練部長

ア 消防団員の規律訓練に関すること。

イ ポンプ操法その他消防活動に必要な知識及び技術の習得に必要な訓練に関すること。

ウ その他消防団員の教育訓練に関すること。

(3) 予防部長

ア 火災の予防及び警戒に関すること。

イ 防火防災の広報に関すること。

ウ 自主防災組織、自衛消防隊その他の団体の行う防火防災訓練の指導に関すること。

(4) 技術部長

ア 消防団の設備、機械及び器材の整備及び維持管理に関すること。

イ 消防団員の安全に関すること。

追加〔平成22年規則54号〕

(方面隊長)

第5条の3 方面隊に方面隊長を置き、副団長を充てる。

2 方面隊長は、団長の命を受け、管轄する分団を指揮監督する。

追加〔平成22年規則54号〕

(分団長等)

第6条 分団に分団長を置く。

2 分団長は、上司の命を受けて分団の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

3 分団に副分団長を置く。

4 副分団長は、分団長を補佐して分団の事務を整理する。

一部改正〔平成18年規則8号〕

(部長)

第7条 部に部長を置く。

2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

一部改正〔平成18年規則8号〕

(班長)

第8条 班に班長を置く。

2 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

一部改正〔平成18年規則8号〕

(消防団員の階級及び定員)

第9条 基本団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。

3 ラップ隊員及び女性消防隊員の階級は、別表第2のとおりとする。

4 学生消防隊員及び機能別団員の階級は、団員とする。

5 団長及び副団長の階級にある者以外の消防団員の階級の定員数は、別表第3のとおりとする。

一部改正〔平成18年規則8号・24年45号・31年24号・令和2年6号〕

(分限及び懲戒の手続)

第10条 新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年条例第38号。

以下「条例」という。）第6条の規定に該当するものとして、市長又は消防団長（以下「任命権者」という。）が消防団員の意に反する降任又は免職の処分を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

2 任命権者は、条例第7条の規定に該当するものとして戒告、停職又は免職を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

3 第1項及び前項の書面の交付は、当該消防団員の所在を知ることができない場合においては、その内容を告示することをもってこれに代えることができるものとし、告示の日から起算して2週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

4 停職者は、その職を保有するが職務に従事することができず、停職期間中においては、いかなる報酬等も支給されない。

一部改正〔平成18年規則8号・令和4年31号〕

(幹部会議)

第11条 消防団長は、特に重要な事務の決定又は事務連絡及び事務執行の徹底を期するため、次の会議を開くことができる。

(1) 団長、副団長会議

(2) 分団長会議

2 消防団長は、特に必要と認めた場合は前項第1号及び第2号の会議をあわせて開くことができる。

一部改正〔平成14年規則11号・18年8号〕

(関係者の出席)

第12条 消防団長は、前条の会議で必要があると認めるときは、市長並びに消防長及び消防署長その他関係者の出席を求めることができる。

一部改正〔平成18年規則8号・24年45号〕

(報酬の支給時期)

第13条 条例第13条第2項の規定により支給する年額報酬は、年度を半期ずつに区分して上半期分

を9月末日に、下半期分を翌年の3月末日に支給する。ただし、年度の途中において職に就いた場合はその月から、離職又は死亡の場合はその月まで、それぞれ月割計算により支給する。

2 条例第13条第3項の規定により支給する出勤報酬は、4月1日から6月末日、7月1日から9月末日、10月1日から12月末日及び翌年の1月1日から3月末日までの4期に区分して、それぞれの期間分をまとめて当該期間の末日の属する月の翌月末日に支給する。

3 前各項の日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

一部改正〔平成18年規則8号・令和4年31号・6年34号〕

（報酬支給人員の報告）

第14条 消防団長は、報酬を必要とする団員を調査して市長に報告するものとする。

一部改正〔平成18年規則8号・令和4年31号・6年34号〕

（訓練及び礼式）

第15条 消防団員の訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準（昭和40年7月消防庁告示第1号）の定めるとおりとする。

一部改正〔平成18年規則8号・令和4年31号〕

（服制）

第16条 消防団員の服制は、消防団員服制基準（昭和25年2月国家公安委員会告示第1号）の定めるとおりとする。

一部改正〔平成14年規則11号・18年8号・令和4年31号〕

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか消防団に関して必要な事項は、別に定める。

一部改正〔平成18年規則8号・令和4年31号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和43年1月1日から施行する。

（規則の廃止）

2 新潟県柏崎市消防団規則（昭和26年規則第10号）は廃止する。

（経過規定）

- 3 この規則施行の際現にこの規則に定める階級及び職名にある者は別に辞令を用いなくて、それぞれこの規則によってその階級又は職名を命ぜられたものとみなす。

附 則（昭和43年11月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年3月10日規則第9号）

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年7月11日規則第25号）

この規則は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和44年11月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

附 則（昭和46年4月19日規則第20号）

この規則は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則（昭和46年9月25日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年9月1日から適用する。

附 則（昭和47年3月30日規則第5号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月29日規則第7号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月30日規則第4号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日規則第7号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月28日規則第7号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日規則第8号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月24日規則第3号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日規則第7号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月26日規則第18号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月30日規則第25号）

この規則は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月24日規則第7号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月27日規則第4号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月23日規則第6号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年2月7日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年3月25日規則第10号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月23日規則第8号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年10月7日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年10月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月26日規則第7号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月29日規則第16号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日規則第12号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第22号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日規則第12号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日規則第10号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日規則第11号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第21号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月24日規則第11号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月20日規則第62号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県柏崎市消防団規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月23日規則第14号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日規則第23号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年1月31日規則第11号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月30日規則第8号）

この規則は、平成15年2月2日から施行する。

附 則（平成17年3月2日規則第20号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成18年1月11日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月10日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月5日規則第85号）

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成22年2月10日規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 6 月30日規則第54号）

この規則は、平成22年 7 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、同年 8 月 8 日から施行する。

附 則（平成23年 2 月25日規則第 8 号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日規則第45号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定（「1,547人」を「1,414人」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 8 月 8 日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月20日規則第24号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月20日規則第 6 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月28日規則第31号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月21日規則第34号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

本部及び分団名	管轄区域
団本部	柏崎市一円
第 1 分団	番神一丁目 番神二丁目 寿町 東の輪町 天神町 鯨波一丁目 鯨波二丁目 鯨波三丁目 大久保一丁目 大久保二丁目 中浜一丁目 中浜二丁目 若葉町 緑町 赤坂町 米山台一丁目 米山台二丁目 米山台三丁目 米山台四丁目 米山台五丁目 常盤台 三島町 三島西 剣野町 西本町一丁目 西本町二丁目 西本町三丁目 東港町 西港町 新橋 駅前一丁目の一部（附表第 1 を除く） 駅前二丁目の一部（附表第 1 を除く） 新赤坂一丁目 新赤坂二丁目 新赤坂三丁目 新赤坂四丁目 新赤坂五丁目 米山台東 米山台西 大字鯨波 大字青海川

第2分団	豊町 扇町 日吉町 四谷一丁目 四谷二丁目 四谷三丁目 長浜町 比角一丁目 比角二丁目 松美一丁目 松美二丁目 北斗町の一部（附表第2を除く） 学校町 駅前一丁目の一部（附表第1） 駅前三丁目の一部（附表第1） 日石町 鏡町 東本町一丁目 東本町二丁目 東本町三丁目 錦町 小倉町 諏訪町 中央町 栄町 新花町 北園町 桜木町 大和町 安政町 三和町 東長浜町 田塚一丁目 田塚二丁目 田塚三丁目 新田畑 大字田塚の一部（附表第3を除く） 大字新田畑 大字藤井の一部（附表第4） 北半田一丁目 北半田二丁目
第3分団	大字谷根 大字小杉 大字吉尾 大字笠島 大字上輪新田 米山町 大字大清水 大字大平 大字上輪 大字高畔 大字蕨野
第4分団	柳橋町 幸町 宝町 関町 穂波町 宮場町 元城町 城東一丁目 城東二丁目 南光町 田中 岩上 半田一丁目 半田二丁目 半田三丁目 希望が丘 朝日が丘 城塚 南半田 ゆりが丘 長峰町 大字枇杷島の一部 大字茨目の一部（附表第5）
第5分団	大字黒滝 大字貝渕 大字新道 大字大河内新田 大字上方 大字下方 大字横山 大字藤橋 大字堀 大字南下 向陽町 大字上条 大字宮之窪 大字山口 大字佐水 大字芋川 大字古町 大字小田山新田
第6分団	大字久米 大字水上 大字細越 大字野田 大字宮川新田 大字木沢 大字田屋 大字女谷 大字折居 大字市野新田 大字清水谷 大字谷川新田
第7分団	大字半田 大字田塚の一部（附表第3） 大字藤井の一部（附表第3） 茨目一丁目 茨目二丁目 茨目三丁目 大字上田尻 大字茨目の一部（附表第5を除く） 大字両田尻 大字下田尻 大字安田 大字軽井川 大字佐藤池新田 大字平井 大字本条の一部（附表第6）
第8分団	大字宮平 大字与板 大字加納 大字善根
第9分団	大字森近 大字大沢 大字石曾根 大字山室
第10分団	大字藤井の一部（附表第3及び第4を除く） 大字中田 大字畔屋 大字与三

第11分団	北斗町の一部（附表第2） 柳田町 藤元町 小金町 原町 春日一丁目 春日二丁目 春日三丁目 榎原町 橋場町 大字橋場 大字下原 大字上原 大字山本 大字劔 大字土合 大字土合新田 大字長崎 大字長崎新田 大字下大新田 東原町 東柳田 美穂田 宝田 豊田 栄田
第12分団	大字矢田 大字小黑須 大字飯塚 大字五十土 大字成沢 大字曾地 大字曾地新田 大字花田 大字吉井
第13分団	松波一丁目 松波二丁目 松波三丁目 松波四丁目 荒浜一丁目 荒浜二丁目 荒浜三丁目 荒浜四丁目 青山町 大字大湊 大字宮川 大字椎谷
第14分団	大字南条 大字本条の一部（附表第6を除く） 大字北条 大字東条 大字小島 大字山潤 大字旧広田 大字大広田 大字西長島 大字東長島 大字吉井黒川
第15分団	高柳町岡田 高柳町山中 高柳町岡野町 高柳町栃ヶ原 高柳町高尾
第16分団	高柳町漆島 高柳町荻ノ島 高柳町門出 高柳町田代 高柳町石黒
第17分団	西山町石地 西山町尾町 西山町大津 西山町大崎 西山町甲田 西山町浜忠
第18分団	西山町上山田 西山町尾野内 西山町灰爪 西山町別山 西山町礼拝 西山町鎌田 西山町下山田 西山町田沢 西山町伊毛 西山町藤掛 西山町池浦
第19分団	西山町坂田 西山町二田 西山町中央台 西山町鬼王 西山町長嶺 西山町後谷 西山町黒部 西山町西山 西山町和田 西山町新保 西山町緑が丘 西山町五日市 西山町内方 西山町大坪 西山町北野 西山町妙法寺

附表

第1（駅前一丁目、駅前三丁目）	柏崎停車場線の東側の区域
第2（北斗町）	5番から8番までの区域
第3（大字田塚、大字藤井）	よしやぶ川の南側の区域

第4（大字藤井）	田塚町内会及び南田塚町内会の区域
第5（大字茨目）	信越本線と北陸自動車道によって区画される北西の区域
第6（大字本条）	今熊町内会の区域

注 この管轄区域の表示は、新潟県柏崎市町名を用い、その町名の区域が2個分団以上に区分される場合は、附表によりその一部を表示した。附表は町の住居表示の番、道路等の区画により表示し、これを用い難い場合は、通称の町内会の名称を用いた。

全部改正〔平成14年規則11号〕、一部改正〔平成15年規則8号・17年20号・18年3号・19年85号・22年3号・54号・23年8号〕

別表第2（第9条関係）

ラッパ隊員及び女性消防隊員の階級	階級
隊長	分団長
副隊長	副分団長
隊員	団員

追加〔平成24年規則45号〕

別表第3（第9条関係）

種別	階級	定員
基本消防団員	分団長	21人
	副分団長	21人
	部長	35人
	班長	83人
	団員	1,291人
機能別消防団員	団員	20人

全部改正〔平成31年規則24号〕

2－1 1 柏崎市業務継続方針

柏 崎 市 業 務 継 続 方 針

柏 崎 市

目 次

第1章 業務継続方針の基本的な考え方

1 策定の趣旨	1
2 対象機関	2
3 対象とする危機事案	2
4 業務継続の基本的な考え方	2

第2章 業務継続方針の対象となる非常時優先業務

1 基本的な考え方	3
2 業務影響分析	3
3 影響度の判断の視点	4
4 非常時優先業務の洗い出し	4
5 目標時間の設定	5

第3章 今後の取組

1 非常時優先業務の整理	6
2 業務執行体制・環境の確保	6
3 教育・訓練等の実施	6
4 推進体制の構築	7
5 業務継続方針等の見直し	7
6 業務継続方針の柔軟な運用	7

平成26年4月25日 策定

平成30年5月24日 一部修正

第1章 業務継続方針の基本的な考え方

1 策定の趣旨

地震や水害をはじめとする自然災害や大規模事故、新型インフルエンザ、あるいは武力攻撃事態等などの危機が発生した場合、市の庁舎等も被災し、職員、執務スペース、情報システム、ライフライン等の業務に必要な資源に制約が生ずる可能性があります。

市は、そのような状況下でも、組織として活動できるよう、業務に必要な資源を確保するとともに、危機の発生による被害や損失の拡大を防ぐため、「柏崎市地域防災計画」、「柏崎市国民保護計画」及び「柏崎市危機管理計画」等の計画、各部局で整備しているマニュアル等に基づき、応急対策業務（優先的に実施する必要のある復旧・復興業務を含む。以下同様）を実施しなければなりません。

また、市は、普段から実施している市民の生命・身体の安全、重要財産の保全など、休止することのできない業務（以下「優先通常業務」という。）も継続して実施しなければなりません。

そのために、柏崎市業務継続方針（以下「業務継続方針」という。）は、応急対策業務及び優先通常業務（以下「非常時優先業務」という。）の実施に関する基本的な考え方及び必要な体制整備について定めるものです。

所属長は、この業務継続方針に基づいて、業務継続体制を具体的に整備しなければなりません。

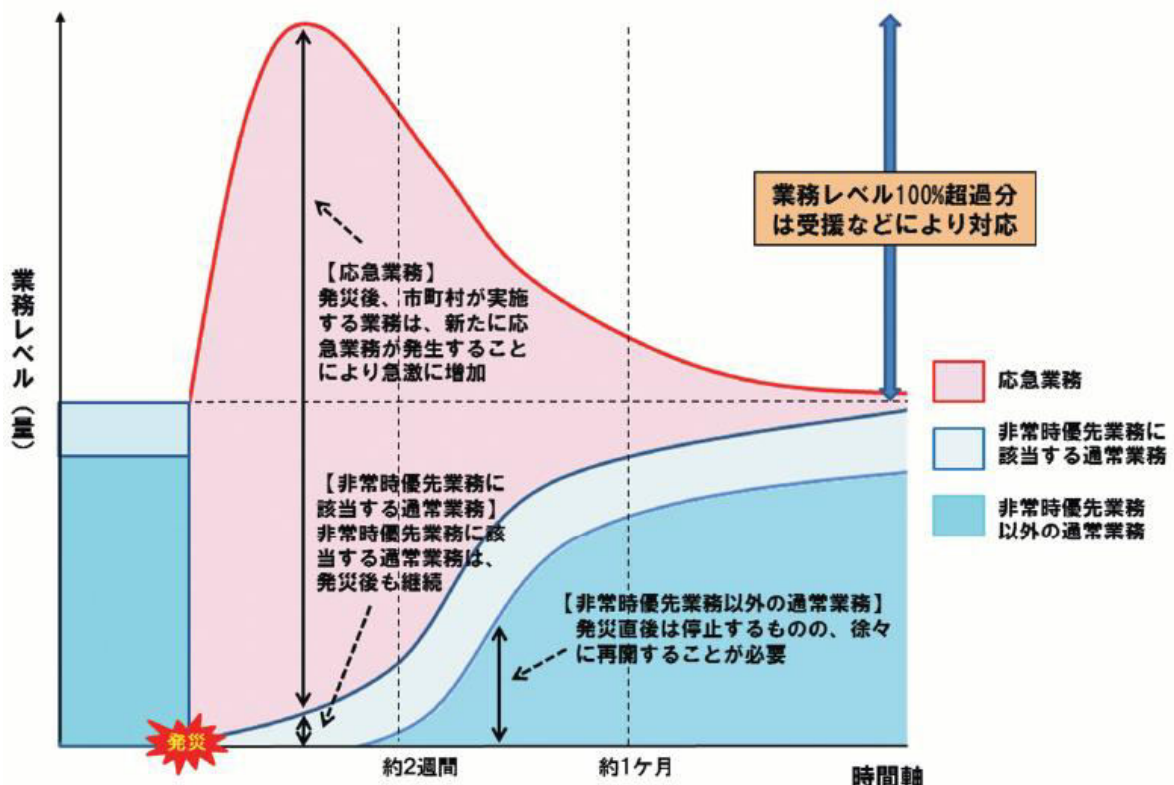


図 発災後に市が実施する業務の推移

2 対象機関

この業務継続方針の対象となる機関は、市長部局、教育委員会、上下水道局、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査会及び議会事務局とします。

なお、消防本部は、普段から市民の生命、身体及び財産を保全する重要な役割を担っており、体制が構築されているため、本方針の対象から除外することとします。

3 対象とする危機事案

この業務継続方針の対象とする危機は、市民の生命、身体及び財産への被害について大きな影響を及ぼす次の三つの事案うち、通常の市の体制では、市の業務継続が難しくなるような大規模な危機（以下「大規模な危機」という。）を対象とします。

① 災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害

（自然災害＋大規模な火災、爆発、その他の事故等）

② 武力攻撃事態

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条に規定する緊急対処事態

③ その他の危機

①及び②以外の事件、事故又はこれに類する事態

なお、この業務継続方針において、「被災」「発災」等の用語は、自然災害だけでなく、新型インフルエンザのまん延等の危機事案がもたらす影響も含めたものとします。

4 業務継続の基本的な考え方

大規模な危機の発生時においても、市民の生命・財産を守り、地域社会・経済を破綻に至らせないようにするため、以下の考え方に基づいて、業務継続体制を整備します。

- ① 地震だけではなく、多様な危機事象に対応できる体制を整備する。
- ② 業務を実施できない時間が経過することによる影響度の観点から、非常時優先業務を洗い出し、目標時間を設定する。
- ③ それぞれの非常時優先重要業務の実施に必要な資源及び業務遂行上の課題・対応方法等を整理する。



また、大規模な危機が発生した際には、次の考え方により、業務継続を図ります。

- ① 大規模な危機の発生による被害や損失の拡大を防ぐため、「柏崎市地域防災計画」等の計画に定められた応急対策業務に万全を尽くす。
- ② 市民の生命・身体の安全、重要財産の保全など、休止することのできない非常時優先業務を継続する。
- ③ 上記①及び②に必要となる職員、執務スペース、情報システム、ライフライン等の資源を優先的に確保することとし、非常時優先業務以外の通常業務については、休止・縮小する。その後、①及び②の継続に影響を与えない範囲で、順次再開する。

第2章 業務継続方針の対象となる非常時優先業務

1 基本的な考え方

大規模な危機が発生し、市の庁舎等の被災により、業務に必要な資源に制約が生じた場合、全業務を普段どおりに実施することは難しいことから、それぞれの業務を分析し、休止・縮小による社会的影響が大きい業務を優先的に実施する必要があります。

そのため、全業務について、その業務を実施できないことによる影響度の観点から、業務影響分析を実施し、その影響分析を踏まえた非常時優先業務の洗い出し及び目標時間の設定を実施します。

その上で、目標時間までに業務を実施するために必要な資源、障害となる可能性のある事項を整理し、対策を検討する必要があります。

なお、業務継続方針の対象となる非常時優先業務に該当するかの判断は、あくまで、大規模な危機の発生により資源が制約されているという状況下におけるものであり、平常時における業務の非常時優先性・評価とは関係ないことに留意する必要があります。

2 業務影響分析

業務影響分析にあたっては、発生する危機事案の種類、規模、様態等に関係なく、業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響及び批判の観点から検討します。

具体的には、次に示す「影響度区分」と「影響度判断の視点」を考慮して、それぞれ、1時間、3時間、6時間、12時間、24時間、72時間、1週間、1ヶ月、2ヶ月以内に業務を実施できない場合の影響度を検討します。

表：影響度区分

影響度	内 容
高程度	対象時間までに実施できなかったことにより相当の社会的影響が発生する。 社会的な批判が発生し、過半数以上の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考ええる。 〔高程度の状況が発生すると考えられる業務〕 ○ 市民の生命・財産等に著しい影響が発生する業務 例：福祉施設の機能や社会秩序の維持、道路・河川等の維持管理、危機管理 等 ○ 市の意思決定や、非常時優先業務の実施に必要な内部管理業務 例：連絡調整業務、庁舎の維持管理、市ホームページ・庁内LAN等の維持 等
中程度	対象時間までに実施できなかったことにより社会的影響が発生する。 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半数の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。 〔中程度の状況が発生すると考えられる業務〕 ○ 高程度に該当しないが、社会的影響が発生する業務

	例：許認可申請や審査請求の審査事務、支払事務、各種相談業務 等
低程度	対象時間までに実施できなかったことにより若干の社会的影響が発生する。 しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。

3 影響度の判断の視点

影響度の判断の視点は、次の3つとします。

(1) 休止等による社会的影響の有無

- ア 市民の生命・安全の保持に支障があるか。
- イ 市民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。
- ウ 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

(2) 市の他の業務への影響の有無

休止・中断により、市機能や災害対策本部等の影響が高い業務に支障があるか。

(3) 法令上の処理期限等の有無

法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。

※許認可や支払事務など法令等で処理期限等が定められている業務については、法令遵守を前提として検討するが、法令や制度の弾力的運用や見直しについても、検討する。

4 非常時優先業務の洗い出し

上記2の業務分析を踏まえて、大規模な危機の発生時において、優先的に実施する非常時優先業務の洗い出しを実施します。

非常時優先業務の選定にあたっては、基本的に、発災後2ヶ月以内に業務を実施できなかったことにより社会的影響（高程度又は中程度）が発生する業務を対象とします。

これは、大規模な危機が発生してから、一定期間が経過すれば、業務に必要な資源も回復し、通常の体制で業務を実施できるようになると考えられることから、作業効率等も考慮して設定するものです。

※2ヶ月以内という判断は、資源（主に業務に必要な職員）の不足が長期間続くと予測されている「新型インフルエンザ」について、「柏崎市新型インフルエンザ等対策行動計画」で「流行が約8週間程度続くと予想されている」としていることに合わせたもの。

ただし、所属において、特に非常時優先業務に選定しておくべきと判断した業務については、この限りではありません。

なお、この洗い出しが終了するまでの間は、「新型インフルエンザ発生時における柏崎市の業務継続計画 ver 1.0（平成22年1月策定）」により、洗い出しを実施した「新型インフルエンザ発生時の重要業務」並びに初動業務及び応急対策業務を非常時優先業務とします。

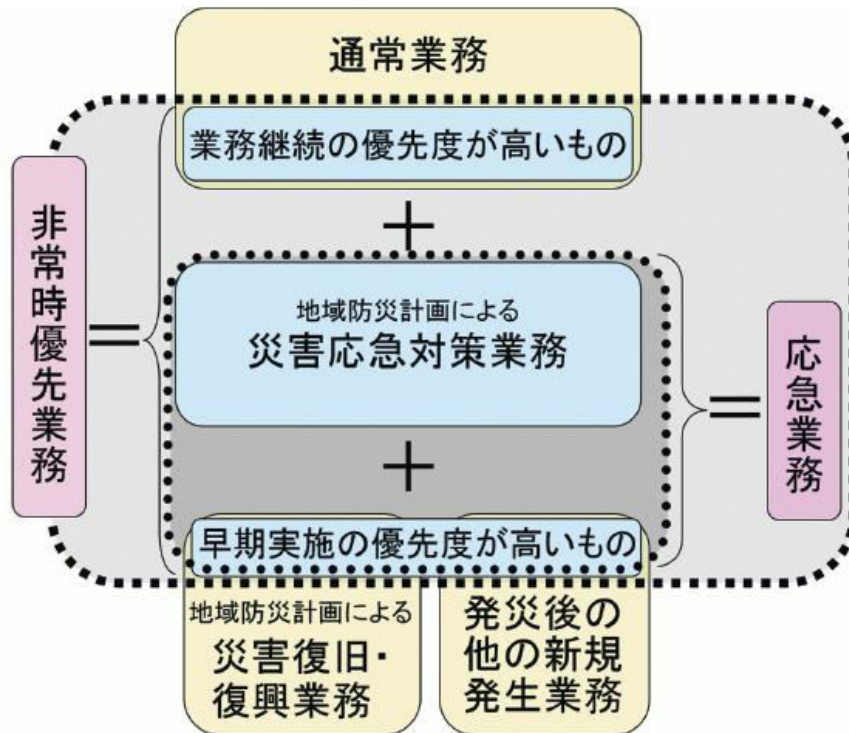


図 非常時優先業務のイメージ

5 目標時間の設定

上記4により、非常時優先業務として選定した業務については、業務影響分析の結果を踏まえて、それぞれの業務について、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制を検討します。

目標時間については、基本的に、上記4と同様の考え方により、業務を実施できなかったことにより社会的影響(高程度又は中程度)が発生する時間とします。

ただし、所属において、特に、別の目標時間を設定しておくべきと判断した業務については、この限りではありません。

第3章 今後の取組

1 非常時優先業務の整理

業務継続性の確保にあつては、危機事案の対象範囲が幅広いことや、規模や様態等により対応が異なることが想定されることから、あらゆる危機事案発生時において、市組織として共通的な業務を実施するため、第2章「4 非常時優先業務の洗い出し」及び「5 目標時間の設定」に掲げる内容を踏まえ、応急対策業務及び通常業務の観点から非常時優先業務の考え方を整理します。

2 業務執行体制・環境の確保

上記1の実施を踏まえ、非常時優先業務を執行するための体制・環境を確保するため、次の3つの業務資源に必要となる措置について検討を行います。

(1) 人員

非常時優先業務の実施に必要となる人員を把握するとともに、職員及び家族等の被災、交通機関及び道路等交通手段の影響等により参集できない職員が発生することを想定したうえで、庁内応援体制における人員配置計画を立案するとともに、大規模な危機に備えた応援・受援に基づく外部行政職員の応援体制を検討します。

また、通常業務における委託、指定管理及びアウトソーシング等の進展に伴い、非常時優先業務を実施する際に、事業者（指定管理者及びアウトソーサー等含む）等の体制の確保が非常時優先となっていることから、危機事案発生時において何らかの事由により当該事業者の事業継続が困難となった場合を想定し、代替業者の選定（2社まで選定しておくことが望ましい）や非常時優先業務実施の際に必要な物資等の調達等を含めた契約内容に見直すなどの措置も検討します。

(2) 施設・設備

庁舎に被害が発生した場合、執務スペースに係る代替施設の利用を含め、非常時優先業務の実施に際して不可欠である非常用電源、電話及び庁内LAN等の通信手段並びに防災行政無線及び付随する広報手段等の確保に必要な措置を検討します。

(3) 情報

非常時優先業務の実施に際して必要となる電子データ及び紙文書の情報資産の確保について、記録保存の方法及びバックアップの在り方等について必要となる措置を検討します。

3 教育・訓練等の実施

大規模な危機の発生時に、速やかに業務継続体制に移行し、非常時優先業務を実施するためには、職員がそれぞれ、危機発生時の対応を意識し、平時の業務を実施する中で、準備を進めておくことが非常時優先です。

このため、市は各所属等を通じて職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じるものとします。

また、大規模な危機の発生に備えた訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル、その他対応

方法等の実効性を確認することとします。

4 推進体制の構築

非常時優先業務の整理や訓練等の実施など、広い分野について戦略的かつ継続的な取り組みが必要となることから、それらを推進するための体制について、外部機関等との連携やBCP専門家の活用等も視野に入れ、庁内における推進体制を構築していきます。

5 業務継続方針等の見直し

実効性の確認や訓練等を通じて、対策の課題等を洗い出し、是正すべきところを見直し、業務継続方針やマニュアル、その他対応方法等も必要に応じて見直しを行うなど、継続的改善を行います。

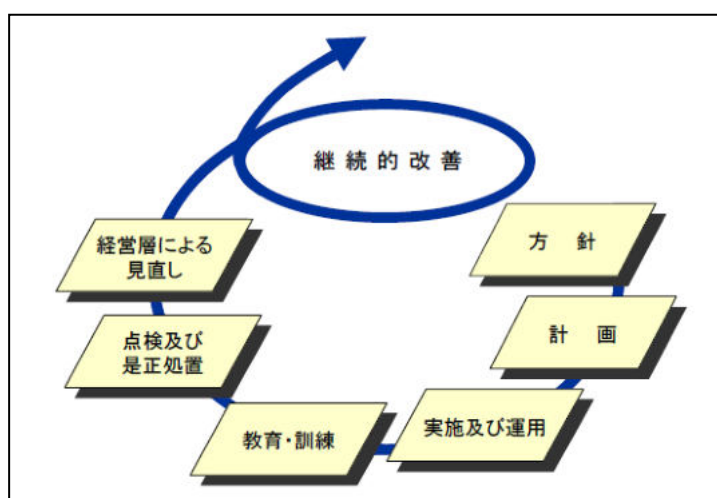


図 継続的改善

6 業務継続方針の柔軟な運用

大規模な危機の規模、様態、社会への影響等は多様であることから、その全てに、業務継続方針をそのまま適用することは、社会的・経済的混乱を招くほか、市民生活にも多大な影響を及ぼすことが予想されます。

大規模な危機の発生時には、災害対策本部等において、その規模、様態及び社会への影響等を総合的に判断し、柔軟に運用するものとします。

2-12 消防団活動

柏崎市消防団の運営に関する規程から抜粋

(消防活動の基準及び出動要領)

第7条 災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の際における警戒、消防活動についての基準及び出動要領は、次のとおりとする。

(1) 分団長は、各種災害時に活動する場合には、次に定めるところにより基本団員を出動させるものとする。

ア 強風等による火災警報発令の場合は、所属の基本団員にこの旨を通知するとともに所要の人員を招集して消防自動車車庫に待機させ、管轄区域内を巡回し、住民に周知するとともにその状況を消防団長に報告し、消防団長の指示に基づいて警戒に当たるものとする。

イ 地震、水害、台風、山崩、雪崩その他これに類する災害を未然に防止するため、警戒を行う必要があると認めた場合は、その状況を消防団本部(以下「団本部」という。)に連絡するとともに消防団長に報告し、消防団長の指示に基づいて出動警戒に当たるものとする。

(2) 分団長は、火災の場合には、団本部に直ちに報告するとともに、次の出動基準に定めるところにより機械器具を携行するように命じ、基本団員を出動させるものとする。

出動種別	火 災 出 動 の 基 準
第1出動	1 火災発生地を主に管轄する班 2 火災発生地に隣接する班(隣接分団を含む。)ただし、特に地理的に遠隔の班は、除くものとする。
第2出動	1 管轄分団のうち、第1出動しない班 2 隣接分団のうち、第1出動しない班。ただし、特に地理的に遠隔の班は、除くものとする。
第3出動	消防団長の命令による。

(3) 水害の防御は、通常警戒態勢から移行するので、分団長は、その状況を的確に把握し逐次団本部へ連絡するとともに、緊急事態発生を予知した場合は、消防団長の命令を待つことなく随時必要な人員を招集増員して作業を行うものとする。

(4) 分団長は、雪害の場合には、災害の状況を団本部へ直ちに報告するとともに、次に定めるところにより基本団員を出動させるものとする。

ア 建造物の倒壊等により人命に損傷のある場合は、消防団長の出動命令を待つことなく人命救出に必要な人員を招集して出動するものとする。

イ 公共建物及び病院等において多数の人命に損傷を及ぼすおそれのある場合は、その状況を消防団長に報告し、消防団長の指示に基づいて出動するものとする。

(5) 分団長は、その他の災害発生の場合には、その状況を団本部へ逐次報告すると

もに、地震、台風、山崩、雪崩その他これに類する災害が発生し、人命に損傷がある場合は、消防団長の出動命令を待つことなく人命救助に必要な人員を招集して出動するものとする。

2 機能別団員の消防活動についての基準及び出動要領は、次のとおりとする。

- (1) 柏崎市消防本部の管轄区域において震度6弱以上の大規模な地震が発生し、甚大な被害が拡大していると予想される場合又はその他の災害等が発生した場合において、消防長の要請により消防本部に参集するものとする。
- (2) 出動は、消防長の指示に基づくものとする。

(区域外出動)

第8条 消防団は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第3項の規定により、消防長又は消防署長の命令があるときは、管轄区域外においても行動することができる。

(消防及び水防等の活動)

第11条 基本団員は、災害現場に出動した場合は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 災害の現場に到着した分団は、消防団長の指揮のもとに各分団協調し消防施設器材を最高度に活用して生命、身体及び財産の保護に当たり損害を最小限度に止めるように努めなければならない。
- (2) 消防団長の指揮を受けないでみだりに建物その他の物件を損壊し、又はその任務の範囲を超えて行動しないこと。
- (3) みだりに持ち場を離れないこと。
- (4) 規律を厳守し上司の指揮のもとに全員でその任に当たること。
- (5) 放水は合理的判断により適度に行い、消火作業の効果を収めるとともに水損による被害を最小限度にとどめ現場保存に努めること。

(分団の退場又は解散)

第12条 災害に出動した分団は、出動人員数及び人員機械器具の異状の有無を消防団長に報告した後でなければ退場又は解散してはならない。

2-13 自主防災組織設立状況

(令和5(2023)年4月1日現在)

番号	組織名	構成町内会	設立年度
1	鯨波町内会自主防災会	鯨波	平成8(1996)年度
2	下藤井自主防災会	下藤井	平成8(1996)年度
3	橋場町自主防災会	橋場町	平成8(1996)年度
4	荒浜町内自主防災会	荒浜	平成10(1998)年度
5	新道自主防災会	新道	平成10(1998)年度
6	港町三自主防災会	港町三丁目	平成10(1998)年度
7	茨目自主防災会	茨目	平成10(1998)年度
8	岩之入自主防災会	岩之入	平成10(1998)年度
9	大洲四区乙自主防災会	大洲四区乙	平成10(1998)年度
10	下大新田自主防災会	下大新田	平成10(1998)年度
11	諏訪町一丁目自主防災会	諏訪町一丁目	平成10(1998)年度
12	田塚自主防災会	田塚	平成10(1998)年度
13	長崎新田自主防災会	長崎新田	平成10(1998)年度
14	宮川自主防災会	宮川	平成10(1998)年度
15	旧広田町内会自主防災会	旧広田	平成10(1998)年度
16	横山自主防災会	横山	平成10(1998)年度
17	下原自主防災会	下原	平成11(1999)年度
18	川内町内会自主防災会	川内	平成11(1999)年度
19	大湊自主防災会	大湊	平成11(1999)年度
20	大和町自主防災会	大和町	平成11(1999)年度
21	城之組自主防災会	城之組	平成11(1999)年度
22	上輪新田自主防災会	上輪新田	平成11(1999)年度
23	駅仲通り自主防災会	駅仲通	平成11(1999)年度
24	上方自主防災会	上方	平成11(1999)年度
25	椎谷自主防災会	椎谷	平成11(1999)年度
26	藤橋自主防災会	藤橋	平成12(2000)年度
27	関町町内会自主防災会	関町	平成12(2000)年度
28	上輪自主防災会	上輪	平成12(2000)年度
29	両田尻町内会自主防災会	両田尻	平成12(2000)年度
30	栄町自主防災会	栄町	平成12(2000)年度
31	米山町内会自主防災会	米山町	平成12(2000)年度
32	向陽町自主防災会	向陽町	平成12(2000)年度
33	山本自主防災会	山本	平成13(2001)年度
34	上条自主防災会	上条	平成13(2001)年度
35	東の輪町自主防災会	東の輪	平成13(2001)年度
36	堀自主防災会	堀	平成14(2002)年度
37	朝日が丘防災会	朝日が丘	平成14(2002)年度
38	穂波町町内会自主防災会	穂波町	平成14(2002)年度
39	土合自主防災会	土合	平成15(2003)年度
40	桜木町自主防災会	桜木町	平成15(2003)年度
41	東栄町自主防災会	東栄町	平成15(2003)年度
42	上田尻自主防災会	上田尻	平成16(2004)年度

43	春日町内会自主防災会	春日	平成 16(2004)年度
44	柳橋自主防災会	柳橋町	平成 16(2004)年度
45	黒滝自主防災会	黒滝	平成 16(2004)年度
46	松波一丁目自主防災会	松波町	平成 17(2005)年度
47	松波二丁目自主防災会	松波町	平成 17(2005)年度
48	松波三丁目自主防災会	松波町	平成 17(2005)年度
49	松波四丁目自主防災会	松波町	平成 17(2005)年度
50	三島町自主防災会	三島町	平成 17(2005)年度
51	常盤台町内会自主防災会	常盤台	平成 17(2005)年度
52	上米山地区自主防災会	谷根・小杉	平成 17(2005)年度
53	本町七丁目防災会	本町七丁目	平成 18(2006)年度
54	佐水自主防災会	佐水	平成 18(2006)年度
55	与三自主防災会	与三	平成 18(2006)年度
56	坂田自主防災会	西山町坂田	平成 18(2006)年度
57	下田尻自主防災会	下田尻	平成 18(2006)年度
58	南条自主防災会	南条	平成 18(2006)年度
59	十日市町内会自主防災会	十日市	平成 18(2006)年度
60	鹿島町内会自主防災会	鹿島	平成 18(2006)年度
61	赤尾町内会自主防災会	赤尾	平成 18(2006)年度
62	四日町町内会自主防災会	四日町	平成 18(2006)年度
63	荒町町内会自主防災会	荒町	平成 18(2006)年度
64	家近町内会自主防災会	家近	平成 18(2006)年度
65	深沢町内会自主防災会	深沢	平成 18(2006)年度
66	東条町内会自主防災会	東条	平成 18(2006)年度
67	小島町内会自主防災会	小島	平成 18(2006)年度
68	山潤町内会自主防災会	山潤	平成 18(2006)年度
69	大広田町内会自主防災会	大広田	平成 18(2006)年度
70	山本町内会自主防災会	山本	平成 18(2006)年度
71	中村町内会自主防災会	中村	平成 18(2006)年度
72	鼻岳町内会自主防災会	鼻岳	平成 18(2006)年度
73	大角間町内会自主防災会	大角間	平成 18(2006)年度
74	峠・吉井黒川町内会自主防災会	峠・吉井黒川	平成 18(2006)年度
75	杉平町内会自主防災会	杉平	平成 18(2006)年度
76	石黒自主防災会	高柳町石黒地区	平成 18(2006)年度
77	松美町自主防災会	松美	平成 19(2007)年度
78	宮場町自主防災会	宮場町	平成 19(2007)年度
79	平井地区自主防災会	平井	平成 19(2007)年度
80	比角六区表自主防災会	比角 6 区表	平成 19(2007)年度
81	佐藤池町内自主防災会	佐藤池新田	平成 19(2007)年度
82	高尾自主防災会	高柳町高尾	平成 19(2007)年度
83	田代地区自主防災会	高柳町田代	平成 19(2007)年度
84	塩沢地区自主防災会	高柳町塩沢	平成 19(2007)年度
85	栃ヶ原自主防災会	高柳町栃ヶ原	平成 19(2007)年度
86	下軽井川自主防災会	下軽井川	平成 19(2007)年度
87	坪野自主防災会	高柳町坪野	平成 19(2007)年度

88	門出地区自主防災会	高柳町門出	平成 19(2007)年度
89	今熊自主防災会	今熊	平成 19(2007)年度
90	久米防災会	久米	平成 19(2007)年度
91	中田自主防災会	中田	平成 19(2007)年度
92	比角十一区町内会自主防災会	比角 1 1 区	平成 19(2007)年度
93	比角九区町内会自主防災会	比角 9 区	平成 19(2007)年度
94	礼拝町内自主防災会	西山町礼拝	平成 19(2007)年度
95	畔屋自主防災会	畔屋	平成 19(2007)年度
96	上藤井自主防災会	上藤井	平成 19(2007)年度
97	安田町自主防災会	安田町	平成 19(2007)年度
98	上軽井川自主防災会	上軽井川	平成 19(2007)年度
99	比角八区甲町内会防災組織	比角 8 区甲	平成 19(2007)年度
100	中道防災会	中道	平成 19(2007)年度
101	柏崎市山室区自主防災会	山室	平成 19(2007)年度
102	田中自主防災会	田中	平成 19(2007)年度
103	柏崎市行兼地区自主防災会	行兼	平成 20(2008)年度
104	城東自主防災会	城東	平成 20(2008)年度
105	岡野町地区自主防災会	高柳町岡野町	平成 20(2008)年度
106	山中地区自主防災会	高柳町山中	平成 20(2008)年度
107	比角十区自主防災、防犯組織	比角 1 0 区	平成 20(2008)年度
108	東半田自主防災会	東半田	平成 20(2008)年度
109	漆島地区自主防災会	高柳町漆島	平成 20(2008)年度
110	比角七区町内会自主防災会	比角 7 区	平成 20(2008)年度
111	南田塚町内自主防災会	南田塚	平成 20(2008)年度
112	新田畑自主防災会	新田畑	平成 20(2008)年度
113	ゆりが丘防災会	ゆりが丘	平成 20(2008)年度
114	池浦自主防災会	西山町池浦	平成 20(2008)年度
115	伊毛集落自主防災会	西山町伊毛	平成 20(2008)年度
116	藤掛自主防災会	西山町藤掛	平成 20(2008)年度
117	田沢自主防災会	西山町田沢	平成 20(2008)年度
118	鎌田自主防災会	西山町鎌田	平成 20(2008)年度
119	宮平自主防災会	宮平	平成 20(2008)年度
120	北半田自主防災会	北半田	平成 20(2008)年度
121	三ツ家自主防災会	三ツ家	平成 20(2008)年度
122	岡田地域自主防災会	高柳町岡田	平成 20(2008)年度
123	上加納自主防災会	上加納	平成 20(2008)年度
124	寿町自主防災会	寿町	平成 20(2008)年度
125	比角十二町内会防災部	比角 1 2 区	平成 20(2008)年度
126	柏崎市大沢区自主防災会	大沢	平成 20(2008)年度
127	緑が丘ニュータウン町内会自主防災会	緑が丘ニュータウン	平成 20(2008)年度
128	下山田町内会自主防災会	西山町下山田	平成 20(2008)年度
129	中加納自主防災会	中加納	平成 20(2008)年度
130	西之入区自主防災会	西之入	平成 20(2008)年度
131	久之木自主防災会	久之木	平成 20(2008)年度
132	比角十三区町内会自主防災会	比角十三区	平成 20(2008)年度

133	下方町内会自主防災会	下方	平成 20(2008)年度
134	池の峰町内自主防災会	池の峰	平成 20(2008)年度
135	南半田自主防災会	南半田	平成 20(2008)年度
136	石川自主防災会	石川	平成 20(2008)年度
137	上石黒地区自主防災会	高柳町上石黒	平成 20(2008)年度
138	寄合地区自主防災会	高柳町寄合	平成 20(2008)年度
139	宮原自主防災会	宮原	平成 20(2008)年度
140	鳥越自主防災会	鳥越	平成 20(2008)年度
141	劔自主防災会	劔	平成 20(2008)年度
142	大坪自主防災組織	西山町大坪	平成 20(2008)年度
143	新花町地区自主防災会	新花町	平成 20(2008)年度
144	北野自主防災会	西山町北野	平成 20(2008)年度
145	さくらニュータウン自主防災会	さくらニュータウン	平成 20(2008)年度
146	米山台町内会自主防災組織	米山台	平成 20(2008)年度
147	大洲一区自主防災会	大洲 1 区	平成 20(2008)年度
148	大洲三区自主防災会	大洲 3 区	平成 20(2008)年度
149	大洲五区自主防災会	大洲 5 区	平成 20(2008)年度
150	大洲六区自主防災会	大洲 6 区	平成 20(2008)年度
151	大洲七区自主防災会	大洲 7 区	平成 20(2008)年度
152	上の山自主防災会	上の山	平成 20(2008)年度
153	佐之久自主防災会	佐之久	平成 20(2008)年度
154	大洲二区自主防災会	大洲 2 区	平成 20(2008)年度
155	大洲四区甲自主防災会	大洲 4 区甲	平成 20(2008)年度
156	大洲八区自主防災会	大洲 8 区	平成 20(2008)年度
157	大洲九区自主防災会	大洲 9 区	平成 20(2008)年度
158	大洲十区自主防災会	大洲 10 区	平成 20(2008)年度
159	若葉町自主防災会	若葉町	平成 20(2008)年度
160	緑ヶ丘自主防災会	緑ヶ丘	平成 20(2008)年度
161	番神一区自主防災会	番神 1 区	平成 20(2008)年度
162	番神二区自主防災会	番神 2 区	平成 20(2008)年度
163	番神三区自主防災会	番神 3 区	平成 20(2008)年度
164	番神四区自主防災会	番神 4 区	平成 20(2008)年度
165	飯塚防災会	飯塚	平成 20(2008)年度
166	二田自主防災会	西山町二田	平成 20(2008)年度
167	与板区自主防災会	与板	平成 20(2008)年度
168	妙法寺自主防災会	西山町妙法寺	平成 20(2008)年度
169	新保自主防災会	西山町新保	平成 20(2008)年度
170	曾地新田自主防災会	曾地新田	平成 20(2008)年度
171	浜忠集落自主防災会	西山町浜忠	平成 20(2008)年度
172	大崎集落自主防災会	西山町大崎	平成 20(2008)年度
173	甲田集落自主防災会	西山町甲田	平成 20(2008)年度
174	五十土自主防災会	五十土	平成 20(2008)年度
175	内方自主防災組織	西山町内方	平成 20(2008)年度
176	成沢自主防災会	成沢	平成 20(2008)年度
177	曾地自主防災会	曾地	平成 20(2008)年度

178	後谷自主防災会	西山町後谷	平成 20(2008)年度
179	宮之窪自主防災会	宮之窪	平成 20(2008)年度
180	長嶺自主防災会	西山町長嶺	平成 20(2008)年度
181	矢田自主防災会	矢田	平成 20(2008)年度
182	貝渕自主防災会	貝渕	平成 20(2008)年度
183	宮之下区自主防災会	宮之下	平成 20(2008)年度
184	東学校町自主防災会	東学校町	平成 20(2008)年度
185	中央台自主防災会	西山町中央台	平成 20(2008)年度
186	明神町内会	明神	平成 20(2008)年度
187	花田自主防災会	花田	平成 20(2008)年度
188	緑が丘自主防災会	西山町緑が丘	平成 20(2008)年度
189	上山田自主防災会	西山町上山田	平成 20(2008)年度
190	笹山自主防災会	西山町笹山	平成 20(2008)年度
191	黒部自主防災会	西山町黒部	平成 20(2008)年度
192	山口自主防災会	山口	平成 20(2008)年度
193	久木太自主防災会	久木太	平成 20(2008)年度
194	幸町防災会	幸町	平成 20(2008)年度
195	北園町自主防災会	北園町	平成 20(2008)年度
196	和田自主防災会	西山町和田	平成 20(2008)年度
197	鬼王自主防災会	西山町鬼王	平成 20(2008)年度
198	西山自主防災会	西山町西山	平成 20(2008)年度
199	笠島自主防災会	笠島	平成 20(2008)年度
200	古町自主防災会	古町	平成 20(2008)年度
201	南下自主防災会	南下	平成 20(2008)年度
202	御山町自主防災会	御山町	平成 20(2008)年度
203	笹崎自主防災会	笹崎	平成 20(2008)年度
204	清水谷自主防災会	清水谷	平成 20(2008)年度
205	石払自主防災会	石払	平成 20(2008)年度
206	木沢自主防災会	木沢	平成 20(2008)年度
207	諏訪自主防災会	諏訪	平成 20(2008)年度
208	田屋自主防災会	田屋	平成 20(2008)年度
209	野田自主防災会	野田	平成 20(2008)年度
210	中組自主防災会	中組	平成 20(2008)年度
211	上組自主防災会	上組	平成 20(2008)年度
212	下野田自主防災会	下野田	平成 20(2008)年度
213	森近区自主防災会	森近	平成 20(2008)年度
214	大洲地区自主防災連合会	大洲地区	平成 20(2008)年度
215	高田地区自主防災連合会	高田地区	平成 20(2008)年度
216	野田地区自主防災連合会	野田地区	平成 20(2008)年度
217	大平自主防災会	大平	平成 20(2008)年度
218	芋川自主防災会	芋川	平成 20(2008)年度
219	尾野内自主防災会	西山町尾野内	平成 20(2008)年度
220	甲戸集落自主防災会	西山町甲戸	平成 20(2008)年度
221	青海川町内会自主防災会	青海川	平成 20(2008)年度
222	長浜町内会 自主防災組織	長浜町	平成 20(2008)年度

223	砂田集落自主防災会	西山町砂田	平成 20(2008)年度
224	新橋二区自主防災会	新橋二区	平成 20(2008)年度
225	吉井自主防災会	吉井	平成 20(2008)年度
226	小清水自主防災会	小清水	平成 20(2008)年度
227	長崎自主防災会	長崎	平成 20(2008)年度
228	灰爪自主防災会	西山町灰爪	平成 20(2008)年度
229	比角五区豊町町内会自主防災会	比角五区豊町	平成 20(2008)年度
230	荒谷自主防災組織	西山町荒谷	平成 20(2008)年度
231	五日市町内自主防災会	西山町五日市	平成 20(2008)年度
232	田尻地区自主防災会	田尻地区	平成 21(2009)年度
233	比角三区自主防災会	比角三区	平成 21(2009)年度
234	新赤坂町自主防災会	新赤坂町	平成 21(2009)年度
235	末広町自主防災会	末広町	平成 21(2009)年度
236	比角一五区甲町内自主防災会	比角 1 5 区甲	平成 21(2009)年度
237	常盤町自主防災会	常磐町	平成 21(2009)年度
238	三和町自主防災会	三和町	平成 21(2009)年度
239	比角四区町内会自主防災会	比角四区	平成 21(2009)年度
240	比角六区裏町内会自主防災会	比角六区裏	平成 21(2009)年度
241	比角二区町内会自主防災会	比角二区	平成 21(2009)年度
242	下加納自主防災会	下加納	平成 21(2009)年度
243	飛岡自主防災会	飛岡	平成 21(2009)年度
244	比角八区乙町内会自主防災会	比角 8 区乙	平成 21(2009)年度
245	五十土・小黑須自主防災会	五十土・小黑須	平成 21(2009)年度
246	港町一・二丁目町内会自主防災会	港町一・二丁目	平成 21(2009)年度
247	内越自主防災会	西山町内越	平成 21(2009)年度
248	中鯖石地区自主防災会	中鯖石地区	平成 21(2009)年度
249	尾頃部自主防災会	西山尾頃部	平成 21(2009)年度
250	安全・安心の町比角	比角地区	平成 21(2009)年度
251	鯨波地区コミュニティ自主防災会	鯨波地区	平成 21(2009)年度
252	石地自主防災会	西山町石地	平成 21(2009)年度
253	本町二丁目自主防災会	本町二丁目	平成 21(2009)年度
254	北鯖石地区自主防災会	北鯖石地区	平成 21(2009)年度
255	本町三丁目防災部	本町三丁目	平成 21(2009)年度
256	柏木町自主防災会	柏木町	平成 21(2009)年度
257	西半田自主防災会	西半田	平成 21(2009)年度
258	二田地区コミュニティ振興協議会自主防災会	西山町二田	平成 21(2009)年度
259	米山地区自主防災連合会	米山地区	平成 21(2009)年度
260	諏訪町二丁目自主防災会	諏訪町二丁目	平成 21(2009)年度
261	岩上自主防災会	岩上	平成 21(2009)年度
262	上原町内自主防災会	上原	平成 21(2009)年度
263	西中通自主防災連合会	西中通地区	平成 21(2009)年度
264	別山後谷自主防災会	西山町別山後谷	平成 21(2009)年度
265	住吉町自主防災会	住吉町	平成 21(2009)年度
266	中通地区自主防災会	中通地区	平成 21(2009)年度
267	諏訪町三丁目自主防災会	諏訪町三丁目	平成 21(2009)年度

268	細越自主防災会	細越	平成 21(2009)年度
269	田島自主防災会	田島	平成 21(2009)年度
270	上条地区防犯・防災連絡協議会	上条地区	平成 21(2009)年度
271	水上自主防災会	水上	平成 21(2009)年度
272	別俣地区自主防災連合会	別俣地区	平成 21(2009)年度
273	立村自主防災会	西山町立村	平成 21(2009)年度
274	田町自主防災会	田町	平成 21(2009)年度
275	南鯖石地区自主防災連合会	南鯖石地区	平成 21(2009)年度
276	半田自主防災会	半田	平成 21(2009)年度
277	高浜地区自主防災連合会	高浜地区	平成 21(2009)年度
278	希望が丘自主防災会	半田住宅団地	平成 21(2009)年度
279	半田地域自主防災連合会	半田地区	平成 21(2009)年度
280	高畔自主防災会	高畔	平成 21(2009)年度
281	北条地区自主防災連合会	北条地区	平成 21(2009)年度
282	長峰防災会	長峰町	平成 21(2009)年度
283	荻ノ島自主防災会	高柳町荻ノ島	平成 21(2009)年度
284	鵜川町自主防災会	鵜川町	平成 21(2009)年度
285	南部地区自主防災会	西山町南部地区	平成 21(2009)年度
286	本町一丁目自主防災会	本町一丁目	平成 21(2009)年度
287	南町自主防災会	南町	平成 21(2009)年度
288	本町六丁目自主防災会	本町六丁目	平成 21(2009)年度
289	八坂町自主防災会	八坂町	平成 21(2009)年度
290	枇杷島地区自主防災会連合会	枇杷島地区	平成 21(2009)年度
291	比角十六区自主防災会	比角十六区	平成 21(2009)年度
292	鏡町自主防災会	鏡町	平成 21(2009)年度
293	新島町自主防災会	新島町	平成 21(2009)年度
294	本町八丁目自主防災会	本町八丁目	平成 21(2009)年度
295	広小路自主防災会	広小路	平成 22(2010)年度
296	尾町自主防災会	西山町尾町	平成 22(2010)年度
297	坪野・磯之辺地区自主防災会	高柳町坪野、高柳町磯之辺	平成 22(2010)年度
298	高柳地区自主防災会	高柳地区	平成 22(2010)年度
299	大津自主防災会	大津	平成 23(2011)年度
300	本町四丁目自主防災会	本町四丁目	平成 24(2012)年度
301	緑町町内会自主防災会	緑町	平成 24(2012)年度
302	中央地区自主防災会	中央地区	平成 24(2012)年度
303	比角十五区乙町内会自主防災会	比角十五区乙	平成 24(2012)年度
304	剣野町自主防災会	剣野町	平成 26(2014)年度
305	駅前通自主防災会	駅前通	平成 27(2015)年度
306	剣野地区自主防災連合会	剣野地区	平成 28(2016)年度
307	西山コミュニティ協議会	西山地区	令和 4(2022)年度
308	島町自主防災会	中央地区	令和 4(2022)年度
309	旭町一丁目自主防災会	中央地区	令和 6(2024)年度

2-14 防災関係機関連絡表

(1) 市関係機関

機関名	電話番号	FAX番号	機関名	電話番号	FAX番号
柏崎市 防災・原子力課	21-2316	21-5980	高柳町事務所	41-2233	41-2235
柏崎市 消防本部・消防署	24-1500	24-1119	西山町事務所	47-4001	47-2919
柏崎市 消防団（消防総務課）	24-1372	22-1409	上下水道局	22-4111	22-9350

(2) 県関係機関

機関名	電話番号	FAX番号	機関名	電話番号	FAX番号
新潟県防災局 防災企画課	025-282-1604	025-282-1607	柏崎地域振興局 企画振興部	21-6203	23-6195
危機対策課	025-282-1638	025-282-1640	農業振興部	21-6242	22-0936
消防課	025-282-1664	025-282-1667	地域整備部	21-6305	24-0346
原子力安全対策課	025-282-1695	025-285-2975	地域整備部ダム管理課 （鯖石川ダム）	41-2070	41-3079
消防防災航空隊	025-270-0263	025-270-0265	健康福祉部 （柏崎保健所）	22-4165	22-4190
新潟県警察 警察本部（警察航空 隊）	025-285-0110		柏崎警察署	21-0110	22-0101

(3) 国関係地方行政機関

機関名	電話番号	FAX番号	機関名	電話番号	FAX番号
新潟地方気象台	025-281-5871		海上自衛隊 舞鶴地方総監部	0773-62-2250	
北陸地方整備局 長岡国道事務所	0258-36-4551	0258-33-7566	自衛隊新潟地方協力本部 柏崎地域事務所	24-3000	
北陸地方整備局 長岡国道事務所 柏崎維持出張所	22-2159	23-8365	海上自衛隊 新潟基地分遣隊	025-273-7771	
陸上自衛隊 第2普通科連隊第3科	025-523-5117		上越海上保安署	025-543-4118	
航空自衛隊 新潟救難隊	025-273-9211		第九管区海上保安本部	025-285-0118	025-288-2601

(4) 原子力防災関係機関

機関名	電話番号	FAX番号	機関名	電話番号	FAX番号
東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所	45-3131	45-5012	東京電力ホールディングス(株) 新潟本社	025-283-7461	
東京電力ホールディングス(株) 本社	03-6367-1111		柏崎原子力広報センター	22-1896	32-3228
原子力規制委員会原子力規制庁 柏崎刈羽原子力規制事務所	23-9798	23-8632			

(5) 近隣・災害協定市町村

機関名	電話番号	F A X 番号	機関名	電話番号	F A X 番号
刈羽村	45-2244	45-2818	東京都東村山市	042-393-5111	0423-93-6846
出雲崎町	0258-78-3111	0258-78-4483	三重県桑名市	0594-24-1185	0594-24-2945
長岡市	0258-35-1122	0258-39-2283	神奈川県秦野市	0463-82-5111	0463-82-6793
上越市	025-526-5111	025-526-5061	長野県山ノ内町	0269-33-3111	0269-33-4527
十日町市	025-757-3111	025-752-2122	群馬県前橋市	027-224-1111	027-224-3003

(6) その他機関

機関名	電話番号	F A X 番号	機関名	電話番号	F A X 番号
柏崎市刈羽郡医師会	23-2111	23-7873	(株)柏崎日報社	22-3121	22-7150
柏崎総合医療センター	23-2165	22-0834	(株)柏新時報社	22-2232	24-3613
柏崎商工会議所	22-3161	22-3570	(株)柏崎コミュニティ放送	21-3911	21-3181
えちご中越農業協同組合	21-1000	21-1001	社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会	23-8615	22-1441
東日本旅客鉄道(株) 柏崎駅	22-2256	22-5385	東日本高速道路(株) 長岡管理事務所	0258-46-5751	
東日本電信電話(株) 新潟支店	025-227-6802	0257-227-6802	柏崎地域森林組合	22-6212	22-6234
日本通運(株)中越支店 柏崎営業所	22-3165	22-2835	柏崎土地改良区	22-3855	22-2613
東北電力(株) 柏崎電力センター	0120-175-366 21-2186	21-2565	北陸瓦斯(株)柏崎支社	23-9005	23-5200
越後交通(株) 柏崎営業所	23-5250	24-9839	新潟漁業協同組合 柏崎支所	24-3389	24-1340
(株)新潟日報社 柏崎支局	23-4177	23-4199	国立病院機構新潟病院	22-2126	24-9812
柏崎建設業協同組合	23-5260	22-5895	柏崎郵便局	22-2400	22-2940
新潟県トラック協会 柏崎支部	23-3141	23-3146	新潟・レスキューサポート・ バイクネットワーク	中越地区隊長 23-9081	
柏崎市ハイヤー協会	21-0061	22-6163	アマチュア無線奉仕団	十和田電気 22-4668	

3 応急救助及び被災者支援等に関する資料**3-1 柏崎市災害救助規則**

昭和51年12月25日規則第40号

改正 平成24年8月28日規則第79号

改正 平成25年11月25日規則第78号

新潟県柏崎市災害救助規則

(目的)

第1条 この規則は、災害に際して、市が応急的に必要な救助を行い被災者の保護を図ることを目的とする。

一部改正〔平成25年規則78号〕

(救助の実施要件)

第2条 この規則による救助（以下「救助」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号。以下「県条例」という。）が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

（1） 住家の滅失した世帯数が県条例第2条第1号の表に定める住家滅失世帯の2分の1以上に達した場合

（2） 前号の基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合

（3） 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもってそれぞれ住家の滅失した一世帯とみなす。

一部改正〔平成24年規則79号〕

(救助の種類等)

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

（1） 避難所の設置

（2） 応急仮設住宅の供与

（3） 炊き出しその他による食品の給与

（4） 飲料水の供給

- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去

2 前項第2号及び第9号の救助については自らの資力によりこれを行うことができない者を対象として、前項第14号の救助については自力でこれを行うことができない者を対象として行うものとする。

全部改正〔平成24年規則79号〕、一部改正〔平成25年規則78号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第4条 救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助法施行細則（昭和35年新潟県規則第30号）第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず救助の期間を延長して行うことができる。

一部改正〔平成24年規則79号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年8月28日規則第79号）

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年11月25日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。

3-2 柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年9月30日条例第36号

〔注〕平成23年9月から改正経過を注記した。

改正 昭和50年6月30日条例第31号
 昭和51年12月25日条例第39号
 昭和53年6月26日条例第28号
 昭和56年6月27日条例第33号
 昭和57年9月25日条例第43号
 昭和62年3月23日条例第6号
 平成3年12月20日条例第31号
 平成23年9月21日条例第30号
 平成31年3月20日条例第8条
 令和元年8月1日条例第15号

新潟県柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）並びに新潟県災害弔慰金等に関する要綱の規定に基づき、市が行う暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて定めるものとし、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

2 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）が適用された災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

一部改正〔平成23年条例30号〕

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続き)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、遺族に対し、災害弔慰金の支給に関し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならぬ。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率及び保証人)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で市長が別に定める率とする。

- 2 災害援護資金の貸し付けを受けようとするものは、規則で定める場合を除き、保証人を立てなければならない。

- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包括するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年6月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年12月25日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年6月26日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年6月27日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年9月25日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年 3 月23日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第 1 項の規定は、昭和61年 7 月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成 3 年12月20日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第 1 項の規定は同年 5 月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年 9 月21日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成23年 3 月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年 3 月20日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新潟県柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第 3 項の規定は、この条例の施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 8 月 1 日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

3-3 柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年11月20日規則第42号

〔注〕平成31年3月から改正経過を注記した。

改正 昭和57年9月25日規則第30号
平成6年3月31日規則第31号
平成31年3月20日規則第23号
令和元年8月1日規則第10号

新潟県柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況

- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別記第1号様式）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金

(利率)

第6条 条例第14号第1項に規定する規則で定める率は、年3パーセント以内とし、災害状況及び社会経済状況に応じ、その都度決定するものとする。

(保証人の特例)

第7条 第14条第2項に規定する規則で定める場合は、大規模な災害で市長が特に認めた場合とする。

(借入れの申込み)

第8条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別記第2号様式）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第9条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第10条 市長は、借入申込者に対して資金を貸付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別記第3号様式）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別記第4号様式）を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第11条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（別記第5号様式）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第12条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第13条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第14条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第15条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別記第8号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別記第9号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第16条 違約金の支払免除を受けようとする者は、その理由を記載した申請書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び金額を記載した違約金支払免除承認書（別記第11号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記第12号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第17条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（別記第13号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（別記第14号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別記第15号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第18条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第19条 借受人は、借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、速やかにその旨を記載した氏名等変更届（別記第16号様式）を、市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第20条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月30日から適用する。

附 則（昭和57年9月25日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成6年3月31日規則第31号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によることができる。

附 則（平成31年3月20日規則第23号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する
- 2 この規則による改正後の新潟県柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元8月1日規則第10号）

この規則は公布の日から施行する。

別記

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式

第7号様式

第8号様式

第9号様式

第10号様式

第11号様式

第12号様式

第13号様式

第14号様式

第15号様式

第16号様式

第1号様式

診 断 書

氏 名			生年月日	年 月 日		性別	男・女	
傷 病 名				負傷発病年月日	年 月 日			
障害の部位				初 診 年 月 日	年 月 日			
既 往 症		既存障害		治 ゆ 年 月 日	年 月 日			
療養の内容及び経過								
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)							
関 節 運 動 範 囲	種類範囲							
	部位							
		右						
		左						
		右						
		左						
上記のとおり診断します。 局 郵便番号_____電話番号_____番 所在地 名 称 年 月 日 病院又は 診療所の 診療担当者 氏 名 _____印								

第2号様式

災 害 援 護 資 金 借 入 申 込 書

受 付 日				受 付 番 号				受 付 者				貸 付 番 号			
被 災 日 時		年 月 日 時		災 害 名											
被 害 の 種 類		1 世帯主の負傷 3 住居の半壊		2 住居の全壊 4 家財の損害		被 害 場 所									
返 済 方 法		年 賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)									
借 入 申 込 者 について	フリガナ							男 ・ 女	年 月 日生 (歳)						
	氏 名														
	フリガナ							郵便番号		電話番号					
	現 住 所	(方)						〒		局 番					
	本 籍							勤務先の名称と所在地							
	職 業														
	世帯の状況と収入	氏 名	世帯主との続柄	年 齢	健 否	職 業	収 入 (月 収)	勤 務 先、学 校 名							

連 帯 保 証 人 (保証人が書いて下さい。)																		
	収入合計		円				支出合計		円									
	資産 の 状 況	土 地	住宅	m ²	田畑	m ²	山林	m ²	住居の状況		(1) 自家		(2) 借家		(3) 借間		(4) 同居	
		建 物	自宅		m ²		その他		m ²		生 活 保 護		年 月 日から受給 (生、住、教、医)					
		負 債	(内容)										(金額)					
連 帯 保 証 人	氏 名						男 ・ 女		年 月 日生 (歳)									
	現 住 所						本 籍 地											
	職 業				月収	円		申込者との関係				家族数	人					
	資 産	土 地	宅地	m ²	田畑	m ²	山林	m ²	勤 務 先	名 称								
		建 物	自宅		m ²		その他			m ²		所 在 地		電話				
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況									(有・無) (状況)									
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無									(有・無)									
資 金 の 状 況	資金の使い方				総額				円		資金の内訳				合計		円	
					に				円		災害援護資金で				円			
					に				円		手持資金で				円			
					に				円		その他 (で)				円			
					に				円									
				に				円										

被害状況	被災時の具体的状況						負 傷	全 治	か月
	住 居 の 被 害		(1) 全 壊 (2) 半 壊						
	家財被害	品 名	現在購入に 要する費用	被 害 額	品 名	現在購入に 要する費用	被 害 額		
		和 だ ん す			婦 人 用 腕 時 計				
		整 理 だ ん す			畳 (畳中で 畳が被害)				
		洋 服 だ ん す							
		鏡 台			障 子				
		腰 掛 机			ふ す ま				
		本 箱 ・ 本 だ な							
		食 器 ・ 戸 だ な			小 計				
		食 卓 ・ 茶 ぶ 台			そ の 他 被 害 の あ っ た 家 財				
		げ た 箱							
		照 明 器 具			品 名	現在購入に 要する費用	被 害 額		
		じ ゅ う た ん							
		扇 風 機							
		石 油 ス ト ー ブ							
		電 気 や ぐ ら こ た つ							
		電 気 冷 蔵 庫							

	電気・ガス炊飯器				
	電気洗たく機				
	電気掃じ機				
	ミシン				
	電気アイロン				
	自転車				
	テレビ				
	ラジオ				
	柱時計				
	目覚し時計			小計	
	紳士用腕時計			合計	

上記のとおり災害援護資金を借入letak申込みます。
年 月 日

借入申込者 印

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。
年 月 日

連帯保証人 印

柏崎市長 様

第3号様式

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました災害援護資金については、下記のとおり貸付けを決定したので通知します。

記

貸付番号 第 号

貸付金額 円

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年 賦

利 率 年3%

資金を交付する日と手続について

1 貸付金交付日 年 月 日

2 場所

3 持参するもの

(1) この通知書

(2) 同封の借用書

(3) あなたの印鑑

(4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

第4号様式

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました災害援護資金については、次の理由で不承認となりましたので通知します。

(不承認の理由)

第5号様式

災 害 援 護 資 金 借 用 書

貸付決定番号 号

借 用 金 額 円

利 率 年3%

据 置 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

償 還 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

償 還 方 法 年 賦

上記のとおり借用いたします。

については、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律及びこれに基づ
く命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

所

借受人 住

氏 名 ㊞

保証人 住

所

氏 名 ㊞

柏崎市長 様

第6号様式

年 月 日

柏崎市長 様

住

所

借受人

氏 名

㊞

繰上償還申出書

下記のとおり、災害援護資金の繰上償還を行います。

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

第7号様式

年 月 日

柏崎市長 様

住 所

借受人

氏 名 ㊞

住 所

連帯保証人

氏 名 ㊞

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請します。

記

申 請 の 理 由 (具 体 的 に)				
貸 付 け の 条 件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3 年 2 5 年	希望猶予 期 間 等	か月 ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	年 賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支 払 猶 予 期 間 の 根 拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

第8号様式

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました償還金の支払猶予については、次の
とおり承認となったので通知します。

記

支払猶予承認期間	年	月	日から	か月
変更後の償還期間	年	月	日から	
	年	月	日まで	

第9号様式

第 号

年 月 日

様

柏崎市長



支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請のありました償還金の支払猶予につきましては、
次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いします。

(不承認の理由)

第10号様式

年 月 日

柏崎市長 様

住 所

借受人

氏 名 ㊞

住 所

連帯保証人

氏 名 ㊞

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

記

貸 付 番 号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月 期			
(違約金の支払免除を要する具体的な理由)					

第11号様式

第 号
年 月 日

様

柏崎市長

印

違約金支払免除承認通知書

年 月 日付けで申請のありました違約金の支払免除については、次の
とおり承認したので、通知します。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円利子
円に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除しま
す。

第12号様式

第 号
年 月 日

様

柏崎市長

印

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました違約金の支払免除については、下記の理由で不承認となりましたので、通知します。

記

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還（元利合計
円）に係る違約金は 年 月 日現在 円となっていますので、
至急償還を願います。

第13号様式

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年 賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円（償還未済額の ^{全部} で _{一部} ）円				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現住所				
	本 籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受人相又は続人は人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現住所		借受人との続柄		
	職 業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	氏 名				
	現住所		借受人との関係		
	職 業		勤務先及び所在地		

上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。

年 月 日

免除申請者

印

柏崎市長 様

第14号様式

第 号
年 月 日

様

柏崎市長

印

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金の償還免除については、
下記のとおり行うことになりましたので、通知します。

記

(承認内容)

全部免除・一部免除

区 分	申 請 日 現 在 の 償 還 未 済 額	償還を免除した額	申請日現在の状況で今後償 還 を 必 要 と す る 額
元 金			
利 子			
違 約 金			
合 計			

償還未済額がある場合は定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利
10.75%の率で違約金が更に加算されます。

第15号様式

第 年 月 日 号
様
柏崎市長 印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金の償還免除については、
下記の理由で不承認となりましたので、通知します。

記

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、
償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき 10.75% の
率
で違約金が更に加算されます。

{	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

第16号様式

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(変更の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更しましたので、届け出ます。 年 月 日 借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 印 連帯保証人 住 所 氏 名 印 柏崎市長 様				

4 災害の備えに関する資料

4-1 避難所及び避難場所

(令和8(2026)年3月31日現在)

区 分	指定箇所数	備考
指定緊急避難場所一覧 ※	309	別紙1参照
(洪水 対応箇所)	159	
(土砂災害 対応箇所)	147	
(地震 対応箇所)	218	
(津波 対応場所)	118	
指定避難所一覧	198	別紙2参照
福祉避難所一覧	2	別紙3参照

※ 指定緊急避難場所は、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。市内で309箇所指定していますが、必ずしも全ての災害に対応するものではありません。避難できる災害の種類で、○又は◎となるものが、各災害において安全に避難できる避難場所です。

【指定緊急避難場所】【309箇所】

○災害の種類ごとに利用できる避難場所

◎優先して開設する避難場所

地区名	名称	避難できる災害の種類				所在地
		洪水	土砂災害	地震	津波	
中央地区	中央地区コミュニティセンター	◎	◎	◎	◎	東港町5番55号
中央地区	第一中学校	◎	◎	◎	◎	学校町5番27号
中央地区	柏崎小学校	◎	◎	◎	◎	学校町1番88号
中央地区	かしわざき市民活動センターまちから	○	○	○	○	西本町三丁目2番8号
中央地区	北園町住宅集会所	○	○	○	○	北園町5番30号
中央地区	柏崎保育園	○	○	○	○	学校町1番7号
中央地区	柏崎翔洋中等教育学校	○	○	○	○	北園町18番88号
中央地区	柏崎高校	○	○	○	○	学校町4番1号
中央地区	柏崎工業高校	○	○	○	○	栄町5番16号
中央地区	スポーツハウス	○	○	○	○	東港町5番55号
中央地区	ソフィアセンター(図書館)	○	○	○	○	学校町2番47号
中央地区	市民プラザ	○	○	○	○	東本町一丁目3番24号
中央地区	自然環境浄化センター	○	○	○		安政町1番36号
中央地区	産業文化会館	○	○	○		駅前二丁目2番45号
中央地区	柏崎アクアパーク	○	○	○	○	学校町6番73号
中央地区	武道館	○	○	○	○	栄町18番11号
中央地区	北園町県営住宅集会所(C号棟)	○	○	○		北園町1番9号
中央地区	文化会館アルフォーレ	○	○	○		日石町4番32号
中央地区	陸上競技場			○	○	学校町1977番地付近
中央地区	八坂神社			○	○	西本町三丁目11番2号
中央地区	中部公園			○	○	諏訪町1853番地2付近
中央地区	潮風コート			○		学校町2137番地19付近
中央地区	潮風公園			○		学校町2137番地15付近
中央地区	北園公園			○	○	北園町450番地6付近
中央地区	鴨池公園			○	○	北園町400番地2付近
中央地区	駅前公園テニスコート			○		錦町526番地1付近
中央地区	駅前公園			○		錦町404番地1付近
中央地区	妙行寺				○	西本町一丁目13番1号
中央地区	石井神社				○	西本町二丁目3番6号
中央地区	小町集会場				○	西本町二丁目4番32号
中央地区	県営北園町住宅A号棟				○	北園町1番17号
中央地区	県営北園町住宅B号棟				○	北園町1番12号
中央地区	県営北園町住宅C号棟				○	北園町1番9号
中央地区	県営北園町住宅H号棟				○	北園町9番35号
中央地区	県営北園町住宅G号棟				○	北園町9番34号
中央地区	市営北園町住宅1号棟				○	北園町10番24号
中央地区	柏木町集会所				○	桜木町8番18号
中央地区	市営駅前住宅1号棟				○	駅前二丁目1番33号
中央地区	市営駅前住宅2号棟				○	駅前二丁目1番59号
中央地区	市営駅前住宅3号棟				○	駅前二丁目1番10号
中央地区	市営駅前住宅4号棟				○	駅前二丁目1番10号
中央地区	市営駅前住宅5号棟				○	駅前一丁目4番17号
中央地区	新橋会館				○	新橋8番2号
比角地区	比角コミュニティセンター	◎		◎		比角二丁目9番47号
比角地区	第二中学校	◎		◎		比角一丁目3番6号
比角地区	比角小学校	◎		◎		扇町2番22号

連 絡 先	施 設 管 理 者	建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (施設部分)	標高
21-5711	協議会長	RC造3階建		298	2,085	75	6.4
22-4158	校長	RC造3階建	SRC造平屋建	1,801	18,628	450	7.5
22-2196	校長	RC造4階建	S造平屋建	1,355	4,935	339	10.8
－	特定非営利活動法人aisa	RC造2階建		1,067	2,809	267	6.7
－	市長	RC造平屋建		146	306	37	7.9
－	園長	S造2階建		1,165	900	291	11.6
－	校長	RC造3階建	S造平屋建	9,645	24,804	2,411	5.2
－	校長	RC造3階建	S造2階建	13,515	14,363	3,379	10.6
－	校長	RC造3階建	RC造平屋建	18,222	22,873	4,556	9.5
－	公益財団法人かしわざき振興財団	RC造2階建		830	654	208	6.3
－	教育委員会	RC造3階建		4,754	2,646	1,189	9.8
－	市長	SRC造3階建一部S造		3,496	112	874	7.3
－	市長	RC造3階建		2,664	102,034	666	4.6
－	公益財団法人かしわざき振興財団	SRC造3階建		4,889	890	1,222	3.1
－	公益財団法人かしわざき振興財団	RC造2階建地下1階		11,471	24,579	2,868	6.6
－	公益財団法人かしわざき振興財団	S造2階建		1,951	1,097	488	7.0
－	市長	RC造平屋建		55	812	14	8.9
－	公益財団法人かしわざき振興財団 新潟照明技研共同事業体	SRC造4階建地下1階		975	17,340	244	3.5
－	公益財団法人かしわざき振興財団	RC造平屋建		736	23,606	114	10.1
－	本町一丁目町内会	W造平屋建		150	1,836	38	6.8
－	市長			0	1,950	－	10.6
－	市長			0	14,833	－	6.3
－	市長			0	20,000	－	4.9
－	市長			0	6,100	－	5.1
－	市長			0	3,900	－	5.5
－	公益財団法人かしわざき振興財団			0	5,230	－	3.4
－	市長			0	33,200	－	3.4
－				0	900	－	11.8
－				0	710	－	11.0
－	小町町内会	W造平屋建		37	665	9	10.0
－	市長	RC造5階建		357	828	89	9.7
－	市長	RC造5階建		366	948	92	9.5
－	市長	RC造5階建		356	216	89	9.7
－	市長	RC造2階建		59	353	15	8.2
－	市長	RC造4階建		204	1,898	51	7.5
－	市長	RC造4階建		182	937	46	7.0
－	柏木町町内会	W造2階建		132	0	33	9.0
－	市長	RC造5階建		284	633	71	2.5
－	市長	RC造5階建		284	596	71	2.7
－	市長	RC造5階建		164	792	41	2.3
－	市長	RC造5階建		311	1,647	78	2.3
－	市長	RC造5階建		164	121	41	2.1
－	新橋町内会	W造2階建		230	255	58	2.2
24-7487	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	264	789	66	8.8
22-2822	校長	RC造3階建	SRC造2階建	1,109	17,416	277	9.8
22-5213	校長	RC造3階建	S造2階建	1,433	16,410	358	6.0

○災害の種類ごとに利用できる避難場所

◎優先して開設する避難場所

地 区 名	名 称	避難できる災害の種類				所 在 地
		洪水	土砂災害	地震	津波	
比角地区	ワークプラザ柏崎	○		○		田塚三丁目11番50号
比角地区	柏崎常盤高校	○		○		比角一丁目5番57号
比角地区	総合福祉センター	○		○		豊町3番59号
比角地区	比角保育園	○		○		比角二丁目10番15号
比角地区	二葉幼稚園	○		○		藤井756番地3
比角地区	東部公園			○		比角二丁目2402番地24付近
比角地区	田塚緑地			○		田塚三丁目296番地1付近
比角地区	田塚山運動広場			○		藤井614番地付近
比角地区	雀森公園			○		日吉町1638番地1付近
比角地区	白竜公園			○		四谷一丁目610番地3付近
比角地区	白竜公園テニスコート			○		四谷一丁目610番地3付近
比角地区	旧遺跡考古館駐車場			○		小倉町2343番地7付近
枇杷島地区	枇杷島コミュニティセンター	◎		◎		宮場町12番8号
枇杷島地区	鏡が沖中学校	◎		◎		枇杷島2842番地1
枇杷島地区	枇杷島小学校	◎		◎		関町9番34号
枇杷島地区	柏崎総合高校			○		元城町1番1号
枇杷島地区	幸町公園			○		幸町857番地1付近
剣野地区	剣野コミュニティセンター	◎	◎	◎		常盤台25番5号
剣野地区	第三中学校	◎	◎	◎		新赤坂一丁目2番10号
剣野地区	剣野小学校	◎	◎	◎		常盤台25番24号
剣野地区	赤坂山浄水場	○	○	○		新赤坂一丁目1番62号
剣野地区	米山台福祉センター			○		米山台三丁目8-14
剣野地区	常盤台公園			○		常盤台2116番地1付近
剣野地区	御殿山公園			○		米山台二丁目725番地1付近
大洲地区	大洲コミュニティセンター	◎	◎	◎	◎	赤坂町3番14号
大洲地区	大洲小学校	◎	◎	◎	◎	大久保二丁目10番13号
大洲地区	大洲保育園	○	○	○	○	緑町4番4号
大洲地区	西部保育園	○	○	○	○	番神二丁目10番58号
大洲地区	博物館	○	○	○	○	緑町8番35号
大洲地区	緑ヶ丘住宅集会所	○		○	○	緑町1番12号
大洲地区	赤坂山公園			○	○	赤坂町1814番地2付近
大洲地区	港公園			○		中浜一丁目803番地97付近
大洲地区	諏訪神社				○	番神二丁目4番35号
大洲地区	番神公会堂跡地				○	番神一丁目28番地付近
大洲地区	番神岬夕日の森				○	番神二丁目634番地1付近
大洲地区	豊洲神社				○	中浜一丁目8番6号
大洲地区	大洲一区町内会集会所				○	中浜二丁目15番25号
大洲地区	大久保会館				○	大久保一丁目8番28号
大洲地区	ホテルエリアワン番神岬前駐車場				○	番神二丁目10番39号
鯨波地区	鯨波コミュニティセンター		◎	◎		鯨波二丁目4番50号
鯨波地区	鯨波小学校	◎	◎	◎	◎	鯨波乙1032番地
鯨波地区	御野立公園			○	○	鯨波二丁目1346番地2付近
鯨波地区	ナウマン象発掘の地				○	鯨波二丁目1908番地付近
鯨波地区	鯨波郵便局前				○	鯨波二丁目1485番地1付近
鯨波地区	浪花屋前				○	鯨波三丁目24番地2付近
鯨波地区	特別養護老人ホームくじらなみ				○	鯨波二丁目4番3号
鯨波地区	鯨波神明宮				○	鯨波三丁目7番28号
鯨波地区	東の輪町公会堂	○	○	○	○	東の輪町4番18号
半田地区	半田コミュニティセンター	◎	◎	◎		岩上20番52号

連 絡 先	施 設 管 理 者	建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (施設部分)	標高
－	公益社団法人柏崎市シルバー人材センター	RC造2階建		1,776	5,087	444	7.0
－	校長	RC造3階建	RC造平屋建	12,514	8,285	3,129	9.5
－	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	RC造2階建		2,078	1,211	520	4.7
－	園長	W造平屋建		698	875	175	9.3
－	理事長	RC造3階建		2,267	2,660	567	8.3
－	市長			0	1,600	－	8.9
－	市長			0	2,100	－	6.8
－	市長			0	9,915	－	11.0
－	市長			0	2,370	－	6.0
－	市長			0	1,500	－	4.7
－	公益財団法人かしわざき振興財団			0	5,230	－	4.8
－	教育委員会			0	2,830	－	10.5
24-7449	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	227	2,696	57	3.2
21-0555	校長	RC造3階建	SRC造平屋建	1,427	26,241	357	4.8
22-2511	校長	RC造3階建	S造2階建	1,329	9,061	332	2.2
－	校長	RC造2階建	S造平屋建	15,452	17,750	3,863	3.6
－	市長			0	1,850	－	2.6
21-7533	協議会長	RC造2階建		205	1,316	51	9.4
23-2821	校長	RC造3階建	SRC造平屋建	1,479	25,124	370	40.4
22-7715	校長	RC造3階建	SRC造平屋建	1,000	10,585	250	9.3
－	市長	RC造4階建		621	9,063	155	54.3
－	米山台町内会	W造平屋建		126	1,017	32	25.2
－	市長			0	2,400	－	2.9
－	市長			0	2,400	－	11.5
24-4787	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	201	2,773	50	24.5
22-2330	校長	RC造4階建	S造平屋建	980	7,266	245	17.2
－	園長	W造平屋建		484	777	121	20.8
－	園長	W造平屋建		462	585	116	30.2
－	教育委員会	RC造地下1階地上2階		4,127	6,011	1,032	30.8
－	市長	RC造平屋建		42	596	11	13.7
－	市長			0	48,371	－	34.0
－	市長			0	27,754	－	6.2
－				0	229	－	31.6
－				0	212	－	9.5
－	市長			0	3,549	－	30.4
－				0	1,023	－	21.1
－	大洲一区町内会	W造平屋建		43	229	11	21.6
－	大洲九区・十区町内会	W造平屋建		83	51	21	8.8
－				0	1,400	－	13.2
22-7174	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	212	5,930	53	4.4
22-2389	校長	RC造3階建	S造平屋建	2,687	13,339	672	11.6
－	市長			0	9,649	－	30.8
－				0	365	－	20.6
－				0	117	－	16.8
－				0	268	－	27.0
－	社会福祉法人泚山会	RC造3階建		6,392	3,040	1,598	14.5
－				0	334	－	21.0
－	東の輪町町内会	W造2階建		139	144	35	28.6
22-5999	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	171	1,957	43	7.4

○災害の種類ごとに利用できる避難場所

◎優先して開設する避難場所

地 区 名	名 称	避難できる災害の種類				所 在 地
		洪水	土砂災害	地震	津波	
半田地区	半田小学校	◎	◎	◎		南半田1番1号
半田地区	半田住宅団地集会所	○	○	○		希望が丘3番20号
半田地区	総合体育館	○	○	○		半田1番地4
荒浜地区	荒浜コミュニティセンター			◎	◎	荒浜三丁目7番17号
荒浜地区	柏崎原子力広報センター			○		荒浜一丁目3番32号
荒浜地区	荒浜小学校			◎	◎	荒浜一丁目2番11号
荒浜地区	荒浜保育園			○		荒浜三丁目7番22号
荒浜地区	荒浜運動場			○		荒浜一丁目1909番地2付近
荒浜地区	青山稻荷神社				○	荒浜四丁目1754番地2
荒浜地区	庚申塚				○	荒浜三丁目932番地1付近
松波地区	松波コミュニティセンター	◎		◎	◎	松波二丁目17番3号
松波地区	松浜中学校	◎		◎	◎	松波三丁目7番5号
松波地区	はまなす特別支援学校	○		○	○	松波四丁目10番1号
松波地区	松波保育園	○		○	○	松波四丁目1番83号
松波地区	松波住宅集会所	○		○	○	松波三丁目6番21号
松波地区	松波第一公園			○		松波二丁目2668番地付近
松波地区	松波フレンドパーク			○		松波三丁目2048番地98付近
松波地区	市営住宅松波(D号棟)屋上部				○	松波三丁目5番19号
松波地区	松波の里				○	松波四丁目8番18号
松波地区	クリーンセンター敷地				○	松波四丁目1595番地21付近
高浜地区	高浜コミュニティセンター		◎	◎	◎	宮川2298番地3
高浜地区	椎谷ふれあいセンター		○	○	○	椎谷1855番地
高浜地区	大湊集会場		○		○	大湊11番地
高浜地区	ボートハウス付近				○	椎谷1736番地1付近
高浜地区	仁王門				○	椎谷1477番地1付近
高浜地区	華蔵院				○	椎谷772番地
高浜地区	墓地入口				○	椎谷776番地1付近
高浜地区	陣屋跡(稲荷神社)				○	椎谷1992番地1
高浜地区	龍泉寺				○	宮川2111番地1
高浜地区	宮川神社				○	宮川4027番地
高浜地区	西光寺				○	宮川1990番地
高浜地区	柏崎カントリークラブゴルフ場				○	宮川1345番地付近
高浜地区	稲荷神社				○	大湊303番地
高浜地区	夕日が丘公園				○	椎谷1481付近
田尻地区	田尻コミュニティセンター	◎	◎	◎		安田1413番地1
田尻地区	東中学校	◎	◎	◎		下田尻2002番地1
田尻地区	田尻小学校	◎	◎	◎		安田1455番地
田尻地区	新潟産業大学附属高校	○	○	○		安田2510番地2
田尻地区	新潟産業大学	○	○	○		軽井川4730番地
田尻地区	田尻保育園	○	○	○		安田1412番地1
田尻地区	平井公民館	○	○	○		平井2586番地
田尻地区	佐藤池野球場			○		佐藤池新田1150番地1付近
田尻地区	佐藤池サッカーコート			○		佐藤池新田1150番地1付近
田尻地区	柏崎フロンティアパーク北公園広場			○		軽井川931番地20付近
西中通地区	西中通コミュニティセンター	◎	◎	◎		橋場町15番6号
西中通地区	瑞穂中学校	◎	◎	◎		小金町2番11号
西中通地区	槇原小学校	◎	◎	◎		春日三丁目4番31号
西中通地区	日吉小学校	◎	◎	◎		土合806番地
西中通地区	下大新田集会所		○	○		下大新田393番地4

連 絡 先	施 設 管 理 者	建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (施設部分)	標高
24-6150	校長	RC造2階建	S造2階建	752	13,296	188	12.4
-	市長	RC造平屋建		100	33	25	14.4
-	公益財団法人かしわざき振興財団	SRC造2階建		9,702	21,347	2,426	17.1
22-3702	協議会長	RC造2階建	RC造平屋建	241	2,379	60	6.9
-	公益財団法人柏崎原子力広報センター	RC造2階建		900	4,016	225	7.0
23-6611	校長	RC造2階建	S造平屋建	1,115	11,138	279	8.9
-	園長	W造平屋建		379	1,240	95	7.6
-	公益財団法人かしわざき振興財団			0	28,186	-	7.1
-				0	835	-	36.3
-				0	721	-	13.7
22-4352	協議会長	S造2階建	S造平屋建	217	5,600	54	4.1
22-3714	校長	RC造3階建	S造2階建	1,054	23,678	264	6.9
-	校長	RC造2階建	S造2階建	2,430	1,509	608	13.8
-	園長	W造平屋建		1,314	3,294	329	6.5
-	市長	RC造平屋建		72	314	18	6.8
-	市長			0	3,700	-	5.1
-	市長			0	10,000	-	6.4
-	市長	RC造3階建		0	582	146	6.2
-	社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニー			0	1,510	-	10.8
-	市長			0	2,958	-	7.0
35-2002	協議会長	S造2階建	S造平屋建	168	518	42	7.0
-	椎谷町内会	W造平屋建		149	192	37	4.4
-	大湊町内会長	W造平屋建		117	73	29	8.0
-				0	951	-	9.2
-				0	463	-	25.0
-				0	1,147	-	9.9
-				0	407	-	14.9
-				0	946	-	15.5
-				0	633	-	24.6
-				0	1,349	-	23.4
-				0	432	-	16.7
-	高浜観光開発株式会社			2,800	3,000	700	97.7
-				0	54	-	35.8
-				0	972	-	24.1
22-4301	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	261	5,926	65	13.3
24-2247	校長	RC造2階建	S造2階建	1,212	28,014	303	12.3
22-4315	校長	RC造3階建	SRC造平屋建	1,475	7,259	369	13.1
-	校長	RC造3階建	S造平屋建	10,219	22,904	2,555	16.8
-	学校法人柏専学院	RC造2階建	S造平屋建	15,566	13,555	3,892	13.6
-	園長	W造平屋建		820	1,100	205	13.2
-	平井町内会	W造平屋建		203	291	51	13.1
-	公益財団法人かしわざき振興財団			0	33,530	-	7.3
-	公益財団法人かしわざき振興財団			0	19,900	-	6.0
-	市長			0	1,964	-	18.8
24-3728	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	168	5,308	42	4.2
22-3593	校長	RC造3階建	SRC造平屋建	1,017	28,136	254	4.3
22-4090	校長	RC造3階建	S造2階建	669	9,643	167	4.6
22-3017	校長	RC造3階建	S造2階建	738	13,189	185	6.1
-	下大新田町内会	W造平屋建		218	193	55	5.7

○災害の種類ごとに利用できる避難場所

◎優先して開設する避難場所

地 区 名	名 称	避難できる災害の種類				所 在 地
		洪水	土砂災害	地震	津波	
西中通地区	長崎集会所	○	○	○		長崎1292番地
西中通地区	長崎新田集会場	○	○	○		長崎新田694番地
西中通地区	土合公会堂		○			土合516番地1
西中通地区	山本公会堂		○	○		山本815番地1
西中通地区	上原公会堂	○	○	○		上原264番地
西中通地区	下原公会堂		○	○		原町2番27号
西中通地区	橋場公会堂		○	○		橋場町1番63号
西中通地区	春日公会堂		○	○		春日二丁目10番2号
西中通地区	劔公会堂		○	○		劔281番地3
西中通地区	春日公園			○		春日二丁目2087番地2付近
西中通地区	柏崎常盤高校第二グラウンド			○		藤元町66番地1付近
中通地区	中通コミュニティセンター	◎	◎	◎		曾地130番地4
中通地区	中通小学校	◎	◎	◎		曾地130番地
中通地区	中通保育園	○	○	○		曾地172番地1
中通地区	中通コミュニティセンター東部活動の場駐車場			○		五十土240番地7付近
中通地区	中通ふれあい広場			○		曾地684番地1付近
高田地区	高田コミュニティセンター	◎	◎	◎		新道3388番地
高田地区	南中学校	◎	◎	◎		新道3447番地
高田地区	新道小学校	◎	◎	◎		新道5001番地1
高田地区	高田保育園		○	○		新道3081番地1
高田地区	新潟工科大学	○	○	○		藤橋1719番地
上条地区	上条コミュニティセンター	◎	◎	◎		宮之窪3180番地
上条地区	上条地区くらしのサポートセンターたこうちの里	○	○	○		宮之窪3180番地
上条地区	上条進修館	○	○			上条19番地
上条地区	佐水集落センター	○		○		佐水547番地2
上条地区	特別養護老人ホームいこいの里	○	○	○		佐水3140番地
北鯖石地区	北鯖石コミュニティセンター	◎	◎	◎		中田2295番地1
北鯖石地区	北鯖石小学校	◎	◎	◎		中田1743番地2
北鯖石地区	北鯖石保育園	○	○	○		中田2295番地1
北鯖石地区	上藤井集落開発センター	○	○	○		藤井8305番地
北鯖石地区	下藤井集落開発センター	○	○			藤井7352番地
中鯖石地区	中鯖石コミュニティセンター	◎	◎	◎		加納2564番地1
中鯖石地区	鯖石小学校	◎	◎	◎		加納2628番地1
中鯖石地区	第五中学校	◎	◎	◎		宮平96番地1
中鯖石地区	下加納ふれあいセンター	○	○	○		加納518番地
南鯖石地区	南鯖石コミュニティセンター		◎	◎		山室2931番地1
南鯖石地区	笹崎ふれあいセンター	○	○	○		石曾根6160番地1
南鯖石地区	行兼ふれあいセンター	○	○	○		石曾根5663番地
南鯖石地区	宮之下集落開発センター	○	○	○		石曾根1429番地1
南鯖石地区	田島活性化センター	◎	○	○		山室530番地2
南鯖石地区	西之入集落開発センター	○		○		石曾根3228番地2
南鯖石地区	山室特産センター	○	○			山室2331番地
南鯖石地区	大沢集落集会所	○	○			大沢240番地1
南鯖石地区	旧第五中学校グラウンド			○		山室2931番地1
上米山地区	上米山コミュニティセンター		◎	◎		谷根3232番地3
上米山地区	谷根診療所			○		谷根3256番地1
米山地区	米山コミュニティセンター	◎	◎	◎		米山町1338番地2
米山地区	米山小学校	◎	◎	◎	◎	米山町304番地4

連 絡 先	施 設 管 理 者	建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (施設部分)	標高
-	長崎町内会	W造平屋建		83	38	21	6.5
-	長崎新田町内会	W造平屋建		108	53	27	6.8
-	土合町内会	W造平屋建		64	112	16	5.7
-	山本町内会	W造平屋建		169	77	42	6.2
-	上原町内会	W造2階建		99	259	25	6.4
-	下原町内会	W造平屋建		181	181	45	4.7
-	橋場町内会	W造平屋建		167	188	42	4.6
-	春日町内会	W造平屋建		396	176	99	4.4
-	劔町内会	W造平屋建		128	60	32	7.5
-	市長			0	12,979	—	6.2
-	校長			0	12,908	—	3.7
28-2002	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	212	1,188	53	12.6
28-2004	校長	RC造2階建	SRC造2階建	2,528	11,680	632	12.7
-	園長	W造平屋建		439	1,547	110	12.5
-	市長			0	4,373	—	106.8
-	市長			0	8,314	—	13.1
22-4401	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	191	9,494	48	7.5
22-4414	校長	RC造3階建	SRC造平屋建	1,207	28,432	302	7.7
22-4404	校長	RC造3階建	S造平屋建	806	10,886	202	8.9
-	園長	W造平屋建		435	1,000	109	7.2
-	学校法人新潟工科大学	RC造4階建	RC造2階建	19,670	25,840	4,918	24.5
29-2400	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	184	6,040	46	13.4
-	上条地区総代会	W造平屋建		235	468	59	13.7
-	上条町内会	W造2階建		129	37	32	11.1
-	佐水町内会	W造2階建		155	135	39	25.9
-	社会福祉法人泚山会	RC造2階建		4,649	2,389	1,162	39.9
24-4549	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	277	4,259	69	9.8
22-4454	校長	RC造3階建	S造平屋建	697	12,201	174	9.5
-	園長	W造平屋建		646	1,145	162	9.9
-	上藤井町内会	W造一部2階建		158	39	40	9.4
-	下藤井町内会	W造2階建		203	155	51	8.2
27-2102	協議会長	W造2階建	S造平屋建	173	17,111	43	26.0
27-2109	校長	RC造3階建	S造2階建	590	10,137	147	26.2
27-2113	校長	RC造2階建	RC造2階建	626	12,919	157	30.8
-	下加納町内会	W造2階建		220	261	55	17.3
27-2002	協議会長	RC造平屋建	S造平屋建	155	2,914	39	31.0
-	笹崎町内会	W造2階建		131	166	33	27.0
-	行兼町内会	W造2階建		132	27	33	32.9
-	宮之下町内会	W造2階建		164	148	41	36.9
-	田島町内会	W造2階建		298	333	74	35.4
-	西之入町内会	W造2階建		160	193	40	35.2
-	山室町内会	W造2階建		239	212	60	54.0
-	大沢町内会	W造2階建		237	219	59	54.0
-	教育委員会			0	22,209	—	31.4
26-2516	協議会長	W造2階建	S造2階建	125	398	31	66.8
-	市長	W造平屋建		200	102	50	65.8
26-2565	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	197	3,920	49	5.9
26-2013	校長	RC造3階建	SRC造平屋建	2,575	1,640	644	14.1

○災害の種類ごとに利用できる避難場所

◎優先して開設する避難場所

地 区 名	名 称	避難できる災害の種類				所 在 地
		洪水	土砂災害	地震	津波	
米山地区	米山保育園			○		米山町1317番地1
米山地区	笠島ふれあいセンター	○		○	○	笠島314番地
米山地区	青海川集落開発センター			○	○	青海川439番地
米山地区	上輪会館	○	○	○		上輪720番地
米山地区	上輪新田ふれあい館	○	○	○		上輪新田323番地4
米山地区	笠島運動場			○		笠島858番地1付近
米山地区	米山車両停車帯1			○	○	米山町2258番地4付近
米山地区	青海神社				○	青海川831番地1
米山地区	笠島第1避難集合場所(多聞寺前)				○	笠島829番地2付近
米山地区	笠島第2避難集合場所(清吉前)				○	笠島738番地1付近
米山地区	笠島第3避難集合場所(六兵前)				○	笠島456番地1付近
米山地区	大清水観音堂入口付近				○	米山町62番地3付近
米山地区	妙興寺ガード前				○	米山町2261番地2付近
米山地区	沢谷				○	米山町721番地2付近
米山地区	聖ヶ鼻				○	米山町2273番地1付近
米山地区	妙泉寺				○	上輪609番地
北条地区	北条コミュニティセンター	◎	◎	◎		大広田93番地1
北条地区	北条中学校	◎	◎	◎		北条1996番地
北条地区	北条小学校	◎	◎	◎		北条1981番地1
北条地区	北条保育園		○	○		北条2910番地
北条地区	杉平集落センター	○	○	○		東長島乙245番地
北条地区	峠公会堂	○	○			東長島乙2836番地
北条地区	鼻岳公会堂		○			西長島甲2544番地4
北条地区	岩之入公民館	○				西長島乙1063番地
北条地区	中村集落センター	○		○		西長島甲1912番地
北条地区	山本公会堂	○		○		西長島甲117番地4
北条地区	北条運動場			○		東条620番地付近
北条地区	旧広田保育園園庭			○		大広田577番地4付近
野田地区	野田コミュニティセンター	◎	◎	◎		野田473番地
野田地区	鵜川体験の里「ほたる」	○	○	○		女谷4550番地1
野田地区	旧鵜川小学校グラウンド			○		女谷4539番地2付近
別俣地区	別俣コミュニティセンター	◎	◎	◎		久米1089番地2
高柳地区	高柳コミュニティセンター		◎	◎		高柳町岡野町1849番地1
高柳地区	旧高柳小学校	◎	◎	◎		高柳町岡野町1485番地3
高柳地区	栃ヶ原集落センター	○		○		高柳町栃ヶ原1485番地3
高柳地区	坪野集落センター	○		○		高柳町高尾1171番地1
高柳地区	上石黒集落センター	○		○		高柳町石黒1431番地2
高柳地区	門出集落センター	○	○	○		高柳町門出336番地1
高柳地区	落合集落センター			○		高柳町石黒967番地1
高柳地区	荻ノ島集落センター	○	○	○		高柳町荻ノ島1053番地1
高柳地区	岡野町集落センター	○	○	○		高柳町岡野町1743番地
高柳地区	岡田集落センター		○	○		高柳町岡田565番地4
高柳地区	大野集落センター	○	○			高柳町石黒3227番地1
高柳地区	漆島集落センター	○		○		高柳町漆島373番地6
高柳地区	板畑集落センター	○	○	○		高柳町石黒5128番地3
高柳地区	田代集落センター	○				高柳町田代720番地
高柳地区	高尾集落センター	○	○	○		高柳町高尾674番地2
高柳地区	下石黒集落センター	○		○		高柳町石黒2354番地1
高柳地区	塩沢集落センター	○	○	○		高柳町山中3639番地1

連 絡 先	施 設 管 理 者	建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (施設部分)	標高
－	園長	W造平屋建		495	400	124	6.5
－	笠島町内会	W造平屋建		143	166	36	44.4
－	青海川町内会	W造平屋建		55	49	14	21.5
－	上輪町内会	W造2階建		210	345	53	4.0
－	上輪新田町内会	W造平屋建		105	37	26	78.3
－	市長			0	5,790	－	47.8
－	長岡国道事務所長			0	895	－	36.5
－				0	38	－	15.1
－				0	225	－	25.7
－				0	107	－	38.7
－				0	107	－	34.2
－				0	503	－	21.1
－				0	166	－	21.9
－				0	264	－	26.6
－				0	1,754	－	47.9
－				0	516	－	50.7
25-3355	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	168	2,124	42	32.4
25-3209	校長	RC造3階建	SRC造2階建	973	18,015	243	24.4
25-3004	校長	RC造2階建	RC造2階建	554	0	138	24.0
－	園長	W造一部鉄骨平屋建		695	494	174	22.3
－	杉平町内会	W造2階建		155	483	39	41.8
－	峠町内会	W造2階建		75	169	19	97.3
－	鼻岳町内会	W造2階建		170	29	43	35.9
－	岩之入町内会	W造2階建		86	17	21	51.0
－	中村町内会	W造2階建		109	130	27	41.4
－	山本町内会	W造平屋建		67	197	17	39.6
－	教育委員会			0	16,460	－	37.8
－	市長			0	550	－	33.2
29-2179	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	194	2,688	49	43.2
－	協議会長	W造2階建		297	455	74	186.1
－	教育委員会			0	10,090	－	185.9
29-2403	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	206	1,253	51	48.3
41-2234	協議会長	RC造3階建		108	0	27	64.9
－	校長	RC造3階建	S造2階建	402	0	101	73.3
－	栃ヶ原自治協議会	W造2階建		190	94	48	232.5
－	坪野自治振興会	W造2階建		173	715	43	89.6
－	上石黒自治会	W造2階建		185	925	46	209.9
－	門出自治協議会	S造2階建		314	143	78	138.8
－	落合自治会	W造2階建		99	188	25	174.1
－	荻ノ島自治振興会	W造2階建		184	102	46	118.3
－	岡野町振興会	W造2階建		381	388	95	70.1
－	岡田振興会	S造2階建		361	715	90	50.9
－	高柳町大野区	S造2階建		95	109	24	307.6
－	漆島自治振興会	W造2階建		190	255	48	85.3
－	板畑自治会	S造2階建		221	326	55	353.6
－	田代自治協議会	W造2階建		161	44	40	153.7
－	高尾区	W造2階建		157	265	39	96.9
－	下石黒区	W造2階建		112	164	28	195.7
－	高柳町塩沢地区自治振興協議会	W造2階建		178	144	45	74.6

○災害の種類ごとに利用できる避難場所

◎優先して開設する避難場所

地 区 名	名 称	避難できる災害の種類				所 在 地
		洪水	土砂災害	地震	津波	
高柳地区	寄合集落センター	○		○		高柳町石黒6784番地1
高柳地区	山中集落センター	○	○	○		高柳町山中2990番地1
高柳地区	磯之辺集落センター	○	○			高柳町高尾2600番地
高柳地区	石黒地域活動拠点施設	○	○	○		高柳町石黒1685番地
二田地区	二田コミュニティセンター	◎	◎	◎		西山町坂田5155番地
二田地区	西山中学校	◎	◎	◎		西山町鬼王179番地
二田地区	二田小学校	◎	◎	◎		西山町長嶺1718番地
二田地区	にしやま保育園	○	○	○		西山町坂田231番地2
二田地区	黒部神社集会所	○	○			西山町黒部40番地
二田地区	二田ふれあい交流館	○	○	○		西山町二田601番地1
二田地区	西山公会堂		○	○		西山町西山213番地4
二田地区	長嶺集落センター	○		○		西山町長嶺773番地
二田地区	坂田集落開発センター	○	○	○		西山町坂田1808番地
二田地区	後谷公会堂	○		○		西山町後谷229番地
二田地区	新保集落センター	○	○	○		西山町新保384番地1
二田地区	和田ふれあいセンター	○	○	○		西山町和田869番地1
二田地区	緑が丘ふれあいセンター	○	○	○		西山町緑が丘1番地35
南部地区	南部コミュニティセンター	◎	◎	◎		西山町北野1314番地
南部地区	大坪集落センター	○	○	○		西山町大坪223番地
南部地区	内方ふれあいセンター	○	○	○		西山町内方117番地
南部地区	五日市ふれあいセンター	○	○	○		西山町五日市2番地1
南部地区	妙法寺ふれあいセンター	○		○		西山町妙法寺1487番地
南部地区	北野集落センター		○			西山町北野910番地
西山地区	西山コミュニティセンター石地分館	◎	◎	◎	◎	西山町石地1167番地
西山地区	西山コミュニティセンター別山分館		◎	◎		西山町別山1589番地1
西山地区	内郷小学校	◎	◎	◎		西山町上山田668番地2
西山地区	西山総合体育館	◎	◎	◎	◎	西山町浜忠150番地5
西山地区	西山コミュニティセンター体育館	◎	◎	◎		西山町下山田25番地
西山地区	西山町いきいき館	◎	◎	◎		西山町池浦877番地
西山地区	大津集落センター		○	○		西山町大津1172番地
西山地区	飯森地区高台				○	西山町石地114番地付近
西山地区	延命地藏尊前				○	西山町石地1225番地7付近
西山地区	形蔵院				○	西山町石地917番地
西山地区	てまり団地				○	西山町尾町5番地70付近
西山地区	御島石部神社				○	西山町石地1258番地
西山地区	灰爪集落開発センター		○	○		西山町灰爪33番地4
西山地区	笹山町内会公会堂		○	○		西山町別山2035番地4
西山地区	甲戸集落開発センター	○				西山町別山5200番地
西山地区	上山田ふれあいセンター		○	○		西山町上山田553番地3
西山地区	尾野内ふれあいセンター	○	○	○		西山町尾野内650番地
西山地区	尾頃部集落開発センター	○	○			西山町別山758番地
西山地区	内越公会堂	○	○			西山町別山1467番地
西山地区	砂田公会堂			○		西山町別山5508番地
西山地区	別山後谷公会堂	○				西山町別山6505番地2
西山地区	荒谷集落センター			○		西山町別山2596番地2
西山地区	浜忠集落開発センター				○	西山町浜忠2975番地
西山地区	甲田ふれあいセンター		○	○		西山町甲田416番地
西山地区	大崎集落センター		○	○	○	西山町大崎744番地
西山地区	利七沢広場				○	西山町甲田348番地2付近

連 絡 先	施 設 管 理 者	建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (施設部分)	標高
-	寄合自治会	W造2階建		129	133	32	177.3
-	山中地区自治会	S造2階建		163	280	41	188.9
-	磯之辺区	W造2階建		198	251	50	365.2
-	市長	RC造2階建		382	849	96	198.9
48-2074	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	242	1,274	60	18.9
48-2150	校長	RC造3階建	RC造2階建	1,170	22,400	292	31.3
48-2054	校長	RC造3階建	S造平屋建	841	8,598	210	15.0
-	園長	W造一部RC造		1,461	1,235	365	31.7
-	黒部町内会	W造平屋建		50	54	13	17.0
-	二田町内会	W造平屋建		167	74	42	38.0
-	西山町内会	W造平屋建		224	103	56	14.7
-	長嶺町内会	W造2階建		266	552	66	18.9
-	坂田町内会	W造2階建		335	385	84	28.1
-	後谷町内会	W造平屋建		90	24	23	33.8
-	新保町内会	W造2階建		140	165	35	16.5
-	和田町内会	W造平屋建		127	422	32	17.7
-	緑が丘町内会	W造平屋建		110	251	28	24.2
48-2037	協議会長	RC造2階建	RC造平屋建	223	5,898	56	21.2
-	大坪町内会	W造2階建		128	66	32	24.5
-	内方町内会	W造平屋建		117	244	29	17.8
-	五日市町内会	W造平屋建		153	883	38	16.0
-	妙法寺町内会	W造2階建		164	59	41	36.0
-	北野町内会	W造2階建		177	219	44	22.4
47-2352	協議会長	RC造2階建	RC造平屋建	201	3,987	50	12.1
47-2050	協議会長	RC造2階建	RC造平屋建	212	8,552	53	40.8
47-2054	校長	RC造3階建	S造平屋建	793	6,006	198	32.2
47-2822	公益財団法人かしわざき振興財団	RC造2階建		872	6,201	218	9.7
47-2690	協議会長	RC造2階建	S造平屋建	240	8,595	60	33.9
31-6100	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会	RC造2階建		284	4,698	71	27.5
-	大津町内会	W造平屋建		220	330	55	11.1
-				0	100	—	17.5
-				0	404	—	14.9
-				0	489	—	12.0
-				0	405	—	30.1
-				0	4,052	—	26.1
-	灰爪町内会	W造平屋建		112	153	28	37.9
-	笹山町内会	W造平屋建		127	86	32	36.3
-	甲戸町内会	W造平屋建		84	123	21	59.1
-	上山田町内会	W造平屋建		116	211	29	32.5
-	尾野内町内会	W造平屋建		88	122	22	35.3
-	尾頃部町内会	W造平屋建		55	58	14	52.6
-	内越町内会	W造2階建		99	31	25	50.1
-	砂田町内会	W造平屋		89	102	22	45.9
-	別山後谷町内会	W造平屋建		94	92	24	51.8
-	荒谷町内会	W造平屋建		127	465	32	61.3
-	浜忠町内会	W造2階建		210	368	53	10.3
-	甲田町内会	W造平屋建		80	49	20	14.3
-	大崎町内会	W造2階建		199	470	50	8.3
-				0	129	—	19.4

○災害の種類ごとに利用できる避難場所

◎優先して開設する避難場所

地 区 名	名 称	避難できる災害の種類				所 在 地
		洪水	土砂災害	地震	津波	
西山地区	三叉路バス停				○	西山町浜忠2196番地3付近
西山地区	権現堂広場				○	西山町浜忠1700番地1付近
西山地区	やしきだ橋広場				○	西山町浜忠2143番地付近
西山地区	堂坂トンネル入口				○	西山町浜忠885番地1付近
西山地区	さいの神鼻広場				○	西山町浜忠741番地1付近
西山地区	松田沢広場				○	西山町浜忠232番地付近
西山地区	白山神社				○	西山町甲田416番地1
西山地区	長磯地区高台				○	西山町大崎1715番地付近
西山地区	坂の下別荘団地				○	西山町大崎40番地16付近
西山地区	大崎神社				○	西山町大崎737番地
西山地区	あたご山登り口				○	西山町大崎711番地2付近
西山地区	雪割草の湯高台				○	西山町大崎1590番地5付近
西山地区	鎌田集落センター	○		○		西山町鎌田1143番地1
西山地区	田沢集会所	○	○	○		西山町田沢3102番地
西山地区	下山田公会堂			○		西山町下山田353番地1
西山地区	礼拝公会堂		○	○		西山町礼拝370番地4
西山地区	藤掛多目的集会センター	○		○		西山町藤掛91番地8
西山地区	陽だまり(集落センター)			○		西山町伊毛1312番地
西山地区	池浦多目的集会施設	○	○	○		西山町池浦408番地19

連 絡 先	施 設 管 理 者	建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (施設部分)	標高
－				0	217	－	7.9
－				0	134	－	17.0
－				0	108	－	20.7
－				0	451	－	21.4
－				0	238	－	10.9
－				0	152	－	12.3
－				0	94	－	19.3
－				0	129	－	10.1
－				0	454	－	26.0
－				0	290	－	23.2
－				0	54	－	16.1
－				0	136	－	14.9
－	鎌田町内会	W造2階建		165	325	41	22.1
－	田沢町内会	W造平屋建		189	765	47	33.0
－	下山田町内会	W造平屋建		128	180	32	23.9
－	礼拝町内会	W造平屋建		127	142	32	20.7
－	藤掛町内会	W造平屋建		126	305	32	46.7
－	伊毛町内会	W造平屋建		161	171	40	26.8
－	池浦町内会	W造2階建		166	132	42	23.8

【 指定避難所 】【 198箇所 】

地区名	名称	所在地	連絡先	施設管理者
中央地区	中央地区コミュニティセンター	東港町5番55号	21-5711	協議会長
中央地区	第一中学校	学校町5番27号	22-4158	校長
中央地区	柏崎小学校	学校町1番88号	22-2196	校長
中央地区	かしわざき市民活動センターまちから	西本町三丁目2番8号	-	特定非営利活動法人aisa
中央地区	北園町住宅集会所	北園町5番30号	-	市長
中央地区	柏崎保育園	学校町1番7号	-	園長
中央地区	柏崎翔洋中等教育学校	北園町18番88号	-	校長
中央地区	柏崎高校	学校町4番1号	-	校長
中央地区	柏崎工業高校	栄町5番16号	-	校長
中央地区	スポーツハウス	東港町5番55号	-	公益財団法人かしわざき振興財団
中央地区	ソフィアセンター(図書館)	学校町2番47号	-	教育委員会
中央地区	市民プラザ	東本町一丁目3番24号	-	市長
中央地区	自然環境浄化センター	安政町1番36号	-	市長
中央地区	産業文化会館	駅前二丁目2番45号	-	公益財団法人かしわざき振興財団
中央地区	柏崎アクアパーク	学校町6番73号	-	公益財団法人かしわざき振興財団
中央地区	武道館	栄町18番11号	-	公益財団法人かしわざき振興財団
中央地区	北園町県営住宅集会所(C号棟)	北園町1番9号	-	市長
中央地区	文化会館アルフォーレ	日石町4番32号	-	公益財団法人かしわざき振興財団 新潟照明技研共同事業体
比角地区	比角コミュニティセンター	比角二丁目9番47号	24-7487	協議会長
比角地区	第二中学校	比角一丁目3番6号	22-2822	校長
比角地区	比角小学校	扇町2番22号	22-5213	校長
比角地区	ワークプラザ柏崎	田塚三丁目11番50号	-	公益社団法人柏崎市シルバー人材センター
比角地区	柏崎常盤高校	比角一丁目5番57号	-	校長
比角地区	総合福祉センター	豊町3番59号	-	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会
比角地区	比角保育園	比角二丁目10番15号	-	園長
比角地区	二葉幼稚園	藤井756番地3	-	理事長
枇杷島地区	枇杷島コミュニティセンター	宮場町12番8号	24-7449	協議会長
枇杷島地区	鏡が沖中学校	枇杷島2842番地1	21-0555	校長
枇杷島地区	枇杷島小学校	関町9番34号	22-2511	校長
枇杷島地区	柏崎総合高校	元城町1番1号	-	校長
剣野地区	剣野コミュニティセンター	常盤台25番5号	21-7533	協議会長
剣野地区	第三中学校	新赤坂一丁目2番10号	23-2821	校長
剣野地区	剣野小学校	常盤台25番24号	22-7715	校長
剣野地区	赤坂山浄水場	新赤坂一丁目1番62号	-	市長
大洲地区	大洲コミュニティセンター	赤坂町3番14号	24-4787	協議会長
大洲地区	大洲小学校	大久保二丁目10番13号	22-2330	校長
大洲地区	大洲保育園	緑町4番4号	-	園長
大洲地区	西部保育園	番神二丁目10番58号	-	園長
大洲地区	博物館	緑町8番35号	-	教育委員会
大洲地区	緑ヶ丘住宅集会所	緑町1番12号	-	市長
鯨波地区	鯨波コミュニティセンター	鯨波二丁目4番50号	22-7174	協議会長
鯨波地区	鯨波小学校	鯨波乙1032番地	22-2389	校長
半田地区	半田コミュニティセンター	岩上20番52号	22-5999	協議会長
半田地区	半田小学校	南半田1番1号	24-6150	校長
半田地区	半田住宅団地集会所	希望が丘3番20号	-	市長
半田地区	総合体育館	半田1番地4	-	公益財団法人かしわざき振興財団
荒浜地区	荒浜コミュニティセンター	荒浜三丁目7番17号	22-3702	協議会長

建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (屋内施設)	標高 (m)
RC造3階建		298	2,085	75	6.4
RC造3階建	SRC造平屋建	1,801	18,628	450	7.5
RC造4階建	S造平屋建	1,355	4,935	339	10.8
RC造2階建		1,067	2,809	267	6.7
RC造平屋建		146	306	37	7.9
S造2階建		1,165	900	291	11.6
RC造3階建	S造平屋建	9,645	24,804	2,411	5.2
RC造3階建	S造2階建	13,515	14,363	3,379	10.6
RC造3階建	RC造平屋建	18,222	22,873	4,556	9.5
RC造2階建		830	654	208	6.3
RC造3階建		4,754	2,646	1,189	9.8
SRC造3階建一部S造		3,496	112	874	7.3
RC造3階建		2,664	102,034	666	4.6
SRC造3階建		4,889	890	1,222	3.1
RC造2階建地下1階		11,471	24,579	2,868	6.6
S造2階建		1,951	1,097	488	7.0
RC造平屋建		55	812	14	8.9
SRC造4階建地下1階		975	17,340	244	3.5
RC造2階建	S造平屋建	264	789	66	8.8
RC造3階建	SRC造2階建	1,109	17,416	277	9.8
RC造3階建	S造2階建	1,433	16,410	358	6.0
RC造2階建		1,776	5,087	444	7.0
RC造3階建	RC造平屋建	12,514	8,285	3,129	9.5
RC造2階建		2,078	1,211	520	4.7
W造平屋建		698	875	175	9.3
RC造3階建		2,267	2,660	567	8.3
RC造2階建	S造平屋建	227	2,696	57	3.2
RC造3階建	SRC造平屋建	1,427	26,241	357	4.8
RC造3階建	S造2階建	1,329	9,061	332	2.2
RC造2階建	S造平屋建	15,452	17,750	3,863	3.6
RC造2階建		205	1,316	51	9.4
RC造3階建	SRC造平屋建	1,479	25,124	370	40.4
RC造3階建	SRC造平屋建	1,000	10,585	250	9.3
RC造4階建		621	9,063	155	54.3
RC造2階建	S造平屋建	201	2,773	50	24.5
RC造4階建	S造平屋建	980	7,266	245	17.2
W造平屋建		484	777	121	20.8
W造平屋建		462	585	116	30.2
RC造地下1階地上2階		4,127	6,011	1,032	30.8
RC造平屋建		42	596	11	13.7
RC造2階建	S造平屋建	212	5,930	53	4.4
RC造3階建	S造平屋建	2,687	13,339	672	11.6
RC造2階建	S造平屋建	171	1,957	43	7.4
RC造2階建	S造2階建	752	13,296	188	12.4
RC造平屋建		100	33	25	14.4
SRC造2階建		9,702	21,347	2,426	17.1
RC造2階建	RC造平屋建	241	2,379	60	6.9

地区名	名称	所在地	連絡先	施設管理者
荒浜地区	柏崎原子力広報センター	荒浜一丁目3番32号	-	公益財団法人柏崎原子力広報センター
荒浜地区	荒浜小学校	荒浜一丁目2番11号	23-6611	校長
荒浜地区	荒浜保育園	荒浜三丁目7番22号	-	園長
松波地区	松波コミュニティセンター	松波二丁目17番3号	22-4352	協議会長
松波地区	松浜中学校	松波三丁目7番5号	22-3714	校長
松波地区	はまなす特別支援学校	松波四丁目10番1号	-	校長
松波地区	松波保育園	松波四丁目1番83号	-	園長
松波地区	松波住宅集会所	松波三丁目6番21号	-	市長
高浜地区	高浜コミュニティセンター	宮川2298番地3	35-2002	協議会長
高浜地区	椎谷ふれあいセンター	椎谷1855番地	-	椎谷町内会
高浜地区	大湊集会場	大湊11番地	-	大湊町内会長
田尻地区	田尻コミュニティセンター	安田1413番地1	22-4301	協議会長
田尻地区	東中学校	下田尻2002番地1	24-2247	校長
田尻地区	田尻小学校	安田1455番地	22-4315	校長
田尻地区	新潟産業大学附属高校	安田2510番地2	-	校長
田尻地区	新潟産業大学	軽井川4730番地	-	学校法人柏専学院
田尻地区	田尻保育園	安田1412番地1	-	園長
田尻地区	平井公民館	平井2586番地	-	平井町内会
西中通地区	西中通コミュニティセンター	橋場町15番6号	24-3728	協議会長
西中通地区	瑞穂中学校	小金町2番11号	22-3593	校長
西中通地区	榎原小学校	春日三丁目4番31号	22-4090	校長
西中通地区	日吉小学校	土合806番地	22-3017	校長
西中通地区	下大新田集会所	下大新田393番地4	-	下大新田町内会
西中通地区	長崎集会所	長崎1292番地	-	長崎町内会
西中通地区	長崎新田集会場	長崎新田694番地	-	長崎新田町内会
西中通地区	土合公会堂	土合516番地1	-	土合町内会
西中通地区	山本公会堂	山本815番地1	-	山本町内会
西中通地区	上原公会堂	上原264番地	-	上原町内会
西中通地区	下原公会堂	原町2番27号	-	下原町内会
西中通地区	橋場公会堂	橋場町1番63号	-	橋場町内会
西中通地区	春日公会堂	春日二丁目10番2号	-	春日町内会
西中通地区	劔公会堂	劔281番地3	-	劔町内会
中通地区	中通コミュニティセンター	曾地130番地4	28-2002	協議会長
中通地区	中通小学校	曾地130番地	28-2004	校長
中通地区	中通保育園	曾地172番地1	-	園長
高田地区	高田コミュニティセンター	新道3388番地	22-4401	協議会長
高田地区	南中学校	新道3447番地	22-4414	校長
高田地区	新道小学校	新道5001番地1	22-4404	校長
高田地区	高田保育園	新道3081番地1	-	園長
高田地区	新潟工科大学	藤橋1719番地	-	学校法人新潟工科大学
上条地区	上条コミュニティセンター	宮之窪3180番地	29-2400	協議会長
上条地区	上条地区くらしのサポートセンターたこうちの里	宮之窪3180番地	-	上条地区総代会
上条地区	上条進修館	上条19番地	-	上条町内会
上条地区	佐水集落センター	佐水547番地2	-	佐水町内会
上条地区	特別養護老人ホームいこいの里	佐水3140番地	-	社会福祉法人泚山会
北鯖石地区	北鯖石コミュニティセンター	中田2295番地1	24-4549	協議会長
北鯖石地区	北鯖石小学校	中田1743番地2	22-4454	校長
北鯖石地区	北鯖石保育園	中田2295番地1	-	園長
北鯖石地区	上藤井集落開発センター	藤井8305番地	-	上藤井町内会
北鯖石地区	下藤井集落開発センター	藤井7352番地	-	下藤井町内会
中鯖石地区	中鯖石コミュニティセンター	加納2564番地1	27-2102	協議会長

建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (屋内施設)	標高 (m)
RC造2階建		900	4,016	225	7.0
RC造2階建	S造平屋建	1,115	11,138	279	8.9
W造平屋建		379	1,240	95	7.6
S造2階建	S造平屋建	217	5,600	54	4.1
RC造3階建	S造2階建	1,054	23,678	264	6.9
RC造2階建	S造2階建	2,430	1,509	608	13.8
W造平屋建		1,314	3,294	329	6.5
RC造平屋建		72	314	18	6.8
S造2階建	S造平屋建	168	518	42	7.0
W造平屋建		149	192	37	4.4
W造平屋建		117	73	29	8.0
RC造2階建	S造平屋建	261	5,926	65	13.3
RC造2階建	S造2階建	1,212	28,014	303	12.3
RC造3階建	SRC造平屋建	1,475	7,259	369	13.1
RC造3階建	S造平屋建	10,219	22,904	2,555	16.8
RC造2階建	S造平屋建	15,566	13,555	3,892	13.6
W造平屋建		820	1,100	205	13.2
W造平屋建		203	291	51	13.1
RC造2階建	S造平屋建	168	5,308	42	4.2
RC造3階建	SRC造平屋建	1,017	28,136	254	4.3
RC造3階建	S造2階建	669	9,643	167	4.6
RC造3階建	S造2階建	738	13,189	185	6.1
W造平屋建		218	193	55	5.7
W造平屋建		83	38	21	6.5
W造平屋建		108	53	27	6.8
W造平屋建		64	112	16	5.7
W造平屋建		169	77	42	6.2
W造2階建		99	259	25	6.4
W造平屋建		181	181	45	4.7
W造平屋建		167	188	42	4.6
W造平屋建		396	176	99	4.4
W造平屋建		128	60	32	7.5
RC造2階建	S造平屋建	212	1,188	53	12.6
RC造2階建	SRC造2階建	2,528	11,680	632	12.7
W造平屋建		439	1,547	110	12.5
RC造2階建	S造平屋建	191	9,494	48	7.5
RC造3階建	SRC造平屋建	1,207	28,432	302	7.7
RC造3階建	S造平屋建	806	10,886	202	8.9
W造平屋建		435	1,000	109	7.2
RC造4階建	RC造2階建	19,670	25,840	4,918	24.5
RC造2階建	S造平屋建	184	6,040	46	13.4
W造平屋建		235	468	59	13.7
W造2階建		129	37	32	11.1
W造2階建		155	135	39	25.9
RC造2階建		4,649	2,389	1,162	39.9
RC造2階建	S造平屋建	277	4,259	69	9.8
RC造3階建	S造平屋建	697	12,201	174	9.5
W造平屋建		646	1,145	162	9.9
W造一部2階建		158	39	40	9.4
W造2階建		203	155	51	8.2
W造2階建	S造平屋建	173	17,111	43	26.0

地区名	名称	所在地	連絡先	施設管理者
中鯖石地区	鯖石小学校	加納2628番地1	27-2109	校長
中鯖石地区	第五中学校	宮平96番地1	27-2113	校長
中鯖石地区	下加納ふれあいセンター	加納518番地	-	下加納町内会
南鯖石地区	南鯖石コミュニティセンター	山室2931番地1	27-2002	協議会長
南鯖石地区	笹崎ふれあいセンター	石曽根6160番地1	-	笹崎町内会
南鯖石地区	行兼ふれあいセンター	石曽根5663番地	-	行兼町内会
南鯖石地区	宮之下集落開発センター	石曽根1429番地1	-	宮之下町内会
南鯖石地区	田島活性化センター	山室530番地2	-	田島町内会
南鯖石地区	西之入集落開発センター	石曽根3228番地2	-	西之入町内会
南鯖石地区	山室特産センター	山室2331番地	-	山室町内会
南鯖石地区	大沢集落集会所	大沢240番地1	-	大沢町内会
上米山地区	上米山コミュニティセンター	谷根3232番地3	26-2516	協議会長
上米山地区	谷根診療所	谷根3256番地1	-	市長
米山地区	米山コミュニティセンター	米山町1338番地2	26-2565	協議会長
米山地区	米山小学校	米山町304番地4	26-2013	校長
米山地区	米山保育園	米山町1317番地1	-	園長
米山地区	笠島ふれあいセンター	笠島314番地	-	笠島町内会
米山地区	青海川集落開発センター	青海川439番地	-	青海川町内会
米山地区	上輪会館	上輪720番地	-	上輪町内会
米山地区	上輪新田ふれあい館	上輪新田323番地4	-	上輪新田町内会
北条地区	北条コミュニティセンター	大広田93番地1	25-3355	協議会長
北条地区	北条中学校	北条1996番地	25-3209	校長
北条地区	北条小学校	北条1981番地1	25-3004	校長
北条地区	北条保育園	北条2910番地	-	園長
北条地区	杉平集落センター	東長島乙245番地	-	杉平町内会
北条地区	峠公会堂	東長島乙2836番地	-	峠町内会
北条地区	鼻岳公会堂	西長島甲2544番地4	-	鼻岳町内会
北条地区	岩之入公民館	西長島乙1063番地	-	岩之入町内会
北条地区	中村集落センター	西長島甲1912番地	-	中村町内会
北条地区	山本公会堂	山本815番地1	-	山本町内会
野田地区	野田コミュニティセンター	野田473番地	29-2179	協議会長
野田地区	鵜川体験の里「ほたる」	女谷4550番地1	-	協議会長
別俣地区	別俣コミュニティセンター	久米1089番地2	29-2403	協議会長
高柳地区	高柳コミュニティセンター	高柳町岡野町1849番地1	41-2234	協議会長
高柳地区	旧高柳小学校	高柳町岡野町1485番地3	-	校長
高柳地区	栃ヶ原集落センター	高柳町栃ヶ原1485番地3	-	栃ヶ原自治協議会
高柳地区	坪野集落センター	高柳町高尾1171番地1	-	坪野自治振興会
高柳地区	上石黒集落センター	高柳町石黒1431番地2	-	上石黒自治会
高柳地区	門出集落センター	高柳町門出336番地1	-	門出自治協議会
高柳地区	落合集落センター	高柳町石黒967番地1	-	落合自治会
高柳地区	荻ノ島集落センター	高柳町荻ノ島1053番地1	-	荻ノ島自治振興会
高柳地区	岡野町集落センター	高柳町岡野町1743番地	-	岡野町振興会
高柳地区	岡田集落センター	高柳町岡田565番地4	-	岡田振興会
高柳地区	大野集落センター	高柳町石黒3227番地1	-	高柳町大野区
高柳地区	漆島集落センター	高柳町漆島373番地6	-	漆島自治振興会
高柳地区	板畑集落センター	高柳町石黒5128番地3	-	板畑自治会
高柳地区	田代集落センター	高柳町田代720番地	-	田代自治協議会
高柳地区	高尾集落センター	高柳町高尾674番地2	-	高尾区

建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (屋内施設)	標高 (m)
RC造3階建	S造2階建	590	10,137	147	26.2
RC造2階建	RC造2階建	626	12,919	157	30.8
W造2階建		220	261	55	17.3
RC造平屋建	S造平屋建	155	2,914	39	31.0
W造2階建		131	166	33	27.0
W造2階建		132	27	33	32.9
W造2階建		164	148	41	36.9
W造2階建		298	333	74	35.4
W造2階建		160	193	40	35.2
W造2階建		239	212	60	54.0
W造2階建		237	219	59	54.0
W造2階建	S造2階建	125	398	31	66.8
W造平屋建		200	102	50	65.8
RC造2階建	S造平屋建	197	3,920	49	5.9
RC造3階建	SRC造平屋建	2,575	1,640	644	14.1
W造平屋建		495	400	124	6.5
W造平屋建		143	166	36	44.4
W造平屋建		55	49	14	21.5
W造2階建		210	345	53	4.0
W造平屋建		105	37	26	78.3
RC造2階建	S造平屋建	168	2,124	42	32.4
RC造3階建	SRC造2階建	973	18,015	243	24.4
RC造2階建	RC造2階建	554	0	138	24.0
W造一部鉄骨平屋建		695	494	174	22.3
W造2階建		155	483	39	41.8
W造2階建		75	169	19	97.3
W造2階建		170	29	43	35.9
W造2階建		86	17	21	51.0
W造2階建		109	130	27	41.4
W造平屋建		67	197	17	39.6
RC造2階建	S造平屋建	194	2,688	49	43.2
W造2階建		297	455	74	186.1
RC造2階建	S造平屋建	206	1,253	51	48.3
RC造3階建		108	0	27	64.9
RC造3階建	S造2階建	402	0	101	73.3
W造2階建		190	94	48	232.5
W造2階建		173	715	43	89.6
W造2階建		185	925	46	209.9
S造2階建		314	143	78	138.8
W造2階建		99	188	25	174.1
W造2階建		184	102	46	118.3
W造2階建		381	388	95	70.1
S造2階建		361	715	90	50.9
S造2階建		95	109	24	307.6
W造2階建		190	255	48	85.3
S造2階建		221	326	55	353.6
W造2階建		161	44	40	153.7
W造2階建		157	265	39	96.9

地区名	名称	所在地	連絡先	施設管理者
高柳地区	下石黒集落センター	高柳町石黒2354番地1	-	下石黒区
高柳地区	塩沢集落センター	高柳町山中3639番地1	-	高柳町塩沢地区自治振興協議会
高柳地区	寄合集落センター	高柳町石黒6784番地1	-	寄合自治会
高柳地区	山中集落センター	高柳町山中2990番地1	-	山中地区自治会
高柳地区	磯之辺集落センター	高柳町高尾2600番地	-	磯之辺区
高柳地区	石黒地域活動拠点施設	高柳町石黒1685番地	-	市長
二田地区	二田コミュニティセンター	西山町坂田5155番地	48-2074	協議会長
二田地区	西山中学校	西山町鬼王179番地	48-2150	校長
二田地区	二田小学校	西山町長嶺1718番地	48-2054	校長
二田地区	にしやま保育園	西山町坂田231番地2	-	園長
二田地区	黒部神社集会所	西山町黒部40番地	-	黒部町内会
二田地区	二田ふれあい交流館	西山町二田601番地1	-	二田町内会
二田地区	西山公会堂	西山町西山213番地4	-	西山町内会
二田地区	長嶺集落センター	西山町長嶺773番地	-	長嶺町内会
二田地区	坂田集落開発センター	西山町坂田1808番地	-	坂田町内会
二田地区	後谷公会堂	西山町後谷229番地	-	後谷町内会
二田地区	新保集落センター	西山町新保384番地1	-	新保町内会
二田地区	和田ふれあいセンター	西山町和田869番地1	-	和田町内会
二田地区	緑が丘ふれあいセンター	西山町緑が丘1番地35	-	緑が丘町内会
南部地区	南部コミュニティセンター	西山町北野1314番地	48-2037	協議会長
南部地区	大坪集落センター	西山町大坪223番地	-	大坪町内会
南部地区	内方ふれあいセンター	西山町内方117番地	-	内方町内会
南部地区	五日市ふれあいセンター	西山町五日市2番地1	-	五日市町内会
南部地区	妙法寺ふれあいセンター	西山町妙法寺1487番地	-	妙法寺町内会
南部地区	北野集落センター	西山町北野910番地	-	北野町内会
西山地区	西山コミュニティセンター石地分館	西山町石地1167番地	47-2352	協議会長
西山地区	西山コミュニティセンター別山分館	西山町別山1589番地1	47-2050	協議会長
西山地区	内郷小学校	西山町上山田668番地2	47-2054	校長
西山地区	西山総合体育館	西山町浜忠150番地5	47-2822	公益財団法人かしわざき振興財団
西山地区	西山コミュニティセンター体育館	西山町下山田25番地	47-2690	協議会長
西山地区	西山町いきいき館	西山町池浦877番地	31-6100	社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会
西山地区	大津集落センター	西山町大津1172番地	-	大津町内会
西山地区	灰爪集落開発センター	西山町灰爪33番地4	-	灰爪町内会
西山地区	笹山町内会公会堂	西山町別山2035番地4	-	笹山町内会
西山地区	甲戸集落開発センター	西山町別山5200番地	-	甲戸町内会
西山地区	上山田ふれあいセンター	西山町上山田553番地3	-	上山田町内会
西山地区	尾野内ふれあいセンター	西山町尾野内650番地	-	尾野内町内会
西山地区	尾頃部集落開発センター	西山町別山758番地	-	尾頃部町内会
西山地区	内越公会堂	西山町別山1467番地	-	内越町内会
西山地区	砂田公会堂	西山町別山5508番地	-	砂田町内会
西山地区	別山後谷公会堂	西山町別山6505番地2	-	別山後谷町内会
西山地区	荒谷集落センター	西山町別山2596番地2	-	荒谷町内会
西山地区	浜忠集落開発センター	西山町浜忠2975番地	-	浜忠町内会
西山地区	甲田ふれあいセンター	西山町甲田416番地	-	甲田町内会
西山地区	大崎集落センター	西山町大崎744番地	-	大崎町内会
西山地区	鎌田集落センター	西山町鎌田1143番地1	-	鎌田町内会
西山地区	田沢集会所	西山町田沢3102番地	-	田沢町内会
西山地区	下山田公会堂	西山町下山田353番地1	-	下山田町内会
西山地区	礼拝公会堂	西山町礼拝370番地4	-	礼拝町内会
西山地区	藤掛多目的集会センター	西山町藤掛91番地8	-	藤掛町内会
西山地区	陽だまり(集落センター)	西山町伊毛1312番地	-	伊毛町内会
西山地区	池浦多目的集会施設	西山町池浦408番地19	-	池浦町内会

建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (屋内施設)	標高 (m)
W造2階建		112	164	28	195.7
W造2階建		178	144	45	74.6
W造2階建		129	133	32	177.3
S造2階建		163	280	41	188.9
W造2階建		198	251	50	365.2
RC造2階建		382	849	96	198.9
RC造2階建	S造平屋建	242	1,274	60	18.9
RC造3階建	RC造2階建	1,170	22,400	292	31.3
RC造3階建	S造平屋建	841	8,598	210	15.0
W造一部RC造		1,461	1,235	365	31.7
W造平屋建		50	54	13	17.0
W造平屋建		167	74	42	38.0
W造平屋建		224	103	56	14.7
W造2階建		266	552	66	18.9
W造2階建		335	385	84	28.1
W造平屋建		90	24	23	33.8
W造2階建		140	165	35	16.5
W造平屋建		127	422	32	17.7
W造平屋建		110	251	28	24.2
RC造2階建	RC造平屋建	223	5,898	56	21.2
W造2階建		128	66	32	24.5
W造平屋建		117	244	29	17.8
W造平屋建		153	883	38	16.0
W造2階建		164	59	41	36.0
W造2階建		177	219	44	22.4
RC造2階建	RC造平屋建	201	3,987	50	12.1
RC造2階建	RC造平屋建	212	8,552	53	40.8
RC造3階建	S造平屋建	793	6,006	198	32.2
RC造2階建		872	6,201	218	9.7
RC造2階建	S造平屋建	240	8,595	60	33.9
RC造2階建		284	4,698	71	27.5
W造平屋建		220	330	55	11.1
W造平屋建		112	153	28	37.9
W造平屋建		127	86	32	36.3
W造平屋建		84	123	21	59.1
W造平屋建		116	211	29	32.5
W造平屋建		88	122	22	35.3
W造平屋建		55	58	14	52.6
W造2階建		99	31	25	50.1
W造平屋		89	102	22	45.9
W造平屋建		94	92	24	51.8
W造平屋建		127	465	32	61.3
W造2階建		210	368	53	10.3
W造平屋建		80	49	20	14.3
W造2階建		199	470	50	8.3
W造2階建		165	325	41	22.1
W造平屋建		189	765	47	33.0
W造平屋建		128	180	32	23.9
W造平屋建		127	142	32	20.7
W造平屋建		126	305	32	46.7
W造平屋建		161	171	40	26.8
W造2階建		166	132	42	23.8

【 福祉避難所 】【 2箇所 】

地区名	名称	施設管理者	住所	連絡先	FAX番号
中央地区	文化会館アルフォーレ	公益財団法人かしわざき振興財団 新潟照明技研共同事業体	日石町4番32号	21-0010	21-0011
中央地区	柏崎市元気館	市長	栄町18番26号	20-4210	

建屋構造	体育館構造	施設面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	収容人数 (屋内施設)	標高 (m)	備考
SRC造4階 建地下1階		445	0	70	3.5	
RC造2階建		180	0	30	7.7	

自然災害時における 職員の応急対策マニュアル

＜柏崎市地域防災計画一部抜粋＞

～みんなでつくる災害に強いまち～



柏 崎 市

令和7（2025）年4月

目 次

第1章 共通編

1	災害時における職員の防災服務心得	1
2	災害が発生したときのために平常時に何をすべきか	2
3	職員登庁基準	3
4	情報の入手方法	1 1

第2章 避難所編

1	避難所開設・運営フロー	1 3
2	避難所開設の基準	1 5
3	平常時における避難所の確認（鍵保管職員）	1 6
4	災害時における避難所開設前の確認	1 6
5	避難所開設業務	1 8
6	避難所運営業務	2 0
7	避難所の運営・管理の予備知識	2 3
8	避難所の開設・運営に関する協定について	2 6

資料編

1	被害等の報告について	2 7
2	避難所の諸元	4 2
3	災害対策本部の組織	4 5
4	事務分掌	4 7
5	避難所開設・運営に関する協定	6 3

第1章 共通編

1 災害時における職員の防災服務心得

1 災害時における職員としての「自覚」

災害時においては、職員としての自覚を持ち、災害に対処し、人命を第一に、市民の信頼を得るよう努めなければならない。

2 災害時の動員及び参集の「義務」

災害時に動員命令を受けた職員、避難所の鍵保管職員及びサポート職員は、指定された場所に必ず参集または指定された避難所を確認し、参集しなければならない。

3 災害時の責任分担の的確な履行

災害時において、各職員は与えられた職務に責任を持ち、的確な判断のもとに法令その他定められた基準に従い、自己の分担業務を的確に履行しなければならない。

4 各関係機関との連絡協調

災害時において、各関係機関と常に連絡協調し、災害対策に万全を期さなければならない。

5 被災者に対する応接態度

被災者による自主的な取り組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護しなければならない。

2 災害が発生したときのために平常時に何をすべきか

災害、特に地震はいつ発生するかわからないので、普段から課内で検討し、万全の対応ができるようにすること。また、下記事項について、もう一度確認をしておくこと。

1 通勤方法について

災害によっては、平常時の道路が使えない場合があるので、特に橋を通過する職員、海岸線を通る職員は迂回路等を考えておくこと。

2 連絡方法について

職員間の連絡の他に、日中に災害が発生した場合は、家族が離ればなれになっている場合が多い。家族の安否確認のためにも、日ごろから家族間の連絡方法を確認しておくこと。

3 災害対処について

災害時に、上司がいつもいるとは限らない。指示が無くとも何を最優先にするのか、また、最低限何をしておかなければならないのか確認をしておくこと。

災害時の役割については、資料編4 事務分掌（p 46）で確認すること。

4 その他(鍵保管職員・サポート職員・公共施設所管職員)

- (1) 災害対策用機械（発電機等）は定期的に試運転等を行い、非常時に備えておくこと。
- (2) 非常時の情報伝達機器の操作に慣れておくこと。
- (3) 施設を所有する課は、施設間との連絡方法及び被害状況の確認方法について、施設管理者と打ち合わせをしておくこと
- (4) 鍵保管職員及びサポート職員は、担当する避難所の設備などについて、現地確認及び施設管理者と避難所開設・運営について打合せしておくこと。

3 職員登庁基準

1 地震発生の場合

市役所、高柳町事務所又は西山町事務所のいずれかの震度計が震度 3 以上を観測した場合

配備基準	配備指令	登庁基準	
震度 3	第 1 次 配 備 (警戒体制)	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員
		上下水道部	赤坂山浄水場職員（ダム施設災害対策要領に定めるところによる。）
		消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
		市民生活部	地域事務所長が指定する職員
		上記以外の職員は、自宅待機とする。	
震度 4	第 2 次 配 備 (警戒本部設置体制)	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員 監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局の係長以上の職員
		総合企画部	部長 総務課長及び課員の 1 / 2 の職員 元気発信課長及び課長が指名する職員 その他の課等は係長以上の職員
		財務部	部長 課等の係長以上の職員
		市民生活部	部長 課等の係長以上の職員
		福祉保健部	部長 課等の係長以上の職員
		子ども未来部	部長 課等の係長以上の職員
		産業振興部	部長 課等の係長以上の職員
		都市整備部	部長 課等の係長以上の職員
		上下水道部	上下水道局長 課等の係長以上の職員（ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要領に定めるところによる。）
		消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
		文教部	教育部長 課等の係長以上の職員
		議会調整部	議会事務局長 議会事務局の係長以上の職員
		上記以外の職員は、自宅待機とする。	
震度 5 弱以上	第 3 次 配 備 (対策本部設置体制)	市長以下全職員。この場合において、高柳町又は西山町に在住する職員であって、別に指定する者は、高柳町事務所又は西山町事務所に登庁するものとする。	

市内の地震計は、柏崎（市役所）、高柳（高柳町事務所）及び西山（西山町事務所）の3箇所に設置されています。前頁の職員登庁基準の震度は、市内に3箇所ある地震計のうち、最大の震度を示すものであり、当該震度に対応する職員が登庁します。

例えば、柏崎で震度3、高柳で震度4、西山で震度2の場合、最大の震度は「震度4」となりますので、係長以上の職員が登庁します。なお、震度については、防災行政無線で放送しますが、テレビ、ラジオ等のメディアからの情報収集を心がけてください。

避難所鍵保管職員の避難所へ行く基準

※1

避難所鍵保管職員は、柏崎市における最大震度を避難所へ行く基準とします。

例えば、柏崎で震度3、高柳で震度5弱、西山で震度4の場合は、最大の震度が「震度5弱」ですので、避難所担当職員は担当する優先開設避難所へ向かいます。

※1 避難所鍵保管職員は、震度5弱以上の地震が発生した場合及び開設の指示があった場合、直ちに避難所に駆け付け、避難所の開設と運営（初動対応）に当たる職員のことです。

サポート職員の避難所へ行く基準

※2

サポート職員は、柏崎市における最大震度により避難所開設等を確認します。

※2 サポート職員は、震度5弱以上の地震が発生した場合、担当するコミュニティ地区の避難所の開設状況を確認してから登庁する又は確認時に鍵保管職員が避難所開設できていない場合、避難所の開設と運営（初動対応）に当たる職員を言います。

なお、鍵保管職員が避難所に到着した場合は、引継ぎを行い、勤務先へ登庁してください。

2 津波注意報、警報、特別警報が発表された場合

津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合

配備基準	配備指令	登庁基準	
津波注意報	第2次配備（警戒本部設置体制）	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員 監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局の係長以上の職員
		総合企画部	部長 元気発信課長及び課長が指名する職員 その他の課等は係長以上の職員
		財務部	部長 課等の係長以上の職員
		市民生活部	部長 課等の係長以上の職員
		福祉保健部	部長 課等の係長以上の職員
		子ども未来部	部長 課等の係長以上の職員
		産業振興部	部長 課等の係長以上の職員
		都市整備部	部長 課等の係長以上の職員
		上下水道部	上下水道局長 課等の係長以上の職員
		消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
		文教部	教育部長 課等の係長以上の職員
		議会調整部	議会事務局長 議会事務局の係長以上の職員
		上記以外の職員は、自宅待機とする。	
津波警報又は大津波警報	第3次配備（対策本部設置体制）	市長以下全職員	

避難所鍵保管職員の避難所へ行く基準

避難所鍵保管職員は、津波注意報以上が発令した場合及び開設の指示があった場合、直ちに避難所に駆け付け、避難所の開設と運営（初動対応）にあたります。

対象地区：沿岸のコミュニティ地区

（米山、鯨波、大洲、中央、松波、荒浜、高浜、西山（旧大田・旧石地））

※鯨波コミセン、米山コミセンは除く

サポート職員の避難所へ行く基準

サポート職員は、津波注意報以上が発令した場合、担当するコミュニティ地区の避難所の開設状況を確認してから参集します。確認時に鍵保管職員が避難所開設できていない場合、避難所の開設と運営（初動対応）に当たる職員を言います。

なお、鍵保管職員が避難所に到着した場合は、引継ぎを行い、勤務先へ登庁してください。

3 その他の災害（雪害・風水害等）の場合

危機管理監は、対策本部設置前であって、災害発生が予見される事象が確認されたときは、災害応急対策に対処、及び被害状況の調査等のため、必要に応じて第1次配備、第2次配備指令を発します。その実施に関しては、危機管理監の招集判断に基づき、防災・原子力課職員から対象となる部長級及び課長級職員へ連絡を行いますので、それを受けて、各部署内での配備が行われます。

1 市域において大雪警報等が発表された、又は降積雪量が一定の基準を超過した場合

配備指令	登庁基準	
第1次配備 (警戒体制)	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課長及び課長が指名する職員
	総合企画部	部長 企画政策課長及び課長が指名する職員
	市民生活部	部長 市民活動支援課長及び課長が指名する職員 地域事務所長及び地域事務所長が指名する高柳町事務所職員
	都市整備部	部長 道路維持課長及び課長が指名する職員
第2次配備 (警戒本部 設置体制)	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員
	総合企画部	部長 企画政策課長及び課長が指名する職員 元気発信課長及び課長が指名する職員
	財務部	部長 財政管理課長及び課長が指名する職員
	市民生活部	部長 市民活動支援課長及び課長が指名する職員 地域事務所長及び地域事務所長が指名する高柳町事務所職員
	福祉保健部	部長 福祉課長及び課長が指名する職員 介護高齢課長及び課長が指名する職員
	子ども未来部	部長 子育て支援課は課長及び課員の1/2の職員 子どもの発達支援課は課長及び課員の1/2の職員 保育課は課長及び課長が指名する職員
	産業振興部	部長 農林水産課長及び課長が指名する職員
	都市整備部	部長 道路維持課長及び課長が指名する職員 道路河川課長及び課長が指名する職員
	上下水道部	上下水道局長 課等の係長以上の職員
	消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
	文教部	教育部長 教育総務課長及び課長が指名する職員 学校教育課長及び課長が指名する職員
	議会調整部	議会事務局長 議会事務局長が指名する職員
第3次配備 (対策本部 設置体制)	第2次配備となる職員のほか、災害対策本部本部員会議の決定事項を踏まえ対策等に要する範囲で必要となる職員数について、部長が決定し、課等の所属長が指名する職員	

2 前項以外の場合

配備指令	登庁基準	
第1次配備（警戒体制）	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員
	総合企画部	部長 課等の各係長以上の職員
	財務部	部長 財政管理課の係長以上の職員 税務課長及び課員の1/2の職員（被害状況が広範囲の場合は課員全員）
	市民生活部	部長 市民活動支援課長及び課員の1/2の職員 市民課長及び課員の1/2の職員 会計課長及び課員の1/2の職員 地域事務所長及び地域事務所の係長以上の職員
	福祉保健部	部長 福祉課長及び課員の1/2の職員 介護高齢課長及び課員の1/2の職員
	子ども未来部	部長 課等の係長以上の職員
	産業振興部	部長 商業観光課長及び課長が指名する職員 ものづくり振興課長及び課長が指名する職員 農林水産課長及び課長が指名する職員
	都市整備部	部長 都市計画課長及び課長が指名する職員 道路河川課長及び課長が指名する職員 道路維持課長及び課長が指名する職員
	上下水道部	上下水道局長 施設維持課の係長以上の職員（ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要領に定めるところによる）
	消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
	文教部	教育部長 教育総務課及び学校教育課の係長以上の職員
	議会調整部	議会事務局長 議会事務局の係長以上の職員
	上記以外の職員は、自宅待機とする。	
第2次配備（警戒本部設置体制）	危機管理部	危機管理監 防災・原子力課員 監査委員事務局及び選挙管理委員会事務局の係長以上の職員
	総合企画部	部長 元気発信課長及び課長が指名する職員 その他の課等は係長以上の職員
	財務部	部長 税務課は課長及び課員の3/4の職員（被害が広範囲の場合は課員全員） その他の課等の係長以上の職員

	市民生活部	部長 市民活動支援課は課長及び課員の 3 / 4 の職員 市民課は課長及び課員の 3 / 4 の職員 環境課は係長以上の職員 会計課は課長及び課員の 3 / 4 の職員 地域事務所長並びに地域事務所の係長以上の職員
	福祉保健部	部長 各課の課長及び課員の 1 / 2 の職員
	子ども未来部	部長 子育て支援課は課長及び課員の 1 / 2 の職員 子どもの発達支援課及び職員の 1 / 2 の職員 保育課長及び課長が指名する職員 その他の課等は係長以上の職員
	産業振興部	部長 農林水産課長及び課長が指名する職員 その他の課等は係長以上の職員
	都市整備部	全職員
	上下水道部	上下水道局長 課等の係長以上の職員 施設維持課員（ただし、赤坂山浄水場職員については、ダム施設災害対策要領に定めるところによる）
	消防部	消防本部・署の非常招集計画に定める職員
	文教部	教育部長 課等の係長以上の職員
	議会調整部	議会事務局長 議会事務局の係長以上の職員
	上記以外の職員は、自宅待機とする。	
第3次配備（対策本部設置体制）	市長以下全職員	

なお、風水害（洪水、土砂災害）においては、下記のとおり避難所の開設基準を定めております。避難所の開設にあたっては、事前に第1次配備又は第2次配備となります。

（1）洪水

市内を流れる流域面積の大きい3河川（鵜川、鯖石川、別山川）について、下記のとおり基準を定めており、その基準と今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して避難指示等を発令します。

【鵜川水系】（宮之窪水位）

対象コミュニティ地区（10地区）

中央地区、比角、大洲、枇杷島、剣野、半田、高田、上条、野田、別俣

10.10 m 以上（9.80 m となったら準備が必要）

【鯖石川水系】（加納水位）

対象コミュニティ地区（10 地区）

中央地区、比角、松波、西中通、田尻、北条、北鯖石、中鯖石、南鯖石、高柳

19.80 m 以上（18.95 m となったら準備が必要）

【別山川水系】（栄橋水位）

対象コミュニティ地区（5 地区）

西中通、中通、二田、南部、西山（中川、別山）

12.95 m 以上（12.75 m となったら準備が必要）

【その他の河川】

対象コミュニティ地区（6 地区）

鯨波、米山、上米山、西山、北条、中通

判断基準水位はありません。主要3水系（鵜川・鯖石川・別山川）の水位及び今後の気象予測や河川巡視等に応じて指示を行います。

（2） 土砂災害

市内には、土砂災害の発生のおそれがある土砂災害危険箇所が613箇所（平成14年度公表値）あり、山間部を中心にほぼ全域に分布しています（対象外は、荒浜、松波、比角、枇杷島の4地区）。

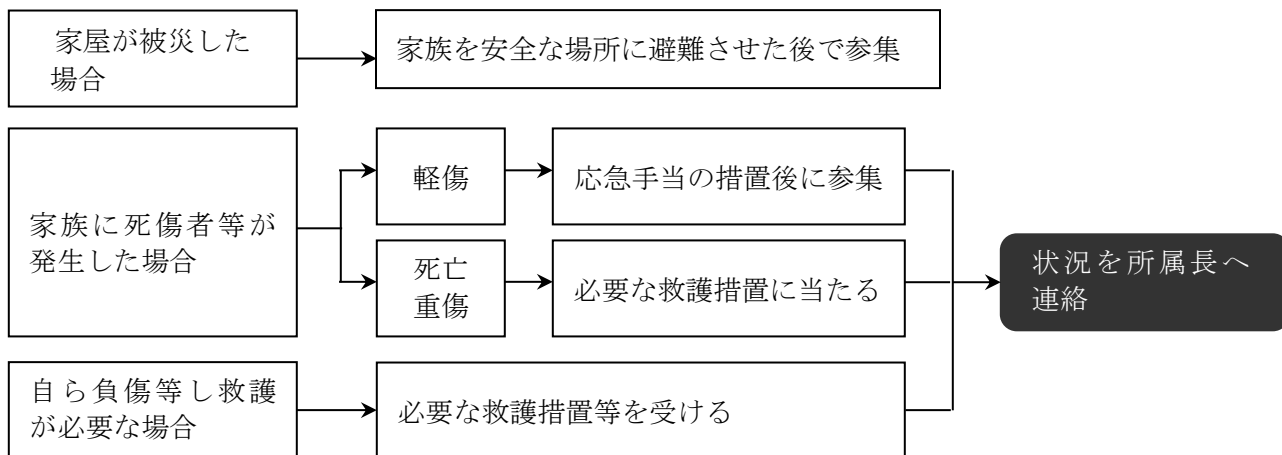
避難指示等は、次に掲げる基準及び土砂災害警戒情報を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を求めて、総合的に判断して発令します。

新潟県土砂災害警戒システムにより、市内を1kmメッシュ毎に危険度判定し、メッシュに含まれるコミュニティ地区に避難情報を発令します。

警戒レベル3相当で「高齢者避難」、レベル4相当で「避難指示」となります。

4 登庁の要領

- (1) 参集場所は、現在の所属の職場となります。
- (2) 自らが被災した場合の対応は、下記のとおりとします。



- (3) 服装は、作業服又は防災服を原則とします。また、登庁途中の道路状況にもよりますが、徒歩、自転車又はバイクでの登庁も念頭に置いておく必要があります。

5 被災状況及び参集の報告

- (1) 登庁途中に被災状況を把握し、登庁後所属長へ報告します。報告を受けた所属長はすみやかに災害情報共有システム又は定められた様式で、防災・原子力課長へ報告します。
- (2) 配備指令に基づき職員の配備状況は、災害情報共有システム又は定められた様式で、各所属長が人事課長へ報告します。

【使用する様式】（柏崎市災害応急対策実施要綱より）
職員の参集報告 第1号様式「職員参集報告」
建物被害（個人所有、事業用家屋、集合住宅、公共建築物を問わず）の報告は
第2号様式「建物等被害関係情報処理連絡票」
河川水位、斜面被害、道路冠水状況、農林施設等の被害報告は
第3号様式「河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票」
第2号様式、第3号様式に該当しない内容の場合は
第4号様式「災害情報連絡・処理票」

6 登庁途中の留意事項

負傷者等要救護者を発見した場合は、付近の住民と協力して救護等の措置をとります。ただし、できるだけ付近の住民にその措置をお願いし、登庁を急ぎます。

4 情報の入手方法

防災行政無線や、以下の外部サイトより、情報を得ることができます。

□ 柏崎市の災害情報

■ 災害情報共有システム	■ 防災ホームページ
	柏崎市ホームページから 『柏崎市災害情報へ』をクリック

■ 災害情報共有システムからの情報収集方法



最新の新潟県気象警報・注意報の情報が表示されます

★ 1 ダッシュボードの
「2 状況把握」をクリックしてください

各タブからそれぞれの気象状況や観測情報を確認できます

確認できる情報の例

- 「B. 水位観測所」・・・ 3 河川の水位など
- 「D. 雨量観測所」・・・ これまでに降った雨の量など
- 「E. 監視カメラ」・・・ 市内にある国道カメラ画像を確認できます

□地震に関する情報

■防災行政無線・市公式 LINE	■各地の震度に関する情報
市内で震度 3 以上の地震が発生した場合は、防災行政無線で広報をします。	気象庁ホームページ（地震情報） 

□気象に関する情報

■気象情報	■雨量、河川の水位に関する情報
新潟地方気象台 	新潟県河川防災情報システム  柏崎地域振興局地域整備部（河川情報ダイヤル）（0257）21-8491【自動音声】
■土砂災害に関する情報	
新潟県土砂災害警戒情報システム 	

第2章 避難所編

1 避難所開設・運営フロー

避難所開設の基準(本文 P15)

自動開設

- 震度5弱以上の地震が発生した場合
- 津波注意報以上が発令された場合

- ① 避難指示等により時間的余裕がない場合
- ② 自主避難対応のように時間的余裕がある場合

- 災害対策本部（警戒本部）の指示による開設

【避難所鍵保管職員】

業務内容：避難所開設・運営（初動）

【避難所鍵保管職員】

業務内容：避難所開設・運営（初動）

【サポート職員】

業務内容：避難所開設確認
※確認時に未開設の場合、開設・運営を行う。
鍵保管職員または代替職員が2名来た場合、
勤務先へ登庁する。

災害時における避難所開設前の確認(本文 P16)

- ① 避難所周辺の危険度の確認
- ② 施設の安全点検
- ③ 避難スペースについて
- ④ 負傷者等の救護・対応
- ⑤ 非常用通信手段・非常用電源の確保

次ページへ



避難所開設業務(本文 P17)

- ① 避難所の開設報告
- ② 避難者の受付(第6号様式「避難者名簿」)
- ③ 避難者数の報告(第8号様式「避難者台帳」)
- ④ 災害対策本部への連絡
- ⑤ 報告・様式について

〔作成書類〕

- ・ 第6号様式「避難者名簿」: 避難所で管理
- ・ 第8号様式「避難者台帳」: 避難所で更新 市民課へ毎時報告

以下の様式について、原則は災害情報共有システムまたはLoGo チャットで報告。必要に応じて作成すること。

- ・ 第5号様式「避難所開設状況報告書」: 市民課へ提出 (原則は災害情報共有システムで報告)
- ・ 第7号様式「避難所情報連絡票」: 市民課へ提出 (原則はLoGo チャットで報告)



避難所運營業務(本文 P20)

- ① 災害対策本部との情報連絡及び地区住民への情報伝達
- ② 避難所生活ルール
- ③ 物資、食料の受入れ、配布及び管理
- ④ 衛生管理、防疫、風呂
- ⑤ 取材への対応
- ⑥ 安否確認の問い合わせへの対応
- ⑦ 要配慮者への対応



避難所運営職員交代

2 避難所開設の基準

避難所鍵保管職員は、下記の場合、直ちに担当する避難所に出向き、避難所の開設・運営に当たります。サポート職員は、担当するコミュニティ地区の避難所が開設されているか確認し、開設できていない場合、鍵保管職員またはその代替職員が来るまで開設・運営（初動対応）を行います。

【自動開設】

震度5弱以上の地震が発生・津波注意報以上が発令した場合

※柏崎で震度3、高柳で震度5弱、西山で震度4の場合は、最大の震度が「震度5弱」であることから、避難所担当職員は、指定された避難所へ登庁します。

（原子力災害との複合災害時）緊急時地区派遣隊が地区コミュニティセンターに到着するまでの間、避難所担当職員は、自然災害時と同様に本部との情報連絡、地区住民への情報伝達を行う。

【災害対策本部（警戒本部）の指示による開設】

① 洪水や土砂災害などにより高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する場合（避難指示等により時間的余裕がない場合）

※市内で、洪水や土砂災害などの危険が切迫した場合、避難指示等を発令します。そのため、避難指示等の発令前には、避難所担当職員に避難所の開設を指示します。

	発 令 時 の 状 況
高齢者等避難	・ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。
避難指示	・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。
緊急安全確保	・ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・ 人的被害の発生した状況

② 台風の接近などにより災害発生のおそれがある場合（自主避難対応のように時間的余裕がある場合）

※市内で、台風の接近などにより、洪水や土砂災害などの発生のおそれがある場合、自主避難先として、避難所を開設します。

3 平常時における避難所の確認（鍵保管職員）

避難所の開設・運用を適正かつ早急に行うため、施設や設備について確認し、施設管理者と情報共有を行いましょう。

① 避難所の入口、鍵の確認を行う

施設の入口を確認し、保管している鍵又はキーボックスにある鍵で確実に開錠できるように必ず確認を行って下さい。

② 災害パック、発電機等の場所や使い方の確認を行う

災害パック、発電機等の場所を確認してください。また、その用途や使い方も確認し、使用できるようにしましょう。

③ 施設管理者と開設・運営について確認を行ってください

事前に現地を確認した際に施設管理者と避難者の受入場所、施設の利用できる範囲や役割などを確認し、災害時には協力して避難所の開設及び運営を行って下さい。

4 災害時における避難所開設前の確認

避難者の安全を確保するため、次の状況を確認した上で避難所は開設される必要があります。これをすばやく実施し、避難者を取りまとめて混乱なく避難所を準備するためには、市職員、施設管理者、地域コミュニティ協議会、避難者等がともに協力し合って業務を実施することが大切です。

① 避難所周辺の危険度の確認

火災や津波、河川氾濫、土砂災害による二次災害の危険がないことを確認します。

② 施設の安全点検

施設の被災状況を、できれば二人一組体制により目視で点検します。まずは、避難者の収容に適した体育館などの広いスペースをもった場所から点検を始めます。危険箇所があれば、立入禁止とします。

③ 避難スペースについて

ア 事前に鍵保管職員と施設管理者が相談していますが、鍵保管職員とサポート職員が開設に行けない場合は、代替職員が開設を行います。必要なスペースが確保できる場所から避難（居住）スペースを決めていきます。

例：体育館→ 講堂・ホール→ 教室

イ 避難所の管理に必要な場所は、避難者を受け入れる居住スペースとはしません。

例：事務室、職員室、校長室、保健室、給食室、放送室、理科室、物資の保管場所

ウ 避難者の共用スペースとして避難者の占有を避ける場所

例：玄関、階段、トイレ、水場の周辺

エ 要配慮者（寝たきりの高齢者など）は、適宜、段ボールパーテーション等による仕切りや別室を用意するなど、避難者の状況に応じて判断します。

オ ペットは、原則、屋根がある屋外等に飼育スペースを設けてください。

カ 校庭や駐車場も、場合によってはテントなどを設営し避難者の居住用スペースとしなければならない場合があります。加えて、救援物資等の搬入や荷降ろし場所としても利用される場合があります。したがって、校庭や駐車場などへの避難者による自動車等の乗入れは、前述のことを踏まえ、制限する場合があります。

④ 負傷者等の救護・対応

負傷者、病気の方、障がい者の方など緊急の救護や支援を要する避難者は、直ちに口頭などで家族や本人の要望内容を確認し対応します。場合によっては、災害対策本部または福祉班（福祉課：21-2228・介護高齢課：21-2299）へ連絡し、適切な対応が可能な施設への収容などを手配する必要があります。

⑤ 非常用通信手段・非常用電源の確保

ア 特設公衆電話

コミュニティセンター及び小・中学校等に、停電時に使用可能な電話機を2台配備しています。避難所開設前に設置します。

イ IP無線機

コミュニティセンターに配備しています。災害対策本部（防災・原子力課）との直接通話が可能です。

ウ 公衆無線LAN・災害時等Wi-Fi

コミュニティセンター及び小・中学校等で利用ができます。公衆無線LANは、コミュニティセンターの事務所に設置してありますので、電波が届く範囲内（ロビーや事

務室)で、同時に30～50台接続ができます。災害時等Wi-Fiは、小・中学校の体育館棟及び校舎棟において、避難所が開設された場合に利用ができます。市民課が指示し、(株)カシックスから「00000japan」のSSIDを有効化します。

エ 自家発電装置、非常用発電機、ポータブル蓄電池などを稼働させ、体育館の灯りや事務室の情報通信機器等の非常電源として使用します。事前に保管場所及び操作手順を確認しておく必要があります。

(資料編「2 避難所の諸元」・別表2「避難所物品一覧表」を参考)

5 避難所開設業務

① 避難所の開設報告

ア 第5号様式「避難所開設状況報告書」の項目に従って施設状況の確認を行い、避難所を開設します。

イ 避難所開設後直ちに、原則、PC又はスマホ等を用いて災害情報共有システムで開設状況報告を行います。

※災害情報共有システムが使用できない場合、「第5号様式」をFAX又はメール等で市民課へ送付します。開設報告はFAXが込み合う場合があります。メール環境がある場合はメールを利用し、FAXがうまく通信できない場合は、電話にて報告を行います。

② 避難者の受付

ア 避難者を登録する受付を設置します。

ただし、多数の避難者がいる場合や悪天候により屋外にいることが困難な場合は、避難者を受け入れてから受付を行ってください。

イ 避難者に対して、第6号様式「避難者名簿」を世帯単位で世帯ごとに1枚記入し提出してもらいます。

ウ 避難所への各種のサービスは避難者数を基礎としますので、名簿への記入は必ず行うよう周知し、避難者の協力を求めます。

エ 在宅の被災者に対しても、避難者と等しく避難所での物資、食料の支援サービスを行いますので、希望する在宅の被災者には第6号様式「避難者名簿」を記入してもらいま

す。

オ 親類縁者等からの安否情報の確認についても、避難者の同意が必要となりますので、個人情報の利用に係る同意について必ず確認してください。

カ ペットと同行避難してきた場合は、第6号様式に記入してもらい、以下のことについて説明してください。

- ・犬、猫など動物類を室内に入れることは、原則禁止します。
- ・万一のトラブルやアレルギー体質の方への配慮の必要性を説明し、屋外等の所定の飼育場所を伝えます。

ただし、盲導犬等については盲導犬ユーザーと一緒に生活ができるよう配慮します。また、屋外で飼育をすることが困難な動物については、別途協議しますので救助班（市民課：21-2200）へ連絡をします。

③ 避難者数の報告

ア 第6号様式「避難者名簿」を取りまとめて、第8号様式「避難者台帳」（excel データ）を作成します。第8号様式「避難者台帳」は、避難者全員について記入します。

イ 1時間ごとに次の方法で報告を行います。

- ☐ PC 又はスマホ等を用いて、災害情報共有システムにより避難人数を更新する。
夜間の避難人数報告については、災害時に指示します。

ウ 長期的に避難所を開設する場合、毎日午前9時のみ、避難所閉鎖時及び本部から要請があった際、次の方法で報告を行います。

- ☐ 「第8号様式」を FAX 又はメール等で市民課へ送付する。

④ 災害対策本部への連絡

ア 避難所運営は、災害対策本部の救助班（市民課）が担当しますので、市職員は、避難所がどんな状況にあるか、その他被害状況、本部への要請事項等を第7号様式「避難所情報連絡票」の項目について、LoGo チャットにより災害対策本部（市民課）に随時報告します。

イ 必要な物資、食料等を把握し、第7号様式「避難所情報連絡票」の項目について、LoGo チャットで災害対策本部（市民課）に要請します。

⑤ 報告・様式について

ア 各避難所の情報通信環境や災害状況によって、電話、FAX、イントラ機、電子メール、コミセン使用のグループウェア、個人携帯等の利用できるか否かが異なることから、情報伝達手段の状況を開設時に本部（市民課）へ連絡します。

イ 避難所開設・運営に使用した様式は、避難所閉鎖後に全て市民課へ提出します。

ウ 情報伝達手段の確保が困難な場合等は、電話や伝令などいずれかの形で報告を行います。

市民課連絡先

●電話番号	0 2 5 7 - 2 1 - 2 2 0 0
●FAX番号	0 2 5 7 - 2 1 - 2 5 2 8
●メール	shimin@city.kashiwazaki.lg.jp

6 避難所運営業務

① 災害対策本部との情報連絡及び地区住民への情報伝達

ア 災害対策本部との連絡調整の窓口となり、情報の把握、伝達を行うとともに、定期的に避難所状況等を災害対策本部へ報告します。

イ 災害対策本部からの緊急かつ重要な情報は、地区自主防災会代表者及び施設管理者等に必ず伝達し情報を共有します。

② 避難所生活ルール

ア 避難所で立ち入り禁止の場所など、事前に施設者協議した上で、避難者へ伝える。

イ 避難所を皆が快適に利用できるように別表1「避難所生活ルール」(p42)を参考に作成し、掲示又はコピーを配布するなどして周知します。(長期的な開設の場合)

ウ 別表1「避難所生活ルール」(p42)は、施設管理者、地域コミュニティ協議会、町内会、避難者等と協議して定めます。(長期的な開設の場合)

③ 物資、食料の受入れ、配布及び管理

ア 優先開設避難所には、「災害パック（別表２）」（p 63）として食料品や毛布などの最低限の物資を初動対応用に事前に配備しています。一時的な避難の場合や避難者全員分が確保できない場合があるため、状況に応じて、配布を行って下さい。

イ 物資、食料の発注

- ・ 必要な物資、食料については第 7 号様式「避難所情報連絡票」の項目について LoGo チャットを使用して本部（市民課）へ発注します。その際、乳幼児など特別な食料が必要な場合は、その旨を記載して下さい。

ウ 物資、食料の受入れ

- ・ 施設管理者等と協力し、物資、食料等の受入れのための荷降ろし場所、保管場所等を確保します。
- ・ 物資の受入れや分別などは、大変な重労働となります。避難者にも協力を呼びかけできるだけ多くの人の協力を募るよう努めます。

エ 物資、食料の配布

- ・ 物資、食料が、避難者の数に足りない場合は、高齢者、子ども、妊婦などの避難者へ優先的に配布します。
- ・ 配布に当たっては、混乱が予想される場合には避難者の代表者を通じて、在庫がある場合には配布窓口を通じてなど、配布状況に応じて適切な方法により配布を行います。

オ 物資、食料の管理

- ・ 物資の保管は、物資の種類や配布方法ごとに整理して保管します。
- ・ 食料の保管は、食品の種類や保存方法、消費期限ごとに整理して保管します。
- ・ 夏場や梅雨の時期には、物資、食料のカビの発生や害虫、ねずみの被害に注意し、保管場所の衛生管理にも注意が必要です。

④ 衛生管理、防疫、風呂

ア トイレの確保を最優先で行います。

イ 災害直後は、断水状態のトイレを確認し、被害状況により場合によっては使用禁止とします。上下水道の断水状況については、防災行政無線（放送・LINE 等）、市ホームページなどで周知します。

ウ トイレの用水確保のため、プール、河川等の水を避難者の協力を得て確保するよう努めます。

エ トイレ前に用水をバケツに汲んで置き、使った人は次の人のために汲んでおくという

ルールを徹底します。

オ トイレが使用できない場合は、仮設トイレの設置を第7号様式「避難所情報連絡票」の項目に沿って、LoGo チャットで災害対策本部（市民課）に要請します。

カ トイレや居住スペースの清掃は、避難者が協力して行います。

キ ごみの処理について周知します。ごみは分別を原則とし、ごみ集積所をごみの区分ごとに設置します。

ク ごみ集積所は、施設管理者等と協議して、できれば屋根があり、直射日光の当たらない場所に設置します。

ケ 手洗い場に消毒液を配置します。

コ 食器はできるだけ使い捨てとします。

サ 仮設風呂、シャワーの設置がない場合は、もらい風呂を奨励します。

シ 災害対策本部を通じて、入浴可能な施設に対して協力を求めます。

⑤ 取材への対応

取材の申込みがあった場合は、災害対策本部(防災・原子力課)に連絡します。

⑥ 安否確認の問い合わせへの対応

避難者の安否情報の照会があった場合は、まずは照会者本人に、避難者世帯に直接確認してもらいます。照会者本人で確認が行えない場合は、市民課で本人確認のうえ情報提供を行いますので、災害対策本部（市民課）へ誘導してください。

⑦ 要配慮者への対応

ア 心身に障害を持つ方、高齢者、妊婦、乳幼児、病人、外国人等の要配慮者が少しでも環境の良い場所で居住スペースが得られるよう配慮します。

イ 避難者の中に、要配慮者の支援についての介護等の専門家等がいないか把握し、協力を依頼します。

ウ 避難所での生活が困難な方については、本人や専門家等の意見も交えた上で、開設された福祉避難所(別冊参照)や適切な施設へ移転できるよう災害対策本部へ要請します。

エ 必要に応じてボランティア等(心のケアや避難所の生活環境改善)の支援を災害対策本部(福祉課)に要請します。

オ 外国人などの避難者がある場合、通訳のできる方が避難所にいないか把握し、協力を依頼します。いない場合、通訳ボランティアを災害対策本部(商業観光課)へ要請します。

⑧ その他

- ア 避難者からの情報収集。
- イ 被災者の人心安定を図るための相談業務。

7 避難所の運営・管理の予備知識

① 避難所での生活

避難所での生活とは、日常では経験のない床の上に寝ることと、寝具がせいぜい毛布1～2枚という状況になります。しかも、収容能力を超す人数が入った場合は、横になって寝ることさえ難しい状況になることを考えなければなりません。就寝に必要な最低限のスペースは1.65 m²とされています。特に要配慮者のスペースを確保するためにも、健康な人には最低限の我慢を容認してもらう必要があります。

② 避難所での装備

避難所に入るために、被災者が自分で寝具を用意する時間的余裕がある場合は、最低限の装備が確保できますが、突発災害のためまったく何も持ち出せないときには、備蓄又は行政が配給する毛布が寝具として提供されるだけになります。冬場の場合は、防寒対策を考慮して、新聞紙を衣類の中に挟み込むなどの自己防衛の知恵が活かされることも知っておかなければなりません。

③ 避難所での衛生

異常事態である避難所生活は、健康な人でも、発熱や悪寒に襲われます。また喘息など持病をもっている被災者にとっては、避難所の環境は最悪であり、悪臭や埃に対する換気と不衛生なものの撤去、手足や顔の洗浄に必要な場所と用具を備えなければなりません。

また、配食や炊き出しによって食べきれない弁当を長時間保存する人や配食後の保管などにも衛生上の問題が見られる場合には、避難所の食品衛生対策として次のような点に留意します。

- ア 避難者等に対して製造年月日などを十分確認すること。
- イ 製造者名や製造日付などの無い弁当類のチェック及び賞味期限切れのものは絶対に配食しないこと。また配食前に、味、においなどに異常のないことを複数の人数で確認すること。

ウ 食品、特に弁当類は衛生的な場所に保管すること。

エ 調理器具の洗浄、消毒や使い捨て食器の使用、アルコール消毒液の配布。

④ 避難所での健康対策

感染症等は、避難所での集団生活で、一気に感染が広まる恐れもあります。慣れない環境の中で健康を保つためには、次のような点に注意する必要があります。

ア かぜや胃腸炎に注意します。

- ・石鹸を使って手洗いをしっかりとします。不可能であればウェットティッシュ、おしぼり等を使用します。また、うがいについてもしっかりとします。
- ・咳のある方は、鼻とのどの保護のため、他の人にうつさないためにマスクをします。

イ 栄養をとるようにします。

- ・水分は十分にとり、塩分のとりすぎについては注意します。
- ・ビタミンCを豊富に含んでいる果物等をとるように心がけます。

ウ 特に高齢者の方へ

- ・高齢者は体力がなく、かぜなどをひくと重症化する可能性が高いので、特に注意します。

⑤ 避難所での感染症対策について

感染症等により、外出を自粛せざるを得ない状況においても、災害時には命を守るために避難行動をとる必要があります。災害と感染症の両面から命を守るために、正しい知識を持って避難所運営を行う必要があります。次の点に注意してください。

ア 可能な限り密集を避けた避難所開設

- ・なるべく多くの避難所を開設します。また、複数の部屋を開放します。

イ 避難者の受け入れについて

- ・受付時に、体調の聞き取りを行います。事前に2部屋以上を確保しておき、具合が悪い方を隔離できるようにします。

ウ 衛生管理のさらなる徹底（平常時から一定数の備蓄：保健衛生班）

- ・マスク着用の徹底
- ・入所時、トイレ使用、食事前後など定期的な手指消毒の徹底
- ・施設設備の定期的な消毒（避難者の持参、アルコール備蓄、上下水道局から消毒液の供給により対応）
- ・定期的（30分に1回以上）な換気の実施

⑥ 避難所での乳幼児

災害経験のない被災者の避難所環境は、乳幼児には脅威となります。ほとんどの被災者がパニックとなり、興奮状態であることから、自力で生きることのできない乳幼児には、衣食住の全てにわたっての条件を最優先に確保してあげなければなりません。

⑦ 避難所のトイレ

避難所生活の環境において、最大となる共通の問題がトイレの確保です。その施設の日常のトイレ数は、避難所という異常時の利用数とは全く異なります。特に女性や高齢者にとっては、トイレの我慢は精神的・肉体的に言い知れない苦痛を与えることになります。避難所に寝泊りする必要が生じた場合、仮設トイレの設置や既存のトイレの衛生管理は必須条件であり、トイレ使用のルールづくりも真剣に行わなければなりません。

⑧ 電話

大規模災害が発生した場合、情報交換に最適であるべき電話がかかりにくくなります。携帯電話が輻輳^{ふくそう}し、固定電話がかかりにくくなります。このような時インターネットやメールは有効な手段となりますが、一度に大量のデータが扱われると、これも完全に機能する保証はありません。

⑨ 要配慮者

避難所が窮屈で衛生状態も満足でない環境では、乳幼児、高齢者、病弱な人、心身に障害のある方などいわゆる要配慮者のためのお世話をする人材が欠かせません。家族の努力だけでは足りないことを想定して、日常からこれらの要配慮者への世話についての知識を身に付ける機会をつくり、他人事にはせずに皆で心配りをする必要があります。

⑩ 在宅避難者

阪神・淡路大震災の被災地のうち被害が最も大きかった地域では、約6割の被災者が在宅避難生活を余儀なくされており、ピーク時（1ヶ月半後）においては、避難所に暮らす被災者数の約2倍強の人々が食事を求めて、避難所を訪れています。在宅避難者においても、被災した家屋やライフラインが途絶した中で、不自由な「避難生活」を送っている人がおり、支援対象となります。

また、寝たきりの家族を抱えているなどの理由により、避難所に避難することができず、在宅避難生活を余儀なくされるケースも少なくありません。避難所は、在宅避難者支援の拠点としての役割もあります。

8 避難所の開設・運営に関する協定について

市とコミュニティ運営協議会及び自主防災会（町内会）とは、災害が発生し、又はおそれがある場合における避難所の開設・運営に関して協定を締結しています。（資料編4 p64）。協定の主な内容は以下のとおりとなります。

① 協定の趣旨

市民の生命及び身体を保護するため、市とコミュニティ運営協議会及び自主防災会が協力し、避難所の開設及び運営を円滑に行うために定めたものです。

② 協定の発効

市が災害に係る警戒態勢に入った場合、又は災害対策本部を設置した場合において、コミュニティ運営協議会及び自主防災会に対して要請を行ったとき。

③ 開設運営期間

避難所の開設運営期間は、災害時に市が避難所として必要と認める開設から閉鎖まで。

④ 対象避難所

対象となる避難所は、柏崎地域防災計画で指定されている避難所の他、集会施設など地区内における避難者が参集した施設も含まれます。

⑤ 職員派遣

市は、避難所を開設したときは、避難所の開設運営に必要な職員を直ちに派遣します。

⑥ 連絡調整の代行

市の避難所への派遣職員は、市災害対策本部へ連絡調整を行うこととしていますが、市職員が欠けた場合等においては、コミュニティ運営協議会及び自主防災会は代わりに市災害対策本部へ連絡調整を行います。

⑦ 対象となる業務

避難所の開設及び運営にかかる業務全般が対象となります。協力して行ってください。

資料編

1 被害等の報告について（柏崎市災害応急対策実施要綱に規定）

■職員参集状況の把握のため

「職員参集報告」・・・・・・・・・・第1号様式（第8条関係）

- 配備指令に基づき職員の配備状況を各所属長が人事課長（人事班班長）に報告する際に使用するもの。
※ 人事課長が参集状況を取りまとめ、人事課から防災・原子力課に報告されます。

■被害状況の把握のため ※原則は災害情報共有システムで報告

知りえた被害の内容により、次の3つの様式を適切に使い分けて報告してください。

「建物等被害関係情報処理連絡票」・・・・・・・・・・第2号様式（第9条関係）

- 建物（個人所有、事業用家屋、集合住宅、公共建築問わず）についての被害を把握した場合に、各職員が各所属長に報告し、報告を受けた所属長が防災・原子力課長に報告する際に使用するもの。
※ 複数の家屋被害の情報をまとめて一枚の連絡票で報告することなく、必ず個別に報告してください。

「河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票」・第3号様式（第9条関係）

- 河川水位、斜面被害、道路冠水状況、農林施設等についての被害を把握した場合に、各職員が各所属長に報告し、報告を受けた所属長が防災・原子力課長に報告する際に使用するもの。

「災害情報連絡・処理票」・・・・・・・・・・第4号様式（第9条関係）

- 第2号様式、第3号様式に該当しない内容のものについて、各職員が各所属長に報告し、報告を受けた所属長が防災・原子力課長に報告する際に使用するもの。

■避難所開設及び運営状況の把握のため ※原則は災害情報共有システムで報告

「避難所開設状況報告書」・・・・・・・・・・第5号様式（第11条関係）

- 避難所開設の指示に基づき鍵保有職員又は施設管理者により開設後において、市民課（救助班班長）に報告する際に使用するもの。

「避難者名簿」・・・・・・・・・・第6号様式（第11条関係）

- 避難者が、避難所入所の際に記入するもの。（避難所管理責任者が保管し、閉鎖時において、市民課長（救助班班長）を通じて防災・原子力課長（総合調整班班長）へ提出するもの。）

「避難所情報処理連絡票」・・・・・・・・・・第7号様式（第11条関係）

- 避難所担当職員が避難所運営に際して必要となった事項を市民課（救助班班長）に報告する際に使用するもの。

「避難者台帳」・・・・・・・・・・第8号様式（第11条関係）

- 避難所担当職員が毎日午前9時時点を目途に更新し、市民課（救助班班長）に報告する際に使用するもの。

■り災証明及び被災者台帳の整備のため

「り災証明申請書」・・・・・・・・・・第9号様式（第12条関係）

- 被災者がり災証明の交付を受けようとする場合に、税務課長（被害調査班班長）に申請する際に使用するもの。

「り災証明書」・・・・・・・・・・第10号様式（第12条関係）

- 被災者からり災証明申請書による申請を受け、被害の状況を確認したうえで、税務課（被害調査班）が被災者に交付する際に使用するもの。

「被災者台帳」・・・・・・・・・・第11号様式（第12条関係）

- り災証明書の発行に併せて、申請内容等を踏まえて、税務課（被害調査班）が記載及び管理を行うもの。

第1号様式（第8条関係）

職 員 参 集 報 告

(災害名称)		(報告日時) 年 月 日		(所属部・課等) 部 課・室		No.
番号	職 名	氏 名	参 集 時 刻	状況（本務・災害対応）		
1			時 分			
2			時 分			
3			時 分			
4			時 分			
5			時 分			
6			時 分			
7			時 分			
8			時 分			
9			時 分			
10			時 分			
11			時 分			
12			時 分			
13			時 分			
14			時 分			
15			時 分			
16			時 分			
17			時 分			
18			時 分			
19			時 分			
20			時 分			
21			時 分			
22			時 分			
23			時 分			
合計（「状況欄」に「災害対応」と記載の職員数の合計）				名		

注1 参集時刻は、24 時制とすること。

注2 参集者数により報告が複数枚となる場合は、「No.欄」に連番を振り報告すること。

第2号様式（第9条関係）

建物等被害関係情報処理記録票

【報告者部署名】		【報告者役職・氏名】	
【分類】 ※該当するものに○印をすること。			
個人用家屋	住宅	車庫	物置
事業用家屋	店舗	工場	倉庫
集合住宅	アパート	マンション	その他
公共建築	公営住宅	小中学校	保育所
その他	公民館	体育施設	その他
※公営住宅を除く。			
（名称等を記載すること。）			
【場所】	（住所/所在地）		
【通報情報】	※住宅地区により位置が確認できる資料を添付すること。		
	（受付日時）		
	（手段） 来庁・電話・表書き・メール・ハトロール・その他（ ）		
	（住所）		
	（機関）	（氏名）	（職）
（内容）			
※市報告記録者（部署）			
（氏名）			
【防災・原子力課処遇欄】	（調査等担当者）		
	（調査指示）		

第3号様式（第9条関係）

（表面）

河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票

【報告者部署名】		【報告者役職・氏名】	
【分類】 ※該当欄に○印のこと。			
（六分票）		（×分）	
道路冠水状況（現地）			
河川水位（現地）	懸崖決壊	通水障害	閉塞
斜面崩壊箇所	宅地		山林
被害箇所（道路）			
被害箇所（河川）			
被害箇所（農林）	農道	林道	水路
	農地	その他	
道路冠水状況（現地）			
交通規制	通行止開始（日時： 時：		通行止解除（日 時：
排水機・ポンプ運転	運転開始（日時： 時：		運転終了（日 時：
ダム	水位（ m） 開放開始（日時：		
その他			
【場所】	（路線名・河川名・大字名） ※住宅地図により位置が確認できる資料を添付すること。ただし、橋りょう、排水機及びポンプについては、箇所名を明記することとし、住宅地図の添付を省略することができるものとする。		
【要望・通報者情報】	（受付日時） （手段）来庁・電話・要領書・メール・パソコン・その他（ （住所） （機関）（氏名）（Tel） （内容）		
※市受付記録者（部署）		（氏名）	
【周辺における住家被害の有無】	有	無	
【事象に対する応急対応の必要性】	応急対応について 不復旧について	有 有	無 無

(裏面)

【緊急対応の概要】	(対応日時) (対応者部署名) (対応者氏名) (対応の方法) 工事・機械借上・資材支給・直営班 (No.)・その他 (対応の内容)
【不後回対応の概要】	(対応日時) (対応者部署名) (対応者氏名) (対応の方法) 工事・機械借上・資材支給・直営班 (No.)・その他 (対応の内容)

第4号様式 (第9条関係)

災害情報連絡・処理票

日 時		発信者住所（課名）・氏名	受信者（課名・氏名）	
／	:		課	
被害等 の内容				
対応	1 消防団、町内会長に連絡 2 県（警察署、柏崎地域振興局等）に連絡 3 防災行政無線、広報車で広報 4 柏崎コミュニティ放送、報道機関等に連絡（FAX） 5 その他（ ）			
備考				
処 理	課長処理	1 本部へ報告 2 重複 3 その他（ ）		
	部長処理	1 本部へ報告 2 重複 3 その他（ ）		

第5号様式（第11条関係）

避難所開設状況報告書

報告日 年 月 日

- 以下の項目を確認し、FAX又はメールで速やかに市民課に報告すること。
- 避難者名簿（別記第6号様式）を適宜市民課にFAXで送信すること。

（記入若しくは☑をつけてください。）

避難所名	小学校	中学校	コミセン	集会所
開設時間	時 分（24時間制）			
開設時間	時 分（24時間制）			
避難所の安全	建物の傾き	☐ なし ・ ☐ あり（ ）		
	落下物	☐ なし ・ ☐ あり（ ）		
	火災・ガス漏れ	☐ なし ・ ☐ あり（ ）		
	建物周囲の危険	☐ なし ・ ☐ あり（ ）		
ライフライン	電気	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可		
	水道	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可		
	ガス	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可		
	トイレ	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可		
連絡手段	電話	☐ あり（ ☐ 使用可・ ☐ 使用不可） ・ ☐ なし 電話番号：		
	FAX	☐ あり（ ☐ 使用可・ ☐ 使用不可） ・ ☐ なし FAX番号：		
	インターネット	☐ あり（ ☐ 使用可・ ☐ 使用不可） ・ ☐ なし メールアドレス：		
	環境			
避難者	人数	約 人		
参集者	市職員	氏名	携帯電話	
		氏名	携帯電話	
	施設管理者	氏名	携帯電話	
本部への緊急連絡事項				

【送付先】 柏崎市役所 市民課 FAX：21—2528

メール：shimin@city.kashiwazaki.lg.jp

電話：21—2200

第6号様式（第11条関係）

【職員記入欄】

避難者名簿

※世帯ごとに記入すること。

避難所名

受付番号

記入日

代表者氏名			携帯電話 番 号		
住所					

代表者との続柄	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	区分	家屋の被害状況
本人		年 月 日		大人 子供 乳幼児	
		年 月 日		大人 子供 乳幼児	車で避難された方
		年 月 日		大人 子供 乳幼児	車名 ナンバー 色
		年 月 日		大人 子供 乳幼児	親族などの連絡先
		年 月 日		大人 子供 乳幼児	住所 氏名 電話
		年 月 日		大人 子供 乳幼児	大 人：18 歳以上 子 供：小学生～18 歳未満 乳幼児：小学生未満の者

持病、障害、妊娠などについて特別な配慮を必要とすることなど、注意点がございましたらお書きください。

◎該当する箇所に☑を付けてください。

・ペットを連れてきた方

☐ 大型犬 匹 ☐ 小型犬 匹 ☐ その他 () 匹

・避難所サービスの受け方について

☐ 避難所への入所を希望 ☐ 在宅のまま避難所サービスの利用を希望

◎入居時及び退去時に記入してください。

入所年月日	年 月 日 ()	退所先	☐ 自宅	場所
退所年月日	年 月 日 ()		☐ その他	TEL

個人情報の利用に係る同意について

次に掲げる事項について、それぞれ世帯を代表し、同意する・同意しないにチェックを入れてください。

- (1) 被災された方に対して避難所運営、個々の健康管理、法律に基づく被災者支援制度の案内などの支援を行うに当たり、柏崎市が行う事務において上記の個人情報を市が利用し、国県へ提供することの可否について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。
- (2) 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その婚姻の予約者を含む）からの安否情報の照会について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。
- (3) 被災者の親族（前号に掲げられる者を除く）又は職場の関係者その他の関係者からの安否情報の照会について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。
- (4) 被災者の知人その他の当該関係者の安否情報を必要とすることが相当と認められる者からの安否情報の照会について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。

第7号様式（第11条関係）

避難所情報連絡票

発信日時 月 日 () :		連絡方法 ☐ TEL ☐ FAX ☐ メール ☐ 伝令 ☐ その他 ()
発信者		避難所名称: _____ 課名: _____ 職・氏名 _____
要請	月 日 (二 時 〇 分) 分 ☐ 食事 避難所用 食 在宅者用 食 その他 (用 食)	
	☐ 物品 (※緊急性: ☐ すぐ ☐ 1日以内 ☐ 2～3日以内)	
	その他 (※緊急性: ☐ すぐ ☐ 1日以内 ☐ 2～3日以内)	
連絡事項		
受信者	_____ 課 職・氏名 _____	
情報提供先		

第8号様式 (第11条関係)

避難者台帳

日次管理とし、毎日午前9時時点を目途に更新及び市民生活部救助班へ報告のこと。

[illegible]

【同意 (1) ～ (4) に記載の場合の安否情報提供対応範囲】

- (1) が「同意する。」の場合
国及び県に対し、避難所運営、個々の健康管理、法律に基づく被災者支援制度の案内など市が行う事務の範囲内
- (2) が「同意する。」の場合
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その婚姻の予約者を含む）に対し、負傷者若しくは疾病の状況（生死の別を含む）又は連絡先その他安否を確認に必要と認められた情報
- (3) が「同意する。」の場合
被災者の親族（前号に掲げられる者を除く）又は職場の関係者その他の関係者に対し、被災者の負傷又は疾病の状況（生死の別を含む。）
- (4) が「同意する。」の場合
被災者の知人その他の当該関係者の安否情報を必要とすることが相当と認められる者に対し、安否情報の有無

(表面)

り災証明申請書

柏崎市長 様
 ※ 太線内を記入してください。

年 月 日

担当者

申 請 者 (窓口に来 られた方)	住所		
	現在の連絡先		電話 ()
	フリガナ 氏名	り災者との関係 ☐ 本人 ☐ その他 ()	
	生年月日 年 月 日		
り 災 者	住所 ☐ 同上		
	フリガナ 氏名		
	生年月日 年 月 日		
り災世帯の 構 成 員	氏 名	続柄	生年月日
り災場所等 (アパート等の名称、 室番号も記入してくだ さい。)	柏崎市		
	☐ 住宅 ☐ 非住宅	☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 貸家	所有者住所： 所有者氏名：
☐ 準半壊に至らないため現地調査を希望しない。			
り 災 程 度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊) ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水		
り 災 原 因			

※ 本人又は同一世帯以外の方が申請者の場合は、以下の委任状に記入してください。

委 任 状		年 月 日
柏崎市長 様		
上記申請者 _____ にり災証明書の請求・受領について、委任します。		
委任者	住 所	(自署又は本人押印)
	氏 名	印

(裏面へ続く。)

(裏面)

個人情報の利用に係る同意について

被災された方及び死亡された方がいる場合の遺族の方に対して、以下の法律に基づく被災者支援制度があります。それぞれの法律に基づく支援を行うに当たり、柏崎市が行う事務において、それぞれの個人情報及び税情報を市が利用し、国県へ提供することの可否について、同意確認欄に御記入ください。

【災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）】 ・被災世帯の構成員を含む各個人の住所、氏名、年齢等の世帯の情報
【被災者生活再建支援法（平成 15 年法律第 66 号）】 ・被災世帯の構成員を含む各個人の住所、氏名、年齢等の世帯の情報 ・被災時の居住形態
【災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）】 【新潟県柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 36 号）】 ・死亡者及び支給対象者に係る各個人の住所、氏名、年齢等の世帯の情報 ・死亡者及び支給対象者に係る各個人の所得課税の情報

■同意確認欄

上記に関する個人情報及び税情報の利用について	
☐ 同意します。	☐ 同意しません。

■市事務処理欄

本人 確認 欄	☐ マイナンバーカード ☐ 運転免許証	☐ 住基カード ☐ 在留カード及び特別永住者 証明書 ☐ 納税通知書	☐ 職員による確認 ☐ その他（ ）

り 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
（追加記載事項欄①）	

り災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
（追加記載事項欄②）	

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

（追加記載事項欄③）	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

柏崎市長

印

被 災 者 公 限

- 234 -

避難所での生活ルール

柏崎市災害対策本部

この避難所の生活ルールは、次のとおりです。

1 この避難所は、地域の防災拠点です。

2 避難者は、世帯単位で登録する必要があります。

- ・避難所を退所するときは、市職員又は施設管理者等に転出先を申し出てください。
- ・犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止します。

3 事務室、職員室、保健室、調理室など施設管理者や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。

- ・「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には、必ず従ってください。
- ・避難所では、利用する部屋の移動を行う場合があります。

4 食料・物資は、原則として全員に提供できるまでは、配布しません。

- ・食料・物資の配給に当たっては、皆様のご協力をお願いします。
- ・配布は、避難所以外の近隣の人にも行います。
- ・ミルク・おむつなど特別な要望は、市職員又は施設管理者等に申し出てください。

5 消灯は、夜 時です。

- ・廊下は点灯したままとし、体育館などの照明を落とします。
- ・事務室、職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため、点灯したままとします。

6 電話は、午前 時から午後 時まで、受信のみを行います。

- ・呼出を行い、伝言を伝えます。
- ・公衆電話は、緊急用とします。（携帯電話も所定場所以外での使用を禁止）

7 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は原則として禁止とします。

8 避難者の皆さんは、自主的に避難所運営に参加してください。

2 避難所の諸元

下記の施設は、災害時に優先的に開設する避難所とします。

	名 称	開設する災害種類				配備している資機材					収容 人数	電話 番号
		地震	津波	洪水	土砂	発電機	投光器	特設電話	IP 無線	無線 LAN		
中央地区	中央地区コミセン	○	○	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	4 2 4	21-5711
	柏崎小学校	○	○	○	○	非常用1台	1 台	○		○	2 2 2 3	22-2196
	第一中学校	○	○	○	○	非常用1台	1 台	○		○	1 6 6 1	22-4158
比 角	比角コミセン	○	×	○	×	非常用2台	1 台	○	○	○	2 1 6	24-7487
	比角小学校	○	×	○	×	非常用1台	1 台	○		○	1 9 3 9	22-5213
	第二中学校	○	×	○	×	非常用1台	1 台	○		○	1 5 7 3	22-2822
枇 杷 島	枇杷島コミセン	○	×	○	×	非常用2台	1 台	○	○	○	2 1 7	24-7449
	枇杷島小学校	○	×	○	×	自家発		○		○	1 6 9 6	22-2511
	鏡が沖中学校	○	×	○	×	非常用1台	1 台	○		○	1 4 9 4	21-0555
剣 野	剣野コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	2 0 8	21-7533
	剣野小学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	1 2 2 5	22-7715
	第三中学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	1 5 9 0	23-2821
大 洲	大洲コミセン	○	○	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	2 1 5	24-4787
	大洲小学校	○	○	○	○	非常用1台	1 台	○		○	1 3 3 9	22-2330
鯨 波	鯨波コミセン	○	×	×	○	非常用2台	1 台	○	○	○	1 9 3	22-7174
	鯨波小学校	○	○	○	○	非常用1台	1 台	○		○	6 7 2	22-2389
半 田	半田コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	1 9 0	22-5999
	半田小学校	○	×	○	○	自家発		○		○	9 0 6	24-6150
荒 浜	荒浜コミセン	○	○	×	×	非常用2台	1 台	○	○	○	2 3 9	22-3702
	荒浜小学校	○	○	×	×	非常用1台	1 台	○		○	1 0 7 6	23-6611
松 波	松波コミセン	○	○	○	×	非常用2台	1 台	○	○	○	2 1 2	22-4352
	松浜中学校	○	○	○	×	非常用1台	1 台	○		○	1 2 4 7	22-3714
高 浜	高浜コミセン	○	○	×	○	非常用2台	1 台	○	○	○	1 7 2	35-2002

開設する災害の種類 ○：開設可 空白：開設不可又は災害の想定なし
備考 施設の改修等で特設公衆電話が配置されていない場合があります。

	名 称	開設する災害種類				配備している資機材					収容 人数	電話 番号
		地震	津波	洪水	土砂	発電機	投光器	特設電話	IP 無線	無線 LAN		
田 尻	田尻コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	2 4 7	22-4301
	田尻小学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	2 0 0 8	22-4315
	東中学校	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○		○	1 2 0 3	24-2247
西 中 通	西中通コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	1 9 4	24-3728
	槇原小学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	9 1 6	22-4090
	日吉小学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	8 8 7	22-3017
	瑞穂中学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	1 1 9 0	22-3593
中 通	中通コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	1 9 1	28-2002
	中通小学校	○	×	○	○	自家発		○		○	6 3 2	28-2004
高 田	高田コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	1 9 1	22-4401
	新道小学校	○	×	○	○	自家発		○		○	1 1 5 9	22-4404
	南中学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	1 2 7 4	22-4414
上 条	上条コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	2 1 6	29-2400
別 俣	別俣コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	1 7 7	29-2403
野 田	野田コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	1 9 2	29-2179
北 鯖 石	北鯖石コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	2 6 6	24-4549
	北鯖石小学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	7 9 3	22-4454
中 鯖 石	中鯖石コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	1 8 7	27-2102
	鯖石小学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	7 9 5	27-2109
	第五中学校	○	×	○	○	自家発				○	1 0 1 6	27-2113
南 鯖 石	南鯖石コミセン (田島活性化センター)	○	×	×	○ (○)	非常用2台	1 台	○	○	○	1 6 7	27-2002

開設する災害の種類 ○：開設可 空白：開設不可又は災害の想定なし
備考 施設の改修等で特設公衆電話が配置されていない場合があります。

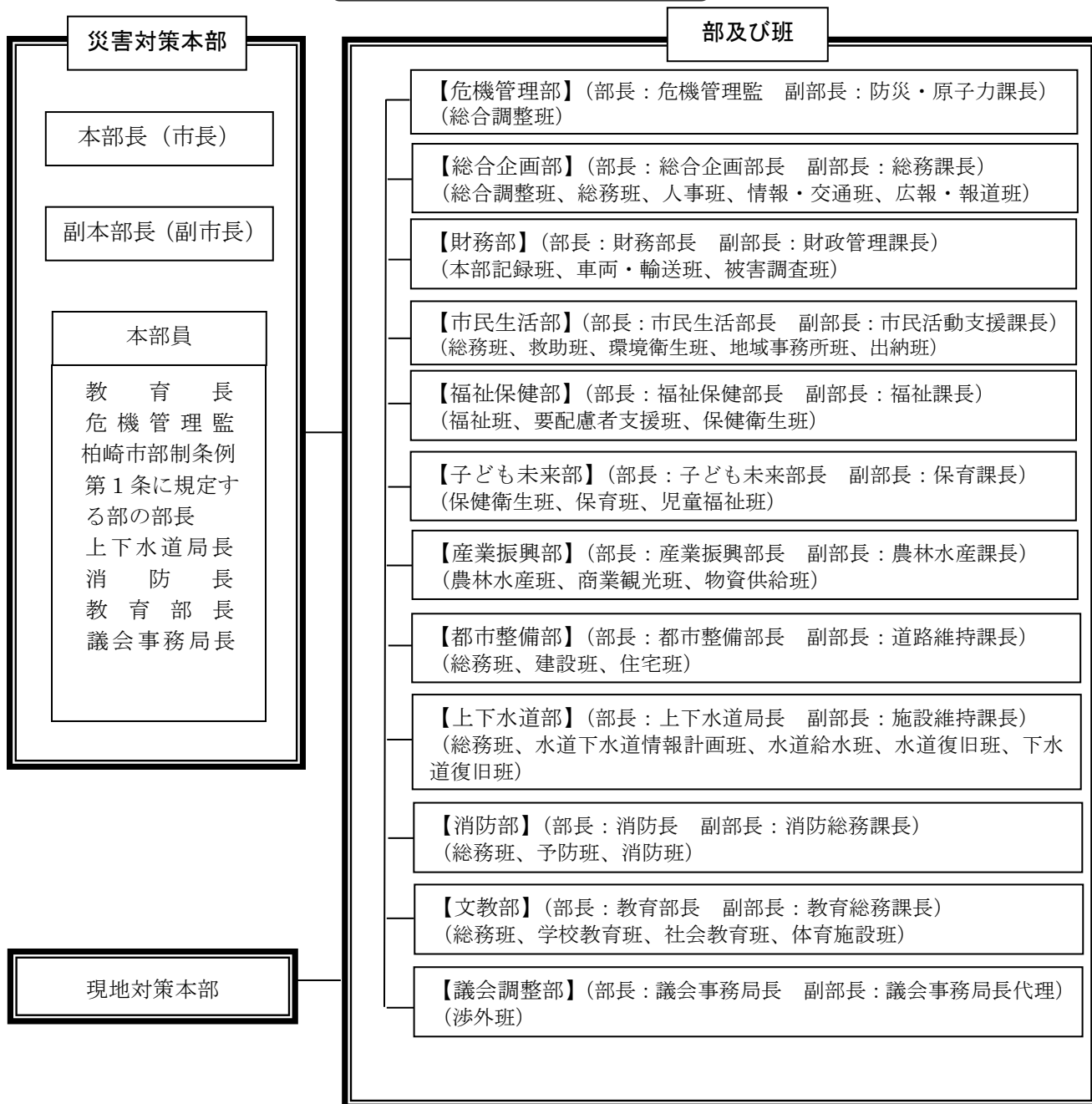
	名 称	開設する災害種類				配備している資機材					収容 人数	電話 番号
		地震	津波	洪水	土砂	発電機	投光器	特設電話	IP 無線	無線 LAN		
上 米 山	上米山コミセン	○	×	×	○	非常用2台	1 台	○	○	○	2 1 0	26-2516
米 山	米山コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	1 9 1	26-2565
	米山小学校	○	○	○	○	非常用1台	1 台	○		○	6 4 4	26-2013
北 条	北条コミセン	○	×	○	○	非常用2台	4 台	○	○	○	1 8 5	25-3355
	北条小学校	○	×	○	○	自家発		○		○	1 0 3 4	25-3004
	北条中学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	9 6 1	25-3209
高 柳	高柳コミセン	○	×	×	○	自家発		○		○	1 5 7	41-2234
	旧高柳小学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	9 1 8	—
二 田	二田コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	2 3 0	48-2074
	二田小学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	9 5 8	48-2054
	西山中学校	○	×	○	○	自家発	1 台	○		○	1 8 6 8	48-2150
旧 中 川	西山コミセン体育館	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	2 4 3	47-2690
	西山町いきいき館	○	×	○	○	自家発		○			5 8 0	31-6100
旧 別 山	西山コミセン別山分館	○	×	×	○	非常用2台	1 台	○	○	○	2 3 6	47-2050
	内郷小学校	○	×	○	○	非常用1台	1 台	○		○	9 8 8	47-2054
南 部	南部コミセン	○	×	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	2 3 0	48-2037
旧 大 田	西山総合体育館	○	○	○	○	非常用2台	1 台	○	○		8 4 7	47-2822
旧 石 地	西山コミセン石地分館	○	○	○	○	非常用2台	1 台	○	○	○	2 5 0	47-2352

開設する災害の種類 ○：開設可 空白：開設不可又は災害の想定なし
備考 施設の改修等で特設公衆電話が配置されていない場合があります。

3 災害対策本部の組織（新潟県柏崎市災害応急対策実施要綱に規定）

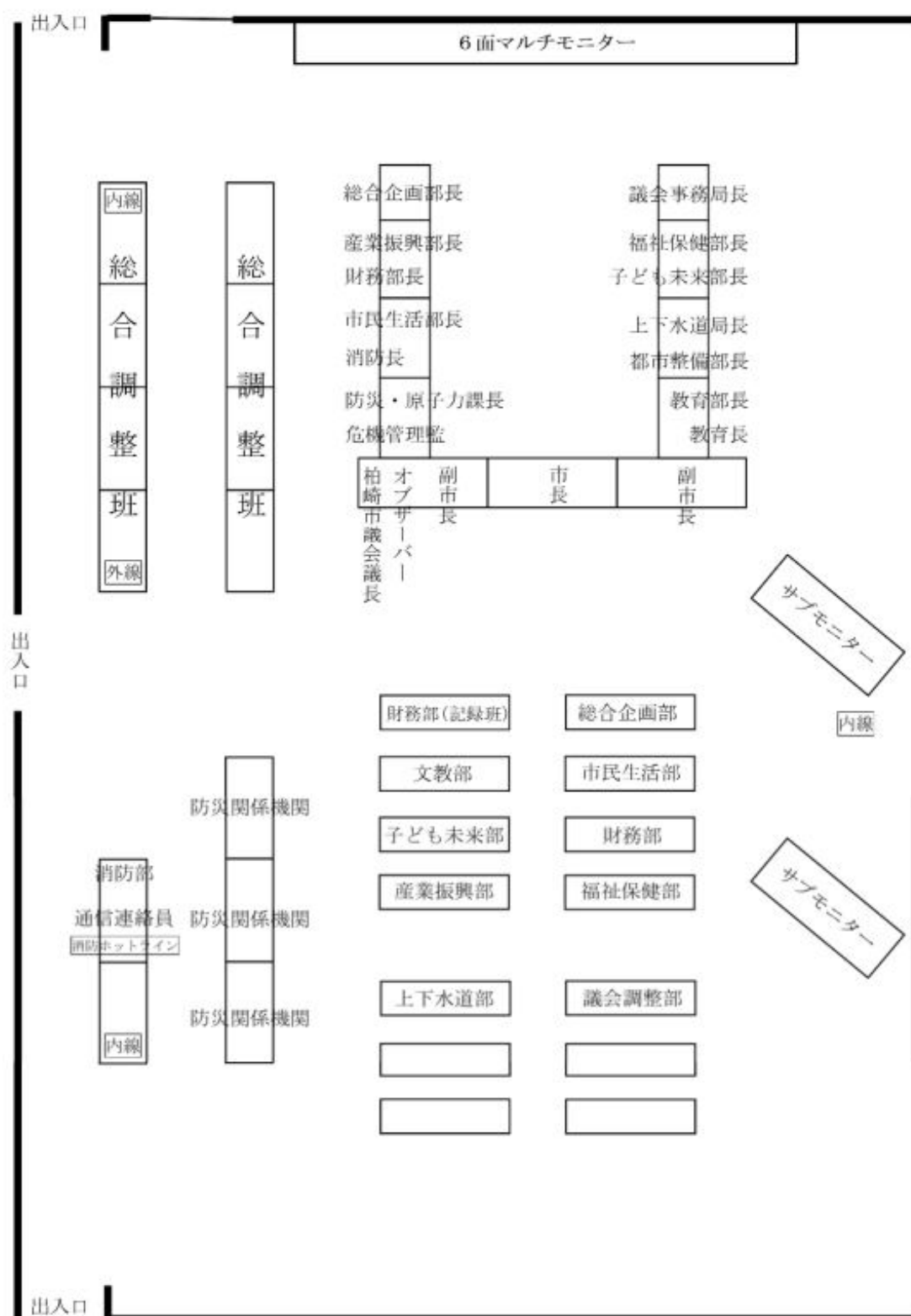
災害対策本部の組織及び災害対策班の事務分掌について以下のとおりとする。なお、各班においては記載されている事項以外にも平常時から細部にわたり検討を行い、より効果的・実践的な活動ができるよう常に研究に努めておく。

柏崎市災害対策本部の組織



別表第1（第6条関係）

別表第1（第6条関係）



4 事務分掌

部名	班名	班員	分掌事務 (原子力災害)の事務は、原子力災害固有事務又は原子力災害単独事務
危機管理部	総合調整班	防災・原子力課員 選挙管理委員会事務局員 監査委員事務局員 元気発信課員	1 災害対策本部の設置及び解散に関すること。 2 災害対策本部の運営に関すること。 3 地震情報、津波情報及び気象情報の授受伝達に関すること。 4 避難の指示又は解除に関すること。 5 自衛隊に対する派遣要請及び受入調整に関すること。 6 防災会議、県その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 7 県に対する各種報告に関すること。 8 災害救助法等の適用申請に関すること。 9 災害弔慰金等の支給に関すること。 10 東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所との連絡及び調整に関すること。 11 備蓄品の管理に関すること。 12 各部との連絡調整に関すること。 13 災害情報の収集に関すること。 14 防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関すること。 15 防災情報通信システムによる広報に関すること 16 臨時災害放送局の設置及び廃止に関すること。 17 雨量情報等の収集及び報告に関すること。 18 (原子力災害) 退避・避難の指示又は解除に関する

			ること。
総合企画 部	総務班	総務課員 人権啓発・男女共同参 画室員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 庁舎及び庁舎内有線施設・設備の被害状況調査及び緊急機能確保に関すること。 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 5 国又は地方公共団体から市長宛ての見舞金の受入れに関すること。
	人事班	人事課員	1 職員の被災状況及び登庁状況の把握に関すること。 2 職員の健康管理に関すること。 3 職員の動員に関すること。 4 県、他市町村等に対する応援要請及び受入調整に関すること。 5 (原子力災害) 職員の被ばく管理に関すること。
	情報・交通班	企画政策課員 電源エネルギー戦略室 員	1 災害時における電算処理システムの機能確保に関すること。 2 電話等の通信状況、ガス及び電力の供給状況に関すること。 3 鉄道、バス等の運行状況に関すること。 4 災害対策等に関し、国、県等に対する要望等に関すること。
	広報・報道班	元気発信課員	1 災害情報(応急対策の内容、民心安定のための情報、避難の勧告等)の広報に関すること。 2 災害情報を電算システムにより各課に周知すること。 3 災害情報をホームページに掲載すること。 4 ソーシャルメディア、緊急速報・エリアメール等

			の発信操作に関すること。 5 記者発表、資料提供等報道機関への対応に関すること。 6 報道要請その他報道機関との連絡に関すること。 7 災害の状況及び応急対策の進捗状況に係る写真、ビデオ等その他資料等の収集整理等に関すること。
財務部	本部記録班	財政管理課員 契約検査課員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 災害対策本部の記録に関すること。 4 各部からの災害情報及び被害状況の整理に関すること。 5 災害対策関係予算に関すること。
	車両・輸送班	財政管理課員	1 人員及び物資の輸送用車両の配車、調達及び運転に関すること。 2 配車状況の掌握及び記録に関すること。 3 市有財産の被害調査に関すること。 4 応援車両の要請及び配車調整に関すること。 5 (原子力災害) 防護対策区域内住民の輸送に関すること。
	被害調査班	税務課員	1 家屋、構築物等の被害状況調査及び報告に関すること。 2 水害時等における住家周辺の浸水状況調査に関すること。 3 被災者台帳の作成及び管理に関すること。 4 り災証明書の発行に関すること。 5 被災者に対する市税の納税猶予及び減免に関すること。 6 被災者生活再建支援システムの管理及び運用に関

			すること。 7 (原子力災害) 各部の応援にすること。
市民生活 部	総務班	市民活動支援課員	1 部の庶務及び部内各班との連絡調整にすること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告にすること。 3 コミュニティ、町内会等との連絡調整にすること。 4 全市にわたる激甚災害の指定等県に対する要請・陳情の調整にすること。 5 被災者相談所の開設にすること。 6 避難所等支援者の調整にすること。 7 仮設住宅等における被災市民への支援及び調整にすること。 8 防犯情報提供及び警戒活動にすること。 9 (原子力災害) 緊急時地区派遣隊の出動にすること。 10 (原子力災害) 緊急時地区派遣隊への指示伝達及び情報収受にすること。 11 (原子力災害) バス避難支援隊の出動にすること。 12 (原子力災害) バス避難支援隊への指示伝達及び情報収受にすること。
	救助班	市民課員 会計課員	1 避難所の設営及び被災者の収容にすること。 2 避難者台帳の作成及び管理並びに避難者の安否情報の問い合わせにすること。 3 避難住民の相談業務にすること。 4 避難住民における食料及び物資の支給にすること。 5 避難の誘導にすること。

		6 愛玩動物等の保護に関すること。 7 (原子力災害) 防護対策区域に対する広報伝達に関すること。 8 (原子力災害) 退避・避難所の設営及び被災者の収容に関すること。 9 (原子力災害) 被災地住民登録に関すること。 10 (原子力災害) 退避・避難収容状況の記録及び報告に関すること。 11 (原子力災害) 広域避難先遣隊の出動に関すること。 12 (原子力災害) 広域避難先遣隊及び広域避難先との連絡調整及び情報収受に関すること。
環境衛生班	環境課員	1 被災地の環境対策に関すること。 2 防疫（保健衛生班に関するものを除く。）に関すること。 3 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 4 ごみ処理場、し尿処理場及び最終処分場の被害調査、応急復旧及び適正管理に関すること。 5 災害ごみ、し尿、死亡獣畜等の収集及び処理に関すること。 6 遺体の収容及び死体の埋火葬に関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。 8 災害廃棄物仮置場の管理に関すること。 9 斎場の被害調査、応急復旧及び適正管理への協力に関すること。 10 (原子力災害) 放射性物質による汚染状況調査等に関すること。 11 (原子力災害) 県の緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に関すること。

			12 (原子力災害) 市内で発生する廃棄物の放射線モニタリングに関すること。
	出納班	会計課員	1 災害対策事務の現金支払に関すること。 2 救援資金及び見舞金の受入れに関すること。
	地域事務所班	地域事務所員	1 両町地域における現地災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 両町事務所に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 庁舎及び庁舎内の有線施設・設備の被害調査及び緊急機能確保に関すること。 4 町内会等との連絡調整に関すること。 5 関係機関等との連絡調整に関すること。 6 避難住民における食料及び物資の受入れに関すること。 7 死体の埋火葬の許可に関すること。 8 要配慮者の避難支援等に関すること。 9 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 10 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 11 観光客の安全確保に関すること。 12 降積雪時における降積雪指定観測点の観測に関すること。 13 (原子力災害) 市民生活部救助班の協力に関すること。
福祉保健部	福祉班	福祉課員 介護高齢課員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 生活保護世帯、身体障害者世帯、高齢者世帯等の被害調査及び救護に関すること。 4 社会福祉団体等との連絡調整に関すること。

			5 要配慮者利用施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 6 ボランティア活動に関すること。 7 福祉避難室及び福祉避難所の設営並びに被災者の収容の協力に関すること。 8 被災者に対する福祉相談に関すること。 9 義援金の支給に関すること。
	要配慮者支援班	介護高齢課員 福祉課員 健康推進課員	1 要配慮者（外国人を除く。）の避難支援に関すること。 2 町内会、民生委員・児童委員、福祉関係者等への避難勧告等の伝達に関すること。
	保健衛生班	健康推進課員 ひきこもり支援センター員 介護高齢課員 国保医療課員	1 保健衛生及び防疫（環境衛生班に関するものを除く。）に関すること。 2 医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 3 医療救護所の開設及び応急救護活動並びに健康相談の実施に関すること。 4 救急医薬品及び医療資器材の確保に関すること。 5 災害時の要配慮者用の食料に関すること。 6 心のケア及び精神保健福祉相談の実施に関すること。 7 （原子力災害）緊急被ばく医療の協力に関すること。
子ども未来部	保健衛生班	子育て支援課員 子どもの発達支援課員	1 保健衛生及び防疫（環境衛生班にかんするものを除く。）に関すること。 2 医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 3 医療救護所の開設及び応急救護活動並びに健康相談の実施に関すること。

			4 救急医薬品及び医療資器材の確保に関すること。 5 災害時の要配慮者用の食料に関すること。 6 要配慮者（主に妊産婦、乳幼児）の避難支援及び療養支援に関すること。 7 心のケア及び精神保健福祉相談の実施に関すること。
	保育班	保育課員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 保育園児及び幼稚園児の安全確保に関すること。 4 避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。
	児童福祉班	子育て支援課員 子どもの発達支援課員	1 児童クラブ利用者の安全確保等に関すること。 2 県立こども自然王国利用者の安全確保等に関すること。 3 特定児童生徒等の安全確保に関すること。 4 市役所分館の施設被害状況の把握報告に関すること。
産業振興部	農林水産班	農林水産課員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 農林水産業関係の被害調査に関すること。 4 農林水産施設等の応急対策及び応急復旧に関すること。 5 漁港区域内の津波対策に関すること。 6 応急食料等の原材料の調達に関すること。 7 水害時における所管の頭首工及び排水機場の運転

			操作に関すること。 8 関係機関等との連絡調整に関すること。 9 (原子力災害) 農林畜水産物の採取、出荷制限、漁獲等に関すること。
	商業観光班	商業観光課員	1 外国人の避難支援に関すること。 2 商業・観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 観光客の安全確保に関すること。 4 入浴環境の確保に関すること。 5 風評被害への対応に関すること。 6 中小企業者の資金融資のあっせんに関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。
	物資供給班	ものづくり振興課員 農業委員会事務局員	1 食料品及び生活必需品の調達及び供給に関すること。 2 工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 3 物資供給に係る輸送機関の運行状況に関すること。 4 救援物資の受入及び配送に関すること。 5 関係機関等との連絡調整に関すること。
都市整備部	総務班	道路維持課員 都市計画課員 道路河川課員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 土木災害応急資機材の調達及び確保に関すること。 4 高速道路の交通情報の収集に関すること。 5 関係機関等との連絡調整に関すること。 6 市道等に係る交通規制に関する現地対応及び連絡に関すること。 7 水害時における所管の樋門及び排水機場の運転操作に関すること。 8 水害時における市道等の道路冠水状況の調査に関

		すること。 9 (原子力災害) 財務部車両・輸送班の協力に関する こと。
建設班	道路河川課員 都市計画課員 道路維持課員	1 公園施設の被害調査及び報告に関すること。 2 公園施設及び街路樹の応急対策に関すること。 3 道路、河川、橋りょう、がけ地等の災害危険箇所の被害調査、点検、パトロール、応急対策及び応急復旧に関すること。 4 交通規制及び立入制限区域の安全管理に関する こと。 5 道路交通情報の収集及び報告に関すること。 6 緊急輸送道路の確保及び確保要請に関すること。 7 路上障害物等（降積雪を含む。）の排除に関する こと。 8 関係機関等との連絡調整に関すること。 9 (原子力災害) 財務部車両・輸送班の協力に関する こと。
住宅班	建築住宅課員	1 公営住宅の被害調査、応急対策及び応急復旧に関 すること。 2 避難所の応急危険度調査に関すること。 3 家屋等の応急危険度調査に関すること。 4 公共施設の応急復旧に関すること。 5 応急仮設住宅等の建設及び入居者の選定に関する こと。 6 災害復興住宅資金の融資に関すること。 7 住宅等の応急対策に関すること。 8 関係機関等との連絡調整に関すること。 9 (原子力災害) 市民生活部救助班の協力に関する

			こと。
上下水道 部	総務班	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	1 部の庶務に関すること。 2 部の災害対策職員の把握及び配置異動に関すること。 3 部に係る広報に関すること。 4 報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること。 5 電話対応に関すること。 6 窓口受付に関すること。 7 関係機関への必要な事務手続に関すること。 8 災害復旧に伴う被害額及び復旧費の算定並びに費用の記録に関すること。 9 災害復旧に伴う工事等の請負契約に関すること。 10 災害復旧に伴う物件の購入契約に関すること。 11 部の職員に対する応急物資の配給に関すること。 12 部の車両の運行管理に関すること。 13 応援物資等の受入れ及び記録に関すること。 14 応援活動の記録に関すること。
	情報計画班	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	1 水道施設及び下水道施設の復旧方針の策定に関すること。 2 被害状況及び復旧作業進捗状況の集約に関すること。 3 復旧計画の立案に関すること。 4 情報の審査に関すること。 5 故障修繕伝票の処理に関すること。 6 部内各班との災害対策状況の連絡に関すること。 7 部に係る被害状況及び復旧状況の集約及び報告に関すること。 8 国、県、日本水道協会等関係機関に対する被害状

		況及び復旧状況の報告に関すること。 9 災害対策情報の集約及び記録の作成に関すること。 10 協定締結先等への協力依頼に関すること。 11 無線等の通信連絡に関すること。
水道給水班	経営企画課員 建設課員 施設維持課員	1 応急給水に関すること。 2 応急給水設備の管守に関すること。
水道復旧班	建設課員 施設維持課員	1 給水及び水道施設に係る苦情処理に関すること。 2 取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水計画の総合統制に関すること。 3 水道施設の復旧工事の実施に関すること。 4 水道施設の被害状況の把握及び記録並びに水道施設の管守に関すること。 5 資材、備品等の調達及び管理に関すること。 6 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関すること。 7 応急給水用水道管及び仮設給水装置の設置並びに管守に関すること。 8 関係業者の統括に関すること。 9 二次災害の防止に関すること。 10 その他水道施設の復旧に関すること。
下水道復旧班	建設課員 施設維持課員	1 排水及び下水道施設に係る苦情処理に関すること。 2 汚水及び雨水の受入れ並びに処理計画の総合統制に関すること。 3 下水道施設の復旧工事の実施に関すること。 4 下水道施設の被害状況の把握及び記録並びに下水道施設の管守に関すること。 5 資材、備品等の調達及び管理に関すること。

			6 工事施工及び災害査定に係る関係機関等への連絡調整に関すること。 7 応急排水に関すること。 8 仮設排水に関すること。 9 関係業者の統括に関すること。 10 二次災害の防止に関すること。 11 その他下水道施設の復旧に関すること。
消防部	総務班	消防総務課員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 消防庁舎の被害調査等に関すること。 3 消防団の活動に関すること。 4 関係機関等との連絡調整に関すること。 5 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定めること。
	予防班	予防課員	1 火災・救急・救助事案に係る被害情報の集約に関すること。 2 市災害対策本部との連絡調整に関すること。 3 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定めること。
	消防班	消防署員 警防課員	1 災害情報の受理及び出動指令に関すること。 2 住民等に対する広報活動に関すること。 3 住民等の避難誘導に関すること。 4 火災・救急・救助活動の実施に関すること。 5 緊急消防援助隊等消防関係機関の応援要請及び受入調整に関すること。 6 消防車両の被害調査等に関すること。 7 防災行政無線施設及び非常通信施設の機能確保及び操作並びに広報に関すること 8 防災情報通信システムによる広報に関すること。

			9 その他柏崎市消防災害対策本部設置要綱に定めること。
文教部	総務班	教育総務課員	1 部の庶務及び部内各班との連絡に関すること。 2 部に係る被害状況の集約及び報告に関すること。 3 教育施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 4 学校給食に関すること。 5 関係機関等との連絡調整に関すること。
	学校教育班	学校教育課員 教育センター員	1 児童及び生徒の避難に関すること。 2 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 学用品の給与に関すること。 5 学校に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。 6 関係機関等との連絡調整に関すること。
	社会教育班	文化・生涯学習課員 図書館員 博物館員	1 文化・社会教育施設利用者の安全確保に関すること。 2 文化・社会教育施設の使用及び指定管理者への協力要請に関すること。 3 文化・社会教育施設の保全に関すること。 4 文化財の保護に関すること。 5 文化・社会教育施設及び文化財の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 6 文化・社会教育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。
	体育施設班	スポーツ振興課員 水球のまち推進室員	1 体育施設利用者の安全確保に関すること。 2 体育施設の使用及び指定管理者への協力要請に

			関すること。 3 体育施設の保全に関すること。 4 体育施設の被害調査、応急対策及び応急復旧に関すること。 5 体育施設に係る避難所の設営及び被災者の収容の協力に関すること。 6 ヘリポート離発着場所の確保に関すること。 7 関係機関等との連絡調整に関すること。
議会調整部	渉外班	議会事務局員	1 部の庶務に関すること。 2 各部との連絡調整に関すること。 3 議会との連絡調整に関すること。 4 調査団、視察団等の受入対応に関すること。

別表第2

災害バック一覧表

No.	項目	数量	主な使用用途	写真
1	避難所セット (感染症対策用品等)	一式	避難所の感染症対策 など	
2	毛布	2箱 (1箱10枚入り)	暖を取るために使用 など	
3	ブルーシート	1セット 2包 (1包2枚入り)	・施設の応急処置 ・ベット専用スペース など	
4	段ボール パーティション	10箱	・体調不良者の隔離 ・授乳や着替えの仕切り など	
5	水	2箱 (1箱24本入り)	必要に応じて配布	
6	クラッカー	2箱 (1箱24個入り)	【避難所の食料品の考え方】 1日目 避難者が持参 2日目 市から配付 3日目以降 流通備蓄で対応	
7	緊急告知ラジオ	学校：2箱 コミセン：1箱 (1箱10個入り)	防災行政無線が聞こえない部屋に設置 など	
8	医薬品	1箱	必要に応じて配布	
9	救急セット (巾着袋)	ガーゼ、コットン、絆創膏、ぬれコットン、伸縮包帯、綿棒、はさみ、ピンセット、とげ抜き		

災害バック以外の避難所用品・設備

No.	項目	数量	主な使用用途	写真
1	投光器	1～4台	入口や避難所内の照明 など ※自家発電がある施設にはなし ※施設が所管するものあり	
2	発電機	2台	停電時の電源確保	
3	ポータブル蓄電池	1台 (コミセンのみ)	スマートフォンの充電 など ※使用できるものに注意	
4	特設公衆電話	電話機2台 ※回線数は避難所による	避難者の家族の安否確認 など ※公衆電話とは異なります。	
5	段ボールベット	必要に応じて配備	・要支援者のベット ・避難が長期化した場合のベット	

5 避難所開設・運営に関する協定

避難所開設運営に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）とコミュニティ運営協議会及び自主防災会（町内会）（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又はおそれがある場合（以下、「災害時」という。）における避難所開設運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命及び身体を保護するため、甲と乙が協力し、避難所の開設及び運営を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める協定事項は、原則として甲が災害に係る警戒態勢に入った場合又は災害対策本部を設置した場合において、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（開設運営期間）

第3条 避難所の開設運営期間は、災害時に甲が、避難所として必要と認める開設から閉鎖までの期間とする。

（対象避難所）

第4条 本協定書により対象とする避難所は次のとおりとする。

（1）柏崎市地域防災計画において指定されている避難所のうち、別紙1に定めるもの。

（2）前項のほか、集会施設など地区内における避難者が参集した施設。

（使用する附属施設の取り扱い）

第5条 前条に規定する避難所の使用に当たり、附属する施設、設備、備品等（以下、「附属施設」という。）の使用については、あらかじめ甲と乙が、使用予定附属施設について協議し、甲が施設管理者と調整した後、決定するものとする。

（市の職員派遣）

第6条 甲は、避難所を開設したときは、避難所の開設運営に必要となる職員を直ちに派遣するものとする。

（開設運営に必要となる事務等）

第7条 本協定に基づき、乙が避難所の開設運営に協力する事務等は、次のとおりとする。

（1）避難所開設について

ア 避難所の安全確認（開設時における被害箇所及び二次災害の恐れのある箇所等）

イ 附属設備の安全及び衛生点検

ウ 避難所の居住スペース、通路の確認及び確保

（2）避難所運営について

ア 避難者の受け入れ及び避難者名簿の作成

イ 食料、飲料水等必要な物資の受け入れ、避難者への配布及び保存管理

ウ 運営に必要となる資機材の確保

エ トイレ、ゴミ等避難所運営上必要となる附属設備等の使用に関するルール の制定

オ その他、円滑な避難所運営に関し必要となる事項

（避難所開設運営体制の整備及び市との連絡調整の代行）

第8条 乙は、避難所開設運営に必要となる体制の整備に努めるものとする。

2 市の避難所派遣職員は、次に掲げる事項について市災害対策本部へ連絡調整を行うこととしているが、市職員が欠けた場合等においては、乙は市職員に代わり市災害対策本部へ連絡調整を行うよう努めるものと

する。

(1) 避難所の開設状況

(2) 避難者数の状況

(3) その他避難所の開設運営に必要な事項

3 前項の規程による乙の市災害対策本部への連絡調整は、甲が別に定める「避難所運営マニュアル」に定める様式を使用して行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭により行うことができる。

(経費の負担)

第9条 避難所の開設及び運営に係る経費については、原則、災害救助法（平成22年法律第118号）、新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）及び柏崎市災害救助規則（昭和51年規則第40号）において定められる範囲において、甲の負担により行うものとする。

(避難所及び附属設備に係る損害賠償)

第10条 前条の規定にかかわらず、避難所及び附属施設の使用に伴う破損等に対する損害賠償については、原状回復することを原則とし、その賠償負担の方法及び額については、甲乙協議のうえ決定する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定書に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲と乙の代表者が各々1通を保有し、乙の代表者以外の者は、その写しを保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 柏崎市

柏崎市長

乙 代表者

コミュニティ運営協議会

(地区自主防災会)

会 長

町内会 (自主防災会)

会 長

町内会 (自主防災会)

会 長

町内会 (自主防災会)

会 長

町内会 (自主防災会)

会 長

※締結先については、別紙一覧のとおり

別紙

避難所開設運営に係る協定締結先一覧

団体名	締結日
比角コミュニティ運営協議会及び自主防災会（町内会）	平成25(2013)年1月 7日
野田コミュニティ振興協議会（野田地区自主防災連合会）及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年1月17日
松波地区自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年1月25日
上米山地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年1月30日
荒浜コミュニティ協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年1月31日
北鯖石コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年2月 1日
半田地域コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年2月 4日
高浜コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年2月 5日
別俣コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年2月 5日
上条地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年2月 7日
田尻地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年2月18日
中通地区自主防災会、自主防災組織（町内会）及び中通コミュニティ振興協議会	平成25(2013)年2月18日
剣野コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年2月25日
中鯖石地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年3月 5日
西中通コミュニティセンター運営協議会及び自主防災会（町内会）	平成25(2013)年3月 6日
南鯖石地区コミュニティ振興協議会及び自主防災会（町内会）	平成25(2013)年3月12日
南部コミュニティ協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年3月13日
高田コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年3月22日
枇杷島コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年4月 1日
北条地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年4月 5日
高柳地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年4月11日
米山地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年4月20日
大洲地区振興会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年5月15日
二田地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年7月16日
鯨波地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25(2013)年7月26日
中央地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成29(2017)年12月4日
西山地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	令和4(2022)年4月1日

関係連絡先メモ

(救助班)

市民生活部 市民課

電話：21-2200 FAX：21-2528

メール：shimin@city.kashiwazaki.lg.jp

(担当避難所)

施設名：

電 話：

F A X：

施設管理者：

連絡先：

(鍵保管職員)

氏 名：

連絡先：

(鍵保管職員)

氏 名：

連絡先：

(サポート職員①)

氏 名：

連絡先：

(サポート職員②)

氏 名：

連絡先：

(サポート職員③)

氏 名：

連絡先：

(サポート職員④)

氏 名：

連絡先：

(総合調整班) 危機管理部 防災・原子力課

電話：21-2316 (直通) FAX：21-5980

福祉避難所運営マニュアル



柏崎市

令和7（2025）年3月

目 次

第1章 基本方針

1 目的	P 2
2 マニュアルの位置付け	P 2
3 開設する避難所等の区分	P 2
4 災害発生時の避難誘導の概要	P 3

第2章 平常時における取組

1 福祉避難所等の指定（開設場所）	P 4
2 要配慮者関連施設等との連携	P 4
3 必要物品、マンパワー、移送手段の確保	P 4
4 福祉避難所運営体制の事前準備	P 5

第3章 災害時における取組

1 福祉避難所の開設	P 6
2 福祉避難所の開設	P 7
3 福祉避難室（所）の運営	P 8
4 福祉避難室（所）における避難者支援	P 9
5 福祉避難室（所）の閉鎖	P 11
6 福祉避難室（所）の開設期間	P 11

様式等

・【福祉避難所様式1】避難者名簿（福祉避難室（所）用）	P 12
・【柏崎市災害対応実施要綱第8号様式】避難者管理台帳	P 13
・【柏崎市災害対応実施要綱第7号様式】避難所情報連絡票	P 14
・福祉避難室（所）開設から閉鎖までの役割分担	P 15

第1章 基本方針

1 目的

地震などの大規模な災害が発生した場合、高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等（以下「要配慮者」という。）は、避難に時間を要し、若しくは自力で安全な場所への避難が困難なことがあります、被害を受けやすくなる場合があります。

当市においては、「減災のための自助・共助・公助の総合的推進」を基本理念とし、住民、地域、要配慮者関連施設等（※1）及び行政が、責任と役割を明確にして連携を図っていくものとしており、避難行動要支援者登録制度（※2）などにより日頃から地域ぐるみの支援体制の確立を目指しています。

本マニュアルは、風水害や地震等の自然災害が発生した場合に、要配慮者の支援体制を早期に確立することにより要配慮者の生命や身体を災害から保護することを目的とします。

2 マニュアルの位置付け

本書は、「柏崎市地域防災計画」の福祉避難所開設等を具体化し、要配慮者に対する支援体制の整備を図るためのマニュアルとして位置付けます。

3 開設する避難所等の区分

災害発生時に一般避難所における生活が困難な方については、本人の身体状況、家族状況等、そのケースごとに個別に検討し、どこで支援することが最善なのかを考えて対応することとなります。

開設する避難所等の区分とその基本的な考え方は、次のとおりです。

（1）福祉避難室

一般避難所の居住スペースで生活することが困難な要配慮者のために、一般居住エリアと区別する仕切りや和室などの個室を設けます。

（2）福祉避難所

福祉避難室での生活が困難な要配慮者のために、特別の配慮がなされた避難所であり、「災害救助法の運用と実務」に、次のような定義がされています。

対象：一般避難所での生活が困難な要配慮者で、施設・病院への入所・入院に至らない方
空間：バリアフリー。必要に応じ、ベッド、ポータブルトイレなどの設置など環境配慮を行う。
人員：概ね10人に対し、1人の相談援助員の配置
要支援、要介護認定者については、訪問介護員などの介護保険サービスが利用可能

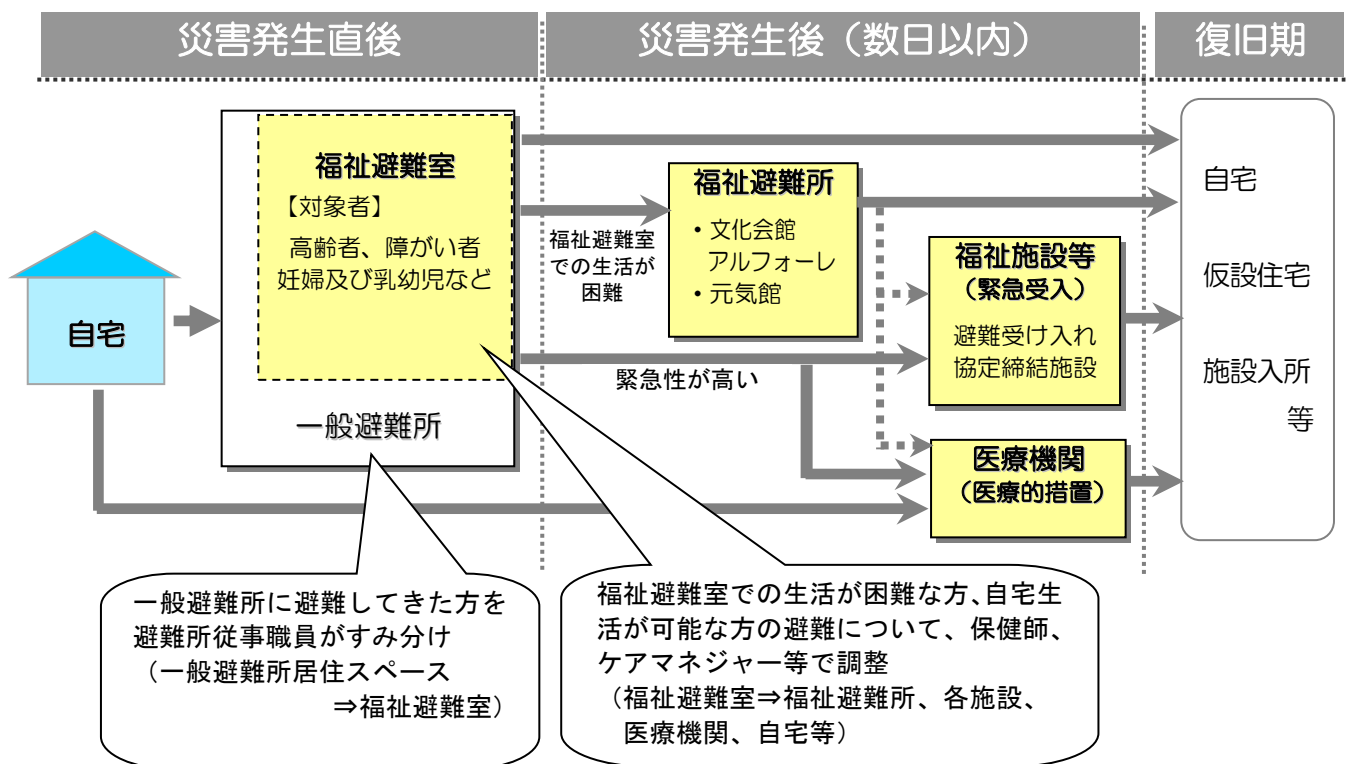
（3）要配慮者関連施設等への緊急入所等

福祉避難室や福祉避難所での生活では対応が困難で、専門的なケアを必要とする要配慮者については、要配慮者関連施設等において緊急入所等の対応を行います。また、医療的な措置が必要と判断される場合は、安全が確保された医療機関へ速やかに搬送します。

4 災害発生時の避難誘導の概要

災害発生時には、次のイメージ図のような避難誘導を基本として、対応することとします。その対応にあたっては、福祉班を始め、庁内関係各班や要配慮者関連施設等と連携を図り、要配慮者の状況に応じて速やかに誘導します。

《福祉避難室・福祉避難所イメージ図》



- ※1 高齢者及び障がい者などが利用する高齢者施設、障害者施設、介護サービス事業所、福祉サービス事業所など
- ※2 避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に自ら避難することができず、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

第2章 平常時における取組

1 福祉避難所等の指定（開設場所）

（1）福祉避難室

一般避難所の居住スペースの一角に必要な応じてパーティションで仕切る、または和室など別の個室を利用して居住スペースを確保します。

（2）福祉避難所

要配慮者関連施設等は平常時からの当該施設利用者に対する支援及び緊急入所者の対応を最優先されることが予想されることから、次の施設を福祉避難所として対応します。ただし、災害の規模により不足する場合は、バリアフリー等に対応し、福祉避難所としての機能を有している他の施設を検討します。

施設名	所在地	電話
柏崎市文化会館アルフォーレ	日石町4番32号	21-0010
柏崎市元気館	栄町18番26号	20-4210

（3）要配慮者関連施設等への緊急入所

福祉班において、市内要配慮者関連施設等と避難の受入れ協定を締結しており、必要な応じて関係施設等と連携して対応します。

なお、要配慮者関連施設等との避難の受入れに関する協定については柏崎市地域防災計画資料編に掲載しています。

2 要配慮者関連施設等との連携

平常時から、要配慮者関連施設等と災害発生時の安否確認等の情報提供や避難の受入れに関する協定を締結して、万に備えています。要配慮者関連施設等と情報共有、必要な名簿や資料の提出を定期的に依頼するなど連携を図っています。

3 必要物品、マンパワー、移送手段の確保

（1）生活必需品（備蓄品）等の確保

飲料水・食料等の一般避難所でも必要とする生活必需品のほか、高齢者や乳幼児用の紙おむつなどの消耗品、ベッド、特殊寝台やマットレス、車いす、簡易トイレなど要配慮者向けの特別な物品が必要となります。

また、要配慮者が食べやすい食料や、刻み食などの対応を行えるよう調理機材も必要です。居住スペースの確保にあたっては、空間を仕切るパーティションなどが必要です。これらの必要物品については、防災用備蓄庫に一定量を備蓄するなどして万に備えます。

【必要と思われる備蓄品】

品目	内容

要配慮者用食料	離乳食、ミルク、低たんぱく・低塩分おかず
衛生用品	おむつ、生理用品
簡易間仕切り	個室スペースを確保できるもの（ダンボールパーティション、簡易テントなど）
簡易トイレ	組立式
車いす	手押し介助により移動できるもの
毛布	寒さを防げるもの
担架	避難者の移動を補助するもの
発電機	（一般避難所に配備）
蓄電池	医療機器等の電源確保

備蓄品管理：総合調整班、保健衛生班／運搬調整：物資供給班

（２）マンパワーの確保

福祉避難室での対応については、原則として家族にお願いしますが、ボランティアや地域の避難者による見守りや簡易な支援の協力を依頼します。

要配慮者関連施設等においては、当該施設等が被災した場合、他施設職員の支援が得られるよう、要配慮者関連施設等災害対応マニュアルにより、福祉班が職員派遣依頼・申込みを行います。

なお、大規模な災害の場合には、要配慮者関連施設等も当該施設等での対応に追われ、他の支援を行う余力がないことが想定されるため、市外要配慮者関連施設等を含む関係団体との連携を図ります。

（３）移送手段の確保

一般避難所から福祉避難所への移送に関しては、原則として家族による移送をお願いしますが、要配慮者関連施設等の福祉車両による協力及び緊急車両の手配を含め要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段の確保に努めます。

要配慮者関連施設等災害対応マニュアルにより、移送車両の提供の可否等について、事前に状況把握をしています。

4 福祉避難所運営体制の事前準備

福祉班において、あらかじめ開設時の手順等を確認し、関係機関との連携など必要な準備を行います。

第3章 災害時における取組

1 福祉避難所の開設

（1）開設準備

担当	役割
福祉班	避難者の状況把握、要配慮者のニーズ確認・必要備蓄品・機材等の手配 依頼
要配慮者支援班	要配慮者のニーズ把握
保健衛生班	避難者の状況確認、必要備蓄品（食料）の準備
総合調整班	必要備蓄品・機材等の準備
物資供給班	必要備蓄品・機材等の運搬調整
避難所従事職員	避難者の状況把握、要配慮者のニーズ把握、福祉避難室開設

避難所従事職員は、避難者の状況等を把握しながら、一般避難所の居住スペースでの生活が困難な方がいた場合は、施設管理者等とも協議の上、一般居住スペースでの間仕切りの設置や、和室や空調設備がある部屋など一般の居住エリアと隔離した福祉避難室として準備し、要配慮者のニーズに応じて割り当てます。

【福祉避難室開設準備における確認事項】

- ・居住スペースの確保：施設管理者 等
- ・必要機材等の配備：備蓄品、防災・原子力課協定先業者、介護用品業者 等

（2）開設及び避難者の移動

担当	役割
保健衛生班	要配慮者の状況・ニーズ把握
避難所従事職員	福祉避難室への誘導、施設内避難者の情報整理

一般避難所において、一般居住エリアと区分けされたスペースの確保、必要な生活支援の提供体制や生活物資等の供給体制が整備され次第、福祉避難室を開設します。

把握していた対象となる方を避難所従事職員が福祉避難室へ誘導します。

避難所従事職員は、避難施設内での避難者の所在を的確に把握するため、一般居住スペースから福祉避難室へ移動された方の情報を整理します。

2 福祉避難所の開設

（1）開設準備

担当	役割
福祉班長	福祉避難所開設決定
福祉班	福祉避難所開設状況の把握、福祉避難所開設の検討、必要機材等・移送・通信手段の確保
要配慮者支援班	避難者の状況・ニーズ把握、ケアスタッフの確保、福祉避難所従事職員の手配
保健衛生班	避難者の状況・ニーズ把握、必要備蓄品（食料）の準備
総合調整班	必要備蓄品・機材等の準備
物資供給班	必要備蓄品・機材等の運搬調整
人事班	福祉避難所従事職員の手配（動員）
避難所従事職員	要配慮者の状況把握、スペース確保、必要備蓄品・機材等の把握

要配慮者支援班及び保健衛生班、避難所従事職員などが連携し、福祉避難所の避難者の状況やニーズ把握を行い、福祉避難所への避難が適切と思われる方のリストアップを行います。

福祉班長は、災害による被災状況、避難者の状況等を把握しながら、福祉避難所の開設の要否を検討し、開設すべきと判断した際には速やかに準備を進めます。

【福祉避難所開設準備における確認事項】

・ ケアスタッフの手配

新潟県、新潟県老人福祉施設協議会、新潟県介護老人保健施設協会 等

・ 必要機材等の配備

備蓄品、防災・原子力課協定先業者、介護用品業者 等

・ 一般避難所からの移送手段の準備

要配慮者関連施設等（介護・福祉事業所）

・ 避難者の把握・情報管理及び関係機関との連絡調整等のためのパソコン、通信手段の確保

避難所従事職員、防災・原子力課、企画政策課 等

（2）開設及び避難者の移動

担当	役割
福祉班 要配慮者支援班	避難者の状況・ニーズ把握、福祉避難所への移送支援（調整）
避難所従事職員	避難者の情報整理・状況把握、避難スペースへの誘導
要配慮者関連施設等 （介護・福祉事業所）	職員派遣、福祉避難所への移送協力

文化会館アルフォーレ、元気館などにおいて、必要な生活支援の提供体制や生活物資等の供給体制が整備され次第、福祉避難所を開設します。

あらかじめ、一般避難所の福祉避難室等において、要配慮者支援班及び保健衛生班、避難所従事職員などがリストアップした避難者を、福祉避難所へ移送・誘導します。

移送は原則として、家族によるものとしますが、福祉班は要配慮者関連施設等の福祉車両による協力及び緊急車両の手配を含め要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段の確保に努めます。

また、必要に応じて、要配慮者関連施設等への緊急入所、医療機関等への移送など、その方に適した避難の調整を行います。

避難所従事職員は、避難者の所在を的確に把握するため、福祉避難室から福祉避難所へ移動された方の情報を整理します。

3 福祉避難室（所）の運営

担当	役割
福祉班	避難者のニーズ把握、必要備蓄品・機材等の手配依頼
要配慮者支援班	必要備蓄品・機材等の準備、ケアスタッフ確保、福祉避難所従事職員の手配
保健衛生班	避難者の状況・ニーズ把握
救助班	必要備蓄品・機材等の情報集約、手配依頼
総合調整班	必要備蓄品・機材等の準備
物資供給班	必要備蓄品・機材等の運搬調整
人事班	福祉避難所従事職員の手配（動員）
ケアスタッフ等	避難者の支援、ニーズ把握
避難所従事職員	福祉避難室（所）避難者名簿作成・管理・報告、避難者の状況・ニーズ把握

（１）避難者の把握及び名簿の管理・報告

- ① 避難所従事職員は、福祉避難所（室）に避難している避難者名簿（※３）を作成し、随時更新します。

また、一般避難所の居住スペースから福祉避難室や福祉避難所への移動について避難者台帳（※４）に記録します。

- ② 避難者が退所したときは、避難者名簿に退所日時等を記載し、名簿の整理及び集計を行います。また、避難者台帳により、災害対策本部救助班（※５）へ定時報告を行います。

（２）運営職員の確保

福祉班は、新潟県、新潟県老人福祉施設協議会などと連携を図り、介護に従事する職員、健康管理を行う職員、精神障がい者の対応が可能な職員のほか、定期的に避難者の生活機能維持のための運動指導、口腔ケア等を行うスタッフの確保に努めます。

（３）必要機材等（食料・物品）の確保

- ① 食料・水の配給は、公平性の確保に最大限配慮して行います。乳幼児には粉ミルクや離乳食、高齢者にはやわらかい食事など、避難者の心身の状況を踏まえながら必要に応じて、個別に対処します。
- ② 避難所従事職員は、避難者の状態に応じた食事、生活用品や物資等を提供できるよう、不足している食料・物品がある場合は、内容及び数量を取りまとめて、避難所情報連絡票（※５）に記入し、災害対策本部（救助班）へ依頼します。

（４）相談体制の確保

福祉避難所の従事者は、避難者や要配慮者の状態に応じた対応等のために、随時避難者の相談に乗り、必要な支援につなげます。

4 福祉避難室（所）における避難者支援

担当	役割
福祉班	相談事項への各種対応・調整
要配慮者支援班	要配慮者の支援・ニーズ把握、相談事項への各種対応、帰宅等に向けた関係者との調整
保健衛生班	避難者の状況・ニーズ把握、相談対応、帰宅支援
ケアスタッフ等	要配慮者の支援・ニーズ把握、相談対応、帰宅支援
要配慮者支援施設	緊急受け入れ、介護・福祉サービスの提供、帰宅支援
避難所従事職員	要配慮者の支援・ニーズ把握、相談対応

福祉避難室において、要配慮者の支援は原則、家族にお願いしますが、ボランティアや地域の避難者による見守りや簡易な支援の協力を依頼します。

福祉避難所においては、ケアスタッフを中心に避難者の支援を行いますが、避難所従事職員もケアスタッフと連携を図り、避難者支援を行います。

（１）生活支援

① 日々の支援

- ・ ケアスタッフなどと連携を図り、要配慮者の健康状態、必要なサービスの状況などを把握します。
- ・ 福祉避難所において、障がい者や高齢者などが生活する上での支障をできる限り取り除き、避難所の環境整備に努めるとともに、要配慮者それぞれの配慮すべき事項に応じた対応を行います。

自宅に戻ることを目標に、過剰な支援や介護とならないよう自立支援を心がけます。

② 支援における留意事項

要配慮者	留意事項

高齢者	・避難生活で活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保します。 ・認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図ります。 ・トイレに近い場所に避難スペースを設け、おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設けます。
視覚障がい者	・避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝えます。 ・放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝えます。
聴覚障がい者	・伝達事項は、紙に書いて知らせます。 ・掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に伝えます。 ・必要に応じて、手話通訳者等を派遣します。
肢体不自由者	・車いすが通れる幅を確保します。
内部障がい者	・医療機材の消毒や交換のため、清潔な治療スペースを設けます。 ・医療機関等の協力により巡回診療を行います。
知的障がい者 精神障がい者	・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮します。 ・居住スペースをパーティションで仕切るなどして精神状態が安定する環境を設けます。
乳幼児	・退行現象、夜泣き、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮します。 ・ミルクの湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保等に留意します。

（２）福祉サービス等による支援

要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要です。要配慮者関連施設等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービス等を提供し、その方の自立生活を支援します。

（３）緊急入所、医療機関への移送等

福祉避難所（室）での避難生活が困難など、その方の状況に応じて、施設等への緊急入所や医療機関への受診、入院等の対応を適切に行います。

（４）帰宅支援

福祉避難所（室）の開設当初から、自宅等へ戻ることを考慮する必要があります。

避難者の帰宅にあたっては、担当ケアマネジャー、地域包括支援センター、民生委員、地域の方など関係者と連携して、在宅生活ができるよう検討します。

５ 福祉避難室（所）の閉鎖

担当	役割
福祉班長	福祉避難所の統廃合、閉鎖決定
福祉班 要配慮者支援班 保健衛生班	福祉避難所・室の統廃合調整、閉鎖準備
避難所従事職員	福祉避難室統廃合、閉鎖準備

避難が長期化した場合に、効率的な避難生活が送れるように状況に応じて避難所の統廃合を図ります。その際には、避難者の状況等に十分配慮します。

避難者がスムーズに自宅等へ戻られるよう努めるとともに、全員が退所した際には、速やかに施設の現状復旧を行い、福祉避難室（所）を閉鎖します。

6 福祉避難室（所）の開設期間

福祉避難室及び福祉避難所の開設は、避難者の速やかな在宅への復帰、あるいは他の機関へつながなどの帰宅支援を行うまでの必要最小限の期間とします。

-
- ※ 3 福祉避難所様式 1：避難者名簿（福祉避難所（室）用）
 - ※ 4 柏崎市災害対策応急実施要綱第 8 号様式：避難者台帳
 - ※ 5 柏崎市災害対策応急実施要綱第 7 号様式：避難所情報連絡票

様式等

【福祉避難所様式 1】

避難者名簿（福祉避難室（所）用）

避難所名：_____

世帯代表者氏名			
避難者氏名（要配慮者）			
要配慮者住所			
要配慮者電話番号			
入所日時		退所日時	
退所後の行き先			

【同居家族・親族の連絡先】

氏名	関係	年齢	住所	避難先	連絡先電話番号

【特別な配慮など注意する点】

【身体】

【生活】

【食事】

【その他】

個人情報の利用に係る同意について
被災された方に対して避難所運営、個々の健康管理、法律に基づく被災者支援制度の案内などの支援を行うに当たり、柏崎市が行う事務において上記の個人情報を市が利用し、国県へ提供することの可否について、世帯を代表して
☐同意します。 ☐同意しません。

第8号様式 (第11条関係)

避難者台帳

日次管理とし、毎日午前9時時点を目途に更新及び市民生活部救助班へ報告のこと。

[illegible]

【同意 (1) ～ (4) に記載の場合の安否情報提供対応範囲】

- (1) が「同意する。」の場合
国及び県に対し、避難所運営、個々の健康管理、法律に基づく被災者支援制度の案内など市が行う事務の範囲内
- (2) が「同意する。」の場合
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その婚姻の予約者を含む）に対し、負傷者若しくは疾病の状況（生死の別を含む）又は連絡先その他安否を確認に必要と認められた情報
- (3) が「同意する。」の場合
被災者の親族（前号に掲げられる者を除く）又は職場の関係者その他の関係者に対し、被災者の負傷又は疾病の状況（生死の別を含む。）
- (4) が「同意する。」の場合
被災者の知人その他の当該関係者の安否情報を必要とすることが相当と認められる者に対し、安否情報の有無

【柏崎市災害対策応急実施要綱】
第7号様式（第11条関係）
避難所情報連絡票

発信日時	月 日（ ） ：	連絡方法	☐ TEL ☐ FAX ☐ メール ☐ 伝令 ☐ その他（ ）
発信者	避難所名称： _____ 課名： _____ 職・氏名 _____		
要請	☐ 食事	月 日 （ ☐ 朝 ☐ 昼 ☐ 晩 ） 分 避難所用 在宅者用 食 食 その他（ 用 食）	
	☐ 物品	_____ （※緊急性： ☐ すぐ ☐ 1日以内 ☐ 2～3日以内）	
	☐ その他	_____ （※緊急性： ☐ すぐ ☐ 1日以内 ☐ 2～3日以内）	
連絡事項			
受信者	_____ 課 職・氏名 _____		
情報提供先			

【送付先】 柏崎市役所 市民課 FAX：21—2528
 メール：shimin@city.kashiwazaki.lg.jp
 電話：21—2200

福祉避難室（所）開設から閉鎖までの役割分担
【福祉避難室】

	福祉班	要配慮者支援班	避難所従事職員	関係各班
開設検討準備	・ 避難者の状況把握 ・ 要配慮者のニーズ確認 ⇒必要な支援・備蓄品・機材の手配依頼	・ 要配慮者のニーズ把握	・ 避難者の状況把握 ・ 要配慮者のニーズ把握 ⇒必要な支援・物資等の情報把握 ・ 福祉避難室開設準備 ⇒スペース確保、必要機材配備 ・ 福祉避難室の配置、割当ての決定 ・ 福祉避難室開設	〔保健衛生班〕 - 避難者の状況確認（避難所巡回） 〔保健衛生班・総合調整班〕 - 必要備蓄品・機材等の準備（★） 〔物資供給班〕 - 必要備蓄品・機材等の運搬調整（★） ★：必要な期間は継続して対応
開設受入			福祉避難室への誘導	〔保健衛生班〕 - 福祉避難室への誘導支援
運営	・ 避難者のニーズ確認 ⇒必要な支援・備蓄品・機材等の手配依頼	必要備蓄品・機材等の準備	・ 避難者名簿・避難者台帳の作成、報告 ・ 要配慮者の状況、ニーズ把握	〔保健衛生班〕 - 避難者の状況把握
要配慮者支援	（必要に応じて） 要配慮者関連施設等への緊急入所の調整	・ 要配慮者の状況・ニーズ等の把握 ・ 福祉避難所等への避難の可否検討	・ 当事者の支援は、原則家族で実施 ・ 必要な食料・物資等の配布 ・ ボランティアや地域の避難者による見守りや簡易な支援の協力依頼	〔保健衛生班〕 ・ 要配慮者の状況・ニーズ等の把握 ・ 福祉避難所等への避難の可否検討
閉鎖	・ 福祉避難室統廃合協議・決定 ・ 閉鎖準備	・ 福祉避難室統廃合協議 ・ 閉鎖準備	・ 福祉避難室統廃合協議 ・ 閉鎖準備	〔保健衛生班〕 ・ 福祉避難室統廃合協議

【福祉避難所】

	福祉班	要配慮者支援班	避難所従事職員	その他
開設検討準備	- 福祉避難室の開設状況把握 - 福祉避難所の開設検討・決定 - 福祉避難所開設準備 ⇒必要機材の確認・手配依頼 - 避難者移送手段の確保 - 避難者のニーズ確認 ⇒必要な支援・物資等の確認、手配依頼	- 避難者の状況・ニーズ把握 - ケアスタッフ確保 - 福祉避難所従事職員の手配	- 福祉避難室避難者の状況把握 - 福祉避難所開設準備 ⇒スペース確保、必要備蓄品・機材の把握	〔保健衛生班〕 避難者の状況・ニーズ把握 〔保健衛生班・総合調整班〕 必要備蓄品、機材等の準備（★） 〔物資供給班〕 必要備蓄品、機材等の運搬調整（★） 〔人事班〕 福祉避難所従事職員の動員（★） ★：必要な期間は継続して対応。
開設受入	- 避難者の状況把握 - 福祉避難所への移送支援調整 ⇒避難者の移送は原則家族で行う	- 避難者の状況把握 - 福祉避難所への移送支援調整 ⇒避難者の移送は原則家族で行う	- 避難者の状況把握 - 避難スペースへの誘導	〔介護・福祉事業所〕 - 福祉避難所へ職員派遣 - 福祉避難所への移送協力
運営 要配慮者支援	- 避難者のニーズ確認 ⇒必要な支援・備蓄品・機材等の手配依頼 - 避難者等の相談内容に応じた各種対応、関係者との調整	- 必要備蓄品・機材等の準備 - ケアスタッフ確保 - 福祉避難所従事職員の手配 - 避難者等の相談内容に応じた各種対応、関係者との調整 - 帰宅等に向けた関係者との調整	- 福祉避難所避難者名簿・避難者台帳の作成、報告 - 避難者の状況・ニーズ把握 - 必要な食料、物品等の配布 - 相談対応	〔ケアスタッフ等〕 - 要配慮者の支援、ニーズ把握 - 避難者等の相談対応 - 帰宅支援 〔要配慮者支援施設〕 - 緊急受け入れ - 介護・福祉サービスの提供 - 帰宅支援
閉鎖	- 福祉避難所統廃合協議・決定 - 閉鎖準備	- 福祉避難所統廃合協議 - 閉鎖準備	- 福祉避難所統廃合協議 - 閉鎖準備	〔保健衛生班・ケアスタッフ等〕 - 福祉避難所統廃合協議 - 閉鎖準備

【問い合わせ先】

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

福祉課 電話：21-2299 FAX：21-1315

介護高齢課 電話：21-2228 FAX：21-4700

4-4 [参考資料] 避難所運営マニュアル（自主防災会向け）

避難所運営マニュアル

本マニュアルは平成24年度各地区防災会議において、議案となった「地域住民を主体とした避難所運営のあり方」について、市から標準的な避難所の運営方法について提示することを目的として作成し、各コミュニティセンター協議会、自主防災会等に配布したものです。

柏崎市

令和2(2020)年5月改訂

避難所運営の基本事項

- 1 避難所の開設・点検
- 2 区画割り（部屋割り）
- 3 避難者名簿の作成

避難所運営会議

- 1 運営会議の開催

総務・情報班の仕事

- 1 運営会議の事務局
- 2 避難所運営情報の記録
- 3 生活ルール作成
- 4 地域との連携
- 5 避難者名簿の管理
- 6 問い合わせへの対応
- 7 郵便物・宅急便の取り次ぎ
- 8 マスコミなど取材への対応
- 9 情報の収集
- 10 情報の発信
- 11 避難所内向け情報伝達
- 12 ボランティアの受入・活動調整

食料・物資班の仕事

- 1 食料・物資の調達、受入、管理、配給
- 2 炊き出し

環境衛生・要援護者班の仕事

- 1 衛生管理
 - (1) 衛生管理の基本
 - (2) ごみ
 - (3) 水の確保
 - (4) 風呂
 - (5) トイレ
 - (6) 清掃
- 2 医療・介護活動
- 3 危険箇所への対応
- 4 防火・防犯
- 5 要援護者への支援
- 6 ペットの管理

様式集(様式1～3)**別添資料****避難所運営委員会構成図(例)**

避難所運営の基本事項

1 避難所の開設・点検

避難所の開設

避難所は、市があらかじめ柏崎市地域防災計画において指定している施設で、災害発生時等において開設し、避難してきた地域住民等が使用します。優先して開設する避難所（小中学校及びコミセン等）には、市職員（原則）2名が鍵保管職員として配置されています。この鍵保管職員は比較的、避難所の近くに居住している職員が選ばれ、震度5弱以上の地震及び災害対策本部から開設の指示が出された場合は、速やかに担当避難所へ向います。

また優先して開設する避難所以外の避難所の開設については、施設管理者が行います。

建物内への立ち入りから誘導まで

建物内への立ち入りについては、施設管理者と避難者の代表及び市職員が到着している場合は市職員と共同で目視による点検を行い、明らかに使用できると判断できる部分のみ応急的に使用します。倒壊等による二次災害の危険があるため、可能であれば、有資格者による被災建築物応急危険度判定を実施します。

なお、施設の設備や、使用箇所などについては、施設管理者が到着しない場合を想定し、あらかじめ、当該避難所の設備や使用範囲、使用方法について、当該施設管理者と協議しておきます。

点検が完了するまでは、避難者を建物内に入れないようにします。

点検後、避難者を避難所内に誘導しますが、体育館などの広いスペースから順に使用していきます。また手分けをして通電状況、断水・排水状況などのインフラの確認を行います。

開設が完了したら、災害対策本部（救助班21-2200/21-2201）へ開設状況を連絡します。（P.28 様式1 参照）

2 区画割り（部屋割り）

施設の利用方法を明確に

施設の利用方法を明確に避難所として指定された施設の全てを避難所として利用できるわけではありません。事前に施設管理者と協議し、利用する部分を明確にしておきます。避難所として利用する部分以外の施設（敷地）へは、避難者の立ち入りを禁止します。

避難者の居住空間を確保

避難者の居住空間を確保 避難者の居住する空間については、可能な限り屋内を使用します。特に、学校施設が避難所になっている場合は、体育館、教室、廊下などの利用が考えられますが、教育活動の再開を考慮しながら設定します。また、校長室、事務室、職員室、保健室など

は避難所運営上必要となるため、居住空間としては使用を控えます。

区画割りの考え方

避難者へ居住区画を割り振る際には、大人がすれ違えるくらいの幅の通路を設けます。通路へはどの避難世帯も一面は接するようにします。また世代や隣近所などに配慮できることが望ましいですが、長期化が予想される場合には、見直しする機会があることから、まず迅速な対応を優先とします。

災害時要援護者を優先

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されますが、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、難病患者などの災害時要援護者を優先して室内に避難させます。要援護者が一般避難スペースで居住することが困難な場合、和室などのスペースを福祉避難室として災害対策本部（要援護者支援班）が設置します。そのため、和室や空調設備がある部屋などは福祉避難室として使用することが考えられますので、なるべく健常者の居住スペースとしないよう気をつけます。

福祉避難室と福祉避難所について

前項でも触れましたが、災害発生時に一般避難所における生活が困難な方については、災害対策本部（要援護者支援班）が福祉避難室及び福祉避難所の設置、あるいは医療介護施設への緊急入所等により支援します。

福祉避難室は避難所内の一画を利用して、一般避難者と区別して居住するスペースです。

福祉避難所とは、一般避難所及び福祉避難室での生活が困難な要援護者のために、特別な配慮がなされた避難所のことを指し、これらの福祉避難室あるいは福祉避難所へ入居する基準については、災害対策本部（要援護者支援班）が、個々の状況を専門的に判断して決めることになりますが、明らかに支援が必要と運営委員会が判断した場合にはこの限りではありません。

様々な視点で避難所運営を行う

女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や女性による女性下着の配布、避難場所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮します。

3 避難者名簿の作成

避難者に記入してもらう事項

避難所運営委員会では事前に避難者名簿を作成しておきます。災害対策本部（救助班）から職員が派遣された際には、この避難者名簿を引き継ぐかたちで、市の定めた様式を作成しますので、次の項目を網羅できるようにします。**（P. 29 様式2参照）**

世帯ごとに記載し、記載項目は、次のような項目です。

世帯代表者氏名（ふりがな）

携帯電話番号

住所

世帯員

続柄（例：妻・息子・娘・父・母・・・）

生年月日

性別

家屋の被害状況

車の情報

親族などの連絡先

特別な配慮を必要とする事柄（例：持病、障害、必要薬・・・）

ペットについての情報

その他必要と思われる事項は独自に付け加えます。

例：介護保険の要介護認定者であれば、担当ケアマネージャーの連絡先など

緊急を要する要望を同時に聞き取り

病院・社会福祉施設などへの搬送希望など、緊急を要する要望については、名簿記入時に同時に聞き取り調査を実施し、災害対策本部（救助班）へ連絡をします。

連絡を受けた災害対策本部は、要援護者支援班を介して個別対応を行います。

避難所運営会議

1 運営会議の開催

避難所運営の主体は避難所運営委員会

（1）避難所運営委員会の構成

避難所運営委員会は、会長、避難所責任者兼総務・情報班長（複数名）、総務・情報班以外の各班の班長、副班長及び避難者代表（複数名）で構成します。

（2）運営会議の役割

運営会議は、避難所を運営する**最高決定機関**として避難所生活の運営全般に関わることを決定します。

定期的に運営会議を開催

避難所生活を円滑に進めるために、定期的に運営会議を開催します。

避難所内で発生する問題はこの会議で図り、参加した委員全員が問題点を共有化した上で、解決策を協議します。

災害発生時に限らず、平素から会議を行い意見交換による問題点を洗い出し、改善案を協議することが重要です。

運営会議の開催頻度

災害発生後の会議の開催頻度は、1日2回、朝食前及び夕食後に開催します。朝の会議は、前夜以降の伝達事項を主にし、問題点についての協議は夕食後に行います。時間が経過し、避難所の状態が落ち着いている場合は、朝の会議は省略しても良いですが、特に連絡事項がない場合でも、最低1日1回は会議を開催し、問題点の有無を確認します。

運営会議の参加者

この災害後の会議には、避難所勤務の市職員や施設管理者、地域コミュニティセンターの職員も参加します。また、ボランティアの中でも、一定の役割を担っている場合には、オブザーバーとして参加してもらいます。

班の設置と見直し

一部の特定の人に重い負担がかからないようにするため、各班を設置し、協力して避難所運営を行います。特に発災直後は昼夜を問わず24時間対応になることもあるため、当番制を必ずとるようにします。

各班には班長、副班長を置き、さらに避難者から選出された数名の班員（避難者代表）で構成しますが、業務内容に応じて増員、減員を検討する必要がありますので、平素の運営会議で、避難所へ避難する住民の数、その構成から必要な業務の洗い出しを行い、適正な人員配置を行います。状況が落ち着いてきたら、避難所の規模や作業量によっては班を統合、分割するなど、避難所体制を見直します。

総務・情報班の仕事

1 運営会議の事務局

避難所の取りまとめ役

総務・情報班は避難所内のすべての情報を集約する、避難所の窓口となる非常に重要な班です。

総務・情報班は避難所内の正確な情報を、避難所責任者兼総務・情報班長へ上げ、最終的な判断を受けた上で、食料・物資の手配や施設の応急修理、要援護者への対応を災害対策本部へ要請します。より重要な事項は避難運営委員会へ報告し、会議の結果を受けて情報発信を行います。

また、要請以外にも避難所周辺の情報収集を行ったり、自主防災会と在宅被災者について協議を行ったりすることも仕事の一環となります。

災害対策本部（救助班）や災害ボランティアセンターとの調整

災害対策本部や災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する窓口となり、連絡調整事項の把握・整理を行います。連絡調整事項については、避難所運営会議での決定を前提としますが、急を要する場合は、会長や各班の班長と協議し、あとで運営会議にて報告するなど臨機応変な対応をします。

2 避難所運営情報の記録

避難所の記録簿を作成

避難所内の情報を記録し、避難所での出来事を正しく残します。

記録簿について特定の様式を定めませんが、次のようなものを記録します。

- ①日付（曜日）
- ②避難者数（配給者数）
- ③就寝者数
- ④新規入所者数
- ⑤退所者数
- ⑥避難者からの意見、要望
- ⑦行政からの伝達事項
- ⑧運営会議での内容
- ⑨避難所内の主な出来事

これらの他にも、被害の状況を示す写真や生活の様子を示す写真を残すようにします。

パソコンなどを活用

パソコンなど電子データでの記録も、後々の整理を考えると有効です。ただし、大量の情報を一瞬で失ったり、流失したりする可能性もあることから、データ等の管理には十分に注意します。

3 生活ルール作成

避難所生活ルールを作成

避難所運営会議で決定された避難所生活で必要となる基本的な心得をとりまとめ、ルール化して避難者に周知します。

決めるべき基本的なルールとは①立ち入り可能な場所についての案内②食料・物資の配給ルール③消灯時間④代表電話での受電時間⑤飲酒喫煙のルール⑥面会ルール⑦相談窓口⑧ペットの管理についてなどです。決められたルールについては、避難所内の掲示板などで誰にでも分かるよう掲示します。

プライバシーの確保

世帯の居住空間は、平常時の「家」同様その占有する場所と考え、みだりに立ち入らないようにする必要があります。

居住空間でのテレビやラジオは周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合は、イヤホンを使用します。

携帯電話の使用

居室での携帯電話での通話は禁止します。通話は屋外や定められたスペースでのみ可能とします。また居室ではマナーモードに設定し他の避難者へ迷惑にならないようにします。

火災防止

屋内での喫煙は厳禁とします。喫煙は定められたスペースでのみ可能とします。

屋内でストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを取り決め、責任者を決めて火の元の管理を行います。

4 地域との連携

避難所は地域全体の拠点

発災直後の混乱のなか、食料・物資は在宅被災者の分も一括して避難所へ送られてくることが予想されます。その際、避難所は地域全体の供給拠点となり、避難所から災害対策本部（救

助班）へ食料や物資の必要量を要望する際には、把握できた地域全体の在宅被災者の分も併せて要望します。

避難所外の被災者も組織化を

避難所運営委員会が、在宅被災者についてまで、完全に把握することは困難です。在宅被災者も町内会単位や自主防災組織などを受け皿に組織化を行い、自分たちのことは自分たちで行うという意識を持つように努めます。

事前に取り決めた単位ごとに食料、物資の配給を受け取れるよう組織化するため、発災時の在宅被災者のまとめ役を町内会役員や、自主防災組織の役員になってもらい、在宅被災者の食料、物資などの要望について取りまとめた上で総務・情報班を経由して災害対策本部へ報告します。

在宅被災者の組織と連携

避難所運営委員会は、自主防災組織（町内会）などに対して、次のような情報の取りまとめを依頼します。

- ①食事の必要数
- ②必要な物資の種類と数
- ③在宅の災害時要援護者の情報と支援が必要か否か

また、市からのお知らせ等についても、在宅被災者の組織を通じて情報伝達を行います。

避難所外での活動

避難所運営委員会は避難所の運営のみならず、地域全体で復興に向かっていくために、コミュニティセンターや地元自主防災組織と連携しての地域活動も行います。

具体的には、次のようなものが挙げられます。

- （１）単身の高齢者・障害者の所在把握、介護の必要性調査、安否確認、情報伝達
- （２）避難者の引越しの手伝い
- （３）地域の復興計画への参加

5 避難者名簿の管理

（１）避難者名簿の整理

避難者名簿は町内会別に整理する

避難者名簿の作成は、安否確認や物資・食料の配給に利用するなど、避難所を運営するうえで最も重要な活動の一つであるため、できるだけ迅速かつ正確に作成します。

整理方法は、避難者が記入した避難者名簿を、町内会ごとに整理します。その際パソコンなどに入力し、データベース化して管理すると効率よく活用できます。

ただし、収集した個人情報の取り扱いには十分に配慮し、取扱者を絞ることや、使用しているフォルダに暗号処理をかけるなど流出防止策を講じておきます。

運営会議への報告

避難者の状況（現在人数、退所者人数）を整理し運営会議へ報告します。
その際は要援護者を含む世帯など、特別な配慮が必要な避難者についても別に報告します。

（２）入所者・退所者の管理

新入所者への対応

新たに入所者が現れた場合は、次のとおり管理します。

- （１）避難者名簿に記入してもらい、名簿に加えます。
- （２）居住空間の割り振りを行います。
- （３）早く避難所の生活に慣れてもらうためにも、入所の際に避難所のルールを説明します。

退所者への対応

退所者については、当初記入した用紙に、退所日・退所後の連絡先（住所、電話番号）を記入してもらい、避難者名簿により管理します。

退所者の情報は、削除せずに、避難所の記録として残しておきます。

外泊者の管理

外泊者の管理は、物資や食料の配給などの関係上必要となるため、総務・情報班は外泊者を把握し、食料・物資の発注にもかかわりがあることから記録に残しておきます。

記録すべき内容

- ①氏名（ふりがな）
- ②外泊期間
- ③外泊先（場所・連絡先等）

6 問い合わせへの対応

避難者の同意を得てリストを公開するか協議

被災直後は安否確認に対応するため、避難者の同意を得て、様式に定める避難者名簿とは別に避難者リストを掲示・公開するか運営委員会で協議します。掲示・公開する場合は、世帯の代表者の住所（町名まで）・氏名程度にとどめ、個人情報保護の観点から注意をはらいます。また、リストの掲示を行う場合は事前に災害対策本部へその旨、連絡を入れます。

発災後の混乱した状態から脱したら、掲示をとりやめ、安否確認へは個別に対応します。

安否確認などを目的とした電話や来訪者への対応

発災直後は、電話や来訪により身内や親族等から、安否確認を含む避難所の状況について問い合わせが殺到することが予想されます。その際、その場で即答するのではなく、連絡先を聞き取った上で、本人や関係者より折り返しの連絡をしてもらいます。

避難者へは取り次がず伝言で

避難所にかかってくる避難者向けの電話は、直接避難者へ取り次がないこととします。これは避難所の代表電話を最大限に活かすため、かかってくる電話について、なるべく多く受電するための処置です。したがって電話の取次ぎについては、次のような方法で、避難者へ伝言します。

- ・ 伝令要員を置く
- ・ 伝言ボックスを利用
- ・ 掲示板を利用
- ・ 館内放送を利用（この場合、時間的な配慮が必要です。）
- ・ 障害のある人には、それぞれに対応した連絡方法で対応します。

来客があった場合の対応

避難所の居住者以外は、原則として居住空間には立ち入り禁止とします。面会場所として施設の入口近くに確保したり、施設的に余裕がある場合は、部屋を用意したりして対応します。

7 郵便物・宅急便の取り次ぎ

郵便局員・宅急便業者への対応

郵便物や宅急便が迅速、確実に受取人に届けられるよう、郵便局員、宅急便業者は、避難所内への立ち入りは可能とします。ただし、平素の運営会議で立ち入りを禁ずる決定を行った場合はこの限りではありません。

その他受け取りのシステムづくり

避難所の規模によっては、受付で一括して受け取り、伝言ボックスなどを活用するなど、避難所に見合った体制づくりをします。この場合は、受け取り管理簿を作成するなど、紛失には十分注意します。

8 マスコミなど取材への対応

運営会議で取材等への方針を決定

取材を受けるかどうか、取材者に対してどのような対応をするかについては、運営会議に決定します。ただし、取材範囲は当該避難所についてのみに留め、災害対策本部の報道発表と異なるような内容の情報発信がないよう十分に留意します。

また、取材及び調査に対しては、運会長もしくは避難所責任者兼総務・情報班長が対応します。

取材者への対応

避難所で取材・調査などを行う人には、必ず受付への立ち寄りを求め、氏名・所属・連絡先・取材目的などを記入してもらいます。なお、避難者への取材には、必ず本人の同意を得た上で、運営委員会会長もしくは避難所責任者兼総務・情報班長が立会うものとします。

9 情報の収集

（１）行政機関から必要な情報を得る

災害発生当初に、通信手段が絶たれた場合には、行政機関へ出向いたり、他の避難所と連絡をとったりなどして情報収集に努めます。なお、災害発生時においては、情報が錯綜することから、デマなどの予防のため、災害対策本部からの情報を第一に取り入れます。

各種機関から情報を収集

各種連絡先を一覧表にし、運営委員会に備えます。

必要な連絡先は次のようなものです。

- ①災害対策本部
- ②警察・消防
- ③病院・医院
- ④ライフライン（電気・ガス・水道など）関連機関
- ⑤郵便局
- ⑥地元マスコミ（新聞社、ラジオ局、テレビ局）
- ⑦近隣の避難所
- ⑧自治会長
- ⑨民生委員・児童委員
- ⑩ボランティア受付本部 など

（２）コミュニティセンターや他の避難所との情報交換

コミュニティセンターとの情報交換

コミュニティセンターは地域の防災拠点として、地域の情報集約を担っています。したがって避難所内及び地域の情報をコミュニティセンターと共有できる体制を整えます。

地域内の避難所同士で情報を交換

使用可能な井戸の情報や開店している商店などのクチコミ情報、余った物資の情報など近隣の避難所と情報を交換し、地域の状況を把握します。いつ・どこで・だれが発した情報かを的確に把握した上で、デマに十分に注意し、必要があれば災害対策本部に確認をする必要があります。

（３）マスコミからの情報収集

各メディアの情報を活用

発災直後はあらゆる情報が不足します。総務・情報班長が中心となり手分けして、テレビ・ラジオ・新聞などから効率よく情報を収集します。

集まった情報を分かりやすく整理

集めた情報は、日時や発信源などを明記し、種類ごとに整理します。集める情報は、次のようなものです。

- ①被害状況
- ②ライフラインの状況
- ③道路、鉄道などの交通機関の状況
- ④生活関連情報（小売店の復旧情報など）

10 情報の発信

情報発信の窓口を一本化

発災直後は非常に情報が錯綜します。情報伝達を効率よく、信頼性を高めるためには、窓口を総務・情報班へ一本化します。総務・情報班長が中心になり、全体の情報を取りまとめます。

行政への情報の発信

発災直後は、定期的（２～３時間おき）に状況を災害対策本部へ報告します。その際、地域の被害状況も併せて報告すると行政機関が被害状況を把握するうえで非常に役に立ちます。

行政へ報告する情報は次のようなものです。**（P. 30 様式 3 参照／連絡事項欄を使用）**

〈発災直後の報告事項〉

- ①避難者数
- ②負傷者数（避難所内及び周辺地域）※備考欄使用
- ③死者数（避難所付近及び収容した人数）※備考欄使用
- ④避難者からの要望など

報告用に様式を整備

情報の錯綜を防ぐためにも、別添の様式を使用します。様式の控えが避難所にない場合や、避難所に市の職員がいない場合は、巡回してきた市の職員に報告します。

FAX、パソコンや携帯電話のメールなどで報告する場合は、災害対策本部（救助班）と発受信の確認方法についての取り決めをしておきます。

必要な食料、物資、その他災害対策本部への要望は運営会議で取りまとめ、報告用様式を使用して、優先順位を明確にして災害対策本部に依頼します。**（P. 30 様式 3 参照）**

掲示板を活用した在宅被災者への情報伝達

避難所外の被災者が、正確な情報を得ることができるよう、避難所の入口付近等に掲示板を設置します。掲示板は、情報が錯綜することを防ぐために、避難所内に掲示しているものと同一情報を掲示します。

1 1 避難所内向け情報伝達

避難所内での情報伝達は掲示板や貼り紙を使用する

避難所内での情報伝達は、原則として文字情報（貼り紙など）を用います。施設内の入口近くなど、避難者全員が目につきやすい位置に掲示板を設置します。

掲示板に掲載する内容は市から正式に発信されたものと、避難所で収集した情報が混ざらないようできる限り別々に掲示します。掲示板に掲載する情報には必ず掲載日時を記載し、いつの時点の情報であるかを明確にしておきます。

また古い情報を削除するなど情報の整理や、はがした貼り紙も分類して保管しておきます。

掲示板への掲載は、総務・情報班の管理のもとに実施し、無秩序な掲載を避けます。

掲示板に掲載する情報は次のようなものです。

- ①最新情報（今日入った情報）
- ②県・災害対策本部（救助班）からのお知らせ（り災証明書発行、被災者生活支援制度など）
- ③生活情報（風呂、給水車、ライフライン復旧状況など）
- ④復興情報（求人、復興資金など）
- ⑤使用施設関連情報（避難所となった施設に関する情報）
- ⑥避難所ニュース（かわら版）など

内容別に区分すると有効です。

情報の伝達漏れを防ぐ

出入りの際必ず掲示板を見ることをルール化するなど、情報の伝達漏れが起きないようにします。特に重要な情報については、総務・情報班が中心となり避難者へ直接伝達します。

また、視覚や聴覚に障害のある人や外国人など情報が伝わりにくい災害時要援護者に対しては、それぞれに対応した伝達手段をとるなど配慮します。

避難所は地域の情報拠点

発災直後の混乱状況のなかでは、各種の情報は避難所を中心として伝達されることが予想されます。避難所外の地域で、自主防災会（町内会）がある場合は、そちらに情報を伝達し、地域住民全体が情報を得られるようにします。

放送設備の使用による一斉伝達

小中学校など放送設備がある場合には、発災直後には、それを利用することも有効です。ただし、放送は一過性のものにすぎず、居住環境の快適性を損なうこともあるので、緊急の場合以外は、使用を控えます。

個人への情報伝達

避難者個人あての伝言は、連絡用の伝言ボックスを活用します。

伝言ボックスの伝言内容は個人あての情報ですので、その取扱いに十分に注意し、トラブルを防止します。

12 ボランティアの受入・活動調整

労力を要する部分はボランティアの支援を

避難所の運営は、あくまで避難者による自主運営が基本ですが、必要な作業の中で特に労力が必要な部分については、必要に応じてボランティアの支援を要請します。

ボランティアは市の窓口を通じて

ボランティアは、災害ボランティアセンター窓口を通じたボランティアのみを受け入れます。避難所を直接訪れたボランティアについては、窓口を紹介し、登録を行ってから活動してもらいます。

ボランティアに活動してもらう内容

ボランティアにどの仕事をしてもらうかは、運営会議で協議し決定します。

組織化されたボランティアの場合には、そのリーダーとの話し合いを行って決定します。
ボランティアへの具体的な作業指示は、運営組織の班ごとに行います。

ボランティアの明示

ボランティアであることが一目で分かるように、名札や腕章で明示します。

食料・物資班の仕事

1 食料・物資の調達、受入、管理、配給

（1）食料・物資の調達

食料・物資の調達

食料・物資の提供を受けるために、まず避難者数を把握したうえで、市に報告します。必要と思われる物資については、項目・数量をまとめて、総務・情報班による連絡時に要請します。

自主的な物資の調達

発災直後の混乱のなか、道路の寸断等による孤立化により、食料・物資が届かないことも想定されます。その際は、自宅で生活している人に協力を仰いだり、他に良い方法がない場合でも、自分たちで地域内の商店へ買い出しに出たりすることで対応します。その際支出にかかる伝票類（レシートなど）は清算に備えて必ず保管しておきます。

事前の対策としては、食料や物資を各避難所に備蓄しておきます。

避難者のニーズに対応

避難所生活が落ち着いてきたら、避難者のニーズに対応するため、食料や物資に関する要望をとりまとめ、災害対策本部（救助班）に要請します。

また高齢者や乳児などのニーズには、特に配慮しましょう。

（2）食料・物資の受入

食料・物資受入簿を作成して管理

食料・物資を受け入れる際に、その品目別の個数を記入する受入簿を作成します。受入簿の記入項目は①受入品目②受入日時③送付元④受入時担当者名が最低限必要です。

荷下ろし専用スペースを設ける

車両の乗り入れがしやすい場所で、荷下ろしが可能な専用スペースを設けます。また雨天時の作業も考慮し、屋根のある場所に設定します。ここでは倉庫へ保管する為におおまかな区別を行います。

食料・物資の受け入れには大量の人員が必要

トラックからの荷下ろし、倉庫への搬送、物資の分別は重労働です。居住スペースごとに当

番を決めるなど、一部に負担が集中しないよう注意します。場合によっては災害ボランティアセンターへボランティアの派遣を要請するかを運営会議に諮ります。

特に発災直後は、昼夜を問わず24時間対応することもあるため、当番制を必ずとるようにします。

（3）食料の管理・配給

食料の種類と在庫数を常に把握

受入簿とは別に、食料の種類と在庫を管理するために食料管理簿を作成します。記入項目は①食料（水）の種類②消費期限③残数④使用日が最低限必要です。可能であればパソコンなどで管理します。

食料の保管には細心の注意を

入庫する際に、消費期限や賞味期限を確認し、段ボール箱の見える位置に記入しておきます。保管は、低温かつ清潔な場所で、直射日光や暖房を避けます。

古くなった食品は処分

弁当など消費期限が過ぎた食品は食中毒の原因となるので配給せず、すべて廃棄します。廃棄の際は、食料が余っているなどの誤解が生じないように適切に処分します。

配布後、食べきれない、食欲がないなどの理由から、個人で食事を保管しようとする避難者がいても、食中毒予防の観点から、食べ残しも回収するようにします。

なお、食料は消費期限と賞味期限には十分注意を払い、無駄な廃棄をなくすよう心がけます。

発災直後は個人の備蓄食料を活用

発災直後の食料の配布について、新潟県では1食目から3食目までは個人宅に保存されている食料を使用し、4食目と5食目以降の配給を市が行うように想定しています。したがって平素から自宅に食料を蓄えておくことが重要となっています。

必要数が確保できない場合の対応

発災直後は、避難者数に対応した食料が届かない場合もあります。基本的には全員へ行き渡るまで配布をしないことが望ましいですが、状況に応じて、運営会議で対策を協議し、やむを得ず配布する基準や子どもや高齢者を優先するなどの優先順位を決めて対応します。

（４）物資の管理・配給

物資の種類と在庫数を常に把握

受入簿とは別に、物資の種類と在庫を管理するために物資管理簿を作成します。可能であればパソコンなどで管理します。

物資の分類方法

物資は次の３つに分類することができます。

- ①全員に平等に配給するもの（衣類、毛布など）
- ②必要な人が取りに来るもの（おむつ、生理用品など）
- ③全員が共同で使用するもの（トイレットペーパー、ウェットティッシュなど）

また、物資の用途に応じて次のような分類も考えられます。

- ①衛生用品（おむつ、生理用品、トイレットペーパー、石けん、シャンプーなど）
- ②衣類（下着など）
- ③食事用品（お箸、皿など）

物資の配給方法

当初、物資は混乱を避けるため、配布方式が望ましいですが、物資が十分に行き渡る量になった場合や一部の人に必要な物資（おむつ・生理用品など）は、各自が取りに来る方式も有効です。

不用物資の取扱い

大量の不用物資がある場合は、その取扱いを市に委ねます。市の調整・指示のもとで、近隣の避難所に渡すなど有効的に活用します。

２ 炊き出し

炊き出しに必要な道具を調達

市から食料が届くまでの間に、避難者のこころの安息を図るなどの目的で炊き出しを行うことも有効です。

炊き出しに必要な道具は次のようなものです。

- ①薪、プロパンガス・コンロなどの調理用熱源
- ②なべ、フライパン、炊飯器などの調理器具
- ③包丁、まな板、おたま、菜箸などの調理用具
- ④皿、深皿、割り箸、スプーンなどの食器（衛生状態が確保できない状況では、使い捨てが望ましい）

炊き出しの人員を確保

炊き出しは多大な労力を要します。できるだけ避難者全員に呼びかけて、一部の人に負担が集中しないように配慮します。

炊き出しを行う際の注意点

炊き出しは、必ず地区運営委員会の了解を得たうえで実施します。炊き出しの実施、管理に際しては、避難者の中から調理師・栄養士などの有資格者を募り、事故のないよう気を配ります。

炊き出しの注意点は次のとおりです。

- (1) 調理は衛生的な場所で行うこと
- (2) 加熱調理を原則とし、生ものは避けること
- (3) 肉、魚などの鮮度管理

環境衛生・要援護者班の仕事

1 衛生管理

(1) 衛生管理の基本

手洗いを徹底し施設を消毒

手洗い用の消毒液を調達し、トイレなどに配備して手洗いを励行します。季節に応じては、施設内の必要箇所（特に調理スペース）などの消毒を実施します。

食品の衛生管理を徹底

衛生管理の観点から、食器はできるだけ使い捨てを使用します。使い捨ての食器が十分に調達できない場合は、ラップをかぶせて使用したり、個人の名前を書いてその人が再利用したり、工夫を凝らして対応します。

集団生活であるため風邪などの感染症に注意

定期的に、手を洗ったり、うがいをしたりするなど、避難者自身で十分に予防対策を講じます。また、マスクやうがい薬など予防のために必要なものは、適宜災害対策本部（救助班）に要望します。

(2) ごみ

避難所敷地内にごみ集積場を設置

ごみの集積場は、次のような場所に設置します。

- (1) ごみ収集車が出入り可能な場所
- (2) 調理場所などの衛生に注意を払わなければならない箇所から離れた場所
- (3) 居住空間からある程度離れ、臭気などが避けられる場所
- (4) 直射日光が当たりにくく、屋根のある場所

ごみを分別収集し、集積場を清潔に保つ

ごみ袋は居住区画ごとに配布し、分別収集を徹底します。炊き出しなど共同作業で出るごみは、作業の担当者がまとめてごみ集積場に捨てます。

ごみ集積場は、避難者全員の力で清潔に保つよう努めます。

（3） 水の確保

災害時に水を確保することは非常に労力を要するため、避難者全員で協力して行います。

使用する水は用途に応じて区別

避難所内で使用する水は、飲料用の水、生活用水に分け、生活用水の中でも洗顔用、手洗い用、食器洗い用、入浴用、洗濯用、清掃用、トイレ用の順に汚染度に応じて使用の仕方に考慮します。

飲食用の水の確保

飲食用の水は、原則として避難者が持参したものや市の備蓄、給水車によるものを使用します。また、災害用の浄水装置等でろ過した水も飲食用に利用することができます。

手洗い・洗顔・食器洗い用の水の確保

給水車からの水や、浄水装置でろ過した水を使用すること基本とします。水の保管は、蓋付きのポリバケツなどを使用し清潔に保ちます。

手洗い・洗顔・食器洗いで使用した水は、トイレ用水として再利用します。

入浴、洗濯用の水の確保

ろ過水、井戸や湧き水など比較的清浄な水を利用します。

トイレ、清掃用の水の確保

井戸、湧き水、プール、河川などの水を用いることを原則とします。トイレの前に貯水用の大型ポリバケツなどを置き、バケツリレーなどで確保します。

近隣井戸の確認

災害時には、入浴や洗濯等に利用する生活用水が不足することが予想されるため、避難所近隣で、災害時に活用できる井戸をあらかじめ確認しておきます。

（4） 風呂

仮設風呂・シャワーの設置がない場合

もらい湯を奨励し、知人や親戚宅もしくは地域内の公衆浴場で入浴させてもらいます。地域内の公衆浴場などの開店状況を把握し、避難者に利用を呼びかけます。 また、ボラン

ティアなどによる入浴ツアーの申し入れがあった場合には、必要に応じて参加者を募ります。

避難所内に仮設風呂・シャワーが設置された場合

男女別に利用時間を設定し居住区画単位で利用

①希望者が多い時期には・・・

- ・男女別に利用時間を設定し、居住区画単位を基本に利用。
- ・利用時間を1人15～20分程度に制限し、風呂の規模に応じた利用可能人数分の入浴券を発行します。
- ・入浴順については、乳幼児を持つ母親からとするなどの配慮をします。

②希望者がある程度落ち着いてきたら・・・

- ・利用時間を区切った一覧表を作成し、希望者の自己申告を受け付けます。
- ・利用時間は状況に応じて30分程度に延長します。

入浴施設の清掃

共同で使う入浴施設の清掃は、当番を決めて交代で行います。

(5) トイレ

トイレの使用可能状況を調査

施設内のトイレの排水管の状況を調べます。排水管が破損している場合はトイレの使用を禁止します。貼り紙をして使用不可を避難者に知らせます。

破損状況の判定が困難な場合は、1階のトイレのみを使用します。

トイレ用水の確保と有効活用

断水等がある場合は、汚物を流すための用水を確保します。また、トイレ用水が不足する場合は、トイレットペーパーをごみ箱に捨てるなど工夫します。

仮設トイレを設置

トイレが使用不可の場合や避難者数に対して不足する場合は、仮設トイレの設置を災害対策本部（救助班）に要請します。その際女性等のニーズを把握して要請個数を調整します。

また、高齢者や障害のある人用に、近くで、バリアフリー対策をした専用のトイレを設けるなど配慮します。

仮設トイレを設置する際は、次のことに注意します。

- (1) し尿を収集運搬するバキュームカーの出入り可能な場所に設置する。
- (2) 避難者が利用しやすい場所に設置する。

（３）可能な限り、夜間照明があるところに設置する。

（４）清掃用の水を確保しやすい場所に設置する。

簡易的なトイレを自分たちで作る

発災直後で、トイレが使用不可の場合は、簡易トイレを作ることもやむを得ないので応急的に対応します。簡易トイレの作成方法には次のようなものがあります。

（１）汚水マンホールの蓋を開けて、足場をつくり、周囲を囲む。

（２）校庭や空き地に穴を掘り、ビニールシートや空き灯油缶やバケツを埋めて便槽代わりにし、板などで囲いをする。

トイレの衛生管理

トイレの清潔な使用方法について貼り紙など呼びかけます。トイレの入口に、手洗い用の消毒液を設置します。トイレは当番制で清掃を行い、皆が常に清潔に保つことを心がけて使用し、消毒剤や殺虫剤を散布することで害虫の発生を防ぎます。

（６） 清掃

共有部分の清掃

トイレ、入浴施設その他の共有部分については、居住区画などを単位とした当番制度を作り、交代で清掃を実施します。

このような場合には、当番に参加できる人とそうでない人が生じる場合があります。掃除当番以外の様々な仕事と組み合わせながら、不公平が生じないようにします。

居室部分の清掃

居室ごとに毎日１回の清掃時間を設け、換気と、寝具を整えるなどの清掃を行います。その際には、曜日に応じて時間を変えるなどして、一部の人が常に清掃に参加できない事態を避けるような工夫をします。

２ 医療・介護活動

救護施設について

災害時には、全ての避難所に救護所が設置されるとは限りません。市があらかじめ設定した地域の拠点となる避難所や地域の被災状況などを勘案して、救護施設が開設されます。

救護施設や医療機関の情報を把握

避難所に救護施設が設置されない場合には、地域内の医療機関の開設状況や、近隣の避難所での開設状況について災害対策本部へ問い合わせます。

避難所内に医務室を設け対応

発災直後は、地域の病院や診療所などもマヒしていることが考えられるため、避難所内に医務室を開設します。医務室で対応できない場合は、近隣の救護施設や医療機関に移送します。また、避難者の中に医師や看護師がいる場合には協力を要請します。

医薬品や衛生材料を確保

発災直後は、施設にある医薬品や衛生材料や、避難者が持参したもので対応します。その後は避難所で必要となる医薬品や衛生材料の種類・数量をとりまとめ、災害対策本部（救助班）に要望します。また、平常時から避難所となる施設に、必要最低限備蓄しておきます。

避難所内の疾病者を把握

避難者のうち、持病のある人など医療を必要とする人について、プライバシーに配慮しながら、次のようなことについて情報をまとめます。

- （１）氏名
- （２）年齢
- （３）性別
- （４）病名
- （５）通常使用している薬
- （６）通常のかかりつけの医師

避難所生活が困難な人への対応

避難所内に寝たきりの高齢者などの災害時要援護者がいる場合は、社会福祉施設や病院への移送など本人の希望を聞いて、災害対策本部（救助班）に一時入所などの手配を要請します。

健康・こころのケア対策

被災者がエコノミークラス症候群にならないよう、避難所内での簡単な体操やグラウンドを歩くことなどを推奨し、その発生を予防します。

また、心的外傷後ストレス障害（PTSD）や急性ストレス障害といった「こころのケア」対策を災害対策本部（救助班）に要請します。

3 危険箇所への対応

危険箇所への立ち入りの制限

被災建築物応急危険度判定や被災宅地応急危険度判定などにより危険と判定された箇所や危険と判断した場所については、立ち入り禁止の設定をします。貼り紙やロープを用いて対処します。

市や施設管理者へ補修を依頼

危険箇所については、直ちに災害対策本部（救助班）や施設管理者に補修などの対応を要請します。

その際は、危険度や必要度に応じて、優先順位をつけて要請します。

4 防火・防犯

火気の手扱いを制限

集団生活においては火災の危険性も増大します。基本的に室内は火気厳禁・禁煙とします。ストーブなど生活に必要な火気使用については、火元責任者を定め、必ず消火器や消火バケツを備えてから使用します。

避難所内や避難所周辺の防犯対策

災害後には、被災地の治安が悪化することも懸念されます。避難所内では当直体制をとるなど24時間対応します。また警察や地域の自主防犯組織や自主防災会と協力して、避難所周辺地域を巡回するなど、地域全体の防火・防犯対策を実施します。

避難所内への出入りを制限

防犯の観点から、避難者以外の者の居住空間への立ち入りを制限します。また入口付近に受付を設けて担当者を配置します。

飲酒・喫煙への対応

避難所内での飲酒は、原則禁止とします。また、喫煙は定められた場所でのみ可能としますが、学校が避難所となっている場合は、その敷地内での喫煙は禁止とします。

喫煙場所には、灰皿、消火用バケツを用意し、吸い殻の処理や清掃は、喫煙者自身が責任をもって行います。

5 要援護者への支援

災害時要援護者の支援

災害時要援護者用の相談窓口を設置 災害時要援護者からの相談に対応する相談窓口を設置します。また、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口には女性も配置するなど配慮します。外国人に対しては、通訳ボランティア等の協力を仰ぎます。

災害時要援護者の避難状況を把握

自主防災組織や町内会が作成した災害時要援護者台帳や市が作成する災害時要援護者避難支援計画（避難支援プラン）と避難者名簿とを照合し、確認ができない災害時要援護者がいる場合は、市や在宅被災者組織と連携して、所在を確認します。

災害時要援護者の状況・ニーズを把握

災害時要援護者は、支援を要する内容がひとり一人異なることから、それぞれの状況やニーズを把握します。避難所で対応できないニーズについては、必要な支援を災害対策本部（救助班）に報告し、対応を要請します。

福祉避難室の設置・運営

災害時要援護者の心身の状態を考慮し、医務室の近くなどに、必要な支援を行う福祉避難室を順次、市が設置します。設置に際しては、バリアフリーを考慮し、一般の居住エリアと区別する仕切りを設けるなど、必要な環境を整えます。

福祉避難室の運営については、災害時要援護者のニーズに対応するため、保健師、看護師、介助ボランティア等の派遣を市が行いますので、避難所運営委員会でもこの活動に協力します。

福祉避難所等への移送

市が福祉避難所を設置した場合は、災害時要援護者の状態などに応じて優先順位をつけ、市に受入を要請します。福祉避難所入所の判断は市が随時行っていきます。このほか、状態により、介護保険関係施設や病院への緊急入所、緊急入院の必要についても検討します。

6 ペットの管理

避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは禁止

避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルがよく発生します。そのため、居室へのペットの持ち込みは禁止します。

ただし、施設的に余裕があり、ペット同伴を望む避難者が多い場合などは、運営会議で決定

するなどして、対応を検討します。

敷地内にペットスペースを設定

避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を行い、避難者に配慮します。

ペットの管理は飼い主が実施

ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。また飼い主に対して、次の内容を届け出るよう呼びかけ、飼育者名簿を作成します。

飼育者名簿に必要な項目は下述のとおりですが、必要な項目があれば追加します。

- (1) 飼育者の住所及び氏名
- (2) 動物の種類と数
- (3) 動物の特徴（性別・体格・毛色・鑑札番号など）

7 感染症まん延時における避難所運営

密集を避けた運営

避難所は不特定多数の人が密集しやすい環境であるため、クラスター（集団感染）発生のリスクが非常に高まります。次の内容に留意し、可能な限り密集を避けた形で避難所運営を行います。

- (1) あらかじめ、複数の部屋を開放して避難スペースを確保します。
- (2) 人と人との距離を2m開けることができるよう、間仕切り、テープ、段ボールベッド等を利用して避難者のゾーニング（区画分け）を徹底します。特に間仕切り、段ボールベッドは飛沫感染の抑制に効果的です。
- (3) トイレ、物資の配給、掲示板など、避難者が密集することが想定される際に、2m以上間隔をあけるよう生活ルールに追加します。

体調管理

- (1) 入所時の健康観察、定期的な健康観察（検温、聞き取り等）を行います。
- (2) あらかじめ複数開放した部屋のうち、体調不良者専用の隔離スペースを設けます。

感染症下の衛生管理

感染症まん延下で衛生管理を怠ると、クラスター（集団感染）発生の恐れが高まります。生活ルールを定め、避難者全員で衛生管理を徹底します。

- (1) マスク、咳エチケット、手洗い、うがい、こまめな手指消毒を徹底します。
- (2) ドアノブ、手すり、ボタンスイッチなどハイタッチサーフェス（高頻度接触環境表面）のこまめな消毒を徹底します。

様式1

避難所→災害対策本部

第5号様式（第11条関係）

避難所開設状況報告書

報告日時 年 月 日 :

- 1 開錠後、災害対策本部（救助班）に電話連絡をすること。
- 2 以下の項目を確認後、FAX、メール又は電話の方法で災害対策本部（救助班）に報告すること。
(記入若しくは☑をつけてください。)

避難所名	小学校	中学校	コミセン	集会所
開錠時間	時 分（24時間制）			
開設時間	時 分（24時間制）			
避難所の安全	建物の傾き	☐ なし ・ ☐ あり（ ）		
	落下物	☐ なし ・ ☐ あり（ ）		
	火災・ガス漏れ	☐ なし ・ ☐ あり（ ）		
	建物周囲の危険	☐ なし ・ ☐ あり（ ）		
ライフライン	電気	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可		
	水道	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可		
	ガス	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可		
	トイレ	☐ 使用可 ・ ☐ 使用不可		
連絡手段	電話	☐ あり（ ☐ 使用可・ ☐ 使用不可） ・ ☐ なし 電話番号：		
	FAX	☐ あり（ ☐ 使用可・ ☐ 使用不可） ・ ☐ なし FAX番号：		
	インターネット環境	☐ あり（ ☐ 使用可・ ☐ 使用不可） ・ ☐ なし メールアドレス：		
	避難者	人数	約 人	
参集者	市職員	氏名	携帯電話	
		氏名	携帯電話	
	施設管理者	氏名	携帯電話	
	避難所運営委員会	氏名	携帯電話	
氏名		携帯電話		
本部への緊急連絡事項				

災害対策本部（救助班） ■電 話 21-2200 / 21-2201
 ■FAX 21-2528
 ■メールアドレス shimin@city.kashiwazaki.lg.jp

様式2

避難所→災害対策本部

第6号様式（第11条関係）

避難者名簿

避難所名

受付番号

記入日

※世帯ごとに記入すること。

代表者氏名		携帯電話 番 号	
住所			

代表者との続柄	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	家屋の被害状況
本人		明大昭平 年 月 日	男女	
		明大昭平 年 月 日	男女	車で避難された方 車名 ナンバー 色
		明大昭平 年 月 日	男女	
		明大昭平 年 月 日	男女	親族などの連絡先 住所 氏名 電話
		明大昭平 年 月 日	男女	
		明大昭平 年 月 日	男女	
		明大昭平 年 月 日	男女	

持病、障害、妊娠などについて特別な配慮を必要とすることなど、注意点がございましたらお書きください。

◎該当する箇所に☑を付けてください。

- ・ペットを連れてきた方
☐ 大型犬 匹 ☐ 小型犬 匹 ☐ その他（ ）匹
- ・避難所サービスの受け方について
☐ 避難所への入所を希望 ☐ 在宅のまま避難所サービスの利用を希望

◎入居時及び退去時に記入してください。

入所年月日	年 月 日（ ）	退所先	☐ 自宅	場所
退所年月日	年 月 日（ ）		☐ その他	TEL

個人情報の利用に係る同意について

次に掲げる事項について、それぞれ世帯を代表し、同意する・同意しないにチェックを入れてください。

- (1) 被災された方に対して避難所運営、個々の健康管理、法律に基づく被災者支援制度の案内などの支援を行うに当たり、柏崎市が行う事務において上記の個人情報を市が利用し、国県へ提供することの可否について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。
- (2) 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その婚姻の予約者を含む）からの安否情報の照会について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。
- (3) 被災者の親族（前号に掲げられる者を除く）又は職場の関係者その他の関係者からの安否情報の照会について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。
- (4) 被災者の知人その他の当該関係者の安否情報を必要とすることが相当と認められる者からの安否情報の照会について、☐ 同意する。 ☐ 同意しない。

様式4

避難所→災害対策本部

第7号様式（第11条関係）

避難所情報連絡票

発 信 日 時	月 日 () :	連絡方法	☐ TEL ☐ FAX ☐ メール ☐ 伝令 ☐ その他 ()
発信者		避難所名称： 役職・氏名：	
要 請	☐ 食事	月 日 (☐ 朝 ☐ 昼 ☐ 晩) 分 避難所用 在宅者用 食 食 その他 (用 食)	
	☐ 物品	(※緊急性： ☐ すぐ ☐ 1日以内 ☐ 2～3日以内)	
	☐ その他	(※緊急性： ☐ すぐ ☐ 1日以内 ☐ 2～3日以内)	
連絡事項			
受信者	課 職・氏名		
情報提供先			

災害対策本部（救助班） ■電 話 21-2200 / 21-2201
 ■FAX 21-2528
 ■メールアドレス shimin@city.kashiwazaki.lg.jp

4-5 備蓄品一覧

柏崎市は、大規模な災害が発生したときの被害を想定し、必要とされる食品、生活用品等について、人口規模に応じた備蓄を最低限行う。また、必要最低限の備蓄以外は、民間企業の保有する流通在庫を活用する。

市購入備蓄品は、以下の施設に保管し、別に定める「災害時備蓄品在庫管理表」により管理するものとする。

市購入備蓄品保管場所

場 所	備 考
アルフォーレ	
西山備蓄倉庫	
旧安田集落排水処理場	
柏崎市立第一中学校調理場跡地	

市備蓄品目（主食、副食及び飲料水関係分）

＝令和7（2025）年11月1日現在＝

区 分	品 目	数 量	備 考
主食	アルファ米（白飯）	1,850 食	（消費期限）令和8（2026）年4月
主食	アルファ米（白飯）	1,400 食	（消費期限）令和10（2028）年6月
主食	アルファ米（わかめごはん）	450 食	（消費期限）令和11（2029）年7月
主食	アルファ米（わかめごはん）	1,000 食	（消費期限）令和12（2030）年7月
主食	アルファ米（ドライカレー）	700 食	（消費期限）令和11（2029）年7月
主食	アルファ米（ドライカレー）	750 食	（消費期限）令和12（2030）年7月
主食	アルファ米（五目ごはん）	700 食	（消費期限）令和11（2029）年7月
主食	アルファ米（五目ごはん）	750 食	（消費期限）令和12（2030）年7月
主食	ミニクラッカー	384 食	（消費期限）令和8（2026）年4月
主食	ミニクラッカー	576 食	（消費期限）令和8（2026）年12月
主食	ミニクラッカー	336 食	（消費期限）令和9（2027）年7月
主食	ミニクラッカー	48食	（消費期限）令和9（2027）年11月
主食	ミニクラッカー	2,400食	（消費期限）令和11（2029）年4月
主食	ミニクラッカー	408食	（消費期限）令和12（2030）年1月
主食	ミニクラッカー	5,112食	（消費期限）令和12（2030）年9月
主食	ミニクラッカー	1,008食	（消費期限）令和12（2030）年12月
主食	サバイバルフーズ	300食	（消費期限）令和12（2030）年7月
副食	甘辛豚肉	1,400 食	（消費期限）令和8（2026）年4月
副食	甘辛豚肉	700 食	（消費期限）令和9（2027）年3月
副食	甘辛豚肉	1,650 食	（消費期限）令和10（2028）年4月
飲料水	保存水（20）	840 本	（消費期限）令和12（2030）年3月
飲料水	保存水（20）	2,508 本	（消費期限）令和12（2030）年9月
飲料水	保存水（0.50）	480 本	（消費期限）令和8（2026）年7月
飲料水	保存水（0.50）	6,960本	（消費期限）令和9（2027）年3月

流通在庫備蓄品（災害時応援協定）

＝令和7（2025）年11月1日現在

企業名	住 所	電 話 番 号	FAX番 号
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟市南区清水4501番地1	025-371-4185	025-371-4151
ホリカフーズ株式会社	魚沼市堀之内286番地	025-794-2211	025-794-3225
信越ペプシコーラ販売(株)	長野県長野市真島1388番地	026-285-2410	026-283-6030
(株)クスリのアオキ	石川県白山市横江町5180番地	076-274-1111	076-274-6114
(株)イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8番地8	03-6238-2111	-
三国コカ・コーラボトリング(株)	新潟市西区善久669番地	0258-47-3773	025-377-1114
(株)ウオロク	新潟市中央区鏡2丁目14番13号	025-246-2033	025-248-5411
アー克蘭ズ(株)（旧アー克蘭 ドサカモト(株)）	三条市上須頃445番地	0256-33-6041	0256-33-5141
(株)北越ケーズ	新潟市東区河渡庚135-1	025-250-2210	025-250-2550
新潟県エルピーガス協会上越支部	上越市高土町3-8-20	025-524-3321	025-525-7212
(株)伊藤園	東京都渋谷区本町3丁目47番10号	03-5371-7111	-
(株)ブルボン	柏崎市駅前1丁目3番1号	0257-23-2333	0257-22-2005
船山(株)	長岡市稲保4丁目720番地6	0258-25-2780	0258-25-2805
和光紙器(株)	埼玉県川口市幸町1-9-17	048-252-4734	-

4-6 医療機関一覧

(1) 病院一覧 (5 箇所)

No.	施設名	所在地	電話番号	診療科目
1	柏崎総合医療センター	北半田2-11-3	23-2165	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、血液内科、内分泌・糖尿病内科、腎臓内科、神経内科、小児科、精神科、外科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科
2	柏崎中央病院	駅前2-1-25	23-6254	内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病・内分泌内科、外科（消化器外科、こう門外科、乳腺外科）、整形外科、泌尿器科、リハビリテーション科、消化器外科、こう門外科、乳腺外科
3	国立病院機構新潟病院	赤坂町3-52	22-2126	内科、リウマチ科、小児科、脳神経内科、外科、リハビリテーション科、脳神経外科、心療内科、放射線科（休診中）、整形外科、歯科 ※心療内科、整形外科、歯科は主に入院患者対象
4	柏崎厚生病院	茨目字二ツ池2071-1	22-0111	精神科、内科、歯科 ※歯科は完全予約制
5	関病院	元城町1-42	23-4314	精神科

(2) 診療所一覧 (40 箇所)

No.	施設名	所在地	電話番号	診療科目
1	あらき眼科	扇町1-7	32-8008	眼科
2	石井整形外科	東長浜町3-13	32-1300	リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科
3	五十川医院	関町12-5	24-3277	内科
4	稲田医院	春日1-6-23-10	32-0777	内科、消化器科、胃腸科、アレルギー科
5	内山整形外科医院	駅前1-4-33	22-2001	整形外科
6	駅前クリニック前畑医院	駅前2-2-3	32-1700	内科、心療内科、精神科、アレルギー科、リハビリテーション科
7	扇町皮膚科医院	扇町3-84	32-1241 予約専用32-1240	皮膚科
8	おぎた小児科医院	西本町1-4-34	22-2457	小児科
9	恩田クリニック	東本町1-8-54	21-6788	心療内科、内科、精神科
10	かさき眼科	中央町3-32	21-2600	眼科
11	柏崎市谷根診療所	谷根3256-1	26-2502	内科
12	柏崎市国民健康保険 野田診療所	野田922-6	29-2005	内科
13	柏崎市国民健康保険 北条診療所	大広田93	25-3215	内科、神経内科
14	柏崎市国民健康保険 高柳診療所	高柳町岡野町1849-1	41-2025	内科
15	川田胃腸クリニック	東本町1-12-8	22-2024	内科、胃腸科、こう門科

No.	施設名	所在地	電話番号	診療科目
16	北村医院	中央町4-17	22-3773	耳鼻いんこう科
17	木村内科循環器科医院	松美1-1-35	22-1220	内科、循環器内科
18	こんどう医院	東長浜町3-15	21-8087	アレルギー科、耳鼻いんこう科
19	佐藤医院	土合663-1	22-2837	内科、消化器内科、放射線科
20	佐藤医院吉井出張所	吉井2030	28-2406	内科
21	さとう内科クリニック	三和町3-43	23-0908	内科、呼吸器内科、アレルギー科
22	杉本医院	田中24-11	20-0770	消化器内科、内科、乳腺外科、肛門外科
23	センター前ヒフ科	茨目1-3-17	41-6912	皮膚科
24	高木医院	西本町2-8-17	22-4388	内科、心療内科、精神科
25	高橋医院	春日1-6-23-5	22-0753	リウマチ科、整形外科、リハビリテーション科
26	田村医院	西本町2-3-4	24-3262	内科、脳神経外科
27	たむら脳外科クリニック	柳田町7-31	32-2956	内科、外科、脳神経外科、リハビリテーション科
28	中沢消化器科内科医院	北半田2-7-18 北半田メディカルビル1F	32-3650	内科、消化器科
29	西山ふれあいクリニック	礼拝430-2 西山町産業会館1F	47-3333	高齢医学、内科、心療内科、アレルギー科
30	のざわ内科医院	中央町11-33	32-2225	内科、消化器内科
31	平松医院	石曽根3068-1	31-2201	内科、神経内科
32	本田医院	比角1-2-3	21-2555	内科
33	本間内科医院	北半田1-1-48	21-3666	内科
34	前畑医院米山分院	米山町1313-10	26-2302	内科
35	宮尾医院	東本町1-4-29	23-5768	内科、産婦人科
36	むなかた眼科医院	東本町1-8-36	22-2947	眼科
37	村井こどもクリニック	北半田2-14-8	21-1717	小児科
38	産科・婦人科山田医院	駅前2-1-27	23-6070	産婦人科、産科、婦人科
39	横田整形外科医院	穂波町2-8	20-6110	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科
40	ファストクリニック扇町	扇町2-3	35-6616	整形外科、内科

4-7 災害協定

4-7-1 〔区分：自治体等〕

4-7-1-1

災害時相互応援協定 = 長岡市、小千谷市、十日町市、津南町 =

4-7-1-2

災害時の相互応援に関する協定書 = 出雲崎町、長岡市及び刈羽村 =

4-7-1-3

北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱

4-7-1-4

災害時等の相互応援に関する協定書 = 東村山市 =

4-7-1-5

災害時における相互応援に関する協定書 = 桑名市 =

4-7-1-6

全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱 = 全国原子力発電所所在市町村協議会 =

4-7-1-7

災害時相互応援に関する協定書 = 秦野市 =

4-7-1-8

災害時相互応援に関する協定書 = 山ノ内町 =

4-7-1-9

災害時相互応援に関する協定書 = 前橋市 =

4-7-1-10

新潟県広域消防相互応援協定書 = 新潟県下上、中、下、佐渡地域消防本部 =

4-7-1-11

新潟県消防防災ヘリコプター応援協定 = 新潟県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合 =

4-7-1-12

中部消防応援協定書 = 長岡市ほか5市、3広域事務組合 =

4-7-1-13

大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定 = 県及び県内全市町村 =

4-7-1-14

災害時相互応援に関する協定書 = 石巻市 =

4-7-2 〔区分：郵便〕

4-7-2-1

柏崎市における協力に関する協定

4-7-2-2

災害発生時における柏崎市と柏崎市内郵便局の協力に関する協定

4-7-3 〔区分：放送〕

4-7-3-1

緊急放送に関する協定書 = ㈱柏崎コミュニティ放送 =

4-7-3-2

地域情報発信に関する連携協定書 = ㈱柏崎コミュニティ放送 =

4-7-4 〔区分：宿泊施設〕

4-7-4-1

災害時における柏崎市と公共の宿との協力に関する協定 = シーユース雷音 =

4-7-5【区分：ライフラインに係る復旧・応急対策】

4-7-5-1

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書 = 柏崎管工事業協同組合 =

4-7-5-2

災害時における応急対策等の応援業務に関する協定書 = 新潟県建設業協会柏崎支部、柏崎建設業協同組合 =

4-7-5-3

災害時における応援業務協定 = 建設コンサルタント協会北陸支部、全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会、全国測量設計業協会連合会北陸地区協議会 =

4-7-5-4

災害時の応援業務に関する協定 = 新潟県農業土木技術協会 =

4-7-5-5

災害時における電気設備に関する調査等及び工事に関する協定書 = 柏崎電気工事協同組合 =

4-7-5-6

災害時の応援業務に関する協定 = ㈱ジオメイク 功明社 =

4-7-5-7

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 = 公益社団法人
日本下水道管路管理業協会 =

4-7-5-8

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 = 一般社団法人
新潟県下水道維持改築協会 =

4-7-5-9

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 = 公益社団法人
全国上下水道コンサルタント協会 =

4-7-5-10

災害時の応援業務に関する協定 = 新潟スーパー産業㈱ =

4-7-5-11

災害時の応援業務に関する協定 = 新潟日化サービス㈱ =

4-7-5-12

災害時の応援業務に関する協定 = ㈱ウォーターエージェンシー新潟営業所（旧日本ヘルス工業㈱） =

4-7-5-13

災害時の協力に関する協定書 = 東北電力ネットワーク㈱柏崎電力センター =

4-7-5-14

災害時における応急対策業務に関する協定書 = 全日本瓦工事業連盟新潟県瓦工事業連合会 =

4-7-5-15

災害時における応援に関する協定書 = ヴェオリア・ジェネッツ㈱北陸支店 =

4-7-5-16

災害時の協力に関する協定書 = 北陸瓦斯㈱柏崎供給センター =

4-7-5-17

災害時における石油燃料の供給に関する協定書 = 中村石油㈱ =

4-7-5-18

災害時における石油燃料の供給に関する協定書 = 中村石油㈱ =

4-7-6【区分：物資】

4-7-6-1

災害時における物資供給に関する協定書 =NPO法人コメリ災害対策センター=

4-7-6-2

災害時における物資供給に関する協定書 =ホリカフーズ(株)=

4-7-6-3

災害時における物資の供給に関する協定書 =信越ペプシコーラ販売(株)=

4-7-6-4

災害時における物資の供給に関する協定書 =(株)クスリのアオキ=

4-7-6-5

災害時における物資の供給に関する協定書 =三国コカ・コーラボトリング(株)=

4-7-6-6

災害時における食料品等の供給・提供に関する協定書 =(株)ウオロク=

4-7-6-7

災害時における日用品等の供給・提供に関する協定書 =アークランズ(株) (旧アークランドサカモト(株))
=

4-7-6-8

災害時における物資の供給・提供に関する協定書 =(株)北越ケース=

4-7-6-9

災害時におけるLPガス供給に関する協定書 =新潟県エルピーガス協会上越支部=

4-7-6-10

災害時における物資の供給に関する協定書 =(株)伊藤園=

4-7-6-11

災害時における物資の供給等に関する協定書 =(株)ブルボン=

4-7-6-12

災害時における物資供給に関する協定書 =(株)イトーヨーカ堂=

4-7-6-13

災害時における物資供給に関する協定書 =船山(株)=

4-7-6-14

災害時における物資供給に関する協定書 =和光紙器(株)=

4-7-7 [区分：機材]

4-7-7-1

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書 =(株)レンタルのニッケン=

4-7-7-2

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書 =(株)アクティオ=

4-7-7-3

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書 =(株)ニッパンレンタル=

4-7-7-4

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書 =コマツレンタル(株)柏崎店=

4-7-7-5

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 =(株)ゼンリン=

4-7-7-6

災害時における応急対応業務等に関する協定書 =AIRオートクラブ=

4-7-8 [区分：輸送]

4-7-8-1

災害発生時等の物資の受入・輸送等に関する協定書 =新潟県トラック協会柏崎支部=

4-7-8-2

災害時における消防用水の搬送に関する協定書 = 柏崎地区生コンクリート協同組合 =

4-7-8-3

災害時における要配慮者等の避難輸送及び情報収集の協力に関する協定 = 柏崎市ハイヤー協会 =

4-7-9【区分：医療】

4-7-9-1

災害時の対応等に関する覚書 = 柏崎市刈羽郡医師会 =

4-7-9-2

災害時における応急救護活動に関する協定 = 新潟県柔道整復師会（旧接骨師会）上越ブロック =

4-7-9-3

災害時における医薬品等の供給に関する協定 = 柏崎薬剤師会 =

4-7-9-4

大規模災害時における柏崎総合医療センターDMA Tと柏崎市消防本部の連携に関する協定書
= 新潟県厚生農業協同組合連合会柏崎総合医療センター =

4-7-10【区分：災害時要援護者関連】

4-7-10-1

災害時要援護者に関する協力協定書 = 各自主防災組織（締結先は別紙一覧に記載） =

4-7-10-2

災害時安否確認等の情報提供に関する協定書 = 各サービス提供事業所（締結先は別紙一覧に記載） =

4-7-10-3

災害時要援護者の避難の受け入れに関する協定書 = 各福祉施設運営事業所（締結先は別紙一覧に記載） =

4-7-11【区分：避難所開設運営】

避難所運営に関する協定書 = 各自主防災組織（締結先は別紙一覧に記載） =

4-7-11-3

災害時要援護者の避難の受け入れに関する協定書（締結先は別紙一覧に記載） =

4-7-12【区分：避難所施設利用】

4-7-12-1

災害時の一時的避難所の開設及び運営についての覚書 = 新潟県立柏崎高等学校 =

4-7-12-2

災害時等における施設利用の協力等に関する協定書 = 柏崎市文化会館アルフォーレ：かしわざき振興財団・新潟照明技研共同事業体 =

4-7-12-3

災害時等における施設利用の協力等に関する協定書 = 柏崎市西山町いきいき館：社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会 =

4-7-12-4

津波襲来時における一時避難施設としての使用に関する協定書 = 高浜観光開発(株) =

4-7-12-5

津波襲来時における一時避難施設としての使用に関する協定書 = (株)ブルボン =

4-7-12-6

災害時等における施設利用の協力等に関する協定書 = 指定管理者（締結先は別紙一覧に記載） =

4-7-13【区分：外部団体】

災害時の情報交換に関する協定 = 国土交通省北陸地方整備局 =

4-7-14【区分：役務】

4-7-14-1

災害に備えた防災力向上の相互協力に関する協定 =損害保険ジャパン日本興亜(株)=

4-7-14-2

災害時に係る情報発信等に関する協定 =ヤフー(株)=

4-7-14-3

災害時における法律相談業務に関する協定 =新潟県弁護士会=

= 令和7（2025）
年4月1日現在 =

4-7-1〔区分：自治体等〕

4-7-1-1 災害時相互応援協定

災害時相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期するため、小千谷市・十日町市・川西町・津南町・中里村・高柳町・小国町・松代町・松之山町（以下「協定市町村」という。）が相互に応援を実施することについて定めるものとする。

（応援要請）

第2条 災害の発生により、援助要請を行うことが必要となった当該市町村（以下「要請市町村」という。）は、災害発生日時及び被害状況と要請理由に続き、次に掲げる事項の内必要とするものを、口頭又は電話で要請し、後日速やかに文書提出を行うものとする。

- （1）必要とする食糧、飲料水及び生活必需品、資機材等の種類、数量
- （2）派遣職員等の職種及び人数と派遣見込期間、派遣場所
- （3）被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- （4）児童、生徒の受入れ希望人数
- （5）その他必要とする事項

（応援の特例）

第3条 協定市町村は、第2条に定める要請を待たずに、必要があると認める時は応援をすることができる。この場合は第2条に定める要請があったものと見なす。

（業務実施）

第4条 援助要請を受けた協定市町村（以下「応援市町村という。」）は可能な範囲で速やかに応援を実施するものとする。

（派遣職員等の業務命令系統）

第5条 応援のため派遣された職員等は要請市町村の災害対策本部等の指揮下で行動するものとする。

（経費負担）

第6条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

- （1）応援市町村が負担する経費
 - ア 派遣に要する経費及び派遣期間中の人件費
 - イ 公務上の災害補償費
 - ウ 車両、機械器具及び被服の損料等の経費
 - エ 派遣職員等が要請市町村への往復途中で第三者に損害を与えた場合の賠償費等
- （2）要請市町村が負担する経費
 - ア 派遣職員等の食料及び宿泊に要する経費
 - イ 派遣職員等が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等
 - ウ 応援物資の調達に要する経費

（連絡責任者）

第7条 第2条に定める要請の円滑を図るための連絡責任者として、協定市町村の防災主管課長を充てる。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、平成10年3月31日までとする。ただし、協定期間満了1カ月前までに、協定市町村のいずれから異議の申し立てがなければ、更に3年延長することとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、協定市町村がその都度協議の上決定するものとする。

この協定の確実を期するため本協定書9適を作成し、協定市町村が記名押印の上、各1適を保有する。

平成7年12月25日

小千谷市長	小	出	弘
川西町長	南	雲	春雄
中里村長	山	本	茂穂
小国町長	牧	野	功平
松之山町長	佐	藤	利幸

十日町市長	本	田	欣二郎
津南町長	小	林	三喜男
高柳町長	樋	口	昭一郎
松代町長	関	谷	達治

4-7-1-2 災害時の相互応援に関する協定書

災害時の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、柏崎市、出雲崎町、高柳町、小国町、刈羽村及び西山町（以下「協定市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 協定市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときには、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1)食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっ旋
- (2)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供およびあっ旋
- (3)救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっ旋
- (4)救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5)被災者の一時収容のための施設の提供及びあっ旋
- (6)被災児童、生徒等の一時受入れ
- (7)ごみ及びし尿の処理のための車両及び施設のあっ旋
- (8)前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 被災市町村は、応援を受けようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は無線等により連絡するとともに、後日速やかにその旨を文書で提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、数量等
- (3)前条第4号に掲げるものの職種別人員
- (4)応援を受ける場所及びその経路
- (5)応援を受ける期間
- (6)前各号に定めるもののほか、必要な事項

(応援の自主出動)

第5条 応援を行おうとする市町村は、被災市町村から応援の要請がない場合であっても、被災市町村との連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情事に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

ただし、状況によって当事者間において協議決定することができる。

(資料の交換)

第7条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について資料

情報等を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、協定市町村記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成8年1月10日

柏崎市長 西 川 正 純

出雲崎町長 小 林 則 幸

高柳町長 樋 口 昭一郎

小国町長 牧 野 功 平

刈羽村長 加 藤 實

西山町長 山 田 信

4-7-1-3 北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱

北関東・新潟地域連携軸推進協議会災害時における相互応援に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北関東・新潟地域連携軸推進協議会の構成市町村（以下「構成市町村」という。）の区域内に災害が発生し、被災した構成市町村で十分な救援等の応急措置ができない場合、構成市町村が相互に応援し、応急対策活動に万全を期することを目的とする。

(連絡体制)

第2条 各県に災害応急対策担当幹事（以下「応急対策幹事」という。）を置く。

2 構成市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定めるものとする。

(応援の要請)

第3条 災害の発生により応援を求めようとする構成市町村は、災害の概要を明らかにして、その県の応急対策幹事に口頭又は文書等で、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

- (1)食料、飲料水、生活必需品、資器材等の提供
- (2)被災者援護に係る職員の派遣
- (3)被災者の医療・防疫活動における職員の派遣、医療品等の提供
- (4)被災者のための施設の提供及びあつせん
- (5)その他応急対策活動に必要な措置

2 応援の要請を受けた応急対策幹事は、被災の状況により、県内の構成市町村に応援要請するとともに事務局に連絡する。

3 事務局は、必要に応じ、他の応援対策幹事に応援を要請する。

(自主応援)

第4条 構成市町村は、必要と認めたときは応援要請がない場合でも、自主的に応援をするものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次のとおりとする。

- (1)職員の派遣に要する経費 応援する構成市町村が負担
- (2)前号に掲げるもののほか応援に要する経費 応援を受ける構成市町村が負担

(情報等の交換)

第6条 構成市町村は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この要綱に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、構成市町村がその都度協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成8年10月14日から施行する。

災害応急対策幹事の設置市

新潟県	新潟市
群馬県	高崎市
栃木県	佐野市
茨城県	水戸市

相互応援に関する加盟市町村

新潟県	新潟市、白根市、亀田町、横越町、新津市、小須戸町、田上町、加茂市、三条市、燕市、見附市、中之島町、長岡市、越路町、柏崎市、小千谷市、湯沢町
群馬県	高崎市、新治村、片品村、水上町、月夜野町、沼田市、小野上村、子持村、高山村、渋川市、昭和村、前橋市、赤堀町、桐生市、伊勢崎市、東村、薮塚本町、太田市、館林市
栃木県	佐野市、足利市、田沼市、岩舟町、藤岡町、大平町、小山市、栃木市、都賀町、壬生町、石橋町、上三川町、真岡市、二宮町
茨城県	水戸市、下館市、協和町、大和村、岩瀬町、笠間市、友部町、茨城町、ひたちなか市

69市町村（平成13年4月1日現在）

4-7-1-4 災害時等の相互応援に関する協定書

災害時等の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、東京都東村山市、新潟県柏崎市（以下「協定市」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、この協定市の地域において、法第2条第1号の災害が発生し、被災協定市独自では十分に被災者の救援等の応急措置等ができない場合において、被災協定市が協定市に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災児童、生徒等の一時受け入れ
- (7) 救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) ボランティアの斡旋
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認め要請のあったもの

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭又は電話、電信等により要請を行い、後日、速やかに文書（様式1）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号に掲げる一時受け入れに要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- (5) 前条第7号に掲げる職員の職種別人員
- (6) 前条第8号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

第5条 応援を要請された協定市は、これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援を行おうとする協定市は、被災協定市から応援の要請がない場合にあっても、被災協定市と連絡が取れず、かつ、応援の必要があると認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担する。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第7条 第3条第7号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成9年10月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市それぞれ記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

平成9年10月5日

東京都東村山市長

新潟県柏崎市長

災害時等の相互応援に関する協定の実施要領

(趣 旨)

第1条 この実施要領は、災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づく、新潟県柏崎市と東京都東村山市（以下「協定市」という。）の相互応援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部課は、協定市の防災関係事務担当所管をもって充てる。

(応 援)

2 応援を行う市の職員は、自己の所属市の名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

付 則

この実施要領は、平成9年10月5日から施行する。

[様式 1]

年 月 日

市 長 様

市 長 印

災 害 応 援 要 請 書

「災害時等における相互応援に関する協定書」に基づき、下記により、応援要請いたします。

記

応援要請依頼先市名		市		応援要請市名		市			
被害状況 (第4条第1項 1号) ※ 被災直後については現在の状況の判明箇所等にて記入。 (数字が記入できない場合は、下記に記入)	被災者数	世帯数		世帯		延人数			
		男 人		65歳以上 () 就学児童 () その他 ()					
		女 人		65歳以上 () 就学児童 () その他 ()					
	建物被害	一般建物		住居 棟		非住居 棟		その他	
		公共建物							
		その他 (道路・橋梁等・他)							
	内容等								
応援要請項目 第4条第1項		物資資機材等の提供要請 (第2号)		第3条第1項 第1号の内容 (別表1)					
				〃 第2号の内容 (〃)					

				〃 第3号の内容 (〃)
				〃 第4号の内容 (〃)
		収容施設の提供要請 (第3号)		〃 第5号の内容 (別表2)
		被災児童生徒等の受け入れ (第4号)		〃 第6号の内容 (別表3)
		人員の派遣要請 (第5号) (第6号)		〃 第7号の内容 (別表4) 〃 第8号の内容 (〃)
		その他の要請 (第8号)		〃 第9号の内容 (別表5)
応援を受ける 場所、経路、 期間等 (第4条第1 項第7号)	場 所 (住所・地名等)			別紙のとおり (別表)
	経 路 (被災市図添付)			別紙のとおり (別表)
	期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
【その他連絡事項】 				

※ 記載に際し、要請項目の多いものは別表等に記入し、その他要請がある場合は、要請項目を詳細に要請市にて作成する。

(別表 1)

協定「第3条第1項第1号～第4号」の
必要な物資、資機材、車両等の提供

No.

[illegible]

※ 配送場所が品目毎に違う場合は、備考欄に記入する。

(別表 2)

協定「第 3 条第 1 項第 5 号」の被災者を
一時収容するための施設の提供

No.

No.	現住所 (電話等)					(TEL)	)
	氏 名	続柄	生年月日	男・女	職業・学校 (学年等含む)		
		世帯主					
	現 状 等						

No.	現住所 (電話等)					(TEL)	)
	氏 名	続柄	生年月日	男・女	職業・学校 (学年等含む)		
		世帯主					
	現 状 等						

No.	現住所 (電話等)					(TEL)	)
	氏 名	続柄	生年月日	男・女	職業・学校 (学年等含む)		
		世帯主					
	現 状 等						

※ 小中学生の一時、学校への収容についても明示してください。(別紙 3 を含む)
老人を含め、体の不自由な方についても、できれば記入してください。

(別表 3)

協定「第3条第1項第6号」の一時受け入れする
被災児童・生徒等について

[illegible]

※ 障害等の特に必要なこと等、並びに、特に必要と思われる連絡先等がありましたら備考欄に記入願います。（連絡先は、災害対策本部又は教育委員会とする。）

協定「第3条第1項第7号、第8号」の必要な
職員の派遣及びボランティアの斡旋

- 333 -

(別表 5)

協定「第 3 条第 1 項第 9 号」の特に必要なと認め要請をするもの

No.

要請項目等	内 容 等

※ 適宜、作成願います。

4-7-1-5 災害時におけるの相互応援に関する協定書

災害時における相互応援に関する協定書

三重県桑名市と新潟県柏崎市は、災害時における相互応援について、下記のとおり協定する。

(主旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、桑名市又は柏崎市（以下「被災地」という。）が独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、被災市が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 桑名市及び柏崎市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職種の職員の派遣
- (4) 被災者の一時受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、被災市が特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする被災市は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により要請し、後日、災害応援要請書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる品目の名称及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 前条第4号に掲げる一時受入を要する被災者の人数及び期間
- (5) 応援の場所及びその経路
- (6) その他応援を必要とする事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担する。

2 前項の規定によりがたい場合には、別途協議する。

(災害補償等)

第6条 第3条第3号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償に

については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報の交換）

第7条 桑名市及び柏崎市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

（施行）

第9条 この協定は、平成17年5月22日から施行する。

この協定の締結を証するため、桑名市、柏崎市記名押印の上、各々1通保管する。

平成17年5月22日

三重県桑名市

桑名市長 水 谷 元

新潟県柏崎市

柏崎市長 会 田 洋

様式（第4条関係）

災 害 応 援 要 請 書

年 月 日

様

印

災害時における相互応援に関する協定書に基づき、下記のとおり応援を要請します

記

1 被害の状況

発生日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
発生原因	地 震・風 害・その他 ()
現在の状況	

2 必要とする機材

品 目	数 量	備 考

3 必要とする職員等

職 種	人 員	派 遣 期 間	備 考
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	
		年 月 日～ 年 月 日	

4 一時避難を希望する者の人数及び期間

No	世帯主	家族人数	避難希望期間	備 考
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	

5 応援の場所及びその経路

6 その他応援を必要とする事項等

4-7-1-6 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱 全国原子力発電所所在市長村協議会災害相互応援に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、全国原子力発電所所在市町村協議会の会員（準会員を含む。）である市町村において、大規模な災害が発生し、被災した会員市町村（以下「被災会員市町村」という。）のみでは十分は救護等の応急措置が実施できない場合における会員市町村の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市町村)

第2条 災害応援市町村は、この要綱の趣旨に賛同した別表に掲げる会員市町村（以下「応援会員市町村」という。）とする。

(連絡担当部局)

第3条 会員市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連 絡)

第4条 被災会員市町村は、災害が発生したときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

2 事務局は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市町村へ周知するものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1)食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)救援及救助活動に必要な車両等の提供
- (3)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4)救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5)ボランティアのあっせん
- (6)前各号に定めるもののほか、被災会員市町村が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第6条 応援を受けようとする被災会員市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項に記載した文書（別記様式1）を事務局に提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)前条第1号から第3号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3)前条第4号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (4)応援を受ける場所及びその経路
- (5)応援を受ける期間
- (6)前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第7条 事務局は、被災会員市町村から応援の要請を受けたときは、役員市町村と協力し、要請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市町村をもって組織するものとする。

- (1)第1次体制 別に定めるブロック別都道府県内の会員市町村
- (2)第2次体制 全会員市町村

(実 施)

第8条 事務局から応援を要請された会員市町村は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援要請を受けなかった会員市町村は、被災会員市町村と連絡をとり、適宜必要な応援をすることが

できるものとする。

（緊急応援活動の実施）

第9条 会員市町村は、他の会員市町村において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定に関わらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

（経費の負担）

第10条 職員の派遣に要する経費及び救援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市町村が負担するものとする。

（災害補償等）

第11条 第5条第4号の規定により派遣された職員（次項において「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市町村が、被災会員市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市町村が賠償の責めを負うものとする。

（資料等情報の交換）

第12条 会員市町村は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

（補 則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

別表（第2条関係）

泊村	大間町	むつ市	東通村	六ヶ所村	女川町	石巻市	双葉町	大熊町
富岡町	檜葉町	東海村	御前崎市	刈羽村	柏崎市	志賀町	敦賀市	美浜町
おおい町	高浜町	松江市	上関町	伊方町	玄海町	薩摩川内市	神恵内村	
共和町	岩内町							

様式第1（第6条関係）

第 号
年 月 日

全国原子力発電所所在市町村協議会長 殿

被災会員市町村

災害発生による応援要請について

全国原子力発電所所在市町村協議会相互応援に関する要綱第6条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

項 目	内 容
1 被害状況	
2 応援の種類及び 内容	
3 応援を要する職種 別人員	
4 応援場所及び到達 経路	
5 応援を受ける期間	
6 その他応援に必要な 事項	

4-7-1-7 災害時相互応援に関する協定書

災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、柏崎市（以下「甲」という。）と秦野市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙の区域において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の市における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあつせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災市から応援要請の依頼がない場合、応援する市において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市の求めにより、応援を要請された市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他市への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災市等へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年1月21日

甲 柏崎市長

乙 秦野市長

4-7-1-8 災害時相互応援に関する協定書

災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山ノ内町（以下「甲」という。）と柏崎市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙の区域において、災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の自治体における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災自治体から特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災自治体から応援要請の依頼がない場合、応援する自治体において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた自治体で負担するものとする。

2 応援を受けた自治体が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた自治体の求めにより、応援を要請された自治体は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた自治体が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(他自治体への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災自治体等へ支援を実施している場合においては、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年5月2日

甲 山ノ内町長 竹節 義孝

乙 柏崎市長 会田 洋

4-7-1-9 災害時相互応援に関する協定書

災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、前橋市（以下「甲」という。）と柏崎市（以下「乙」という。）との協議により、甲又は乙の区域において、災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項に規定する応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、各々の自治体における防災担当を窓口とし、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災自治体から特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる施設に一時収容を要する被災者の人数及び期間
- (4) 前条第5号に掲げる職員の人数及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 応援を受ける場所及びその経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災自治体から応援要請の依頼がない場合、応援する自治体において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災自治体の首長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた自治体で負担するものとする。

2 応援を受けた自治体が前項の規定による費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた自治体の求めにより、応援を要請された自治体は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第8条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた自治体が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された自治体が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相

互に交換するものとする。

(他自治体への支援)

第10条 甲又は乙が他の被災自治体等へ支援を実施している場合には、その支援に係る応援を、甲及び乙の協議により、実施ができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、締結の日から効力が生じるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月15日

甲 前橋市長 山本 龍

乙 柏崎市 会田 洋

4-7-1-10 新潟県広域消防相互応援協定書

新潟県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、新潟県下の市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止する ための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(地域区分)

第2条 新潟県下の市町村等を上越地域、中越地域、下越地域及び佐渡地域に区分するものとする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、地震、風水害、林野火災等の大規模火災、石油コンビナート火災、高層建築物火災、航空機災害等の特殊災害及びその他の災害で、被害の拡大、あるいは多数の人命救助を要する等県下の消防の応援が必要なものをいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等の長又は消防庁（以下「要請市町村等の長」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に、協定市町村等の長又は消防庁に対して行うものとする。ただし、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

(1) 要請市町村等の消防力では、災害防ぎょが著しく困難と認める場合

(2) 災害防ぎょするため、協定市町村等が保有する車両、資器材等を必要とする場合

2 前項ただし書きに掲げる場合で、代表消防本部が応援要請を行うことができない場合は、副代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

3 第1項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明確にして要請するものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所及び被害の状況

(3) 要請する人員、車両等の種別、資器材の数量、集結場所及び活動内容

(4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町村等の長又は消防庁（以下「応援市町村等の長」という。）は応援隊を派遣し応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに要請市町村等の長又は代表消防本部の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊は、要請市町村等の長の指揮下で行動するものとする。

(通報及び報告)

第7条 応援を要請した場合においては、要請市町村等の長は要請した旨を新潟県消防防災課に通報するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援の結果を応援活動終了後すみやかに要請市町村等の長に報告するものとする。

3 要請市町村等の長は、災害活動終了後すみやかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1) 応援市町村等が負担する経費

ア 旅費及び出動手当等の人件費

イ 公務上の災害補償費

ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

エ 車両及び機械器具の修理費

オ 被服の損料等の経費

カ 応援隊員が要請市町村等への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2) 要請市町村等が負担する経費

ア 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧、宿泊に要する経費

イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ 化学消化薬剤等資機材費

(3) 前2号以外の経費の負担については、関係市町村等とその都度協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町村等の消防長が協議して別に定めるものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

附 則

1 この協定は、平成13年4月1日から施行する。

2 新潟県広域消防相互応援協定書（平成2年1月1日）は、廃止する。

3 この協定を証するため、本書を作成し記名押印のうえ市町村等がそれぞれ1通を保管するものとする。

平成13年3月19日

新	潟	市	長	長	谷	川	義	明
長	岡	市	長	森	民	夫		
新	津	市	長	湯	田	幸	永	
燕		市	長	高	橋	甚	一	
豊	栄	市	長	小	川	竹	二	
見	附	市	長	大	塩	満	雄	
五	泉	市	長	五	十	嵐	基	
両	津	市	長	川	口	徳	一	
栃	尾	市	長	杵	渕		衛	
亀	田	町	長	阿	部	學	雄	
相	川	町	長	彈	正	佼	一	

村 松 町 長	阿 部 直 之
上越地域消防事務組合 管 理 者	宮 越 馨
新発田地域広域事務組合 管 理 者 新 発 田 市 長	片 山 吉 忠
三条地域広域事務組合 管 理 者 三 条 市 長	高 橋 一 夫
新潟県柏崎地域広域事務組合 管 理 者 柏 崎 市 長	西 川 正 純
新潟県西部広域消防事務組合 管 理 者 吉 田 町 長	金 子 勝
岩船地域広域事務組合 代 表 理 事 村 上 市 長	若 林 久 徳
十日町地域広域事務組合 管 理 者 十 日 町 市 長	本 田 欣 二 郎
白根地域広域事務組合 管 理 者 白 根 市 長	吉 沢 真 澄
巻・西川・潟東消防事務組合 管 理 者 巻 町 長	笹 口 孝 明
南魚沼郡広域連合 連 合 長	小 宮 山 孝 義
糸魚川地域広域行政組合 理事会代表理事 糸魚川市長	山 田 紀 之
佐渡消防事務組合 管 理 者 佐 和 田 町 長	齊 藤 和 夫
阿賀北広域組合 管 理 者 水 原 町 長	五 十 嵐 雄 介
小出郷広域事務組合 代 表 理 事	高 橋 利 勝
小千谷地域広域事務組合 管 理 者 小 千 谷 市 長	関 広 一
加茂市・田上町消防衛生組合 管 理 者 加 茂 市 長	小 池 清 彦

東 蒲 原 広 域 連 合
管 理 者 上 川 村 長

加 藤 勇 八

与板郷消防・斉場事務組合
管 理 者 与 板 町 長

平 澤 甚 九 郎

南 佐 渡 消 防 事 務 組 合
管 理 者 赤 泊 村 長

石 塚 英 夫

4-7-1-11 新潟県消防防災ヘリコプター応援協定

新潟県消防防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組

合(以下「市町村等」という。)が、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害(以下「災害」という。)による被害を最小限に防止するため、新潟県が所有する消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の応援を求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請(以下「応援要請」という。)は、災害が発生した市町村等(以下「要請市町村等」という。)の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断した場合に、新潟県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては、災害の防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (3) その他の救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第4条 応援要請は、新潟県消防防災航空隊(以下「航空隊」という。)に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資器材の品目および数量
- (7) その他の必要な事項

(航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による要請に応ずることができない場合には、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 知事は、派遣中の航空隊を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、要請市町村等の長と協議して派遣を中断することができる。

(航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

2 航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときはその旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対して、新潟県広域消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する航空機の運航経費は、新潟県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する航空機の運航経費は相互応援協定第8条の規定にかかわらず、新潟県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、新潟県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書、39通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ一通を所持する。

平成7年4月1日

新 潟 県 知 事	平 山 征 夫
新 潟 市 長	長 谷 川 義 明
長 岡 市 長	日 浦 晴 三 郎
三 条 市 長	内 山 裕 一
新 津 市 長	小 林 一 三
燕 市 長	杉 山 光 映
豊 栄 市 長	小 川 竹 二
見 附 市 長	大 塩 満 雄
五 泉 市 長	林 十 一 郎
栃 尾 市 長	杵 渕 衛
両 津 市 長	伊 豆 野 壹 郎
亀 田 町 長	阿 部 學 雄
村 松 町 長	阿 部 直 之
黒 埼 町 長	浅 妻 茂 一 郎
分水町長職務代理者 分水町事務吏員	涌 井 金 治

寺泊町長	高橋誠
相川町長	和倉政三
栄町長	津原金次郎
西川町長	本間徳衛
下田村長	佐藤寿一
横越村長	浅見良一
上越地域消防事務組合管理者	宮越馨
新発田地域広域事務組合管理者	新発田市長 近寅彦
新潟県柏崎地域広域事務組合管理者	柏崎市長 西川正純
岩船地域広域事務組合代表理事	村上市長 若林久徳
十日町地域広域事務組合管理者	十日町市長 本田欣二郎
南魚沼郡広域事務組合管理者	小宮山孝義
糸魚川地域消防事務組合管理者	木島長右エ門
白根地区消防事務組合管理者	白根市長 竹内正
小千谷地域広域事務組合管理者	小千谷市長 小出弘
阿賀北広域組合管理者	水原町長 五十嵐雄介
小出郷広域事務組合代表理事	登阪謙吉

西蒲原郡南部消防事務組合管理者 吉田町長 星 野 雄 二

佐渡消防事務組合管理者 佐和田町長 齊 藤 和 夫

巻・潟東消防事務組合管理者 巻町長 佐 藤 莞 爾

与板郷消防・斉場事務組合管理者 平 澤 甚 九 郎

東蒲原広域消防組合管理者 上川村長 加 藤 勇 八

南佐渡消防事務組合管理者 赤泊村長 石 塚 英 夫

加茂市・田上町消防衛生組合管理者 加茂市長 太 田 大 三 郎

4-7-1-12 中部消防応援協定書

中 部 消 防 応 援 協 定 書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、中越地域の市長、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合の管理者（以下「市長等」という。）が相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定締結消防機関)

第2条 この協定は、次に掲げる市、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

長岡市、三条市、柏崎市、魚沼市、見附市、南魚沼市、小千谷市、燕・弥彦総合事務組合、十日町地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生保育組合

(協定管内)

第2条の2 応援区域は、協定機関が管轄する区域をいう。（以下「協定管内」という。）

(災害の範囲)

第3条 地震、台風、水火災等の災害発生に際し、市又は組合の消防機関で消防責任を果たすことが困難と予想される災害で、応援が必要なものをいう。

(応援要請)

第4条 協定管内に前条の災害が発生したときは、当該市長等（以下「要請市長等」という。）は協定機関の市長等（以下「応援市長等」という。）に対し、応援隊の派遣を要請することができる。

2 要請市長等は、前項の規定により応援要請するときは、災害の種別及び状況並びに到着地を明示するものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 応援市長等は、要請市長等から応援の要請を受けたときは、速やかに可能な応援隊を派遣するものとする。

2 市長等は、派遣時に必要な応援隊の編成及び応援計画を樹立しておくものとする。

3 前項の応援隊の編成及び応援計画は、相互に通報するものとする。

(応援の特例)

第6条 協定機関が協定管内の災害を覚知し、かつ、緊急に応援隊の派遣の必要があると認めるときは、要請市長等の要請を待たずに応援することができる。この場合にあつては、第4条の規定により要請があつたものとする。

(応援隊の指揮命令系統)

第7条 要請により出動した応援隊は、要請地消防長又は消防署長の指揮下で行動するものとする。

(給食措置)

第8条 災害が長時間にわたる場合にあつては、要請市長等は、可能な限り応援隊の給食措置を講ずるものとする。

(経費の負担)

第9条 応援を要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

(1) 応援市長等が負担する経費

ア 旅費及び出動手当等の人件費

イ 公務上の災害補償費

ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地調達した物を除く。）

エ 車両、機械器具及び被服の損料等の経費

オ 応援隊員が要請地への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費等

(2) 要請市長等が負担する経費

ア 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給並びに食料及び宿泊に要する経費

イ 応援隊員が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等

ウ 化学消火薬剤等資器材費

(3) その他の経費については、その都度当事者間で協議決定する。

(消防団事項)

第10条 この協定機関には、消防団を含むものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、協定機関の市長等が協議の上、別に定める。

附 則

この協定は、平成29年1月1日から施行する。

この協定の締結を証するため本書10通を作成し、記名押印の上、当事者各1通を保有するものとする。

平成29年1月1日

協定機関市長等

長岡市長 磯田達伸

三条市長 國定勇人

柏崎市長 櫻井雅浩

魚沼市長 佐藤雅一

見附市長 久住時男

南魚沼市長 林 茂男

小千谷市長 大塚昇一

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力

十日町地域広域事務組合
管理者 十日町市長 関口芳史

加茂市・田上町消防衛生保育組合
管理者 加茂市長 小池清彦

4-7-1-13 大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書

大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の2の規定に基づき、一の市町村では対応困難な大規模災害が発生した場合において、県内被災市町村からの要請及び「被災市区町村応援職員確保システム（平成30年3月23日施行）」による決定連絡等により、新潟県（以下「県」という。）と新潟県内市町村とが「チームにいがた」として連携して実施する被災市町村への人的応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定める災害
- (2) 大規模災害 震度6弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害
- (3) 市町村 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第2項に定める普通地方公共団体である市町村及び第3項に定める特別地方公共団体である特別区
- (4) 応援 被災市町村への人的応援
- (5) チームにいがた 被災市町村を応援する際の県と県内市町村との連携体
- (6) 国要綱 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」
- (7) 対口支援団体 前号の要綱に定める団体
- (8) 独自申出による応援 被災市町村を域内に含む都道府県からの特段の要請により実施する応援

(応援対象業務)

- 第3条 県内の市町村が被災した場合は、原則として本協定以外の仕組み等において応援対象とならない業務のうち当該市町村が必要とする業務を「チームにいがた」による応援対象とする。
- 2 県外の市町村が被災し、対口支援団体として「チームにいがた」による応援を実施する場合は、国要綱に基づく調整により応援が必要とされた業務を対象とする。
 - 3 独自申出に対する「チームにいがた」による応援は、要請のあった業務を対象とする。

(先遣隊の派遣)

- 第4条 県は、県内市町村において大規模災害が発生した場合、被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、当該市町村に先遣隊を派遣する。
- 2 県は、県外市町村において大規模災害が発生し、独自申出による応援に先立ち必要がある場合は、県外被災市町村における応援ニーズ等を把握するため、先遣隊を派遣する。

(応援要請等)

- 第5条 県内の市町村は、自らの市町村域において対応困難な大規模災害が発生し、「チームにいがた」の応援が必要となった場合は、先遣隊と調整の上、県に対して応援を要請するものとする。
- 2 県外被災市町村への応援は、国要綱に基づく対口支援団体としての決定連絡又は県外被災市町村を域内に含む都道府県から特段の要請があった場合とする。

(応援の調整)

- 第6条 前条により応援要請等があった場合は、県は速やかに県職員の派遣調整を行うとともに県内市町村に対して「チームにいがた」への参加を依頼するものとする。
- 2 前項の依頼を受けた県内市町村は、「チームにいがた」への参加の可否を県に回答するものとする。
 - 3 前項の回答を受け、県は「チームにいがた」の応援計画を調整し、その結果を県内市町村等に連絡するものとする。

(応援の実施)

第7条 前条の調整後、県と県内市町村は、それぞれただちに被災市町村へ職員を派遣し、派遣された職員は「チームにいがた」として応援を実施するものとする。

（応援期間）

第8条 「チームにいがた」による応援は、原則として大規模災害発生から1月程度を目途とする。ただし、業務の進捗状況等により特に必要と認められる場合は、被災市町村等と県が調整した上で期間を延長することができるものとする。

2 前項により期間が延長される場合、再度第6条に定める調整を行うものとする。

（職員の派遣期間）

第9条 「チームにいがた」に参加する職員の派遣期間は各1月未満とする。

2 職員の派遣期間の決定に当たっては応援の継続性に配慮するものとする。

（県の役割）

第10条 県は、「チームにいがた」による応援が円滑に実施できるよう、先遣隊をはじめとした職員の派遣、被災地に関する情報の収集及び「チームにいがた」の応援調整等に努めるものとする。

（市町村の役割）

第11条 県内市町村は、第6条第1項による依頼があった場合は「チームにいがた」への参加を検討するものとする。

（応援に要する経費の負担）

第12条 県内被災市町村への応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）等に基づく支弁を受けた場合等を除き、「チームにいがた」に参加した県及び県内市町村がそれぞれ負担するものとする。

2 対口支援団体等として県外被災市町村への応援を実施した場合に要した経費の負担は、国要綱等の定めによるものとする。

（平時の取組）

第13条 県と県内市町村は、被災市町村に対する円滑な応援の実施に向け、平時から必要な取組を行うものとする。

（受援担当）

第14条 県内市町村は、大規模災害発生時に第4条第1項に基づいて派遣される先遣隊との調整等を行うため、平時から受援担当を決定し県及び県内市町村と共有するものとする。

（他の協定との関係）

第15条 この協定は、県及び県内市町村が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（協議事項）

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、県及び県内市町村がその都度協議して定めるものとする。

（その他）

第17条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この協定は平成31年3月11日から適用する。

2 この協定の成立は、県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

4-7-1-14 災害時相互応援に関する協定書

柏崎市・石巻市 災害時相互応援協定書

（趣旨）

第1条 柏崎市と石巻市は、いずれかの市域で地震等の大規模な災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、相互に応援することについて次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救援、医療、防疫並びにこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- （3）救援及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- （4）救援及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時受入れするために必要な施設の提供
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等により要請することができ、後に速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1項第1号から第3号までに掲げる資機材等の種類及び数量
- （3）前条第1項第4号に掲げる職員の職種、人数等
- （4）応援を受ける場所及び経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた場合は、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。ただし、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援することが必要と認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うものとする。

（連絡責任者）

第5条 第2条に規定する応援が確実かつ円滑に行われるよう、双方あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

（指揮権）

第6条 応援を行う市の派遣職員は、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別な定めがある場合のほか、次の各号のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担する。
- （2）前号に掲げるもののほか、物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として応援を受ける市が負担する。
- 2 応援を受ける市が、前項第2号に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、応援を受ける市から申し出があった場合は、応援を行う市がその経費を一時立て替えて支出するものとする。

（災害補償等）

第8条 派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中において、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた市が、往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、双方から何ら意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、双方がその都度協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し双方が署名の上、各1通を保有する。

令和4年10月18日

新潟県柏崎市長 櫻井 雅 浩

宮城県石巻市長 齋藤 正 美

4-7-2〔区分：郵便〕

4-7-2-1

柏崎市における協力に関する協定

柏崎市における協力に関する協定

柏崎市（以下「甲」という。）は、柏崎市内の郵便局（以下「乙」という。）と、柏崎市における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、柏崎市住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、柏崎市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他特別な配慮を必要とする住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路等の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から2018年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

2017年 3月31日

甲 新潟県柏崎市中央町5番50号
柏崎市長 櫻井雅浩

乙 新潟県柏崎市内32郵便局代表
新潟県柏崎市鯨波二丁目1番32号
柏崎鯨波郵便局長 根立文章

新潟県柏崎市駅前一丁目5番11号

柏崎郵便局長 野村直栄

4-7-2-2

災害発生時における柏崎市と柏崎市内郵便局の協力に関する協定

災害発生時における柏崎市と柏崎市内郵便局の協力に関する協定

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、柏崎市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実に
行うための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 柏崎市 市民生活部 防災・原子力課長
- 乙 日本郵便株式会社 柏崎郵便局 総務部副部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から2018年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

2017年 3月31日

甲 柏崎市中心中央町5番50号
柏崎市長 櫻井雅浩 印

乙 新潟県柏崎市内32郵便局代表
柏崎市鯨波二丁目1番32号
柏崎鯨波郵便局長 根立文章 印

柏崎市駅前一丁目5番11号
柏崎郵便局長 野村直栄 印

(別紙1：市用)

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 柏崎市役所 電話：0257-23-5111（代表）
0257-21-2316（直通）

届出者氏名

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

- ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

(別紙2：郵便局用)

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年 月 日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、□内に「し」を付してください。）

【お問合せ先】 柏崎郵便局 電話：0257-22-2400

届出者氏名	

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	（姓）	（名）
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名②	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名③	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名④	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名⑤	（姓）	（名）
事業所名			

4-7-3 〔区分：放送〕

4-7-3-1

緊急放送に関する協定書

緊急放送等に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社柏崎コミュニティ放送（以下「乙」という。）は、緊急放送等に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、柏崎市内に災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合、又は広く市民に周知する必要がある場合において、柏崎市地域防災計画等に基づき、市民の生命・財産の保護に関する事項、被害の軽減に関する事項などで緊急放送等を実施することにより、迅速かつ正確に情報を伝達することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は原子力災害を含めた大規模な災害をいう。
- (2) 「緊急放送等」とは、要請による放送、緊急放送、行政放送又は機能確認のための放送をいう。
- (3) 「割込み放送」とは、甲が所有する緊急放送送出装置により乙の放送を中断して行う放送をいう。

（手続）

第3条 要請による放送を行うときは、放送要請書（別記様式）によるものとする。ただし、放送要請書によらないときは、電話等によることができる。

2 甲は、緊急放送又は行政放送の割込み放送を行うときは、あらかじめ電話等により予告をした後に行うものとし、その後、速やかに放送要請書により処理するものとする。

（緊急放送等の実施方法）

第4条 緊急放送等の実施については次のとおりとする。

緊 急 放 送 等 の 種 別		放送実施者
要請による放送	甲の要請により乙の放送中に乙のアナウンサーがスタジオから放送する。	株式会社 柏崎コミュニティ放送
緊急放送	災害対策本部が設置され緊急に放送を必要とするとき、又は災害対策本部が設置されていないが、災害により市民の生命・財産が脅かされるおそれのあるときに行う割込み放送。	柏崎市
行政放送	多くの市民に周知する必要があるときに行う割込み放送。	柏崎市
機能確認のための放送	甲が配布した緊急告知ラジオ及び甲が設置した屋外拡声装置の機能を確認するために行う放送とし、毎日定時（午前7時、正午及び午後6時の時報（チャイム）とする。	柏崎市

(放送内容の責任)

第5条 甲は、乙の番組を中断して放送した要請による放送、緊急放送又は行政放送に関する放送内容の一切の責任を負うものとする。

(連絡責任者)

第6条 緊急放送等が、確実かつ円滑に実施できるよう甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ることとする。

(費用負担)

第7条 要請による放送、緊急放送又は行政放送による放送により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかった場合は、乙と当該広告依頼者との間の交渉により、その解決を図るものとする。

2 乙は、要請による放送、緊急放送又は行政放送に要する費用を甲に請求しないものとする。ただし、要請による放送、緊急放送又は行政放送が、継続して長期間に及ぶ場合は、甲乙協議するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

附 則

平成10年11月2日に締結し、平成21年4月1日に一部変更した「災害時における緊急放送に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

令和元（2019）年12月25日

柏崎市中央町5番50号

甲 柏崎市
代表者 柏崎市長 櫻井 雅浩

柏崎市東本町一丁目12番25号

乙 株式会社柏崎コミュニティ放送
代表取締役社長 堀 敏昭

別記様式（第3条関係）

書 請 要 送 放

令和 年 月 日 時 分	
株式会社柏崎コミュニティ放送 様	
柏崎市危機管理監	
次の災害情報を放送して下さるよう要請します。	
要 請 理 由	
放 送 内 容	放送希望日時（平成 年 月 日 時 分頃 ） （本文）
連 絡 先	不明な点がありましたら次のところへご連絡ください。 電話（ ） FAX（ ）

4-7-3-2

地域情報発信に関する連携協定書

地域情報発信に関する連携協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社柏崎コミュニティ放送（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域活性化及び地域振興を更に推進するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙双方が保有する資源を有効に活用し協働することにより、コミュニティFM放送の特性をいかした魅力あるまちづくりを目指し、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力するものとする。

- (1) 地域に密着した情報の発信に関すること。
- (2) 市政情報の発信に関すること。
- (3) 地域活性化及び地域振興に資する情報の発信に関すること。
- (4) 地域経済活性化に資する情報の発信に関すること。
- (5) 教育・文化及びスポーツ振興に資する情報の発信に関すること。
- (6) 健康・福祉に資する情報の発信に関すること。
- (7) 防犯・防災に資する情報の発信に関すること。
- (8) 再生可能エネルギーの理解促進に資する情報の発信に関すること。
- (9) その他甲と乙が必要と認める情報の発信に関すること。

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（放送設備等の使用及び維持管理）

第4条 乙は、甲所有の放送設備等の使用及び維持管理について、新庁舎内かしわざきエフエム放送局舎への移転及び運営等に関する覚書及び新庁舎内かしわざきエフエム放送局舎運営等仕様書に定めるところによる。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

以上、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元（2019）年12月25日

柏崎市中央町5番50号
甲 柏崎市
柏崎市長 櫻井 雅浩

柏崎市東本町一丁目12番25号
乙 株式会社 柏崎コミュニティ放送
代表取締役社長 堀 敏昭

4-7-4 〔区分：宿泊施設〕

4-7-4-1

災害時における柏崎市と公共の宿「シーユース雷音」との協力に関する協定

災害時における柏崎市と公共の宿「シーユース雷音」との協力に関する協定

柏崎市（以下「甲」という。）と公共の宿「シーユース雷音」（以下「乙」という。）は災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は柏崎市内に地震その他の災害が発生した場合、乙が第3条に掲げる事項の協力を行い、災害対策を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、柏崎市内に災害が発生した場合、甲の要請に基づいて次に掲げる事項について協力を行うものとする。

なお、前条に定める災害以外の災害についても、甲の要請があれば可能な限り協力するものとする。

- （1）被災者を一時収容するための施設の提供
- （2）炊き出しを中心とした非常食の提供
- （3）浴場を開放しての入浴の提供
- （4）その他、乙が可能とするサービスの提供

（周知）

第4条 乙は、乙の敷地内に「柏崎市との協定による災害時避難場所」と明示した案内板を設置し、甲は、本協定の内容について市民に周知するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲及び各地域において行う防災訓練等に参加し、防災に関する認識を深めもって災害時の対応に資するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては柏崎市総務部長、乙においては支配人とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、両者が協議をし決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成12年5月1日

甲 柏崎市長 西川 正 純

乙 公共の宿「シーユース雷音」
財団法人 柏崎市観光レクリエーション振興公社
理事長 植 木 馨

4-7-5 〔区分：ライフラインに係る復旧・応急対策〕

4-7-5-1 災害時におけるガス水道施設の応急復旧に関する協定書

災害時におけるガス水道施設の応急復旧に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と柏崎管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）の発生時におけるガス水道施設の応急復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時においてガス水道施設を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施するガス水道施設の応急復旧に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において実施するガス水道施設の応急復旧（甲が、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧を含む）に、乙の応援が必要であるときは、乙に対し応急復旧の応援を要請することができる。

（要請手続）

第3条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、希望する人員、機材等について、乙に連絡することにより行うものとする。

（応援）

第4条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立の上、必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員の従業員は、甲の職員の指示に従い応急復旧に従事するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約の上、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧により乙の組合員の従業員が負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者及びその代理者をあらかじめ定め、交互に報告するものとする。

2 前項に規定する連絡責任者及びその代理者を変更したときは、速やかに相手に報告するものとする。

（報告事項）

第8条 乙は、この協定による応急復旧に出動させることができる人員及び機材等の状況について、毎年4月末日までに甲に対し文書で報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（実施期日）

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成10年4月1日

甲 柏崎市長
西 川 正 純

乙 柏崎管工事業協同組合
理事長 須 田 兵 衛

災害時におけるガス水道施設の応急復旧に関する協定書の一部変更協定書

災害時におけるガス水道施設の応急復旧に関する協定書（平成10年4月1日締結）の一部を次のとおり変更する。

題名を次のように改める。

災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

前文、第1条及び第2条中「ガス水道施設」を「水道施設」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

柏崎市鏡町1番11号

甲 柏崎市上下水道局

柏崎市長 櫻井 雅 浩

柏崎市鏡町1番11号

乙 柏崎管工事業協同組合

理事長 田 辺 君 男

4-7-5-2 災害時における応急対策等の応援業務に関する協定書

災害時における応急対策等の応援業務に関する協定書

柏崎市と社団法人新潟県建設業協会柏崎支部及び柏崎建設業協同組合は、震災、風水害その他の災害発生時における応急対策等の応援業務に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、柏崎市地域防災計画に基づき、柏崎市（以下「甲」という。）が社団法人新潟県建設業協会柏崎支部（以下「乙」という。）及び柏崎建設業協同組合（以下「丙」という。）に対し、柏崎市内における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援業務について要請する時の必要事項を定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 甲と乙及び丙は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策用資機材の提供及び斡旋
- (2) 市管理公共施設の災害状況の調査
- (3) 市管理公共施設の障害物の除去
- (4) 施設被害の応急対策工事
- (5) 応急仮設住宅の建設
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

(応援要請の手続)

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、文書により乙及び丙に応援要請するものとする。ただし、文書によるいとまのないときは、電話等によることができる。この場合、後日文書を提出するものとする。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙及び丙が応援業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、損害が生じたときは、その賠償の責について、甲と乙及び丙が協議して定める。

(労災補償)

第7条 応援業務により乙又は丙の所属従業員が負傷、罹患、又は死亡した場合は、乙又は丙の所属従業員の労災保険により補償するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲と乙及び丙は、この協定の基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (4) その他必要な事項

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度甲と乙及び丙が協議して定める。

2 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲と乙及び丙の担当者が別途協議して定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成13年12月14日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年12月14日

甲 柏崎市

代表者 柏崎市長 西川 正純

乙 柏崎市錦町7番12号

社団法人新潟県建設業協会柏崎支部

支部長 土肥 保男

丙 柏崎市錦町7番12号

柏崎建設業協同組合

理事長 阿部 弘一

4-7-5-3 災害時における応援業務協定

協定書

柏崎市長（以下「甲」という。）と、社団法人建設コンサルタンツ協会北陸支部長（以下「乙」という。）、社団法人全国地質調査業協会連合会北陸地質調査業協会理事長（以下「丙」という。）、社団法人全国測量設計業協会連合会北陸地区協議会長（以下「丁」という。）は、災害時における応援業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、柏崎市管理の公共土木施設等の災害復旧業務を速やかに、かつ、円滑に行うため、災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援業務（以下「応援業務」という。）を要請するときに必要な事項について定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第2条 甲から応援業務にかかる要請（以下「応援要請」という。）があったときは、乙の総括責任者もしくは副責任者（以下「連絡窓口」）が受けるものとする。なお、丙、丁への連絡は連絡窓口が行うものとする。また、柏崎市対応の乙、丙、丁は連絡担当者及び補助者を定め、その職、氏名及び連絡方法等を甲に連絡するものとする。

（応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は、次のとおりとする。

- （1）柏崎市公共土木施設等の被災状況の調査
- （2）柏崎市公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量・調査・設計
- （3）全2号に定めるもののほか、特に必要な応急業務

（応援要請の内容）

第4条 甲は、乙、丙、丁に対して応援要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- （1）応援業務を要する場所
- （2）被害の状況
- （3）応援業務の内容
- （4）前3号に定めるものの他必要な事項

（応援要請の対応）

第5条 乙、丙、丁は、甲からの応援要請があったときは、速やかに応援可能な乙、丙、丁の会員を選定し、甲へあつせんすることとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請により乙、丙、丁があつせんした会員が応援業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

(契約の方法)

第7条 甲は、乙、丙、丁があっせんした会員と見積書により随意契約を締結するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の期間は、次のとおりとする。

- (1) 平成19年7月23日から平成20年3月31日までとする。
- (2) 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲、乙、丙、丁いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。また、締結後、甲、乙、丙、丁いずれかの申し出により本協定は、廃止することができるものとする。なお、申し出の時期は、廃止する期日の1箇月前とする。

(損害の負担)

第9条 応援業務の実施に伴い損害が生じた時、その賠償の責めについて、甲、乙、丙、丁協議のうえ、定めるものとする。

(質疑の決定等)

第10条 この協定について質疑が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙丁協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年7月23日

甲 柏崎市
柏崎市長 会 田 洋

乙 社団法人 建設コンサルタンツ協会
北陸支部
支部長 花 市 颯 悟

丙 社団法人 全国地質調査業協会連合会
北陸地質調査業協会
理事長 村 尾 建 治

丁 社団法人 全国測量設計業協会連合会
北陸地区協議会
会長 茨 木 健 介

4-7-5-4 災害時の応援業務に関する協定

災害時の応援業務に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、柏崎市が社団法人新潟県農業土木技術協会に対し、柏崎市内に発生した災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定める。

(応援要請の窓口)

第2条 柏崎市長（以下「甲」という。）及び社団法人新潟県農業土木技術協会理事長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 柏崎市内の農地・農業用施設等の被災状況の調査
- (2) 柏崎市内の農地・農業用施設の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(応援要請)

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることが出来る。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(協 力)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員を動員する。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙の会員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換する。

- (1) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (2) その他必要事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は平成20年8月19日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年8月19日

甲 新潟県柏崎市中央町5番50号
柏崎市長 会 田 洋

乙 新潟県新潟市中央区東大適1丁目7番10号
新潟セントラルビル4階
社団法人 新潟県農業土木技術協会
理事長 新 保 仁

4-7-5-5 災害時における電気設備に関する調査等及び工事に関する協定書

災害時における電気設備に関する調査等及び工事に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という）と柏崎電気工事協同組合（以下「乙」という）とは、大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における電気設備に関する調査、情報収集及び工事について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の内容）

第2条 甲は、次の事項について乙に協力を要請する。

- （1）災害時に市有の施設の電気設備に関する被災状況の調査、情報収集に関すること。
- （2）市有施設の安全及び機能維持の為、仮復旧等応急工事全般に関すること。
- （3）災害時に発生する避難施設等の仮設電源等応急工事全般に関すること。
- （4）前各項に掲げるものの他、甲が必要と認めた調査、情報収集及び応急工事に関すること。

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、災害時に前条に規定する事項について協力を要請する必要があると判断した場合は、乙に対して当該事項に係る協力要請を行なう。

- 2 前項の規定による要請は、要請内容等を明らかにした要請書（別記様式1）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法を持って要請し、後日要請書を乙に提出するものとする。

（要請内容の実施）

第4条 乙は、甲の要請書の内容及び指示事項に従い、要請内容を実施する。

- 2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置をとる。

（実施報告）

第5条 乙は、要請内容が完了したときは、その作業内容を記載した完了報告書（別記様式2）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 要請内容の実施に要した費用の負担者及び負担額については、当該協力内容に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成21年1月9日から平成22年1月8日までとする。

ただし、この期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、同一内容で更に1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

(協 議)

第8条 この協定に定めない事項が生じたとき、又はこの協定書に疑義が生じたときは、法令に定めるもののほか、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保有するものとする。

平成21年 1月 9日

甲 新潟県柏崎市中央町5番50号

柏崎市長 会 田 洋

乙 新潟県柏崎市日吉町8番11号
柏崎電気工事共同組合
理事長 品 田 紘 三

別記様式 1

平成 年 月 日

災害時における電気設備に関する調査等及び工事に関する協力要請書

柏崎電気工事協同組合
理事長 様

柏崎市長

本市と貴組合との間で締結した災害時における電気設備に関する調査等及び工事に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請理由	
要請内容	
備 考	

柏崎市連絡先（担当課氏名）

T E L

F A X

4-7-5-6 災害時の応援業務に関する協定

災害時の応援業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、柏崎市地域防災計画及び柏崎市ガス水道非常事態対策計画に基づき、柏崎市が株式会社ジオメイク功明社に対し、市の地域における下水道施設の災害予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定める。

(応援要請の窓口)

第2条 柏崎市長（以下「甲」という。）及び株式会社ジオメイク功明社（以下「乙」という。）はあらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 下水道施設の被災状況の調査。(公共下水道・農業集落排水)
- (2) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務。

(応援要請)

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(協力)

第5条 乙は、甲に要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員する。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲が負担する。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう随時次の資料を交換する。

- (1) 地域防災計画及びガス水道非常事態対策計画
- (2) 施設台帳
- (3) 連絡担当者
- (4) 緊急連絡電話番号
- (5) その他必要事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は平成21年2月25日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年2月25日

甲 柏崎市鏡町1番11号
柏崎市 市長 会田 洋

乙 柏崎市大字剣野186番地1
株式会社ジオメイク功明社
代表取締役 阿部 正光

災害時の応援業務に関する協定の一部変更協定書

災害時の応援業務に関する協定（平成21年2月25日締結）の一部を次のとおり変更する。

第1条中「柏崎市ガス水道非常事態対策計画」を「柏崎市上下水道非常事態対策計画」に改める。

第7条第1号中「ガス水道非常事態対策計画」を「上下水道非常事態対策計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

柏崎市鏡町1番11号
甲 柏崎市上下水道局
柏崎市長 櫻井 雅 浩

柏崎市大字剣野186番地1
乙 株式会社ジオメイク功明社
代表取締役 阿部 正 光

4-7-5-7 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙27まで）（以下、乙1から乙27までを総称して「乙」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請等）

第2条 甲及び乙は、災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（1）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

（2）その他甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲又は乙自ら電話等により丙の事務局へ要請することができる。この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第3条 丙は、第2条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって支援協力を行うものとする。

2 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第4条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第5条 丙は、甲及び乙の要請等により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、甲及び乙の要請等により行っている復旧支援協力の業務中に適宜報告を行うものとする。

3 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDFデータ等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は、甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から

提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告以外に使用してはならない。

（情報の保護）

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（広域被災）

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

（事務局及び連絡体制）

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- （1） 甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。
- （2） 丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部新潟県部会とする。
- （3） その他の連絡窓口については、別表に掲げるとおりとする。
- （4） 連絡窓口に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（合同訓練）

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前条項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合は、第7条の規定を準用する。

（協定の有効期間）

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲又は乙と丙が過去に締結した災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定は、この協定の締結に伴い、本協定締結日から廃止する。

（その他）

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。

2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和3年 3月 8日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事 花角 英世

乙1 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

		長岡市長	磯田 達伸
乙2	新潟県三条市旭町2丁目3番1号		
		三条市長	滝沢 亮
乙3	新潟県柏崎市日石町2番1号		
		柏崎市長	櫻井 雅浩
乙4	新潟県新発田市中央町3丁目3番3号		
		新発田市長	二階堂 馨
乙5	新潟県小千谷市城内2丁目7番5号		
		小千谷市長	大塚 昇一
乙6	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号		
		加茂市長	藤田 明美
乙7	新潟県十日町市千歳町3丁目3番地		
		十日町市長	関口 芳史
乙8	新潟県見附市昭和町2丁目1番1号		
		見附市長	久住 時男
乙9	新潟県村上市三之町1番1号		
		村上市長	高橋 邦芳

乙10 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市長 鈴木 力

乙11 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市長 米田 徹

乙12 新潟県妙高市栄町5番1号

妙高市長 入村 明

乙13 新潟県五泉市太田1094番地1

五泉市長 伊藤 勝美

乙14 新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市長 村山 秀幸

乙15 新潟県阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市長 田中 清善

乙16 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市長 渡辺 竜五

乙17 新潟県魚沼市小出島788番地

魚沼市長 内田 幹夫

乙18 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長 林 茂男

乙 19 新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市長 井畑 明彦

乙 20 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町長 西脇 道夫

乙 21 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村長 小林 豊彦

乙 22 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地

田上町長 佐野 恒雄

乙 23 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町長 神田 一秋

乙 24 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則幸

乙 25 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

湯沢町長 田村 正幸

乙 26 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

津南町長 桑原 悠

乙27 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長 加藤 弘

丙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会 長 長谷川 健司

別表

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部都市局下水道課	甲 新潟県新潟市東区下山3-680 新潟県土木部流域下水道事務所
乙1 新潟県長岡市大手通2丁目2番地6 長岡市土木部下水道課	乙2 新潟県三条市荻堀830番地1 三条市建設部上下水道課
乙3 新潟県柏崎市鏡町1番11号 柏崎市上下水道局経営企画課	乙4 新潟県新発田市下内竹747番地 新発田市下水道課
乙5 新潟県小千谷市千谷川1丁目13番1号 小千谷市ガス水道局施設課	乙6 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市上下水道課
乙7 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市上下水道局上下水道課	乙8 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号 見附市上下水道局
乙9 新潟県村上市岩船駅前56番地 村上市上下水道課	乙10 新潟県燕市吉田西太田1934番地 燕市都市整備部下水道課
乙11 新潟県糸魚川市一の宮1丁目3番5号 糸魚川市ガス水道局	乙12 新潟県妙高市大字関山1200番1 妙高市ガス上下水道局
乙13 新潟県五泉市村松乙130番地1 五泉市上下水道局	乙14 新潟県上越市藤野新田255番地1 上越市都市整備部生活排水対策課
乙15 新潟県阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局	乙16 新潟県佐渡市真野新町489番地 佐渡市上下水道課
乙17 新潟県魚沼市小出島788番地 魚沼市ガス水道局施設課	乙18 新潟県南魚沼市畔地315番地 南魚沼市上下水道部下水道課
乙19 新潟県胎内市新和町2番10号 胎内市上下水道課	乙20 新潟県北蒲原郡 聖籠町大字蓮野1367番地3 聖籠町上下水道課
乙21 新潟県西蒲原郡 弥彦村大字矢作402番地 弥彦村建設企業課	乙22 新潟県南蒲原郡 田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町地域整備課
乙23 新潟県東蒲原郡 阿賀町津川580番地 阿賀町建設課	乙24 新潟県三島郡 出雲崎町大字川西140番地 出雲崎町建設課
乙25 新潟県南魚沼郡 湯沢町大字神立300番地 湯沢町地域整備部上下水道課	乙26 新潟県中魚沼郡 津南町大字下船渡戊585番地 津南町建設課
乙27 新潟県岩船郡 関川村大字下関912番地 関川村建設課	
丙 新潟県新潟市中央区新光町6番地1 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 中部支部新潟県部会	

4-7-5-8 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙27まで）（以下、乙1から乙27までを総称して「乙」という。）と一般社団法人新潟県下水道維持改築協会（以下「丙」という。）とは、甲及び乙の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第2条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請等）

第2条 甲及び乙は、災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援協力を要請することができる。

（3）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

（4）その他甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲又は乙自ら電話等により丙の事務局へ要請することができる。この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援の実施）

第3条 丙は、第2条の規定による復旧支援協力要請を受けたときは、必要な人員、機材等をもって支援協力を行うものとする。

2 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は協議の上で決定する。

（費用）

第4条 甲及び乙が丙に対し要請した復旧支援協力に係る費用は、支援を受けた甲及び乙の個々による負担とする。

（報告）

第5条 丙は、甲及び乙の要請等により行った復旧支援協力の業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し、書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、甲及び乙の要請等により行っている復旧支援協力の業務中に適宜報告を行うものとする。

3 丙は、災害時の支援に備えて、復旧支援協力が可能な会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、甲の事務局に報告するものとする。変更があった場合には、適宜、甲の事務局に書面で報告するものとし、甲の事務局は乙に対し、書面で通知するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第6条 甲及び乙は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDFデータ等の電子データとして、丙に提供する。甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合には、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

2 丙は、甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

（下水道台帳データの開示）

第7条 丙は、甲及び乙から復旧支援協力要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し、甲及び乙から

提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援出動する丙の会員は、甲及び乙から開示された電子データを支援業務並びに必要な報告以外に使用してはならない。

(情報の保護)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(広域被災)

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局及び連絡体制)

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (5) 甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。
- (6) 丙の事務局は、一般社団法人新潟県下水道維持改築協会とする。
- (7) その他の連絡窓口については、別表に掲げるとおりとする。
- (8) 連絡窓口に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

(合同訓練)

第11条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前条項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

3 第1項の合同訓練を実施する場合は、第7条の規定を準用する。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲又は乙と丙が過去に締結した災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定は、この協定の締結に伴い、本協定締結日から廃止する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙による協議の上で決定するものとする。

2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和3年 3月 8日

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事 花角 英世

乙1 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

		長岡市長	磯田 達伸
乙2	新潟県三条市旭町2丁目3番1号		
		三条市長	滝沢 亮
乙3	新潟県柏崎市日石町2番1号		
		柏崎市長	櫻井 雅浩
乙4	新潟県新発田市中央町3丁目3番3号		
		新発田市長	二階堂 馨
乙5	新潟県小千谷市城内2丁目7番5号		
		小千谷市長	大塚 昇一
乙6	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号		
		加茂市長	藤田 明美
乙7	新潟県十日町市千歳町3丁目3番地		
		十日町市長	関口 芳史
乙8	新潟県見附市昭和町2丁目1番1号		
		見附市長	久住 時男
乙9	新潟県村上市三之町1番1号		
		村上市長	高橋 邦芳

乙10 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市長 鈴木 力

乙11 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市長 米田 徹

乙12 新潟県妙高市栄町5番1号

妙高市長 入村 明

乙13 新潟県五泉市太田1094番地1

五泉市長 伊藤 勝美

乙14 新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市長 村山 秀幸

乙15 新潟県阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市長 田中 清善

乙16 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市長 渡辺 竜五

乙17 新潟県魚沼市小出島788番地

魚沼市長 内田 幹夫

乙18 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長 林 茂男

乙 19 新潟県胎内市新和町2番10号

胎内市長 井畑 明彦

乙 20 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町長 西脇 道夫

乙 21 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地

弥彦村長 小林 豊彦

乙 22 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地

田上町長 佐野 恒雄

乙 23 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町長 神田 一秋

乙 24 新潟県三島郡出雲崎町大字川西140番地

出雲崎町長 小林 則幸

乙 25 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300番地

湯沢町長 田村 正幸

乙 26 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地

津南町長 桑原 悠

乙27 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長 加藤 弘

丙 新潟県新潟市江南区下早通柳田2丁目2番17号
一般社団法人新潟県下水道維持改築協会

理事長 五十嵐 豊

別表

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部都市局下水道課	甲 新潟県新潟市東区下山3-680 新潟県土木部流域下水道事務所
乙1 新潟県長岡市大手通2丁目2番地6 長岡市土木部下水道課	乙2 新潟県三条市荻堀830番地1 三条市建設部上下水道課
乙3 新潟県柏崎市鏡町1番11号 柏崎市上下水道局経営企画課	乙4 新潟県新発田市下内竹747番地 新発田市下水道課
乙5 新潟県小千谷市千谷川1丁目13番1号 小千谷市ガス水道局施設課	乙6 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市上下水道課
乙7 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市上下水道局上下水道課	乙8 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号 見附市上下水道局
乙9 新潟県村上市岩船駅前56番地 村上市上下水道課	乙10 新潟県燕市吉田西太田1934番地 燕市都市整備部下水道課
乙11 新潟県糸魚川市一の宮1丁目3番5号 糸魚川市ガス水道局	乙12 新潟県妙高市大字関山1200番1 妙高市ガス上下水道局
乙13 新潟県五泉市村松乙130番地1 五泉市上下水道局	乙14 新潟県上越市藤野新田255番地1 上越市都市整備部生活排水対策課
乙15 新潟県阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局	乙16 新潟県佐渡市真野新町489番地 佐渡市上下水道課
乙17 新潟県魚沼市小出島788番地 魚沼市ガス水道局施設課	乙18 新潟県南魚沼市畔地315番地 南魚沼市上下水道部下水道課
乙19 新潟県胎内市新和町2番10号 胎内市上下水道課	乙20 新潟県北蒲原郡 聖籠町大字蓮野1367番地3 聖籠町上下水道課
乙21 新潟県西蒲原郡 弥彦村大字矢作402番地 弥彦村建設企業課	乙22 新潟県南蒲原郡 田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町地域整備課
乙23 新潟県東蒲原郡 阿賀町津川580番地 阿賀町建設課	乙24 新潟県三島郡 出雲崎町大字川西140番地 出雲崎町建設課
乙25 新潟県南魚沼郡 湯沢町大字神立300番地 湯沢町地域整備部上下水道課	乙26 新潟県中魚沼郡 津南町大字下船渡戊585番地 津南町建設課
乙27 新潟県岩船郡 関川村大字下関912番地 関川村建設課	
丙 新潟県新潟市江南区 下早通柳田2丁目2番17号 一般社団法人新潟県下水道維持改築協会	

4-7-5-9 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）及び市町村（乙1から乙27まで）（以下、乙1から乙27までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

（技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成など甲又は乙及び丙間で協議し、必要とされる業務とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 甲及び乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第10条に規定する甲の事務局が、甲及び乙の支援協力要請をとりまとめたうえで、協力内容を明らかにした書面により、第10条の規定する丙の事務局を通じて行うものとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、甲及び乙自らが丙の事務局へ要請することが出来る。

2 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

3 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により決定し、甲及び乙は書面により技術支援協力を要請する。

4 大規模災害等において、丙が人員等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

（委託契約の締結及び費用）

第5条 甲及び乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議するものとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求するものとする。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

第7条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに甲又は乙に書面をもって報告する。

（広域の被災）

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、下水道対策本部による活動を優先する。

（労災及び損害補償）

- 第9条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険より適用するものとする。
- 2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定めるものとする。
- 3 業務実施者が行った技術支援協力において、瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。
- 4 前項の請求は甲又は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくものとし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲又は乙及び業務実施者が協議して定めるものとする。

（事務局及び連絡体制）

- 第10条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。
- （9） 甲の事務局は、新潟県土木部都市局下水道課とする。
- （10） 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部とする。
- （11） 甲、乙及び丙の連絡先については、別表に掲げるとおりとする。
- （12） 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、甲、乙及び丙に伝えること。

（情報の保護）

- 第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（合同訓練）

- 第12条 甲、乙及び丙については、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。
- 2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

（協定の有効期間）

- 第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和4年3月31日までとする。
- 2 協定の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙または丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後も同様とする。

（補則）

- 第14条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。
- 2 甲、乙又は丙がこの協定に違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、甲及び丙がその1通を保有する。また、乙は本協定書の写しをもって本協定の証とする。

令和3年 3月 8日
甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事 花角 英世

乙1 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

		長岡市長	磯田 達伸
乙2	新潟県三条市旭町2丁目3番1号		
		三条市長	滝沢 亮
乙3	新潟県柏崎市日石町2番1号		
		柏崎市長	櫻井 雅浩
乙4	新潟県新発田市中央町3丁目3番3号		
		新発田市長	二階堂 馨
乙5	新潟県小千谷市城内2丁目7番5号		
		小千谷市長	大塚 昇一
乙6	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号		
		加茂市長	藤田 明美
乙7	新潟県十日町市千歳町3丁目3番地		
		十日町市長	関口 芳史
乙8	新潟県見附市昭和町2丁目1番1号		
		見附市長	久住 時男
乙9	新潟県村上市三之町1番1号		
		村上市長	高橋 邦芳

乙10 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市長 鈴木 力

乙11 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市長 米田 徹

乙12 新潟県妙高市栄町5番1号

妙高市長 入村 明

乙13 新潟県五泉市太田1094番地1

五泉市長 伊藤 勝美

乙14 新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市長 村山 秀幸

乙15 新潟県阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市長 田中 清善

乙16 新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市長 渡辺 竜五

乙17 新潟県魚沼市小出島788番地

魚沼市長 内田 幹夫

乙18 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長 林 茂男

乙 19 新潟県胎内市新和町 2 番 10 号

胎内市長 井畑 明彦

乙 20 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1 6 3 5 番地 4

聖籠町長 西脇 道夫

乙 21 新潟県西蒲原郡弥彦村大字矢作 4 0 2 番地

弥彦村長 小林 豊彦

乙 22 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3 0 7 0 番地

田上町長 佐野 恒雄

乙 23 新潟県東蒲原郡阿賀町津川 5 8 0 番地

阿賀町長 神田 一秋

乙 24 新潟県三島郡出雲崎町大字川西 1 4 0 番地

出雲崎町長 小林 則幸

乙 25 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 3 0 0 番地

湯沢町長 田村 正幸

乙 26 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡 5 8 5 番地

津南町長 桑原 悠

乙27 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長 加藤 弘

丙 愛知県名古屋市中区錦1-8-6
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

中部支部長 上田 直和

別表

甲 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県土木部都市局下水道課	甲 新潟県新潟市東区下山3-680 新潟県土木部流域下水道事務所
乙1 新潟県長岡市大手通2丁目2番地6 長岡市土木部下水道課	乙2 新潟県三条市荻堀830番地1 三条市建設部上下水道課
乙3 新潟県柏崎市鏡町1番11号 柏崎市上下水道局経営企画課	乙4 新潟県新発田市下内竹747番地 新発田市下水道課
乙5 新潟県小千谷市千谷川1丁目13番1号 小千谷市ガス水道局施設課	乙6 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市上下水道課
乙7 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市上下水道局上下水道課	乙8 新潟県見附市昭和町2丁目1番1号 見附市上下水道局
乙9 新潟県村上市岩船駅前56番地 村上市上下水道課	乙10 新潟県燕市吉田西太田1934番地 燕市都市整備部下水道課
乙11 新潟県糸魚川市一の宮1丁目3番5号 糸魚川市ガス水道局	乙12 新潟県妙高市大字関山1200番1 妙高市ガス上下水道局
乙13 新潟県五泉市村松乙130番地1 五泉市上下水道局	乙14 新潟県上越市藤野新田255番地1 上越市都市整備部生活排水対策課
乙15 新潟県阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局	乙16 新潟県佐渡市真野新町489番地 佐渡市上下水道課
乙17 新潟県魚沼市小出島788番地 魚沼市ガス水道局施設課	乙18 新潟県南魚沼市畔地315番地 南魚沼市上下水道部下水道課
乙19 新潟県胎内市新和町2番10号 胎内市上下水道課	乙20 新潟県北蒲原郡 聖籠町大字蓮野1367番地3 聖籠町上下水道課
乙21 新潟県西蒲原郡 弥彦村大字矢作402番地 弥彦村建設企業課	乙22 新潟県南蒲原郡 田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町地域整備課
乙23 新潟県東蒲原郡 阿賀町津川580番地 阿賀町建設課	乙24 新潟県三島郡 出雲崎町大字川西140番地 出雲崎町建設課
乙25 新潟県南魚沼郡 湯沢町大字神立300番地 湯沢町地域整備部上下水道課	乙26 新潟県中魚沼郡 津南町大字下船渡戊585番地 津南町建設課
乙27 新潟県岩船郡 関川村大字下関912番地 関川村建設課	
丙 愛知県名古屋市中区錦1-8-6 公益社団法人全国上下水道 コンサルタント協会中部支部	

4-7-5-10 災害時の応援業務に関する協定 災害時の応援業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、柏崎市地域防災計画及び柏崎市ガス水道非常事態対策計画に基づき、柏崎市が新潟スーパー産業株式会社に対し、市の地域における下水道施設の災害予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定める。

(応援要請の窓口)

第2条 柏崎市長（以下「甲」という。）及び新潟スーパー産業株式会社（以下「乙」という。）はあらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 下水道施設の被災状況の調査。(公共下水道・農業集落排水)
- (2) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務。

(応援要請)

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(協力)

第5条 乙は、甲に要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員する。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲が負担する。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう随時次の資料を交換する。

- (1) 地域防災計画及び非常事態対策計画
- (2) 施設台帳
- (3) 連絡担当者
- (4) 緊急連絡電話番号
- (5) その他必要事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は平成21年2月25日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年2月25日

甲 柏崎市鏡町1番11号
柏崎市 市長 会田 洋

乙 柏崎市大字茨目1880番地1
新潟スーパー産業株式会社
代表取締役 浦澤 洋一

災害時の応援業務に関する協定の一部変更協定書

災害時の応援業務に関する協定（平成21年2月25日締結）の一部を次のとおり変更する。

第1条中「柏崎市ガス水道非常事態対策計画」を「柏崎市上下水道非常事態対策計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

柏崎市鏡町1番11号
甲 柏崎市上下水道局
柏崎市長 櫻井雅浩

柏崎市大字茨目1880番地1
乙 新潟スーパー産業株式会社
代表取締役 前山考

4-7-5-11 災害時の応援業務に関する協定

災害時の応援業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、柏崎市地域防災計画及び柏崎市ガス水道非常事態対策計画に基づき、柏崎市が新潟日化サービス株式会社に対し、市の地域における下水道施設の災害予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定める。

(応援要請の窓口)

第2条 柏崎市長（以下「甲」という。）及び新潟日化サービス株式会社（以下「乙」という。）はあらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 下水道施設の被災状況の調査。(公共下水道・農業集落排水)
- (2) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務。

(応援要請)

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(協力)

第5条 乙は、甲に要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員する。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲が負担する。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう随時次の資料を交換する。

- (1) 地域防災計画及びガス水道非常事態対策計画施設台帳
- (2) 連絡担当者
- (3) 緊急連絡電話番号
- (4) その他必要事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は平成21年2月25日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自2通を保有する。

平成21年2月25日

甲 柏崎市鏡町1番11号
柏崎市長 会田 洋

乙 新潟市東区木工新町4-4-3番地1
新潟日化サービス株式会社
代表取締役 高頭 利彦

災害時の応援業務に関する協定の一部変更協定書

災害時の応援業務に関する協定（平成21年2月25日締結）の一部を次のとおり変更する。

第1条中「柏崎市ガス水道非常事態対策計画」を「柏崎市上下水道非常事態対策計画」に改める。

第7条第1号中「ガス水道非常事態対策計画」を「上下水道非常事態対策計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

柏崎市鏡町1番11号
甲 柏崎市上下水道局
柏崎市長 櫻井雅浩

新潟市東区木工新町443番地1
乙 新潟日化サービス株式会社
代表取締役 高頭利彦

4-7-5-12 災害時の応援業務に関する協定

災害時の応援業務に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、柏崎市地域防災計画及び柏崎市ガス水道非常事態対策計画に基づき、柏崎市が日本ヘルス工業株式会社に対し、市の地域における下水道施設の災害予防、応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの必要な事項について定める。

(応援要請の窓口)

第2条 柏崎市長（以下「甲」という。）及び日本ヘルス工業株式会社（以下「乙」という。）はあらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 公共下水道施設の被災状況の調査。
- (2) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務。

(応援要請)

第4条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応援業務の内容
- (4) その他必要な事項

(協力)

第5条 乙は、甲に要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員する。

(費用の負担)

第6条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲が負担する。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑に行われるよう随時次の資料を交換する。

- (1) 地域防災計画及びガス水道非常事態対策計画
- (2) 施設台帳
- (3) 連絡担当者
- (4) 緊急連絡電話番号
- (5) その他必要事項

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲乙が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は平成21年2月25日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年2月25日
甲 柏崎市鏡町1番11号
柏崎市長 会田 洋

乙 長岡市南七日町31番2
日本ヘルス工業株式会社 新潟オフィス
事業部長 村山 慎

災害時の応援業務に関する協定の一部変更協定書

災害時の応援業務に関する協定（平成21年2月25日締結）の一部を次のとおり変更する。

第1条中「柏崎市ガス水道非常事態対策計画」を「柏崎市上下水道非常事態対策計画」に改める。
第7条第1号中「ガス水道非常事態対策計画」を「上下水道非常事態対策計画」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月1日

柏崎市鏡町1番11号
甲 柏崎市上下水道局
柏崎市長 櫻井雅浩

長岡市南七日町31番2
乙 株式会社ウォーターエージェンシー
新潟営業所長 村山慎

4-7-5-13 災害時の協力に関する協定書

平成24年6月29日締結
令和3（2021）年4月1日一部修正

災害時の協力に関する協定書

柏崎市と東北電力ネットワーク株式会社柏崎電力センター（以下「東北電力NW」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 柏崎市及び東北電力NWは、大規模地震、台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 柏崎市及び東北電力NWは、相互に連携を図り、迅速に災害情報を提供するものとする。

2 東北電力NWは、大規模な停電等が発生した場合は、停電地域、停電戸数、停電の原因及び停電発生時間等の情報を柏崎市に提供するものとする。

3 東北電力NWが第1項の規定に基づき、ヘリコプターやドローン等の技術を活用する際は、柏崎市は可能な範囲でそれに協力するものとする。

（市災害対策本部へのリエゾンの派遣）

第3条 大規模地震、台風等による大規模な災害により、停電等が発生又は発生のおそれがあり、柏崎市が災害対策本部を設置した場合は、東北電力NWは必要に応じ柏崎市が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合は、東北電力NWは、東北電力NWの供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院に限る。）、災害復旧対策の中枢となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧の際、電源車等の復旧設備の使用については、柏崎市と東北電力NWが協議の上、決定するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 雪崩、土砂災害、倒木、積雪等により柏崎市が管理する道路が通行不能となり、東北電力NWの電力復旧作業に支障がある場合、柏崎市は、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において東北電力NWの電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場、ヘリポート等の確保に当たっては、東北電力NWは柏崎市に対し別表に掲げる敷地等の使用を要請し、柏崎市は東北電力NWの要請に協力するよう努めるものとする。ただし、本文の協力要請は別表の敷地を優先使用させるものではない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、柏崎市、東北電力NW協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、柏崎市、東北電力NW記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年（2021年）4月 1日

新潟県柏崎市日石町2番1号
柏崎市長 櫻井 雅浩

新潟県柏崎市東本町2丁目3-20
東北電力ネットワーク株式会社 柏崎電力センター
所 長 白岩 靖彦

別表（第6条関係）

名 称	所 在 地
佐藤池運動広場 駐車場	柏崎市大字佐藤池新田1150番地1
みなとまち海浜公園 駐車場	柏崎市西港町12番地
柏崎市文化会館アルフォーレ 駐車場	柏崎市日石町4番32号
柏崎・夢の森公園 駐車場	柏崎市大字軽井川4544番地1
西山総合体育施設 駐車場	柏崎市西山町浜忠3224番地1
じょんのび村 駐車場	柏崎市高柳町高尾10番地1

4-7-5-14 災害時における応援対策業務に関する協定書 災害時における応急対策業務に関する協定

柏崎市（以下「甲」という。）と（一社）全日本瓦工事業連盟 新潟県瓦工事業連合会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等による大規模災害が柏崎市内で発生した場合において、甲の乙に対する協力要請及び当該要請に基づき乙が行う応急対策業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める被害をいう。

（実施要請）

第3条 甲は、大規模災害において応急対策業務の必要があると認めるときは、書面により乙に対し、当該業務の実施を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに当該業務を実施するものとする。

（応急対策業務の内容）

第4条 甲が乙に実施を要請する応急対策業務の内容は、市内における建築物の損壊箇所の応急措置・障害物の除去等（以下「応急対策工事」という。）とする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請した応急対策工事に要する費用は、甲が負担する。

（従事者の損害補償）

第6条 第3条第1項の規定に基づき、応急対策業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律50号）により行うものとする。

（実施細目）

第7条 この規定の実施に関し必要な細目は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

（協議）

第8条 この協議に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は（以下「協定期間」という。）、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

2 協定期間の満了する1箇月前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年 8 月19日

甲	新潟県柏崎市中央町5番50号	
	柏崎市長 会田 洋	印
乙	新潟県新潟市西区小新1711-1	
	新潟県瓦工事業連合会	
	会長 南日 伸夫	印

4-7-5-15 災害時における応援に関する協定書

災害時における応援に関する協定書

柏崎市(以下「甲」という。)とヴェオリア・ジェネッツ株式会社北陸支店(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の自然災害や、原子力事故など重大事故による災害(以下「災害」という。)の発生時における応援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により上水道・下水道施設が被災し、又は被災するおそれがある場合において、甲の要請により乙が実施する応援業務に関し必要な事項を定めることにより、上水道・下水道施設の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

(応援要請)

第2条 甲は、災害の発生時において、乙の応援業務が必要であると認めたときは、乙に対し応援を要請することができる。

(応援要請の手続)

第3条 前条の規定による応援の要請は、次の事項を明らかにした文書で行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭または電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援業務の内容
- (3) 必要とする機器類の種類及び台数
- (4) 必要とする人員
- (5) 応援受付場所
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要員の派遣)

第4条 乙は、第2条の規定により甲から応援要請を受けたときは、直ちに応援受付場所に出動し、甲が行う復旧作業に協力するものとする。

2 乙は、前項の規定による応援業務を行うにあたり、甲の職員の指示に従うものとする。

(応援業務)

第5条 乙が行う応援業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 広報活動
- (2) 電話及び窓口対応(料金センター以外の部署も含む)
- (3) 応急給水活動
- (4) お客さまの避難誘導
- (5) 支援物資の配布作業
- (6) 応急開閉栓作業
- (7) 水道の開閉栓リストの作成
- (8) 乙が所有する加圧式給水車による応急給水等の支援活動
- (9) 前号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(自主応援)

第6条 乙は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ甲が第3条に規定する要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、前条の応援を実施することができるものとする。この場合は、同条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第7条 この協定により乙が行った応援業務に要した経費については、甲が負担するものとする。なお、この場合の経費については、甲が定める基準に基づき、甲乙が協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第8条 前条の規定により甲が負担する経費は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(労災補償)

第9条 乙の応援要員が応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、または死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者及びその代理者を定め、相互に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(人員、機材の状況報告)

第11条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員および機材の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(訓練)

第12条 応援活動の円滑な実施を期するため、乙は、甲の要請がある時は甲の行う防災訓練に参加することとする。

2 乙の訓練参加に係る費用は原則無償とする。ただし、費用が発生するような訓練の場合は、甲乙協議して甲が負担する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、令和5(2023)年4月1日から令和10(2028)年3月31日までとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

令和5(2023)年4月1日

甲 新潟県柏崎市

柏崎市長 櫻井 雅 浩

乙 富山県富山市今泉西部町9番地1

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 北陸支店

CS担当部長 渡 辺 親 一

4-7-5-16 災害時における応援に関する協定書

災害時における応援に関する協定書

柏崎市（以下「要請者」という。）と北陸瓦斯株式会社柏崎供給センター（以下「協力者」という。）とは、災害時の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 要請者と協力者は、大規模地震等の災害発生に伴い、大規模なガス供給停止等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために、ガス施設の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の共有）

第2条 要請者と協力者は、それぞれ相互に迅速な災害情報の共有を図るものとする。

2 協力者は、大規模なガス供給停止等が発生した場合、供給停止地域、戸数、原因、発生時間、復旧見込等の情報を要請者に提供するものとする。

（市対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震等による大規模な災害によりガス供給停止、あるいは供給停止のおそれがあり、要請者の要請があった場合又は、協力者が必要と判断した場合には、協力者は必要に応じ要請者が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じて各種調整を図るものとする。

（ガス施設の復旧）

第4条 災害により大規模なガス供給停止等が発生した場合、協力者は、協力者の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5前段に規定する病院をいう。）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等のガス施設の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 雪崩、土砂災害、倒木、積雪等により要請者が管理する道路が通行不能となり、協力者の復旧作業に支障を来した場合、要請者は協力者の要請に基づき、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に関する協力）

第6条 災害時において協力者のガス関連施設復旧作業に必要な資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保に当たっては、要請者は、協力者の要請に協力するよう努めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、要請者又は協力者のいずれかが協定解除の意思表示をしない限り、更に1年間本協定を延長するものとし、その後においても同様とする。

（解除等）

第8条 この協定は、要請者と協力者の協議により解除又は改定することができる。ただし、この協定を解除しようとするときは、要請者と協力者いずれか一方が解除しようとする日の1か月前までに、書面により相手方に通知しなければならない。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、要請者と協力者双方が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、要請者及び協力者が記名押印の上、各自1通を

保有するものとする。

令和2（2020）年7月10日

要請者 新潟県柏崎市中央町5番50号
柏崎市
代表者 柏崎市長 櫻井 雅浩

協力者 新潟県柏崎市大字藤井2098番地5
北陸瓦斯株式会社
柏崎供給センター長 高井 聡

4-7-5-17 災害時における石油燃料の供給に関する協定書

災害時における石油燃料の供給に関する協定書

柏崎市消防本部（以下「要請者」という。）と中村石油株式会社（以下「協力者」という。）は、大規模な震災、火災等が発生した場合（以下「災害時」という。）の石油燃料の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に石油燃料の調達が困難な場合において、要請者から協力者に対して石油燃料の供給を求めるときの必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 要請者は、災害時において、石油燃料が必要な場合、協力者に対し、石油燃料の供給を要請することができる。

2 協力者は、前項による要請者の要請を受けたときは、可能な限り要請者に協力する。

3 要請者が協力者に要請する内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要請者が指定する車両、船舶に対する石油燃料の供給
- (2) 要請者が指定する施設及び設備に対する石油燃料の供給

4 第1項の要請は、要請者が協力者に対し、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 石油燃料の供給場所又は搬送場所

（経費負担）

第3条 この協定に基づく経費の負担については、原則として要請者が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、要請者協力者が協議の上、決定する。

（補償）

第4条 この協定に基づく石油燃料の供給時に事故が発生した場合の補償については、要請者協力者が協議の上、決定する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、要請者又は協力者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、要請者協力者が協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、要請者協力者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年（2021年）9月15日

要請者	新潟県柏崎市日石町2番1号		
	柏崎市長	櫻井	雅浩
協力者	新潟県柏崎市鏡町1番5号		
	中村石油株式会社 取締役社長	中村	伸

4-7-5-18 災害時における石油燃料の供給に関する協定書

災害時における石油燃料の供給に関する協定書

柏崎市上下水道局（以下「要請者」という。）と中村石油株式会社（以下「協力者」という。）は、大規模な震災、火災等が発生した場合（以下「災害時」という。）の石油燃料の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に石油燃料の調達が困難な場合において、要請者から協力者に対して石油燃料の供給を求めるときの必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 要請者は、災害時において、石油燃料が必要な場合、協力者に対し、石油燃料の供給を要請することができる。

2 協力者は、前項による要請者の要請を受けたときは、可能な限り要請者に協力する。

3 要請者が協力者に要請する内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 要請者が指定する車両、船舶に対する石油燃料の供給
- (2) 要請者が指定する施設及び設備に対する石油燃料の供給

4 第1項の要請は、要請者が協力者に対し、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 石油燃料の供給場所又は搬送場所

（経費負担）

第3条 この協定に基づく経費の負担については、原則として要請者が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、要請者協力者が協議の上、決定する。

（補償）

第4条 この協定に基づく石油燃料の供給時に事故が発生した場合の補償については、要請者協力者が協議の上、決定する。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、要請者又は協力者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、要請者協力者が協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書を2通作成し、要請者協力者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年（2023年）3月 1日

新潟県柏崎市鏡町1番11号
要請者
柏崎市長 櫻井雅浩

新潟県柏崎市鏡町1番5号
協力者
中村石油株式会社
取締役社長 中村伸

4-7-6【区分：物資】

4-7-6-1 災害時における物資供給に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めたときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が協定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協定）

第6条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに協定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の要求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年8月1日

新潟県柏崎市中央町5番50号

甲 柏崎市

市長 会田 洋

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 棒 賢 一

別表
災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割り箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ、
トイレ関係等	緊急ミニトイレ

4-7-6-2 災害時における物資供給に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）とホリカフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次の掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うこととする。ただし、文書をもって要請することができないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかに実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文章をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年 3月10日

新潟県柏崎市中央町5番50号

甲

柏崎市長 会 田 洋

新潟県南魚沼市堀之内286番地

乙 ホリカフーズ株式会社

代表取締役社長 川 井 義 博

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
介護食	お粥類 ミキサー食などの性状調整食品 総合栄養補給食品（濃厚流動食） 硬さ調整食品
タンパク調整食品	P L C ごはん等 P L C 惣菜類
米アレルギー対応食品	ケアライス
救援者用食品	レスキューフーズ類
業務用製品	大型副食製品ほか
発熱剤	レスキューヒーターS
その他	ウーロン茶など

4-7-6-3 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と信越ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）とは災害発生時における物資の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、柏崎市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1）飲料水

（2）乙が取扱う商品

（3）災害発生時においては、乙の設置した緊急時飲料提供自動販売機の機内在庫製品を甲に無償提供するものとする。

（設置）

第3条 乙は防災活動協力にかかる自動販売機の設置にあたっては、甲の指定する場所へ設置するものとする。なお、設置の際は、転倒防止に十分留意するものとする。

（備蓄）

第4条 乙は第3条の規定により新規に自動販売機を設置した際、第2条に定める自動販売機内の機内在庫の製品の提供のほか、救援物資の備蓄品を甲に無償で提供する。

2 前項の備蓄品は、「サントリー南アルプス天然水 2ℓ」とし甲の指定した場所へ納品し、甲が保管するものとする。備蓄の数量は甲乙協議の上、決定する。

3 備蓄品の賞味期限については乙にて管理し、賞味期限前に該当数量を速やかに補充するものとする。

（要請の方法）

第5条 第1条の要請は、災害時物資発注書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 第1条の要請を受けたときは、乙は、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置をとるものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、甲は、甲が指定する者に物資の品目及び数量等の確認を行わせた上、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙から物資の引渡し後、速やかに災害時物資確認通知書（別記様式2）により乙に通知するものとする。

3 乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(費用)

第8条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、物資の対価については、甲の要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の共有)

第10条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

新潟県柏崎市中央町5番50号
甲 柏崎市
柏崎市長 会 田 洋

長野県長野市真島1388番地
乙 信越ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役社長 山 根 茂

別記様式 1

災 害 時 物 資 発 注 書

年 月 日

信越ペプシコーラ販売株式会社

代表取締役社長

様

担当部署

柏崎市長

「災害時における物資の供給に関する協定書」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

[illegible]

担当部署：

担 当 者：

電話：

別記様式 2

災 害 時 物 資 確 認 通 知 書

年 月 日

信越ペプシコーラ販売株式会社

代表取締役社長

様

担当部署

柏崎市長

「災害時における物資の供給に関する協定書」第7条に基づき、下記のとおり通知します。

記

[illegible]

担当部署：

担 当 者：

電話：

4-7-6-4 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社クスリのアオキ（以下「乙」という。）とは災害発生時における乳幼児等への物資の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、柏崎市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）哺乳・離乳用品
- （2）ベビーケア用品
- （3）紙おむつ関係用品（乳幼児用、大人用）
- （4）前各号に掲げるもののほか、乙が取扱う商品

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時物資発注書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置をとるものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、甲は、甲が指定する者に物資の品目及び数量等の確認を行わせた上、これを引き取るものとする。

- 2 甲は、乙から物資の引渡し後、速やかに災害時物資確認通知書（別記様式2）により乙に通知するものとする。
- 3 乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

（費用）

第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、物資の対価については、甲の要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（情報の共有）

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

新潟県柏崎市中央町5番50号

甲 柏崎市

柏崎市長

会 田 洋

石川県白山市松本町2512番地

乙 株式会社クスリのアオキ

代表取締役社長 青木 保外志

別記様式 1

災 害 時 物 資 発 注 書

年 月 日

株式会社クスリのアオキ
代表取締役社長
担当部署

様

柏崎市長

「災害時における物資の供給に関する協定書」第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請品目	要請数量	希望引渡し場所

担当部署：

担 当 者：

電 話：

別記様式 2

災 害 時 物 資 確 認 通 知 書

年 月 日

株式会社クスリのアオキ

代表取締役社長

様

担当部署

柏崎市長

「災害時における物資の供給に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

[illegible]

担当部署：

担 当 者：

電話：

4-7-6-5 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、柏崎市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）飲料水
- （2）乙が取り扱う商品
- （3）乙の設置した災害対応型自動販売機の機内在庫製品

（設置）

第3条 乙は、防災活動協力に係る自動販売機の設置に当たっては、甲の指定する場所へ設置するものとする。この場合においては、転倒防止に十分留意するものとする。

（備蓄）

第4条 乙は、第3条の規定により自動販売機を設置したときは、第2条に定める自動販売機内の機内在庫製品を提供するほか、流通備蓄する飲料水等の商品を可能な範囲内で、甲に優先的に提供する。

- 2 前項に規定する流通備蓄品は、甲の指定した場所へ納品し、甲が保管するものとする。備蓄の数量は甲乙協議の上、決定する。
- 3 備蓄品の賞味期限については、乙が管理し、賞味期限前に該当数量を速やかに補充するものとする。

（要請の方法）

第5条 第1条の規定による要請は、災害時物資発注書（別記第1号様式）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、速やかに発注書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲乙協議して決定するものとし、甲は、甲が指定する者に物資の品目及び数量等の確認を行わせた上、これを引き取るものとする。

- 2 甲は、乙から物資の引渡し後、速やかに災害時物資確認通知書（別記第2号様式）により乙に通知するものとする。
- 3 乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(費用)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、物資の対価については、甲の要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

- 2 第2条第3号の自動販売機内の機内在庫製品は、無料とする。

(情報の共有)

第9条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成22年10月15日

新潟県柏崎市中央町5番50号

甲 柏崎市

柏崎市長 会 田 洋

新潟県新潟市西区善久669番地

乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社

新潟支社長 小 暮 和 明

別記第1号様式（第5条関係）

災 害 時 物 資 発 注 書

年 月 日

三国コカ・コーラボトリング株式会社
新潟支社長 小 暮 和 明 様
担当部署 長岡支店

柏崎市長 会 田 洋

「災害時における物資の供給に関する協定書」第1条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請品目	要請数量	希望設置・引渡場所

担当部署：
担 当 者：
電 話：

別記第2号様式（第6条関係）

災 害 時 物 資 確 認 通 知 書

年 月 日

三国コカ・コーラボトリング株式会社
新潟支社長 小 暮 和 明 様
担当部署 長岡支店

柏崎市長 会 田 洋

「災害時における物資の供給に関する協定書」第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

設置・引渡日時	設置・引渡し場所	設置・引渡し品目	数量	引取り・確認者	
				所属	氏名

担当部署：
担 当 者：
電 話：

4-7-6-6 災害時における食料品等の供給・提供に関する協定書

災害時における食料品等の供給・提供に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社ウオロク（以下「乙」という。）とは、災害発生時等に際し食料品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力要請）

第1条 災害時又は災害の発生する恐れがある場合において、甲は乙に対し、次の事項について必要があると認めるときは、協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

- （1）救援物資として、乙が保有する物資の供給に関すること。
- （2）一時避難場所として、柏崎市内店舗駐車場の提供に関すること。

（要請の方法）

第2条 前条に掲げる甲からの要請は、災害時協力要請書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置をとるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうちから、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）衣料品
- （4）日用品
- （5）その他乙の取扱商品

（物資の費用負担）

第5条 乙が供給した食料品等の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、食料品等の対価については、甲の要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、甲乙協議の上決定するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 食料品等の引渡し場所は、原則として乙の店舗とし、甲は、甲が指定する者に食料品等の品目及び数量等の確認を行わせた上、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙から食料品等の引渡し後、速やかに災害時食料品等供給・提供報告書（別記様式2）により乙に通知するものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、甲乙間の合意により、乙が食料品等を乙の店舗以外の場所への運搬を行う場合には乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図る

ものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき物資を供給する際には、車両を緊急通行車両として使用できるよう協力するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(解除)

第11条 この協定は、甲乙協議により改定又は解除することができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成22年12月1日

新潟県柏崎市中央町5番50号
甲 柏崎市
柏崎市長 会 田 洋

新潟県新潟市中央区鑑2丁目14番13号
乙 株式会社 ウオロク
代表取締役社長 葛 見 久 則

別記様式 1

災 害 時 協 力 要 請 書

年 月 日

様

柏崎市長

「災害時における食料品等の供給・提供に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり
要請します。

記

【物資の供給】

要請品目	要請数量	希望引渡し場所

【駐車場の提供】

要請内容	

担当部署：

担当者：

電話：

4-7-6-7 災害時における日用品等の供給・提供に関する協定書

災害時における日用品等の供給・提供に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）とアークランドサカモト株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等に際し日用品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力要請）

第1条 災害時又は災害の発生する恐れがある場合において、甲は乙に対し、次の事項について必要があると認めるときは、協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

- （1）救援物資として、乙が保有する物資の供給に関すること。
- （2）一時避難場所として、柏崎市内店舗駐車場の提供に関すること。

（要請の方法）

第2条 前条に掲げる甲からの要請は、災害時協力要請書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置をとるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げるもののうちから、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）日用品
- （2）その他乙の取扱商品

（物資の費用負担）

第5条 乙が供給した日用品等の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、日用品等の対価については、甲の要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、甲乙協議の上決定するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 日用品等の引渡し場所は、原則として乙の店舗とし、甲は、甲が指定する者に日用品等の品目及び数量等の確認を行わせた上、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙から日用品等の引渡し後、速やかに災害時日用品等供給・提供報告書（別記様式2）により乙に通知するものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、甲乙間の合意により、乙が日用品等を乙の店舗以外の場所への運搬を行う場合には乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき物資を供給する際には、車両を緊急通行車両として使用できるよう協力するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日より翌年3月31日間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

（解除）

第11条 この協定は、甲乙協議により改定又は解除することができる。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成22年12月1日

新潟県柏崎市中央町5番50号
甲 柏崎市
柏崎市長 会 田 洋

新潟県三条市上須頃445番地
乙 アークランドサカモト株式会社
代表取締役社長 坂 本 勝 司

別記様式 1

災 害 時 協 力 要 請 書

年 月 日

様

柏崎市長

「災害時における日用品等の供給・提供に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

【物資の供給】

要請品目	要請数量	希望引渡し場所

【駐車場の提供】

要請内容	

担当部署：

担当者：

電 話：

4-7-6-8 災害時における物資の供給・提供に関する協定書

災害時における物資の供給・提供に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社北越ケーズ（以下「乙」という。）とは、災害発生時等に際し物資の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力要請）

第1条 災害時又は災害の発生する恐れがある場合において、甲は乙に対し、次の事項について必要があると認めるときは、協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

- （1）救援物資として、乙が保有する物資の供給に関すること。
- （2）一時避難場所として、柏崎市内店舗駐車場の提供に関すること。

（要請の方法）

第2条 前条に掲げる甲からの要請は、災害時協力要請書（別記様式1）をもって行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置をとるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資は、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）乙の取扱商品

（物資の費用負担）

第5条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、物資の対価については、甲の要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、甲乙協議の上決定するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、原則として乙の店舗とし、甲は、甲が指定する者に物資の品目及び数量等の確認を行わせた上、これを引き取るものとする。

- 2 甲は、乙から物資の引渡し後、速やかに災害時物資供給・提供報告書（別記様式2）により乙に通知するものとする。
- 3 第1項の定めにかかわらず、甲乙間の合意により、乙が物資を乙の店舗以外の場所への運搬を行う場合には乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。
ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙がこの協定に基づき物資を供給する際には、車両を緊急通行車両として使用できるよう協力するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(解除)

第11条 この協定は、甲乙協議により改定又は解除することができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成22年12月1日

新潟県柏崎市中央町5番50号
甲 柏崎市
柏崎市長 会 田 洋

新潟県新潟市東区河渡庚135-1
乙 株式会社北越ケーズ
代表取締役 野 村 弘

別記様式 1

災 害 時 協 力 要 請 書

年 月 日

様

柏崎市長

「災害時における物資の供給・提供に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

【物資の供給】

要請品目	要請数量	希望引渡し場所

【駐車場の提供】

要請内容	

担当部署：

担 当 者：

電 話：

4-7-6-9 災害時におけるLPガス供給に関する協定書

災害時におけるLPガス供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という）と新潟県エルピーガス協会上越支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し又は災害発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、LPガスの調達及び安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設定し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（LPガス供給の協力要請）

第3条 災害時において甲がLPガスを必要とするときは、甲は乙に対し、LPガスの供給について要請することができる。

（LPガス供給の確保）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガスの供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

（LPガスの供給）

第5条 甲が乙に要請する災害時のLPガスは、被害の状況に応じ、乙が供給することとする。

（LPガス供給の要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（対価及び費用）

第7条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給したLPガスの対価については甲が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関して必要な事項、またはこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（効力）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し各自署名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成23年1月28日

甲 新潟県柏崎市中央町5番50号

柏崎市長 会田 洋

乙 新潟県上越市高土町3-8-20

社団法人新潟県エルピーガス協会上越支部

支部長 福田 聖

4-7-6-10 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、災害発生時における物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、柏崎市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）飲料水
- （2）乙が取り扱う商品
- （3）乙の設置した災害対応型自動販売機の機内在庫製品

（設置）

第3条 乙は、防災活動協力に係る自動販売機の設置に当たっては、甲の指定する場所へ設置するものとする。この場合においては、転倒防止に十分留意するものとする。

（備蓄）

第4条 乙は、第3条の規定により自動販売機を設置したときは、第2条に定める自動販売機内の機内在庫製品を提供するほか、流通備蓄する飲料水等の商品を可能な範囲内で、甲に提供する。

- 2 前項に規定する流通備蓄品は、甲の指定した場所へ納品し、甲が保管するものとする。備蓄の数量は甲乙協議の上、決定する。
- 3 備蓄品の賞味期限については、乙が管理し、賞味期限前に該当数量を速やかに補充するものとする。

（要請の方法）

第5条 第1条の規定による要請は、災害時物資発注書（別記第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、速やかに発注書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡場所は、甲乙協議して決定するものとし、甲は、甲が指定する者に物資の品目及び数量等の確認を行わせた上、これを引き取るものとする。

- 2 甲は、乙から物資の引渡し後、速やかに災害時物資確認通知書（別記第2号様式）により乙に通知するものとする。
- 3 乙が物資の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(費用)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、物資の対価については、甲の要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、実費とする。

(費用の支払)

第8条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 第2条第3号の自動販売機内の機内在庫製品は、無料とする。

(情報の共有)

第9条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成26年 6月30日

新潟県柏崎市中央町5番50号

甲 柏崎市

柏崎市長 会 田 洋

東京都渋谷区本町3丁目47番10号

乙 株式会社伊藤園

総務部長 川 本 正 人

別記第1号様式（第5条関係）

災 害 時 物 資 発 注 書

年 月 日

株式会社伊藤園
上越地区営業部長 増井 勝見 様
担当部署：上越地区営業推進一課

柏崎市長 会 田 洋

「災害時における物資の供給に関する協定書」第1条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請品目	要請数量	希望設置・引渡場所

担当部署：
担 当 者：
電 話：

別記第2号様式（第6条関係）

災 害 時 物 資 確 認 通 知 書

年 月 日

株式会社伊藤園
上越地区営業部長 増井 勝見 様
担当部署：上越地区営業推進一課

柏崎市長 会 田 洋

「災害時における物資の供給に関する協定書」第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

設置・引渡日時	設置・引渡場所	設置・引渡品目	数量	引取り・確認者	
				所属	氏名

担当部署：
担 当 者：
電 話：

4-7-6-11 災害時における物資の供給等に関する協定書

災害時における物資の供給等に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社ブルボン（以下「乙」という。）とは、災害発生時における物資の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力要請）

第1条 災害時又は災害の発生するおそれがある場合において、甲は乙に対し、必要があると認めるときは、次の事項について協力を要請することができるものとし、甲の要請に対し、乙は可能な限り協力するものとする。

(1) 救援物資として、乙が保有する食料品等の供給に関すること。

(2) 津波襲来時における一時避難施設として、乙が所有する施設等の使用に関すること。

ただし、第2号に規定する一時避難施設としての施設等の使用に関する協定は、別に定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 前条の規定による要請は、災害時協力要請書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置をとるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次の各号に掲げるもののうちから、乙が保有又は調達可能な物資とする。

(1) 食料品

(2) 飲料水

(3) その他乙の取扱商品

（物資の費用負担）

第5条 乙が供給した食料品等の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、食料品等の対価については、甲の要請時における乙の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、甲乙協議の上決定するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 食料品等の引渡し場所は、甲乙協議して決定するものとし、甲は、甲が指定する者に食料品等の品目及び数量等の確認を行わせた上、これを引き取るものとする。

2 甲は、乙から食料品を受領した後、速やかに災害時食料品等供給報告書（別記様式2）により乙に通知するものとする。

3 第1項の定めにかかわらず、甲乙間の合意により、乙が食料品等の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、期間満了の日の1か月前の日までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(解除)

第10条 この協定は、甲乙協議により改定又は解除することができる。ただし、この協定を解除しようとするときは、甲乙いずれか一方が解除しようとする日の1か月前の日までに、書面により相手方に通知しなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年7月16日

新潟県柏崎市中央町5番50号
甲 柏崎市
代表者 柏崎市長 会 田 洋

新潟県柏崎市駅前一丁目3番1号
乙 株式会社 ブルボン
代表取締役社長 吉 田 康

別記第1号様式（第2条関係）

災 害 時 物 資 発 注 書

年 月 日

株式会社 ブルボン
代表取締役社長 吉 田 康 様
担当部署：

柏崎市長 会 田 洋

「災害時における物資の供給等に関する協定書」第1条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請品目	要請数量	希望設置・引渡場所

【一時避難施設としての施設使用】	
要請内容	

担当部署：
担 当 者：
電 話：

別記第2号様式（第6条関係）

災 害 時 物 資 確 認 通 知 書

年 月 日

株式会社ブルボン

代表取締役社長 吉 田 康 様

担当部署：

柏崎市長 会 田 洋

「災害時における物資の供給等に関する協定書」第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

設置・引渡日時	設置・引渡場所	設置・引渡品目	数量	引取り・確認者	
				所属	氏名

【一時避難施設としての施設使用】

使用開始日時	使用可能範囲	備考

担当部署：

担 当 者：

電 話：

4-7-6-12 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害時における必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、以下の内容で合意し「災害時における物資供給に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、柏崎市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、災害時物資発注書（別記様式1を指し、以下「発注書」という。）により行うものとする。ただし、事態が急迫して発注書による要請ができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した発注書を乙に提出するものとする。

（協力）

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し乙の業務に支障のない範囲において協力するものとする。

（物資の範囲及び報告）

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。乙は、甲から物資供給の要請を受けたときは、当該物資について供給の可否・供給可能な日時・数量等について甲に報告するものとする。
- (1) 乙が保有する食料品及び生活必需品等の物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

- 第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先（以下「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。
- 2 甲は前項の引渡場所において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとし、受領後は、速やかに乙に災害時物資等受領通知書（別記様式2）により通知するものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙等の車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（物資等の費用）

- 第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
- 2 物資の代金は、災害発生の直前における適正な価格とする。
- 3 第4条第1項の物資の運搬について、乙等が引渡場所までの運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に運用するため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも更新しない旨の書面による意思表示がないときは、本協定は有効期間満了日の翌日から更に1年間同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(中途解約)

第10条 本協定は、解約日の1か月前までに書面により相手方に通知することで解約することができるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 9月27日

新潟県柏崎市中央町5番50号
甲 柏崎市
柏崎市 長 櫻井 雅浩

東京都千代田区二番町8番地8
乙 株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博

別記様式1（第1条関係）

災 害 時 物 資 発 注 書

年 月 日

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博 様
担当部署：

柏崎市長 櫻井 雅浩

「災害時における物資供給に関する協定書」第1条第2項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請品目	要請数量	引渡場所等

担当部署：

担 当 者：

電 話：

別記様式2（第4条関係）

災 害 時 物 資 等 受 領 通 知 書

年 月 日

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博 様
担当部署：

柏崎市長 櫻井 雅浩

「災害時における物資供給に関する協定書」第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

引渡日時	引渡場所	品目	数量	引受確認者	
				所属	氏名

担当部署：

担 当 者：

電 話：

4-7-6-13 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給等に関する協定書

柏崎市（以下「要請者」という。）と船山株式会社（以下「協力者」という。）とは、災害発生時における物資の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力要請）

第1条 災害時又は災害の発生するおそれがある場合において、要請者は協力者に対し、必要があると認めるときは、救援物資として協力者が保有する物資の供給について協力を要請することができるものとし、要請者の要請に対し、協力者は可能な限り協力するものとする。

（要請の方法）

第2条 前条の規定による要請は、災害時協力要請書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく協力者の措置）

第3条 協力者は、要請者から前条の要請を受けたときは、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置を採るものとする。

（物資の範囲）

第4条 要請者が協力者に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、協力者が保有又は調達可能な物資とする。

① 防災関連資機材

② その他協力者の取扱商品

（物資の費用負担）

第5条 協力者が供給した防災関連資機材等の対価及び引渡場所までの運搬に係る費用は、要請者が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき要請者が負担する額のうち、防災関連資機材等の対価については、要請者の要請時における協力者の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、要請者と協力者で協議の上決定するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 防災関連資機材等の引渡場所は、要請者と協力者で協議して決定するものとし、要請者は、要請者が指定する者に防災関連資機材等の品目及び数量等の確認を行わせた上、これを引き取るものとする。

2 要請者は、協力者から防災関連資機材を受領した後、速やかに災害時防災関連資機材等供給報告書（別記様式2）により協力者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、要請者と協力者の合意により、協力者が防災関連資機材等の運搬を行う場合には、協力者が使用する車両を緊急通行車両とするよう要請者は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

（費用の支払）

第7条 前条の規定に基づき要請者が負担する費用は、協力者からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、要請者において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 要請者と協力者は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、要請者又は協力者のいずれかが協定解除の意思表示をしない限り、更に1年間本協

定を延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除等)

第10条 この協定は、要請者と協力者の協議により解除又は改定することができる。ただし、この協定を解除しようとするときは、要請者と協力者いずれか一方が解除しようとする日の1か月前までに、書面により相手方に通知しなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、要請者と協力者双方が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、要請者及び協力者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2（2020）年7月10日

要請者	新潟県柏崎市中央町5番50号 柏崎市 代表者 柏崎市長 櫻井 雅浩

協力者	新潟県長岡市稲保4-713-2 船山株式会社 代表取締役社長 秋山 政信

別記様式 1

災 害 時 協 力 要 請 書

年 月 日

様

柏崎市長

「災害時における物資の供給等に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

【物資の供給】

要請品目	要請数量	希望引渡場所

担当部署：

担 当 者：

電 話：

別記様式 2

災害時防災関連資機材等供給報告書

年 月 日

柏崎市長

様

「災害時における物資の供給等に関する協定書」第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

【物資の供給】

[illegible]

担当部署：

担当者:

電話

4-7-6-14 災害時における物資の供給に関する協定書

災害時における物資の供給等に関する協定書

柏崎市（以下「要請者」という。）と和光紙器株式会社（以下「協力者」という。）とは、災害発生時における物資の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力要請）

第1条 災害時又は災害の発生するおそれがある場合において、要請者は協力者に対し、必要があると認めるときは、次の事項について協力を要請することができるものとし、要請者の要請に対し、協力者は可能な限り協力するものとする。

③ 救援物資として、協力者が保有する物資の供給に関すること。

④ 災害備蓄品倉庫として、協力者が所有する施設等の一部使用に関すること。

（要請の方法）

第2条 前条第1項第1号の規定による要請は、災害時協力要請書（別記様式1）をもって行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 前条第1項第2号による施設等の一部使用に関することについては、別に定める契約によるものとする。

（要請に基づく協力者の措置）

第3条 協力者は、要請者から前条の要請を受けたときは、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置を採るものとする。

（物資の範囲）

第4条 要請者が協力者に供給を要請する物資の範囲は、次の各号に掲げるもののうちから、協力者が保有又は調達可能な物資とする。

④ 段ボールベッド、パーテーション

⑤ その他協力者の取扱商品

（物資の費用負担）

第5条 協力者が供給した段ボールベッド、パーテーション等の対価及び引渡場所までの運搬に係る費用は、要請者が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき要請者が負担する額のうち、段ボールベッド、パーテーション等の対価については、要請者の要請時における協力者の販売価格によるものとし、運搬に係る費用については、要請者と協力者協議の上決定するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 段ボールベッド、パーテーション等の引渡場所は、要請者と協力者で協議して決定するものとし、要請者は、要請者が指定する者に段ボールベッド、パーテーション等の品目及び数量等の確認を行わせ、これを引き取るものとする。

2 要請者は、協力者から段ボールベッド、パーテーションを受領した後、速やかに災害時段ボールベッド、パーテーション等供給報告書（別記様式2）により協力者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、要請者と協力者間の合意により、協力者が段ボールベッド、パーテーション等の運搬を行う場合には、協力者が使用する車両を緊急通行車両とするよう要請者は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

（費用の支払）

第7条 前条の規定に基づき要請者が負担する費用は、協力者からの請求後、速やかに支払うものとする。

ただし、要請者において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 要請者と協力者は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、要請者又は協力者のいずれかが協定解除の意思表示をしない限り、1年間本協定を延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除等)

第10条 この協定は、要請者と協力者の協議により解除又は改定することができる。ただし、この協定を解除しようとするときは、要請者と協力者いずれか一方が解除しようとする日の1か月前までに、書面により相手方に通知しなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、要請者と協力者の双方が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、要請者及び協力者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2（2020）年7月10日

	新潟県柏崎市中央町5番50号
要請者	柏崎市
	代表者 柏崎市長 櫻井 雅浩
	埼玉県川口市幸町1-9-17
協力者	和光紙器株式会社
	代表取締役 本橋 志郎

別記様式 1

災 害 時 協 力 要 請 書

年 月 日

様

柏崎市長

「災害時における物資の供給等に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

【物資の供給】

要請品目	要請数量	希望引渡場所

担当部署：

担 当 者：

電 話：

別記様式 2

災害時段ボールベッド、パーテーション等供給報告書

年 月 日

柏崎市長 様

「災害時における物資の供給等に関する協定書」第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

【物資の供給】

[illegible]

担当部署：

担当者:

電話：

4-7-7【区分：機材】

4-7-7-1 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン（以下「乙」という。）とは災害発生時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、柏崎市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、レンタル機材を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、レンタル機材の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請するレンタル機材の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）仮設トイレ
- （2）発電機
- （3）投光器
- （4）前各号に掲げるもののほか、乙が取扱う商品

（要請の方法）

第3条 第1条要請は、災害時仮設トイレ等発注書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置をとるものとする。

（物資の納入方法）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ仮設トイレ等を設置するものとする。

- 2 甲は、指定場所への設置を確認した後、速やかに災害時仮設トイレ等設置確認通知書（別記様式2）により乙に通知するものとする。
- 3 乙が仮設トイレ等の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

（費用）

第6条 乙が設置した仮設トイレ等の対価及び設置場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、仮設トイレ等設置の対価については、甲の要請時における乙の適正価格によるものとし、運搬に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の共有)

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

新潟県柏崎市中央町5番50号

甲 柏崎市

柏崎市長 会 田 洋

新潟県柏崎市大字藤井1260番地1

乙 株式会社レンタルのニッケン柏崎営業所

所長 早 川 憲 一

別記様式 1

災害時仮設トイレ等設置発注書

年 月 日

株式会社レンタルのニッケン柏崎営業所
所長 様
担当部署

柏崎市長

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

[illegible]

担当部署：

担 当 者：

電話：

年 月 日

柏崎市長

記

[illegible]

- 480 -

4-7-7-2 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

柏崎市（下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは災害発生時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、柏崎市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、レンタル機材を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、レンタル機材の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請するレンタル機材の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）仮設トイレ
- （2）発電機
- （3）投光器
- （4）前各号に掲げるもののほか、乙が取扱う商品

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時仮設トイレ等発注書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置をとるものとする。

（物資の納入方法）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ仮設トイレ等を設置するものとする。

- 2 甲は、指定場所への設置を確認した後、速やかに災害時仮設トイレ等設置確認通知書（別記様式2）により乙に通知するものとする。
- 3 乙が仮設トイレ等の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

（費用）

第6条 乙が設置した仮設トイレ等の対価及び設置場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、仮設トイレ等設置の対価については、甲の要請時における乙の適正価格によるものとし、運搬に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の共有)

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

新潟県柏崎市中央町5番50号

甲 柏崎市

柏崎市長 会 田 洋

東京都中央区日本橋3番12号2

乙 朝日ビルディング7階

株式会社アクティオ

代表取締役 小 沼 光 雄

別記様式 1

災害時仮設トイレ等設置発注書

年 月 日

株式会社アクティオ
代表取締役
担当部署

様

柏崎市長

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」第 1 条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請品目	要請数量	設置場所

担当部署：

担当者：

電 話：

別記様式 2

災害時仮設トイレ等設置通知書

年 月 日

株式会社アクティオ

代表取締役

様

担当部署

柏崎市長

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

[illegible]

担当部署：

担 当 者：

電話：

4-7-7-3 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社ニッパンレンタル（以下「乙」という。）とは災害発生時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、柏崎市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、レンタル機材を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、レンタル機材の供給を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請するレンタル機材の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）仮設トイレ
- （2）発電機
- （3）投光器
- （4）前各号に掲げるもののほか、乙が取扱う商品

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、災害時仮設トイレ等発注書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置をとるものとする。

（物資の納入方法）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ仮設トイレ等を設置するものとする。

2 甲は、指定場所への設置を確認した後、速やかに災害時仮設トイレ等設置確認通知書（別記様式2）により乙に通知するものとする。

3 乙が仮設トイレ等の運搬を行う場合には、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう甲は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

（費用）

第6条 乙が設置した仮設トイレ等の対価及び設置場所までの運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、仮設トイレ等設置の対価については、甲の要請時における乙の適正価格によるものとし、運搬に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報の共有)

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

新潟県柏崎市中央町5番50号
甲 柏崎市
柏崎市長 会 田 洋

群馬県前橋市西片員町4番5号15
乙 株式会社ニッパンレンタル
代表取締役社長 石 塚 一 彦

別記様式 1

災害時仮設トイレ等設置発注書

年 月 日

株式会社ニッパンレンタル

代表取締役

様

担当部署

柏崎市長

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請品目	要請数量	設置場所

担当部署：

担当者：

電 話：

別記様式 2

災害時仮設トイレ等設置通知書

年 月 日

株式会社ニッパンレンタル

代表取締役様

担当部署

柏崎市長

「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書」第5条に基づき、下記のとおり報告します。

記

[illegible]

担当部署：

担 当 者：

電話：

4-7-7-4 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）とコマツレンタル株式会社柏崎店（以下「乙」という。）とは災害発生時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（市の要請）

第1条 甲は、柏崎市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、レンタル機材を確保する必要があると認めるときは、乙に対し、レンタル機材の供給を要請することができる。

（レンタル機材の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請するレンタル機材の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）ブルドーザ及び油圧ショベル等建機
- （2）仮設トイレ
- （3）発電機
- （4）投光器
- （5）前各号に掲げるもののほか、乙が取扱う商品

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、レンタル機材発注書（別記様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙は、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置をとるものとする。

（物資の納入方法）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へレンタル機材を搬送・設置するものとする。

- 2 甲は、指定場所への搬送・設置を確認した後、速やかにレンタル機材搬送・設置確認通知書（別記様式2）により乙に通知するものとする。
- 3 乙がレンタル機材の搬送を行う場合において、甲は、乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

（費用）

第6条 乙が設置したレンタル機材の対価及び設置場所までの搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定に基づき甲が負担する額のうち、レンタル機材そのものの対価については、甲の要請時における乙の適正価格によるものとし、搬送に係る費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（情報の共有）

第8条 甲と乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日より翌

年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成25年5月10日

新潟県柏崎市中央町5番50号
甲 柏崎市
柏崎市長 会 田 洋

新潟県柏崎市半田3丁目17-23
乙 コマツレンタル株式会社柏崎店
店長 大瀬 月男

4-7-7-5 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、柏崎市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、柏崎市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にか

かる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年10月1日

甲) 新潟県柏崎市日石町2番1号
柏崎市長 櫻井 雅浩

乙) 新潟県長岡市山田二丁目目2番30号
株式会社ゼンリン 新潟営業所 長岡サービスセンター
サービスセンター長 小林 光晴__

4-7-7-6 災害時における応急対応業務等に関する協定書

災害時における応急対応業務等に関する協定書

柏崎市（以下「要請者」という。）とAIRオートクラブ柏崎分会（以下「協力者」という。）とは、災害発生時における応急対応業務等に関して、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力要請）

第1条 災害時又は災害の発生するおそれがある場合において、要請者は協力者に対し、必要があると認めるときは、応急対応業務として協力者が保有するデジタルツール充電器その他必要物資の貸与・設置業務及び道路等における車両等障害物の除去を要請できるものとし、要請者の要請に対し、協力者は可能な限り協力をするものとする。

（要請に基づく協力者の措置）

第2条 協力者は、要請者から前条の要請を受けたときは、可能な範囲内で優先的にこれに協力し、そのための必要な措置を採るものとする。

（貸与・設置業務）

第3条 協力者が要請者からの要請を受け、貸与・設置する物資は、マルチチャージャー（携帯電話等のデジタルツールを素早く充電できる機器）、インバーター、カーバッテリー等（以下「防災関連機材」という。）とする。

2 協力者が要請者からの要請を受け、対応する業務は、ハイブリッド車や電気自動車等の低圧電気自動車取扱特別教育を受けた者による、車両等障害物除去に関する資機材労力等の出動とする。

（費用負担）

第4条 協力者の供給した防災関連機材及び車両等障害物除去に関する資機材の対価及び現場までの移動に係る費用は、協力者が自ら負担し、要請者に求めないものとする。

2 防災関連機材は、協力者の定めた期間中無償で貸与・設置するものとする。ただし、設置期間中に、要請者の故意による破損や故障が発生した場合は、要請者が修理に係る費用の実費を負担するものとする。

3 車両等障害物除去作業のレッカー作業や搬送に係る費用については、要請者と協力者で協議の上決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 前条の規定に基づき要請者が負担する費用は、協力者からの請求後、速やかに支払うものとする。ただし、要請者において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 防災関連資材及び車両等障害物除去に関する資機材の引渡場所は、要請者と協力者で協議して決定するものとし、要請者は、要請者が指定する者に、防災関連機材及び車両等障害物除去に関する資機材等の確認を行わせた上、設置、車両等の撤去を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、要請者と協力者の合意により、協力者が車両等障害物除去に関する車両の走行を行う場合は、協力者が使用する車両を緊急通行車両とするよう要請者は配慮するとともに、関係機関と連絡調整を図るものとする。

（担当者等の報告）

第7条 要請者と協力者は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、要請者又は協力者のいずれかが協定解除の意思表示をしない限り、更に1年間本協定を延長するものとし、その後においても同様とする。

（解除等）

第9条 この協定は、要請者と協力者の協議により解除又は改定することができる。ただし、この協定を解

除しようとするときは、要請者と協力者のいずれか一方が解除しようとする日の1か月前までに、書面により相手方に通知しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、要請者と協力者双方が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、要請者及び協力者が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和3(2021)年10月11日

要請者 新潟県柏崎市日石町2番1号
柏崎市長 櫻井 雅浩

協力者 新潟県柏崎市豊町1番19号
AIR オートクラブ 柏崎分会
分会長 会田 宗男

4-7-8〔区分：輸送〕

4-7-8-1 災害発生時等の物資の受入・輸送等に関する協定書

災害発生時等の物資の受入・輸送等に関する協定書

柏崎市（以下、「甲」という。）と社団法人新潟県トラック協会（以下、「乙」という。）
とは、次のとおり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の物資の受入・輸送等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の受入・輸送等の要請に関する必要事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、物資の受入・輸送等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資の受入・輸送等要請書（別記様式1）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、前項に掲げる措置の他、物資の輸送管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、受入・輸送等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部への派遣を要請することができる。

3 乙は、前2項の規定による甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、物流専門家の派遣を行うものとする。

4 甲は、乙の行う輸送に使用する事業用自動車等に対して、緊急車両の指定その他円滑な輸送に必要な措置が講じられるよう努めなければならない。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条に掲げる甲の要請を受けたときは、特別の事情がない限りこれに協力し、業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、受入・輸送等を行った場合には、速やかに甲に対して、物資の受入・輸送等報告書（別記様式2）により報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、第2条第2項の規定による派遣を行った場合には、甲に対して、次に掲げる事項を文章又は口頭で報告するものとする。

- （1）派遣した者の所属及び氏名
- （2）派遣期間及び派遣場所
- （3）その他

4 災害の備えに関する資料
「4－7 災害協定」

（経費の負担）

- 第5条 物資の受入・輸送等に要した費用（運賃、料金及び実費負担額（有料道路通行料、駐車場使用料等の費用をいう。）をいう。）は甲が負担する。
- 2 前項の費用のうち事業用自動車に係る運賃及び料金は、輸送を行った事業者の災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 第2条第2項の規定による派遣に要した費用については、原則として、甲の負担とする。

（費用の支払い）

- 第6条 甲は、前条第1項の規定により負担する費用について、乙から請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。ただし、予算措置を必要とする場合は、予算措置後30日以内に支払わなければならない。

（事故等）

- 第7条 事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換して輸送を継続しなければならない。
- 2 乙は、事業用自動車の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（災害補償）

- 第8条 本協定により業務に従事した者が、応援に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病等にかかった場合においては、次に掲げる場合を除き、その損害の補償については、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。
- （1）応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- （2）当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- （3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

（情報提供）

- 第9条 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する諸情報を互いに提供するよう努めなければならない。

（担当部署及び連絡責任者）

- 第10条 甲及び乙は、本協定に基づく物資の受入・輸送等に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任しなければならない。
- 2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署を定め、連絡責任者を選任した場合は相互に通知しなければならない。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日より翌年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

（協定の改訂）

第12条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して解除又は一部を改訂することができる。

（協議）

第13条 この協定に定めがない事項について疑義がある時は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成21年8月1日

新潟県柏崎市中央町5番50号

甲 柏崎市

柏崎市長 会 田 洋

新潟県柏崎市荒浜三丁目13番96号

乙 社団法人新潟県トラック協会柏崎支部

支部長 前 澤 弘 夫

別記様式 1

物資の受入・輸送等要請書

年 月 日

社団法人新潟県トラック協会柏崎支部

支部長 様

担当部署

柏崎市長

「災害発生時等の物資の受入・輸送等に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

記

事項	内容
(1) 災害の状況及び応援を要請する事由	
(2) 必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員	トン車 台 名 トン車 台 名 トン車 台 名
(3) 応援を必要とする期間	年 月 日 ～ 年 月 日
(4) 主な輸送品目及び数量	
(5) 物資の積込み場所及び輸送先	
(6) その他参考となる事項	

担当部署：

担 当 者：

電話：

別記様式 2

物 資 の 受 入 ・ 輸 送 等 報 告 書

年 月 日

柏崎市長

様

社団法人新潟県
トラック協会柏崎支部
支部長

「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり報告します。

記

事項	内容
(1) 緊急・救援輸送を行った事業者	
(2) 輸送に従事した事業用自動車の車種ごとの数及び登録番号並びに人員	トン車 台 名 トン車 台 名 トン車 台 名
(3) 輸送期間	年 月 日 ～ 年 月 日
(4) 輸送品目及び数量	
(5) 物資の積込み場所及び輸送先	～ ～
(6) その他	

担当部署：

担当者：

電 話：

4-7-8-2 災害時における消防用水の搬送に関する協定書

災害時における消防用水の搬送に関する協定書

柏崎市消防本部（以下「甲」という。）と柏崎地区生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な震災、火災等が発生した場合（以下「災害時」という。）の消防用水の搬送について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う消防用水の搬送の協力要請に関する必要事項を定めるものとする。

（搬送の協力要請）

第2条 甲は、災害時において、現場等で消防用水が不足し補給が必要な場合、乙に対しミキサー車による消防用水の搬送の協力を要請するものとする。

（搬送の協力）

第3条 乙は、前条の要請があった場合、業務に重大な支障がない限り、消防用水の搬送の協力を行うものとする。

（協力要請の方法）

第4条 消防用水の搬送の協力要請は、甲が乙に対し、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 消防用水の取水場所及び搬送場所
- (3) 必要とする車両数

（搬送協力の決定通知等）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは速やかに出動の可否を決定し、甲に対して出動の可否及び出動できる車両数を通知するとともに、指定された場所にミキサー車を出動させるものとする。

（指揮）

第6条 消防用水の搬送に従事する者は、取水場所、搬送中及び搬送場所においては現場消防隊の指揮者の指示を受け、これに従って消防用水を搬送するものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づく消防用水の搬送に要した経費の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づく消防用水の搬送中に事故が発生した場合の補償については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年4月11日

- 新潟県柏崎市中央町5番50号
甲 柏崎市長 櫻井雅浩
- 新潟県柏崎市小金町11番64号
乙 柏崎地区生コンクリート協同組合
理事長 関正信

4-7-8-3 災害時における要配慮者等の避難輸送及び情報収集の協力に関する協定

災害時における要配慮者等の避難輸送及び情報収集の協力に関する協定

柏崎市（以下「甲」という。）と柏崎市ハイヤー協会（以下「乙」という。）とは、災害時における要配慮者等の輸送及び情報収集に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、柏崎市において、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の甲から乙に対しての要配慮者等の輸送及び情報収集の支援協力要請に関し、その手続を定め、災害応急対策を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災などの異常な状態をいう。
- (2) 「要配慮者」とは、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (3) 「情報収集」とは、タクシー無線を使用した被害状況等の収集・伝達をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 要配慮者、避難救援活動を行うために必要な人員等の輸送業務
- (2) 応急対策を行うために必要な物資の輸送業務（関係者同乗）
- (3) 災害の状況及び被害情報の収集業務

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、公共輸送機関としての責務を十分に自覚し、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して輸送業務等の協力を行うものとする。

2 乙は、平常時においても甲が実施する防災訓練等へ業務に支障を来たさない範囲で参加するものとする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づき、乙が甲の要請により輸送等に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、輸送等終了後、乙の提出する報告書に基づき、災害等が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の支払い）

第7条 輸送協力に要した経費は、この請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに経費を乙に支払うものとする。

(旅客及び第三者に対する責任等)

第8条 乙は、第3条により要請された業務の運行に際し、乙の責に帰する理由により、旅客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。また、その際に生じた業務従事者に対する災害補償も乙が負うものとする。

(燃料確保及び車両の通行)

第9条 甲は、乙が第3条により要請された業務の遂行に際し、必要な燃料を確保できるように努める。

2 甲は、乙が第3条により要請された業務の運行に際し、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(配慮事項)

第10条 甲は、第3条の規定により乙に協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への輸送を避けるなど、輸送業務従事者の生命の安全に配慮するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第11条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(連絡担当者)

第12条 この協定の実施に当たり、甲及び乙は、あらかじめ連絡担当者を決め、災害時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者押印の上、各1通を保有する。

平成31年(2019年)3月5日

甲 柏崎市中央町5番50号

柏 崎 市 長 櫻井 雅浩

乙 柏崎市駅前二丁目2番1号

柏崎市ハイヤー協会 会長 遠山 喬

4 災害の備えに関する資料
「4－7 災害協定」

4-7-9〔区分：医療〕

4-7-9-1 災害時の対応等に関する覚書

災害時の対応等に関する覚書

柏崎市（以下「甲」という。）と柏崎市刈羽郡医師会（以下「乙」という。）は柏崎市内に発生した災害時の対応等に関し協議した事項を下記のとおり覚書とする。

記

1 災害時の情報伝達等について

（１）甲から乙への災害時の情報伝達は、原則として甲の元気支援課長が行う。

（２）伝達方法等

ア 平日の勤務時間中は、甲がメジカルセンター内の乙の事務長へ電話又はファックスにより伝達する。

イ 夜間・休日等の場合の甲から乙への電話は、①事務長宅へ、連絡ができなかった場合は②会長宅へ、次に③副会長宅への順でいずれかに伝達する。

ウ その後の乙の内部連絡等は乙で行う。

エ 電話が不適等の場合は、甲の職員による使送により伝達する。

2 災害時の装備等について

（１）災害時に乙の医師等が災害現場等で医療処置を必要とする場合は、原則としてその移動は、甲の車両により行う。

その車両には、「災害救護車」と表示するものを甲が平成14年度中に準備する。

（２）災害時に乙の医師が着用する装備については、甲が平成14年度中に準備する。

3 医薬品等について

災害時に使用する医薬品等については、甲が平成14年度中に準備し、健康管理センターに上記の装備等と共に保管する。

4 医療班の編成、派遣に対する助成について

甲が主催して実施している総合防災訓練への乙の医師の派遣に対する助成については、他の参加機関への影響があるため、今後の検討課題とする。

5 甲乙協議の機会について

今後も必要に応じて、総合防災訓練を含めた災害時の対応などについて、甲は民生部長、保険年金課長、元気支援課長、防災課長、乙は会長、副会長、事務長で協議の機会を設ける。

平成13年11月29日

甲 柏崎市
柏崎市長 西 川 正 純

乙 柏崎市刈羽郡医師会
会長 池 田 和 夫

4-7-9-2 災害時における応急救護活動に関する協定

災害時における応急救護活動に関する協定

柏崎市（以下「甲」という。）と社団法人新潟県接骨師会上越支部（以下「乙」という。）は災害時における応急救護活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、柏崎市内で災害が発生した場合に、甲が行う応急救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において、甲に対し次に掲げる事項について協力を依頼することができるものとする。この場合において、乙は、甲からの依頼に対し可能な限り協力を行うものとする。

（1）避難所等における傷病者に対する応急救護（柔道整復師法「昭和45年法律第19号」に規定する業務の範囲のもの）の実施

（2）避難所等における傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

（避難所等への連絡）

第3条 甲は、乙が円滑に応急救護活動を行えるよう避難所等の管理者に対し乙の活動に係る協力依頼を行うものとする。

（協力経費の負担）

第4条 第2条に基づく協力を要した経費負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙が自主的に行う応急救護活動に伴う費用は、乙の負担とする。

（災害補償等）

第5条 甲は、乙に対し協力を依頼する場合は、甲の負担により乙の活動に係るボランティア保険に加入するものとする。

（指揮命令等）

第6条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲及び乙がそれぞれ指定する者が行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限満了の日から3ヶ月前までに、甲乙双方から何らかの申出がない場合は、期限満了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年7月12日

甲 柏崎市長 会 田 洋

乙 社団法人 新潟県接骨師会上越支部
支部長 茂 野 恵 智 郎

注 平成27年5月24日、協定書中の「社団法人 新潟県接骨師会上越支部」から「公益社団法人 新潟県柔道整

復師会上越ブロック」へ組織変更

4-7-9-3 災害時における医薬品等の供給に関する協定 災害時における医薬品等の供給に関する協定

柏崎市（以下「甲」という。）と社団法人柏崎薬剤師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、柏崎市地域防災計画に基づき、甲が行なう災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、調達の必要が生じた場合は、乙に対し、乙の会員が保有する医薬品等の供給を要請するものとする。

2 前項に掲げる医薬品等の調達要請は、原則として文書によるものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（緊急要請）

第4条 第2条に規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡がとれない場合は、甲は、直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医薬品等の範囲）

第5条 医薬品等の範囲は次のとおりとする。

（1） 医薬品

（2） その他甲が指定するもの

（医薬品等の引取）

第6条 医薬品等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

（医薬品等の供給報告）

第7条 乙は、乙の会員が医薬品等の引き渡しを行なったときは、当該医薬品等の供給状況を整理の上、災害時医薬品等供給報告書（別紙様式）を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（医薬品等の価格）

第8条 医薬品等の引き取り価格は、災害発生時直前における適切な価格とするものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の確実を期するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成21年1月22日

甲 柏崎市中央町5番50号
柏崎市
代表者 柏崎市 会 田 洋

乙 柏崎市茨目一丁目5番20号
社団法人 柏崎薬剤師会
会 長 石 黒 博 雄

様式

平成 年 月 日

柏崎市長様

所在地

名 称

印

災害時医薬品等供給報告書

下記のとおり供給しましたので報告します。

記

1 供 給 先

2 供給（引渡）年月日

3 供給品名、数量等

品 名	規 格	数 量	備 考

4-7-9-4 大規模災害等における柏崎総合医療センターDMAT と柏崎市消防本部の連携に関する協定書

大規模災害等における柏崎総合医療センターDMAT と柏崎市消防本部の連携に関する協定書

新潟県厚生農業協同組合連合会柏崎総合医療センター（以下、「甲」という。）と柏崎市消防本部（以下、「乙」という。）とは、次のとおり、地震などの自然災害、集団的に傷病者が発生する重大な事故等（以下、「大規模災害等」という。）が発生し、甲の災害派遣医療チーム「DMAT（Disaster Medical Assistance Team）」（以下、DMATという。）が出動する場合の乙との連携に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害等において、災害の急性期に甲のDMATが出動する場合、乙と連携し被災地まで安全・迅速にDMATを派遣すること及び、被災地での対応可能な活動支援に関する必要事項を定めるものとする。

（要請等）

第2条 甲は、新潟県知事及び被災地市町村並びに、被災地の消防機関の長から依頼を受けた代表消防本部の長からの派遣要請や、自らの判断でDMATが出動する場合、乙に対して緊急車両の出動を要請することができるものとする。

2 乙は、管内において多数の傷病者が発生した集団救急事故等と救急救助活動が長時間に及び傷病者の生命に危険があると判断される場合は、甲のDMATに対し出動を要請することができるものとする。

（出動）

第3条 乙は、甲より出動要請を受けた場合は、派遣隊員を緊急車両で出動させるものとする。

（出動範囲）

第4条 出動範囲は、県知事からの要請による被災地及び、派遣要請の特例に伴う代表消防本部の長からの要請による被災地等で、DMATが出動する全ての被災地とし、原則県内及び隣接県とする。ただし、必要に応じ隣接県以外へ出動できるものとする。

（活動支援）

第5条 乙の活動は、原則被災現場までの緊急車両によるDMATの搬送とする。

2 被災地における乙の活動支援は、DMAT活動拠点本部の指揮下で活動する甲のDMATに対しての支援とする。

（経費の負担）

第6条 人件費及び食糧費は、甲乙それぞれが負担することとする。

2 前項以外の燃料費等は甲が負担することとし、甲が県から費用弁償を受けた場合、相当額を甲が乙に支払うものとする。

3 前項によらない場合は、甲乙が協議の上、決定する。

（補償）

第7条 出動は、甲乙それぞれの長の業務命令に基づき、活動に従事することから、医療、交通、業務等に起因する事故については、甲乙それぞれが協議して対応することとする。

2 前項によらない場合等は、甲及び乙は誠意をもって対応するものとする。

（訓練、研修）

第8条 甲乙は相互の技術の向上等を図り、円滑な連携活動を行うため、研修、訓練の機会の確保に努める。

2 甲がDMAT参集訓練等に参加する場合は、乙は緊急車両を確保し隊員を参加させるものとする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項、またはこの協定書に関し疑義が生じた事項については、その都度
甲乙両者が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成29年4月10日

甲 柏崎市北半田二丁目11番3号
新潟県厚生農業協同組合連合会
柏崎総合医療センター
病院長 藤原正博

乙 柏崎市
柏崎市市長 櫻井雅浩

4-7-10【区分：災害時要援護者関連】

4-7-10-1 災害時要援護者に関する協力協定書

災害時要援護者に関する協力協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇自主防災組織（以下「乙」という。）とは、地域の災害時要援護者への支援対策について、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）について、甲と乙が連携・協力して地域の自主防災組織等の災害発生時における必要な支援体制等を整備し、要援護者に対する支援を円滑に行うことを目的とする。

（要援護情報の共有）

第2条 甲及び乙は、要援護者に対する避難情報等の伝達、安否確認、避難誘導等を連携・協力して行うため、要援護者情報の共有に努めるものとする。

（情報交換）

第3条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、要援護者の支援体制等に関し、情報交換を行うものとする。

（要援護者名簿の提供及びその適正管理）

第4条 甲は、要援護者から同意を得て作成した要援護者名簿を乙に提供するものとする。

2 乙は、前項の要援護者名簿を善良なる管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

3 乙は、提供された要援護者名簿の複写や複製をしてはならない。ただし、要援護者支援活動を遂行するに当たり、やむを得ず複写する必要がある時は、この限りではない。その場合複写した名簿は、使用後速やかに回収しなければならない。

（支援体制等の整備）

第5条 乙は、甲から提供された要援護者名簿等により要援護者の状況を把握し、支援体制等の整備に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、要援護者の支援活動により知りえた個人情報を関係者以外に漏洩し、目的外に使用してはならないものとする。

（災害発生時の伝達）

第7条 甲は、乙の該当する地域に災害が発生する恐れがある場合や災害が発生した場合は、多様な方法で速やかに伝達するものとする。

（災害時の支援活動）

第8条 乙は、前条の伝達を受けたときは、関係者が互いに連携し、避難情報等の伝達、安否確認、救出・救護、避難誘導等の支援活動に努めるものとする。

（災害時の被害報告）

第9条 乙は、要援護者に関し死者、けが人等の人的被害を把握したときは、速やかに甲へ連絡するよう努めるものとする。

2 甲は、必要に応じて、乙に対し要援護者の被害状況を問い合わせることができる。

（協議）

第10条 この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 柏崎市中央町5番50号
柏崎市長

乙

[※締結先については別紙一覧のとおり]

別紙一覧

災害時要援護者に関する協力協定書

地区名	団体名	締結日
鯨 波	鯨波地区自主防災組織	平成22年12月14日
	鯨波自主防災組織	平成22年12月14日
	東の輪町自主防災組織	平成22年12月14日
	川内町内会自主防災組織	平成22年12月15日
大 洲	大洲地区自主防災組織	平成22年12月 6日
	番神一区自主防災組織	平成22年12月 6日
	番神二区自主防災組織	平成22年12月10日
	番神三区自主防災組織	平成22年12月13日
	番神四区自主防災組織	平成22年12月 6日
	大洲一区自主防災組織	平成22年12月 6日
	大洲二区自主防災組織	平成22年12月 8日
	寿町自主防災組織	平成22年12月 7日
	大洲六区自主防災組織	平成22年12月 9日
	大洲七区自主防災組織	平成22年12月13日
	大洲三区自主防災組織	平成22年12月 8日
	大洲四区甲自主防災組織	平成22年12月 6日
	大洲四区乙自主防災組織	平成22年12月 8日
	大洲五区自主防災組織	平成22年12月 8日
	大洲八区自主防災組織	平成22年12月 6日
	緑ヶ丘自主防災組織	平成22年12月10日
	若葉町自主防災組織	平成22年12月14日
	大洲九区自主防災組織	平成22年12月 6日
	大洲十区自主防災組織	平成22年12月 6日
	上の山自主防災組織	平成22年12月 6日
	緑町自主防災組織	平成22年12月 7日
剣 野	常盤台自主防災組織	平成22年12月22日
	米山台自主防災組織	平成22年12月16日
	剣野町自主防災組織	平成22年12月16日
	三島町自主防災組織	平成22年12月17日
	新赤坂自主防災組織	平成22年12月16日
	さくらニュータウン自主防災組織	平成22年12月16日
枇杷島	枇杷島地区自主防災組織	平成22年12月14日
	柳橋町自主防災組織	平成22年12月14日
	関町自主防災組織	平成22年12月14日
	穂波町自主防災組織	平成22年12月14日
	幸町自主防災組織	平成22年12月14日
	城東自主防災組織	平成22年12月14日
	宮場町自主防災組織	平成22年12月14日
	田中自主防災組織	平成22年12月14日
中 央	八坂町自主防災組織	平成22年12月24日
	港町一・二丁目自主防災組織	平成22年12月17日
	港町三丁目自主防災組織	平成22年12月24日
	住吉町自主防災組織	平成22年12月20日
	本町一丁目自主防災組織	平成22年12月27日
	本町二丁目自主防災組織	平成22年12月20日
	本町三丁目自主防災組織	平成22年12月21日

	本町四丁目自主防災組織	平成22年12月17日
	小町自主防災組織	平成22年12月20日
	島町自主防災組織	平成22年12月17日
	新島町自主防災組織	平成22年12月21日
	鶴川町自主防災組織	平成22年12月20日
	広小路自主防災組織	平成22年12月20日
	表町自主防災組織	平成22年12月17日
	旭町一丁目自主防災組織	平成22年12月21日
	旭町二丁目自主防災組織	平成22年12月20日
	比角十六区自主防災組織	平成22年12月24日
	新橋一区自主防災組織	平成22年12月20日
	新橋二区自主防災組織	平成22年12月20日
	駅前通自主防災組織	平成22年12月17日
	駅仲通自主防災組織	平成22年12月17日
	鏡町自主防災組織	平成22年12月27日
	田町自主防災組織	平成22年12月24日
	西学校町自主防災組織	平成22年12月17日
	本町五丁目自主防災組織	平成22年12月17日
	本町六丁目自主防災組織	平成22年12月28日
	本町七丁目自主防災組織	平成22年12月22日
	南町自主防災組織	平成22年12月17日
	東学校町自主防災組織	平成22年12月24日
	東栄町自主防災組織	平成22年12月27日
	栄町自主防災組織	平成22年12月21日
	新花町自主防災組織	平成22年12月17日
	本町八丁目自主防災組織	平成22年12月27日
	諏訪町一丁目自主防災組織	平成22年12月17日
	諏訪町二丁目自主防災組織	平成22年12月27日
	諏訪町三丁目自主防災組織	平成22年12月22日
	桜木町自主防災組織	平成23年 1月11日
	北園町自主防災組織	平成22年12月27日
	柏木町自主防災組織	平成22年12月20日
比 角	比角地区自主防災組織	平成22年12月16日
	比角十五区乙自主防災組織	平成22年12月24日
	比角十五区甲自主防災組織	平成22年12月16日
	末広町自主防災組織	平成22年12月17日
	比角二区自主防災組織	平成22年12月20日
	比角三区自主防災組織	平成22年12月20日
	比角四区自主防災組織	平成22年12月20日
	比角五区豊町自主防災組織	平成22年12月17日
	比角六区表自主防災組織	平成22年12月16日
	比角六区裏自主防災組織	平成22年12月21日
	比角七区自主防災組織	平成22年12月17日
	常盤町自主防災組織	平成22年12月16日
	比角十一区自主防災組織	平成22年12月20日
	比角八区甲自主防災組織	平成22年12月25日
	比角八区乙自主防災組織	平成22年12月21日
	比角九区自主防災組織	平成22年12月16日
	比角十区自主防災組織	平成22年12月27日

	松美自主防災組織	平成22年12月16日
	比角十二区自主防災組織	平成22年12月20日
	比角十三区自主防災組織	平成22年12月27日
	大和町自主防災組織	平成22年12月20日
	北半田自主防災組織	平成22年12月21日
	三和町自主防災組織	平成22年12月20日
	長浜町自主防災組織	平成22年12月16日
	新田畑自主防災組織	平成22年12月21日
	田塚自主防災組織	平成22年12月27日
	南田塚自主防災組織	平成22年12月27日
半 田	半田地域自主防災組織	平成22年12月28日
	朝日が丘自主防災組織	平成22年12月13日
	半田自主防災組織	平成22年12月28日
	半田住宅団地自主防災組織	平成22年12月28日
	岩上自主防災組織	平成22年12月27日
	長峰町自主防災組織	平成22年12月20日
	南半田自主防災組織	平成22年12月28日
	ゆりが丘自主防災組織	平成22年12月28日
	西半田自主防災組織	平成22年12月 7日
	東半田自主防災組織	平成22年12月 9日
上米山	上米山地区自主防災組織	平成22年12月10日
西中通	西中通地区自主防災組織	平成22年12月 6日
	春日自主防災組織	平成22年12月 6日
	橋場町自主防災組織	平成22年12月 6日
	下原自主防災組織	平成22年12月20日
	上原自主防災組織	平成22年12月 8日
	山本自主防災組織	平成22年12月10日
	土合自主防災組織	平成22年12月 6日
	劔自主防災組織	平成22年12月 6日
	下大新田自主防災組織	平成22年12月 9日
	長崎自主防災組織	平成22年12月 6日
	長崎新田自主防災組織	平成22年12月 6日
松 波	松波自主防災組織	平成22年12月17日
荒 浜	荒浜町内自主防災組織	平成22年12月20日
北鯖石	北鯖石地区自主防災組織	平成22年12月10日
	下藤井自主防災組織	平成22年12月15日
	上藤井自主防災組織	平成22年12月10日
	中田自主防災組織	平成22年12月10日
	畔屋自主防災組織	平成22年12月14日
	与三自主防災組織	平成22年12月10日
田 尻	田尻地区自主防災組織	平成22年12月28日
	茨目自主防災組織	平成22年12月16日
	佐藤池新田自主防災組織	平成22年12月28日
	下軽井川自主防災組織	平成22年12月17日
	上軽井川自主防災組織	平成22年12月24日
	城之組自主防災組織	平成22年12月17日
	明神自主防災組織	平成22年12月20日
	鳥越自主防災組織	平成22年12月20日
	安田町自主防災組織	平成22年12月20日

	中道自主防災組織	平成22年12月27日
	三ツ屋自主防災組織	平成22年12月20日
	上田尻自主防災組織	平成22年12月27日
	平井自主防災組織	平成22年12月20日
	下田尻自主防災組織	平成22年12月17日
	両田尻自主防災組織	平成22年12月22日
	緑が丘ニュータウン自主防災組織	平成22年12月28日
	御山町自主防災組織	平成22年12月20日
	池の峰自主防災組織	平成22年12月20日
	今熊自主防災組織	平成22年12月16日
高 田	高田地区自主防災連合会組織	平成22年12月 6日
	黒滝自主防災組織	平成22年12月 6日
	貝渕自主防災組織	平成22年12月 6日
	新道自主防災組織	平成22年12月 6日
	上方自主防災組織	平成22年12月 6日
	下方自主防災組織	平成22年12月 6日
	横山自主防災組織	平成22年12月 8日
	藤橋自主防災組織	平成22年12月 6日
	堀自主防災組織	平成22年12月 6日
	南下自主防災組織	平成22年12月 6日
中 通	向陽町自主防災組織	平成22年12月 6日
	中通地区自主防災組織	平成22年12月13日
	曾地新田自主防災組織	平成22年12月13日
	花田自主防災組織	平成22年12月13日
	飯塚自主防災組織	平成22年12月13日
	曾地自主防災組織	平成22年12月13日
	吉井自主防災組織	平成22年12月13日
	矢田自主防災組織	平成22年12月13日
	成沢自主防災組織	平成22年12月14日
	五十土自主防災組織	平成22年12月13日
米 山	小黒須自主防災組織	平成22年12月13日
	米山地区自主防災組織	平成22年12月 3日
	上輪自主防災組織	平成22年12月 3日
	高畔自主防災組織	平成22年12月 3日
	青海川自主防災組織	平成22年12月 3日
	笠島自主防災組織	平成22年12月 3日
	上輪新田自主防災組織	平成22年12月 3日
	米山町自主防災組織	平成22年12月 3日
高 浜	大平自主防災組織	平成22年12月 3日
	高浜地区自主防災組織	平成22年12月27日
	大湊自主防災組織	平成22年12月27日
	宮川自主防災組織	平成22年12月27日
上 条	椎谷自主防災組織	平成22年12月27日
	上条地区自主防災組織	平成22年12月22日
	上条町内会自主防災組織	平成22年12月22日
	宮之窪自主防災組織	平成22年12月22日
	山口自主防災組織	平成22年12月22日
	佐水自主防災組織	平成22年12月22日
	古町自主防災組織	平成22年12月22日

	芋川自主防災組織	平成23年 1月12日
中鯖石	中鯖石地区自主防災組織	平成22年12月21日
	下加納自主防災組織	平成22年12月21日
	中加納自主防災組織	平成22年12月22日
	上加納自主防災組織	平成22年12月22日
	与板自主防災組織	平成22年12月21日
	宮平自主防災組織	平成22年12月21日
	久木太自主防災組織	平成22年12月21日
	石川自主防災組織	平成22年12月21日
	佐之久自主防災組織	平成22年12月21日
	飛岡自主防災組織	平成22年12月21日
	久之木自主防災組織	平成22年12月21日
南鯖石	南鯖石地区自主防災組織	平成22年12月17日
	森近自主防災組織	平成22年12月17日
	笹崎自主防災組織	平成22年12月17日
	行兼自主防災組織	平成22年12月17日
	宮之下自主防災組織	平成22年12月17日
	西之入自主防災組織	平成22年12月17日
	小清水自主防災組織	平成22年12月17日
	田島自主防災組織	平成22年12月17日
	山室自主防災組織	平成22年12月17日
	大沢自主防災組織	平成22年12月17日
別 俣	別俣地区自主防災組織	平成22年12月15日
	久米自主防災組織	平成22年12月15日
	水上自主防災組織	平成22年12月15日
	細越自主防災組織	平成22年12月15日
野 田	野田地区自主防災組織	平成22年12月15日
	下野田自主防災組織	平成22年12月15日
	野田自主防災組織	平成22年12月15日
	中組自主防災組織	平成22年12月15日
	上組自主防災組織	平成22年12月15日
	木沢自主防災組織	平成22年12月15日
	石払自主防災組織	平成22年12月15日
	諏訪自主防災組織	平成22年12月15日
	田屋自主防災組織	平成22年12月15日
	清水谷自主防災組織	平成22年12月15日
鵜 川	鵜川地区自主防災組織	平成22年12月 7日
	高原田自主防災組織	平成22年12月 7日
	上野自主防災組織	平成22年12月 7日
	下野自主防災組織	平成22年12月22日
	宮原自主防災組織	平成22年12月 7日
	駒之間自主防災組織	平成22年12月 7日
	餅粮自主防災組織	平成22年12月 7日
	拝庭自主防災組織	平成22年12月 7日
	北向自主防災組織	平成22年12月 7日
	上向自主防災組織	平成22年12月 7日
	阿相島自主防災組織	平成22年12月 7日
	市野新田自主防災組織	平成22年12月 7日
北 条	北条地域自主防災組織	平成22年12月 6日

	南条自主防災組織	平成22年12月 6日
	十日町自主防災組織	平成22年12月 6日
	鹿島自主防災組織	平成22年12月 6日
	赤尾自主防災組織	平成22年12月13日
	四日町自主防災組織	平成22年12月22日
	荒町自主防災組織	平成22年12月10日
	家近自主防災組織	平成22年12月 6日
	深沢自主防災組織	平成22年12月 6日
	東条自主防災組織	平成22年12月15日
	小島自主防災組織	平成22年12月 8日
	山潤自主防災組織	平成22年12月 6日
	旧広田自主防災組織	平成22年12月 7日
	大広田自主防災組織	平成22年12月21日
	山本自主防災組織	平成22年12月 6日
	中村自主防災組織	平成22年12月 6日
	鼻岳自主防災組織	平成22年12月 6日
	岩之入自主防災組織	平成22年12月 7日
	大角間自主防災組織	平成22年12月 6日
	峠・吉井黒川自主防災組織	平成22年12月 6日
	吉井黒川自主防災組織	平成22年12月 6日
	杉平自主防災組織	平成22年12月 6日
高 柳	高柳地区自主防災組織	平成23年 2月28日
	岡田地域自主防災組織	平成22年12月 8日
	岡野町自主防災組織	平成22年12月 8日
	高尾自主防災組織	平成22年12月 8日
	坪野自主防災組織	平成22年12月 8日
	磯之辺自主防災組織	平成22年12月 8日
	漆島自主防災組織	平成22年12月 8日
	荻ノ島自主防災組織	平成22年12月 8日
	門出自主防災組織	平成22年12月 8日
	栃ヶ原自主防災組織	平成22年12月17日
	山中自主防災組織	平成22年12月21日
	塩沢自主防災組織	平成22年12月 8日
	板畑自主防災組織	平成22年12月 8日
	大野自主防災組織	平成22年12月 8日
	上石黒自主防災組織	平成22年12月 9日
	下石黒自主防災組織	平成22年12月13日
	落合自主防災組織	平成22年12月 8日
	居谷自主防災組織	平成22年12月 8日
	寄合自主防災組織	平成22年12月 8日
	田代主防災組織	平成22年12月15日
二 田	二田地区コミュニティ振興協議会自主防災組織	平成22年12月14日
	坂田自主防災組織	平成23年 3月 8日
	二田自主防災組織	平成22年12月15日
	鬼王自主防災組織	平成22年12月14日
	黒部自主防災組織	平成22年12月18日
	長嶺自主防災組織	平成22年12月15日
	後谷自主防災組織	平成22年12月18日
	西山自主防災組織	平成22年12月11日

	和田自主防災組織	平成22年12月14日
	新保自主防災組織	平成22年12月16日
	緑が丘自主防災組織	平成22年12月16日
	中央台自主防災組織	平成22年12月14日
南 部	南部地区自主防災組織	平成22年12月17日
	五日市自主防災組織	平成22年12月20日
	内方自主防災組織	平成22年12月24日
	大坪自主防災組織	平成22年12月17日
	北野自主防災組織	平成22年12月17日
	妙法寺自主防災組織	平成22年12月21日
中 川	中川地区コミュニティ振興協議会自主防災組織	平成22年12月22日
	田沢自主防災組織	平成22年12月15日
	藤掛自主防災組織	平成22年12月16日
	池浦自主防災組織	平成22年12月21日
	礼拝自主防災組織	平成22年12月11日
	鎌田自主防災組織	平成22年12月13日
	下山田自主防災組織	平成22年12月16日
	伊毛自主防災組織	平成22年12月15日
別 山	別山地域自主防災組織	平成22年12月21日
	上山田自主防災組織	平成22年12月21日
	尾野内自主防災組織	平成22年12月21日
	灰爪自主防災組織	平成22年12月21日
	笹山自主防災組織	平成22年12月22日
	立村自主防災組織	平成22年12月21日
	別山後谷自主防災組織	平成22年12月21日
	砂田自主防災組織	平成22年12月21日
	甲戸自主防災組織	平成22年12月21日
	尾頃部自主防災組織	平成22年12月28日
	内越自主防災組織	平成22年12月21日
	荒谷自主防災組織	平成22年12月21日
石 地	石地自主防災組織	平成22年12月22日
	尾町町内会自主防災組織	平成22年12月24日
	大津町内会	平成22年12月22日
大 田	大田地区自主防災組織	平成22年12月27日
	大崎自主防災組織	平成22年12月27日
	甲田自主防災組織	平成22年12月27日
	浜忠自主防災組織	平成22年12月27日

(平成30年4月現在)

4-7-10-2 災害時安否確認等の情報提供に関する協定書

災害時安否確認等の情報提供に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、柏崎市内で災害が発生した場合におけるサービス利用者の安否情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、柏崎市地域防災計画に定める災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う柏崎市内のサービス利用者の安否確認を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（安否情報の提供）

第2条 乙は、前条に定める災害のうち、避難勧告または避難指示が発令された場合には、甲からの要請の有無に関わらず、乙がサービス利用者の安否について可能な限り確認し、確認できた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。

2 報告の内容は、別記様式に定める情報とする。

3 情報の提供先は、柏崎市福祉保健部とし、電子メール、ファクシミリの手段による提供を原則とする。ただし、通信手段が確保できない場合は、別記様式に定める情報を記載した用紙を持参する方法で行うものとし、情報の提供先に高柳町事務所ならびに西山町事務所を加える。

4 甲は、乙から提供された安否の情報を、支援活動等の災害対策に活用するものとする。

（費用の負担）

第3条 乙が甲に対して情報提供することに要する費用は、乙の負担とする。

（有効期限）

第4条 この協定の有効期限は毎年度末とし、甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、双方その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 柏崎市中心中央町5番50号
柏崎市
代表者 柏崎市長

乙 別紙一覧表のとおり

別記様式

安否確認結果報告書 (第 回目 日 時 分現在)

事業所等名

所在地

報告者 氏名

連絡先

【報告先】 柏崎市福祉保健部 (要援護者支援班)
介護高齢課 FAX 21-4700
E-mail=kaigokourei@city.kashiwazaki.niigata.jp
元気支援課 FAX 22-1077
E-mail=genki@city.kashiwazaki.niigata.jp
福祉課 FAX 21-1315
E-mail=fukushi@city.kashiwazaki.niigata.jp
※市役所・2町事務所への持参も可

フリガナ氏名	生年月日	自宅の住所	確認日時 月 時 日 分	身体等の状況				現在の居所 (避難場所)			備 考
				無事	負傷	要援助	不明	自宅	避難所	その他 (避難所名)	
			月 時 日 分	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
			月 時 日 分	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
			月 時 日 分	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
			月 時 日 分	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
			月 時 日 分	☐	☐	☐	☐	☐	☐		
			月 時 日 分	☐	☐	☐	☐	☐	☐		

別紙

協定先一覧表

団体名	締結日
(福) たいよう福祉会	平成21年 3月26日
(福) 柏崎刈羽ミニコロニー	平成21年 3月27日
(福) こすもすの会	平成21年 3月27日
(特) トライネット	平成21年 3月27日
柏崎市身障者福祉作業所	平成21年 3月27日
(福) 柏崎市社会福祉協議会	平成21年 4月16日
(医) 立川メディカルセンター柏崎厚生病院	平成21年 4月16日
(福) 泚山会	平成21年 4月16日
(福) 西山刈羽福祉会	平成21年 4月16日
(福) 中越老人福祉協会	平成21年 4月16日
新潟県厚生農業協同組合連合会 柏崎総合医療センター	平成21年 4月16日
(医) (財団) 公仁会	平成21年 4月16日
(株) ジャパンケアサービス東日本	平成21年 4月16日
二幸産業(株)	平成21年 4月16日
(株) ケンブリッジ	平成21年 4月16日
(社) 柏崎市シルバー人材センター	平成21年 4月16日
(株) らいふさぼーと	平成21年 4月16日
(株) ツクイ	平成21年 4月16日
(株) ステビア新潟	平成21年 4月16日
(株) スワロー	平成21年 4月16日
(福) 柏崎刈羽福祉事業協会	平成21年 5月26日
柏崎農業共同組合	平成21年10月 1日
(株) さくら介護サービス	平成23年 6月 8日
(株) クレアメディコ	平成23年 6月 8日
(株) ニチイ学館	平成23年 6月 8日
(福) ロングラン	平成24年 5月18日
(特) ワークステージ	平成24年 5月21日
(株) イシザカ	平成24年 6月15日
(株) アビライフ	平成24年 6月15日
新進テック(株)	平成24年 6月15日
キハン(株)	平成24年 6月15日
(株) リボーン	平成25年 5月30日
(有) スマイル	平成25年 5月30日

(平成30年4月1日現在)

※ (福) : 社会福祉法人、(特) : 特定非営利活動法人、(社) : 社団法人、(医) : 医療法人、
(株) : 株式会社

4-7-10-3 災害時要援護者の避難の受け入れに関する協定書

災害時要援護者の避難の受け入れに関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、柏崎市内で災害が発生した場合における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「要援護者」という。）の受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に要援護者が被災により避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の運営する福祉施設（以下「避難施設」という。）へ要援護者を受け入れる協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における要援護者とは、甲が把握する災害時要援護者のうち、災害時に避難施設において援護が必要な者とする。

（受入の要請及び受諾）

第3条 甲は、被災により要援護者の居宅等が居住困難となった場合で柏崎市地域防災計画に定める指定避難所において要援護者の避難生活が困難と認められる場合、避難施設への当該要援護者の受け入れについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の規定による甲からの要請について、可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 甲は、前条の規定に基づいて乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（1）要援護者の住所、氏名、生年月日、心身の状況、連絡先等

（2）要援護者の身元引受人の住所、氏名、連絡先等

（3）受入の期間

（要援護者の移送）

第5条 要援護者の避難施設への移送は、甲または要援護者の家族等が行うものとする。ただし、要援護者の移送が困難な場合は、甲は乙に移送を要請できるものとする。

（物資の調達及び支援員等の確保）

第6条 甲は、要援護者の受け入れに係る生活用品、食料その他の必要な物資を調達するものとする。

2 乙は、要援護者の適切な援護のため、必要に応じて支援員の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請により乙が要援護者に対して要した費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、甲乙協議の上、適切な方法により算出した金額を甲が負担するものとする。

（受け入れ可能人員等）

第8条 甲及び乙は、本協定の締結後、受け入れ可能人員、援護に要する人員及び必要物品等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期限は毎年度末とし、甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、双方その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 柏崎市中央町5番50号
柏崎市
代表者 柏崎市長

乙 別紙一覧表のとおり

別紙

協定先一覧表

団体名	締結日
(福) 柏崎刈羽ミニコロニー	平成21年 3月27日
(福) たいよう福祉会	平成21年 3月26日
(特) トライネット	平成21年 3月27日
(医) 立川メディカルセンター柏崎厚生病院	平成21年 4月16日
(福) 泚山会	平成21年 4月16日
(福) 西山刈羽福祉会	平成21年 4月16日
(福) 中越老人福祉協会	平成21年 4月16日
(医) (財団) 公仁会	平成21年 4月16日
(株) ステビア新潟	平成21年 4月16日
(株) さくら介護サービス	平成21年 4月16日
(福) ロングラン	平成24年 5月18日
(福) 柏崎刈羽福祉事業協会	平成21年 5月26日
キハン(株)	平成24年 6月15日
(株) リボーン	平成25年 5月30日

(平成30年4月1日現在)

※(福) : 社会福祉法人、(特) : 特定非営利活動法人、(医) : 医療法人、(株) : 株式会社

4-7-11〔区分：避難所開設運営〕 避難所開設運営に関する協定書

避難所開設運営に関する協定書

柏崎市（以下「市」という。）と コミュニティ協議会及び自主防災会（町内会）（以下「町内会等」という。）とは、災害が発生し、又はおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所開設運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、市民の生命及び身体を保護するため、市と町内会等が協力し、避難所の開設及び運営を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める協定事項は、原則として市が災害に係る警戒態勢に入った場合又は災害対策本部を設置した場合において、市が町内会等に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（開設運営期間）

第3条 避難所の開設運営期間は、災害時に市が、避難所として必要と認める開設から閉鎖までの期間とする。

（対象避難所）

第4条 本協定書により対象とする避難所は次のとおりとする。

- (1) 柏崎市地域防災計画において指定されている避難所のうち、別紙1に定めるもの。
- (2) 前項のほか、集会施設など地区内における避難者が参集した施設。

（使用する附属施設の取扱い）

第5条 前条に規定する避難所の使用に当たり、附属する施設、設備、備品等（以下「附属施設」という。）の使用については、あらかじめ市と町内会等が、使用予定附属施設について協議し、市が施設管理者と調整した後、決定するものとする。

（市の職員派遣）

第6条 市は、避難所を開設したときは、避難所の開設運営に必要となる職員を直ちに派遣するものとする。

（開設運営に必要となる事務等）

第7条 本協定に基づき、町内会等が避難所の開設運営に協力する事務等は、次にとおりとする。

- (1) 避難所開設について
 - ア 避難所の安全確認（開設時における被害箇所及び二次災害のおそれのある箇所等）
 - イ 附属設備の安全及び衛生点検
 - ウ 避難所の居住スペース、通路の確認及び確保
- (2) 避難所運営について
 - ア 避難者の受入れ及び避難者名簿の作成
 - イ 食料、飲料水等必要な物資の受入れ、避難者への配布及び保存管理
 - ウ 運営に必要となる資器材の確保
 - エ トイレ、ゴミ等避難所運営上必要となる附属設備等の使用に関するルールの制定
 - オ その他、円滑な避難所運営に関し必要となる事項

（避難所開設運営体制の整備及び市との連絡調整の代行）

第8条 町内会等は、避難所開設運営に必要となる体制の整備に努めるものとする。

2 市の避難所派遣職員は、次に掲げる事項について市災害対策本部への連絡調整を行うこととしているが、市職員が欠けた場合等においては、町内会等は市職員に代わり市災害対策本部へ連絡調整を行うよう努めるものとする。

- (1) 避難所の開設状況
- (2) 避難者数の状況

(3) その他避難所の開設運営に必要な事項

3 前項の規定による町内会等の市災害対策本部への連絡調整は、市が別に定める「避難所運営マニュアル」に定める様式を使用して行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭により行うことができる。

(経費の負担)

第9条 避難所の開設及び運営に係る経費については、原則、災害救助法（昭和22年法律第118号）、新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77条）及び柏崎市災害救助規則（昭和51年規則第40号）において定められている範囲において、市の負担により行うものとする。

(避難所及び附属設備に係る損害賠償)

第10条 前条の規定にかかわらず、避難所及び附属施設の使用に伴う破損等に対する損害賠償については、原状回復することを原則とし、その賠償負担の方法及び額については、市と町内会等で協議の上、決定する。

(疑義等の決定)

第11条 この協定書に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、市と町内会等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、市と町内会等の代表者が各々1通を保有し、町内会等の代表者以外の者は、その写しを保有するものとする。

令和 年 月 日

柏崎市

柏崎市長

代表者

コミュニティ運営協議会

(地区自主防災会)

会 長

町内会 (自主防災会)

会 長

町内会 (自主防災会)

会 長

町内会 (自主防災会)

会 長

町内会 (自主防災会)

会 長

※締結先については、別紙一覧のとおり

別紙

避難所開設運営に係る協定締結先一覧

団体名	締結日
比角コミュニティ運営協議会及び自主防災会（町内会）	平成25年 1月 7日
野田コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 1月17日
松波地区自主防災組織（町内会）	平成25年 1月25日
上米山地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 1月30日
荒浜コミュニティ協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 1月31日
北鯖石コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 2月 1日
半田地域コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 2月 4日
高浜コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 2月 5日
別俣コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 2月 5日
上条地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 2月 7日
田尻地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 2月18日
中通地区自主防災会、自主防災組織（町内会）及び中通コミュニティ振興協議会	平成25年 2月18日
剣野コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 2月25日
中鯖石地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 3月 5日
西中通コミュニティセンター運営協議会及び自主防災会（町内会）	平成25年 3月 6日
南鯖石地区コミュニティ振興協議会及び自主防災会（町内会）	平成25年 3月12日
南部コミュニティ協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 3月13日
高田コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 3月22日
枇杷島コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 4月 1日
北条地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 4月 5日
高柳地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 4月11日
米山地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 4月20日
大洲地区振興会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 5月15日
二田地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 7月16日
鯨波地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成25年 7月26日
中央地区コミュニティ振興協議会及び自主防災組織（町内会）	平成29年12月 4日
西山コミュニティ協議会及び自主防災会（町内会）	令和 4年 4月 1日

（令和4（2022）年4月1日現在）

4-7-11-3〔区分：避難所開設運営〕 災害時要援護者の避難の受入れに関する協定書

災害時要援護者の避難の受入れに関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、柏崎市内で災害が発生した場合における援護が必要な高齢者及び障害者等（以下「要援護者」という。）の受入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に要援護者が被災により避難を余儀なくされた場合に、甲が乙の運営する福祉施設（以下「福祉避難施設」という。）へ要援護者を受け入れる協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における要援護者とは、甲が把握する災害時要援護者のうち、災害時に福祉避難施設において援護が必要な者とする。

（受入れの要請及び受諾）

第3条 甲は、被災により要援護者の居宅等が居住困難となった場合で柏崎市地域防災計画に定める指定避難所において要援護者の避難生活が困難と認められる場合、福祉避難施設への当該要援護者の受入れについて、乙に協力を要請できるものとする。

2 乙は、前項の規定による甲からの要請について、可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（手続き等）

第4条 甲は、前条の規定に基づいて乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（1）要援護者の住所、氏名、生年月日、心身の状況、連絡先等

（2）要援護者の身元引受人の住所、氏名、連絡先等

（3）受入れの期間

（要援護者の移送）

第5条 要援護者の福祉避難施設への移送は、甲または要援護者の家族等が行うものとする。ただし、要援護者の移送が困難な場合は、甲は乙に移送を要請できるものとする。

（物資の調達及び支援員等の確保）

第6条 甲は、要援護者の受入れに係る生活用品、食料その他の必要な物資を調達するものとする。

2 乙は、要援護者の適切な援護のため、必要に応じて支援員の確保に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請により乙が要援護者に対して要した費用は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、甲乙協議の上、適切な方法により算出した金額を甲が負担するものとする。

（受入可能人員等）

第8条 甲及び乙は、本協定の締結後、受入可能人員、援護に要する人員及び必要物品等について、あらかじめ協議するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は毎年度末とし、甲乙いずれからも異議の申し出のない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、双方その1通を保有する。

年 月 日

甲 柏崎市日石町2番1号
柏崎市
代表者 柏崎市長

乙 別紙一覧表のとおり

4-7-12〔区分：避難所施設利用〕

4-7-12-1 災害時等の一時的避難所の開設及び運営についての覚書

覚 書

柏崎市（以下「甲」という。）と新潟県立柏崎高等学校（以下「乙」という。）とは、市民の生命及び身体を保護するため、新潟県地域防災計画及び柏崎市地域防災計画に基づく避難所の開設及び運営について、次のとおり覚書を交換する。

（避難所の開設）

第1条 乙は、次の場合に甲の要請に応じ、新潟県立柏崎高等学校（以下「学校」という。）を一時的な避難所として開設し、運営することに協力するものとする。

ア 地震、大雨等の異常な自然現象に伴う災害及び大規模な火災等の発生が予想される場合（以下「一般災害」という。）

イ 原子力発電所からの放射性物質の大量の放出によりコンクリート屋内退避の指示が出された場合（以下「原子力災害」という。）

（使用する施設等）

第2条 甲が避難所として使用する学校の施設は、次のとおりとする。なお、状況に応じ他の施設を使用する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

- ・一般災害の場合…体育館及びそれに隣接するトイレ
- ・原子力災害の場合…教室等の鉄筋コンクリート製の施設及びそれに隣接するトイレ

2 前項に規定する施設には、附属する施設、設備、備品等（以下「附属施設」という。）を含むものとする。

3 避難所の開設及び運営に必要な物資及び資機材は、甲の負担とする。

（経費の負担）

第3条 避難所の開設及び運営に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の額は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（職員の派遣）

第4条 甲は、避難所を開設したときは、速やかに避難所の収容、介護、給食、給水等を行うための職員を派遣する者とする。

2 派遣された職員は避難所の開設及び運営に当たっては、施設の管理者の指示に従い、授業等の支障に無いよう十分に配慮するものとする。

（連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、避難所の開設及び運営のための連絡先を定め、相互に通知するものとする。連絡先に異動があった場合もまた同様とする。

（損害賠償）

第6条 甲は、避難所を開設してから閉鎖するまでの間に避難者又は第4条の規定により甲の派遣した職員（以下「職員」という。）が第2条に規定する施設及び附属施設を破損、汚損又は滅失（以下「破損等」という。）したときは、現状回復し、又は乙に対して損害の賠償をするものとする。ただし、避難者及び職員の責めに帰すべき事由以外の理由により破損等した場合

は、この限りではない。

(避難所の閉鎖)

第7条 甲は、避難の必要がなくなつたと判断したとき、又はコンクリート屋内退避が解除されたときは、速やかに、避難者を退去させ、避難所を閉鎖するものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この覚書に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、新潟県地域防災計画及び柏崎市地域防災計画によるほか、甲乙協議の上、決定する。

平成16年4月1日

甲 柏崎市
柏崎市長 西 川 正 純
乙 新潟県立柏崎高等学校
校 長 大 瀧 則 雄

4-7-12-2 災害時等における施設利用の協力等に関する協定書

災害時等における施設利用の協力等に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）とかしわざき振興財団・新潟照明技研共同事業体（以下「乙」という。）とは、平成24年1月18日に締結した柏崎市文化会館アルフォーレの管理に関する基本協定第14条の規定に基づき、柏崎市内で地震、風水害、その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の利用及び協力等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲が乙の管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、柏崎市地域防災計画に基づく避難所及び福祉避難所並びに避難場所（以下「避難所等」という。）を開設すること並びに被災者等の救援に必要な措置を講じること並びに乙の甲への協力等に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 柏崎市日石町4番32号

施設名 柏崎市文化会館アルフォーレ（施設に併設している駐車場を含む。）

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等に施設を避難所等の開設及び被災者等の救援に必要な措置を講じるために利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、施設を開放し、甲に協力するものとする。

（協力体制）

第4条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（災害時等の対応）

第5条 乙は、災害時等において、速やかに避難所等としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 乙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、甲に協力するものとする。

（避難所等の管理運営）

第6条 避難所等の管理運営及び被災者等の救援に必要な措置は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第7条 避難所等の開設及び被災者等の救援に必要な措置を講じたことに伴う乙の損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

（避難所等の開設期間）

第8条 避難所等の開設期間は、災害発生の日又は発生するおそれがある日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、期間を延長することができるものとする。

2 被災者等の救援に必要な措置を講じるために利用する期間は、前項と同様とする。

（避難所等の終了）

第9条 甲は、避難所等としての利用及び被災者等の救援に必要な措置を講じるための利用を終了する際は、施設を現状に復し、乙に引き渡すものとする。

（訓練等）

第10条 乙は、施設の職員が災害時の対応に関する知識及び技術を習得できるよう、防災訓練等を定期的実施するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月18日

甲 柏 崎 市
柏崎市中央町5番50号
柏崎市長 会 田 洋

乙 かしわざき振興財団・新潟照明技研共同事業体

代表団体 公益財団法人かしわざき振興財団
柏崎市駅前二丁目2番45号
理事長 田 村 史 朗

構成団体 新潟照明技研株式会社
新潟市東区長者町15番42号
代表取締役 中 村 直 弘

災害時等における施設利用の協力等に関する覚書

柏崎市（以下「甲」という。）とかしわざき振興財団・新潟照明技研共同事業体（以下「乙」という。）とは、平成25年1月18日に締結した災害時等における施設利用の協力等に関する協定第4条及び第5条の規定に基づき、柏崎市文化会館アルフォーレ（以下「施設」という。）における乙の災害時等の協力内容に関して、次のとおり覚書を締結する。

1 事前の準備

(1) 連絡体制

ア 緊急時連絡先の報告

乙は、毎年度当初に、乙が策定した危機管理マニュアルに基づく緊急連絡網を甲に報告するものとする。

この場合、施設長及び緊急時対応者（正、副）については、メールアドレス及び携帯電話番号も報告するものとする。

あわせて、勤務時間外における施設の開錠者（正、副）をあらかじめ指定し、報告するものとする。

甲も、毎年度当初に緊急時対応者（正、副）の連絡先を乙に報告するものとする。

なお、緊急時の連絡先に変更が生じた場合は、随時、相互に報告するものとする。

2 災害発生時の対応

2-1 勤務時間外の対応

(1) 施設職員の参集

柏崎市内で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は乙が策定した緊急事態対応計画によるレベル3の緊急事態が発生し、乙の本部から出動指示があったときは、施設職員全員は、できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに施設に参集するものとする。

なお、上記の事由によらずとも、市災害対策本部の決定又は市災害対策本部を開くいとまがないときは市危機管理監の判断に基づき、甲から参集の要請をすることがある。

(2) 開錠手順

施設職員による施設の開錠手順は、次のとおりとする。

ただし、甲は、極めて緊急の場合は、施設職員の到着前に乙に無断で施錠等を破壊して、施設内に入ることもある。

ア あらかじめ指定された開錠者は、できるだけ速やかに施設の開錠を行うものとする。この際、駐車場の開錠も行うものとする。

イ あらかじめ指定された開錠者の到着が遅れた場合は、鍵を保持している他の職員が開錠するものとする。

なお、鍵を保持している他の職員もいない場合は、あらかじめ指定された開錠者又は鍵を保持している他の職員と速やかに連絡を取り、開錠に向かわせるなどの措置を講じるものとする。

(3) 被害状況の報告

施設職員は、施設到着後できるだけ速やかに、施設の被害状況等を甲に報告するものとする。

この場合、ファクシミリや電子メールが使えるときは、別紙「指定管理施設被害状況報告書」に記入して発信するものとする。

ファクシミリや電子メールが使えないときは、電話で報告するものとする。

なお、一部不明な項目があっても、知り得た情報の範囲内で、取り急ぎ第一報を行うものとする。

(4) 受入場所の確保

施設職員は、避難所等開設のため、次の場所を確保するものとする。

ただし、状況に応じて、甲は乙の了解を得て、次の場所以外の場所も使用することがある。

なお、地震の場合、大ホール客席及び舞台は、天井材や吊り物の落下の危険性があるため、原則として使用しないものとする。

ア 初動時

(ア) 避難所

受入場所：マルチホール、会議室、練習室、市民ラウンジ、ワークスペース、
共用ロビー、ホワイエ

(参考：想定最大収容人数385人、マルチホールを除く場合は325人)

なお、楽屋については、後で福祉避難室、福祉避難所として使用することから、一般には開放しないものとする。

(イ) 避難場所

受入場所：駐車場1・2

イ 初動後

(ア) 福祉避難室、福祉避難所

受入場所：楽屋、会議室、マルチホール

(参考：想定最大収容人数70人)

(イ) 救援隊等の集合及び活動場所

受入場所：駐車場1・2

(ウ) 救援物資の集積・配送場所

受入場所：搬入ヤード、荷捌、防災用備蓄倉庫

(5) 避難所等の開設及び運営への協力

施設職員は、甲による避難所等の開設及び運営に関して、次のとおり協力するものとする。

ア 初動時

(ア) 甲から避難所、避難場所として使用する旨の連絡があった場合及び震度5弱以上の地震が発生した場合は、市職員が到着するまでの間に、施設の安全を確認した上で、あらかじめ定めておいた受入場所を確保するものとする。

(イ) 受入場所を確保したら、受入体制が整ったことを甲に連絡するものとする。

(ウ) 市民が避難してきたら、受入場所に誘導するものとする。

(エ) トイレ（大ホールホワイエのトイレを含む。）、水の提供及び市防災行政無線情報などの災害関連情報の提供等を行うものとする。

(オ) 市職員が到着したら、その指示を受けながら、避難所等の運営に必要なパソコン、電話、トランシーバー、ファクシミリ、コピー機、その他の事務用品、テレビ及びラジオ等を必要に応じて提供するとともに、避難者の受入対応などに協力するものとする。

イ 初動後

可能な範囲（施設の維持保全、キャンセル対応、施設備品の維持管理等、乙の業務に支障がない範囲）で、市職員の指示を受けながら、避難所等の運営及び被災者等の救援に必要な措置に協力するものとする。

2-2 勤務時間中の対応

(1) 被害状況の報告

施設職員は、災害発生後できるだけ速やかに、施設の被害状況等を甲に報告するものとする。

報告内容、報告手段等は、勤務時間外の対応と同様とする。

(2) 利用者への対応

施設職員は、乙が策定した危機管理マニュアルに基づき、利用者の安全確保を図るとともに、負傷者等が発生した場合は、必要な応急措置等を講じるものとする。

(3) 受入場所の確保

勤務時間外の対応と同様とする。

(4) 避難所等の開設及び運営への協力

勤務時間外の対応と同様とする。

3 その他

柏崎市地域防災計画の見直し等に伴って、本覚書の見直しが必要になった場合は、甲乙で協議するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月18日

甲 柏 崎 市
柏崎市中央町5番50号
柏崎市長 会 田 洋

乙 かしわざき振興財団・新潟照明技研共同事業体
代表団体 公益財団法人かしわざき振興財団
柏崎市駅前二丁目2番45号
理事長 田 村 史 朗

構成団体 新潟照明技研株式会社
新潟市東区長者町15番42号
代表取締役 中 村 直 弘

4-7-12-3 災害時等における施設利用の協力等に関する協定書

災害時等における施設利用の協力等に関する協定書

柏崎市（以下「委任者」という。）と社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会（以下「受任者」という。）とは、平成26年2月3日に締結した柏崎市西山町いきいき館の管理に関する基本協定第14条の規定に基づき、柏崎市内で地震、風水害、その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の利用及び協力等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、委任者が受任者の管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、柏崎市地域防災計画に基づく避難所を開設すること並びに被災者等の救援に必要な措置を講じること並びに受任者の委任者への協力等に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 柏崎市西山町池浦877番地

施設名 柏崎市西山町いきいき館（施設に併設している駐車場を含む。）

（協力要請）

第3条 委任者は、災害時等に施設を避難所の開設及び被災者等の救援に必要な措置を講じるために利用する必要があるときは、受任者に対し協力を要請するものとする。ただし、受任者は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、施設を開放し、委任者に協力するものとする。

（協力体制）

第4条 受任者は、あらかじめ協力内容について委任者と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、受任者は、委任者に報告するものとする。

（災害時等の対応）

第5条 受任者は、災害時等において、速やかに避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 受任者は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ委任者と協議した内容に基づき、委任者に協力するものとする。

（避難所の管理運営）

第6条 避難所の管理運営及び被災者等の救援に必要な措置は、委任者の責任において行うものとする。

（費用負担）

第7条 避難所の開設及び被災者等の救援に必要な措置を講じたことに伴う受任者の損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で委任者が負担することを原則として、委任者受任者の協議により決定するものとする。

（避難所の開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日又は発生するおそれがある日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、委任者は受任者と協議の上、期間を延長することができるものとする。

2 被災者等の救援に必要な措置を講じるために利用する期間は、前項と同様とする。

（避難所の終了）

第9条 委任者は、避難所としての利用及び被災者等の救援に必要な措置を講じるための利用を終了する際は、施設を現状に復し、受任者に引き渡すものとする。

（訓練等）

第10条 受任者は、施設の職員が災害時の対応に関する知識及び技術を習得できるよう、防災訓練等を定期的に実施するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度委任者受任者協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(ア)

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、委任者、受任者それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 2月18日

委任者

柏崎市中央町5番50号

柏 崎 市

柏崎市長 会 田 洋

印

受任者

所在地 柏崎市豊町3番59号

名 称 社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

代表者 会 長 若 山 正 樹

印

4-7-12-4 津波襲来時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波襲来時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波襲来時における一時避難施設としての使用に関し、高浜観光開発株式会社（以下「甲」という。）と柏崎市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、柏崎市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設等を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として乙に使用させるものとする。

（1）土地（避難場所）

地 番	柏崎市大字宮川1345番地	
所 有 者	高浜観光開発株式会社	
面 積	約3,000㎡	クラブハウス駐車場部分

（2）建物（避難所）

施設名称	クラブハウス	
所 在 地	柏崎市大字宮川1345番地	
所 有 者	高浜観光開発株式会社	
構 造 等	鉄筋コンクリート造	
建 築 年	昭和62年5月	
面 積	2800.28㎡	1F：1815.408㎡、2F：984.874㎡

2 乙は、前項に規定の避難施設について、次に掲げる範囲で一時避難施設として使用するものとする。

（施設変更の報告）

第4条 甲は、使用施設の使用制限及び増改築等の事由により、当該施設の面積等に変更が生ずる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる場合は、事前に書面により乙に対して報告するものとする。

（使用期間）

第5条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波注意報が発表されたときから、津波注意報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

（使用及び使用終了の通知）

第6条 乙は、第3条の規定に基づき一時避難施設として使用する際、または使用終了する際に、事前に甲に対しその旨を、文書又は口頭により通知するものとする。

2 乙は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、乙は甲に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は、無料とする。

(施設・備品の破損時期等の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合において、乙の帰すべき責による施設の破損については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 甲は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(誘導看板の設置)

第10条 乙は、一時避難施設としての誘導看板を、甲と協議の上、適当な位置に設置するものとする。

2 設置した誘導看板を、甲又は乙の都合により移設する必要がある場合、その費用は原因者が負担する。

3 乙は、本協定の解除により、誘導看板が不要となったときは、その誘導看板を撤去するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の締結期間は、協定締結の日から3年間とする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙協議のうえ、延長または期間満了について協議するものとする。この際において、期間延長について合意が得られた場合、期間満了の日の翌日から更に3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

甲 柏崎市大字宮川1345番地
高浜観光開発株式会社
代表取締役 植 木 康 之

乙 柏崎市中央町5番50号
柏 崎 市 長 会 田 洋

4-7-12-5 津波襲来時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波襲来時における一時避難施設としての使用に関する協定書

柏崎市（以下「甲」という。）と株式会社ブルボン（以下「乙」という。）とは、津波襲来時における一時避難施設としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、柏崎市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「津波発生時」という。）における地域住民の一時避難施設として、乙の所有する施設等を使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の使用用途）

第2条 この協定による施設の使用用途は公共福祉の立場から、次条以下に定める範囲で津波発生時における地域住民の一時避難施設とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を前条の規定により一時避難施設として可能な範囲で甲に使用させるものとする。

使用施設名称	株式会社ブルボン 本社ビル
所在地	柏崎市駅前一丁目3番1号
所有者	株式会社ブルボン
構造等	鉄骨造+コンクリート充填鋼管構造13階建
建築年	平成27年3月
使用場所	3階食堂兼休憩室430㎡

（使用開始及び終了の通知）

第4条 甲は、第3条の規定に基づき一時避難施設として使用を開始することを希望する際、又は使用を終了する際に、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭により通知するものとする。

（使用期間）

第5条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波注意報が発表されたときから、津波注意報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。なお、当該使用期間が終了したときは、甲の責任において一時避難施設から避難者を退去させるものとする。

（使用施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の使用制限又は増改築等の事由により、使用場所の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により使用施設としての使用が不可能となる場合は、事前に書面により甲に対して報告するものとする。

（現場責任者の派遣）

第7条 甲は、第3条の規定による一時避難施設の提供を乙から受ける場合は、甲の職員を乙の使用施設に現場責任者として派遣し、乙の協力の下、一時避難施設における地域住民の安全管理等を行う。

（使用料）

第8条 使用施設における甲の使用料は、無料とする。

(使用施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合において、甲又は避難者に帰すべき責による使用施設又は備品の破損等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、以降は4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしない限り、その効力を維持する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年7月16日

新潟県柏崎市中央町5番50号
甲 柏崎市
代表者 柏崎市長 会 田 洋

新潟県柏崎市駅前一丁目3番1号
乙 株式会社 ブルボン
代表取締役社長 吉 田 康

4-7-12-6 災害時等における施設利用の協力等に関する協定書

災害時等における施設利用の協力等に関する協定書

柏崎市（以下「委任者」という。）と〔別紙締結一覧表のとおり〕（以下「受任者」という。）とは、平成〇〇年〇月〇日に締結した△△△の管理に関する基本協定第15条の規定に基づき、柏崎市内で地震、風水害、その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の利用及び協力等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、委任者が受任者の管理する施設（以下「施設」という。）を利用して、柏崎市地域防災計画に基づく避難施設を開設すること及び被災者等の救援に必要な措置を講じること並びに受任者の委任者への協力等に関して必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 〇〇

施設名 △△（施設に併設している駐車場を含む。）

（協力要請）

第3条 委任者は、災害時等に施設を避難施設の開設及び被災者等の救援に必要な措置を講じるために利用する必要があるときは、受任者に対し協力を要請するものとする。ただし、受任者は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、施設を開放し、委任者に協力するものとする。

（協力体制）

第4条 受任者は、あらかじめ協力内容について委任者と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、受任者は、委任者に報告するものとする。

（災害時等の対応）

第5条 受任者は、災害時等において、速やかに避難施設としての機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

2 受任者は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ委任者と協議した内容に基づき、委任者に協力するものとする。

（避難施設の管理運営）

第6条 避難施設の管理運営及び被災者等の救援に必要な措置は、委任者の責任において行うものとする。

（費用負担）

第7条 避難施設の開設及び被災者等の救援に必要な措置を講じたことに伴う受任者の損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で委任者が負担することを原則として、委任者受任者の協議により決定するものとする。

（避難施設の開設期間）

第8条 避難施設の開設期間は、災害発生の日又は発生するおそれがある日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、委任者は受任者と協議の上、期間を延長することができるものとする。

2 被災者等の救援に必要な措置を講じるために利用する期間は、前項と同様とする。

(避難施設の終了)

第9条 委任者は、避難施設としての利用及び被災者等の救援に必要な措置を講じるための利用を終了する際は、施設を現状に復し、受任者に引き渡すものとする。

(訓練等)

第10条 受任者は、施設の職員が災害時の対応に関する知識及び技術を習得できるよう、防災訓練等を定期的に実施するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度委任者受任者協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、委任者、受任者それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

委任者

柏崎市中央町5番50号

柏 崎 市

柏崎市長 会 田 洋

印

受任者

所在地 〇〇

名 称 〇〇

代表者 〇〇

印

[締結先については別紙一覧のとおり]

別紙 協定先一覧表

平成27年度更新施設

No.	分類	施設名	指定管理者	担当課	基本協定締結日	災害協定締結日
1	基盤施設	モーリコ駐車場	柏崎商工会議所	維持管理課	H28.1.25	H28.1.25
2	レク・スポーツ施設	ふるさと体験村(荻ノ島)	荻ノ島ふるさと村組合	高柳町事務所	H28.2.25	H28.2.25
3	レク・スポーツ施設	柏崎海洋センター(シーユース雷音) ※「災害時における柏崎市と公共の宿との協力に関する協定」を平成12年5月1日に締結(4-7-4-1に記載のとおり)	(公財)かしわざき振興財団	高柳町事務所	H28.1.28	H28.1.28
4	文教施設	産業文化会館	(公財)かしわざき振興財団	商業労政課	H28.1.25	H28.1.25
5	レク・スポーツ施設	体育施設15施設 ※スポーツハウス、柏崎アクアパーク、武道館、柏崎市総合体育館、西山総合体育館、陸上競技場、駅前公園テニスコート、白竜公園テニスコート、荒浜運動場、佐藤池野球場、佐藤池第2野球場、佐藤池サッカーコート、西山総合グラウンド、西山野球場、海岸公園運動広場	(公財)かしわざき振興財団	スポーツ振興課	H28.1.21	H28.1.21

平成26年度更新施設

No.	分類	施設名	指定管理者	担当課	基本協定締結日	災害協定締結日
1	産業振興施設	田島活性化施設	田島町内会	農林水産課	H27.1.30	H27.1.30
2	レク・スポーツ施設	家族旅行村(じよんのひ村)	(株)じよんのひ村協会	高柳町事務所	H27.1.30	H27.1.30
3	レク・スポーツ施設	ふるさと体験村(門出)	(一社)門出ふるさと村組合	高柳町事務所	H27.1.30	H27.1.30

平成24年度更新施設

No.	分類	施設名	指定管理者	担当課	基本協定締結日	災害協定締結日
1	文教施設	文化会館アルフォーレ ※「災害時等における施設利用の協力等に関する協定書」を平成25年1月18日に締結(4-7-13-2に記載のとおり)	かしわざき振興財団・新潟照明技研共同事業体	文化振興課	H24.1.18	H25.1.18

(平成28年3月31日現在)

4-7-13【区分：外部団体】

災害時の情報交換に関する協定

災害時等の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と柏崎市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、柏崎市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換はの開始時期は、次のとおりとする。

- 一 柏崎市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 柏崎市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・海岸・道路・公園・下水道・港湾等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 3月 1日

甲) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1

新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省

北陸地方整備局長

前川 秀和

乙) 新潟県柏崎市中央町5番50号

柏 崎 市 長

会田 洋

4-7-14【区分：役務】

4-7-14-1

災害に備えた防災力向上の相互協力に関する協定

災害に備えた防災力向上の相互協力に関する協定

柏崎市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）とは柏崎市内における災害に備えた防災力の向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙相互の密接な連携・協力により、災害への備えとなる防災力の向上を図るとともに、災害時における応急対策の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について甲と連携・協力して取り組むものとし、甲から協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- (1) 災害時におけるドローンによる情報収集に関すること。
- (2) 甲が行う防災訓練、防災に関するセミナー及びイベントに関すること。
- (3) 市民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
- (4) 市民の地震保険の加入促進に資する情報提供に関すること。
- (5) その他防災・減災及び災害対応における相互協力に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲は、第1条に定める目的を達成するために、乙の協力が必要な場合は、原則として文書により要請を行うものとする。

2 乙は、前項に基づき協力を実施した場合は、甲に対し文書により報告を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 甲の要請により、乙が第2条の規定による協力を行うために要した費用については、原則乙が負担する。ただし、甲に負担を求める必要がある場合には、乙の申出により、甲乙協議の上、甲の負担額を決定する。

（連絡責任者）

第5条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

（情報管理）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成29年10月4日

甲 柏崎市中央町5番50号

柏崎市長

櫻 井 雅 浩

乙 新潟県長岡市殿町2丁目4番1号

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

長岡支店長

大 磯 宗 雄

4-7-14-2

災害時に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

柏崎市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、柏崎市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、柏崎市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ柏崎市の行政機能の低下を軽減させるため、柏崎市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、柏崎市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、柏崎市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、柏崎市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 柏崎市が、柏崎市内の避難場所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 柏崎市が、柏崎市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 柏崎市が、災害発生時の柏崎市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報等をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2. 柏崎市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、柏崎市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく柏崎市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、柏崎市から提供を受ける情報について、柏崎市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、柏崎市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、柏崎市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、柏崎市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2020年2月10日

柏崎市：柏崎市中央町5番50号
市長 櫻井 雅浩

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健 太 郎

4-7-14-3

災害時における法律相談業務に関する協定

災害時における法律相談業務に関する協定

柏崎市（以下「甲」という。）と新潟県弁護士会（以下「乙」という。）とは、柏崎市内で地震、風水害その他の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対して行う法律相談業務の体制確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（支援の要請）

第1条 甲は、災害時において、乙に対して、法律相談会の開催を要請することができる。

2 諸般の事情から、乙において緊急に法律相談を行う必要を認め、乙から甲に対しその旨の告知があったときは、甲は必要な調整を行うものとする。

（相談担当者の連絡）

第2条 乙は、前条記載の法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。ただし、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、省略することができる。

2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、諸般の事情により乙の会員のみにによる対応が困難な場合は、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

（相談場所の確保及び広報）

第3条 甲は、法律相談会の開催場所の確保及び相談会を開催する旨の広報を行う。ただし、乙は、甲の行う広報とは別に広報を行うこともできる。

（報告）

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、相談内容の概要について、随時、甲に書面で報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務は、被災者が費用負担しないことを相互に確認する。

2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務の特殊性に鑑み、これに要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

（平時における準備）

第6条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や担当窓口の連絡先等の提供に努めるものとする。

（協議解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

令和3年（2021年）7月14日

甲 柏崎市日石町2番1号
柏崎市長 櫻井 雅浩

乙 新潟市中央区学校町通1番町1番地
新潟県弁護士会
会 長 若槻 良宏

柏 崎 市 水 防 計 画

柏 崎 市 防 災 会 議

— 目 次 —

第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責任等	2
第4節	津波における留意事項	4
第5節	安全配慮	5

第2章 水防組織

第1節	水防本部	6
第2節	本部組織	6
第3節	水防本部の事務分掌	6
第4節	水防態勢時における関係機関の連絡系統図	7

第3章 水位周知及び水防警報（水防待機業務）

第1節	水位情報の通知	9
第2節	水防警報及び水位情報	10
第3節	水防警報を行う河川並びに水防警報発表者	10
第4節	水防警報の対象とする水位観測所	11
第5節	水防警報を発表しない場合の措置	12
第6節	水防に係る注意報・警報等	13
第7節	排水機場の伝達系統	14

第4章 水防活動

第1節	市の非常配備	14
第2節	巡視出動の連絡	15
第3節	水防作業	15
第4節	緊急交通	16
第5節	警戒区域の指定	16
第6節	避難立ち退き	16
第7節	決壊の通報及び措置	16
第8節	水防解除	16
第9節	水防訓練	16

第5章 費用負担と公用負担

第1節	費用負担	18
第2節	公用負担	18

第6章	協力・応援	
第1節	河川管理者の協力及び援助	20
第2節	水防機関の協力等	20
第3節	下水道管理者の協力等	20
第7章	水防報告	
第1節	水防概況報告	22
第2節	水防活動実施報告	22
第8章	通信連絡・輸送の確保	
第1節	通信連絡系統	24
第2節	非常通信の取扱	24
第3節	その他の通信施設の使用	24
第4節	水防信号	24
第5節	輸送の確保	24
第9章	水防用備蓄資機材	
第1節	市における水防倉庫及び備蓄資機材	25
第2節	柏崎地域振興局における水防倉庫及び備蓄資機材	25
第10章	ダムにおける洪水警戒体制	
第1節	鯖石川ダムの洪水警戒体制	26
第2節	後谷ダム、栃ヶ原ダムの洪水警戒体制	27
第3節	谷根ダム、赤岩ダム、川内ダムの洪水警戒体制	28
第11章	重要水防箇所及び消防団受持区域	
第1節	河川関係重要水防箇所評定基準	29
第2節	河川関係重要水防箇所	30
第3節	消防団水防受持区域	33
第4節	海岸関係重要水防箇所評定基準	36
第5節	海岸関係重要水防箇所	36
第12章	異常気象時における交通規制(事前通行規制)	
第1節	事前通行規制区間	37
第2節	特殊通行規制区間	37
第3節	冠水危険箇所	38
第13章	津波に対する水防活動	
第1節	水防配備	39

第 2 節	水防警報及び水防情報の提供を行う河川	39
第 3 節	水防警報及び水防情報の段階と範囲	39
第 4 節	水防警報及び水防情報の伝達系統	40

第 1 4 章 水防協力団体

第 1 節	水防協力団体の指定	41
第 2 節	水防協力団体の業務	41
第 3 節	水防協力団体の消防団等との連携	41
第 4 節	水防協力団体の申請、指定及び運用	41

第 1 5 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第 1 節	洪水浸水想定区域の指定・公表	42
第 2 節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	42
第 3 節	洪水ハザードマップ	42
第 4 節	予想される水災の危険の周知等	42
第 5 節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	42

様式及び別表

・ 水防活動報告書（第 1 号様式）	44
・ 水防活動報告書（第 2 号様式）	45
・ 柏崎市水防倉庫備蓄資材（別表第 1）	46
・ 水防資材取扱業者（別表第 2）	47
・ 新潟県（柏崎地域振興局）における水防倉庫及び備蓄資機材（別表第 3）	48
・ 新潟県（柏崎地域振興局）における建設機器保有状況（別表第 4）	49

作成 昭和 6 1（1986）年 5 月 2 8 日 修正 令和 8（2026）年 3 月 1 1 日

修正 昭和 6 2（1987）年 9 月 1 1 日

修正 平成 元（1989）年 1 1 月 1 0 日

修正 平成 4（1992）年 9 月 1 0 日

修正 平成 2 6（2014）年 7 月 2 9 日

修正 平成 2 8（2016）年 8 月 2 日

修正 平成 2 9（2017）年 6 月 2 3 日

修正 平成 3 0（2018）年 8 月 1 日

修正 令和 2（2020）年 1 月 2 7 日

修正 令和 3（2021）年 7 月 2 9 日

修正 令和 4（2022）年 9 月 5 日

修正 令和 5（2023）年 8 月 9 日

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、新潟県知事から指定された指定水防管理団体たる柏崎市が、法第33条第1項の規定に基づき、柏崎市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、柏崎市の地域にかかる洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市をいう（法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）（柏崎市は昭和27（1952）年度に知事が指定。）。

3 水防管理者

水防管理団体の長である市長をいう（法第2条第3項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村の場合は、消防長をいう（法第2条第5項）（以下「消防長」とする。）。

6 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

7 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

8 水防警報

洪水、津波又は高潮により市民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防周知河川等）について、知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

9 水位周知河川

知事が、洪水予報指定河川以外の河川で、洪水により市民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知を行う（法第13条）。

10 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報のことをいう。

11 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

12 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。消防団の出勤の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

13 避難判断水位

市長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、市民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

14 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

15 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

16 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

17 洪水浸水想定区域

水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう。（法第14条）

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 水防管理団体（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- （1） 水防団の設置（法第5条）
- （2） 平時における河川等の巡視（法第9条）
- （3） 水位の通報（法第12条第1項）
- （4） 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）
- （5） 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- （6） 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- （7） 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- （8） 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- （9） 警戒区域の設定（法第21条）
- （10） 警察官の援助の要求（法第22条）
- （11） 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- （12） 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- （13） 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- （14） 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- （15） 水防訓練の実施（法第32条の2）
- （16） 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- （17） 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- （18） 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- （19） 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- （20） 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- （21） 消防事務との調整（法第50条）

2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- （1） 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- （2） 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- （3） 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- （4） 県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- （5） 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- （6） 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- （7） 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）

- (8) 水位到達情報の市長への通知（法第13条の4）
- (9) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (10) 県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (11) 水防警報の発表及び通知並びに水防周知河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (12) 水防信号の指定（法第20条）
- (13) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (15) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (16) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (17) 水防協力団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (3) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (4) 県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 河川管理者の責任

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

5 気象庁の責任

- (1) 気象予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 市民の義務

水防活動への従事（法第24条）

7 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の沖合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。

しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

なお、津波に関する水防活動については、第 13 章で定める。

第 5 節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

(安全確保措置)

- ・ 水防活動時にはライフジャケットの着用。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行。
- ・ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

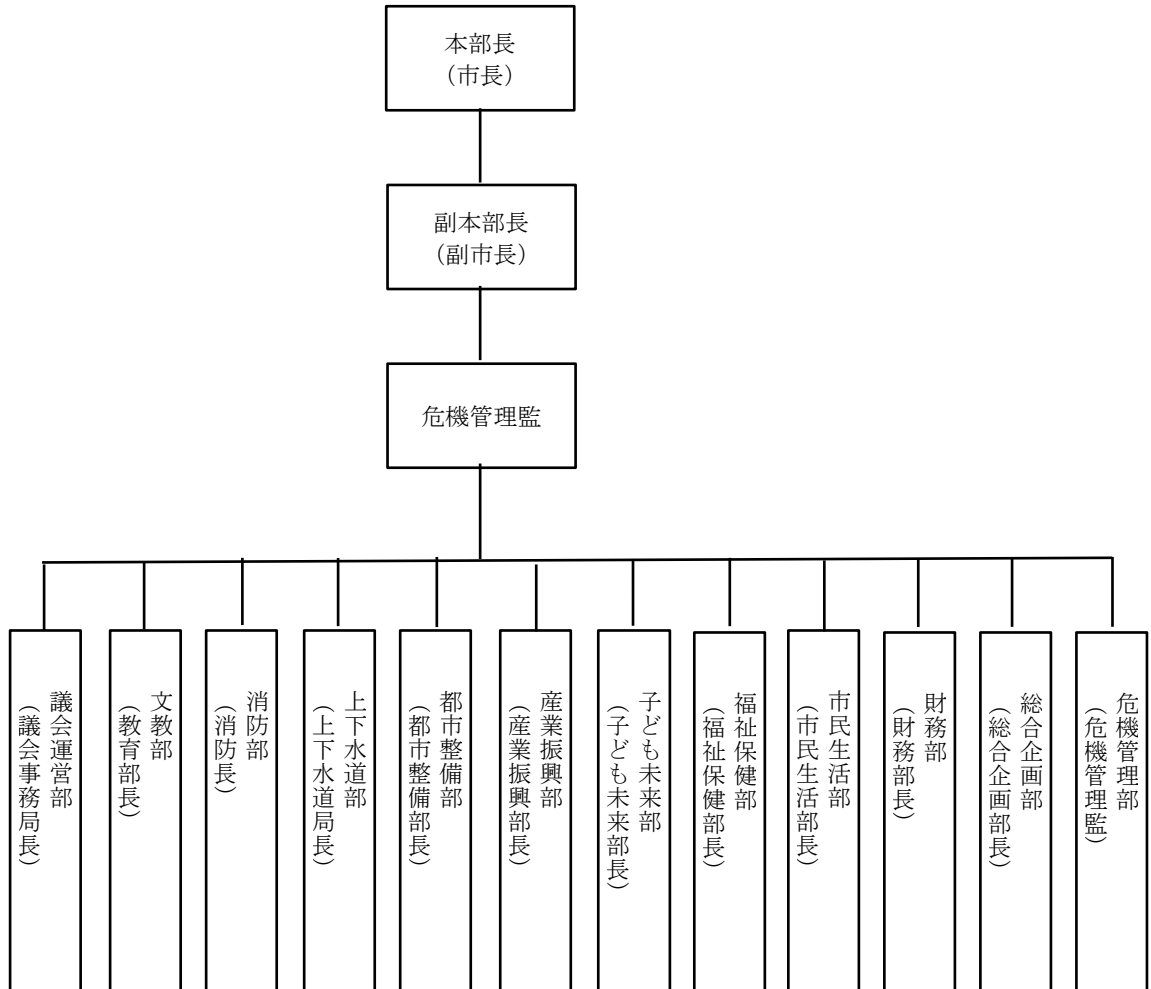
第2章 水防組織

第1節 水防本部

市長は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから危険を除去する又は除去されるまでの間、市に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

なお、水防本部は、柏崎市災害対策本部が設置された場合は、同本部に統合されるものとする。

第2節 本部組織

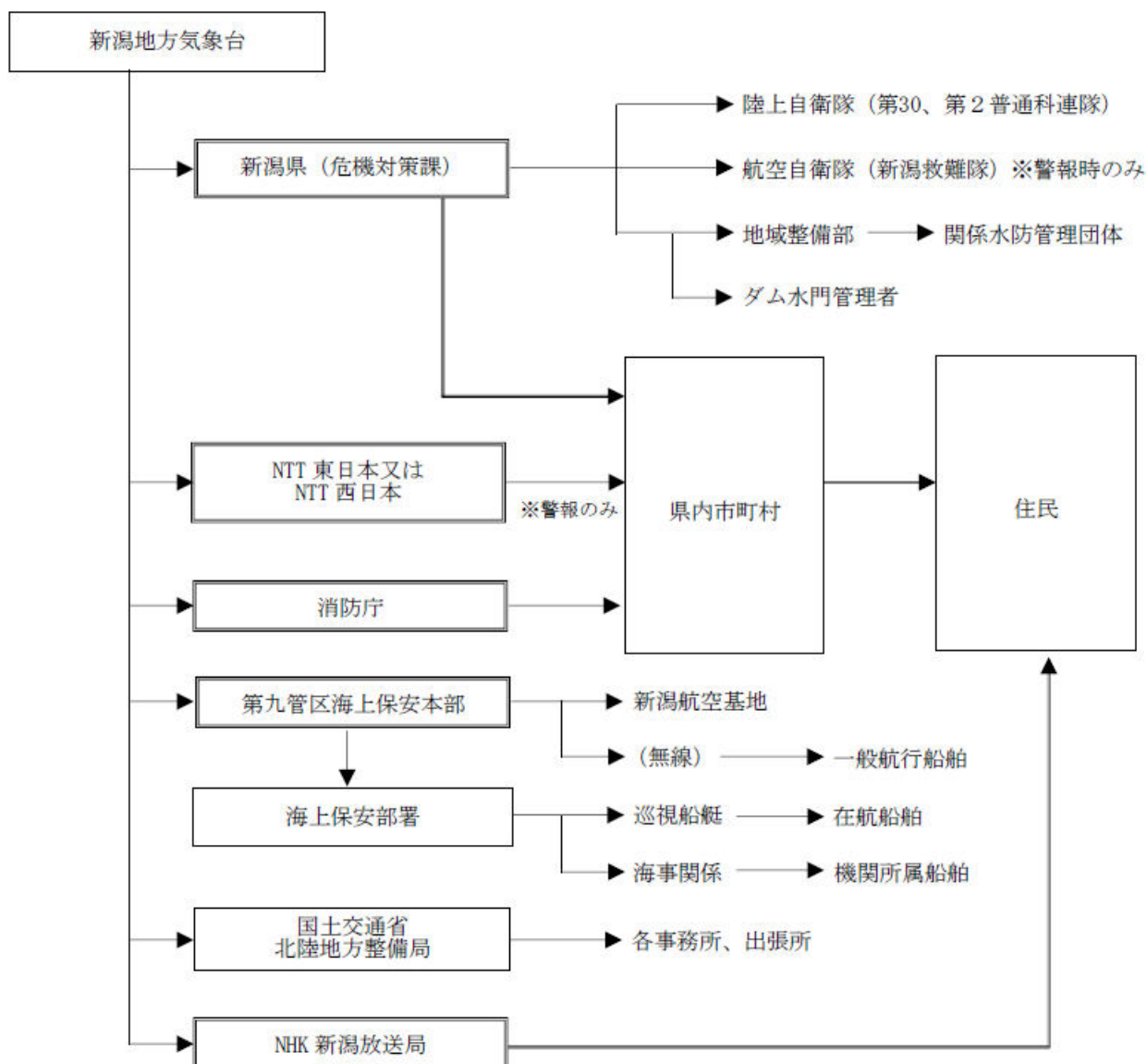


第3節 水防本部の事務分掌

市水防本部の事務分掌は、柏崎市災害対策本部規則（平成8年規則第21号）別表第1（第6条関係）を準用する。

第4節 水防態勢時における関係機関の連絡系統図

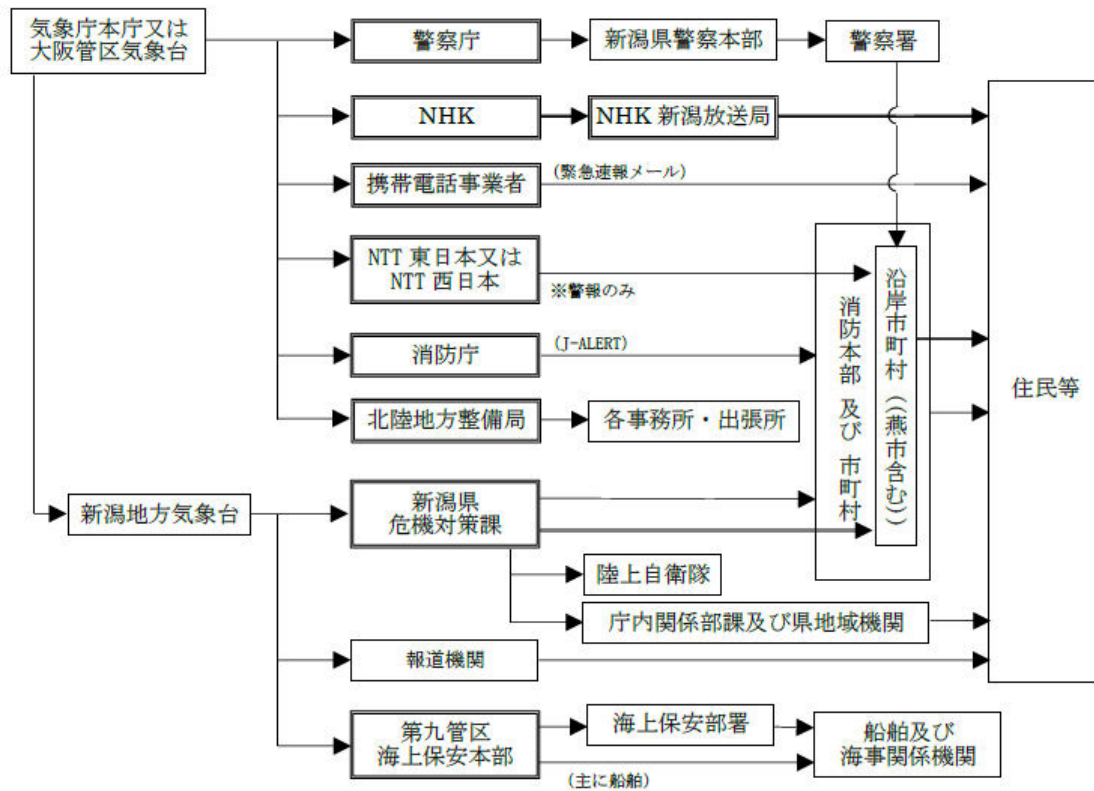
1 気象状況の連絡



二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※ 通報連絡系統は、上図基本系統に従って通報連絡を行うが、やむを得ない事情により、この系統によることができない場合は、あらゆる手段を尽くして确实迅速に通報連絡する。

2 津波警報等の伝達



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
 注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

第3章 水位周知及び水防警報（水防待機業務）

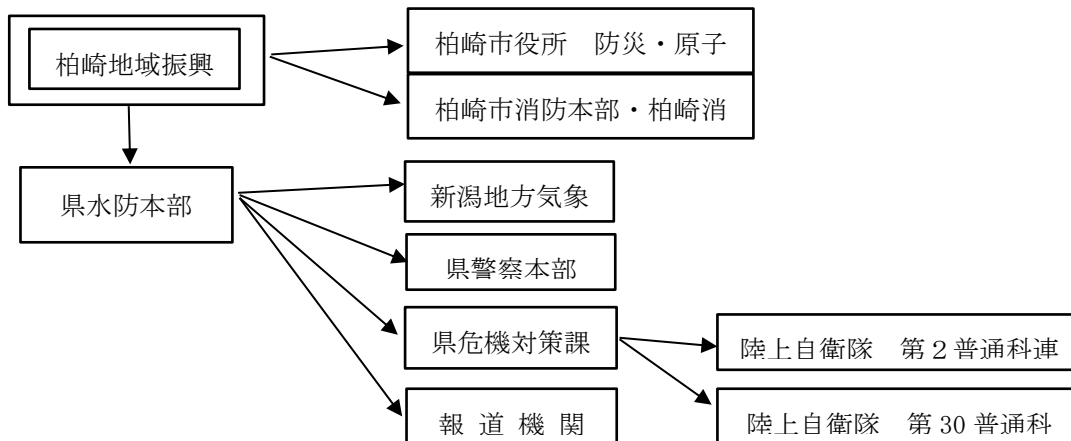
第1節 水位情報の通知

法第13条第1項の規定により、「二級河川鯖石川、二級河川鵜川及び二級河川別山川」は、柏崎地域振興局地域整備部管内において知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）とされている。

河川名	観測所名	地名			氾濫危険水位 〔洪水特別警戒水位〕	通知者
		郡市	町村	大字		
鯖石川	加納	柏崎		加納	20.13	柏崎地域振興局長
鯖石川	天保橋	柏崎		中田	7.45	柏崎地域振興局長
鵜川	宮之窪	柏崎		上条	10.95	柏崎地域振興局長
別山川	栄橋		刈羽	滝谷新田	13.26	柏崎地域振興局長

◎関係機関への通知

水位周知河川の河川水位が「**氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）**」に達したとき、柏崎地域振興局長は、次図のとおり関係機関へ通知する。



◎警戒レベル

【レベル5】氾濫発生

- ・ 溢水の発生又は、堤防が決壊し、極めて危険な状況です。
- ・ 市長が緊急安全確保を発令する可能性がある水位です。

【レベル4】氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

- ・ 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位で、市長が避難指示を発令する目安となる水位です。

【レベル3】避難判断水位

- ・ 市長が高齢者等避難を発令する目安となる水位です。

【レベル2】氾濫注意水位（警戒水位）

- ・ 消防団が出動する目安の一つとなる水位です。

【レベル1】水防団待機水位

- ・ 各水防機関が水防活動に対して準備をする水位です。

第2節 水防警報及び水位情報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

なお、市は、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

2 水防警報及び水防情報提供の段階（津波については第13章第3節を参照のこと）

【第1段階】準備 水防に関する情報連絡、水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、水防機関に出動の準備を通知するもの。

【第2段階】出動 消防機関が出動する必要がある旨通知するもの。

【第3段階】状況 洪水の状況等、水防活動上必要な情報を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂、その他河川状況により特に警戒する事項を通知するもの。

【第4段階】解除 水防活動の終了を通知するもの。

3 水防警報の範囲

河川名(量水標名)：二級河川鯖石川（加納、天保橋）、二級河川鵜川（宮之窪）、二級河川別山川（栄橋）

【準備】雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認められるとき。

【出動】水位、流量、その他河川状況等により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあり、又は氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水が予想されるとき。

【状況】適宜河川状況により必要と認められるとき。

【解除】水位が、氾濫注意水位（警戒水位）以下に復したとき。ただし、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

第3節 水防警報を行う河川並びに水防警報発表者

法第16条の規定により知事が水防警報を行う河川は、次表のとおりとする。

河 川 名	区 域	発 表 者
鯖 石 川	左岸 柏崎市大字石曾根（山根橋） 右岸 柏崎市大字山室（山根橋） } から海まで	柏 崎 地 域 振 興 局 長
鵜 川	左岸 柏崎市大字野田字二タ木4553-2 右岸 柏崎市大字宮川新田字湯野淵475 } から海まで	柏 崎 地 域 振 興 局 長
別 山 川	左岸 柏崎市西山町黒部地先 右岸 柏崎市西山町長嶺地先 } から鯖石川合流地点まで	柏 崎 地 域 振 興 局 長

県が水防警報を発しない中小河川の水防予知については、水防管理者が行うものとし、必要がある場合は警報に準じて措置するものとする。

第4節 水防警報の対象とする水位観測所

※標高表示、() 内は河床からの水位 (単位：m)

河川名	観測所名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	連絡方法 (電話応答式)	管理者名
鯖石川	加納	柏崎市 加納	18.45 (3.45)	18.95 (3.95)	19.29 (4.29)	20.13 (5.13)	21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部
鯖石川	天保橋	柏崎市 中田	5.10 (4.76)	5.75 (5.41)	6.42 (6.08)	7.45 (7.11)	21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部
鵜川	宮之窪	柏崎市 上条	9.30 (2.66)	9.80 (3.16)	10.10 (3.46)	10.95 (4.31)	21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部
別山川	栄橋	刈羽村 滝谷新田	12.35 (1.91)	12.75 (2.31)	12.95 (2.51)	13.26 (2.82)	21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部

[その他の水位観測所 (指定水位観測所以外)]

※標高表示、() 内は河床からの水位 (単位：m)

河川名	観測所名	位置	水防団 待機水位	氾濫 警戒水位	連絡方法 (電話応答式)	管理者名
鯖石川	上原	柏崎市 上原	3.58 (3.44)	4.20 (4.06)	ダム管理事務所 41-3521 (10分毎) 電話応答式 21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部
鯖石川	行兼	柏崎市 森近	27.82 (3.46)	28.46 (4.10)	ダム管理事務所 41-3521 (10分毎) 電話応答式 21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部
落合川	落合	柏崎市 高柳町 落合	170.61 (3.12)	170.95 (3.46)	ダム管理事務所 41-3521 (10分毎) 電話応答式 21-8491 (10分毎)	柏崎地域振興局 地域整備部

[その他の水位観測所 (危機管理型水位計)]

※標高表示

河川名	観測所名	位置	堤防高	観測開始水位	危険管理用設定水位	水位計型式
別山川	内郷橋	柏崎市 西山町下山田	20.67	17.87		電波式
	新屋敷	刈羽郡刈羽村 新屋敷	8.87	6.08		電波式
長鳥川	三蔵橋	柏崎市 南条	16.23	15.47		電波式
	小島	柏崎市 小島	24.17	20.88		電波式
鵜川	野田	柏崎市 野田	41.23	38.17		電波式
	新道	柏崎市 新道	8.03	3.16		電波式
軽井川	横山	柏崎市 横山	5.13	2.72		電波式
前川	川内	柏崎市 川内	24.07	22.99		電波式
谷根川	谷根	柏崎市 谷根	65.08	63.16		電波式
オガチ川	米山町	柏崎市 米山町	5.47	4.96		電波式

※危機管理型水位計とは、洪水時の水位観測に特化した小型で低コストの水位計である。

[簡易型河川監視カメラ]

河川名	観測所名	地名	位置	左右岸別
鯖石川	加納	柏崎市 加納	14.70K	左岸
	下加納	柏崎市 加納	11.50K	左岸
	天保橋	柏崎市 中田	6.25K	右岸
	よしやぶ川合流点	柏崎市 松波	1.02K	右岸
別山川	別山	柏崎市 西山町別山	15.53K	右岸
	栄橋	刈羽郡刈羽村 滝谷新田	8.90K	右岸
	土合川合流点	柏崎市 下大新田	1.27K	右岸
鵜川	宮之窪	柏崎市 上条	7.78K	左岸
	横山川合流点	柏崎市 常盤台	1.65K	左岸
	源太川合流点	柏崎市 常盤台	1.50K	左岸

第5節 水防警報を發表しない場合の措置

1 出水状況の周知

河川水位と気象状況の関係等により、水防警報を發表しない場合、知事は、以下の参考様式により河川水位の状況に係関係機関に周知する。

出 水 状 況 発 表				
出 水 状 況	種 類	河 川	基準水位観測所	発 表 番 号
	状 況	〇 〇 〇 川	〇 〇 、 〇 〇	1
月 日 〇〇時〇〇分		〇〇地域振興局長発表		
〇〇〇川水防警報は、出しません。				
昨夜からの降雨により、水位が上昇しています。今朝〇時〇〇観測所では、氾濫注意水位				
(警戒水位)に達しましたが、雨は次第に小降りになって来ており、上流では減水する模様で				
あります。要水防箇所について検討の結果、この程度の水位では、水防の必要がないと判断して、				
今回は出しません。なお、水位状況はその都度通報します。				

2 水位状況の提供

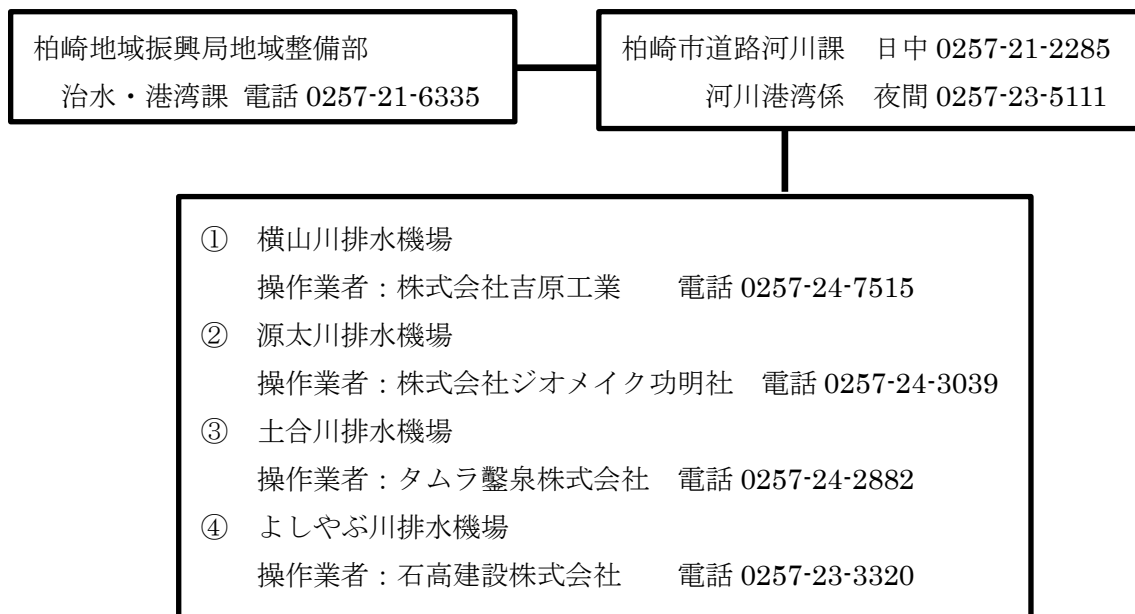
河川の急激な水位上昇等により、水防態勢を構築するのに時間を要し、水防警報の發表に遅れが生じるような場合は、知事は、以下の例示を参考としてメール等により河川水位について関係機関に情報提供を行う。

件名：【〇〇地域整備部より】〇〇川 水防団待機水位超過 次の水位局で基準水位を超過しました。 至急、水防態勢を構築し、水防警報を發表しますので、河川水位に注視していただくようお願いします。 ▼観測時刻： 〇〇〇年〇月〇日 〇：〇〇 ▼観測状況： [水防団待機水位超過情報] ◎〇〇水位観測所 〇〇川 〇〇市 職員警戒水位 [m] : 0.00 水防団待機水位 [m] : 0.00 はん濫注意水位 [m] : 0.00 避難判断水位 [m] : 0.00 はん濫危険水位 [m] : 0.00 堤防高超過水位 [m] : 0.00 観測水位 [m] : 0.00 発信元： 新潟県土木部

第6節 水防に関する注意報・警報等

- 1 関連する注意報の種類
 - (1) 大雨注意報
 - (2) 洪水注意報
 - (3) 強風注意報
 - (4) 波浪注意報
 - (5) 高潮注意報
 - (6) 融雪注意報
 - (7) 津波注意報
 - (8) 指定河川の氾濫注意情報
- 2 関連する警報の種類
 - (1) 大雨警報
 - (2) 洪水警報
 - (3) 暴風警報
 - (4) 暴風雪警報
 - (5) 波浪警報
 - (6) 高潮警報
 - (7) 津波警報
 - (8) 指定河川の氾濫警戒情報
- 3 特別警報
 - (1) 大雨特別警報
 - (2) 暴風特別警報
 - (3) 暴風雪特別警報
 - (4) 高潮特別警報
 - (5) 波浪特別警報
 - (6) 大津波警報
- 4 注意報・警報等の発表対象区域
新潟地方気象台発表：中越地域及び柏崎市・刈羽村

第7節 排水機場の伝達系統



第4章 水防活動

第1節 市の非常配備

1 非常配備指令を発する場合

市長が管下の消防機関、水防協力団体を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 市長が自らの判断により必要と認めた場合
- (2) 水防警報河川の場合は、水防警報が発せられた場合
- (3) 水防情報提供河川の場合は、水防情報が発せられた場合
- (4) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

2 市における水防態勢

柏崎市災害応急対策実施要綱（平成8年訓令第9号）第7条第4号及び別表第3（第7条関係）に規定のとおりとする。

配 備 指 令	配 備 基 準
1 第1次配備（警戒体制）	1 大雨警報、洪水警報等が発表され、危機管理監が必要と判断したとき。 2 水防警報が発表されたとき。 3 市域に局地的な災害が発生するおそれがあるとき。
2 第2次配備（警戒本部設置体制）	市域の広範囲に災害が発生するおそれがあるとき。
3 第3次配備（対策本部設置体制）	1 市域に災害が発生したとき。 2 市域に激甚な災害が発生するおそれがあるとき。

3 消防団及び水防協力団体に対する非常配備（津波については第13章第1節参照のこと）

（1）待 機

消防長は、その後の情勢を把握することに努め、団員が直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢整備しておくものとする。

待機の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

水防に関係のある気象の予報、注意報が発表され、かつ警報が発表されるような状況の場合。

（2）準 備

分団長は所定のコミュニティセンター等に集合し、また資材及び器具の整備点検、作業員の配備計画等に当たり、ダム、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため一部団員を出動させる。準備の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

河川水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、なお上昇し、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。

（3）出 動

消防機関、水防協力団体の全員が所定に集合し、警戒配備につく出動の指令は、おおむね次の状況の際に発する。

河川の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）以上に上昇のおそれがあり、出動の必要を認めたとき。

第2節 巡視出動の連絡

市長は、次の各号のいずれかの行動又は作業をしたときは、直ちに地域振興局長に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第9条、第30条）

- 1 河川及び海岸堤防を巡視して異常を発見したとき
- 2 消防機関が出動したとき
- 3 水防上危険箇所等に水防作業を開始したとき

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、市長は、平時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 緊急交通

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、市長、消防長又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難立ち退き

洪水、津波又は高潮による著しい危険が切迫していると認められたときは、市長、その命を受けた職員は必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、ラジオ、信号、サイレン、その他の方法により、立ち退き、又はその準備を指示する。市長が指示する場合においては、柏崎警察署長にその旨を通知しなければならない。（法第29条）立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出避難については、警察官は、市長と協力して誘導する。

市長は、柏崎警察署長と協議して、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき必要な措置を講じておくものとする。

第7節 決壊の通報及び措置

堤防が決壊、又はこれに準ずる事態が生じたときは、市長、消防長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこの状況を関係機関（柏崎地域振興局長、柏崎保線区長、柏崎警察署長）及び氾濫すると思われる方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報し、柏崎地域振興局長は、水防本部及び必要と認める機関に通報する。（法第25条）

決壊後といえども市長、消防長又は水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（法第26条）

第8節 水防解除

市長は、水位が低下したとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防の警戒及び作業の必要がなくなったときは、これを一般に知らせる。

第9節 水防訓練

市は、毎年1回以上なるべく出水期前に、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、市が主催する水防研修や北陸地方整備局が主催する水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

津波災害警戒区域を県が指定した場合、その区域の消防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第5章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

水防に要する費用は、当該区域を管理する水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体とが協議して定める。（法第41条、同第23条第3項及び第4項）

また、水防管理団体の水防によって、当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。（法第42第2項）

第2節 公用負担

1 市長及び消防長の権限

水防のため必要あるとき、市長及び消防長は、次の権限を行使することができる。（法第28条）

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他の障害物の処分

また、市長から委任を受けた者は上記（1）から（5）（（2）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、市長又は消防長の場合はその身分を示す証明書を、市長から委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要な場合にこれを提出しなければならない。

なお、市長から委任を受けた民間事業者等の場合は、水防活動委任証によって公用負担権限委任証に代えることとする。

公 用 負 担 権 限 委 任 証第 号 身 分 氏 名 上記の者に〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。 年 月 日 市長又は消防長氏 名印

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公 用 負 担 命 令 書			
負担者	住 所		
	氏 名		
物件数量 負担内容（使用、収用、処分等）期間摘要			
水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用又は処分）する。			
年 月 日			
命令者		氏 名	印

4 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。（法第28条）

第6章 協力・応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

国土交通省北陸地方整備局長及び知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。

1 河川管理者の協力が必要な事項

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与

2 河川管理者の援助が必要な事項

- (1) 市長に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

第2節 消防機関の協力等

- 1 市長は、他の水防管理団体から応援を求められたときは、自己の責任区域の水防に支障のない範囲内で消防機関を指揮し、必要な器具、資材を携行し、直ちに応援する。
- 2 水防区域内において2以上の管理団体に関係ある水防事務については、各水防管理者間において、あらかじめ相互に協定しておく。
- 3 市は、水防資機材の不足を想定し、県水防支部（柏崎地域振興局）との応援体制を確立しておくものとする。水防資機材が不足した場合は、県水防支部（柏崎地域振興局）へ連絡し、それぞれの間で水防資機材を融通させる。
- 4 知事は、緊急時に必要であると認めるときは、自衛隊法第83条の規定により自衛隊の出動を要請するものとする。
- 5 市長は、水防上必要であると認めるときは、柏崎警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。（法第22条）
- 6 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動を行うことができる。（法第32条）
 - ・当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - ・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動

第3節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

[下水道管理者の協力が必要な事項]

- 1 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- 2 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 3 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料の収集、提供

第7章 水防報告

第1節 水防概況報告

市長は、水防活動終了後2日以内に柏崎地域振興局を経由して県土木部河川管理課（水防本部）にその概況を速報するものとする。

なお、特に次期水防に必要な資材等の不足が生じた場合は、その旨併せて連絡するものとする。

第2節 水防活動実施報告

1 市の報告

(1) 市長は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて別紙第1号様式、別紙第2号様式により、柏崎地域振興局長に報告しなければならない。

- ① 水防実施河川名及び位置
- ② 活動日時
- ③ 活動人員（当該箇所への延人員）
- ④ 水防活動費用の内訳
- ⑤ その他必要事項

(2) 下記事項については報告の必要はないが、メモ等を整理しておき、必要に応じ報告する。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 警戒出動及び解散命令の時刻
- ③ 消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分（水防資材費が不明のときは、とりあえずその旨を報告すること。）
- ⑦ 法28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量及びその理由、並びに除去の場所
- ⑨ 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者住所氏名とその事由
- ⑩ 自衛隊及び一般の応援の状況
- ⑪ 居住者出動の状況
- ⑫ 警察の援助状況
- ⑬ 現場指導官公吏氏名
- ⑭ 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑮ 水防関係者の死傷
- ⑯ 殊勲者及びその功績
- ⑰ 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- ⑱ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- ⑲ その他必要な事項

注）年間の主要資材使用額が一定の額（補助基本額約35万円）以上となると補助金が交付され

るため、水防管理団体は、報告をできるだけ正確に行い交付の際必要な書類（資材受払簿、資材購入証拠書類、現地状況写真等）を整理しておくこと。

※激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)
第21条の規定に基づく補助制度。

2 水防活動の広報

市長は、消防団等が水防活動を実施した場合には、ホームページ掲載等の広報活動を実施するよう努めるものとする。

第8章 通信連絡・輸送の確保

第1節 通信連絡系統

水防上緊急を要する通信は、防災行政無線局が設置されている所は無線通信を主として使用し、無線施設のない所は一般加入電話等によるほか、近距離の連絡確保のため通信の発着点、資材備蓄所、水防作業現場等には必ず自転車等の伝令を配置するものとする。

第2節 非常通信の取扱

非常事態において、電信電話回線の通信がふくそうし一般加入電話からの即時通話ができないときでも、水防上緊急を要する場合は、法第27条及び電気通信事業法第8条の規定により「重要通信の確保」として優先的に利用することができる。

第3節 その他の通信施設の使用

専用の電話及び一般加入電話により通信が途絶、又は著しくふくそうし、特に緊急を要するときは、法第27条及び電波法第52条の規定により「非常通信」として次に掲げる機関の通信施設を使用するものとする。

- 1 警察通信施設
- 2 国土交通省関係通信施設
- 3 電気事業関係通信施設
- 4 鉄道関係通信施設
- 5 その他の通信施設

アマチュア無線、民間等の無線通信施設の使用が不可欠のときは、電波法第52条の規定による「非常通信」の取扱いとして、施設管理者に通信連絡の要請を行うこと。

第4節 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、新潟県水防標識等に関する規則（昭和24年規則第54号）の規定に定めるところによる。

第5節 輸送の確保

- 1 非常の際の水防資機材、作業員その他の輸送を確保するため、市長は、輸送計画について、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じておくこと。
- 2 市は、管内の重要水防区域について、あらゆる状況を推定した次のような輸送経路図を作成し、柏崎地域振興局長に提出しておくものとする。
 - (1) 付近略図に道路幅員その他通路の分かる輸送網図
 - (2) 万一に備えた多角的輸送路の選定図
- 3 市は、近距離輸送のためトラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第9章 水防用備蓄資機材

第1節 市における水防倉庫及び備蓄資機材

1 水防倉庫及び備蓄資機材

市における水防資機材の備蓄状況は、別表第1のとおりである。

2 水防資機材の調達及び事前協議

市長は、水防資機材の調達のため、別表第2の水防資材取扱業者とあらかじめ協議しておくものとする。

なお、水防活動に従事している関係機関において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、当該地域の業者等から調達するものとする。その場合は、その旨を市長に報告するものとする。

第2節 柏崎地域振興局における水防倉庫及び備蓄資機材

柏崎地域振興局における水防資機材の備蓄状況は、別表第3のとおりである。また、建設機器における保有状況は、別表第4のとおりである。

第 10 章 ダムにおける洪水警戒体制

第 1 節 鯖石川ダムの洪水警戒体制

1 ダムの基準数値等

管 理 者 : 新潟県
河 川 : 二級河川 鯖石川
地 点 : 柏崎市 高柳町 田代
計画洪水流量 : $340 \text{ m}^3/\text{s}$
洪水 : $80 \text{ m}^3/\text{s}$

2 ゲート操作〔柏崎地域振興局「鯖石川ダム操作規則」抜粋〕

(洪水警戒体制)

第 11 条 柏崎地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から柏崎市、上越市、十日町市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

2 局長は、第 15 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水調節)

第 13 条 局長は、水位が常時満水位を超える場合には、ゲート等の開度を一定とし、毎秒 160 立方メートルを限度として流水の放流を行うことにより洪水調整を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、この限りではない。

3 鯖石川ダム洪水警戒体制基準

(1) 新潟地方気象台から、降雨に関する注意報・警報が発せられたとき。

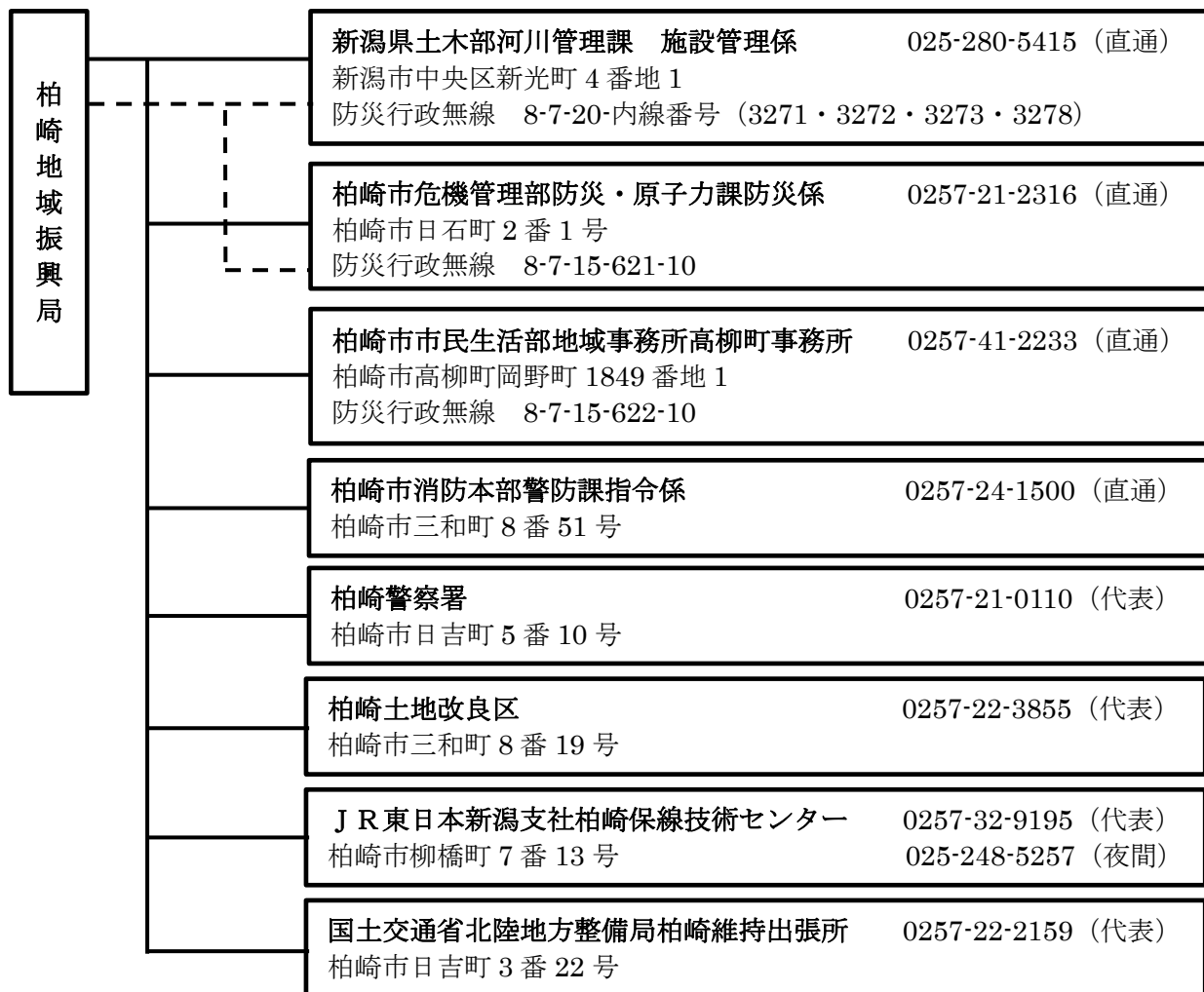
(2) その他の洪水が予想されるとき。

- ・ 鯖石川ダムの流域内において、日雨量が 70 mm を超えると予想されるとき。
- ・ 流域内において、3 時間雨量が 35 mm を超えると予想されるとき。
- ・ 流域内において、1 時間雨量が 20 mm を超えると予想されるとき。
- ・ 融雪によって、洪水が予想されるとき。
- ・ 気象、水象等の異常によって流入が、 $80 \text{ m}^3/\text{s}$ ($40 \text{ m}^3/\text{s}$) を超えると予想されるとき。
- ・ 機器の故障等による異常の場合は、警戒体制に準じて措置する。
- ・ 地震時発生後のダム臨時点検。 2.5 gal 又は震度 4 以上。

※ (文字) 内は、柏崎地域振興局地域整備部における招集基準・内規。

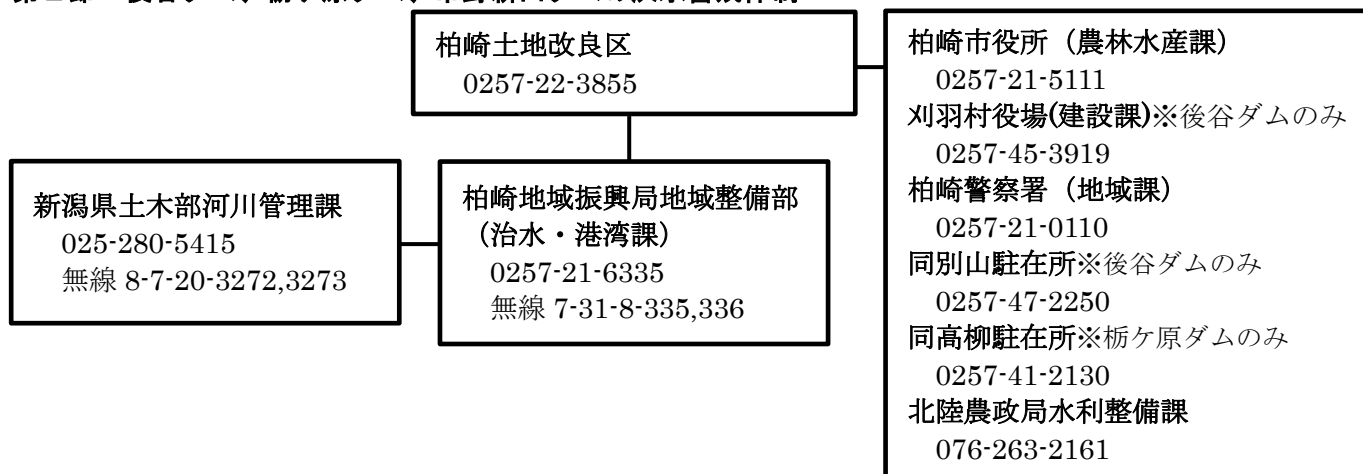
4 鯖石川ダム放流時の連絡系統

次図のとおりとする。

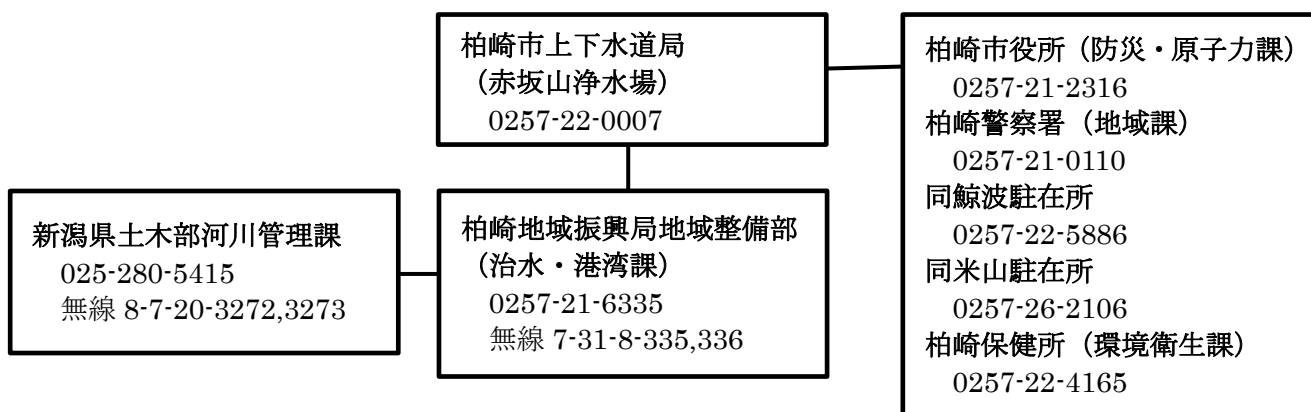


※防災行政無線電話 - - - -
 固定加入電話 ————

第2節 後谷ダム、栃ヶ原ダム、市野新田ダムの洪水警戒体制



第3節 谷根ダム、赤岩ダム、川内ダムの洪水警戒体制



第 1 1 章 重要水防箇所及び消防団受持区域

第 1 節 河川関係重要水防箇所評定基準（案）

区分 種別	重 要 度			要注意区間
	重点区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水	A 区間で、特に水防時に重点的に巡視すべき区間	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防の場合は計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防の場合は計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤体漏水		①堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 ②堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる、また、堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ、堤体機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 ③水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられている箇所	①堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が生じている箇所 ②堤体の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所 ③水防団等との意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
基礎地盤漏水		①堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所 ②基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ、堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所 ③水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	①堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が生じている箇所 ②堤体の機能に支障が生じている堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じるおそれがあると考えられる箇所 ③水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所	
水衝・洗掘		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所等で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防の場合は計画高潮位）以下となる箇所	橋りょうその他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防の場合は計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡・旧川跡				新堤防で築造後 3 年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸 間				陸間が設置されている箇所

第2節 河川関係重要水防箇所

河川名	位 置 (大字)	評 定 基 準	重要度			要注意区間	予想され る危険	対 策 水防工法
			重点区間	A	B			
石地川	西山町石地	越水			右 100 左 100		越 水	積み土のう工
尾町川	西山町尾町	水衝洗掘			右 400 左 400		欠 壊	大型土のう投入工
鯖石川	春日	水衝洗掘			左 650		欠 壊	異形ブロック投入工
	橋場町～ 上原	水衝洗掘			右 1,600 左 1,600		欠 壊	異形ブロック投入工
	上原 ～中田				右 2,500 左 2,500		越 水	積み土のう工
	中田 ～平井	越水	右 200 左 200	右 2,700 左 200			越 水	積み土のう工
	中田 ～平井	越水			右 600 左 3,100		越 水	積み土のう工
	平井 ～行兼	越水			右 9,100 左 1,700		越 水	積み土のう工
	南条 ～森近	堤体漏水			左 6,000		漏 水	月の輪工
	大沢	水衝洗掘			右 800 左 800		欠 壊	異形ブロック投入工
	高柳町塩沢 ～岡野町	水衝洗掘			右 1,500		欠 壊	異形ブロック投入工
	高柳町漆島	水衝洗掘			左 750		欠 壊	異形ブロック投入工
別山川	剣	堤体漏水			左 350		欠 壊	異形ブロック投入工
	上高町～新 屋敷	越水			右 1,700 左 1,700		越 水	積み土のう工
	西山町長峰 ～礼拝	越水			右 1,300 左 1,300		越 水	積み土のう工
	西山町西山	水衝洗掘			右 700 左 1,000		欠 壊	大型土のう投入工
	西山町黒部	水衝洗掘			右 600 左 600		欠 壊	大型土のう投入工
	西山町礼拝 ～別山	水衝洗掘		右 150 左 150	右 6,050 左 6,050		欠 壊	異形ブロック投入工
	西山町砂田	水衝洗掘			右 900 左 900		越 水	積み土のう工
妙法寺川	刈羽村井岡 ～ 西山町大坪	水衝洗掘			右 1,600 左 1,600		欠 壊	大型土のう投入工
	西山町北野 ～妙法寺	水衝洗掘			右 1,150 左 1,700		欠 壊	大型土のう投入工
坂田川	西山町新保 ～坂田	水衝洗掘		右 1,700 左 1,700	右 1,700 左 1,700		欠 壊	大型土のう投入工

河川名	位 置 (大字)	評 定 基 準	重要度			要注意区間	予想され る危険	対 策 水防工法
			重点区間	A	B			
藤掛川	西山町池浦	越水			右 500 左 500		越 水	積み土のう工
田沢川	西山町田沢	水衝洗掘			右 930 左 960		欠 壊	大型土のう投入工
荒谷川	西山町荒谷	水衝洗掘			右 500 左 500		欠 壊	大型土のう投入工
後谷川	西山町後谷	越水			右 120 左 120		越 水	積み土のう工
長鳥川	本条 ～杉之入	越水			右 7,300 左 7,400		越 水	積み土のう工
	大角間	水衝洗掘			右 1,200 左 1,200		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
赤尾川	赤尾	越水			右 1,000 左 1,000		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
深沢川	深沢	水衝洗掘			右 400 左 400		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
高津川	山潤	越水			右 1,500 左 1,500		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
広田川	広田	越水	右 130 左 130	右 130 左 130			越 水	積み土のう工
	広田	越水			右 500 左 500		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
岩 之 入 川	鼻田 ～岩之入	越水			右 900 左 900		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
久 之 木 川	善根	水衝洗掘			右 710 左 700		欠 壊	大型土のう投入工
石 川	善根	水衝洗掘			右 500 左 600		欠 壊	大型土のう投入工
西 之 入 川	西之入	水衝洗掘			右 600 左 1,500		欠 壊	大型土のう投入工
小清水川	石曾根	越水			右 100 左 100		越 水	積み土のう工
塩沢川	高柳町塩沢	水衝洗掘			右 150 左 150		欠 壊	大型土のう投入工
中倉川	高柳町 岡野町	水衝洗掘			右 150 左 150		欠 壊	大型土のう投入工
黒姫川	高柳町坪野	水衝洗掘			右 490 左 580		欠 壊	大型土のう投入工
前戸川	高柳町高尾	水衝洗掘			右 880 左 920		欠 壊	大型土のう投入工

河川名	位 置 (大字)	評 定 基 準	重要度			要注意区間	予想され る危険	対 策 水防工法
			重点区間	A	B			
上島川	高柳町漆島	水衝洗掘			右 330 左 380		欠 壊	大型土のう投入工
石黒川	高柳町 上石黒	水衝洗掘			右 750 左 900		欠 壊	大型土のう投入工
鵜 川	下方	工作物		右 100 左 100			越 水	積み土のう工
	野田	越水			右 2,000 左 2,000		越 水	積み土のう工
	野田～ 宮川新田	水衝洗掘			右 1,100 左 1,100		欠 壊	大型土のう投入工
	女谷	水衝洗掘			右 1,200 左 1,200		欠 壊	大型土のう投入工
横山川	横山	越水			右 360 左 360		越 水	積み土のう工
浦の川	宮之窪	越水			右 200 左 200		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
払 川	払川	越水			右 200 左 200		欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
阿 相 島 川	折居	水衝洗掘			右 1,800 左 2,400		欠 壊	大型土のう投入工
前 川	川内	水衝洗掘		右 500 左 250	右 500 左 1,340		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
谷根川	青海川	越水			右 260 左 300		越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
	谷根	越水		左 50			越 水 欠 壊	積み土のう工 大型土のう投入工
オガチ 川	米山町	越水			右 1,000 左 1,000		越 水	積み土のう工

第3節 消防団水防受持区域

(石地川水系)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
石地川 (右・左岸)	石地	第17分団

(尾町川水系)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
尾町川 (右・左岸)	尾町	第17分団

(二位殿川水系)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
二位殿川 (右・左岸)	浜田、浜忠	第17分団

(鯖石川水系)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
鯖石川 (左岸)	安政町、桜木町	第2分団
〃 (右岸)	松波一丁目、二丁目、四丁目	第13分団
〃 (右・左岸) 別山川 (〃) 吉井川 (〃)	春日二丁目、三丁目、槇原町、橋場町、 原町、東原町、上原、山本、劔、土合、 土合新田、下大新田、長崎新田	第11分団
鯖石川 (右・左岸)	藤井、中田	第10分団
〃 (〃)	上田尻、下田尻、平井、安田	第7分団
〃 (右岸) 長鳥川 (右・左岸) 赤尾川 (〃)	南条、本条、北条	第14分団
鯖石川 (〃) 久之木川 (〃) 石川 (〃)	加納、与板、宮平、善根	第8分団
鯖石川 (〃) 西之入川 (〃) 小清水川 (〃)	森近、石曾根、山室、大沢	第9分団
鯖石川 (右・左岸) 塩沢川 (〃)	塩沢	第15分団
鯖石川 (右・左岸) 中倉川 (〃) 黒姫川 (〃) 前戸川 (〃)	岡野町、坪野、高尾、岡田	第15分団

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
鯖石川 (右・左岸) 上島川 (〃) 石黒川 (〃)	漆島、上石黒、落合	第 1 6 分団
別山川 (〃) 吉井川 (〃) 中 川 (〃)	曾地新田、曾地、花田、吉井、矢田	第 1 2 分団
別山川 (〃) 妙法寺川 (〃) 坂田川 (〃) 和田川 (〃) 二田川 (〃)	和田、西山、黒部、五日市、大坪、 北野、妙法寺、新保、内方	第 1 9 分団
別山川 (〃) 鎌田川 (〃) 藤掛川 (〃) 田沢川 (〃)	礼拝、下山田、鎌田、池浦、田沢、 藤掛	第 1 8 分団
別山川 (〃) 荒谷川 (〃)	上山田、灰爪、別山、砂田、荒谷	第 1 8 分団
坂田川 (〃) 二田川 (〃) 後谷川 (〃)	坂田、二田、後谷	第 1 9 分団
長島川 (右・左岸) 深沢川 (〃) 高津川 (〃) 広田川 (〃) 岩之入川 (〃)	東条、小島、山潤、旧広田、大広田 東長島、西長島	第 1 4 分団

(鵜川水系)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
鵜 川 (右・左岸)	西本町三丁目、新橋、若葉町、剣野、 常盤台、大久保一丁目、中浜一丁目	第 1 分団
〃 (〃)	柳橋町、関町、宮場町、元城町	第 4 分団
〃 (〃) 上条芋川 (〃) 浦の川 (〃)	横山、下方、上方、新道、黒滝、南下、 上条、宮之窪、山口、佐水、芋川 古町、小田山新田	第 5 分団

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
鵜 川 (右・左岸) 上条芋川 (") 田屋川 (") 払 川 (") 折居川 (") 阿相島川 (")	久米、水上、細越、野田、木沢、 田屋、宮川新田、清水谷、谷川新田 女谷、折居	第 6 分団

(前川)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
前 川 (右・左岸)	鯨波二丁目、鯨波三丁目、鯨波	第 1 分団

(谷根川)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
谷根川 (右・左岸)	青海川	第 1 分団
" (")	谷根	第 3 分団

(オガチ川)

河 川 名	担 当 区 域	担当分団
オガチ川 (右・左岸)	米山町、大平	第 3 分団

(海岸水防受待区域)

海 岸 名	担 当 区 域	担当分団
米 山 地 区 海 岸	米山町	第 3 分団
上 輪 "	上輪	
笠 島 "	上輪新田、笠島	
鯨 波 "	青海川、鯨波二丁目、鯨波三丁目、東の輪町	第 1 分団
柏 崎 "	番神一丁目、番神二丁目、中浜一丁目、 中浜二丁目、西本町三丁目、西港町、東港町	
柏 崎 "	学校町、栄町、北園町、安政町	第 2 分団
荒 浜 "	松波一丁目、松波三丁目、荒浜一丁目、	第 1 3 分団
宮 川 "	荒浜二丁目、荒浜三丁目、荒浜四丁目、	
椎 谷 "	大湊、宮川、椎谷、坂の下	
石 地 "	坂の下、向山、長磯、石地、大崎	第 1 7 分団

第4節 海岸関係重要水防箇所評定基準

区 分 種 別	水防上最も重要な区間	次に重要な区間	やや危険な区間
堤防高	既存堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区	堤防高は計画堤防高であるが背後地に人家が多く特に注意を要する区域	堤防高は計画堤防高であるが注意を要する区域
漏水箇所	堤防より漏水の実績があるもの又はそのおそれが十分あるもの	従来漏水の実績があり、これに対して措置が講じられた実績があるもの	漏水、崩落等の不安が考えられる箇所
水衡箇所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの	護岸が不完全と考えられるもの	護岸が完全と考えられるが注意を要する区域
洗 掘	堤脚又は護岸の根固が洗掘しているもの 消波等が破損して危険が予想される場合	堤脚前面が洗掘の危険がある場合	汀線が安定して洗掘のおそれがないと考えられるが注意を要する区域
堤体の強度	施工してから年数が経過し、全体的に破損しまた過去に大きな破損の実績のあるもの	施工してから年数が経過し、堤体に破損があるもの。又はそのおそれが十分あるもの	近年施工したものであるが、注意を要する区域

第5節 海岸関係重要水防箇所

海岸名	位置		評定基準	A	B	C	現況	予測される危険	対策 水防工法
	箇所番号	大 字							
鯨波	①	鯨波	洗掘		250	150	前面洗掘	洗掘	異形ブロック投入工
荒浜	②	港町	〃			2,200	脚部洗掘	崩壊	〃
椎谷宮川 荒浜	③-1	荒浜	堤体の強度	1,200			護岸脆弱	崩壊 洗掘	〃
〃	③-2	荒浜	洗掘		400		脚部洗掘	洗掘	〃
〃	③-3	宮川	堤体の強度	990		1,490	護岸脆弱	崩壊	〃
〃	③-4	椎谷	洗掘		700		脚部洗掘	洗掘	〃
椎谷宮川 石地	④	西山町 石地	〃	300	3,800	1,100	護岸脆弱	崩壊 洗掘	〃
笠島	⑤	上輪新田	〃		150	100	〃	〃	〃
米山	⑥	米山	〃		900		〃	〃	〃
上輪	⑦	上輪	〃	630			〃	〃	〃

第 1 2 章 異常気象時における交通規制（事前通行規制）

第 1 節 事前通行規制区間

番号	路線名	規 制 区 間		規 制 基 準		危険内容	迂回路	関係機関
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)	規 制 基 準 値 (mm)				連絡先 (TEL)
				通 行 止 時間雨量 連続雨量	気象等観測所			
①	国道 8 号	刈羽村赤田町方 柏崎市曾地北田	3. 0	－ 200	赤田雨量局 (国土交通省)	盛土法面 崩落	な し	
②	(主) (13) 上越安塚柏崎線	柏崎市阿相島 柏崎市阿相島	2. 7	－ 140	女谷雨量局 (河)	土砂崩落	な し	上越整備部 025-526-9653 上越東維持 025-592-3655
③	(主) (25) 柿崎小国線	柏崎市山室 長岡市小国町芝之又	1. 8	30 140	行兼雨量局 (河)	地すべり 土砂崩落	な し	小千谷維持管理事務所 0258-83-0855
④	(主) (56) 小千谷大沢線	柏崎市大沢 柏崎市大沢	1. 0	－ 140	行兼雨量局 (河)	土砂崩落	な し	小千谷維持管理事務所 0258-83-0855 十日町整備部 025-757-5203
⑤	(主) (78) 大潟高柳線	柏崎市高柳町石黒 柏崎市高柳町板畑	2. 5	－ 140	鯖石川ダム (河)	地すべり	な し	
⑥	(主) (78) 大潟高柳線	柏崎市高柳町磯之辺 柏崎市高柳町坪野	1. 5	－ 140	鯖石川ダム (河)	土砂崩落	な し	
⑦	(一) (219) 松代岡野町線	柏崎市高柳町栃ヶ原 柏崎市高柳町川磯	2. 0	－ 120	鯖石川ダム (河)	地すべり 土砂崩落	な し	十日町地域整備部 025-757-5203
⑧	(一) (252) 田代小国線	柏崎市石川 長岡市小国町八王子	1. 9	30 140	行兼雨量局 (河)	土砂崩落	な し	小千谷維持管理事務所 0258-83-0855
⑨	(一) (257) 田屋青海川(停)線	柏崎市谷根 柏崎市青海川	1. 9	－ 140	柏崎地域整備部 (河)	落石	な し	
⑩	(一) (275) 門出石黒線	柏崎市高柳町中ノ坪 柏崎市高柳町石黒	1. 8	－ 140	鯖石川ダム (河)	落石 土砂崩落	な し	
⑪	市道柏崎 15-25 号線	柏崎市谷根 柏崎市鯨波	1. 9	－ 140	柏崎地域整備部 (河)	落石	な し	

第 2 節 特殊通行規制区間

番号	路線名	規 制 区 間		規 制 条 件	危険内容	迂回路	関係機関
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)	通行止			連絡先 (TEL)
特1	国道252号	柏崎市高柳町岡田 柏崎市高柳町岡野町	0.7	パトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	なし	
特2	(主) (25) 柿崎小国線	柏崎市弘川 柏崎市弘川	1.8	パトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	なし	上越地域整備部 025-526-9653
特3	(主) (73) 鯨波宮川線	柏崎市宮川 刈羽郡刈羽村滝谷	1.1	パトロールにより危険が予想される場合	土砂崩落	椎谷礼拝 停車場線	
特4	(一) (480) 山中上野線	柏崎市高柳町山中 柏崎市高柳町山中	0.2	パトロールにより危険が予想される場合	地すべり	国道 252号	十日町地域整備部 025-757-5203
特5	国道352号	柏崎市宮川 柏崎市椎谷	1.0	波浪による路上越波がある場合	波浪	国道 116号	
特6	国道352号	柏崎市西山町大崎 柏崎市西山町大崎	0.6	波浪による路上越波がある場合	波浪	国道 116号	
特7	国道8号	柏崎市青海川向田 柏崎市上輪夏井之平	6.2	米山大橋、上輪橋が強風により通行に危険があると考えられる場合	強風に伴う 車両転倒	市道柏崎 16-1号線	

第 3 節 冠水危険箇所

番号	路線名	規 制 区 間		規 制 基 準		危険内容	迂回路	関係機関
		自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)	規 制 基 準 値 (mm)				連絡先 (TEL)
				通 行 止 時間雨量 連続雨量	気象等 観測所			
冠 1	(一) (522) 野田西本線	柏崎市豊町 柏崎市東本町三丁目	0.2	— —	— —	冠水	国道 8 号	柏崎地域整備部 0257-21-6324
冠 2	市道柏崎 7-134 号線	柏崎市柳橋町 柏崎市新橋	0.1	— —	— —	冠水	国道 352 号	
冠 3	市道柏崎 7-9 号線	柏崎市岩上 柏崎市半田一丁目	0.2	— —	— —	冠水	(一) 野田西本線	
冠 4	市道柏崎 7-195 号線 市道柏崎 7-199 号線	柏崎市大字枇杷島 柏崎市大字枇杷島	0.1	— —	— —	冠水	市道柏崎 7-4 号線～ 市道柏崎 7-240 号線	
冠 5	市道柏崎 9-219 号線	柏崎市茨目 2 丁目 柏崎市茨目 3 丁目	0.2	— —	— —	冠水	市道柏崎 9-16 号線～ 市道柏崎 9-46 号線	
冠 6	市道柏崎 9-92 号線	柏崎市大字安田 (鳥越) 柏崎市大字安田 (鳥越)	0.2	— —	— —	冠水	国道 252 号	
冠 7	市道柏崎 22-75 号線	柏崎市大字小島 柏崎市大字小島	0.1	— —	— —	冠水	市道柏崎 22-1 号線	
冠 8	市道柏崎 22-71 号線	柏崎市大字旧広田 柏崎市大字旧広田	0.1	— —	— —	冠水	(一) 越後広田停車場線	
冠 9	市道柏崎 11-108 号線	柏崎市大字長崎新田 柏崎市大字長崎新田	0.1	— —	— —	冠水	国道 8 号	
冠 10	市道柏崎 7-232 号線	柏崎市大字横山 柏崎市大字下方	0.2	— —	— —	冠水	国道 353 号	
冠 11	市道柏崎 礼拝坂田線	柏崎市西山町坂田 柏崎市西山町坂田	0.2	— —	— —	冠水	市道柏崎礼拝坂田線～ 市道柏崎ふるさと公苑線	
冠 12	市道柏崎 荒谷内田線	柏崎市西山町別山 (荒谷) 柏崎市西山町別山 (荒谷)	0.2	— —	— —	冠水	(主) 長岡西山線	
冠 13	市道柏崎 田沢三十刈線	柏崎市西山町田沢 柏崎市西山町田沢	0.1	— —	— —	冠水	市道柏崎田沢線	

第 13 章 津波に対する水防活動

本章では、津波に対する水防活動について記載する。

なお、本章に記載のない事項については、第 2 章から前章までの記載を準用する。

第 1 節 水防配備

1 市における津波に対する水防態勢

柏崎市災害応急対策実施要綱（平成 8 年訓令第 9 号）第 7 条第 2 号及び別表第 2（第 7 条関係）に規定のとおりとする。

配 備 指 令	配 備 基 準
1 第 2 次配備（警戒本部設置体制）	津波注意報が発表されたとき。
2 第 3 次配備（対策本部設置体制）	津波警報又は大津波警報が発表されたとき。

2 消防団の非常配備

（1）待機

気象庁から津波警報等が発表された場合、消防長はその後の情勢を把握することに努め、消防団員の安全を確保した上で、直ちに次の段階に速やかに入りうるような態勢を整備しておくものとする。

（2）出動

津波警報等が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき、区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

第 2 節 水防警報及び水防情報の提供を行う河川

法第 16 条の規定により、知事が市に対して発表を行う津波に関する水防警報の対象河川は、鯖石川、別山川及び鵜川の 3 河川である。

第 3 節 水防警報及び水防情報の段階と範囲

水防警報及び水防情報提供の段階

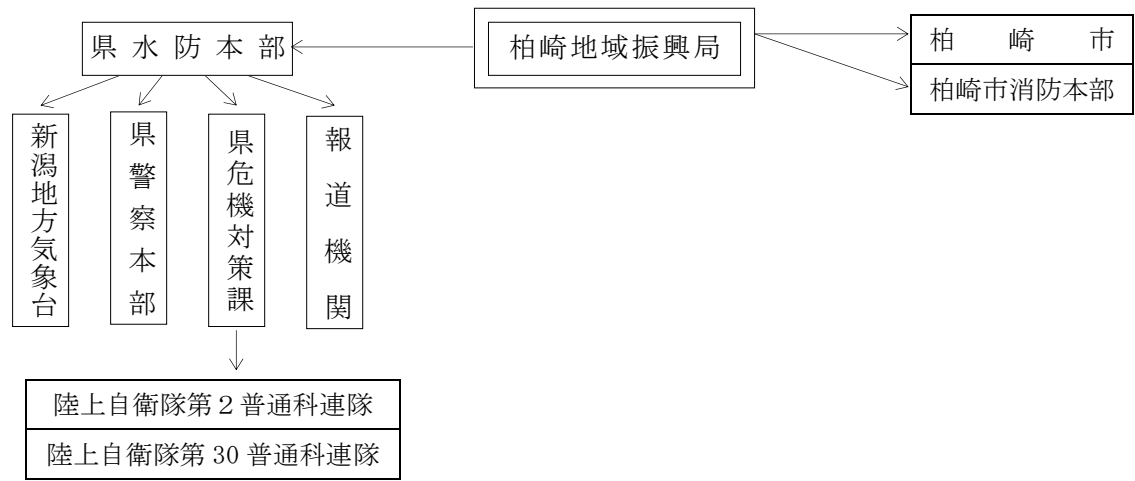
種類	内容	発表基準
待機	消防団員の安全を確保した上で、待機する必要がある旨を警告するもの。	気象庁からの県内沿岸への津波警報等の発表で待機とし、国及び県は水防警報津波「待機」を発表しない。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報等が解除されるなど、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。※ 1
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。※ 2

※ 1：津波遡上が水防団待機水位を超過した場合。

※ 2：「出動」を発表しない場合も「解除」は発表する。

第 4 節 水防警報及び水防情報の伝達系統

水防警報の伝達は、次図のとおりとする。



第 1 4 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の指定

市は、本章第 2 節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第 2 節 水防協力団体の業務

指定を受ける水防協力団体の業務は、次のとおりとする。

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第 3 節 水防協力団体の消防団等との連携

水防協力団体は、市との密接な連携の下に前節の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年消防団が行う水防訓練に参加するものとする。

なお、津波災害警戒区域を県が指定した場合において、その区域の水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。（法第 3 2 条の 3）

第 4 節 水防協力団体の申請、指定及び運用

水防協力団体の申請、指定及び運用に関する手続き等については、別に定める。

第 15 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水浸水想定区域の指定・公表

知事は、水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

第 2 節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 水位到達情報の伝達方法
- 2 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- 3 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水、内水又は高潮に関する避難訓練の実施に関する事項
- 4 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合の場合は、これらの施設の名称及び所在地
要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- 5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第 3 節 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた上記第 2 節①～⑤に掲げる事項を市民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第 4 節 予想される水災の危険の周知等

市長は、水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表等により市民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、市民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第 5 節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。また、市長は当該計画の作成及

び訓練の実施について、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けたときは、必要な助言又は勧告をすることができる。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第 1 号様式

水 防 活 動 報 告 書

作成者
住 所
氏 名

水防管理団体名

出 水 の 概 況		警戒水位 川 雨 量 mm m							
水 防 実 施 箇 所		左 川 岸 地 先 右 m							
日 時		白 月 日 時 至 月 日 時							
出 動		消防本部・消防署		消 防 団 員		そ の 他		合 計	
人 員		人		人		人		人	
水 防 作 業 の 概 況 及 び 工 法		箇 所 工 法 m							
水防の 結 果	堤 防		田	畑	家	鉄 道	道 路	人 口	その他
	効 果 被 害	m m	m ² m ²	m ² m ²	戸 戸	m m	m m	人 人	
使用 資 機 材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	な わ					水防関係者の死傷			
	丸 太								
	そ の 他					雨 量 水 位 の 状 況			
水防活動に関する 自 己 批 判 備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

平成29年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

別表第1

柏 崎 市 水 防 倉 庫 備 蓄 資 材

令和4（2022）年12月末日現在

河川名	補助・自営の別	備蓄場所	管理団体名	水防資材							水防器材																			
				布袋類	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	ビニールシート	ロープ	スコップ	掛矢 ^{かけや}	ハンマー	ツルハシ	鍬 ^{くわ}	斧	鎌	ペンチ	鋸	鉋 ^{かた}	シノ	カッター	照明器具	一輪車	鳶口 ^{とびくち}	鋤 ^{じょれん}	鉄パイプ	リヤカー	バール	救命胴衣
				枚	kg	本	本	kg	枚	本	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	丁	丁	本	丁	丁	着		
鵜川	自	野田	市	1,100	30	30	40	40	80		8	6	2	3	1			1	2				1	17					21	
	〃	新道	〃	3,000	80	200	55	100	70		17	7	2	5	1	4		2	4	2	3	1		1	16				14	
	〃	宮之窪	〃	630	30	200	38	100	60		30	7	1	4	1				5	2	3	1		1	14				16	
		小計		4,730	140	430	133	240	210		55	20	5	12	3	4		3	11	4	6	2		3	47				51	
市内河川	自	三和町	市 (消防本部)	7,400	15		170	250	350	2	80	4	6	4	2				8		10	10	1		60	47	10	2	7	51
		小計		7,400	15		170	250	350	2	80	4	6	4	2				8		10	10	1		60	47	10	2	7	51
鯖石川	自	石曽根 (西之入)	市	1,200	5	65	40	100	66	10	24	7	2	5	5	1	5	2	2		3		1	1	5	4				15
	〃	高柳町岡田	〃	900			50		20		7	1										1		6					19	
	〃	加納	〃	3,800	40	40	50	100	52	8	8	10	2	5	4	2		2	3		3	1			15				26	
		小計	〃	5,900	45	105	140	200	138	18	39	18	4	10	9	3	5	4	5		6	1	2	1	26	4				60
別山川	自	西山町池浦	市	420					1,000					1										3						
		小計		420					1,000					1										3						
合計				18,450	200	535	443	690	1,698	20	174	42	15	27	14	7	5	7	24	4	22	13	3	4	136	51	10	2	7	162

別表第2

水 防 資 材 取 扱 業 者

調達業者名	所 在 地	電 話 番 号	調達資材概要
株式会社 植木組	柏崎市駅前1丁目5番45号	23-2200	水防機材一式
石高建設 株式会社	柏崎市三和町3番37号	23-3320	〃
株式会社 小林組	柏崎市大字上田尻3179番地9	23-2220	〃

別表第3

新潟県（柏崎地域振興局）における水防倉庫及び備蓄資機材

令和3（2021）年5月14日現在

管理団体名	備 蓄 場 所	水 防 資 材																
新潟県 (柏崎地域振興局)		布袋類	むしろ	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	ビニールシート	ロープ	吸着マット	異形ブロック4t	異形ブロック2.5t	異形ブロック2t					
		枚	枚	kg	本	本	kg	枚	本	枚	個	個	個					
	藤元町（緊急内水基地）	54,012	210	19	3	310	186	68	29	0	0	0	0					
	中浜2丁目（鶴川左岸）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	227	5	163					
	三和町（地域振興局）	0	0	0	0	0	0	0	0	350	0	0	0					
	備 蓄 場 所	水 防 器 材																
		スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鍬	斧	鎌	ペンチ	鋸	鉋	しの	カッター	一輪車	鳶口	救命胴衣	大型土嚢1t	
		丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	丁	着	袋	
	藤元町（緊急内水基地）	85	10	11	3	3	3	6	9	4	4	4	2	8	5	0	790	
	中浜2丁目（鶴川左岸）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三和町（地域振興局）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0		

別表第 4

新潟県（柏崎地域振興局）における建設機械保有状況

区分	グレーダー	タイヤドーザー	連 絡 車		そ の 他	計
			ジープ	ライトバン	乗用車 2 乗用車（8人乗り） 1	
数量	4	1 3	3	8	3	3 1

4-9 水防

4-9-1 水防工法の説明

水防工法は、40種以上と非常に多くの種類を有している。この中から緊急的の現地に適合した数種の工法を選び、早急に対策を講ずることになるが、現場の状況を的確に判断し、もっともふさわしい工法を採用する必要がある。

このためには、各水防工法について、その使用材料、必要人員、処置に要する時間、その効果などについて事前に十分認識しておかなければならない。また、出水時の対応として、水防倉庫の位置及び備蓄資材を把握しておき、危険箇所への運搬所要時間などを調べておくことが望まれる。では、河川堤防の破堤原因にはどんなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

(1) 越水（溢水）による場合

堤防から水があふれ出て、堤防の裏のり面が決壊していく。

(2) 浸透（浸水）による場合

河川の水位が高い場合、水圧により裏のり面や裏のり先の河水が湧水して堤防が決壊していく。

(3) 洗掘による場合

河川の流勢や波浪により表のり面が洗掘され決壊していく。

以上の場合に、古くから行われまた多大の効果を上げてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を紹介する。また、水防工法を越水防止、漏水防止、洗掘防止、き裂拡大防止、裏のり崩壊防止その他に分類し、各工法に対する概要、利用できる河川や堤防の種類、主要材料などを網羅し、工法索引を容易にしたのが水防工法一覧表である。

水防工法一覧

原因	工 法	工法の概要	利用氈河川	主要資材	備 考	
越水	積み土のう工	堤防天端に土俵又は土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう 防水シート鉄筋棒	応急かさ上げ工	
	せき板工	堤防天端に杭を打ちせき板を当てる	都市間辺河川 (土のう入手困難)	鋼製支柱 軽量鋼板	応急かさ上げ工	
	蛇かご積み工	堤防天端に俵の代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、 防水シート	応急かさ上げ工	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製マットを置く	都市間辺河川 (土のう、木など入手困難)	既製水のう、ポンプ 鉄パイプ	応急かさ上げ工	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	(あまり高くない堤体の固い箇所)	むしろ、半割竹、 土俵	応急越流堰工	
	裏シート張り工	堤防裏のり面をシートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、 軽量鉄パイプ、土のう	応急越流堰工	
漏水	川裏対策	釜投工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み上げる	一般河川	土のう、防水シート 鉄筋棒、ビニールパイプ	漏水緩和工
		水マット式釜投工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう ポンプ、鉄パイプ	漏水緩和工
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒型に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう パイプ、鉄パイプ杭	漏水緩和工
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、 パイプ、鉄筋棒	漏水緩和工
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、杭、土のう、 ビニールパイプ	漏水緩和工
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又は桶を置く	一般河川	たる、防水シート、 土のう	漏水緩和工
		漏水シート張り工	裏のり、犬走りに防水シートなどを敷きならべる	一般河川 (漏水の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹	漏水緩和工
	川表対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土俵などを詰める	一般河川 (構造物のあるところ 水深の浅い部分)	土のう、木杭、竹杭	漏水止め工
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土俵、 竹ピン	漏水止め工
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、杭、 ロープ、竹、土俵	漏水止め工表の 決壊防止
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	一般河川 (むしろ入手困難)	防水シート、鉄パイプ、 杭、ロープ、土のう	漏水止め工
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (すいしんの浅い所)	古たたみ、杭、なわ、 土のう、鉄線	漏水止め工
洗掘決壊	むしろ張り工 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	家屋のたたみを連結し、損傷部に敷き詰め傷口の拡大を防止する工法	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	洗堀防止	
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土俵を付けて流し局部を被覆する	急流河川	立木、鉄線、土のう、 杭、ロープ	洗堀防止	
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川、 砂防堤防	鉄線蛇かご、詰め石、 杭、鉄線	洗堀防止	
	捨て土のう工	表のり面決壊箇所に土のう又大きい石を投入する	急流河川	土のう、石、 異形コンクリート、ブロック	洗堀防止	

原因		工 法	工法の概要	利用河川	主要資材	備 考
		竹綱流し工	竹を格子形に結束し土俵を付けて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、杭、ロープ、土のう	洗堀防止
		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み石、俵、鉄線、蛇かご	洗堀防止
		築きまわし工	表のりの決壊による断面不足の裏のりに土俵を積む	凸側堤防 他の工法と併用	杭、割竹、板土囊、くぎ	断面確保
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	洗堀防止
き裂	天端	折り返し工	展端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹 土のう、ロープ	き裂防止
		打ち継ぎ工	折り返し工の竹のかわりにくい鉄線を用いる	砂質堤防	杭 鉄線	き裂防止
	裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線	き裂防止
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	き裂防止
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹のかわりに鉄線を用いる	石質堤防	杭、金網、鉄線、土のう	き裂防止
裏のり崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩落を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線 土のう	き裂防止
		五徳縫い工 (杭打ち)	裏のり面のき裂をはさんで杭を打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	杭、ロープ、土のう、丸太	き裂防止
		竹さし工	裏のり面のき裂浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹 土のう	滑動防止
		力杭打ち工	裏のり先付近に杭を打ち込む	粘土質堤防	杭 土のう	すべり面に沿い滑動するとき
		かご止め工	裏のり面にひし形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	杭、竹、鉄線 土のう	滑動防止
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、杭、そだ	裏のり補強
		杭打ち積み土のう工	裏のり面に杭を打ち並べ、中詰めに土俵を入れる	砂質堤防	杭、布木、鉄線、土のう	裏のり補強
		土のう羽口工	裏のり面に土俵を小口に積み上げる	一般堤防	竹杭、土砂、土のう	裏のり補強
		つなぎ杭打ち工	裏のり面に杭を数列打ちこれを連結して中詰めに土俵を入れる	一般堤防	杭、土のう、布木、鉄線、土砂	裏のり補強
		さくかき詰め土のう工	つなぎ杭打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	杭、竹、そだ、鉄線、土のう	裏のり補強
	築きまわし工	裏のり面に杭を打ちさくを作り中詰めに土俵を入れる	一般堤防	杭、さく材 布木、土のう	裏のり補強	
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺たけとび口	水位低下	
	災害対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	機動性の発揮	

（「水防工法ハンドブック」より）

4-9-2 水防用語

（イ）土のうに関する用語

- 長手積み 水の流れや水に接する部分に、土のうの底を上流に、結び目を下流に向け積み上げる手法で、施工も上流側から積み上げて行う方法。
- 小口積み 長手積みの「押さえ土のう」として、長手積みに土のうの底を向ける形で積み上げて行う方法。
- 間詰土 土のうだけの積み重ねでは水密性に欠けるため、長手積みと小口積みの間に30cm位の幅に土を入れ十分に締め固める。また、土のうと土のうの重ねも長手、小口とも、下の土のうの合わせ目に隙間ができぬような重ねを繰り返し、さらに合わせ目と土のうの表面の凹凸を平らにし、水密性を保つために利用する土砂をいう。
- すの子巻き シート張りの細工が終わった時点で、現地に設置する場合に、重し土のうを中心に内側に、すの子状に巻き込んだ状態を言い、降ろしロープを二か所で、設置場所すの子の重みを利用して設置する方法。
- 枕土のう 支えロープが堤防に食い込み、堤防を傷つけないように、堤防ののり肩付近のロープの下に置く土のう。
- 煽り止め
に あお シート張り工を設置したときに、上流側の部分が流速によりめくれないように土のうを配置する方法。
- 重し土のう シート張り工の先端部分が流速によりめくられないように取り付ける土のう、木流し工の樹木が流速で流されることを防ぎ予定の位置に定着するよう取り付けた数個の土のうおよび五徳縫い工の結束した竹を安定させるために使う土のう。

（ロ）ロープに関する用語

- 支えロープ 木流し工・シート張り工の工法等に用いられ、堤防裏のり面に設置した留め杭、木流し工、シート張り工の各工法を支える重要なロープを言う。
- フナ結び 水防工法では多く利用される結びで、木流し工では、重し土のうの結束に、シート張り工では力竹とシートの結束等に用いられる結び（別名：止め結び、ねじ結び）
- “の”の字結び シート張り工でシートに結ばれた数本の骨竹をロープで結束するときに用いられる結び。
- イボ結び 木流し工、シート張り工に用いられ、物と物を緩みなく締め付けた結びとして他にも多くの水防工法に用いられる結び（別名：垣根結び、男結び）
- みみかくし 木流し工では重し土のうと木の幹、シート張り工では力竹と重し土のうの結束等に用いられる結び。（別名：巻き結び、便利結び）
- サル結び シート張り工の工法で、シートに結ばれた力竹に数本の骨竹を連結させる時

	に用いる結び。
もやい結び	木流し工、シート張り工の各工法を施工の場合、水際や水中での作業において、作業員が命綱を身につけるときに用いられる結び。（輪の大きさが変わらない特徴がある）
本結び	ロープとロープを結ぶときに使う結び。
継ぎ結び	ロープとロープをつなぎ合わせるのに、古来より利用されている結びで結びの原理はもやい結びと同形（和裁の糸つなぎに利用された。）

（ハ）くいに関する用語

留め(止め)杭	木流し工、シート張り工等の支えロープを結束するために打ち込まれる杭をいう。（止め杭とも書く）
補強杭	土のう積み工法、釜段工、月の輪工等に用いられ、水面に接する長手積み土のうの崩れを防ぐため地盤深く迄打ち込み鋼杭をいう。
並べ杭	杭打ち積土のう工など、積み上げる土のうが通りよく並ぶように、約60cmくらいの間隔で一直線に打ち込んだ杭をいう。
押さえ木	杭打ち積土のう工の支木の中央部付近を支えるように打ち込んだ杭をいう。
千鳥配置	千鳥がジグザグに歩く様子からきた言葉で、一直線でなくジグザグに配置することをいう。

（ニ）竹に関する用語

小割竹	太い丸竹を何本かの小さい竹に割ってから組みなどにして用いる竹。
半割竹	竹を半分に割って使い、弾力を持ち施工安さで利用され、また節をくりぬき樋として用いる場合もある。
2年子竹	老竹でなく柔軟性のある2年目くらいの竹をいう。
力竹	シート張り工のシート張りを保つため上端と下端に用いる太い竹で、シートと力竹をフナ結び等で締めて結ぶ。
骨竹	シート張り工のシート補強を、細めの竹数本を骨竹としてロープで結ぶ。
竹針	シート張り工のシート1枚1枚をロープで縫うとき針のようにして用いる先を尖らせた竹をいう。
竹ピン	川裏側でシート張り工を行う場合シートの重ね合わせ部分に半割竹を当て、これに2年小竹の竹ピンを50cm間隔くらいにさし込み堤防に密着させる場合などに用いられる。（最近では、金属製のピンも利用されている）
竹棚	築き廻し工や土のう羽口工などに用いられ、杭や土のうが一体となって働くように竹を編み上げて、補強する策として利用。
蛇腹編み	土のう羽口工などで竹を交互に編みあげていくこと。
骨竹	むしろ張り工の縫いむしろを補強するために、細目の竹をたがいちがいむしろに縫い込む竹をいう。

竹針	むしろ張り工のむしろ1枚1枚をなわで縫うとき針のようにして用いる丸をとがらした竹をいう。
竹ピン	川裏側でむしろ張り工を行う場合むしろの重ね合わせ部分に半割竹を当て、これに2年小竹の竹ピンを50cm間隔くらいに差し込み堤防に密着させる場合などに用いられる。
竹棚竹しがう	築きまわし工や土俵羽口工などに用いられ、杭や土俵が一体となって働くように
編み	に竹を編みあげて補強する策として利用される。
蛇腹編み	土俵羽口工などで竹を交互に編みあげていくこと。

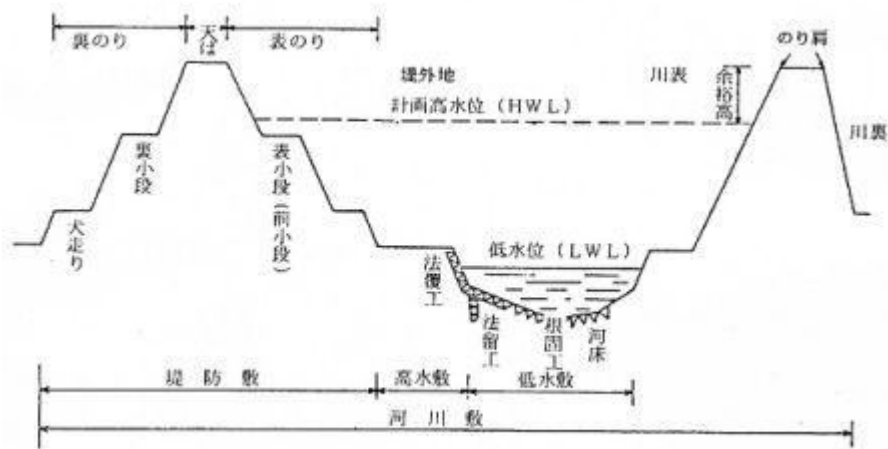
(ホ) その他難解な水防用語

堤防がうむ	堤防が長時間にわたって洪水に浸された場合に生ずる現象で堤防が飽和した、いわゆるぬかるみ状をいう。うむという字は漢字で熟むが当たり、土質用語ではクイックサンドという。
堤防決壊	堤防の全部または一部の損壊を意味するよう語で浸食やのり崩れも決壊に含まれる。単に堤防決壊という表現では堤防の全部が決壊し、破堤・はん濫している状態と混同されやすいので、具体的に川裏(居住地側)堤防のり面の崩れ、漏水、破堤・はん濫などの言葉を用いることが望ましい。
パイピング	堤体内の浸透水圧のため、土中の細かい粒子が洗い流され、堤体にパイプ状の水みちができ、堤防を破壊する原因となる。土質用語でポイリングの一種である。

(「水防工法ハンドブック」より)

4-9-3 各工法等の概略

1 堤防各部の名称



(へ) その他難解な水防用語

ア なわの結び方

イボ結び



かみくくし



イワシ結び



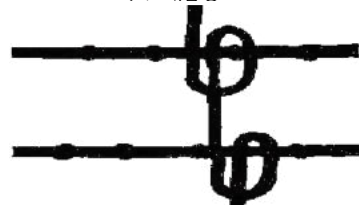
「の」の字結び



フナ結び



サル結び



二子縄

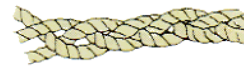


三子縄

縄使用



わら使用



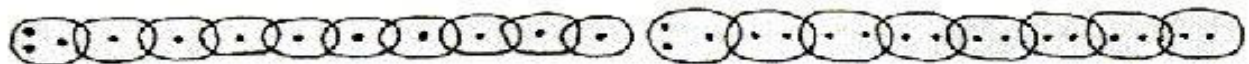
イ 竹の編み方（蛇腹編み）

（1）竹の差し方

竹の差し方は、土のうの積み方によって違います。土のうを小口積にした場合の竹の差し方は、下図のように先づ最初の土のうは三本、次の土のうからは、土のうの中央に深く突差します。長芋積の場合は最初の土のうは小口積と同じですが、次の土のうからは、土のう1袋に竹2本を差します。（竹は、目通り、6－9 cmのものを用品。）

土のう小口板みの場合 土のう長手相みの場合

土のう小口板みの場合 土のう長手相みの場合



（2）竹の編み方

竹の編み方は、最初の土のうに平行して差した2本の柵竹を双方からませ、一つにし、1本、2本、1本を同時に引き最初の土のうの柵竹に足を掛け軽く押しながら弓なりに曲げて引きながら折り曲げる。折り曲げた竹の端は、土のうの外側にはでないように必ず土のうの内側になるようにします。次に2本、2本、1本を同時に引き、最初の土のうの柵竹と同じ方法で次の竹に足を掛けて曲げる。この要領で順次折り曲げ、最後の1本を残して折り曲げた竹を結束し、結び目より10 cm泣上で切り捨てる。又、折り曲げた竹の端は二子縄で「イボ結び」で結束し、重し土のうをのせる。

小口積の場合の竹の縫い方

2本をからませ1本にする

長芋積の場合の竹の縫い方

2本をからませ1本にする



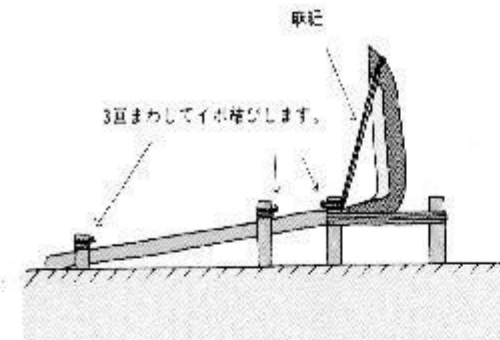
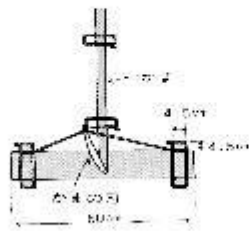
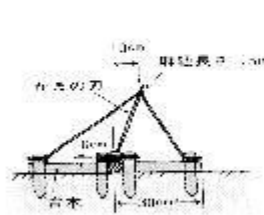
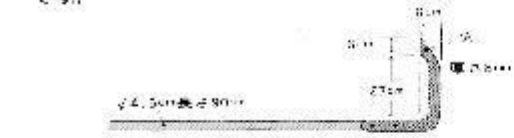
尚、この蛇腹編は越水止の杭打積土のうの杭のかわりに用いたり、土のう羽口にも用いられます。

(1) 竹尖げ

五徳縫い工法、折返し工法、控取りなどに使う青竹を多量に尖らせる作業

- 主な材料 竹
- 主な工具 鎌、台木、麻ひも、くい、ロープ又は鉄線

●使用する鎌は、下図のようなものが理想的です。

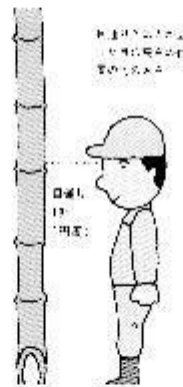
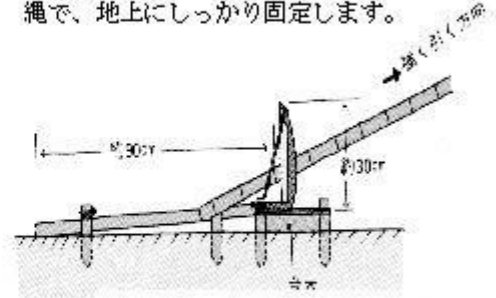


・鎌の固定

鎌の元のしばり方は、麻紐の両端を糸して3回まわし紐の両端で鎌の柄を1回巻いて、イボ結びに締め付ける。鎌の先のしばり方は、麻紐を刃先の穴に通し、二つ折りにして3回まわし、つつみをかけてイボ結びに締め付ける。

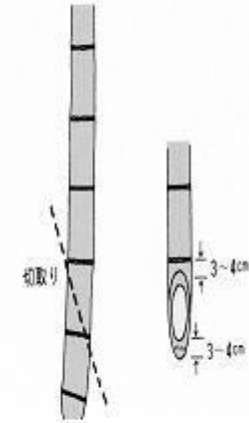
・台木に固定

台木に取りつけた竹尖げ用鎌を、4.5cm角で長さ40cmの杭4本と二子縄で、地上にしっかり固定します。

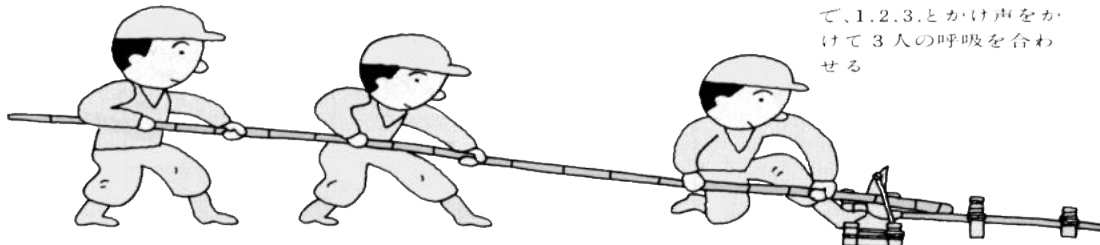


・竹の尖げ方

竹は、目通り18cm未満の竹を用いる。竹の直径の5倍くらい間を二節に掛け(竹の元から約45cm)片のめに尖げます。割れを防ぐために、上下の節を3~4cm離すのがポイント。曲がった場合には、曲がりの内側を片のめに尖ぎます。



3人一組で作業する

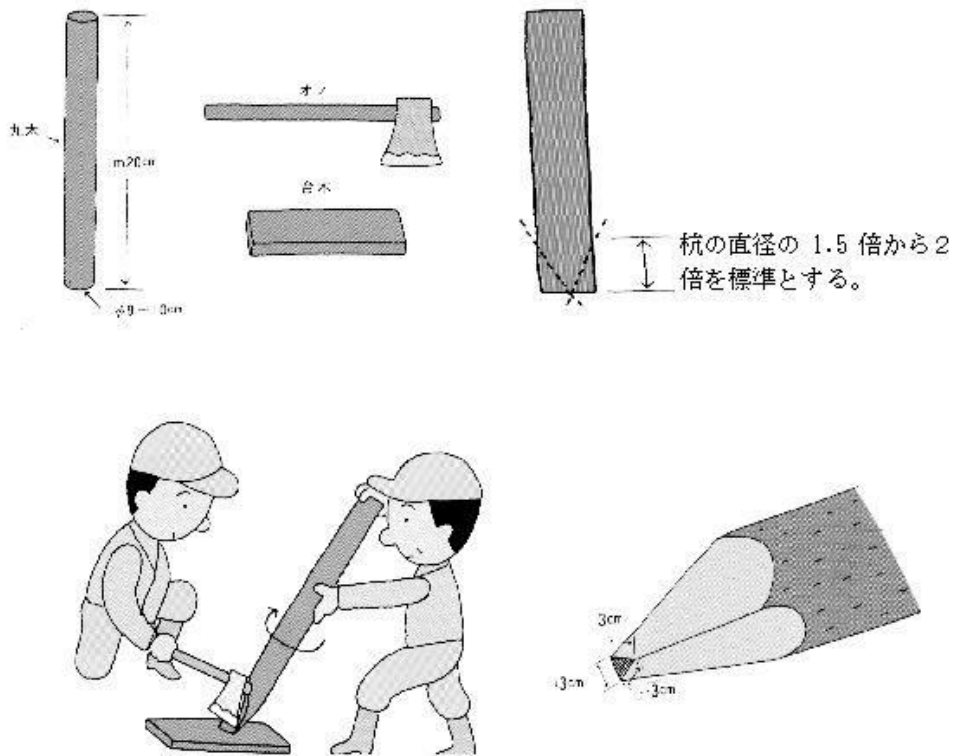


鎌ぎわの人が大きな声で、1.2.3.とかけ声をかけて3人の呼吸を合わせる

(2) 杭ごしらえ

水防工法で使用する多量の杭を用意するため丸太の先端をとがらせる作業

- 主な材料 杭
- 主な工具 オノ、又はナタ、台木



2人1組で作業をします。

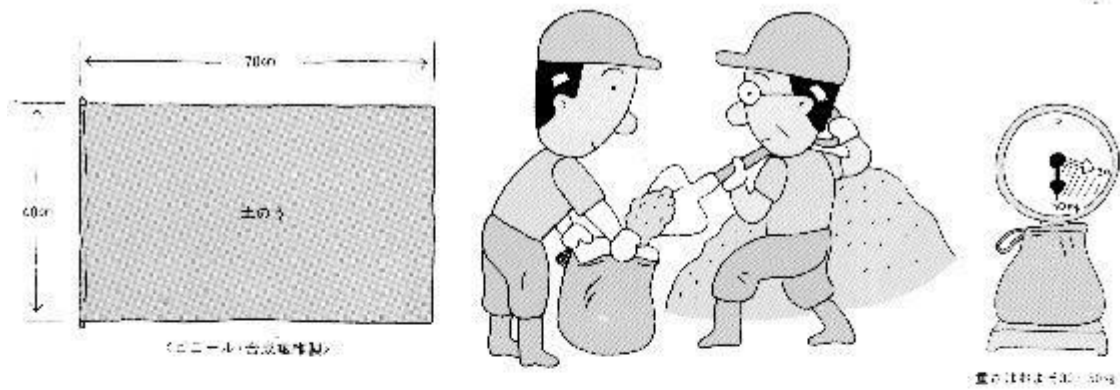
- ・ 1人が適当な台木に丸太を立て支えます。
 - ・ 支えている人は、丸太をまわしながら、この3面を削りやすいよう〈にします。
- もう1人が、オノかナタで杭の直径の1.5倍くらいの箇所から、3面を削ります。

注意：よそ見をしているとケガをするおそれがありますので注意しましょう。

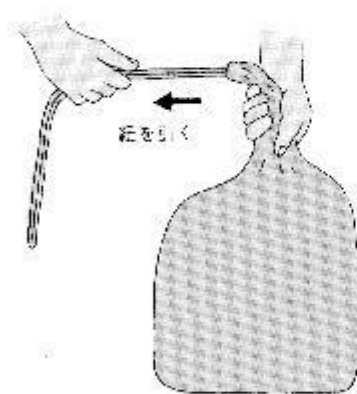
(3) 土のう作り

水防工法の基本ともなる土のう（ビニール、合成繊維等）を多量に作る作業

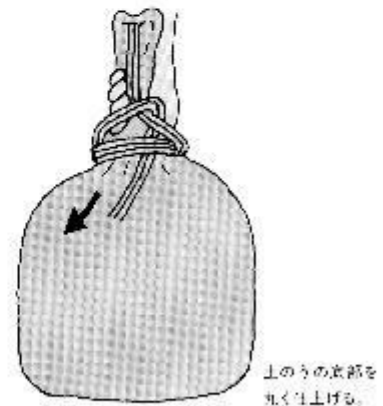
- 主な材料 土のう
- 主な工具 スコップ



スコップで6～7杯の土を入れると、袋の約7～8割になる。その重さは、およそ30～50kgとなる。



袋のはしに出ている紐を引いて、袋の口をしぼる。

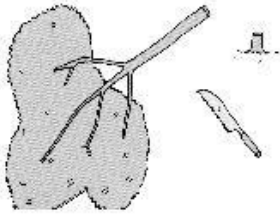


しぼり終わったら、紐を2～3回回して、紐の出口を上から下へ通し、引いて締める。

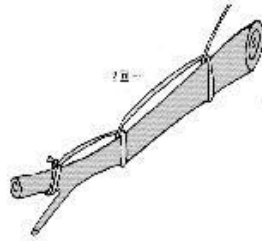
(3) 木流し（洗掘防止）

目 的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又溪流部においても波欠けの防止に使われる。

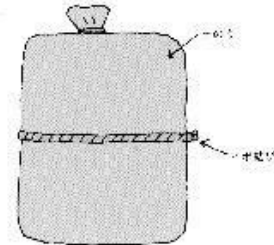
- 主な材料 樹木（竹）、土のう、鉄線
- 主な工具 ノコギリ、オノ、ペンチ、命綱



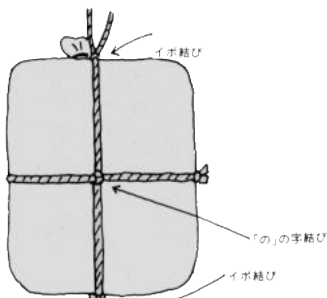
- 1 枝葉のよく繁った木を根元から切り取って用意する。



- 2 木と鉄線の結束
流れによる木のあおり防止に、8番線または10番線のふたつよりで、イワシ結びで結束します。鉄線は、20mのものを二重にして、10mとして使う。

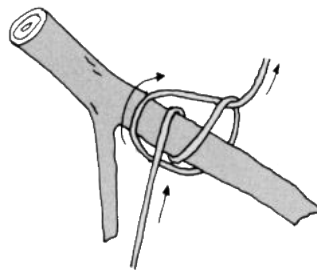


- 3 重し土のうを十文字にしぼる
①土のうの中心で、横にイボ結びでしぼりつける。

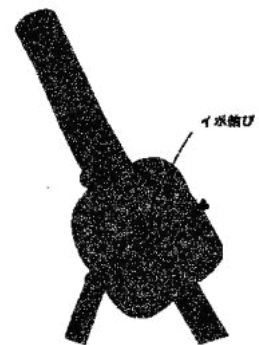


- 3 重し土のうを十文字にしぼる
②次に縦方向に土のうのしぼり口を上にして、結び端を1cmくらい残しておき、上の方もイボ結びで結束し、下と同様に端を1cmくらい残す。

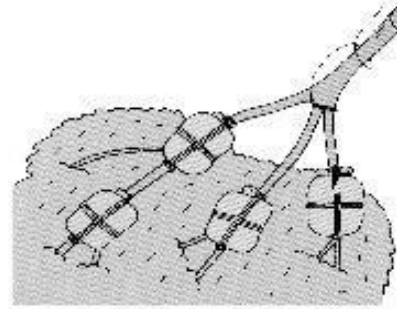
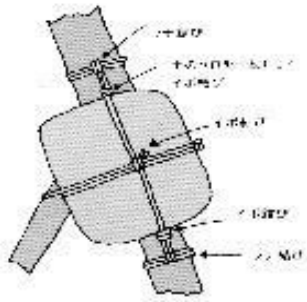
かみくくし結び方



- 4 土のうのとりつけ
①し木の枝分けのすぐ下に、縄をかみくくしに結ぶ。



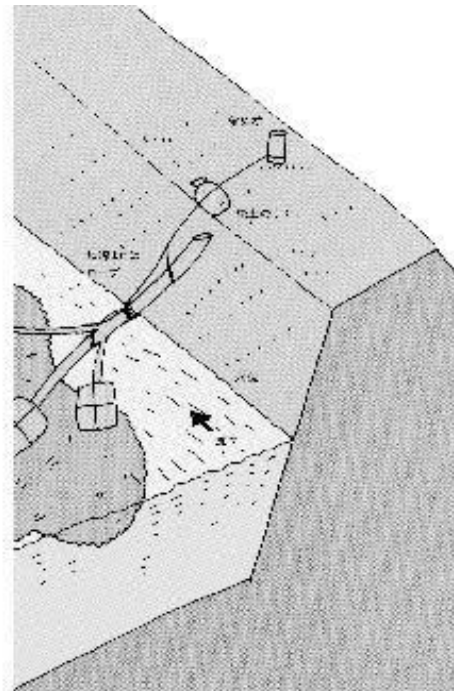
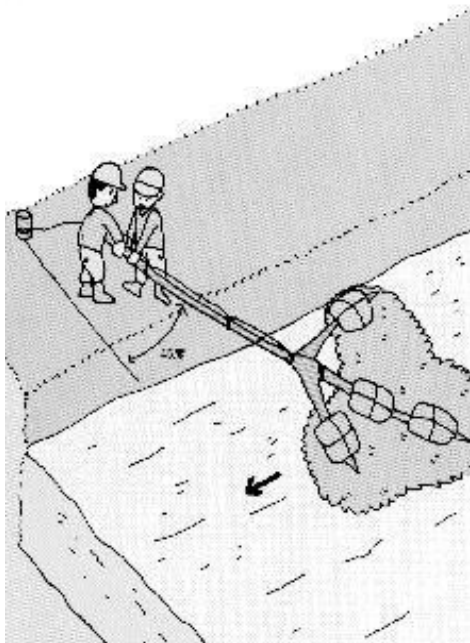
- ②かみくくしに結んだ縄の上に十文字しぼりにした土のうをおき、かみくくしにした縄で土のうを幹にイボ結びで結束する。



4 土のうのとりつけ

③ 次に土のうの端の縄で幹に
フナ結びで結束する。

④ 水の流れや流し木の大きさに
合わせて、土のうを5～
10体くらいとりつける。



5 堤防へのとりつけ

① 川裏側に打った留め杭に、鉄線をよ
じってつなぐ。そして、木の幹を上流
に向けて、約45度に流す。

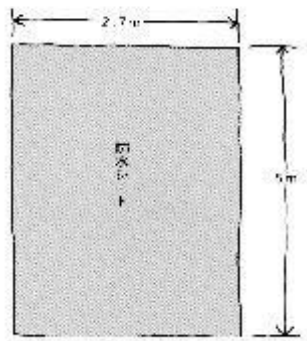
② つなぎ鉄線がもまれて、堤防が傷つ
く恐れがあるので、鉄線の下に枕土の
うを置く。

※ 川へ入る人が流されないように気
を付ける。

(4) 表席張り（防水シート使用）（洗掘防止）

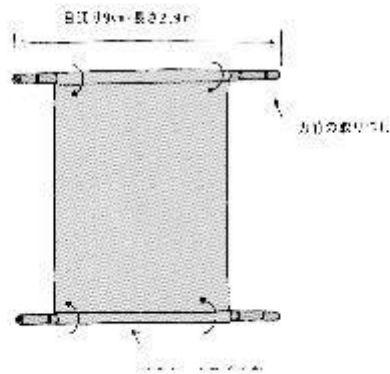
目的：川表法崩壊及び透水防止。

- 主な材料 竹、土のう、二子縄、三子縄、杭
- 主な工具 かけや、カッタ

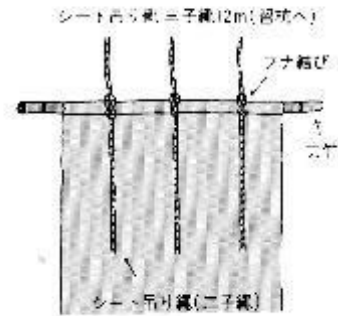


1 防水シートの用意

縦5m×横2.7mの塩化ビニール製・防水シートを用意する。縦と横の縫い縄は、必要ない。

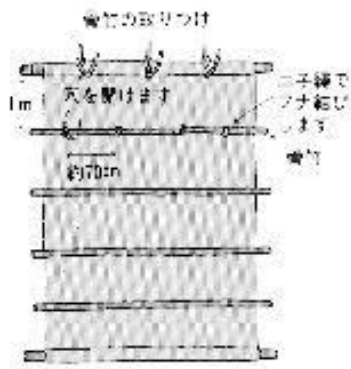


2 力竹をシートでくるむ



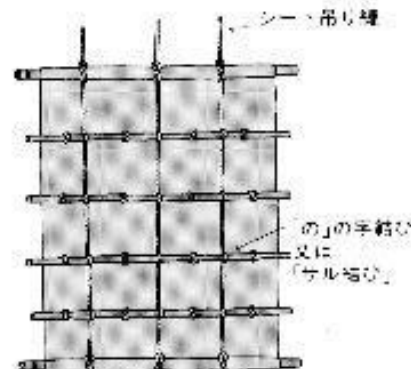
3 力竹の取り付け

シートの上部と下部に1本ずつ、力竹を取りつける。竹の寸法は、目通り9cmで長さ2.9mのものを使う。

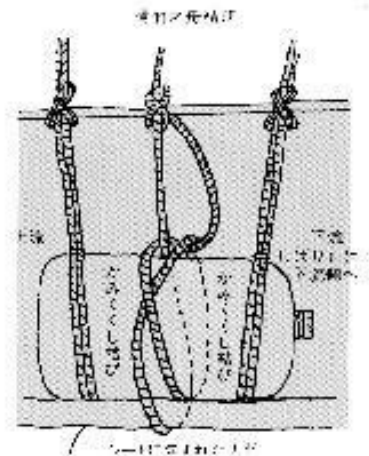


4 骨竹の取り付け

①目通り9cm、長さ2.9mの竹を4本使う。シートへは、1mおきに取りつける。まず、骨竹を固定するために、約70cm間隔でシート4ヶ所に穴を開け、二子縄でフナ結びをする。

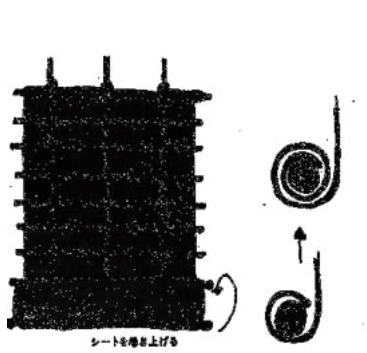


②4本の骨竹を固定したら、シート吊り縄を、それぞれの骨竹へ「の」の字結びでしばり、下部の力竹へはフナ結びで結束する。



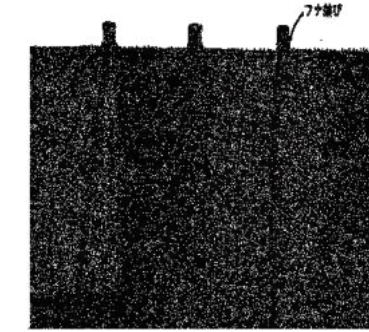
5 土のうの取り付け

シートで竹をくるみましたら、三子縄で作った長さ12mのシート吊り縄3本を、左の位置にフナ結びで結束する。その端は、後で留杭にフナ結びする。

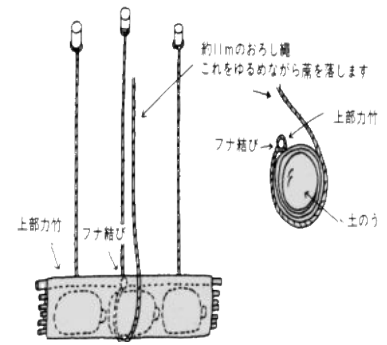


6 シートの巻き上げ

- ①重し土のうを芯にしてシートをすのこ巻きにする。

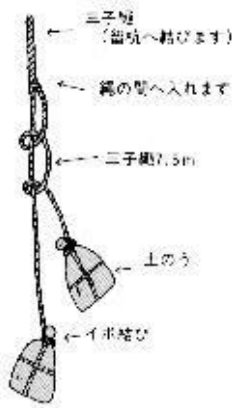


- ②堤防裏に、末口10cm、長さ1.2mの留杭3本をちどりに打ちこみ、三子縄3本を、フナ結びで結束する。



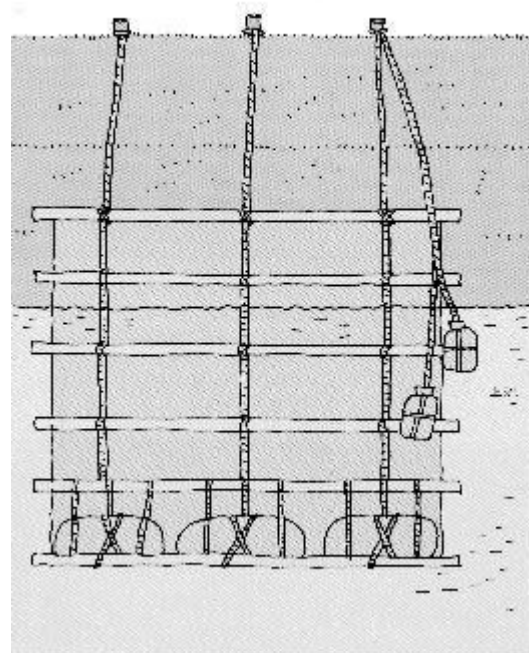
7 シートの下げ方

- 上部力竹の中心に、約11cmのおろし縄をしぼり、巻いたシートの下にはわせて上方にもってくる。この縄を少しずつゆるめながらシートを降ろす。



8 重し土のうの取り付け

- ①シート上流側に、あおり止めの重し土のうを三子縄で取りつける。



- ②上流側の留め杭に重し土のうの控え縄をフナ結びで結束する。

4-10 柏崎市要配慮者避難支援全体計画

平成22年3月30日策定

平成26年4月 1日改訂

平成27年3月17日改訂

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者（従来の要援護者。自力で避難できない者及び避難に時間を要する者を含む。）の生命・身体の保護のために必要な支援の実施に関する基本的な考え方及び支援体制の推進等について定めることにより、要配慮者が平常時から安全に、安心して生活できる地域づくりを目指すことを目的とする。

第2 要配慮者

この計画において、要配慮者は、次のいずれかに該当する者とする。

1 高齢者

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上の者
- (2) 一人暮らし又は高齢者のみの世帯の者

2 障害者

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級、視覚障害者3級若しくは4級、聴覚障害者3級、上肢・下肢・体幹不自由3級又は脳原生移動機能障害3級であるもの
 - (2) 療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく都道府県要綱により療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が重度（総合A判定）であるもの
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が同法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級又は2級に該当するもの
- 3 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成26年12月厚生労働省告示第478号）にかかっている者

4 施設入所者

施設入所者とは、次のいずれかに該当する市内施設に入所しているものとする。

- (1) 介護保険法第8条第19項、同条第21項、同条第26項に規定する施設に入所している者

- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4、第20条の6に規定する施設及び第29条の届出をしている施設に入所している者
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条の登録を受けた施設に入所している者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設に入所している者
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める障害児入所施設に入所している者
- 5 外国人
- 6 妊婦
- 7 乳幼児
- 8 その他市長が特に認める者

第3 避難支援等関係者

災害発生の備えとして、又は災害発生及び災害が発生するおそれがある場合において、要配慮者の生命・身体の保護のために避難支援等の必要な措置を実施する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に規定する消防団
- 2 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- 3 規約を定めている若しくは設立届を市に提出済みの自主防災組織、町内会又は地区コミュニティ振興協議会
- 4 その他市長が特に認める者

第4 名簿の作成・共有

市長は、災害発生及び災害が発生するおそれがある場合又は平常時における避難訓練、防災訓練等において、迅速かつ適切な避難支援の実施が可能となるよう、要配慮者の名簿を作成するものとする。

1 名簿の種類

名簿は、第2に掲げる要配慮者の区分ごとに、その特性を考慮しながら作成するものとする。

2 名簿作成のための情報収集

名簿の作成に当たっては、特定された利用の目的以外の目的のために柏崎市行政組織の内部で利用する場合を踏まえた関係部局間の連絡に努め、組織内部で保有する情報から抽出する情報、新潟県に対する求めにより提供された情報及び柏崎市、避難関係者等からの広報・周知等を受けて自ら登録を希望した者からの情報を収集するものとする。

3 名簿の区分

名簿は、次に掲げる区分により作成するものとし、それぞれの区分に係る基準等は、名簿の整備に係る手続において定めることとする。

- (1) 同意者名簿 避難訓練、防災訓練等の平常時における避難支援に資するための活動を実

施する場合において、市及び避難関係等支援者間での情報利用に同意した者の情報に基づく名簿

- (2) 未同意者名簿 避難訓練、防災訓練等の平常時における避難支援に資するための活動を実施する場合において、市及び避難関係等支援者間での情報利用について未同意の者の情報に基づく名簿

4 名簿の記載事項

名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) その他名簿の整備に係る手続において定める事項

5 名簿の更新

原則年1回の更新に努めるものとし、更新に係る情報の修正、削除等の運用については、名簿の整備に係る手続において定めることとする。

6 名簿情報の共有

作成した名簿は、次に掲げる状況ごとに、避難支援等関係者に対してその名簿情報を共有するものとする。

- (1) 平常時 同意者名簿のうち、避難支援等関係者が実施する避難支援に資する必要な限度の情報
- (2) 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合 同意者名簿及び未同意者名簿のうち、避難支援等関係者が実施する避難支援に資する必要な限度の情報

7 名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するための措置

- (1) 市は、個人情報の保護に配慮しながら、避難支援等関係者に対して名簿情報を共有する。
また、柏崎市行政組織の内部における情報管理については、柏崎市情報セキュリティポリシーに定めるところにより名簿情報を適切に管理しなければならない。
- (2) 避難支援等関係者は、提供を受けた情報を厳重に管理しなければならない。また、避難支援等関係者（その者が法人である場合にあっては、その役員及び職員その他当該名簿を利用して避難支援等の実施に関わる者）及びそれらの者であった者は、正当な理由なく当該名簿情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5 避難支援

- 1 市は、災害対策基本法第60条の規定に基づき避難情報（避難準備情報、避難勧告及び避難指示）を発するときは、防災行政無線及びそれを補完する市ホームページ、携帯電話メール、ファクシミリ、テレビデータ放送、電話、広報車などのあらゆる手段を用いてその情報を伝達しなければならない。
- 2 市及び避難支援等関係者は、作成及び共有された同意者名簿等を十分に活用して避難情報

を伝達するとともに、連携して避難支援を実施するものとする。

3 実施する避難支援は、次のとおりとする。

- (1) 避難情報の迅速かつ適切な伝達
- (2) 安否確認
- (3) 避難所等の安全な場所への避難誘導
- (4) 避難後における見守り支援による安心・安全の確保
- (5) 保健師、相談員等による巡回、相談等の実施による心身のケア等の予防等のための指導及び支援

第6 避難支援体制整備と推進

市及び避難支援等関係者は、平常時における避難訓練、防災訓練等を積極的に行い、互いに連携を密にしながら地域共助力の向上を図り、平常時から避難支援体制の整備、この計画の理解を深めるための周知活動等に努めるものとする。また、次に掲げる事項を実施し、更なる体制強化と計画の推進に努めるものとする。

- 1 各要配慮者の特性等に配慮した個別計画の策定
- 2 未同意者名簿に登録された者への支援体制の整備
- 3 支援体制の強化（要配慮者一人当たりの避難関係等支援者数の増）
- 4 災害発生時若しくは災害が発生するおそれがある場合に避難支援の協力要請を行う事業者等との協定締結の推進
- 5 避難所及び避難所までの避難経路の整備
- 6 避難所までの搬送方法の確立
- 7 避難関係等支援者の安全確保措置に係るルールづくり
- 8 市及び避難支援等関係者間並びに要配慮者間の調整等を行うコーディネーターの育成

4-1-1 新潟県柏崎市避難行動要支援者登録制度実施要綱

平成22年5月31日告示第102号

改正 平成26年2月28日告示第32号

改正 平成27年3月23日告示第45号

改正 平成30年9月19日告示第122号

改正 令和2年12月21日告示第125号

改正 令和3年8月20日告示第96号

改正 令和4年9月21日告示第90号

改正 令和6年10月30日告示第102号

新潟県柏崎市避難行動要支援者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者や障害者など災害時に支援を必要とする者を災害から守るため、本人等の申請により登録された情報を基に避難行動要支援者名簿等を整備し、これらの情報を自主防災組織（自主防災組織が結成されていない地域にあつては町内会）、地区コミュニティ振興協議会、民生・児童委員及び消防団（以下「避難支援等関係者」という。）に提供することにより、平常時からの見守り及び災害時における避難行動の支援を行うことができるよう必要な事項を定め、もって地域で安心して生活できる環境を整備することを目的とする。

(登録対象者)

第2条 この要綱による登録の対象となる者は、災害時に必要な情報を的確に把握し、避難するなど災害時における一連の行動をとるために支援を要する者で、柏崎市内に居住する次に掲げるもの（施設入所者を除く。）とする。

(1) 高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上の者

(2) 障害者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級に該当する者、視覚障害3

級若しくは4級、聴覚障害3級、上肢・下肢・体幹不自由3級又は脳原生移動機能障害3級に該当するもの

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が重度（総合A判定）であるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、1級に該当するもの

（3） 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成26年12月厚生労働省告示第478号）に掲げる疾病にかかっている者

（4） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条に規定する障害支援区分が4以上の者

（5） 前各号に準ずる者で市長が認めるもの

（登録方法）

第3条 この要綱による登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、避難行動要支援者登録申請書兼個別計画（別記第1号様式。以下「申請書兼個別計画」という。）に災害時において支援を受けるために必要な個人情報を記載し、市長に提出するものとする。

2 前項に規定する申請に当たって、登録申請者は、避難支援等関係者の協力を得ることができるものとする。

3 登録申請者は、平常時から避難支援等関係者に記載された情報を開示することに同意するものとする。

4 家族の援護を受けることができるなどの理由により、この要綱による登録を希望しない者は、避難行動要支援者未登録理由書（別記第2号様式。以下「未登録理由書」という。）を市長に提出するものとする。

5 市長は、申請書兼個別計画又は未登録理由書の提出があった者について、これに記載された情報により、速やかに、避難行動要支援者台帳（以下「台帳」という。）を整備するものとする。

（避難行動要支援者名簿）

第4条 市長は、第2条に規定する登録対象者のうち未登録理由書の提出がないもの（以下「避難行動要支援者」という。）について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める名簿を作成するものとする。

のとする。

(1) 申請書兼個別計画の提出がある者 避難行動要支援者名簿（同意者）（別記第3号様式。以下「同意者名簿」という。）

(2) 申請書兼個別計画の提出がない者 避難行動要支援者名簿（未同意者）（別記第4号様式。以下「未同意者名簿」という。）

（名簿等の提供及び回収）

第5条 市長は、避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例（令和4年条例第33号）第3条の規定により、避難支援等関係者に対し、申請書兼個別計画、同意者名簿及び未同意者名簿（以下「名簿等」という。）を平常時から提供するものとする。

2 市長は、原則として年1回名簿等を更新し、更新を行ったときは、避難支援等関係者に提供する。

4 前項の規定により更新した名簿等を受けた避難支援等関係者は、更新前の名簿等を速やかに市長に返還しなければならない。

5 避難支援等関係者（民生・児童委員及び消防団を除く。）は、第1項及び第2項の規定により名簿等を受領したときは、速やかに避難行動要支援者名簿等受領書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の変更）

第6条 避難行動要支援者は、申請書兼個別計画に記載した内容に変更が生じた場合は、避難行動要支援者登録申請書兼個別計画変更届出書（別記第6号様式）を速やかに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の届出書を受けたときは、速やかに同意者名簿及び台帳に記載された情報を変更し、避難支援等関係者に通知するものとする。

（登録の取消し）

第7条 市長は、同意者名簿に登録された者（以下「登録者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同意者名簿の登録を取り消すことができるものとする。

(1) 登録者から辞退届（別記第7号様式）が提出された場合

(2) 登録者が死亡した場合

(3) 登録者が市外に転居した場合

(4) 登録者が入院又は施設入所により自宅に戻れる見通しが立たない場合

（登録情報等の管理責任）

第8条 名簿等の提供を受けた避難支援等関係者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿等に記載された情報（以下「登録情報」という。）並びに推進活動及び支援活動により知り得た情報を他に漏らさないこと。
 - (2) 登録情報をこの要綱の目的以外に使用しないこと。
 - (3) 登録情報の紛失等がないように適正に管理すること。
 - (4) 登録情報の複製及び複写を行わないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
 - (5) 登録情報を避難行動要支援者の支援に携わる者以外に提供してはならないこと。
- 2 前項各号のいずれかに違反する事態が生じたときは、避難支援等関係者は、直ちに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、避難支援等関係者に対し、登録情報の管理に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。
- 4 市長は、避難支援等関係者が登録情報を適正に管理できないと判断した場合には、当該避難支援等関係者から名簿等を返還させることができる。

（協力協定の締結）

第9条 市長は、この要綱の適正な運用を図るため、避難支援等関係者と避難行動要支援者に関する協力協定を締結することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱の施行の際現に自主防災組織に対し災害時要援護者として届出のあった者は、第3条の規定による登録申請者とみなす。

前 文（抄）（平成26年2月28日告示第32号）

平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成26年2月28日告示第32号）

この要綱の施行の際既に改正前の新潟県柏崎市災害時要援護者登録制度実施要綱の規定によってなされた手続又は提出された書類は、それぞれ改正後の新潟県柏崎市災害時要援護者登録制度実施要綱の規定によってなされた手続又は提出された書類とみなす。

前 文（抄）（平成27年3月23日告示第45号）

告示の日から実施する。

前 文（抄）（平成30年9月19日告示第122号）

告示の日から実施する。

附 則（平成30年9月19日告示第122号）

この要綱の実施の際、改正前の別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第6号様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

前 文（抄）（令和2年12月21日告示第125号）

令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和2年12月21日告示第125号）

（経過措置）

- 1 この告示の施行の日前に既にそれぞれの改正前の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等は、それぞれの改正後の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等とみなす。
- 2 この告示の施行の際現に残存する申請書等は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

前 文（抄）（令和3年8月20日告示第96号）

告示の日から実施する。

附 則（令和3年8月20日告示第96号）

（経過措置）

- 1 この告示の施行の日前に既にそれぞれの改正前の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等は、それぞれの改正後の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等とみなす。
- 2 この告示の施行の際現に残存する申請書等は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（令和4年9月21日告示第90号）

（経過措置）

- 1 この告示の施行の日前に既にそれぞれの改正前の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等は、それぞれの改正後の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等とみなす。
- 2 この告示の施行の際現に残存する申請書等は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加え

(裏面に続く)

当てはまるものに☑をつけてください。

身体状況	☐ 寝たきり(歩行できない) ☐ 車いす(歩行できない) ☐ 足が不自由 ☐ 目が不自由 ☐ 耳が不自由 ☐ 避難の判断が困難 ☐ その他()
避難時に必要な支援	☐ 避難所までの搬送 ☐ 避難所までの付添い ☐ 避難時の声かけ ☐ 避難所への避難困難(人工呼吸器や人工透析が必要など)
持っている器具	☐ 特になし ☐ 車いす ☐ 杖 ☐ 歩行器 ☐ 人工呼吸器 ☐ その他()
かかりつけ医院	
お薬情報	☐ あり ☐ 特になし

担当福祉事業所 (担当ケアマネ等)		電話	

特記事項 (特別な事情等があれば記入)	

緊急連絡先(親族など緊急時に安否を把握している人)をお書きください。

緊急連絡先			
氏名	住所	電話	続柄
		自宅	
		携帯	
		自宅	
		携帯	

地域支援者をお書きください。

地域支援者 (災害時にあなたが避難する際の協力者となる方です。できる範囲での支援であり、責任や義務が伴うものではありません。相手の了承を得て記入してください。)

氏名	住所	電話
		自宅
		携帯
		自宅
		携帯

第2号様式（第3条関係）

避難行動要支援者未登録理由書

私は、下記の理由により、避難行動要支援者登録制度に登録を希望
しません。

年 月 日

柏崎市長 様

対象者 住所

氏名

電話番号

代筆者（住所）

（氏名）

（電話番号）

<登録を希望しない理由>

☐ 自分で避難ができる

☐ 家族の援護が受けられる

☐ 病院に長期入院中のため

☐ 施設に入所したため（施設名： ）

☐ その他（ ）

第3号様式（第4条関係）

避難行動要支援者名簿（同意者）

年 月 日現在

避難行動要支援者名簿（同意者）

年 月 日現在

町内会名

No	町内会名	住所	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	電話番号	申請年	新・継	必要支援			支援が必要な理由
											搬送	付添い	声かけ	
									</					

第4号様式（第4条関係）

避難行動要支援者名簿（未同意者）

年 月 日現在

避難行動要援者名簿（木間忌町）

町内会名

〒 月 日現在

No	町内会名	住所	氏名	フリガナ	性別	生年月日	年齢	電話番号	申請年	新・罹	必要支援			支援が必要な理由
											搬送	付添い	声かけ	

第5号様式（第5条関係）

避難行動要支援者名簿等受領書

柏崎市長 様

このたび、避難行動要支援者名簿等を確かに受領しました。

提供を受けた個人情報は、新潟県柏崎市避難行動要支援者登録制度実施要綱（平成22年5月告示第102号）の規定に基づき、厳重に管理し、避難行動要支援者の支援以外の目的には、一切使用いたしません。

年 月 日

所属

氏名

第6号様式（第6条関係）

避難行動要支援者登録申請書兼個別計画変更届

柏崎市長 様

避難行動要支援者台帳に登録した内容に変更が生じたため届出します。

なお、私は、引き続き災害発生時に地域の支援を受けたいので、下記の内容を避難行動要支援者台帳に登録するとともに、この変更した情報を避難支援等関係者（地区コミュニティ振興協議会、自主防災組織（自主防災組織が結成されていない地域は町内会）、民生・児童委員、消防団）及び市の防災部局・福祉部局に平常時から提供されることに同意します。

申請年月日 年 月 日

(申請者)

氏名

※本人が自署できない場合は、代筆者が署名し、
代筆者について右欄に記入してください。

代筆者(代筆の場合のみ記入してください)

住 所

氏 名

連絡先

申請者との続柄

登録内容を確認し、☑をつけてください。

☐ 登録内容に変更なし → 記入は以上で終了です。

☐ 登録内容に変更あり → 裏面を含む太枠内に変更する内容のみお書きください。

区分	現在の登録内容	変更後
氏名		
住所		
電話		
支援が必要な理由	該当に☑をつけ、要介護・身体障害の場合は、区分に○を付けてください。 ☐ 要介護認定 介護度(3 ・ 4 ・ 5) ☐ 身体障害者手帳(1級 ・ 2級) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 1級 ☐ 療育手帳A ☐ 難病患者 ☐ その他()	☐ 要介護認定 介護度(3 ・ 4 ・ 5) ☐ 身体障害者手帳(1級 ・ 2級) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 1級 ☐ 療育手帳A ☐ 難病患者 ☐ その他()
避難所		
世帯状況	☐ 一人暮らし 本人含む 人 ☐ 高齢者のみ 日中 人 ☐ その他 夜間 人	☐ 一人暮らし 本人含む 人 ☐ 高齢者のみ 日中 人 ☐ その他 夜間 人

身体状況	☐ 寝たきり(歩行できない) ☐ 車いす(歩行できない) ☐ 足が不自由 ☐ 目が不自由 ☐ 耳が不自由 ☐ 避難の判断が困難 ☐ その他()	☐ 寝たきり(歩行できない) ☐ 車いす(歩行できない) ☐ 足が不自由 ☐ 目が不自由 ☐ 耳が不自由 ☐ 避難の判断が困難 ☐ その他()
避難時に必要な支援	☐ 避難所までの搬送 ☐ 避難所までの付添い ☐ 避難時の声がけ ☐ 避難所への避難困難 (人工呼吸器や人工透析が必要など)	☐ 避難所までの搬送 ☐ 避難所までの付添い ☐ 避難時の声がけ ☐ 避難所への避難困難 (人工呼吸器や人工透析が必要など)
持っている器具	☐ 特になし ☐ 車いす ☐ 杖 ☐ 歩行器 ☐ 人工呼吸器 ☐ その他()	☐ 特になし ☐ 車いす ☐ 杖 ☐ 歩行器 ☐ 人工呼吸器 ☐ その他()
かかりつけ医院		
お薬情報		
担当福祉事業所 (電話番号)	()	()
特記事項		
緊急連絡先 (親族) 1	氏名	
	住所	
	電話	
	続柄	
緊急連絡先 (親族) 2	氏名	
	住所	
	電話	
	続柄	
支援者 1 地域	氏名	
	住所	
	電話	
支援者 2 地域	氏名	
	住所	
	電話	

第7号様式（第7条関係）

辞 退 届

私は、災害発生時などに地域の支援を受ける必要がなくなったので、
避難行動要支援者登録の辞退を届け出ます。

年 月 日

柏崎市長 様

対象者 住所

氏名

電話番号

代筆者（住所）

（氏名）

（電話番号）

<辞退の理由>

- ☐ 自分で避難ができる
- ☐ 家族の援護が受けられる
- ☐ 病院に長期入院中のため
- ☐ 施設に入所したため（施設名 ）
- ☐ その他（ ）

地域で共に助け合う 要配慮者支援に関する手引き

【手引き作成の趣旨】

大規模な地震や水害などの災害が発生した直後は、行政の災害対応力にも限界があり、地域の共助機能による支援が重要となります。

災害発生時に、高齢者、障害者などの要配慮者を支援するためには、近所の人や自主防災組織（町内会等）、民生・児童委員など地域の皆さんがお互いに協力して助け合う「共助」による支援体制を整備し、要配慮者の皆さんが地域内で安心して暮らすことができる地域づくりを目指したいものです。

この手引は、自主防災組織（町内会等）向けに要配慮者を支援するための具体策等についてまとめたものです。

柏 崎 市

平成 26(2014)年 4 月 制定

令和 3(2021)年 8 月 一部改定

令和 4(2022)年 9 月 一部改定

目次

①	なぜ要配慮者の支援が必要なのか	2
②	要配慮者と避難行動要支援者とは	3
③	避難行動要支援者登録制度の概要	4
④	避難行動要支援者の支援体制	7
⑤	避難支援等関係者及び地域支援者とは	8
⑥	避難支援等関係者、地域支援者及び市の役割	
→ 1	避難行動要支援者登録申請書兼個別計画の作成時	9
→ 2	平常時	10
→ 3	災害発生直後	11
→ 4	避難所における対応	13
→ 5	災害収束時の対応	14
⑦	避難誘導及び避難生活において配慮すべき事項	
→ 1	目の不自由な方	15
→ 2	耳の不自由な方	15
→ 3	肢体不自由な方	16
→ 4	内部障害のある方	16
→ 5	知的障害の方	17
→ 6	精神障害の方	17
→ 7	認知症の方	17
→ 8	難病・特定疾患の方	18
→ 9	寝たきりの方	18
<参考>	福祉避難室について	19

平成16年10月の中越地震、平成19年7月の中越沖地震などの大規模な地震を始め、数々の水害や豪雪など、当市でも大きな被害が発生する災害が続いています。

災害発生直後は、行政機能も完全ではない懸念があり、地域の共助機能による支援が求められます。

近年、隣近所の付き合いが希薄化し、昔あった「向こう三軒両隣」による地域で助け合う意識は薄まりつつあります。また、地域によっては要配慮者（※1）の存在を近隣の住民ですら分からない状況があります。しかし、これらのことは地区コミュニティ振興協議会、自主防災組織（町内会等）、民生・児童委員、消防団等（以下「避難支援等関係者」（※2）という。）の組織的かつ積極的な取組により、おおむね解消できるものと考えています。

したがって、平常時から要配慮者に最も身近な組織である避難支援等関係者において、災害時における要配慮者対策について検討しておくことが重要となります。当市においても要配慮者の支援対策として、情報収集・地域との情報共有方法など、要配慮者対策の取組方針を明らかにするため「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」を定め、要配慮者のうち特に支援が必要な者の把握のため「柏崎市避難行動要支援者登録制度」を制定し、要配慮者の支援にあたっています。

市内の先進的な自主防災組織では、災害時の要配慮者に対する支援の取組が行われていることから、これを市内全域で推進していきたいと考えています。

このような地域における助け合いは、防災を始め、防犯、福祉及び環境など住みやすい地域づくりにもつながるものと考えていますし、その中心的役割を担う自主防災組織（町内会等）の存在は、益々高くなってくるものと思います。



※1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者

※2 自主防災組織、民生・児童委員など、避難支援等の実施に携わる関係者

2

要配慮者と避難行動要支援者とは

要配慮者とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な次に掲げる者をいいます。また、要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを避難行動要支援者といいます。

避難行動要支援者が支援を受けるために必要な個人情報をもとに、本人の同意を得て「避難行動要支援者名簿」を作成し、平常時から避難支援等関係者と情報共有し支援していきます。

要配慮者の範囲

① 高齢者

〔例えば、次のような状態の方が該当します。〕

- ア 介護保険における要介護 3 から 5 までに認定されている方
- イ ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で自力避難することが困難な方

② 障害者

〔例えば、次のような状態の方が該当します。〕

- ア 身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当する方
- イ 視覚障害の 3 級又は 4 級に該当する方
- ウ 聴覚障害、上肢・下肢・体幹不自由、脳原性移動機能障害の 3 級に該当する方
- エ 知的障害の程度が重度(療育 A 判定)の方
- オ 精神障害で 1 級に該当する方
- カ 障害支援区分が 4 から 6 に該当する方

③ 難病患者

④ 施設入所者

〔例えば、次のような方が該当します。〕

- ア 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等に入所している方
- イ 障害者施設に入所している方

⑤ 外国人

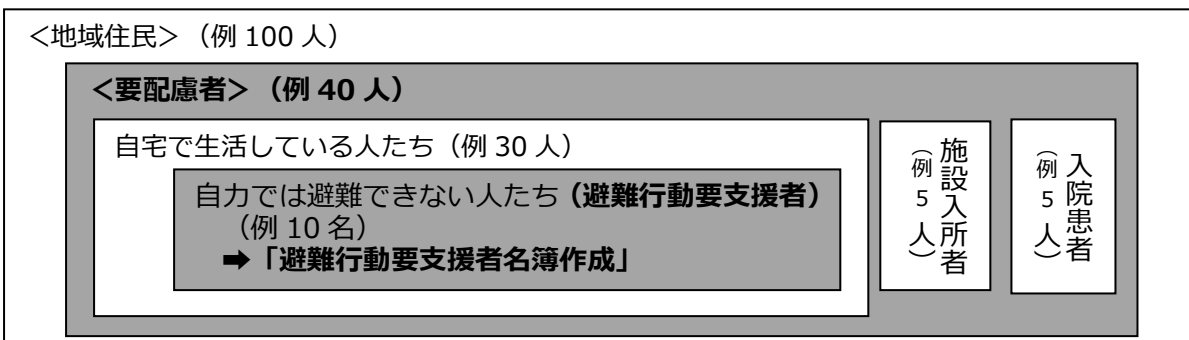
⑥ 妊婦

⑦ 乳幼児



注：上記、要配慮者の範囲の④から⑦までのものは、当面の間、避難行動要支援者登録制度の対象者とはしていませんので、ご注意ください。

〈要配慮者と避難行動要支援者イメージ図〉



3

避難行動要支援者登録制度の概要

要配慮者支援において、最も重要なことは、要配慮者のうち円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者がどこに住み、どのような状況にあり、どのような支援が必要であるかという基本的な情報を日頃から把握しておくことです。

このことから、市と自主防災組織（町内会等）などの避難支援等関係者が連携して地域において支援が必要な方の情報共有を図り、災害時における支援体制を確立するため、避難行動要支援者名簿を整備します。この、名簿を活用し、避難行動要支援者の支援にあたります。

1 登録の方法について

原則、名簿への登録と避難支援等関係者への情報提供に同意いただいた方を名簿に登録します。

市より「避難行動要支援者登録申請書兼個別計画（5ページ参照）」を該当者へ送付し、提出していただいた申請書の内容を名簿に登録します。

2 名簿の作成について

市において名簿を2種類作成します。

① 同意者名簿：

「避難行動要支援者登録申請書兼個別計画」の提出により、避難支援等関係者への情報提供について、本人の同意が得られた方を同意者名簿に登録します。

② 未同意者名簿：

市から避難行動要支援者対象者へ申請書を送付した結果、同意又は未登録の意思を明示しなかった方については「未同意者名簿」に登録します。

3 名簿の提供について

平常時から自主防災組織などの避難支援等関係者へ同意者名簿及び未同意者名簿を提供し、市関係部署との情報共有・相互連携を図り、地域ぐるみで避難行動要支援者の的確な避難支援に資するための基礎資料とします。

※避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例（令和4年条例第33号）第3条第2項の規定により、未同意の方（同意又は未登録の意思を明示しなかった方）は本人の同意を得ているものとして未同意者名簿に登録し、避難支援等関係者へ情報提供します。

避難行動要支援者登録申請書兼個別計画

避難行動要支援者登録申請書兼個別計画

柏崎市長 様

私は、災害発生時に地域の支援を受けたいので、下記の内容を避難行動要支援者台帳に登録するとともに、この個別計画書の情報を避難支援等関係者（地区コミュニティ振興協議会、自主防災組織（自主防災組織が結成されていない地域は町内会）、民生・児童委員、消防団）及び市防災部局・福祉部局に平時から提供されることに同意します。

申請年月日 年 月 日

（申請者）

氏名

※本人が自署できない場合は、代筆者が署名し、
代筆者について右欄に記入してください。

代筆者（代筆の場合のみ記入してください）

住 所

氏 名

連絡先

申請者との続柄

フリガナ		性別	生年月日
氏名		男・女	年 月 日
住所		電話	自宅 携帯
支援が 必要な 理由	当てはまるものに☑をつけ、要介護・身体障害の場合は、区分に○を付けてください。 ☐ 要介護認定 介護度（ 3 ・ 4 ・ 5 ） ☐ 身体障害者手帳（ 1 級 ・ 2 級 ） ☐ 精神障害者保健福祉手帳 1 級 ☐ 療育手帳A ☐ 難病患者 ☐ その他（ ）	町内会	
		浸水想定区域	（不明な場合は市で記入します。）
		土砂災害警戒区域	（不明な場合は市で記入します。）
		避難所	
世帯 状況	当てはまるものに☑をつけ、人数をお書きください。 ☐ 一人暮らし ☐ 高齢者のみ 本人含む 人 ☐ その他 （日中 人、 夜間 人）		

（裏面に続く）

当てはまるものに☑をつけてください。

身体状況	☐ 寝たきり(歩行できない) ☐ 車いす(歩行できない) ☐ 足が不自由 ☐ 目が不自由 ☐ 耳が不自由 ☐ 避難の判断が困難 ☐ その他()
避難時に必要な支援	☐ 避難所までの搬送 ☐ 避難所までの付添い ☐ 避難時の声かけ ☐ 避難所への避難困難(人工呼吸器や人工透析が必要など)
持っている器具	☐ 特になし ☐ 車いす ☐ 杖 ☐ 歩行器 ☐ 人工呼吸器 ☐ その他()
かかりつけ医院	
お薬情報	☐ あり ☐ 特になし

担当福祉事業所 (担当ケアマネ等)		電話	

特記事項 (特別な事情等があれば記入)	

緊急連絡先(親族など緊急時に安否を把握している人)をお書きください。

緊急連絡先			
氏名	住所	電話	続柄
		自宅	
		携帯	
		自宅	
		携帯	

地域支援者をお書きください。

地域支援者 (災害時にあなたが避難する際の協力者となる方です。できる範囲での支援であり、責任や義務が伴うものではありません。相手の了承を得て記入してください。)

氏名	住所	電話
		自宅
		携帯
		自宅
		携帯

4

避難行動要支援者の支援体制

要配慮者の方

(名簿登録の方:避難行動要支援者)

④ 災害時に地域の方の支援を希望する方は、登録申請書を市へ提出します。

→登録制度の概要 (P4)

→・登録希望する方

『登録申請書兼個別計画』提出

・支援が必要無い方

『未登録理由書』提出

災害発生時、地域支援者と避難支援等関係者が協力し避難行動要支援者を支援（安否確認・避難誘導等）します。

④

市へ登録申請します。

⑤

安否確認状況等を市（介護高齢課又は福祉課）へ報告します。

対象者へ申請書を送付します。

柏崎市介護高齢課:21-2228

柏崎市福祉課 :21-2299

① 要配慮者へ申請書を送付します。

→登録制度の概要 (P4)

② 地域と連携、情報共有を図ります。→市の役割 (P9)

③

登録申請のあった要配慮者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し避難支援等関係者へ提供します。

市が情報提供する内容

- ① 避難行動要支援者名簿（同意者・未同意者名簿）
- ② 個別計画書
- ③ 支援地図

地域支援者(近隣住民)

避難支援等関係者(自主防災組織、町内会、民生・児童委員等)

⑥ 日頃から自主防災組織、町内会、民生・児童委員などの避難支援等関係者で連絡を密にし、地域全体で支援していく体制を作りましょう！

→避難支援等関係者及び地域支援者とは (P8)

→避難支援等関係者、地域支援者の役割 (P9～14)

⑦ 災害時の安否確認、情報伝達体制を確認し避難誘導等の際、避難行動要支援者を支援しましょう！

→避難支援等関係者、地域支援者の役割 (P9～14)

→避難誘導及び避難生活において配慮すべき事項 (P15～19)

⑧ 名簿は紛失等に注意し、しっかり管理しましょう！

5 避難支援等関係者及び地域支援者とは

1 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、自主防災組織（町内会等）、民生・児童委員などをいいます。避難支援等関係者は、避難行動要支援者を支援する際、地域支援者と連携を図り地域にあった手法で支援します。その役割を例示すれば次のようなものです。

- 自主防災組織（町内会等）は、避難行動要支援者の安否確認情報収集に努め、地域支援者と連絡がとれないなど、避難行動要支援者の状況が把握できない場合は、自主防災組織（町内会等）のメンバー、民生・児童委員と協力し、引き続き、安否確認、避難誘導等に努める。
- 民生・児童委員は、地域支援者や自主防災組織（町内会等）と協力して、担当地区内における避難行動要支援者の安否状況等を把握する。
- コミュニティ自主防災組織は避難支援等関係者から情報収集した避難行動要支援者の現況を取りまとめ市（介護高齢課又は福祉課）へ報告する。
- 平常時から地域支援者及び市関係部署等と情報交換、相互連携を図る。

2 地域支援者

地域支援者とは、避難行動要支援者の依頼により、災害時において安否確認、情報伝達及び避難等の際、避難行動要支援者を支援する近隣住民をいいます。地域支援者は、できる範囲で避難行動要支援者を支援することから、避難行動要支援者の支援の趣旨に賛同し協力していただける方ならどなたでもなれます。地域支援者が、都合や勤務等により不在となる時間帯に災害が発生する場合がありますが、その場合には避難支援等関係者による組織的な支援等を別途検討することになるものと思います。地域支援者の役割を例示すれば次のようなものです。

- 自分の身や家族の安全を確保した後、避難行動要支援者の安否確認を行う。
- 避難行動要支援者の家屋が被災している場合は、他の近隣住民と協力し救援活動を行うとともに、消防、市等関係機関へ連絡する。
- 無事で避難が必要な場合は、市指定の避難所まで避難誘導を行う。
- 避難行動要支援者の避難状況を地域の自主防災組織に連絡する。

※ この制度では、地域支援者に責任を課すものではありません。

6

避難支援等関係者、地域支援者及び市の役割

1 避難行動要支援者登録申請書兼個別計画の作成時

(1) 自主防災組織(コミュニティ、町内会)の役割

周知・助言

地域支援者
選 定支 援
体制づくり

要配慮者支援対策は、自主防災組織（町内会等）の取組が何よりも重要なことから、市関係部署と情報共有・相互連携を図り積極的な取組をお願いします。

要配慮者支援対策の取組については、次の事項についてご配慮ください。

- ① 町内回覧や戸別訪問等により、要配慮者のうち支援が必要な方に対し、避難行動要支援者台帳登録について周知・助言等を行ってください。
- ② 市に届け出のあった登録申請書に地域支援者の記載がない場合は、自主防災組織（町内会等）、民生・児童委員等でご相談いただき、地域支援者を選定してください。
- ③ 地域支援者の選定が難しい場合は、自主防災組織又は町内会の区、班、組等を地域支援者と考えて支援体制づくりを行ってください。

(2) 民生・児童委員の役割

周知・助言

地域支援者
選 定支 援
体制づくり

- ① 登録申請書に地域支援者の記載がない場合など、自主防災組織（町内会等）と連携を図り支援活動、地域支援者選定に協力するとともに、要配慮者に対する制度の周知・助言等に努めてください。
- ② 要配慮者で支援が必要な方に対し、市への登録申請を促してください。

(3) 市の役割

周知・啓発

申請書送付

広報誌などにより制度の周知・啓発を行うとともに、要配慮者に対し、避難行動要支援者登録申請書を送付します。

2 平常時

(1) 自主防災組織(コミュニティ、町内会)の役割

登録助言

見守り
体制強化

防災訓練

- ① 新たな登録希望者の発見などに努めてください。発見した場合は、市への登録申請を促してください。
- ② 登録した要配慮者（避難行動要支援者）に対し、地域支援者又は班等を中心とした近隣住民による普段からの見守り体制の強化に努めてください。
- ③ 民生・児童委員、消防団等と連携し、防災訓練等を通じて、避難行動要支援者に対する安否確認、情報伝達及び避難訓練等を行い、災害時に備えてください。

(2) 民生・児童委員の役割

登録助言

見守り
体制強化

防災訓練

- ① 新たな登録希望者の発見などに努めてください。発見した場合は、市への登録申請を促してください。
- ② 自主防災組織と連携を図り防災訓練に協力・参加し、災害時に備えてください。

(3) 市の役割

名簿作成
情報提供

関係機関
との連携

避難支援等
関係者との連携

市は、各地区代表者会議、各民児協、介護保険事業者会議、障害サービス事業所及び消防団等に対し要配慮者支援についての説明及び協力依頼を行うとともに、次のことを行います。

- ① 要配慮者から申請された情報を基に名簿を作成し、避難支援等関係者に情報提供を行い、市関係部署と情報共有・相互連携を図ります。
- ② 要配慮者の緊急受入先として、「避難の受け入れに関する協定」を締結した介護サービス事業所及び障害者施設等と連絡調整を図ります。
- ③ 要配慮者の支援に当たっては、消防団の果たす役割も大きいことから、平素から自主防災組織（町内会等）等との連携体制の構築に努めます。

3 災害発生直後

(1) 自主防災組織(コミュニティ、町内会)の役割

安否確認

避難誘導

情報提供

- ① 自身の安全を確保し、名簿を基に避難行動要支援者の安否状況など情報収集に努めてください。
- ② 地域支援者と連絡がとれないなど、状況が把握できない避難行動要支援者については、民生・児童委員、消防団と協力して、引き続き安否状況の把握、避難誘導等に努めてください。
- ③ 各自主防災組織（町内会単位）は安否が確認できた方の情報等をコミュニティ自主防災組織へ報告し、コミュニティ自主防災組織は取りまとめた情報を市へ電話等により連絡してください。

(2) 民生・児童委員の役割

安否確認

避難誘導

情報提供

- ① 地域支援者や自主防災組織と協力して、担当地区内の避難行動要支援者の安否状況把握を行い、コミュニティ自主防災組織へ連絡してください。
- ② 状況把握ができない避難行動要支援者に対し、引き続き自主防災組織（町内会等）等と協力し、安否状況の把握、避難の呼びかけ及び避難誘導等に努めてください。

(3) 市の役割

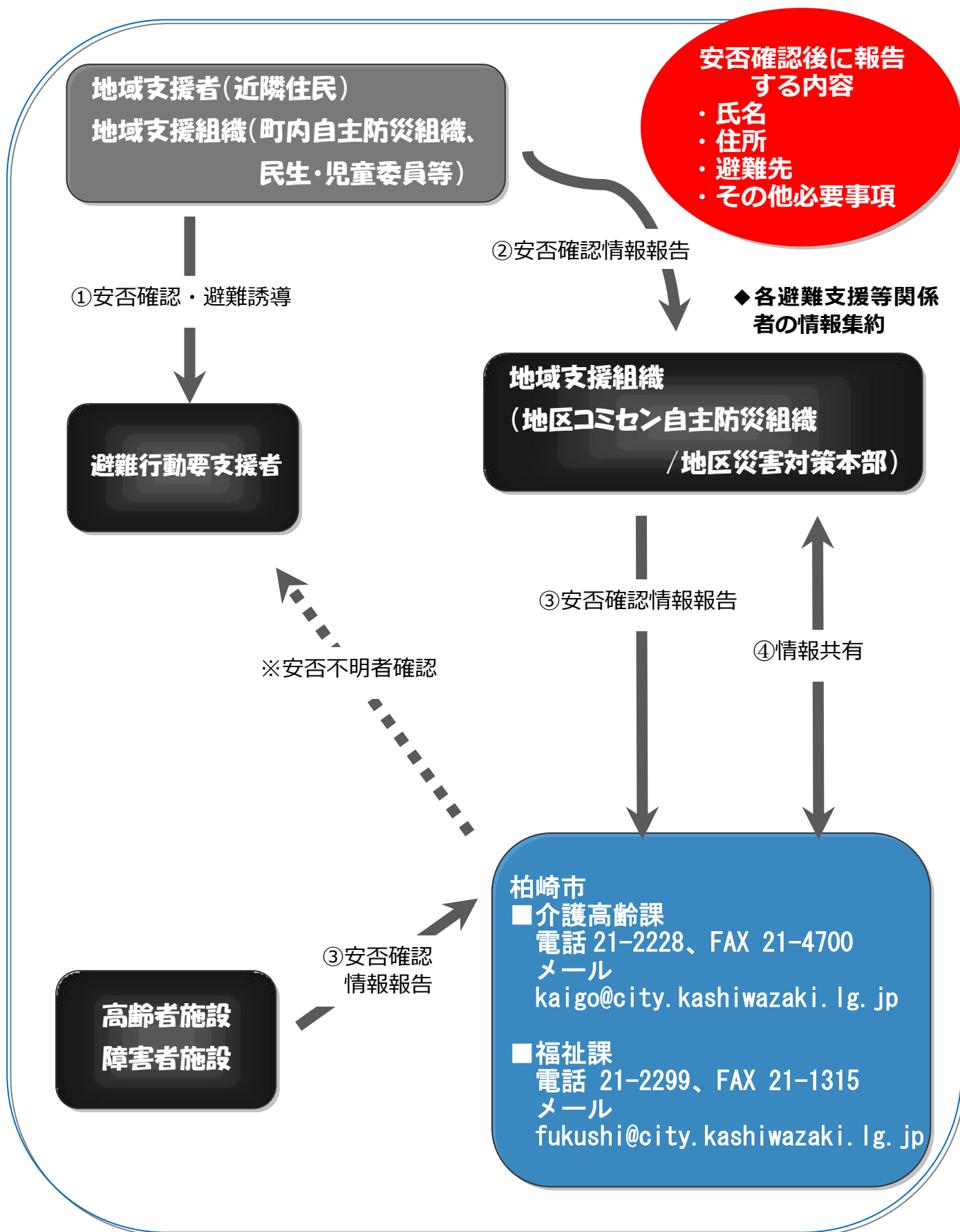
情報集約

**支援体制
強化**

- ① 自主防災組織（コミュニティ・町内会等）等と情報連絡体制の強化を図ります。
- ② コミュニティ自主防災組織からの安否確認状況等を集約します。また、要配慮者関連施設等（介護施設及び障害者施設等）の被害状況を確認するとともに、避難者の身体状況等を確認したうえで避難の受け入れ等の対応が可能などうか状況を調査し、避難行動要支援者等の要望に備えます。
- ③ 必要に応じて、安否が不明な要配慮者の安否確認を行います。

(4) 災害時における情報収集及び伝達方法

避難行動要支援者関係



4 避難所における対応

(1) 自主防災組織(コミュニティ、町内会)の役割

状況把握

情報共有

「避難所開設運営に関する協定書」に基づき避難所運営を行ってください。
また、民生・児童委員と協力し、要配慮者の避難生活の把握に努め、困りごとなどがあれば、避難所担当の市職員へ連絡してください。

(2) 民生・児童委員の役割

状況把握

情報共有

自主防災組織（町内会等）と協力し、要配慮者の避難生活の把握に努め、困りごとなどがあれば、避難所担当の市職員へ連絡してください。要配慮者の相談相手となるなど、ケアに努めてください。

(3) 市の役割

状況把握

情報共有

福祉避難
所等検討

避難所担当職員は避難支援等関係者と連携を図り、一般避難所における生活が困難な方については、本人の身体状況、家族状況等により判断し、福祉避難室及び福祉避難所の設置を検討するとともに、必要により要配慮者関連施設等への緊急入所等による支援をします。

開設する避難所等の区分とその基本的な考え方は、次のとおりです。

① 福祉避難室

一般避難所の居住スペースで生活することが困難な要配慮者のために、一般避難所に一般居住エリアと区別する仕切りや和室などの個室を設けます。

② 福祉避難所

一般避難所及び福祉避難室での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所であり、柏崎市では、アルフォーレ及び元気館を指定福祉避難所としています。

③ 施設への緊急入所等

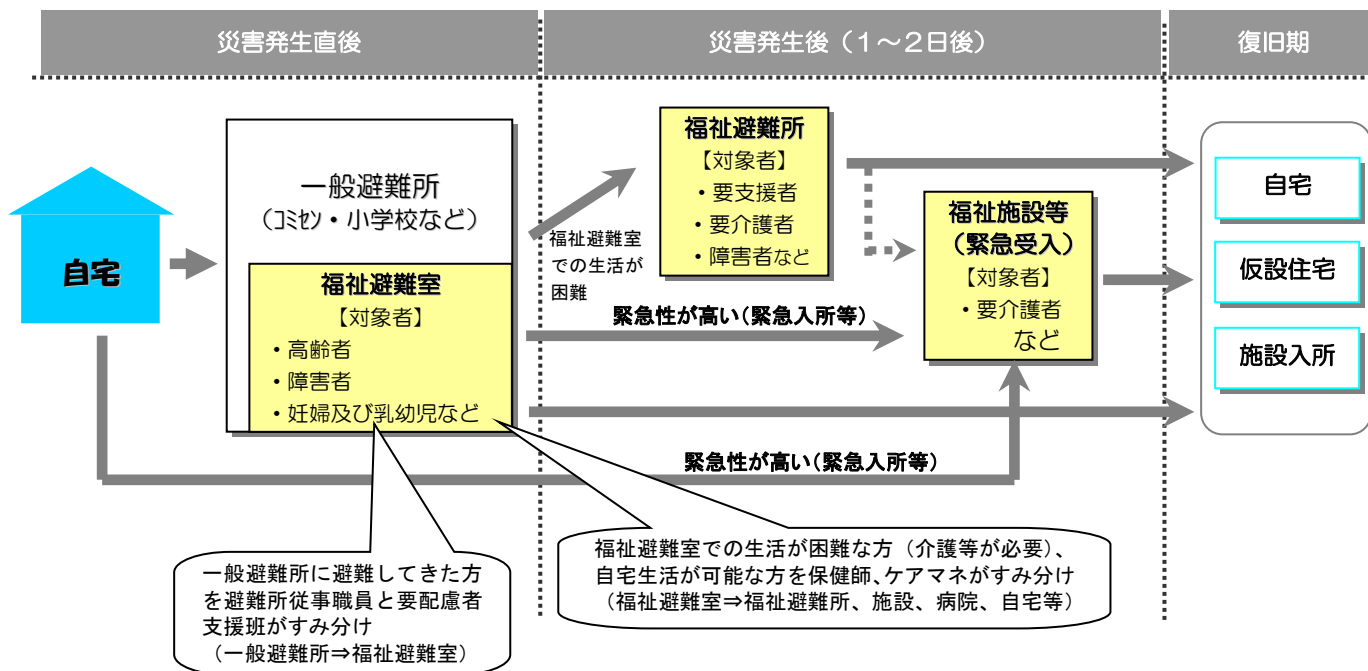
在宅はもちろん福祉避難室、福祉避難所での生活では対応が困難で専門的なケアを必要とする高齢者や障害者等については、要配慮者関連施設において緊急入所等の対応を行います。

医療的な措置が必要と判断される場合は、安全が確保された医療機関へ速やかに搬送します。

●災害発生時の避難誘導の概要

災害発生時には、次のイメージ図のような避難誘導を基本として、対応することとします。その対応にあたっては、避難支援等関係者、市要配慮者支援班をはじめ市関係各班や介護・福祉事業者等と連携を図り、要配慮者の身体状況等に応じて速やかに誘導することとします。

《福祉避難室・福祉避難所イメージ図》



5 災害収束時の対応

(1) 自主防災組織(コミュニティ、町内会)の役割

- ① 要配慮者の帰宅支援を行ってください。
- ② 地域支援者から要配慮者の帰宅状況を確認し市へ連絡してください。

(2) 民生・児童委員の役割

- ① 地域支援者に協力し、要配慮者の帰宅支援を行ってください。
- ② 自宅に戻った要配慮者のその後のケアに努めてください。

(3) 市の役割

避難所担当職員は自主防災組織等と連絡を取り、要配慮者全員の帰宅を確認します。

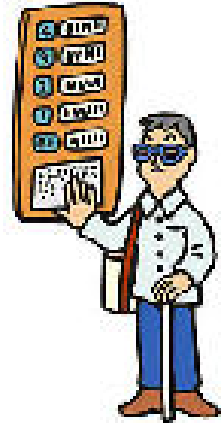
7

避難誘導及び避難生活において配慮すべき事項

1 目の不自由な方

➤ 避難誘導における配慮

- ①目の不自由な方を見かけたら声をかけ、何をしてほしいか尋ねる。
- ②誘導するときは、白杖を持っていない手で、ひじの上をつかんでもらいゆっくり歩く。
- ③方向は「何時の方向」というように、時計の文字盤を想定し、距離は「何メートル先」などと具体的に告げる。
- ④階段などの段差がある場合は、そのすぐ前で止まり、段差があることと上がるのか下がるのかを伝える。
- ⑤盲導犬と一緒にいる場合、直接盲導犬に触れたり、引っ張ったりしない。盲導犬の反対側で腕をつかんでもらい、誘導する。



➤ 避難生活における配慮

- ①避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。
- ②仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。

2 耳の不自由な方

➤ 避難誘導における配慮

- ①筆談、手話、身振りで、災害情報を伝える。
- ②会話をするときは、真っ直ぐに顔を向け、口を大きくはっきりと動かす。口の動きで言葉を読み取れることもある。
- ③ファックスや電子メールなども情報伝達手段として有効である。
- ④助けを求められたら相手の言葉を注意深く聞き取る。相手の言葉が聞き取りにくい場合は、筆談やメモなどでコミュニケーションを図る。



➤ 避難生活における配慮

- ①伝達事項は、紙に書いて知らせる。
- ②派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。
- ③重複聴覚障害者の場合には、更に併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。

3 肢体不自由な方

➤ 避難誘導における配慮

肢体が不自由な方を見かけたら進んで声をかける。支援の必要があるかを尋ね、必要な場合は安全に誘導する。

➤ 車椅子の介助の仕方

①急な下り坂の場合、後ろ向きにして、軽くブレーキをかけながらゆっくりと下る。

②段差を上がる時は、まずはそのことを告げてから、ステッピングバーを踏み、前輪を上げて段の上に乗せてから後輪を上げて段差を越える。

③段差を下りるときは、まずそのことを告げてから、後ろ向きになり、静かに後輪を下ろす。次に、ステッピングバーを踏み、前輪を上げてから後方に引いて、前輪をゆっくり下ろす。

階段では、3～4人で運ぶのが安全です。上がる時は車椅子を前向きに、下るときは車椅子を後ろ向きにするのが安全で恐怖感を与えません。いずれもブレーキを。なお、人手がない場合は、おぶいひもなどで背負う。



➤ 避難生活における配慮

- ①車いすが通れる通路を確保する。
- ②家具の転倒防止などの安全を確認する。
- ③車いす用のトイレを確保する。

4 内部障害のある方

➤ 避難誘導における配慮

本人から身体状況を聞き取り、状況により車椅子を利用するなど適切な誘導を行う。

➤ 避難生活における配慮

- ①医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。
- ②医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。
- ③食事制限の必要な人の確認も必要。
- ④薬やケア用品の確保も必要。
- ⑤ストマ装用者にとってはトイレや水道などの水洗い場・補装具置場等が必要。
- ⑥各種装具・器具用の電源確保が必要。



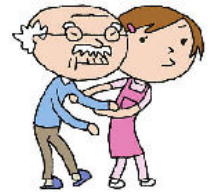
5 知的障害の方

➤ 避難誘導における配慮

- ①身元が分かる「防災カード」などを作成し、いざというとき身に付けさせる。
- ②言葉で理解されない場合は、手を引いて安全な行動ができるよう誘導する。

➤ 避難生活における配慮

- ①環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
- ②個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。



6 精神障害の方

➤ 避難誘導における配慮

- ①精神障害者は、災害時に恐怖にとらわれて思いもよらない行動をとりがちです。できるだけ普段と同じ調子で声をかけたり、スキンシップを図ったりして落ち着かせる。
- ②避難するときなどは、「防災カード」など身元が分かるものを身に付けさせる。

➤ 避難生活における配慮

- ①孤立してしまうことが多いため、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。
- ②服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、量を知っておくこと。（例えばお薬手帳などの利用が必要）
- ③関係医療機関との連絡・支援体制が必要。
- ④個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。

7 認知症の方

➤ 避難誘導における配慮

- ①高齢者は、災害時に恐怖にとらわれて思いもよらない行動をとりがちです。できるだけ普段と同じ調子で声をかけたり、スキンシップを図ったりして落ち着かせる。
- ②避難するときなどは、「防災カード」など身元が分かるものを身に付けさせる。



➤ **避難生活における配慮**

- ①環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。
- ②個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。

8 難病・特定疾患の方

➤ **避難誘導における配慮**

本人から身体状況を聞き取り、状況により車椅子を利用するなど適切な誘導を行う。

➤ **避難生活における配慮**

- ①医療機関の協力による巡回診療の実施や、人工呼吸器や人工透析をはじめ生命に関わる医療援助を必要とする患者の医療機関への早期移送を行う。
- ②服薬を継続するための医薬品を確保する。

9 寝たきりの方

➤ **避難誘導における配慮**

- ①寝たきりの方がいる家庭では、家族だけでは災害時の対応が難しいので、積極的に支援する。
- ②寝たきりの方を避難させるときは、担架で移動する。担架がない場合は、棒と毛布などで簡易担架を作る。

➤ **緊急移動の仕方**

- ①二人のときは、合わせ棒と毛布などで作った応急担架で移動させる。
- ②一人で移動させる場合は、シーツや毛布の両端を結んで、これにくるむように乗せてそのまま引っ張って移動する。

➤ **避難生活における配慮**

- ①各種装具・器具用の電源確保が必要。
- ②個室や間仕切りの確保などの配慮が必要な場合もある。



<参考> 福祉避難室について 柏崎市福祉避難所運営マニュアルより一部抜粋

●福祉避難所等の指定（開設場所）

（１）福祉避難室

一般避難所の一般居住スペースの一角に、必要に応じてパーティションで仕切りをつけたり和室などの個室を利用して場所を確保します。

（２）福祉避難所

福祉施設等は平常時からの当該施設利用者に対する支援及び緊急入所者の対応を最優先されることが予想されることから、「柏崎市文化会館アルフォーレ」及び「柏崎市元気館」を指定福祉避難所として対応することとします。ただし、災害の規模により不足する場合は、バリアフリー等に対応し福祉避難所としての機能を有している他の施設を検討します。

施設名	所在地	電話
柏崎市文化会館アルフォーレ	日石町４番３２号	２０－００１０
柏崎市元気館	栄町１８番２６号	２０－４２３１

（３）施設への緊急入所

市内福祉事業所と避難受入れ協定を締結していますので、当該協定に基づいて関係事業所と連携して、必要に応じて対応します。

●生活必需品（備蓄品）等の確保

飲料水・食料等の一般避難所でも必要とする生活必需品のほか、高齢者や乳幼児用の紙おむつなどの消耗品、ベッド、ふとん、車いす、ポータブルトイレなど要配慮者向けの特別な物品が必要となります。

また、食料についても、要配慮者が食べやすいものを用意したり、刻み食などの対応を行えるよう調理機材も用意する必要があります。

居住スペースの確保にあたっては、空間を仕切るパーティションなどが必要です。

【必要と思われる備蓄品の一例】

品目	備考
要配慮者用食料	離乳食、ミルク、おかゆ、ＰＬＣ食品
要配慮者用日用品	スプーン
おむつ	大人用、子供用
簡易間仕切り	個室スペースを確保できるもの
簡易トイレ	車椅子用、組立式
特殊寝台	角度調整等が可能なベット
マットレス	特殊寝台又は直床に使用
車椅子	手押し介助により移動できるもの
毛布	寒さを防げるもの

×E

A series of horizontal blue lines for writing, spaced evenly down the page.

【問い合わせ先】

〒945-8511 柏崎市日石町 2 番 1 号

介護高齢課 電話：21-2228

E-Mail : kaigo@city.kashiwazaki.lg.jp

福祉課 電話：21-2299

E-Mail : fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp

4—13 要配慮者利用施設一覧

令和5（2023）年8月1日現在

4 災害の備えに関する資料
「4—13 要配慮者利用施設一覧」

分類	施設種別	担当部署	名称	施設管理者	住所	電話番号
障害者福祉関連施設	短期入所・療養介護・生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス	福祉課	(独)国立病院機構新潟病院	(独)国立病院機構	赤坂町 3-52	22-2126
	短期入所・生活介護・障害者支援施設・日中一時支援	福祉課	松波の里	(福)柏崎刈羽ミニコロニー	松波 4-8-18	22-2111
	短期入所・生活介護・障害者支援施設・日中一時支援	福祉課	松風の里	(福)柏崎刈羽ミニコロニー	松波 4-8-8	21-9090
	短期入所・生活介護・障害者支援施設、障害児入所施設 ・放課後等デイサービス・日中一時支援	福祉課	さざなみ学園	(福)柏崎刈羽ミニコロニー	松波 4-12-81	22-5785
	生活介護	福祉課	にしやまの里	(福)柏崎刈羽ミニコロニー	西山町鬼王 110-1	35-7600
	生活介護・自立訓練（機能）・放課後等デイサービス ・地域活動支援センターⅡ型	福祉課	元気館障害者デイサービスセンター	(福)柏崎刈羽ミニコロニー	栄町 18-26	20-4260
	生活介護・就労継続支援 B 型	福祉課	アトリエぼっけ	(福)ロングラン	東本町 3-7-31	47-7835
	生活介護	福祉課	あると	(福)ロングラン	大久保 1-9-24	47-7835
	生活介護・就労継続支援 B 型	福祉課	みるく	(福)ロングラン	錦町 5-20	47-7130
	短期入所	福祉課	F ステーション	(福)ロングラン	錦町 5-20	21-5090
	短期入所・共同生活援助	福祉課	ここ・はうす	(福)ロングラン	四谷 1-14-37	21-5090
	放課後等デイサービス	福祉課	くるーる 3	(福)ロングラン	大久保一丁目 9 番 24 号	21-5090
	児童発達支援・放課後等デイサービス・日中一時支援	福祉課	くるーる 2	(福)ロングラン	錦町 5-20	21-5090
	就労移行支援・就労継続支援 B 型・就労定着支援・ 日中一時支援	福祉課	たいよう SOCIO センター	(福)たいよう福祉会	豊町 3-5	24-0690
	就労継続支援 B 型・日中一時支援	福祉課	たいよう SOCIO センター日吉	(福)たいよう福祉会	日吉町 3-57	35-8801
	就労移行支援・就労継続支援 B 型・就労定着支援・ 日中一時支援	福祉課	こすもす作業所	(福)こすもすの会	豊町 3-10	22-1037
	自立訓練（生活）・就労継続支援 B 型・日中一時支援	福祉課	半田里庵こすもす	(福)こすもすの会	半田 1-2-33	35-7585
	就労継続支援 B 型・地域活動支援センターⅢ型	福祉課	茨内地域生活支援センター	(医)立川メディカルセンター	茨目 1260-1	35-5501
	就労継続支援 B 型・日中一時支援	福祉課	かしわハンズ	(福)柏崎市社会福祉協議会	宝町 2-11	21-7331
	就労継続支援 B 型	福祉課	喫茶めぐ	(NPO)ワークステージ	松波 2-2-39	47-7119

4—13 要配慮者利用施設一覧

令和5（2023）年8月1日現在

4 災害の備えに関する資料
「4—13 要配慮者利用施設一覧」

	就労継続支援 A 型	福祉課	With You	(株)With You	三和町 9-7	41-6025
障害者福祉関連施設	就労継続支援 B 型	福祉課	Be With You	(株)With You	藤井 1995-2	41-6246
	自立訓練（生活）・宿泊型自立訓練・就労継続支援 B 型 ・日中一時支援	福祉課	米山自在館	(福)晴真会	茨目 2043	21-1414
	地域活動支援センターⅢ型	福祉課	柏崎身障者福祉作業所	柏崎市身障者福祉作業所	四谷 2-5-7	22-5701
	共生型生活介護・共生型自立訓練（生活介護）・日中一時支援	福祉課	宅ろう所 太陽と月	(株)Deaf Heart	西山町別山 1589-1	41-4121
	生活介護・就労継続支援 B 型	福祉課	ふらっぐ	(福)ロングラン	東本町二丁目 5 番 21 号	41-5801
	生活介護	福祉課	あるくすらいふ柏崎	(株)Souki	東本町一丁目 6 番 12 号 モーリエ 3	41-5182
	就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型	福祉課	GRANBASE	MAZAQ 株式会社	松波 2 丁目 3-29	47-7005
	共同生活援助	福祉課	風 s u n ホーム	(福)柏崎刈羽ミニコロニー	松波 4-5-10	21-9090
	共同生活援助	福祉課	なぎさホーム	(福)柏崎刈羽ミニコロニー	原町 6-71	21-9090
	共同生活援助	福祉課	風の丘ホーム	(福)柏崎刈羽ミニコロニー	藤元町 26-4	21-9090
	共同生活援助	福祉課	なかはまホーム	(福)柏崎刈羽ミニコロニー	中浜 1-3-5	21-9090
	共同生活援助	福祉課	やまもとホーム	(福)柏崎刈羽ミニコロニー	山本 326-43	21-9090
	共同生活援助	福祉課	ここ・はうす 大久保 A 棟・B 棟	(福)ロングラン	大久保 1-9-6	21-3488
	共同生活援助	福祉課	ここ・はうす 西港 A 棟・B 棟	(福)ロングラン	西港町 2-6、西港町 2-7	21-5090
	共同生活援助	福祉課	たいようホーム	(福)たいよう福祉会	四谷 2-4-3	22-0670
	共同生活援助	福祉課	あっとホーム	(福)たいよう福祉会	小倉町 10-14 9 号棟	21-1381
	共同生活援助	福祉課	こすもす荘	(福)こすもすの会	松波 3-4-27	32-1082
	共同生活援助	福祉課	よねやまホーム	(福)晴真会	茨目字ニツ池	23-3100
	共同生活援助	福祉課	サウスヒルズ米山	(福)晴真会	南半田 3-8	23-3100
	共同生活援助	福祉課	シオンよねやま	(福)晴真会	朝日が丘 9-7 ガ ^レ エルシオン	23-3100
	児童発達支援	福祉課	柏崎市早期療育事業元気館	柏崎市	栄町 18-26	20-4216
	児童発達支援・放課後等デイサービス	福祉課	ブロッサムジュニア柏崎教室	(株)Certo	北半田 2-3-12	41-4166

4-13 要配慮者利用施設一覧

令和5（2023）年8月1日現在

4 災害の備えに関する資料
「4-13 要配慮者利用施設一覧」

	児童発達支援・放課後等デイサービス	福祉課	発育広場 五合目	(同)craft map	横山 438 番地 5	070-2404-8473
高齢者福祉関連施設	ケアマネジャー(居宅介護支援)	介護高齢課	アイ・ケアーズ	(株)イシザカ	長峰町 11-12	23-4411
	ケアマネジャー(居宅介護支援)	介護高齢課	エフビー居宅介護支援事業所柏崎	エフビー介護サービス(株)	岩上 9-3 セントラルビル 105	28-1830
	ケアマネジャー(居宅介護支援)・訪問介護・訪問看護・訪問入浴介護・通所介護	介護高齢課	柏崎市社会福祉協議会	(福)柏崎市社会福祉協議会	扇町 3-37	41-4825
	ケアマネジャー(居宅介護支援)・訪問看護	介護高齢課	柏崎総合医療センター	新潟県厚生農業協同組合連合会	北半田 2-11-3	21-5510
	ケアマネジャー(居宅介護支援)	介護高齢課	ケンブリッジ	(株)ケンブリッジ	東本町 2-5-16	35-6055
	ケアマネジャー(居宅介護支援)・訪問介護・通所介護	介護高齢課	えちご中越農業協同組合	越後中越農業協同組合	大字曾地 102	47-7600
	ケアマネジャー(居宅介護支援)	介護高齢課	居宅介護支援事業所 ふじむすび	(株)藤結	松波 1-6-3	37-9088
	ケアマネジャー(居宅介護支援)・短期入所生活介護	介護高齢課	ケアセンター久松	(株)ステビア新潟	松波 1-4-53	22-9897
	ケアマネジャー(居宅介護支援)	介護高齢課	さくら介護サービス桜寿	(株)さくら介護サービス	番神 1-2-6	23-0332
	ケアマネジャー(居宅介護支援)・訪問介護・通所介護・小規模多機能型居宅介護	介護高齢課	ALPHAS さわやか苑柏崎春日	(株)クレアメディコ	春日 1-2-51	22-3300
	ケアマネジャー(居宅介護支援)・通所介護	介護高齢課	ツクイ 柏崎新田畑	(株)ツクイ	新田畑 5-42	21-8455
	ケアマネジャー(居宅介護支援)・訪問介護・通所介護	介護高齢課	あたご居宅介護支援事業所柏崎	(福)上越あたご福祉会	大字茨目 1522-1	20-4888
	ケアマネジャー(居宅介護支援)	介護高齢課	ベストケア 柏崎居宅介護支援事業所	(株)新日本ベストケア	半田 2-5-11 バキラ半田 A	37-1752
	ケアマネジャー(居宅介護支援)・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・介護老人保健施設	介護高齢課	柏崎厚生病院	(医)立川メディカルセンター	大字茨目 2071-1	22-0111
	ケアマネジャー(居宅介護支援)・訪問介護・訪問看護・サービス付き高齢者向け住宅	介護高齢課	やさしい手柏崎	(株)やさしい手	田中 13-14	050-1753-4628
	訪問介護・通所介護	介護高齢課	エフビー訪問介護かしわざき	エフビー介護サービス(株)	北半田 2-2-27	28-1811
	訪問介護・小規模多機能型居宅介護	介護高齢課	SOMPO ケア 柏崎松波	SOMPO ケア(株)	松波 2-4-20	20-6835
	ホームヘルパー(訪問介護)	介護高齢課	柏崎市シルバー人材センター	(公社)柏崎市シルバー人材センター	田塚 3-11-30	24-2148

4-13 要配慮者利用施設一覧

令和5（2023）年8月1日現在

4 災害の備えに関する資料
「4-13 要配慮者利用施設一覧」

高齢者福祉関連施設	ホームヘルパー(訪問介護)	介護高齢課	ニチイケアセンター柏崎長浜	(株)ニチイ学館	長浜町 6-43 西江ビル 202	28-1866
	ホームヘルパー(訪問介護)	介護高齢課	ヘルパーステーションこまめ	(一社)トラスト	半田 2-6-19 セイワビル 202	47-7089
	ホームヘルパー(訪問介護)	介護高齢課	いろいろ訪問介護	(株)彩	剣野町 20-16	41-5408
	ホームヘルパー(訪問介護)	介護高齢課	訪問介護もとすわ	(有)元諏訪	松波 2-5-25	24-9057
	訪問看護	介護高齢課	訪問看護ステーションつくし	(公社)新潟県看護協会	茨目 1-9-23	32-3033
	訪問看護	介護高齢課	訪問看護ステーションゆきさくら	(独)国立病院機構	赤坂町 3-52	22-2126
	訪問看護	介護高齢課	ナースステーションあたたか柏崎	クラウドライフ(株)	松美 2-5-57 グリーンビル 朋友 102	41-5721
	訪問入浴介護・通所介護	介護高齢課	アースサポート柏崎	アースサポート(株)	大字横山 1959-1	23-6600
	デイサービス(通所介護)	介護高齢課	北半田デイサービスセンター	(株)らいふさぼーと	茨目 1-9-27	32-7260
	デイサービス(通所介護)・サービス付き高齢者向け住宅	介護高齢課	デイサービスセンターつばめ	(株)スワロー	元城町 1-48	28-1870
	デイサービス(通所介護)	介護高齢課	まちトレ柏崎	(株)アルプスビジネスクリエーション	長浜町 1-40	28-5501
	デイサービス(通所介護)	介護高齢課	宅ろう所 太陽と月	(株)Deaf Heart	西山町別山 1589-1	41-4121
	デイサービス(通所介護)	介護高齢課	リハビリド新潟柏崎	(株)セイワ不動産	東長浜町 7-10 ウエルメイト 柏崎 101	41-5771
	デイサービス(通所介護)	介護高齢課	笑いの花	(株)セガリオン	田中 8-6	37-2227
	デイサービス(通所介護)	介護高齢課	アイ・ケアーズ アイ・ホームたつか	(株)イシザカ	田塚 3-5-32	41-5895
	小規模多機能型居宅介護	介護高齢課	愛の家小規模多機能型居宅介護柏崎野田	メディカル・ケア・サービス新潟(株)	大字野田 775-1	47-7716
	小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護	介護高齢課	ひなた	(株)ケンブリッジ	大字加納 5884	47-7662
	小規模多機能型居宅介護	介護高齢課	みなせ	(株)ケンブリッジ	米山台 4-12-42	41-6677
	小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護	介護高齢課	まつみ	(福)柏崎羽刈福祉事業協会	松美 1-5-10	41-6408
	小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護	介護高齢課	ニチイケアセンター柏崎	(株)ニチイ学館	西港町 3-20	20-6155
	小規模多機能型居宅介護・サービス付き高齢者向け住宅	介護高齢課	みなと桜寿	(株)さくら介護サービス	番神 1-2-6	23-0160

4—13 要配慮者利用施設一覧

令和5（2023）年8月1日現在

4 災害の備えに関する資料
「4—13 要配慮者利用施設一覧」

高齢者福祉関連施設	小規模多機能型居宅介護	介護高齢課	ももの木かしわざき	(株)スワロー	元城町 1-46	35-7161
	小規模多機能型居宅介護	介護高齢課	やまゆり	新進テック(株)	三和町 7-37	41-5541
	介護老人保健施設	介護高齢課	さつき荘	(医)元山会	大字軽井川 2791-2	23-6255
	介護老人福祉施設・短期入所生活介護	介護高齢課	特別養護老人ホームくじらなみ	(福)沘山会	鯨波 2-4-3	32-1120
	介護老人福祉施設・通所介護	介護高齢課	特別養護老人ホーム柏柳の里	(福)沘山会	高柳町岡野町 2254-1	41-2202
	介護老人福祉施設・短期入所生活介護・通所介護	介護高齢課	特別養護老人ホームなごみ荘	(福)柏崎刈羽福祉事業協会	原町 4-23	24-4300
	介護老人福祉施設・通所介護・居宅介護支援	介護高齢課	特別養護老人ホームむつみ荘	(福)柏崎刈羽福祉事業協会	大字畔屋 392-1	21-1300
	介護老人福祉施設・通所介護・居宅介護支援事業	介護高齢課	特別養護老人ホームしおかぜ荘	(福)柏崎刈羽福祉事業協会	北園町 21-19	24-4170
	介護老人福祉施設・通所介護・居宅介護支援	介護高齢課	特別養護老人ホームにしかりの里	(福)西山刈羽福祉会	西山町長嶺 1726-1	48-3600
	介護老人福祉施設・通所介護・居宅介護支援	介護高齢課	特別養護老人ホームいこいの里	(福)沘山会	大字佐水 3140	29-3800
	介護老人福祉施設	介護高齢課	特別養護老人ホームたんねの里	(福)沘山会	大字谷根 3190-1	26-2055
	介護老人福祉施設	介護高齢課	特別養護老人ホームペペ・メメール	(福)沘山会	鏡町 2-14	41-6601
	介護老人福祉施設・小規模多機能型居宅介護	介護高齢課	特別養護老人ホームはやまの里	(福)西山刈羽福祉会	西山町大崎 1593-1	31-6020
	短期入所生活介護	介護高齢課	シャリテ花はな	(株)和穩	西山町坂田 5418-1	31-6007
	養護老人ホーム	介護高齢課	養護老人ホームあぜやの丘	(福)柏崎刈羽福祉事業協会	大字畔屋 392-1	22-3514
	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)	介護高齢課	ロジー・コート柏崎	(株)アセットクリエーション	三和町 6-43	20-7327
	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)	介護高齢課	桜寿	(株)さくら介護サービス	新赤坂 4-10-5	23-0330
	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)	介護高齢課	はなことば柏崎	ブラウドライフ(株)	春日 2-6-1-11	47-7750
	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)	介護高齢課	ハートフルケア柏崎	(株)東日本福祉経営サービス	大字古町 725	29-2111
	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)・通所介護	介護高齢課	えみふる	(株)ケンブリッジ	東本町 2-5-16	32-3100
	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)・短期入所生活介護・訪問介護	介護高齢課	駅前桜寿	(株)さくら介護サービス	駅前 2-1-35	35-5010
	住宅型有料老人ホーム・訪問介護	介護高齢課	はなことば柏崎 2 号館	ブラウドライフ(株)	松美 2-5-38	47-7881
	住宅型有料老人ホーム	介護高齢課	ケアライフ柏崎	エフビー介護サービス(株)	北半田 2-2-27	28-1810
	サービス付き高齢者向け住宅	介護高齢課	ALPHAS さわやか苑柏崎春日 シルバーハウス	(株)クレアメディコ	春日 1-2-51	22-3300

4—13 要配慮者利用施設一覧

令和5（2023）年8月1日現在

4 災害の備えに関する資料
「4—13 要配慮者利用施設一覧」

高齢者福祉関連施設	サービス付き高齢者向け住宅・訪問介護・通所介護	介護高齢課	サンテ駅前桜寿	(株)さくら介護サービス	日石町 1-12	23-0170
	軽費老人ホーム	介護高齢課	ケアハウスしおかぜ	(福)柏崎刈羽福祉事業協会	北園町 21-19	32-4780
	認知症対応型共同生活介護	介護高齢課	米山五楽庵	医療法人立川メディカルセンター	大字茨目 2071-1	32-2010
	認知症対応型共同生活介護・通所介護	介護高齢課	ツクイ柏崎グループホーム	(株)ツクイ	柳田町 7-26	28-0170
	認知症対応型共同生活介護	介護高齢課	愛の家グループホーム柏崎常盤台	メディカル・ケア・サービス新潟(株)	常盤台 7-20	47-7974
	認知症対応型共同生活介護・通所介護	介護高齢課	ももの木かしわざきグループホーム和奏	(株)スワロー	元城町 1-46-2	21-8338
	認知症対応型共同生活介護	介護高齢課	つむぎの家 かのん	(株)ケンブリッジ	大字加納 5890	41-6001
	認知症対応型共同生活介護	介護高齢課	愛の家グループホーム柏崎野田	メディカル・ケア・サービス新潟(株)	大字野田 775-1	47-7715
	認知症対応型共同生活介護	介護高齢課	愛の家グループホーム柏崎松波	メディカル・ケア・サービス新潟(株)	松波 2-3-45	47-7286
	認知症対応型共同生活介護	介護高齢課	グループホーム鶴の家柏崎南	(株)鶴寿会	半田 3-14-10	47-7381
	認知症対応型共同生活介護	介護高齢課	グループホーム鶴の家柏崎西	(株)鶴寿会	中浜 1-9-20-1	41-6085

4-14 防災用語の基礎知識

1 地震の知識

地震は地下で起きる岩盤の「ずれ」により発生する現象です。

硬い物に何らかの力がかかり、それに耐えられなくなると、ひびが入るのと同じように、地下でも岩盤に力がかかっており、それに耐えられなくなったときに地震（岩盤のずれ）が起こります。

2 震度

震度とは、地震による地面の揺れ（地震動）の強さの程度を表す量です。地面の揺れの強弱は地震被害と密接な関係があるので、震度は地震防災上重要な情報として活用されています。現在日本では、震度計を用いて観測され、地震発生後、すぐに気象庁から発表されています。

3 マグニチュードと震度

マグニチュードは地震そのものが持っているエネルギーの大きさであり、震度は、各地の揺れ、各地に与える影響の大きさです。マグニチュードは、1つの地震に対して1つの値しかありませんが、震度は場所によって異なり、0から7（5、6のみ強弱がある。）までの10階級あります。

気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月）

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現で きかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
更に多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相

当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が昔を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は昔を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なもの倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにはんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が更に多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものが更に多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が更に多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 更に揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

4 津波

大地震が海底下の比較的浅い部分で発生すると、広範囲にわたって海底の急激な隆起や沈降が起こる。この海底変動によって海面に水位変化が生じ、波長の長い伝播性の津波がつくられて海岸に押し寄せる。この現象または波そのものを津波という。

津波の早さは、海が深いほど早く、水深5,000mの海では、毎秒約220m（時速約800km）、水深500mでは毎秒約70m（時速約250km）で伝わる。

5 液状化現象

一般に知られるようになったのは1964年に発生した新潟地震からだが、その後1983年の日本海中部地震をはじめ大地震の際にはほとんど発生している。

液状化は、地下水面が比較的高く、水分を多く含んで飽和した状態の砂地盤で起こる。地震による強い震動を受けると、地盤を構成している砂の粒子が水中に浮遊した状態になり、砂と水が混合して一体となり液体と同じ動きをする。これが液状化現象である。液状化した地盤は、重い物体は沈み軽いものは浮上、傾斜地では低いほうに流れが生じる。その結果、地盤状の建物等に大きな被害を与える。地震の震動停止後、浮遊した粒子が沈殿を始めて元の堆積状態に戻るには、10～30分くらいかかるといわれているが、その間は地面の動きが増大する。

液状化の発生には、3つの条件がある。

- ・川底のように砂層が水で飽和されていること。
- ・砂の粒子の堆積状態がゆるいこと。
- ・粒子の接触をはずすほど大きな地震、すなわち震度5弱以上の地震が発生すること。

現在、液状化を防止する各種工法が研究、考案されている。

6 集中豪雨

集中豪雨とは、狭い土地にわずかの時間の中で多量の雨が降ることをいう。一般的には、直径数10kmの範囲に1時間に50mm以上の雨が降った場合と考える。

(1) 雨の強さと降り方

「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- ①表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- ②この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

1時間の雨量と雨の降り方

(平成12年8月作成、平成14年1月一部改正、平成29年3月一部改正、平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (^ミ mm)	予報 用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋内(木造 住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が 良く聞き取れない	地面一面に水たまり ができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見 づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり 返したように降る	傘をさしていてもぬ れる。		道路が川のようにな る	高速走行時、車輪と路面 の間に水膜が生じブレー キが効かなくなる(ハイ ドロブレーニング現象)
50以上～ 80未満	非常に 激しい雨	滝のように降る(ゴ ーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たな くなる。	寝ている人の半数 くらいが雨に気が つく		
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるよう な圧迫感がある。恐 怖を感じる。			水しぶきであたり一 面が白っぽくなり、 視界が悪くなる	車の運転は危険

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには、「記録的短時間大雨情報」を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

7 台風

熱帯低気圧のうち、低気圧域内の最大風速（10分間平均）が17m/s（34ノット、風力8）以上のものを台風と呼んでいます。台風は上空の風に流されて動き、また地球の自転の影響で北へ向かう性質を持っています。そのため、通常東風が吹いている低緯度では台風は西へ流されながら次第に北上し、上空で強い西風（偏西風）が吹いている中・高緯度に来ると台風は速い速度で北東へ進みます。

（1）風の強さと吹き方

表に示した風速は、10分間の平均風速です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍から3倍以上になることがあります。風圧Pは、風速Vの2乗に比例します。下表は箱型の建物の壁が受ける圧力を示しています。（ $P=0.05 \cdot V^2$ ：P風圧、V風速）

「強い風」や「非常に強い風」以上の風が吹くと予想される時は強風注意報や暴風警報を発表して警戒を呼びかけます。なお、注意報、警報の基準は地域によって異なります。

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- ①風速は地形や廻りの建物などに大きく影響されます。風速は、風速計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても周辺の地形や地物の影響で風速は異なります。
- ②風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- ③この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

風の強さと吹き方

（平成12年8月作成、平成14年1月一部改正、平成19年4月一部改正、平成25年3月一部改正、平成29年9月一部改正）

風の強さ 予報用語	平均風速 (m/S)	およそ の時速	速さの 目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建築物
やや強い 風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れる。 電線が揺れ始める。	道路の吹流し角度が、水平になり、 高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。
強い風	15以上 20未満	～70km		高速道路 の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。
非常に 強い風	20以上 25未満	～90km	何かにつかまってい ないと立っていられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。		細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常 の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム（被覆材）が広範囲に破れる。
	25以上 30未満	～110km					
猛烈な風	30以上 35未満	～125km					

35以上 40未満	～140km		多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。
40以上	140km～			住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
- 2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(2) 台風の大きさと強さ

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように風速（10分間平均）をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現します。「大きさ」は強風域風速 $15\text{m}/\text{s}$ 以上の強い風が吹いているか、吹く可能性のある範囲の半径で、「強さ」は「最大風速」で区分しています。

更に、強風域の内側で風速 $25\text{m}/\text{s}$ 以上の風が吹いているか、吹く可能性のある範囲を暴風域と呼びます。

強さの階級分け

階級	最大風速
強い	$33\text{m}/\text{s}$ (64ノット) 以上～ $44\text{m}/\text{s}$ (85ノット) 未満
非常に強い	$44\text{m}/\text{s}$ (85ノット) 以上～ $54\text{m}/\text{s}$ (105ノット) 未満
猛烈な	$54\text{m}/\text{s}$ (105ノット) 以上

大きさの階級分け

階級	風速 $15\text{m}/\text{s}$ 以上の半径
大型（大きい）	500km以上～800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

(3) 参考

- ・最大瞬間風速およそ $32\text{m}/\text{s}$ 以上で人間は吹き飛ばされる。
- ・ある時間内の平均風速と最大瞬間風速との比は、ふつう $1.5 \sim 1.7$ といわれるため、台風が襲来して最大風速が $20\text{m}/\text{s}$ になると警告された場合には、瞬間的には $30\text{m}/\text{s}$ を越えるものとして対策を立てる必要がある。

8 気象予警報

台風や低気圧などの風や雨によって被害の発生が予想されるとき、気象庁では、注意報や警報、特別警報を発表する。一般の利用に適合する気象注意報・警報等は、概ね各都道府県を対象にしてそれぞれ担当の気象台が発表を行う。柏崎地域は、新潟地方気象台が担当である。

予警報の種類

種類		発表基準
注 意 報	風雪注意報	風雪による被害が予想される場合。 具体的には平均風速が陸上で4月～9月：12m/s以上、10月～3月：15m/s以上、海上では年間を通して15m/s以上、かつ雪を伴うと予想される場合である。
	強風注意報	強風による被害が予想される場合。 具体的には平均風速が陸上で4月～9月：12m/s以上、10月～3月：15m/s以上、海上では年間を通して15m/s以上が予想される場合である。
	大雨注意報	大雨による被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 【土壌雨量指数基準】 69以上
	大雪注意報	大雪による被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平坦地で6時間の降雪の深さが15cm以上、山沿いで12時間の降雪の深さが35cm以上のいずれかと予想される場合
	濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 具体的には濃霧のため視程が壇上で100m以下又は海上で500m以下になると予想される場合である。
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には気象官署の値で、実効湿度が65%以下、最小湿度が40%以下になると予想される場合である。
	なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 24時間の降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きいと予想される場合。 2 積雪の深さが50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨があると予想される場合。
	着氷（雪）注意報	着氷（雪）が著しく、通信線や送電線等に被害が起これと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 著しい着氷が予想される場合。 2 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合。
	霜注意報	早霜、晩霜により著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 早霜・晩霜期に最低気温3℃以下の場合
	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 5月～9月：日平均気温が平年より3℃上低い日が3日以上継続すると予想される場合。 11月～4月：日最低気温が海岸地方で-4℃以下、平野部で-7℃以下、山沿いで-10℃以下となることが予想される場合。
	融雪注意報	融雪に伴う洪水、山くずれ地すべり等によって、災害が起これとある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 積雪地域の日平均気温が10℃以上の場合。 2 積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量20mm以上が予想される場合。

種類		発 表 基 準
注 意 報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがある場合。 具体的には潮位が東京湾平均海面上1.0m以上と予想される場合である。
	波浪注意報	風浪、うねり等によって、災害が起こるおそれがある場合。 具体的には有義波高が2.5m以上と予想される場合である。
	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 【流域雨量指数基準】 鯖石川流域：23.6以上、鶴川流域：15.2以上、別山川流域：6.1以上 【複合基準（表面雨量指数基準／流域雨量指数基準）】 鶴川流域：5／13.8、別山川流域：5／4.7
警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には平均風速が陸上で20m/s以上又は海上で25m/s以上と予想される場合である。
	暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には平均風速が陸上で20m/s以上又は海上で25m/s以上、かつ、雪を伴うと予想される場合である。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 (浸水害) 表面雨量指数基準が13以上 (土砂災害) 土壌雨量指数基準が69以上
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平坦地で6時間の降雪の深さが35cm以上、山沿いで12時間の降雪の深さが60cm以上のいずれかと予想される場合。
	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には潮位が東京湾平均海面上1.5m以上と予想される場合である。
	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には有義波高が5.5m以上と予想される場合である。
特 別 警 報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 【流域雨量指数基準】 鯖石川流域：29.5以上、鶴川流域：19以上、別山川流域：7.7以上 【複合基準（表面雨量指数基準／流域雨量指数基準）】 別山川流域：6／7.3
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
川 特	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され合 柏崎地域の50年に一度の値は48時間降水量318mm、3時間降水量114mm、土壌雨量指数196mm
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合

波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 指定観測地点の50年に一度の積雪深163cm、既往最深積雪深171cm（府県程度の広がり）で50年に一度の値となる現象を対象）
土砂災害警戒情報	新潟県と新潟地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村町が避難勧告を発表する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表する。 1時間雨量100mm
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

- （注） 1 発表基準欄に記載した数値は、新潟県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- 2 同時に2つ以上の注意報又は警報を行う場合は、標題にそれらの注意報又は警報の種類を併記した1つの注意報文又は警報文を作成する。
- 3 1つ又は2つ以上の注意報、警報が行われた後において、1つ又は2つ以上の注意報、警報を行った場合は、前に行われた注意報、警報は後で行った注意報、警報に切り替えられたものとして、注意報、警報の必要がなくなった場合は、これを解除する。
- 4 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- 5 流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

9 警戒宣言

警戒宣言とは、巨大地震（マグニチュード8クラス）が発生するおそれがあると判断された場合、事前に警戒態勢をとるよう、内閣総理大臣が各報道機関などを通じて市民に呼びかけるものである。

現在のところ、警戒宣言が発令されるのは東海地震（駿河湾付近を震源域とする地震）に限られている。この地震が発生すれば大きな被害が広範囲に及ぶものと懸念されるため、東海・南関東を「観測強化地域」に指定し、24時間体制で地震のさまざまな現象を観測し、研究をしている。

なお、「警戒宣言」は「避難命令」ではない。

10 要配慮者

要配慮者とは、災害の危険を察知したり、助けを求めたり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちのことをいう。

例えば、心身障害者や傷病者をはじめ、理解力や判断力をもたない乳幼児、体力的な衰えのあるお年寄り、また外国人やその土地の地理や災害に対する知識が乏しい旅行者などが該当する。

現在、日本では約4～5人に1人が要配慮者ということになるため、日ごろから災害弱者とコミュニケーションを図り、連帯感を深めるよう努める。

4-15 地震の心得

I ふだんの心得

1	家族みんなで話し合う
いざというときあわてないために、家族全員で地震のときどうするかを話し合っておく。	

話し合う内容

- 1 地震時の心得
- 2 地震が起きたときの役割分担
 - ・ガスの元栓は、だれがしめるのか。
 - ・火の始末は、だれがするか。
 - ・幼児・老人の避難と安全は、だれが責任をもつのか。
 - ・非常持ち出し品は、だれが持って出るのか。
- 3 避難場所、避難路の確認、最終的に落ち合う場所、連絡方法

2	わが家の地盤を知っておく
地盤の良し悪しは、揺れの大きさを左右する。住んでいる土地の状況を調べておく。	

地盤の悪いところの例

- 1 海、田、沼地を埋めたところ
- 2 ゼロメートル地帯
- 3 三角州（デルタ）地帯
- 4 中小河川沿い
- 5 大雨のとき、水の出るところ
- 6 山を切り開いた造成地で、特に盛土部分
- 7 過去の地震で、被害が大きかったところ

3	わが家の健康診断をする
木造建物は、建築年数が相当経過し、老朽化しているものは危険が高い。	

建物の健康チェック

- 1 地盤沈下や土砂の流出などで、基礎が地盤に接していないとか基礎にゆるみが出ていないか。
- 2 土台、柱、はりなどの構造上重要な部分が腐っていたり、白アリに食べられたりしていないか。
- 3 2階以上にピアノ、大量の書物、重量物などを置いていないか。
- 4 間取りを変更して、壁や柱を取り払っていないか。

- 5 部屋が広くて、向かい合っている壁と壁の間隔が開きすぎていないか。
- 6 強い風や小さな地震で異常に揺れないか。
- 7 過去に冠水したことはないか。
- 8 排水の悪いじめじめした土地に建てられていないか。

4	ブロック塀の安全対策をする
不適格なブロック塀や石塀は、自分にも他人にも危険である。補強や改築が必要な場合、できるだけ早く実施する。	

ブロック塀の点検

- 1 高さは、2. 2m以下か。
- 2 控壁はあるか。
- 3 基礎や根入れはあるか。
- 4 老朽化したり、ひびなど入っていないか。
- 5 鉄筋を入れるなど定められた方法で作られているか。

5	家具類の安全点検をする
タンスの上や棚に、重いものやガラス類を置かないように心がけ、重い家具や倒れやすい家具は、壁に固定する。	

安全な家具の置き方

- 1 壁に付けておく。
- 2 金具や鎖で壁に固定する。
- 3 窓ガラスを背にして置かない。
- 4 ガラスにフィルムを張るなど、飛散しないようにする。
- 5 食器棚や書棚、置き物などには落下防止措置をしっかりとる。
できれば、家具を置かない安全空間を作るようにする。

6	火を出さない環境をつくる
火気器具は常に点検整備し、火のまわりは、ふだんから整理整頓し、燃えやすいものが火の上に落ちたり、倒れたりしないようにする。	

火気器具の安全点検

- 1 石油ストーブは、耐震自動消火装置のついているもの。
- 2 石油ストーブは、倒れても、燃料漏れのしないもの。
- 3 ガスストーブは、転倒時ガス遮断装置のついているもの。

火気周辺の整理整頓

- 1 ストーブのまわりには、衣類、紙くずなど燃えやすいものを置かない。（とくに、灯油、ガソリン、ヘアースプレーなど可燃性危険物。）

- 2 倒れやすい家具類の近くに、ストーブを置かない。
- 3 消火器を備えておく。

7	石油・プロパンガスの安全対策をする
石油、アルコール、食用油など燃えやすいものは、簡単に倒れないようにし、プロパンガスボンベは、鎖などでしっかり止める。	

プロパンガスの安全対策

- 1 鎖などで、ボンベが倒れないように固定する。
- 2 ボンベは屋外の平らで、上から物の落ちてこない、風通しの良いところに置く。
- 3 接続部分には、ホースバンドでホースが抜けないようにする。
- 4 ひび割れしたホースは、すぐ取り替える。

可燃性危険物の保管

しっかりふたをして、倒れないように箱に入れ、床に置く。

8	非常用品・医薬品の準備をする
家が無事でも、電気、ガス、水道などの被害で、停電や断水がおこる。 また、避難先でも、水や食料が不足することがある。 組織的な救助活動が行われるまでの間は自力で支えなければならない。	

非常持出品の点検

- 1 飲料水、2 食料品、3 貴重品、4 懐中電灯、乾電池、携帯電話の充電器、5 緊急告知ラジオ
 - 6 衣類・日用品（着替え、防寒着、携帯トイレ、衛生用品等） 7 帽子、ヘルメット、軍手 8 救急医薬品（常備薬、傷バンド、消毒液等）
 - 9 乳児のいる家庭は、粉ミルク・離乳食、おむつ、おしりふき、哺乳瓶（使い捨て）など
- 最低3日、できれば7日分の備蓄に心がける

9	隣近所の協力体制を整える
いざというとき、みんなで協力して初期消火や避難ができるよう日ごろから訓練しておく。 ＜自分たちの町は自分たちで守る＞	

自主防災組織

市は、全力をあげて救援活動を実施しますが、すべての地域ですぐに活動できるとは限りません。

隣近所で話し合い、いざというときの協力の仕方や分担を決めておき、日ごろから訓練をしたりする自主防災組織をつくるのが大切です。

10	積雪時の地震対策をする
雪のあるときは、他の時期と違って地震の被害が大きくなります。家屋の倒壊防止や逃げ場の確保など除雪をこまめに実施する。	

積雪期の地震対策

- 1 雪の重みと地震動で家がつぶれないように、屋根の雪下ろしをこまめにする。
- 2 避難口の確保のため、除雪をこまめにする。
- 3 屋根からの落雪、つららの落下、雪壁の崩落に気をつける。
- 4 町内で協力して、消火栓の除雪を行う。
- 5 積雪期の地震後の建物は、雪に支えられて倒壊をまぬがれても、融雪にしたがって倒壊が進むことがあるので安全点検をする。

II 地震時の心得

1	まず身の安全
地震が発生したら、まず丈夫なテーブル、机などの下に身を隠してしばらく様子を見る。	

その場にあった身の安全を

大揺れの時間は、1～2分くらいである。

まず、重心の低い丈夫なテーブルやベッドの下などに身をふせる。またテーブルの場合は、その足をつかまえておく。こういうものがないときは、とにかく座ぶとんなどで頭を守るようにする。

2	すばやく火の始末
大地震で恐ろしいのは火災。地震を感じたら、落ち着いて、すばやく火の始末。	

小さな地震でも火を消す習慣

使用中のガス器具、電気器具、石油ストーブなどはすばやく火を消す。

3	戸を開けて出口の確保
地震動のため扉が開かないと、火災が発生したとき逃げ場がないため、地震が発生したら扉・窓を開けて出入口を確保。	

マンションやアパートなどは、普通出入口が1箇所（玄関）のみであるため、避難のための出口を確保する。

万一、閉じ込められた場合を予想し、脱出方法についても日ごろから考えておき、必要な道具などを用意しておくことも大切である。

4	火が出たらすぐ消火
万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。大声で隣近所に声をかけあい、皆で力して初期消火に努める。	

発生した火災は、小さいうちに消し止めてしまうことが大事である。家族はもちろん、隣近所の人々と協力しあって初期消火をする。

水のくみ置き・消火器の用意、消火訓練など日頃の備えが大切である。

5	あわてて外に飛び出さない
家の外には、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など危険が多い。揺れが収まったら外の様子を見て、落ち着いて行動する。	

2階にいるときは、そのまましばらく様子を見て、無理に階段から1階にかけ降りたり、窓や屋根から飛び降りたりしない。2階は1階より安全であることが多い。

ガラスの破片に注意し、室内でも裸足で歩かないようにする。

6	狭い路地やブロック塀に近づかない
狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀、崖地など、危険な場所にいるときは、急いで離れる。いて行動する。 ＜ブロック塀に近寄るな＞	

繁華街やビル街で、最も危険なのが窓ガラスや看板などの落下である。また、自動販売機などの転倒もあるため、屋外では、頭を保護する。

また、たれ下がった電線などに近づかないようにする。

7	協力し合って応急救護
軽いケガなどの処理は、みんなで協力しあって応急救護をする。	

病気の人、乳幼児、心身に障害をもつ人などの避難には、地域の人々の協力が必要である。自分のことだけを考えず、このような人々への配慮を忘れずに行動する。

被害が大きくなればなるほど、警察官や消防署員が救急救助を行うことが難しくなるため、塀やがれきの下になった人を協力しあって助けるようにする。

8	山崩れ、崖崩れ、津波に注意
山崩れ、崖崩れ、津波などの危険地帯では、すばやく安全な場所に避難する。 雪のあるときは、なだれにも注意	

津波に対する心得

- 1 強い地震を感じたときや弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、すぐ海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線などから確認する。
- 3 地震を感じなくても、津波警報が発表されたら沿岸の危険な区域にいる人はすぐ避難。

- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報 注意報解除まで気を緩めない。

【船舶関係】

港内船舶にあって時間的余裕のある場合は、次の措置をとる。

- 1 強い地震及び津波情報を入手したときは、直ちに港外（水深の深い、広い海域）退避する。
- 2 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置を取る。

9	避難は徒歩で、持ち物は最小限に
自動車、自転車などは使わずに、荷物は最小限にとどめ、背負うなどして両手をあける。	

ラジオやテレビの情報を注意し、避難指示が出たら回りと声をかけあって安全な場所に避難する。
持ち物は食料品、貴重品、衣類・日用品、防災用品、救急医療品などを必要最低限なものにする。

10	正しい情報をつかみ、余震をおそれるな
テレビやラジオ、防災機関からの情報に注意。デマにまどわされるな。	

デマや流言で勝手な行動をすると、混乱をまねいてしまうため、市役所、警察署及び消防署からの情報を信じ、出所の不明確な情報で行動しない。

テレビやラジオのニュースなどをよく聞き行動する。

11	大勢の集まる場所では冷静に
あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。	

大勢の人が集まる場所では、何よりも恐ろしいのはパニックである。係員の指示に従い、冷静に行動する。
停電しても、すぐ非常灯がつくようになっているため、あわてず、落ち着いて秩序正しく行動することが重要。

エレベーターは使用しない。

火災が発生したときは、ハンカチなどで鼻と口をおおい、身体をかがめて、避難経路に従い避難する。

12	自動車は左に寄せて停車して
避難する人々や緊急自動車が通行できるように、道路の中央部を開けるようにする。 ラジオの情報を注意し、勝手な走行はやめる。付近に警察官がいればその指示に従う。	

○自動車を道路上に置いて避難するとき

- 1 道路の左側に寄せて駐車する。近くに駐車場や空き地がある場合は、そこに車を入れる。
- 2 エンジン切る。（エンジンキーは付けたまま）
- 3 窓を閉める。
- 4 ドアはロックしない。
- 5 地域の人々と行動をともにして、避難する。

○電車に乗っていたとき

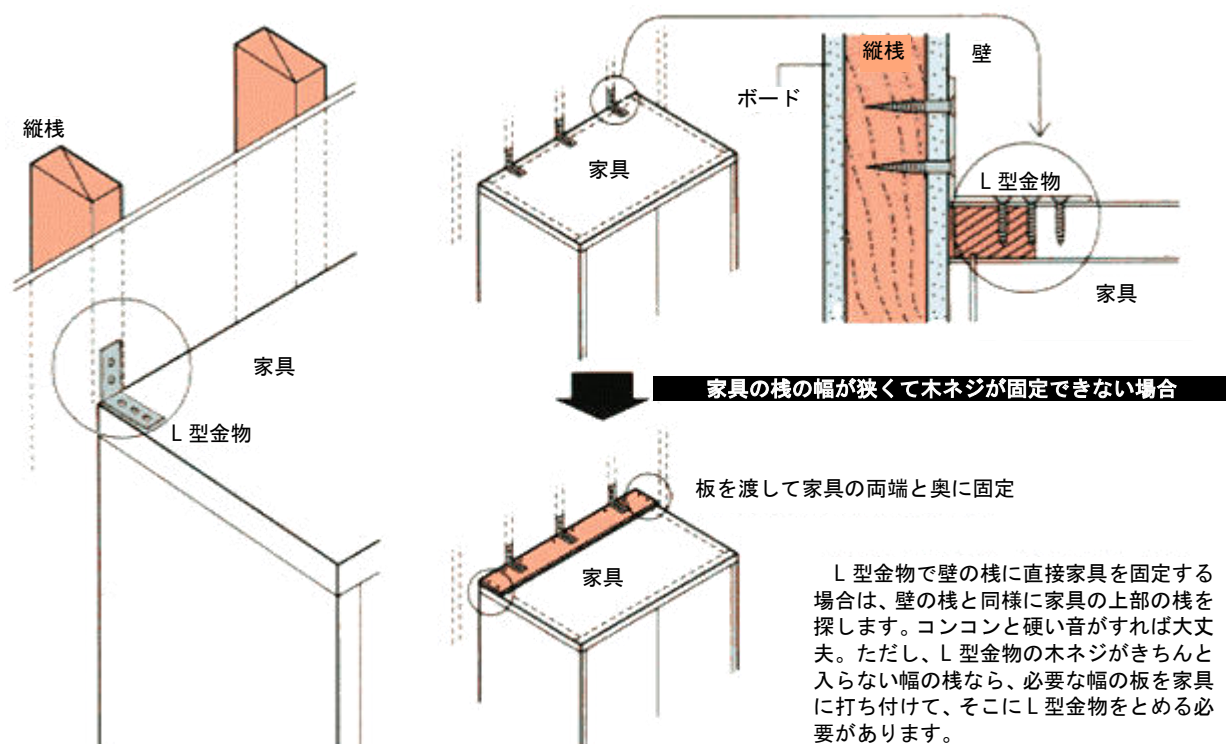
地震だと感じたら、背もたれ、つり革、手すりなど周囲の様子を見て乗務員の指示に従う。

○被災地へ行く場合

災害が発生した場合は、その付近の道路は交通規制が行われる。どうしても被災地へ緊急の用があるときは、車は止め、運行している電車やバスなどの交通機関で最寄りの所まで行き、その後は徒歩で行くようにする。

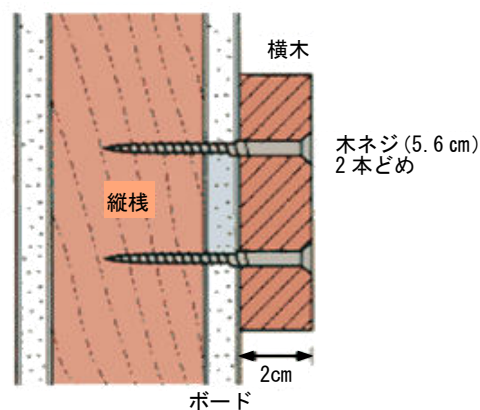
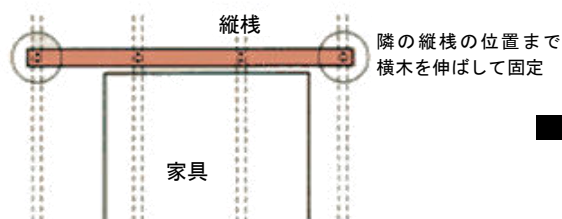
4-16 家具の転倒防止

○ 棧に直接固定する方法

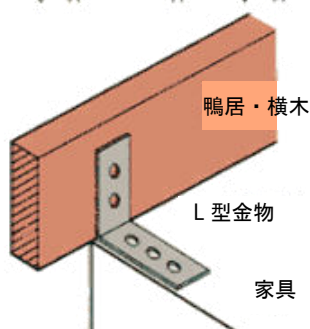


○ 鴨居や横木に固定する方法

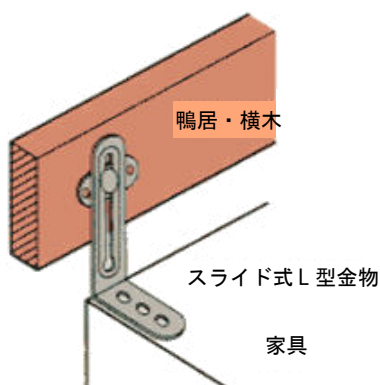
横木は45 cm間隔の壁の縦棧に長さ5.6 cmの木ネジ2本(30 cm間隔の場合は木ネジ1本)でしっかりと取り付けます。ただし、横木の幅は7 cm以上、厚さは2 cm以上のものを使用します。また家具を横木に固定するには基本的にL型金物を使用しますが、高さがそろわない場合(10 cm未満)はスライド式L型金物を使用します。



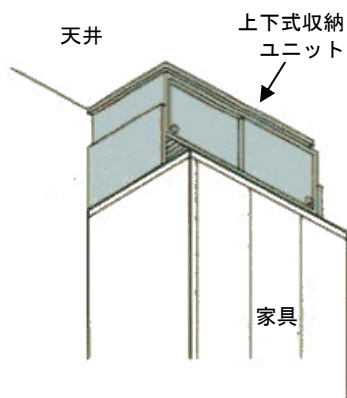
45 cm間隔の縦棧に横木を取り付ける場合



鴨居や横木が家具の上端と同じ高さの場合

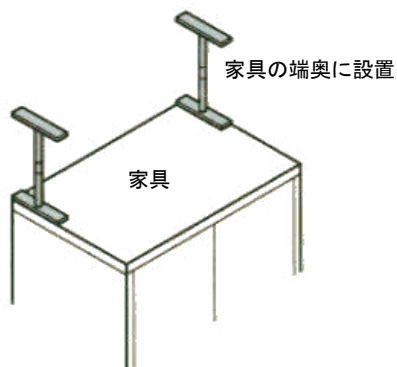


鴨居や横木が家具の上端から10 cm未満の寸法で離れている場合

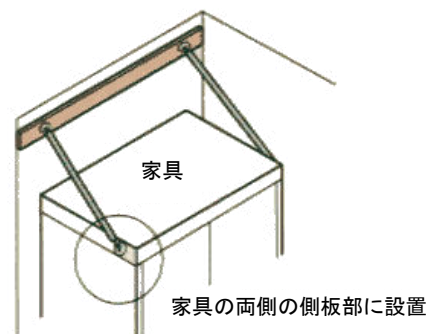


高さを調整しながら天井と家具を支える上置型すき間埋め収納ユニット。

すき間を埋めることができれば、段ボール箱による代用も可能です。

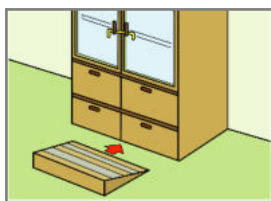


突っ張り棒タイプのものを使用するには、天井に家具を支えるだけの耐力がないと危険です。また、しっかりした天井の場合でも、天井とのすき間が少なく奥行きのある家具でないと、大きな効果は期待できません。

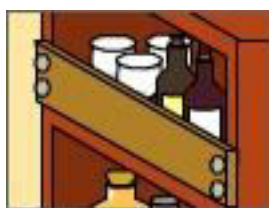


家具の上部が、鴨居や横木から離れていてやむを得ずベルトやチェーンなどを使って固定する場合は、家具の側面に30度以下の角度でピンと張ること。たるみがあると効果ができません。

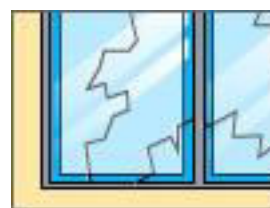
〇こんなことにも気をつけましょう



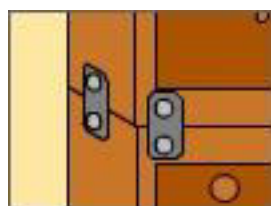
ストッパー式の
転倒防止器具



びん類の落下防止対策



ガラス飛散防止シート



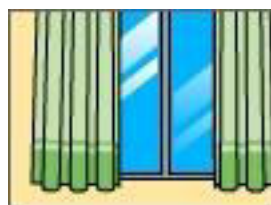
家具の連結器具



固定シートや安定板



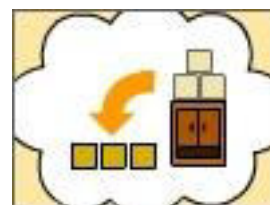
開き戸ストッパー



防災加工のカーテン



吊り下げ式照明の補助



重い物は低いところに

暮らしのなかの☑チェックポイント

☑ 大切な美術品はパテなどで固定を

高価な調度品や美術品のためには、転倒防止剤としてパテなどが市販されています。なかには美術館などで使われているものもあります。

☑ 余震に備えて、下段の引き出しは出しておく

大きな揺れの後にゆとりがあれば、余震に備えて、たんすなどの一番下の引き出しを手前に出しておくとい良いでしょう。倒れようとする家具を支える役目を果たします。

☑ ストープの片付けは必ず電池を外してから

春を迎えて、押し入れなどにストープをしまう時、つい忘れがちなのが乾電池を外すことです。電池が入ったままだと、地震の揺れによって点火してしまい、火事を起こす可能性があります。特に押し入れは、燃えやすいものが収納されているので、ご注意ください。

☑ 倒れにくくする原則は重心を下げること

重い物ほど下に入れる—これは家具を倒れにくくするための大原則です。たとえば、食器棚では陶器やガラスでできた大きくて重いもの、本棚では百科事典や全集などの重い本を下段に入れると、家具全体の重心が下がるので倒れにくくなります。重い物が高い位置から落ちてくる時の危険性も考慮すると、やはり下に入れた方が良いでしょう。

☑ ゴムのシートを敷いて食器類の滑り止めに

食器棚などの棚板にゴムシートを敷くと、器類が滑りにくくなります。ただし、ビニール系のシートを敷くと、逆に滑りやすくなるので、お間違えのないように。

☑ 吊り戸棚の扉にはロック機構の付いたものを

吊り戸棚や食器棚などに多く使われる開き扉は、日常の使用では実用的ですが、地震時には開きやすいという欠点があります。なかでも吊り戸棚の場合、揺れによって扉が開くと、収納物が上から飛び出してきて危険です。できれば、閉じた時に自動的にロックされるタイプを選ぶと良いでしょう。また、揺れが治まったからといって吊り戸棚をすぐに開けると、中で倒れている物が落下してくることがあります。十分に注意しながら開けてください。

☑ 食器棚のガラスには飛散防止フィルムを

食器棚やサイドボードのガラス面は、家具が倒れなくても中の収納物が、飛び出そうとする衝撃力で割れる恐れがあります。こうしたガラスや食器の破片が床に飛び散ると、ケガのもと。しかも、避難路を防いでしまいます。ガラス面は、万が一割れても破片が飛び散らないよう、ガラス飛散防止フィルムをぴったりと貼ると良いでしょう。

< 参考 : 総務省消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/html/life/kagu1.html> >

5 危険区域及び防災施設等に関する資料

柏崎地域振興局 土砂災害危険箇所数 集計表

	管内合計	柏崎市				刈羽村
		計	旧柏崎市	旧高柳町	旧西山町	
土石流危険溪流（H15公表）	237	227	159	25	43	10
I	106	101	76	10	15	5
II	85	80	37	15	28	5
準ずる溪流（J）	46	46	46	0	0	0
地すべり危険箇所	157	150	98	34	18	7
国土交通省	58	52	36	13	3	6
農村振興局（H23公表）	69	69	51	14	4	0
林野庁	19	18	6	7	5	1
急傾斜地崩壊危険箇所	313	277	151	31	95	36
I	148	120	64	17	39	28
II	123	115	58	14	43	8
準ずる斜面（Ⅲ）	2	2	2	0	0	0
準ずる斜面（Ⅳ）	40	40	27	0	13	0
雪崩危険箇所（H16公表）	109	90	39	23	28	19
I	93	77	34	22	21	16
II	16	13	5	1	7	3
新潟県治山課	87	87	39	42	6	-

土石流危険溪流

I	土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流。
II	土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流。
準ずる溪流（J）	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流。

急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜角度30度以上、高さ5m以上を有する土地）

I	被害想定区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む）ある箇所。
II	被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。
準ずる斜面（III）	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。
準ずる斜面（IV）	平成19年中越沖地震で被災した斜面のうち、斜面高が3m以上で、かつ、被害想定区域内に人家が2戸以上あり、公共の施設に著しい被害を及ぼす恐れのある箇所。

雪崩危険箇所

I	雪崩危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある場合を含む）ある箇所。
II	雪崩危険区域内に人家が1～4戸ある箇所。
準ずる斜面（III）	雪崩危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

土砂災害警戒区域一覧

土砂災害警戒区域とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」により知事が指定した土地のことです。

土砂災害（崖崩れ、土石流、地すべり）から住民等の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、これを周知し、警戒避難体制の整備を図ることを目的としています。

（令和7（2025）年4月1日現在）

所在地（字単位）	区域名	土砂災害の原因となる自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
柏崎市米山台、常盤台	米山台一丁目	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	○	○
柏崎市米山台東、米山台	米山台東沢	土石流	平成19年3月6日	○	○
柏崎市赤坂町、寿町	赤坂町	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	○	○
柏崎市希望ヶ丘、半田一丁目、長峰町	希望ヶ丘	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	○	○
柏崎市大字枇杷島	柏崎トンネル東沢（2）	土石流	平成19年3月6日	○	○
柏崎市大字枇杷島、剣野町、三島町、三島西	剣野町	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	○	○
柏崎市大字枇杷島、三島町、剣野町	剣野沢（2）	土石流	平成19年3月6日	○	—
柏崎市大字枇杷島、三島町、剣野町	剣野沢（3）	土石流	平成19年3月6日	○	—
柏崎市大字枇杷島、三島町、剣野町	剣野沢（4）	土石流	平成19年3月6日	○	○
柏崎市大字枇杷島、大字下方	柏崎トンネル東沢（1）	土石流	平成19年3月6日	○	○
柏崎市大字枇杷島、米山台東、三島西、三島町、米山台	剣野沢（1）	土石流	平成19年3月6日	○	○
柏崎市番神、中浜	番神一丁目	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日	○	○
柏崎市大字鯨波	鯨波（1）	土石流	平成19年3月6日	○	—
	鯨波（2）	土石流	平成19年3月6日	○	—
	鯨波（3）	土石流	平成19年3月6日	○	—
	川内（1）	土石流	平成19年3月6日	○	○
	川内（2）	土石流	平成19年3月6日	○	○
	川内（3）	土石流	平成19年3月6日	○	○
	川内（4）	土石流	平成19年3月6日	○	○
	川内（5）	土石流	平成19年3月6日	○	○
	川内（6）	土石流	平成19年3月6日	○	—
	川内（7）	土石流	平成19年3月6日	○	—
	川内（8）	土石流	平成19年3月6日	○	○
	川内（9）	土石流	平成19年3月6日	○	○
柏崎市大字石曾根	笹崎	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日 平成24年3月13日	○	○
	行兼	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日 平成24年3月13日	○	○
	西之入（1）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日 平成24年3月13日	○	○
	西之入（2）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月13日	○	○
	西之入（3）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日 平成24年3月13日	○	○
	小清水（1）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月13日	○	○
	小清水（2）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日 平成24年3月13日	○	○
	小清水（3）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日 平成24年3月13日	○	○
	小清水（4）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日 平成24年3月13日	○	○
	小清水（5）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月6日 平成24年3月13日	○	○
	酒手沢	土石流	平成19年3月6日	○	—

柏崎市大字石曽根	御堂ヶ入沢	土石流	平成19年3月6日	○	—
	法仏沢	土石流	平成19年3月6日	○	—
	西之入（1）	地すべり	平成19年3月6日	○	—
	西之入（2）	地すべり	平成19年3月6日	○	—
	小清水	地すべり	平成19年3月6日	○	—
	石曽根	地すべり	平成19年3月6日	○	—
柏崎市西山町中央台	中央台	急傾斜地の崩壊	平成21年9月11日	○	—
柏崎市大字山本	山本	急傾斜地の崩壊	平成21年9月11日	○	○
柏崎市大字上輪	町向	急傾斜地の崩壊	平成21年9月11日	○	○
			平成30年12月21日		
柏崎市米山町	米山町	地すべり	平成21年9月11日	○	—
柏崎市東の輪町	東の輪	急傾斜地の崩壊	平成21年9月11日	○	—
柏崎市鯨波3丁目	鯨波3丁目	急傾斜地の崩壊	平成21年9月11日	○	—
柏崎市鯨波3丁目	鯨波3丁目東	急傾斜地の崩壊	平成21年9月11日	○	—
柏崎市西港町	西港町	急傾斜地の崩壊	平成21年9月11日	○	—
柏崎市大字鯨波	川内	急傾斜地の崩壊	平成21年9月11日	○	○
柏崎市希望が丘	希望が丘（2）	急傾斜地の崩壊	平成21年9月11日	○	○
柏崎市米山台	米山台	急傾斜地の崩壊	平成21年9月11日	○	○
	米山台東	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
柏崎市寿町	寿町	急傾斜地の崩壊	平成21年9月11日	○	○
柏崎市大字大広田	大広田	地すべり	平成21年9月11日	○	—
	広田	地すべり	平成21年9月11日	○	—
	大広田	土石流	平成21年9月11日	○	—
	西長島	土石流	平成21年9月11日	○	
	大沢（右支）	土石流	平成21年9月11日	○	
	大沢（左支）	土石流	平成21年9月11日	○	
柏崎市大字軽井川	下軽井川（1）	土石流	平成22年6月11日	○	—
	下軽井川（2）	土石流	平成22年6月11日	○	—
	下軽井川（3）	土石流	平成22年6月11日	○	—
柏崎市鯨波2丁目	鯨波2丁目	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
柏崎市西山町坂田	藤掛	土石流	平成22年6月11日	○	—
	唐子田	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	浄土山（1）	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	浄土山（2）	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	坂田（1）	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	坂田（2）	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	坂田（3）	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	坂田（4）	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
柏崎市高柳町岡田	桐沢入沢（1）	土石流	平成22年6月11日	○	—
	桐沢入沢（2）	土石流	平成22年6月11日	○	—
	上岡田	土石流	平成22年6月11日	○	—
	原入川	土石流	平成22年6月11日	○	—
	桐沢	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	岡田（1）	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	岡田（2）	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	岡田（3）	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	原入	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	橋場	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	入村	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○

	前梯子	地すべり	平成22年6月11日	○	
	八重沢	地すべり	平成22年6月11日	○	—
柏崎市高柳町石黒	居谷川（1）	土石流	平成22年6月11日	○	○
	居谷川（2）	土石流	平成22年6月11日	○	—
	上石黒	土石流	平成22年6月11日	○	—
	石黒川（1）	土石流	平成22年6月11日	○	—
	石黒川（2）	土石流	平成22年6月11日	○	○
	堀切沢川	土石流	平成22年6月11日 平成22年6月25日	○	○
	上石黒	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	上石黒（2）	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	猪平	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	○
	寄合	急傾斜地の崩壊	平成22年6月11日	○	—
	松沢	地すべり	平成22年6月11日	○	—
	堀切沢	地すべり	平成22年6月11日	○	—
	石黒（1）	地すべり	平成22年6月11日	○	—
	峯坂	地すべり	平成22年6月11日	○	—
	落合	地すべり	平成22年6月11日	○	—
	居谷	地すべり	平成22年6月11日	○	—
	花坂（追加）	地すべり	平成22年6月11日	○	—
	板畑	地すべり	平成22年6月11日	○	—
	板畑西	地すべり	平成22年6月11日	○	—
	石黒（2）	地すべり	平成22年6月11日	○	—
	ウハガ沢	地すべり	平成22年6月11日	○	—
柏崎市高柳町山中	塩沢（1）	土石流	平成22年12月17日	○	○
	諏訪の入川	土石流	平成22年12月17日	○	—
	塩沢（1）	急傾斜地の崩壊	平成22年12月17日	○	○
	塩沢（2）	急傾斜地の崩壊	平成22年12月17日	○	—
	山中	地すべり	平成22年12月17日	○	—
	塩沢	地すべり	平成22年12月17日	○	—
柏崎市大字谷根	向山川	土石流	平成22年12月17日	○	—
	谷根	急傾斜地の崩壊	平成22年12月17日	○	○
	谷根（2）	急傾斜地の崩壊	平成22年12月17日	○	○
	伊賀平	地すべり	平成22年12月17日	○	—
柏崎市大字小杉	上米山	地すべり	平成22年12月17日	○	—
柏崎市米山町	堂の川	土石流	平成22年12月17日	○	○
	米山	土石流	平成22年12月17日	○	○
	米山町	急傾斜地の崩壊	平成22年12月17日	○	○
	米山町（2）	急傾斜地の崩壊	平成22年12月17日	○	○
	米山町（3）	急傾斜地の崩壊	平成22年12月17日	○	○
	米山町追加	急傾斜地の崩壊	平成22年12月17日	○	○
	鉢崎	地すべり	平成22年12月17日	○	—
	平岩	地すべり	平成22年12月17日	○	—
柏崎市大字旧広田	旧広田	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	旧広田（2）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	旧広田（3）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	旧広田	地すべり	平成23年3月1日	○	—
	竹の平沢	土石流	平成23年3月1日	○	○

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「土砂災害警戒区域一覧」

柏崎市大字西長島	岳の下	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	西長島	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	西長島（2）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	鼻岳（追加）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	鼻岳（追加2）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	中村（追加）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日 平成30年12月21日	○	○
	中村（追加2）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	中村（追加3）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	山本（追加）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	山本（追加2）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	山本（追加3）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	山本（追加4）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	岩清水沢	土石流	平成23年3月1日	○	—
	山本	土石流	平成23年3月1日	○	—
	鼻岳	土石流	平成23年3月1日	○	—
	鼻岳（2）	土石流	平成23年3月1日	○	—
	中村	土石流	平成23年3月1日	○	—
	鼻岳（追加）	土石流	平成23年3月1日	○	○
	鼻岳（追加2）	土石流	平成23年3月1日	○	—
柏崎市西山町別山	甲戸（1）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	後谷	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	立村	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	吉生水	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	甲戸（3）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	砂田（3）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	砂田（1）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	立村（2）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	荒谷	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	吉生水（2）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	甲戸（4）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	吉生水（3）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	甲戸（追加）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	甲戸（追加2）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	荒谷（追加）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月1日	○	○
	甲戸川	土石流	平成23年3月1日	○	—
	荒谷川	土石流	平成23年3月1日	○	—
	立村	土石流	平成23年3月1日	○	—
	別山川	土石流	平成23年3月1日	○	—
	尾頃部	土石流	平成23年3月1日	○	—
	吉生水	土石流	平成23年3月1日	○	○
	別山後谷	土石流	平成23年3月1日	○	—
	荒谷（追加）	土石流	平成23年3月1日	○	—
	荒谷	地すべり	平成23年3月1日	○	—
	甲戸	地すべり	平成23年3月1日	○	—
柏崎市高柳町岡田	鬼沢川	土石流	平成23年3月1日	○	○
柏崎市大字佐水	佐水（1）	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	佐水（2）	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	佐水（3）	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	スシダ沢	土石流	平成24年1月24日	○	—
	沢入	土石流	平成24年1月24日	○	○

柏崎市大字古町	芋川	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	古町（１）	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	古町（２）	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	古町	土石流	平成24年1月24日	○	○
柏崎市大字東条	小田	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	小田追加	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	影沢	地すべり	平成24年1月24日	○	－
	東条	地すべり	平成28年10月28日	○	－
	笹川	地すべり	平成24年1月24日	○	－
柏崎市大字山澗	山澗（１）	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	山澗（２）	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	山澗（３）	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	山澗（４）	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	山澗（５）	急傾斜地の崩壊	平成24年1月24日	○	○
	神沢	土石流	平成24年1月24日	○	－
	引地（１）	土石流	平成24年1月24日	○	－
	引地（２）	土石流	平成24年1月24日	○	－
	引地（３）	土石流	平成24年1月24日	○	－
	小島（１）	土石流	平成24年1月24日	○	－
	小島（２）	土石流	平成24年1月24日	○	－
	広金沢	土石流	平成24年1月24日	○	－
	山澗追加	土石流	平成24年1月24日	○	－
	山澗	地すべり	平成24年1月24日	○	－
	西之入	地すべり	平成24年1月24日	○	－
柏崎市大字石曾根	西之入宮之下	地すべり	平成24年3月13日	○	－
柏崎市大字大沢	大沢向田	地すべり	平成24年3月13日	○	－
柏崎市大字吉井	吉井	急傾斜地の崩壊	平成24年3月13日	○	○
	吉井新田	急傾斜地の崩壊	平成24年3月13日	○	○
	吉井（２）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月13日	○	○
	吉井（４）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月13日	○	○
	受徳寺沢	土石流	平成24年3月13日	○	○
	上吉井	土石流	平成24年3月13日	○	－
	草薙沢	土石流	平成24年3月13日	○	－
柏崎市大字西長島	岩之入（１）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	岩之入（２）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	岩之入（３）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	岩之入（４）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	岩之入（５）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	岩之入（６）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	岩之入（７）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	岩之入（８）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	岩之入（９）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	岩之入（１０）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	岩之入（１１）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	米山沢	土石流	平成24年3月30日	○	－
	道の入沢	土石流	平成24年3月30日	○	－
	阿敷の入沢	土石流	平成24年3月30日	○	－
	宮之入沢	土石流	平成24年3月30日	○	－
	獅ヶ入沢	土石流	平成24年3月30日	○	－
	がじがいり沢	土石流	平成24年3月30日	○	－
	げんねん沢	土石流	平成24年3月30日	○	－

柏崎市大字西長島	袖ヶ久保	地すべり	平成24年3月30日	○	—
	岩之入（1）	地すべり	平成24年3月30日	○	—
	岩之入（2）	地すべり	平成24年3月30日	○	—
	十二ノ木	地すべり	平成24年3月30日	○	—
	岩之入（3）	地すべり	平成24年3月30日	○	—
柏崎市高柳町岡野町	西ノ谷地	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	上の山	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	住吉山	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	ハバシクラ	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	東	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	川磯原	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	裏山	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	馬場詰	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	下平	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	所沢（2）	土石流	平成24年3月30日	○	—
	所沢（1）	土石流	平成24年3月30日	○	—
	川磯	土石流	平成24年3月30日	○	—
柏崎市高柳町高尾	中山	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	入向	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	新屋敷	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	坪野（1）	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	磯之辺	急傾斜地の崩壊	平成24年3月30日	○	○
	寺林	土石流	平成24年3月30日	○	—
	荒神沢	土石流	平成24年3月30日	○	—
	寺地沢	土石流	平成24年3月30日	○	—
	中山沢	土石流	平成24年3月30日	○	—
	前戸川	土石流	平成24年3月30日	○	○
	坪野	地すべり	平成24年3月30日	○	—
	坪野南	地すべり	平成24年3月30日	○	—
	西向	地すべり	平成24年3月30日	○	—
	高尾	地すべり	平成24年3月30日	○	—
	一ノ坂	地すべり	平成24年3月30日	○	—
柏崎市高柳町漆島	漆島	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	漆島（2）	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	上島川	土石流	平成24年9月28日	○	○
	高尾	土石流	平成24年9月28日	○	○
	男山	地すべり	平成24年9月28日	○	—
柏崎市高柳町栃ヶ原	栃ヶ原	地すべり	平成24年9月28日	○	—
柏崎市大字大広田	大広田	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	広田鉦泉	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	広田鉦泉（2）	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	広田鉦泉（3）	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	大広田（2）	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	大広田（3）	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	大広田（4）	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	大広田（5）	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	大広田（6）	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	大広田（2）	土石流	平成24年9月28日	○	—
	大広田（3）	土石流	平成24年9月28日	○	—
	大広田（4）－1	土石流	平成24年9月28日	○	—

柏崎市大字大広田	大広田（４）－２	土石流	平成24年9月28日	○	－
	大広田（５）	土石流	平成24年9月28日	○	○
	湯元	地すべり	平成24年9月28日	○	－
柏崎市大字森近	森近	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	森近（２）	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	森近（３）	急傾斜地の崩壊	平成24年9月28日	○	○
	十二平沢	土石流	平成24年9月28日	○	○
	森近	土石流	平成24年9月28日	○	－
	森近	地すべり	平成24年9月28日	○	－
柏崎市大字東長島	大角間（２）	急傾斜地の崩壊	平成25年2月22日	○	○
	大角間（３）	急傾斜地の崩壊	平成25年2月22日	○	○
	大角間（４）	急傾斜地の崩壊	平成25年2月22日	○	○
	大角間（５）	急傾斜地の崩壊	平成25年2月22日	○	○
	大角間（６）	急傾斜地の崩壊	平成25年2月22日	○	－
	大角間（７）	急傾斜地の崩壊	平成25年2月22日	○	○
	大角間（８）	急傾斜地の崩壊	平成25年2月22日	○	○
	入田沢（１）	土石流	平成25年2月22日	○	－
	入田沢（２）	土石流	平成25年2月22日	○	－
	大角間	土石流	平成25年2月22日	○	－
	大角間（２）	土石流	平成25年2月22日	○	－
	大角間（３）	土石流	平成25年2月22日	○	－
	大角間（４）	土石流	平成25年2月22日	○	－
	大角間（５）	土石流	平成25年2月22日	○	－
	松葉沢	土石流	平成25年2月22日	○	－
柏崎市大字南下	堀	地すべり	平成25年3月22日	○	－
柏崎市大字善根	久之木	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	久之木（２）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	久木太（１）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	久木太（２）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	佐之久	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	善根（１）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	善根（２）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	石川	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	飛岡	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	飛岡（３）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	飛岡（４）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	カジ沢	土石流	平成25年3月22日	○	○
	久之木	土石流	平成25年3月22日	○	－
	久木太沢	土石流	平成25年3月22日	○	○
	屏風沢	土石流	平成25年3月22日	○	○
	久木太	地すべり	平成25年3月22日	○	－
	石川	地すべり	平成25年3月22日	○	－
柏崎市大字堀	堀（１）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	堀（２）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	堀（３）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	堀（４）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	堀（５）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	堀（６）	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
	堀（１）	土石流	平成25年3月22日	○	－
	堀（２）	土石流	平成25年3月22日	○	－
	堀（３）	土石流	平成25年3月22日	○	○

柏崎市大字東長島	大角間	地すべり	平成25年3月22日	○	—
	大角間（追加Ⅱ）	地すべり	平成25年3月22日	○	—
柏崎市高柳町石黒	川向	急傾斜地の崩壊	平成25年3月22日	○	○
柏崎市番神一丁目	番神	急傾斜地の崩壊	平成25年8月30日	○	○
柏崎市番神二丁目	番神二丁目	急傾斜地の崩壊	平成25年8月30日	○	—
柏崎市大字南下	南下（1）	急傾斜地の崩壊	平成25年10月4日	○	○
	南下（2）	急傾斜地の崩壊	平成25年10月4日	○	○
	南下（3）	急傾斜地の崩壊	平成25年10月4日	○	○
	与次ヶ入沢	土石流	平成25年10月4日	○	○
	南下（1）	土石流	平成25年10月4日	○	—
	南下（2）	土石流	平成25年10月4日	○	○
	水上沢	土石流	平成25年10月4日	○	—
	南下	地すべり	平成25年10月4日	○	—
柏崎市大字古町	古町	地すべり	平成25年10月4日	○	—
柏崎市大字米山町	小滝沢	土石流	平成25年10月4日	○	○
柏崎市大字芋川	芋川（1）	急傾斜地の崩壊	平成25年10月4日	○	○
	芋川（2）	急傾斜地の崩壊	平成25年10月4日	○	○
	浦山沢	土石流	平成25年10月4日	○	○
	芋川	土石流	平成25年10月4日	○	○
	芋川（1）	地すべり	平成25年10月4日	○	—
	芋川（2）	地すべり	平成25年10月4日	○	—
柏崎市大字吉井	吉井（3）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	吉井（5）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	吉井（6）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	吉井（7）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	菊尾	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	菊尾	地すべり	平成26年3月7日	○	—
柏崎市大字矢田	矢田（1）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	矢田（2）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	矢田（3）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	矢田（4）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	柳沢（1）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	柳沢（2）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	飯寺	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	西部入川	土石流	平成26年3月7日	○	—
	柳沢（1）	土石流	平成26年3月7日	○	○
	柳沢（2）	土石流	平成26年3月7日	○	○
	飯寺	地すべり	平成26年3月7日	○	—
柏崎市大字曽地	曽地（1）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	曽地（2）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	—
	曽地（3）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	曽地（4）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	—
	曽地南	地すべり	平成26年3月7日	○	—
柏崎市大字東長島	杉平（1）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	杉平（2）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	杉平（3）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	杉平（4）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	杉平（5）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○
	杉平（6）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月7日	○	○

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「土砂災害警戒区域一覧」

	杉平（１）	土石流	平成26年3月7日	○	—
	杉平（２）	土石流	平成26年3月7日	○	—
	杉平（３）	土石流	平成26年3月7日	○	○
	杉平（４）	土石流	平成26年3月7日	○	○
	杉平（５）	土石流	平成26年3月7日	○	—
	杉野入沢	土石流	平成26年3月7日	○	—
	沢の入沢	土石流	平成26年3月7日	○	—
柏崎市大字上輪	上輪（１）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	○
	上輪（２）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	○
	上輪（３）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	○
	上輪（４）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	—
	上輪	地すべり	平成26年3月18日	○	—
柏崎市大字軽井川	軽井川（１）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	○
	軽井川（２）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	○
	軽井川（３）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	○
	軽井川（４）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	○
	軽井川（５）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	○
	軽井川（６）	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	○
柏崎市大字宮川	宮川	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	—
	大浜平	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	○
	向山	急傾斜地の崩壊	平成26年3月18日	○	○
	高浜小学校	土石流	平成26年3月18日	○	—
	宮川沢	土石流	平成26年3月18日	○	—
柏崎市大字善根	久之木（３）	急傾斜地の崩壊	平成26年6月20日	○	○
柏崎市大字東長島	大角間（１）	急傾斜地の崩壊	平成26年6月20日	○	○
柏崎市大字西長島	西長島	地すべり	平成26年6月20日	○	—
柏崎市大字旧広田	旧広田（２）	地すべり	平成26年6月20日	○	—
柏崎市大字笠島	笠島	急傾斜地の崩壊	平成26年10月28日	○	○
	笠島（２）	急傾斜地の崩壊	平成26年10月28日	○	○
	笠島（３）	急傾斜地の崩壊	平成26年10月28日	○	○
	笠島（４）	急傾斜地の崩壊	平成26年10月28日	○	○
	笠島（５）	急傾斜地の崩壊	平成26年10月28日	○	○
	笠島（６）	急傾斜地の崩壊	平成26年10月28日	○	○
	笠島（７）	急傾斜地の崩壊	平成26年10月28日	○	—
	笠島（８）	急傾斜地の崩壊	平成26年10月28日	○	○
	笠島（９）	急傾斜地の崩壊	平成26年10月28日	○	○
	笠島（10）	急傾斜地の崩壊	平成26年10月28日	○	○
	笠島（11）	急傾斜地の崩壊	平成26年10月28日	○	○
	水の入沢	土石流	平成26年10月28日	○	○
	笠坂川（１）	土石流	平成26年10月28日	○	○
	笠坂川（２）	土石流	平成26年10月28日	○	○
	笠島（１）	土石流	平成26年10月28日	○	○
	笠島（２）	土石流	平成26年10月28日	○	—
	笠島	地すべり	平成26年10月28日	○	—
柏崎市大字東長島	峠	急傾斜地の崩壊	平成26年12月9日	○	○
	夏渡（１）	急傾斜地の崩壊	平成26年12月9日	○	○
	夏渡（２）	急傾斜地の崩壊	平成26年12月9日	○	○
	鷹之巣	急傾斜地の崩壊	平成26年12月9日	○	○
	鷹之巣北	地すべり	平成26年12月9日	○	—
	峠東	地すべり	平成26年12月9日	○	—
	杉平	地すべり	平成26年12月9日	○	—
柏崎市大字吉井黒川	吉井黒川	急傾斜地の崩壊	平成26年12月9日	○	○
	吉井黒川	土石流	平成26年12月9日	○	—
	吉井黒川	地すべり	平成26年12月9日	○	—
柏崎市枇杷島	枇杷島（１）	土石流	平成27年2月10日	○	○
	枇杷島（２）	土石流	平成27年2月10日	○	—
柏崎市鯨波二丁目	鯨波	急傾斜地の崩壊	平成27年2月10日	○	○

柏崎市赤坂町	赤坂町 (2)	急傾斜地の崩壊	平成27年2月10日	○	○
柏崎市新赤坂	新赤坂 (1)	急傾斜地の崩壊	平成27年2月10日	○	○
	新赤坂 (2)	急傾斜地の崩壊	平成27年2月10日	○	—
	新赤坂 (3)	急傾斜地の崩壊	平成27年2月10日	○	○
	新赤坂 (4)	急傾斜地の崩壊	平成27年2月10日	○	○
	新赤坂 (1)	土石流	平成27年2月10日	○	—
	新赤坂 (2)	土石流	平成27年2月10日	○	○
	新赤坂 (3)	土石流	平成27年2月10日	○	—
	新赤坂 (4)	土石流	平成27年2月10日	○	—
	新赤坂 (5)	土石流	平成27年2月10日	○	○
柏崎市大字枇杷島	三島町 (1)	急傾斜地の崩壊	平成27年2月10日	○	○
	三島町 (2)	急傾斜地の崩壊	平成27年2月10日	○	○
柏崎市大字鯨波	鯨波 (4)	急傾斜地の崩壊	平成27年2月10日	○	—
柏崎市大字青海川	青海川	急傾斜地の崩壊	平成27年7月31日	○	○
	青海川 (2)	急傾斜地の崩壊	平成27年7月31日	○	○
	青海川 (3)	急傾斜地の崩壊	平成27年7月31日	○	○
	青海川 (4)	急傾斜地の崩壊	平成27年7月31日	○	○
	青海川 (5)	急傾斜地の崩壊	平成27年7月31日	○	—
	青海川 (6)	急傾斜地の崩壊	平成27年7月31日	○	—
	青海川 (7)	急傾斜地の崩壊	平成27年7月31日	○	—
	青海川東	急傾斜地の崩壊	平成27年7月31日	○	○
	梨木平沢	土石流	平成27年7月31日	○	○
	青海川 (1)	土石流	平成27年7月31日	○	—
	青海川 (2)	土石流	平成27年7月31日	○	—
	青海川	地すべり	平成27年7月31日	○	—
柏崎市西山町坂田	坂田 (5)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	坂田 (6)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	坂田 (7)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	坂田 (8)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	坂田 (9)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	坂田 (10)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	坂田 (11)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	—
	坂田 (12)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	坂田 (13)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	坂田 (14)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	浄土山 (3)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	坂田	土石流	平成27年12月1日	○	○
柏崎市西山町長嶺	宮ノ裏	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	長嶺	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	長嶺 (2)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	長嶺 (3)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	長嶺 (4)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	長嶺 (5)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	長嶺 (6)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	長嶺 (7)	急傾斜地の崩壊	平成27年12月1日	○	○
	五百地	土石流	平成27年12月1日	○	—
	長嶺	土石流	平成27年12月1日	○	—
	長嶺 (2)	土石流	平成27年12月1日	○	○
	長嶺 (3)	土石流	平成27年12月1日	○	—
	長嶺 (4)	土石流	平成27年12月1日	○	—
	長嶺 (5)	土石流	平成27年12月1日	○	—
柏崎市大字大平	大平	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	大平	土石流	平成28年3月22日	○	○
	堂前沢	土石流	平成28年3月22日	○	○
	下大平	土石流	平成28年3月22日	○	○
	大畑	地すべり	平成28年3月22日	○	—
	大畑 (追加)	地すべり	平成28年3月22日	○	—
柏崎市大字大清水	大清水 (1)	土石流	平成28年3月22日	○	○
	大清水 (2)	土石流	平成28年3月22日	○	○
	大清水 (3)	土石流	平成28年3月22日	○	○
	吉尾	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	—

柏崎市大字吉尾	中丹穂沢	土石流	平成28年3月22日	○	—
	吉尾	地すべり	平成28年3月22日	○	—
柏崎市大字蕨野	蕨野	地すべり	平成28年3月22日	○	—
柏崎市大字北条	家近	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	清水尻	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	北条（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	北条（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	北条	土石流	平成28年3月22日	○	○
	北条（2）	土石流	平成28年3月22日	○	—
	北条	地すべり	平成28年3月22日	○	—
	今熊	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
柏崎市大字本条	赤尾	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	本条（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	本条（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	加入沢	土石流	平成28年3月22日	○	—
	城の下沢	土石流	平成28年3月22日	○	—
	本条	地すべり	平成28年3月22日	○	—
	本条（2）	地すべり	平成28年3月22日	○	—
柏崎市大字軽井川	上軽井川	土石流	平成28年3月22日	○	○
柏崎市大字折居	穴畑沢	土石流	平成28年3月22日	○	○
	餅粮	地すべり	平成28年3月22日	○	—
	北向	地すべり	平成28年3月22日	○	—
	折居	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
柏崎市大字市野新田	市野新田	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	蔵ノ下沢	土石流	平成28年3月22日	○	○
	水沢	土石流	平成28年3月22日	○	○
	市野新田	土石流	平成28年3月22日	○	○
	市野新田	地すべり	平成28年3月22日	○	—
柏崎市西山町石地	石地	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	石地（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	—
	飯森	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	石地	地すべり	平成28年3月22日	○	—
柏崎市西山町大津	大津（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	大津（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	大津（3）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	大津（4）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	大津（5）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	大津（6）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	—
	大津（7）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	大津（8）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	千鳥ヶ池	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	横道	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	大津	土石流	平成28年3月22日	○	—
	大津	地すべり	平成28年3月22日	○	—
	大津（2）	地すべり	平成28年3月22日	○	—
	大津（3）	地すべり	平成28年3月22日	○	—
	西ヶ崎	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
柏崎市西山町鎌田	鎌田（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	鎌田（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	鎌田（3）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	鎌田（4）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	鎌田（5）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	鎌田（6）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	鎌田（7）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	鎌田（8）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	鎌田（9）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	鎌田（10）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	上鎌田（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	上鎌田（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	上鎌田（3）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	中鎌田	土石流	平成28年3月22日	○	—

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「土砂災害警戒区域一覧」

	トノ沢	土石流	平成28年3月22日	○	—
	上鎌田（2）	土石流	平成28年3月22日	○	○
	鎌田（1）	土石流	平成28年3月22日	○	—
	鎌田（2）	土石流	平成28年3月22日	○	—
	無重刈	地すべり	平成28年3月22日	○	—
	鎌田（1）	地すべり	平成28年3月22日	○	—
	鎌田（2）	地すべり	平成28年3月22日	○	—
柏崎市西山町妙法寺	雀田	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	雀田（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	苗代	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	仲橋	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	妙法寺（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
	松ノ木田川	土石流	平成28年3月22日	○	—
	妙法寺（2）	地すべり	平成28年3月22日	○	—
柏崎市西山町長嶺	五百池	急傾斜地の崩壊	平成28年3月22日	○	○
柏崎市大字黒滝	黒滝	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	成沢	土石流	平成28年4月26日	○	○
	黒滝	土石流	平成28年4月26日	○	—
	黒滝（2）	土石流	平成28年4月26日	○	—
	黒滝（3）	土石流	平成28年4月26日	○	○
	滝入	土石流	平成28年4月26日	○	○
	貝渕（1）	土石流	平成28年4月26日	○	—
柏崎市大字貝渕	貝渕（2）	土石流	平成28年4月26日	○	—
	貝渕（3）	土石流	平成28年4月26日	○	—
柏崎市大字女谷	高原田（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	女谷	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	駒の間	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	与市沢	土石流	平成28年4月26日	○	—
	上野沢	土石流	平成28年4月26日	○	—
	入和田沢	土石流	平成28年4月26日	○	—
	大石ヶ入沢	土石流	平成28年4月26日	○	○
	女谷	地すべり	平成28年4月26日	○	—
	上野	地すべり	平成28年4月26日	○	—
	小牧	地すべり	平成28年4月26日	○	—
柏崎市西山町大崎	机立	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	大崎（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	大崎（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	大崎（3）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	—
	大崎（4）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	大崎（5）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	大崎（1）	土石流	平成28年4月26日	○	—
	大崎（3）	土石流	平成28年4月26日	○	—
柏崎市西山町尾町	大崎（2）	地すべり	平成28年4月26日	○	—
	滝の入	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	尾町（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	尾町（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	尾町（3）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	尾町（4）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	尾町（5）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	尾町（6）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	—
	尾町	土石流	平成28年4月26日	○	—
柏崎市西山町甲田	尾町	地すべり	平成28年4月26日	○	—
	甲田	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	入甲田	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	甲田	土石流	平成28年4月26日	○	—
	甲田（2）	土石流	平成28年4月26日	○	—
柏崎市高柳町門出	甲田（3）	土石流	平成28年4月26日	○	—
	門出	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	—
	門出（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	門出（3）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	門出（4）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	—

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「土砂災害警戒区域一覧」

	門出（5）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	門出（6）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	—
	門出（7）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	門出（8）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	—
	門出（9）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	○
	門出（10）	急傾斜地の崩壊	平成28年4月26日	○	—
	中ノ坪	地すべり	平成28年4月26日	○	—
	兔田	地すべり	平成28年4月26日	○	—
柏崎市高柳町石黒	風張	地すべり	平成28年4月26日	○	—
柏崎市大字加納	下加納（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	加納	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	下加納	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	加納（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	加納（3）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	加納（4）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	加納（5）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	為戸沢	土石流	平成28年8月9日	○	—
	加納（1）	土石流	平成28年8月9日	○	—
	加納（2）	土石流	平成28年8月9日	○	—
柏崎市大字宮之窪	宮之窪	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	鷺尾平沢	土石流	平成28年8月9日	○	—
柏崎市大字宮平	宮平	地すべり	平成28年8月9日	○	—
	宮平（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	宮平（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	鳥の子入	土石流	平成28年8月9日	○	—
	山王入	土石流	平成28年8月9日	○	—
柏崎市大字新道	新道（1）	土石流	平成28年8月9日	○	—
	新道（2）	土石流	平成28年8月9日	○	—
	新道（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	新道（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
柏崎市大南条	追田	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	南条（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	南条（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	南条	地すべり	平成28年8月9日	○	—
柏崎市大字与板	花水	土石流	平成28年8月9日	○	—
	与板（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	与板（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	与板	土石流	平成28年8月9日	○	○
	与板（2）	土石流	平成28年8月9日	○	—
	与板（3）	土石流	平成28年8月9日	○	—
柏崎市米山台	米山台（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	—
	米山台（3）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	米山台（5）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	米山台（4）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	米山台（6）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	米山台（7）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
	米山台（8）	急傾斜地の崩壊	平成28年8月9日	○	○
柏崎市大字西長島	西長島（2）	地すべり	平成28年10月28日	○	—
柏崎市大字小田山新田	小田山新田	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	折田沢	土石流	平成28年10月28日	○	○
柏崎市大字東条	赤尾	地すべり	平成28年10月28日	○	—
柏崎市大字善根	善根	地すべり	平成28年10月28日	○	—
柏崎市大字花田	花田	地すべり	平成28年10月28日	○	—
柏崎市大字小島	小島（1）	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	小島（2）	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	小島（3）	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	小島（4）	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	小島（5）	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	入小島	土石流	平成28年10月28日	○	○
	山澗	土石流	平成28年10月28日	○	—
	小島	土石流	平成28年10月28日	○	—

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「土砂災害警戒区域一覧」

	小島	地すべり	平成28年10月28日	○	—
	小島(2)	地すべり	平成28年10月28日	○	—
柏崎市西山町内方	内方一組	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	内方二組	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	内方三組	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	和田	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
柏崎市西山町和田	和田(2)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	和田(3)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	北野(2)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	北野(3)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	露ナシ(1)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	露ナシ(2)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	五十刈(1)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	五十刈(2)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	長磯	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
柏崎市西山町後谷	宮ノ前	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	後谷(2)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	後谷(3)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	後谷(4)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
柏崎市西山町緑が丘	北野(1)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
柏崎市西山町新保	新保(1)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	新保(2)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
	新保(3)	急傾斜地の崩壊	平成28年10月28日	○	○
柏崎市大字木沢	木沢	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	木沢(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	木沢(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	—
	滝ノ入沢	土石流	平成29年1月27日	○	—
	弘川	地すべり	平成29年1月27日	○	—
柏崎市大字平井	平井	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	千刈	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
柏崎市大字田屋	田屋(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	田屋(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	田屋(3)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	—
	ツベタ川	土石流	平成29年1月27日	○	○
	坂ノ脇沢	土石流	平成29年1月27日	○	○
	住吉沢	土石流	平成29年1月27日	○	○
	弘川	土石流	平成29年1月27日	○	○
	吉ヶ沢	土石流	平成29年1月27日	○	○
	花坂沢	土石流	平成29年1月27日	○	○
	田屋(1)	土石流	平成29年1月27日	○	○
	大平	土石流	平成29年1月27日	○	—
柏崎市大字椎谷	椎谷	地すべり	平成29年1月27日	○	—
	椎谷(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	椎谷(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	角城	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	坂の下	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	宮川(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	椎谷観音堂	土石流	平成29年1月27日	○	—
	机立沢	土石流	平成29年1月27日	○	○
	机立沢(2)	土石流	平成29年1月27日	○	—
	カンムキ	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
柏崎市大字清水谷	テッキョムキ	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	水上沢	土石流	平成29年1月27日	○	○
	清水谷	地すべり	平成29年1月27日	○	—
	成沢	地すべり	平成29年1月27日	○	—
柏崎市大字成沢	成沢	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	成沢(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	成沢(3)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	成沢(4)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
柏崎市大字小黒須	小黒須(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	小黒須(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	小黒須(1)	土石流	平成29年1月27日	○	—

	小黒須	地すべり	平成29年1月27日	○	—
柏崎市大字細越	細越	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	細越（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	細越（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
柏崎市大字五十土	五十土	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	五十土（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	—
	五十土（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	五十土	地すべり	平成29年1月27日	○	—
	五十土（2）	地すべり	平成29年1月27日	○	—
柏崎市大字宮川	宮川	地すべり	平成29年1月27日	○	—
柏崎市大字安田	涎清水沢	土石流	平成29年1月27日	○	—
	安田	土石流	平成29年1月27日	○	—
	明神（1）	土石流	平成29年1月27日	○	—
	明神（2）	土石流	平成29年1月27日	○	—
	安田（2）	土石流	平成29年1月27日	○	—
	明神（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	神田	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	向山	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	卵塔	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	姥ヶ谷	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	安田（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日 平成30年12月21日	○	○
	安田（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	安田（3）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	安田	地すべり	平成29年1月27日	○	—
柏崎市西山町礼拝	礼拝（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
柏崎市西山町藤掛	藤掛（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	藤掛（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	藤掛（3）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	藤掛（4）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	藤掛（5）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	吉田	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	吉田川	土石流	平成29年1月27日	○	—
	吉田	地すべり	平成29年1月27日	○	—
柏崎市西山町田沢	田沢	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	田沢（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	田沢（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	—
	田沢（3）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	田沢（4）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	田沢（5）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	田沢（6）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	田沢（8）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	コハツ沢	土石流	平成29年1月27日	○	—
	田沢	地すべり	平成29年1月27日	○	—
柏崎市西山町池浦	池浦（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	池浦（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	池浦（3）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	池浦（4）	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
柏崎市西山町下山田	山王	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	前池	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	下山田	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	城ノ口	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	下山田	地すべり	平成29年1月27日	○	—
柏崎市西山町伊毛	菅谷	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	向山	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	覚寺	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	タテノ入	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	伊毛	急傾斜地の崩壊	平成29年1月27日	○	○
	タテノ入	土石流	平成29年1月27日	○	○
	伊毛	土石流	平成29年1月27日	○	—
	覚寺沢	土石流	平成29年1月27日	○	—

	伊毛	地すべり	平成29年1月27日	○	—
柏崎市大字畔屋	畔屋	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	畔屋(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	畔屋(3)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	畔屋(4)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	畔屋(5)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	畔屋(6)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	畔屋(7)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	畔屋(8)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	—
	畔屋(9)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	畔屋(1)	土石流	平成29年2月7日	○	—
柏崎市大字久米	久米(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	—
柏崎市西山町浜忠	松田沢(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	松田沢(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	権現堂(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	権現堂(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	権現堂(3)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日 平成30年12月21日	○	○
	権現堂(4)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	一の宮(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	一の宮(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	屋敷田	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	二位殿(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	二位殿(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	井ノ町	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	浜田	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	一の宮	土石流	平成29年2月7日	○	○
	井ノ町	土石流	平成29年2月7日	○	—
	松田沢	土石流	平成29年2月7日	○	○
	権現堂(1)	土石流	平成29年2月7日	○	—
	権現堂(2)	土石流	平成29年2月7日	○	—
	権現堂(3)	土石流	平成29年2月7日	○	○
	二位殿川	土石流	平成29年2月7日	○	—
	二位殿(1)	土石流	平成29年2月7日	○	—
	二位殿(2)	土石流	平成29年2月7日	○	○
	権現堂	地すべり	平成29年2月7日	○	—
	井ノ町	地すべり	平成29年2月7日	○	—
柏崎市西山町坂田	礼拝(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年2月7日	○	○
	坂田	地すべり	平成29年2月7日	○	—
柏崎市高柳町岡野町	岡野町	地すべり	平成29年2月7日	○	—
柏崎市緑町	緑町(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	緑町(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	緑町(3)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	緑町(4)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
柏崎市若葉町	若葉町	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
柏崎市中浜	中浜一丁目	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
柏崎市大字野田	家ノ浦沢	土石流	平成29年3月28日	○	—
	熊谷(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	熊谷(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	島(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	苛島(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	苛島(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	島(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	野田(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	—
	秋葉山	土石流	平成29年3月28日	○	—
	出合	土石流	平成29年3月28日	○	○
	苛島	土石流	平成29年3月28日	○	—
柏崎市大字山室	山室(1)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	山室(2)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	山室(3)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	山室(4)	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「土砂災害警戒区域一覧」

	山室（5）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	山室	地すべり	平成29年3月28日	○	—
柏崎市大久保	大久保（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	大久保（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
柏崎市赤坂町	赤坂町（3）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
柏崎市西山町別山	別山（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
柏崎市西山町尾野内	尾野内（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	尾野内（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	尾野内（3）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	尾野内	土石流	平成29年3月28日	○	—
	下尾野内	土石流	平成29年3月28日	○	○
柏崎市西山町二田	二田（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	二田（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	二田（4）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	二田（3）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	二田（5）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	二田（6）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	二田（7）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	—
	二田	土石流	平成29年3月28日	○	—
	藤掛	地すべり	平成29年3月28日	○	—
	二田	地すべり	平成29年3月28日	○	—
柏崎市西山町灰爪	灰爪（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	灰爪（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	灰爪（3）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	灰爪（4）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
柏崎市高柳町門出	門出（11）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	—
柏崎市高柳町田代	田代（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	—
	田代（3）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	田代	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
	田代	土石流	平成29年3月28日	○	—
	田代（2）	土石流	平成29年3月28日	○	—
	高柳町田代	地すべり	平成29年3月28日	○	—
柏崎市高柳町荻ノ島	荻ノ島（1）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	—
	荻ノ島（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	—
	荻ノ島（3）	急傾斜地の崩壊	平成29年3月28日	○	○
柏崎市西山町上山田	上山田	急傾斜地の崩壊	平成29年7月11日	○	○
	上山田（2）	急傾斜地の崩壊	平成29年7月11日	○	○
	上山田（3）	急傾斜地の崩壊	平成29年7月11日	○	○
	上山田（4）	急傾斜地の崩壊	平成29年7月11日	○	○
	上山田（5）	急傾斜地の崩壊	平成29年7月11日	○	○
	寺入川	土石流	平成29年7月11日	○	—
	京井谷	地すべり	平成29年7月11日	○	—
柏崎市高柳町荻ノ島	荻ノ島	地すべり	平成29年8月29日	○	—
柏崎市大字軽井川	軽井川（7）	急傾斜地の崩壊	平成29年11月28日 平成30年12月21日	○	○
柏崎市番神二丁目	西番神	急傾斜地の崩壊	平成31年3月19日	○	○
柏崎市米山町	大清水	地すべり	令和4年3月4日	○	—
柏崎市米山町	小滝沢	土石流	令和4年3月4日	○	○
柏崎市西山町別山	砂田	地すべり	令和4年3月15日	○	—

5-1 土石流危険渓流

(1) 危険渓流I

渓流番号	河川名	渓流名	字	渓流長 (km)	流域面積 (kni)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等
205-I-001	鎌田川	椎谷観音堂	椎谷観音堂	0.24	0.02	18	6	
205-I-002	鎌田川	椎谷	椎谷	0.07	0.05	0	0	宿泊所宿泊施設2
205-I-003	鎌田川	竜泉寺	宮川	0.13	0.02	0	0	学校教育施設1
205-I-004	向山川	宮川沢	宮川 向山	0.09	0.03	3	1	教会1
205-I-005	吉井川	受徳寺沢	吉井 草薙	0.30	0.15	36	12	寺院神社1
205-I-006	吉井川	上吉井	吉井	0.45	0.12	36	12	寺院寺等1
205-I-007	吉井川	草薙沢	吉井 草薙	0.40	0.06	51	17	
205-I-008	吉井川	正部入川	矢田 正部入	0.30	0.11	21	7	
205-I-009	鯖石川	加入沢	本条 加入沢	0.11	0.09	48	16	集会所集会施設1
205-I-010	鯖石川	城の下沢	本条 竹生島	0.12	0.07	24	8	
205-I-011	長鳥川	小坂沢	十日市	0.23	0.10	42	14	
205-I-012	長鳥川	三九沢	北条 荒町	0.17	0.03	57	19	寺院寺等3
205-I-013	長鳥川	穴ぐら沢	北条 荒町	0.16	0.06	63	21	寺院寺等3
205-I-014	高津川	広金沢	山潤 広金	0.18	0.03	21	7	
205-I-015	長鳥川	入小島	入小島	0.08	0.03	15	5	
205-I-016	長鳥川	引地	引地	0.29	0.07	30	10	
205-I-017	長鳥川	竹の平沢	旧広田 引地	0.05	0.06	45	15	
205-I-018	長鳥川	岩清水沢	引地	0.12	0.07	18	6	
205-I-019	長鳥川	引地	引地	0.10	0.13	24	8	
205-I-020	長鳥川	鼻岳	鼻岳	0.15	0.10	0	0	学校教育施設1
205-I-021	長鳥川	旧広田	旧広田	0.10	0.02	0	0	学校教育施設1
205-I-022	長鳥川	入田沢	東長鳥 入田	0.20	0.14	12	4	公民館集会施設1
205-I-023	長鳥川	杉野入沢	東長鳥 杉野入	0.23	0.03	18	6	
205-I-024	長鳥川	沢の入沢	東長鳥 沢の入	0.30	0.07	18	6	
205-I-025	岩之入川	米山沢	西長鳥 道ノ入	0.14	0.05	15	5	
205-I-026	岩之入川	道の入沢	西長鳥 道ノ入	0.12	0.03	24	8	
205-I-027	岩之入川	小豆入沢	西長鳥 阿敷ノ入	0.10	0.04	18	6	
205-I-028	岩之入川	ししげる沢	西長鳥 宮ノ入	0.03	0.06	15	5	
205-I-029	岩之入川	げんねん沢	西長鳥 獅ノ入	0.06	0.01	18	6	
205-I-030	岩之入川	栃窪沢	西長鳥 栃窪	0.25	0.07	15	5	
205-I-031	広田川	西長鳥	西長鳥	0.20	0.15	0	0	宿泊所宿泊施設1
205-I-032	広田川	大沢沢	大広田 大沢	0.21	0.12	0	0	宿泊所宿泊施設1
205-I-033	久ノ木川	屏風滝	善根	1.77	0.79	21	7	
205-I-034	石川	扇倉沢	善根 石川	0.60	0.78	33	11	
205-I-035	鯖石川	久木太沢	善根 久木太	0.20	0.04	36	12	集会所集会施設1
205-I-036	鯖石川	十二平沢	森近 十二平	0.20	0.23	90	30	集会所集会施設1
205-I-037	鯖石川	越水川	石曾根 酒手沢	0.09	0.05	42	14	
205-I-038	西之入川	御堂ヶ入沢	石曾根 御堂ヶ入	0.27	0.20	48	16	
205-I-039	鯖石川	花水沢	与板 花水	0.15	0.02	24	8	寺院寺等1
205-I-040	鯖石川	南谷沢	加納 南谷	0.02	0.02	18	6	
205-I-041	鵜川	為戸沢	加納 為戸	0.12	0.08	15	5	
205-I-042	鯖石川	延清水沢	安田 延清水	0.15	0.05	18	6	
205-I-043	鵜川	水上沢	南下 水上	0.10	0.06	30	10	
205-I-044	鵜川	古町	古町	0.04	0.05	39	13	集会所集会施設1
205-I-045	上条芋川	浦山沢	芋川 浦山	0.30	0.14	27	9	公民館集会施設1

溪流番号	河川名	溪流名	字	溪流長 (km)	流域面積 (kni)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等
205-I-046	鵜川	外山沢	佐水外山	0. 12	0. 14	21	7	
205-I-047	上条芋川	上ノ坂沢	細越 上ノ坂	0. 30	0. 03	18	6	
205-I-048	鵜川	油津倉沢	清水谷 油津倉	0. 60	0. 06	27	9	
205-I-049	鵜川	水上沢	清水谷 水上沢	0. 50	0. 30	33	11	
205-I-050	鵜川	亀石沢	清水谷 亀石	0. 40	0. 16	6	2	集会所集会施設1
205-I-051	鵜川	大石ヶ入沢	女谷 大石ヶ入	0. 88	0. 50	18	6	
205-I-052	鵜川	蔵ノ下沢	市野新田 蔵ノ下	0. 25	0. 10	18	6	
205-I-053	鵜川	高原田沢	女谷 高原田	0. 45	0. 08	18	6	寺院寺等1
205-I-054	鵜川	番屋沢	女谷 番屋	0. 40	0. 06	18	6	
205-I-055	鵜川	熊谷	熊谷	0. 26	0. 14	0	0	寺院寺等1
205-I-056	弘川	家ノ浦川	木沢 家ノ浦	0. 02	0. 02	21	7	
205-I-057	弘川	滝ノ入沢	木沢 滝ノ入沢	0. 13	0. 55	27	9	集会所集会施設1
205-I-058	弘川	住吉沢	田屋 住吉	0. 29	0. 83	15	5	
205-I-059	田屋川	吉ヶ沢	田屋 吉ヶ沢	0. 88	0. 87	42	14	
205-I-060	田屋川	花坂沢	田屋 花坂	0. 29	0. 18	18	6	
205-I-061	田屋川	久根下沢	田屋 根下	0. 50	0. 08	18	6	
205-I-062	鵜川	鷺尾平沢	宮之窪 鷺尾平	0. 53	0. 37	33	11	
205-I-063	鵜川	成沢	黒滝 成沢	0. 26	0. 26	0	0	寺院寺等1
205-I-064	鵜川	三島町3	三島町	0. 38	0. 18	87	29	
205-I-065	鵜川	下米山台	米山台	0. 31	0. 04	51	17	
205-I-066	鵜川	中米山台	米山台	0. 43	0. 05	63	21	
205-I-067	鵜川	上米山台	米山台	0. 22	0. 02	153	51	
205-I-068	前川	上川内	川内	0. 39	0. 03	48	16	
205-I-069	前川	下川内	川内	0. 29	0. 08	15	5	
205-I-070	谷根川	向山川	谷根 向山	0. 25	0. 03	66	22	宿泊、公民、学校1
205-I-071	谷根川	宮平沢	谷根 宮平	1. 61	4. 37	12	4	宿泊所宿泊施設1
205-I-072	谷根川	梨木平沢	青海川 梨木平	0. 30	0. 02	18	6	
205-I-073	笠島川	上が石沢	笠島 上ヶ石	0. 17	0. 11	18	6	国道8号国道0. 08
205-I-074	笠島川	水の入沢	笠島 水の入	0. 48	0. 53	33	11	寺院寺等1, 宿泊1
205-I-075	オガチ川	堂の川	米山町 細入	0. 18	0. 08	60	20	寺院寺等1
205-I-076	オガチ川	堂前沢	大平 堂前	0. 09	0. 17	30	10	
501-I-001	鯖石川	桐沢入沢	岡田 桐沢	0. 10	0. 03	37	14	
501-I-002	塩沢川	塩沢1	塩沢	0. 03	0. 09	21	8	
501-I-003	鯖石川	田代	田代	0. 03	0. 02	13	5	
501-I-004	鯖石川	門出	門出	0. 05	0. 11	13	5	
501-I-005	上島川	上島川	漆島 沢入	1. 92	2. 25	37	14	
501-I-006	鯖石川	高尾	高尾	1. 33	0. 71	13	5	
501-I-007	前戸川	前戸川	高尾 前戸	0. 48	0. 50	47	18	集会所集会施設1
501-I-008	黒姫川	寺林	高尾 坪野	0. 12	0. 06	24	9	
501-I-009	鬼沢川	原入川	岡田 原入	0. 04	0. 03	50	19	
501-I-010	鬼沢川	鬼沢川	岡田 大坪	2. 70	3. 58	102	39	
505-I-001	別山川	甲戸川	別山 甲戸	0. 11	0. 03	7	2	公民館集会施設1
505-I-002	荒谷川	荒谷川	別山 荒谷	0. 05	0. 06	7	2	公民館集会施設1
505-I-003	田沢川	田沢	田沢	0. 61	0. 12	16	5	
505-I-004	藤掛川	吉田川	吉田	0. 40	0. 12	16	5	
505-I-005	別山川	二田	二田	0. 17	0. 46	20	6	
505-I-006	草生水川	松ノ木田川	妙法寺 松ノ木田	0. 36	0. 06	45	14	
505-I-007	鎌田川	中鎌田	上鎌田	0. 23	0. 04	16	5	
505-I-008	鎌田川	東鎌田	上鎌田	0. 29	0. 04	10	3	集会所1集会施設1

渓流番号	河川名	渓流名	字	渓流長 (km)	流域面積 (kni)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等
505-I-009	鎌田川	トノ沢	鎌田 長表	0. 03	0. 02	26	8	
505-I-010	灰爪川	灰爪川	灰爪 灰爪	0. 21	0. 75	36	11	
505-I-011	別山川	立村	別山 立村	0. 10	0. 02	26	8	集会所集会施設1
505-I-012		大崎1	大崎	0. 08	0. 05	7	2	公衆浴場1
505-I-013		大崎2	大崎	0. 05	0. 03	7	2	寺院寺等1
505-I-014	二位殿川	甲田	甲田	0. 14	0. 02	16	5	
505-I-015		浜忠1	浜忠	0. 30	0. 05	20	6	集会所集会施設1

(2) 危険渓流 II

渓流番号	河川名	渓流名	字	渓流長 (km)	流域面積 (knl)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等
205-II-001	鯖石川	机立沢	椎谷 机立	0. 28	0. 10	9	3	
205-II-002	向山川	宮川	宮川	0. 25	0. 05	3	1	
205-II-003	鯖石川	上与三	与三	0. 43	0. 06	6	2	
205-II-004	鯖石川	下与三	与三	0. 44	0. 04	6	2	
205-II-005	鯖石川	北条	北条	0. 08	0. 04	9	3	
205-II-006	長鳥川	入小島	入小島	0. 45	0. 15	9	3	
205-II-007	長鳥川	山潤	山潤	0. 20	0. 01	3	1	
205-II-008	長鳥川	神沢	山潤西ノ入	0. 30	0. 25	9	3	
205-II-009	長鳥川	中村	中村	0. 16	0. 02	12	4	
205-II-010	長鳥川	大平沢	東長鳥 大平	0. 20	0. 03	12	4	
205-II-011	黒川	東長鳥	東長鳥	0. 30	0. 05	12	4	
205-II-012	長鳥川	大角間	東長鳥	0. 03	0. 02	6	2	
205-II-013	岩之入川	松葉沢	東長鳥 入田	0. 10	0. 04	12	4	
205-II-014	岩之入川	かじかいり沢	西長鳥 梶ヶ入	0. 06	0. 04	12	4	
205-II-015	広田川	大広田	大広田	0. 30	0. 20	3	1	
205-II-016	久之木川	久之木	久之木	0. 04	0. 02	12	4	
205-II-017	西之入川	法仏沢	石曾根 法仏	0. 55	0. 10	9	3	
205-II-018	鯖石川	宮平沢	宮平 宮平	0. 33	0. 31	3	1	
205-II-019	鯖石川	宮平	宮平	0. 15	0. 03	3	1	
205-II-020	鯖石川	与板	与板	0. 03	0. 03	12	4	
205-II-021	下軽井川	下軽井川3	下軽井川	0. 30	0. 02	9	3	
205-II-022	上条芋川	折田沢	小田山新田 折田	0. 52	0. 15	3	1	
205-II-023	鵜川	前山沢	佐水 前山	0. 50	0. 18	9	3	
205-II-024	上条芋川	直坂沢	細越 直坂	0. 20	0. 03	12	4	
205-II-025	鵜川	中山沢	久米	0. 25	0. 66	9	3	
205-II-026	上条芋川	滝ノ沢	水上 滝沢	0. 30	0. 05	12	4	
205-II-027	鵜川	沢田沢	野田 沢田	0. 35	0. 05	6	2	
205-II-028	鵜川	苛島	野田 苛島	0. 30	0. 05	3	1	
205-II-029	鵜川	穴畑沢	折居穴畑	0. 05	0. 07	6	2	
205-II-030	鵜川	入和田沢	女谷入和田	0. 08	0. 03	9	3	
205-II-031	鵜川	上野沢	女谷 上野	0. 25	0. 03	12	4	
205-II-032	鵜川	水沢	市野新田 水沢	0. 03	0. 04	12	4	
205-II-033	鵜川	石橋沢	女谷 石橋	1. 05	1. 00	12	4	
205-II-034	弘川	宮川新田	野田	1. 56	0. 82	12	4	
205-II-035	弘川	中丹穂沢	吉尾 中丹穂	0. 14	0. 12	3	1	

渓流番号	河川名	渓流名	字	渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等
205-Ⅱ-036	オガチ川	米山	米山町	0.91	0.12	9	3	
205-Ⅱ-037	オガチ川	下大平	大平	0.55	0.17	9	3	
501-Ⅱ-001	鱒石川	桐沢入沢	岡田 桐沢	0.04	0.06	6	2	
501-Ⅱ-002	塩沢川	諏訪の入川	塩沢	0.40	0.07	8	3	
501-Ⅱ-003	塩沢川	塩沢2	塩沢	0.06	0.02	3	1	
501-Ⅱ-004	塩沢川	上塩沢	塩沢	0.15	0.11	8	3	
501-Ⅱ-005	鱒石川	川磯	川磯	0.23	0.03	3	1	
501-Ⅱ-006	鱒石川	居谷	居谷	0.15	0.05	6	2	
501-Ⅱ-007	石黒川	上石黒	石黒	0.47	0.30	3	1	
501-Ⅱ-008	石黒川	石黒	石黒	0.40	0.26	3	1	
501-Ⅱ-009	石黒川	堀切沢川	石黒 堀切沢	0.50	0.05	11	4	
501-Ⅱ-010	石黒川	石黒	石黒	0.25	0.28	3	1	
501-Ⅱ-011	鱒石川	上ノ山	門出 坪ノ平	0.15	0.02	11	4	
501-Ⅱ-012	前戸川	中山沢	高尾 前戸	0.13	0.03	6	2	
501-Ⅱ-013	黒姫川	荒神沢	高尾 坪野	0.05	0.03	11	4	
501-Ⅱ-014	黒姫川	寺地沢	高尾坪野	0.03	0.03	8	3	
501-Ⅱ-015	鬼沢川	上岡田	岡田	0.12	0.07	8	3	
505-Ⅱ-001	別山川	別山川	別山 甲戸	0.39	0.82	7	2	
505-Ⅱ-002	別山川	童土川	別山 甲戸	0.06	0.63	7	2	
505-Ⅱ-003	別山川	尾頭部	尾頭部	0.05	0.04	7	2	
505-Ⅱ-004	別山川	吉生水	吉生水	0.20	0.22	4	1	
505-Ⅱ-005	別山川	尾野内	尾野内	0.10	0.16	10	3	
505-Ⅱ-006	別山川	下尾野内	尾野内	0.03	0.02	10	3	
505-Ⅱ-007	別山川	藤掛	藤掛	0.12	0.14	4	1	
505-Ⅱ-008	別山川	長嶺	長嶺	0.12	0.04	4	1	
505-Ⅱ-009	別山川	五百地	長領 泉	0.08	0.02	13	4	
505-Ⅱ-010	別山川	上鎌田1	上鎌田	0.40	0.11	4	1	
505-Ⅱ-011	別山川	宮の前沢	後田	0.25	0.06	10	3	
505-Ⅱ-012	別山川	上鎌田2	上鎌田	0.03	0.07	7	2	
505-Ⅱ-013	別山川	西鎌田	上鎌田	0.03	0.01	7	2	
505-Ⅱ-014	別山川	下鎌田	上鎌田	0.05	0.02	10	3	
505-Ⅱ-015	別山川	礼拝	礼拝	0.03	0.02	4	1	
505-Ⅱ-016	別山川	タテノ入	伊毛 釜の口	0.01	0.01	13	4	
505-Ⅱ-017	別山川	堂稻場	伊毛釜の口	0.06	0.02	13	4	
505-Ⅱ-018	別山川	寺入川	上山田 寺入	0.25	0.06	13	4	
505-Ⅱ-019	後谷川	別山後谷	別山 後谷	0.56	0.24	7	2	
505-Ⅱ-020		諏訪神社	尾町	0.10	0.03	7	2	
505-Ⅱ-021		大津	大津	0.06	0.02	13	4	
505-Ⅱ-022		大崎3	大崎	0.12	0.03	10	3	
505-Ⅱ-023	二位殿川	入甲田川	入甲田	0.25	0.17	10	3	
505-Ⅱ-024		浜忠2	浜忠	0.08	0.07	4	1	
505-Ⅱ-025		二位殿	二位殿	0.05	0.03	7	2	
505-Ⅱ-026	二位殿川	松田沢	浜忠二位殿	0.23	0.04	10	3	
505-Ⅱ-027		浜忠3	浜忠	0.25	0.05	4	1	
505-Ⅱ-028	二位殿川	二位殿川	浜忠二位殿	0.02	0.01	10	3	

(3) 危険渓流に準ずる渓流 (J)

渓流番号	河川名	渓流名	字	渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	人口 (人)	人家戸数 (戸)	公共施設等
205-J-001	鯖石川	畔屋1	畔屋	0.21	0.03	0	0	
205-J-002	鯖石川	畔屋2	畔屋	0.20	0.06	0	0	
205-J-003	鯖石川	畔屋3	畔屋	0.26	0.07	0	0	
205-J-004	鯖石川	畔屋4	畔屋	0.26	0.04	0	0	
205-J-005	鯖石川	畔屋5	畔屋	0.11	0.02	0	0	
205-J-006	鯖石川	安田16	安田	0.23	0.03	0	0	
205-J-007	鯖石川	安田15	安田	0.21	0.04	0	0	
205-J-008	鯖石川	安田14	安田	0.10	0.04	0	0	
205-J-009	鯖石川	安田13	安田	0.70	0.25	0	0	
205-J-010	鯖石川	安田12	安田	0.70	0.28	0	0	
205-J-011	鯖石川	明神1	明神	0.15	0.02	0	0	
205-J-012	鯖石川	明神2	明神	0.10	0.02	0	0	
205-J-013	鯖石川	安田11	安田	0.26	0.04	0	0	
205-J-014	鯖石川	安田10	安田	1.15	0.35	0	0	
205-J-015	鵜川	安田2	安田	0.18	0.05	0	0	
205-J-016	鵜川	安田3	安田	0.13	0.02	0	0	
205-J-017	鵜川	安田6	安田	0.09	0.01	0	0	
205-J-018	鵜川	安田7	安田	0.10	0.01	0	0	
205-J-019	鵜川	安田8	安田	0.15	0.02	0	0	
205-J-020	鵜川	安田9	安田	0.22	0.03	0	0	
205-J-021	鵜川	安田5	安田	0.17	0.02	0	0	
205-J-022	鵜川	安田4	安田	0.22	0.06	0	0	
205-J-023	鵜川	安田1	安田	0.12	0.01	0	0	
205-J-024	鵜川	下軽井川2	下軽井川	0.40	0.02	0	0	
205-J-025	鵜川	下軽井川1	下軽井川	0.13	0.02	0	0	
205-J-026	鵜川	南下	南下	0.16	0.03	0	0	
205-J-027	鵜川	黒滝	黒滝	0.28	0.03	0	0	
205-J-028	鵜川	貝淵	野田	0.60	0.23	0	0	
205-J-029	鵜川	貝淵2	貝淵	0.16	0.03	0	0	
205-J-030	鵜川	貝淵1	貝淵	0.16	0.06	0	0	
205-J-031	鵜川	上方1	上方	0.52	0.23	0	0	
205-J-032	鵜川	上方2	上方	0.16	0.03	0	0	
205-J-033	鵜川	鞆野	鞆野	0.26	0.07	0	0	
205-J-034	鵜川	三島町2	三島町	0.15	0.02	0	0	
205-J-035	鵜川	三島町1	三島町	0.16	0.01	0	0	
205-J-036	新赤坂町川	新赤坂町2	新赤坂町	0.43	0.09	0	0	
205-J-037	新赤坂町川	新赤坂町3	新赤坂町	0.20	0.03	0	0	
205-J-038	新赤坂町川	新赤坂町1	新赤坂町	0.45	0.11	0	0	
205-J-039	前川	鯨波三丁目2	鯨波三丁目	0.18	0.03	0	0	
205-J-040	前川	鯨波三丁目3	鯨波三丁目	0.09	0.01	0	0	
205-J-041	前川	川内2	川内	0.73	0.21	0	0	
205-J-042	前川	川内2	川内	0.25	0.04	0	0	
205-J-043	前川	川内3	川内	0.52	0.14	0	0	
205-J-044	前川	川内4	川内	0.55	0.12	0	0	
205-J-045	前川	川内1	川内	0.35	0.09	0	0	
205-J-046	前川	鯨波三丁目1	鯨波三丁目	0.20	0.04	0	0	
541-J-001	釜蓋川	小滝沢	米山町	2.03	0.13	0	0	

5-2 地すべり危険箇所

(1) 国土交通省所管

箇所名	大字	水系名	幹川名	溪流名	長さ (m)	幅 (m)	面積 (ha)	勾配	世帯数
花田	花田	鯖石川	別山川	中川	130	390	2. 6	13	
角間	東長島	信濃川	黒川	黒川	500	800	23. 5	20	
大角間	東長島	鯖石川	長島川	長島川	900	800	50. 0	9	22
南	西長島	鯖石川	長島川	岩之入用	570	1280	61. 9	15	
杉平	東長島	鯖石川	長島川	長島川	1000	1000	64. 3	9	4
五分一	西長島	鯖石川	長島川	高津川	340	970	35. 5	12	
山潤	山潤	鯖石川	長島川	高津川	650	1050	48. 6	6	
西之入1	山潤	鯖石川	長島川	高津川	1130	970	57. 6	8	19
大山	小島	鯖石川	長島川	長島川	500	850	29. 1	10	
大広田	大広田	鯖石川	長島川	広田川	550	1400	43. 5	15	18
広田	大広田	鯖石川	長島川	広田川	880	850	53. 1	15	
影沢	東条	鯖石川	長島川	高津川	400	550	20. 1	16	4
笹川	東条	鯖石川	長島川	高津川	350	750	18. 2	10	13
小島	小島	鯖石川	長島川	長島川	590	610	21. 3	12	
北条	北条	鯖石川	長島川	長島川	490	410	13. 6	13	1
本条	本条	鯖石川	鯖石川	鯖石川	820	700	32. 4	13	8
金倉	東条	鯖石川	深沢川	程平川	720	550	28. 6	15	
赤尾	本条	鯖石川	長島川	赤尾川	830	660	28. 3	13	4
フタエ	笠島	藤沢川	藤沢川	藤沢川	400	380	14. 1	20	
鉢崎	米山	オガチ川	オガチ川	オガチ川	850	840	66. 0	12	8
平岩	中浜	オガチ川	オガチ川	オガチ川	430	880	32. 7	8	
南下	南下	鵜川	鵜川	鵜川	300	550	14. 5	12	27
古町	上条	鵜川	鵜川	鵜川	450	650	23. 9	16	5
西之入2	石曾根	鯖石川	西之入用	西之入用	1200	1200	162. 6	22	
田島	山室	鯖石川	鯖石川	鯖石川	1100	650	65. 4	15	
小村	田屋	鵜川	田屋川	田屋川	900	2000	133. 0	28	
清水谷	清水谷	鵜川	鵜川	鵜川	1500	1800	199. 0	17	20
阿相島	折居	鵜川	鵜川	阿相島	500	700	22. 5	21	
餅根	餅根	鵜川	鵜川	鵜川	300	600	17. 7	11	3
上輪	上輪	弘川	弘川	弘川	880	800	54. 1	18	
小平	蕨野	関川	蕨野川	蕨野川	750	1050	49. 9	11	
山潤 (2)	山潤	鯖石川	長島川	長島川	300	650	17. 5	8	8
佐水	佐水	鵜川	鵜川	上条芋川	450	1000	36. 6	19	
山潤 (3)	山潤	鯖石川	長島川	高津川	320	420	13. 6	7	
五十土	五十土	鯖石川	黒川	黒川	400	500	22. 5	12	3
久木太	善根	鯖石川	鯖石川	鯖石川	1100	1050	97. 4	22	20
山中	高柳町山中	鯖石川	塩沢川	塩沢川	2300	2200	303. 6	21	49
柄ヶ原	高柳町柄ヶ原	鯖石川	鯖石川	鯖石川	2000	3500	429. 3	13	54
松沢	高柳町石黒	鯖石川	石黒川	松沢川	350	400	10. 2	30	2
堀切沢	高柳町石黒	鯖石川	石黒川	石黒川	600	1100	49. 5	13	17
石黒	高柳町石黒	鯖石川	石黒川	石黒川	700	2300	98. 4	23	
峯坂	高柳町石黒	鯖石川	石黒川	石黒川	500	300	26. 7	18	6
落合	高柳町石黒	鯖石川	石黒川	落合川	1400	1300	147. 3	15	8

箇所名	大字	水系名	幹川名	溪流名	長さ (m)	幅 (m)	面積 (ha)	勾配	世帯数
居谷	高柳町石黒	鯖石川	石黒川	石黒川	550	1300	107. 0	15	7
入道久保	高柳町門出	鯖石川	石黒川	石黒川	400	550	22. 6	17	
角田	高柳町門出	鯖石川	鯖石川	鯖石川	350	700	16. 1	11	
風張	高柳町石黒	鯖石川	鯖石川	落合川	300	300	7. 5	34	
高野	高柳町高尾	鯖石川	鯖石川	黒姫川	400	700	16. 9	22	12
高野南	高柳町高尾	鯖石川	鯖石川	黒姫川	600	1100	28. 0	12	19
砂田	西山町別山	鯖石川	別山川	別山川	400	900	31. 3	17	
坂田	西山町坂田	鯖石川	別山川		180	210	3. 3	15	
京井谷	西山町上山田	鯖石川	別山川	別山川	250	500	8. 4	12	10
米山町	米山町	—	—	—	—	—	17. 12	20	26
青海川	青海川	谷相川	谷相川	谷相川	—	—	8. 47	60	33
笠島	笠島	江野尻川	江野尻川	江野尻川	—	—	17. 01	30	48
甲戸	西山町別山	鯖石川	別山川	別山川	—	—	9. 27	35	14
田沢	西山町田沢	鯖石川	田沢川	田沢川	—	—	6. 94	43	7

(2) 林野庁所管

区 域 名	所 在 地		面積 (ha)	告示年月日	告示番号
	大 字	字			
石黒	高柳町石黒		14. 24	S34. 11. 11	980
ウバガ沢	高柳町石黒		20. 50	S37. 08. 02	967
二田	西山町坂田		35. 00	S37. 08. 02	967
上石黒	高柳町石黒		28. 90	S37. 08. 04	1, 009
上石黒 (追加分)	高柳町石黒		210. 80	S47. 12. 11	2, 364
蔵野	蔵野		101. 26	S50. 03. 17	285
藤掛	西山町藤掛		92. 14	S52. 06. 07	568
猿倉	高柳町岡田		204. 40	S59. 04. 05	776
大沢	大沢		208. 23	S63. 09. 21	1, 500
初鶴	西山町坂田		8. 03	H01. 09. 25	1, 229
大清水	大清水		14. 30	H01. 09. 25	1, 230
東条	東条		10. 20	H02. 10. 02	1, 294
小峠	西山町田沢		44. 50	H02. 10. 02	1, 299
男山	高柳町高尾		351. 20	H03. 09. 10	1, 173
西ノ入	石曾根		26. 70	H06. 11. 04	1, 491
十二平	森近		74. 22	H11. 07. 21	935
マキノ平	高柳町岡田		27. 96	H12. 12. 15	1, 605
大坪	西山町大坪		73. 44	H17. 03. 22	525

(3) 農村振興局所管

ア 指定区域一覧表

No,	区 域 名	大字名	指定面積 (ha)	指定年月日	工事着工 年度	工事既成 年度	備 考
1	吉 尾	吉尾	75. 95	S37. 2. 13	S37	S43	
2	小 清 水 (西 之 入)	石曽根	93. 11	S40. 3. 17	S41 (S52)		巡
3	大 畑	大平	33. 68	S43. 2. 27	S43 (H3)	S46 (H5)	
4	成 沢	成沢	43. 70	S47. 2. 18	S47	S56	
5	小 牧	女谷	118. 00	S49. 2. 20	S49	H4	
6	菊 尾 (駒 越)	吉井、曾地	101. 02	S49. 2. 20	S49 (H2)		
6'	菊 尾 追 加	曾地	37. 04	H9. 6. 18	H12	H17	
7	大 角 間	東長鳥、西長鳥	185. 00	S50. 12. 22	S51		巡
8	小 黒 須	小黒須	93. 80	S56. 2. 18	S56	H7	
9	石 曾 根	石曽根	175. 79	S57. 3. 15	S57	H10	
10	上 米 山	谷根・小杉	225. 00	S57. 3. 15	S57	H21	
10'	上 米 山 追 加	谷根・小杉	71. 60	H3. 10. 24	H4	H21	
11	山 室	山室・大沢	197. 15	H1. 2. 28	H1		
12	十 二 ノ 木	東長鳥・西長鳥	101. 70	H2. 3. 16	H3	H21	
13	伊 賀 平	谷根、小杉	105. 70	H3. 10. 24	H4		
14	森 近	森近	129. 11	H4. 8. 27	H5		
15	行 兼	石曽根	187. 08	H5. 12. 6	H6		
16	宮 平	宮平・石曽根	112. 61	H8. 10. 15	H8		
17	岩 之 入	西長鳥、大広田	166. 71	H12. 8. 9	H13	H21	
18	花 坂	高柳町石黒	37. 70	S34. 5. 22	S34 (H8)		
18'	花坂追加 (泊山)	高柳町石黒	74. 60	S50. 3. 29	S50	S57	
19	板 畑	高柳町石黒	32. 41	S37. 2. 13	S39		
20	塩 沢	高柳町山中	63. 00	S45. 3. 31	S45	S49	
21	板 畑 西	高柳町石黒	87. 81	S49. 2. 20	S49	H7	
22	八 重 沢	高柳町岡田	57. 00	S54. 3. 31	S54	H1	
23	寄 合	高柳町石黒	49. 86	S57. 3. 15	S57	H6	
24	前 梯 子	高柳町岡田	37. 60	S59. 3. 12	S59	H6	
25	荻 ノ 島	高柳町荻ノ島	48. 61	H8. 10. 15	H8		
26	妙 法 寺	西山町妙法寺	27. 40	S45. 3. 31	S45	S49	
27	荒 谷	西山町別山	128. 00	S48. 3. 8	S48	H9	巡
27'	荒谷 (追 加)	西山町別山	2. 42	H19. 1. 30	H19	H21	

巡は、地すべり巡視員設置地区

イ 要指定地域一覧表

No,	地区名	大字名	崩壊危険地の概況 (ha)			被害の対象		総合 評価
			地積 (計)	耕 地	その他	農用地 (ha)	人家 (戸)	
1	曾 地 南	曾 地	68. 9	6. 5	62. 4	6. 5		A
2	五 十 土	五 十 土	76. 7	6. 0	70. 7	6. 0	2	B
3	鷹 ノ 巢 北	東 長 鳥	134. 3	3. 0	131. 3	3. 0	6	A
4	峠 東	東 長 鳥	113. 8	12. 0	101. 8	13. 0		A
5	飯 寺	吉 井	61. 8	13. 9	47. 9	13. 9	10	A
6	大 角 間 (追加Ⅰ)	東 長 鳥	26. 4	6. 0	20. 4	6. 0		B
7	大 角 間 (追加Ⅱ)	東 長 鳥	65. 8	6. 0	59. 8	9. 5	35	A
8	畔 屋	畔 屋	52. 7	12. 5	40. 2	13. 5		A
9	袖 久 保	西 長 鳥	57. 8	6. 0	51. 8	6. 0	30	A
10	岩 之 入	西 長 鳥	50. 7	4. 5	46. 2	4. 5	20	A
11	湯 元	大 広 田	73. 8	4. 0	69. 8	4. 0	9	A
12	平 井	平 井	35. 0	8. 0	27. 0	10. 5		B
13	金 倉	旧 広 田	61. 2	3. 0	58. 2	3. 0		A
14	下 軽 井 川	軽 井 川	88. 4	21. 2	67. 2	21. 2	15	A
15	堀	堀	70. 9	28. 7	42. 2	28. 7		A
16	南 条	南 条	48. 5	15. 8	32. 7	15. 8	8	A
17	吉尾 (追加)	吉 尾	90. 6	2. 0	88. 6	2. 0		B
18	加 納	加 納	69. 9	15. 2	54. 7	15. 2		B
19	久 之 木	善 根	53. 8	13. 7	40. 1	13. 7		A
20	芋 川	芋 川	71. 4	16. 3	55. 1	16. 3	7	B
21	大畑 (追加)	大 平	28. 5	3. 8	24. 7	6. 8	12	B
22	山 口	山 口	102. 9	49. 3	53. 6	31. 3		B
23	久 木 太	善 根	63. 7	8. 6	55. 1	10. 6	10	B
24	久 米	久 米	84. 1	18. 9	65. 2	18. 9		B
25	行 兼 西	石 曾 根	48. 0	9. 9	38. 1	11. 9		B
26	払 川	田 屋	88. 9	21. 5	67. 4	14. 0	10	B
27	大 沢 向	大 沢	62. 0	24. 7	37. 3	30. 7		B
28	上 野	上 野	120. 4	25. 5	94. 9	25. 5	7	B
29	北 向	折 居	70. 2	27. 2	43. 0	27. 2	18	A
30	折 居	折 居	40. 5	12. 4	28. 1	12. 9	10	B
31	阿 相 島	女 谷	44. 8	7. 6	37. 2	7. 6	9	A
32	清 水 谷	野 田	67. 0	11. 2	55. 8	29. 2		B
33	山 潤	山 潤	178. 0	56. 0	122. 0	86. 0	10	A
34	岩 之 入	西 長 鳥	30. 0	8. 0	22. 0	30. 0	21	A
35	前 梯 子	高柳町岡田	192. 8	45. 9	146. 9	35. 7	4	A

No,	地区名	大字名	崩壊危険地の概況 (ha)			被害の対象		総合 評価
			地積 (計)	耕 地	その他	農用地 (ha)	人家 (戸)	
36	ノ コ 又	高柳町高尾	84. 3	10. 7	73. 6	10. 7		B
37	一 ノ 坂	高柳町高尾	50. 6	16. 3	34. 3	5. 1	18	B
38	高	高柳町高尾	105. 9	21. 4	84. 5	15. 8	2	A
39	門	高柳町門出	146. 0	43. 0	103. 0	15. 1		A
40	中 ノ 坪	高柳町門出	62. 8	15. 6	47. 2	7. 6	18	A
41	荒谷 (追加)	西山町田沢	43. 8	3. 0	40. 8	3. 0		A
42	北	西山町北野	54. 7	7. 9	46. 8	7. 9		B

5-3 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 崩壊危険箇所I

箇所名	位 置		急傾斜地崩 壊危険箇所の 延長 (m)	地形要因		保 全 対 象				
	大字	字		傾斜度 (度)	高さ (m)	人戸数 (戸)	公共的建物		急傾斜地崩 壊危険区域 の指定日	施工状況
							種類	数		
椎谷	椎谷		360	50	13	32	病院	1	S48. 4. 10	概 S55年度
角城	椎谷	角城	300	42	23	15	民宿	1	S50. 1. 31	概 S53年度
大浜平	椎谷	大浜平	140	35	40	0	小学校	1		
宮川	宮川	中町	500	37	22	35	寺 民宿	2 1	S57. 7. 13 H14. 2. 15 H20. 5. 9	既 H23年度
向山	宮川		120	35	40	7				未
鯨波	鯨波一丁目		700	50	30	19	民宿 ホテル 郵便局 駅	10 2 1 1	H14. 10. 11 H20. 8. 1	概 H20年度
中浜 一丁目	中浜一丁目		110	55	12	7			S54. 1. 16	概 S53年度 概 H20相218
番神 一丁目	番神一丁目		110	40	11	11			S53. 5. 16	概 S58年度 概 H20相256 概 H20相95
番神	番神一丁目		770	43	31	88	旅館 寺	1 1	S46. 3. 30 S48. 4. 10 S50. 1. 31	概 H12年度
青海川東	青海川	赤岩	320	35	40	21			H2. 2. 16	概 H6年度
笠島	笠島		270	45	25	33	公民館 駅 民宿	1 1 3	S50. 4. 30	概 H15年度
米山町	米山町		150	32	70	15	病院 民宿	1 1	S63. 8. 30	概 H5年度
平井	平井		230	53	14	9			H2. 2. 16	概 H5年度
細越	細越		150	30	60	5				未
五十土	五十土		150	50	26	9				未
大広田	大広田		450	48	70	24	寺	1	S57. 7. 13	概 S59年度
旧広田	旧広田		450	45	43	19	公民館 保育園	1 1		未
広田鉱泉	大広田	広田鉱泉	350	39	51	1	旅館	1		未
森近	森近		180	49	20	8				未
小清水	石曾根	小清水	220	65	30	11	公民館	1		
青海川 (2)	青海川		800	49	40	15	駅 集会所	1 1		未
町向	上輪		260	55	60	19	民宿	1	H4. 4. 17	概 H10年度
西港町	西港町		130	50	6	15	寺 保育園	2 1	H11. 12. 10 H20. 5. 9	概 H15年度
椎谷 (2)	椎谷		60	50	20	0	寺	1		

箇所名	位 置		急傾斜地崩 壊危険箇所の 延長 (m)	地形要因		保 全 対 象				
	大字	字		傾斜度 (度)	高さ (m)	人戸数 (戸)	公共的建物		急傾斜地崩 壊危険区域 の指定日	施工状況
							種類	数		
曾地	曾地		270	50	30	12				未
吉井	吉井		130	45	30	9				未
矢田	矢田		190	38	18	5				未
番神 二丁目	番神 二丁目		430	65	23	1	ホテル 民宿	1 6		概 概 H20柏23 H20柏58
赤坂町	赤坂町		90	36	12	0	養護学校	1		未
米山台 一丁目	米山台 一丁目		170	55	14	23	小学校	1		未
剣野町	剣野町		400	50	20	43				未
希望ヶ丘	希望ヶ丘		190	43	8	53				未
畔屋	畔屋		210	35	50	9	寺	1		未
杉平 (1)	東長島	杉平	130	32	70	7	公民館 寺	1 1		未
杉平 (2)	東長島	杉平	140	45	30	7				未
西長島	西長島		150	32	90	8	保育園	1		未
旧広田 (2)	旧広田		200	36	40	4	寺	1		
広田鉱泉 (2)	大広田	広田鉱泉	130	43	40	1	旅館	2		未
広田鉱泉 (3)	大広田	広田鉱泉	100	45	50	0	旅館	1		
小田	東条	小田	230	44	42	6				未
大清水	大清水		70	55	15	0	寺	1		
米山町 (2)	米山町		120	34	40	10				未
米山町 (3)	米山町		110	39	50	4	駐在所	1		未
青海川 (3)	青海川		150	70	65	0	ホテル	1		未
青海川 (4)	青海川		190	55	50	3	浄水場	1		未
笠島 (2)	笠島		250	48	25	10				未
谷根	谷根		140	56	57	0	ダム管理 事務所	1		
佐水 (1)	佐水		230	30	67	7				未
佐水 (2)	佐水		70	50	42	0	老人ホーム	1		未
熊谷 (1)	野田	熊谷	280	38	50	7	揚水機場	1		未
熊谷 (2)	野田	熊谷	140	35	39	0	寺	1		
久之木	善根	久之木	190	30	50	5				未
佐之久	善根	佐之久	130	39	35	7				未
石川	善根	石川	330	59	15	4	揚水機場 集会場	1		未
森近 (2)	森近		190	69	30	10				未

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「5-3 急傾斜地崩壊危険箇所」

箇所名	位 置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	地形要因		保 全 対 象				施工状況
	大字	字		傾斜度 (度)	高さ (m)	人戸数 (戸)	公共的建物 種類	数	急傾斜地崩壊危険区域の指定日	
行兼	石曽根	行兼	230	40	20	7				未
西之入 (1)	石曽根	西之入	50	45	10	0	寺	1		
西之入 (2)	石曽根	西之入	320	34	83	16				未
小清水 (2)	石曽根	小清水	180	70	18	5	集会場	1		
矢田 (2)	矢田		170	40	42	5	寺	1		未
柳沢	矢田	柳沢	140	35	32	4	集会所	1		未
芋川	芋川		160	45	74	2	頭首工管理棟	1		未
下加納	加納	下加納	120	38	42	8				未
青海川	青海川		450	53	40	12	集会所	1	S60. 3. 26 S63. 9. 20	概 S63年度
入村	岡野町	大坪	260	40	45	7				未
橋詰	岡野町	橋詰	390	30	55	18	寺	1		未
馬場詰	岡野町	馬場詰	130	41	12	7			H13. 3. 13	概 H23年度
門出	門出		130	40	11	2	小学校	1		未
入向	高尾	坪野		60	8	8				未
荻ノ島 (1)	荻ノ島		280	43	30	8				未
下平	岡野町	下平	390	40	35	8	老人ホーム	1		未
上石黒	石黒	上石黒	230	30	17	5				
川向	石黒	久保田	145	45	8	1	老人ホーム	1		
貉平	石黒	居谷	100	60	17	2	公民館	1		
原入	岡田		300	40	35	14			S48. 5. 15 H10. 1. 13	概 H14年度
橋場	岡田		330	50	15	14			S48. 5. 15	概 S58年度
岡田	岡田		300	50	13	8	高校	1	S48. 5. 15	概 H14年度
桐沢	岡田		250	37	30	9			S57. 8. 6	概 S63年度
岡野町 (1)	岡野町		130	40	17	0	小学校 中学校	1 1		
塩沢 (1)	山中		140	32	55	8				未
塩沢 (2)	山中		90	40	10	0	旅館	1		未
石地	石地	一区	370	49	16	16	寺	3		未
飯森	石地	五区	450	60	37	31	駐在所 寺	1 1		未
滝の入	尾町		340	56	15	7				未
千鳥ヶ池	大津		220	53	42	6				
横道	大津		250	53	15	7				

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「5-3 急傾斜地崩壊危険箇所」

箇所名	位 置		急傾斜地崩壊危険箇所の延長 (m)	地形要因		保 全 対 象				
	大字	字		傾斜度 (度)	高さ (m)	人戸数 (戸)	公共的建物		急傾斜地崩壊危険区域の指定日	施工状況
							種類	数		
机立	大崎	坂の下	280	46	37	15				未
入甲田	甲田	入甲田	250	40	15	12				未
松田沢	浜忠	二位殿	160	42	15	5				未
権現堂	浜忠	一の宮	490	60	15	12			S63. 10. 4	概 H10年度
甲戸 (1)	別山	甲戸	240	48	45	5				未
後谷	別山	後谷	680	32	28	21	公民館	1		未
立村	別山	立村	200	35	25	3	寺	1		未
西ヶ崎	鎌田	上鎌田	230	32	18	6	寺	1		未
宮ノ前	後谷		310	40	35	10	公民館	1		概 H20柏224
宮ノ裏	長嶺		350	44	10	8				未
五百地	長嶺		410	35	20	21				未
唐子田	坂田		300	37	20	5	寺	1		未
浄土山	坂田		260	45	9	7				未
雀田	妙法寺		130	37	43	9				概 H20柏119
苗代	妙法寺		210	38	24	16	集会所	1		未
露ナシ	北野		60	38	15	0	寺	1		未
吉生水	別山	吉生水	300	35	62	7				
五十刈	北野	五十刈	390	33	10	9				未
新保 (1)	新保		350	35	20	15				未
新保 (2)	新保		280	30	30	10				概 H20柏202
尾町 (4)	尾町		150	35	48	5	集会所	1		未
大崎 (1)	大崎		80	33	55	0	小学校	1		
大崎 (2)	大崎		110	35	75	6	民宿	2		未
一の宮 (1)	浜忠	一の宮	130	32	15	5	寺	1		未
甲戸 (3)	別山	甲戸	150	36	56	5	公民館	1		未
砂田 (3)	別山	砂田	160	31	15	5	公民館 浄水場	1 1		未
笹山	別山	笹山	180	31	40	10				
上山田	上山田		260	60	30	9				未
田沢	田沢		230	35	45	6				未
長嶺	長嶺		660	41	25	13	寺 公民館	1 1		未
和田	和田		220	31	15	7				未
二田 (3)	二田		170	48	10	5				未
仲橋	妙法寺	仲橋	310	36	45	21				未

箇所名	位 置		急傾斜地崩 壊危険箇所 の延長 (m)	地形要因		保 全 対 象				
	大字	字		傾斜度 (度)	高さ (m)	人戸数 (戸)	公共的建物		急傾斜地崩 壊危険区域 の指定日	施工状況
							種類	数		
大崎 (3)	大崎		60	32	50	0	民宿	1		未

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所 II

箇所名	大字	字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長m	地形要因		人家戸数 戸	公共的建物		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
				傾斜度 度	高さ		種類	数		
野田	野田		300	45	110	4				未
坂の下	椎谷		130	45	105	4				未
宮川 (2)	宮川		60	33	65	1				未
吉井新田	吉井		100	40	15	4				未
吉井 (2)	吉井		90	45	30	4				未
吉井 (3)	吉井		110	46	33	2				未
菊尾	吉井	菊尾	70	43	30	2				
矢田 (3)	矢田		100	45	30	4				未
飯寺	矢田		100	38	50	3				未
柳沢 (2)	矢田		50	40	20	1				
成沢	成沢		50	31	38	1				
山澗 (1)	山澗		50	35	20	1				
山澗 (2)	山澗		130	40	30	2				未
西長島 (2)	西長島		110	45	38	4				未
岳の下	西長島		80	45	30	2				未
岩の入 (1)	西長島		120	39	20	3				未
岩の入 (2)	東長島		140	37	38	3				未
大角間 (1)	東長島		140	36	25	4				未
大角間 (2)	東長島		160	34	17	4				未
旧広田 (3)	旧広田		100	41	70	3				未
今熊	本条	今熊	100	50	10	4				未
赤尾	本条	赤尾	190	35	20	3				未
家近	北条	家近	160	31	20	4				未
清水尻	北条	清水尻	90	39	20	2				未
明神 (1)	安田	明神	40	56	20	1				
明神 (2)	安田	明神	120	38	30	3				未
加納	加納		40	42	13	1				
下加納 (2)	加納		80	31	20	1				
追田	南条	追田	160	47	25	4				未
谷根 (2)	谷根		100	47	77	2				未
佐水 (3)	佐水		150	43	40	4				未
木沢	木沢		50	50	18	1				
島 (1)	野田	島	50	33	70	1				
苛島 (1)	野田	苛島	170	31	90	3				未
苛島 (2)	野田	苛島	40	37	90	1				

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「5-3 急傾斜地崩壊危険箇所」

箇所名	大字	字	急傾斜地崩 壊危険箇所の 延長m	地形要因		人家戸数 戸	公共的建物		急傾斜地崩 壊危険区域 の指定	施工状況
				傾斜度 度	高さ		種類	数		
一野新田	一野新田		60			2				未
高原田 (1)	女谷	高原田	120	45	27	3				未
高原田 (2)	女谷	高原田	120	30	86	2				未
粮餅 (1)	折居	餅戸	70	40	27	3				未
餅根 (2)	折居	餅戸	40	47	40	1				
阿相島	折居	阿相島	110	43	40	1				未
飛岡	善根	飛岡	120	42	18	4				未
久之木 (2)	善根	久之木	100	35	50	3				未
飛岡 (3)	善根	飛岡	110			3				
飛岡 (4)	善根	飛岡	60	32	31	3				未
久木太 (1)	善根	久木太	60	36	30	3				
笹崎	石曽根	笹崎	100	38	30	4				未
西之入 (3)	石曽根	西之入	90	33	40	2				未
小清水 (4)	石曽根	小清水	60	41	40	1				
小清水 (5)	石曽根	小清水	120	44	40	2				
島 (2)	野田	島	70	45	36	2				未
畔屋	畔屋		60	37	40	1				
駒の間	女谷	駒の間	110	38	20	2				未
森近 (3)	森近		110	45	30	4				未
久木太 (2)	善根		110	30	30	2				
小清水 (3)	石曽根	小清水	140	50	13	3				未
吉井 (4)	吉井		230	30	38	3				未
成沢 (2)	成沢		40	50	13	1				
岡田 (2)	岡田		32	30	34	1				
岡田 (3)	岡田		40	45	10	3				未
岡野町 (4)	岡野町		50	43	15	3				未
岡野町 (5)	岡野町		70	42	18	2				未
磯之辺 (1)	高尾	磯之辺	70	41	35	2				未
坪野 (3)	高尾	坪野	35	30	30	2				未
坪野 (1)	高尾	坪野	40	35	36	1				
坪野 (2)	高尾	坪野	60	37	15	1				未
荻ノ島 (2)	荻ノ島		50	65	20	2				未
門出 (2)	門出		90	70	30	1				未
田代	田代		95	32	35	4				未
上石黒 (2)	石黒	上石黒	27	60	8	1				
寄合	石黒	寄合	90	65	20	1				
漆島	漆島		90	80	6	2				未
屋敷田	浜忠		60	45	8	2				
尾町 (1)	尾町		25	45	21	1				
尾町 (2)	尾町		20	34	20	1				
尾町 (3)	尾町		60	53	15	4				未
大津 (1)	大津		40	40	20	1				
大津 (2)	大津		70	45	8	2				未

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「5-3 急傾斜地崩壊危険箇所」

箇所名	大字	字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長 m	地形要因		人家戸数 戸	公共的建物		急傾斜地崩壊危険区域の指定	施工状況
				傾斜度 度	高さ		種類	数		
大津 (3)	大津		40	33	30	1				
二位殿 (1)	浜忠	二位殿	60	38	20	2				未
二位殿 (2)	浜忠	二位殿	110	49	15	4				未
一の宮 (2)	浜忠	一の宮	60	47	15	1				
伊毛	伊毛		40	32	15	1				
砂田 (1)	別山	砂田	100	36	15	2				未
立村 (2)	別山	立村	130	70	25	3				未
荒谷	別山	荒谷	60	33	27	2				未
吉生水 (2)	別山	荒谷	50	42	38	2				未
二位殿 (3)	浜忠	二位殿	120	50	30	3				未
鎌田 (1)	鎌田		170	40	18	2				未
鎌田 (2)	鎌田		100	42	50	2				未
上鎌田 (1)	鎌田	上鎌田	130	49	19	4				未
上鎌田 (2)	鎌田	上鎌田	80	34	25	1				未
上鎌田 (3)	鎌田	上鎌田	160	34	55	4				未
後谷 (2)	後谷		180	60	8	4				未
後谷 (3)	後谷		90	31	25	2				未
下山田 (1)	下山田		40	32	15	1				概h20柏145
下山田 (2)	下山田		70	60	10	3				
池浦 (1)	池浦		70	37	18	3				未
吉田	藤掛	吉田	70	31	60	2				未
二田 (1)	二田		70	33	15	1				
二田 (2)	二田		30	31	25	1				
坂田 (2)	坂田		130	31	30	4				未
坂田 (3)	坂田		30	38	15	1				
五十刈	北野	五十刈	40	40	15	1				
内方	内方		90	38	10	3				未
長磯	大崎	長磯	40	38	20	2				未
大津 (4)	大津		30	35	20	1				
甲戸 (4)	別山	甲戸	50	33	50	1				
笹山 (2)	別山	笹山	70	60	10	2				概h20柏94
吉生水 (3)	別山	吉生水	60	39	50	1				
後谷 (4)	後谷		30	35	20	1				
浄土山 (2)	坂田		170	38	20	2				未
池浦 (2)	池浦		70	36	12	1				
雀田 (2)	妙法寺		80	32	25	2				未
露ナシ (2)	北野		130	40	25	3				未

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所 III

箇所名	大字	字	準ずる斜面の延長 m	傾斜度	高さ m	人口 人	種類	数
御野立	東の輪町		150	40	25	5		
堀	堀		150	40	17	5	県道	60m

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 IV

箇所名	位置		急傾斜地の 崩壊危険箇所 の延長	地形 要因 高さ	保全対象		
	大字	字			人家 戸数	公共物	施工状況
米山台	米山台4丁目		48	9	2		概 H20年度柏001
鯨波3丁目	鯨波3丁目		12	8	3	道路	概 H20年度柏002
剣野町	剣野町		61	9	3	道路	概 H20年度柏029
米山台西	米山台西		26	12	2	道路	概 H20年度柏054
山本	山本		67	7	2	道路、神社	概 H20年度柏065
岩上	岩上		38	8	2		概 H20年度柏067
長崎	長崎		105	10	4		概 H20年度柏081
長峰町	長峰町		110	6	6	道路	概 H20年度柏087
東の輪	東の輪		37	13	2	JR	概 H20年度柏088
若葉町	若葉町		50	6	5	道路	概 H20年度柏091
土合	土合		85	5	2		概 H20年度柏092
鎌田	西山町鎌田		30	10	2	道路	概 H20年度柏111
池浦	西山町池浦		22	7	2		概 H20年度柏115
礼拝	西山町礼拝		25	12	3	西山町産業会館	概 H20年度柏124
池浦②	西山町池浦		25	10	2		概 H20年度柏215
中央台	西山町中央台		110	5	2	避難所（福祉センター）	概 H20年度柏148
山本②	山本		45	5	2	道路	概 H20年度柏180
若葉町②	若葉町		33	5	4	道路	概 H20年柏091-1
番神2丁目④	番神2丁目		100	4	6	道路	概 H20年度柏172
番神2丁目⑤	番神2丁目		41	4	3	道路	概 H20年度柏216
鎌田②	西山町鎌田		20	4	2	道路	概 H20年相113-2
鯨波	鯨波		24	9	2	道路	概 H20年度柏309
西本町3丁目	西本町3日		40	3	7	道路	概 H20年度柏153
東の輪	東の輪		52	12	3	道路	概 H20年度柏231
笠島	笠島	上ノ山	10	5	2	道路	概 H20年度柏033
宮川	宮川		23	5	3	道路	概 H20年度柏078
旧広田	旧広田		11	8	2		概 H20年度柏230
灰爪	西山町灰爪		74	9	8	道路	概 H20年度柏193
坂田	西山町坂田		25	4	2	道路	概 H20年度柏210
坂田②	西山町坂田		63	4	4	ガス水道	概 H20年度柏158
下山田②	西山町下山田		30	4	2	道路	概 H20年度柏108
黒部	西山町黒部		17	3	2	道路	概 H20年度柏120
石地	西山町石地		25	4	2	道路	概 H20年度柏136

箇所名	位 置		急傾斜地の 崩壊危険箇所 の延長	地形 要因 高さ	保全対象		
	大字	字			人家 戸数	公共物	施工状況
番神1丁目 (県事業)	番神1丁目		70	18	6	道路	概 H20年度 柏237
山本	山本	下山	255	11	10	道路	概 H20年度 災関急傾 告示752 H20. 04. 11
番神2丁目	番神2丁目	上ノ山	146	8	13	道路	概 H20年度 災関急傾 告示753 H20. 04. 11
中央台	西山町中台 池浦、二田		182	6	7	道路	概 H20年度 災関急傾 告示754 H20. 04. 11
鯨波2丁目	鯨波2丁目	向山 向田	190	10	3	道路	概H20年度 災関急傾 告示907 H20. 05. 09
鯨波3丁目	鯨波3丁目	向山 浦町 向田	153	12	15	道路	概 H20年度 災関急傾 告示908 H20. 05. 09
鯨波3丁目東	鯨波3丁目	浦町 下町	178	9	16		概 H20年度 災関急傾 告示909 H20. 05. 09

※中越沖地震の災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業で整備された斜面について、崩壊危険箇所の区分がされていないため、暫定で準ずる斜面Ⅳを設け、危険箇所として登録する。

5-4 山地に起因する災害危険箇所

(1) 山腹崩壊危険地区 (新潟県：山地災害危険地区)

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面積 (ha)	治山事業進捗状況	被災危険度
大 字	字		人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	公共施設 (道路除く)	道 路			
吉井	西草薙	無	0	0	0	1	0	県	2.00	無し	C
矢田	西部	無	0	1	0	0	0	市	2.00	無し	A
矢田	本村	無	0	1	0	0	0	市	2.00	無し	A
矢田	矢田入	無	0	1	0	0	0	市	1.00	無し	A
矢田	矢田入	無	0	1	0	0	0	市	2.00	無し	A
畔屋	向山	無	0	0	0	1	0	市	2.00	一部概成	C
畔屋	向山	無	0	0	1	0	0	農	1.00	無し	B
畔屋	本村	無	0	1	0	0	1	市	2.00	一部概成	A
東長鳥乙	鳥男城	有	0	0	1	0	0	市	1.00	一部概成	B
東長鳥乙	堰の平	無	0	0	0	1	0	県	3.00	無し	C
西長鳥甲	ヤケヤ3号	無	0	1	0	0	1	県	1.00	一部概成	A
西長鳥甲二	岩鼻	無	0	1	0	0	0	市	2.00	無し	A
西長鳥乙	道の入1号	有	0	0	1	0	1	県	1.00	一部概成	A
小島	イブツワキ	無	0	1	0	0	0	無	4.00	無し	A
旧広田	広田1号	無	0	0	1	0	0	市	1.00	無し	B
東条	家の浦	無	0	1	0	0	0	市	4.00	一部概成	A
東条	茶屋敷	無	0	0	1	0	0	国	2.00	無し	B
東条	巻ヶ平	無	0	0	0	0	0	国	1.00	無し	C
本条	前田	無	0	1	0	0	1	市	4.00	一部概成	A
本条	田の浦	無	0	0	1	0	0	市	2.00	一部概成	B
北条	浦山	無	1	0	0	0	1	市	4.00	一部概成	A
軽井川	前田	無	0	0	1	0	0	市	1.00	無し	B
軽井川	前田	無	0	0	0	1	0	無	1.00	無し	C
軽井川	大善寺	無	0	1	0	0	0	市	2.00	一部概成	A
軽井川	ショリ田	無	0	0	0	0	0	市	1.00	無し	C
軽井川	谷地	無	0	0	0	0	0	市	1.00	無し	C
軽井川	浦の山	無	0	0	1	0	0	無	1.00	一部概成	B
安田	姥ヶ谷	無	0	1	0	0	0	市	1.00	無し	A
軽井川	水の入	無	0	0	0	1	0	市	2.00	無し	C
安田	明後沢	無	0	0	1	0	0	市	1.00	一部概成	B
鯨波乙	コブエノ木	有	0	0	0	0	0	県	5.00	無し	C
米山町	草津	無	0	1	0	0	1	国	2.00	無し	A
新道	佐右エ門平	無	0	0	0	0	0	市	1.00	無し	C
新道	佐右エ門平	無	0	0	0	0	0	市	1.00	無し	C
貝渕	北之入	無	0	0	0	0	0	市	1.00	無し	C
黒滝	堂山	無	0	0	0	1	0	無	2.00	無し	C
宮ノ窪	元屋敷	無	0	0	0	0	0	市	2.00	無し	C
宮ノ窪	岩ノ原	無	0	0	0	1	0	市	3.00	無し	C

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	被 災 危 険 度
大 字	字		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 共 施 設 (道路除く)	道 路			
上条	前山	無	0	1	0	0	0	市	4.00	無し	A
上条	前山	無	0	1	0	0	0	市	1.00	無し	A
古町	山炭山	無	0	1	0	0	1	県	3.00	無し	A
佐水	前山	無	0	1	0	0	1	県	6.00	一部概成	A
久米	西山2号	無	0	0	0	0	0	県	3.00	無し	C
野田	廻り谷	有	0	0	0	0	0	県	3.00	無し	C
細越	上の坂	無	0	0	0	1	0	無	2.00	無し	C
女谷	高原田	有	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
女谷	世道	無	0	0	1	0	0	市	2.00	無し	B
女谷	駒之間	無	0	0	0	1	0	県	5.00	無し	C
折居	餅粮	無	0	1	0	0	0	国	2.00	無し	A
清水谷	馬鞍山	無	0	0	0	0	0	市	7.00	無し	C
善根	大之田	無	0	0	1	0	0	市	1.00	無し	B
善根	佐ノ久	無	0	1	0	0	0	県	2.00	無し	A
森近	下山	有	0	0	1	0	0	市	1.00	無し	B
森近	上村	無	1	0	0	0	1	市	8.00	一部概成	A
森近	滝の入	無	1	0	0	0	1	市	8.00	無し	A
山室	四十刈	有	0	0	0	0	0	県	1.00	無し	C
石曾根	上関根	有	0	0	0	0	1	無	1.00	無し	A
山室	向山	有	0	1	0	0	0	市	3.00	一部概成	A
善根	飛岡	無	0	1	0	0	0	市	1.00	一部概成	A
横山	中ノ谷	無	0	0	1	0	0	市	1.00	未成	B
堀	長崎原	無	0	1	0	0	0	市	1.00	未成	A
堀	原	無	0	1	0	0	0	市	1.00	未成	A
藤橋	辻	無	0	1	0	0	0	市	1.00	未成	A
上輪	僧坊	無	0	0	0	0	1	国	1.00	無し	A
上輪	古城	無	0	0	0	0	0	市	2.00	無し	C
横山	西谷	無	0	0	1	0	0	市	2.00	未成	B
宮川	灰爪	無	0	0	0	1	1	国	2.00	未成	A
飯塚	岩野	有	0	1	0	0	1	市	2.00	一部概成	A
曾地	杉ノ木田	無	0	1	0	0	0	市	2.00	未成	A
吉井	行塚	有	0	1	0	0	0	県	2.00	概成	A
吉井	江入	有	0	1	0	0	0	市	4.00	未成	A
吉井	堀ノ内	有	0	1	0	0	1	市	5.00	概成	A
矢田	五庵	有	0	1	0	0	1	市	2.00	未成	A
五十士	向山	無	0	0	1	0	0	国	5.00	未成	B
山潤	則常	無	0	0	1	0	0	県	2.00	未成	B
旧広田	広田	無	0	1	0	0	0	市	6.00	未成	A
南条	追田入 (甲)	有	0	1	0	0	1	市	7.00	未成	A

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	被 災 危 険 度
大 字	字		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路除く) 公 共 施 設	道 路			
藤橋	坂関	無	0	1	0	0		市	1.00	概成	A
五分一	次郎丸	無	0	1	0	0		市	2.00	未成	A
吉井	丸山	有	0	1	0	0		県	2.00	概成	A
本条	下村	無	0	0	1	0		県	1.00	概成	B
軽井川	長者堀	無	0	0	0	1		県	1.00	概成	C
北条	家近	無	0	0	0	1			1.00	概成	C
本条	前田	無	0	0	1	0			1.00	概成	B
米山町	烏ノ上	無	0	0	0	0	1	国	1.00	概成	A
米山町	草津	有	0	0	0	1		農	2.00	一部概成	C
鯨波	ジャバミ	有	0	0	0	0	1		2.00	一部概成	A
堀	原ノ谷	無	0	0	0	1		農	1.00	概成	C
堀	長崎原	無	0	0	0	1		県	1.00	概成	C
堀	長崎原	無	0	0	1	0			1.00	概成	B
山室	向山	有	0	1	0	0		県	1.00	一部概成	A
女谷	長原	無	0	0	1	0		県	1.00	概成	B
女谷	向長原	無	0	0	0	1		県	1.00	概成	C
市野新田	川尻	有	0	0	0	1	0	市	3.00	無し	C
野田	坂ノ上	無	0	1	0	0	0	国	3.00	無し	A
野田	堤ヶ入	無	0	0	1	0	1	市	4.00	無し	A
野田	堤ヶ入	無	0	0	0	1	0	市	2.00	無し	C
矢田	津花田	無	0	0	1	0	0	市	2.00	無し	B
畔屋	蒲崎	無	0	0	1	0	0	市	3.00	無し	B
畔屋	北入	無	0	0	1	0	0	市	4.00	無し	B
古町	山炭山	無	0	0	0	1	0	県	4.00	無し	C
善根	佐之久	無	0	1	0	0	0	市	5.00	無し	A
善根	石川	有	0	1	0	0	1	県	9.00	無し	A
善根	佐之久	無	0	1	0	0	0	県	2.00	無し	A
野田	日ノ浦	無	0	0	0	1	0	市	2.00	無し	C
佐水	スグ坂	無	0	1	0	0	1	県	10.00	無し	A
野田	池ノ平	無	0	0	0	1	0	県	7.00	無し	C
石曾根	勝俣	無	0	1	0	0	0	市	4.00	未成	A
小島	漆原	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
与板	十二平	無	0	0	0	1	0	市	2.00	無し	C
石曾根	関根	有	0	0	1	0	0	市	1.00	無し	B
東条	家ノ浦	無	0	0	1	0	0	市	2.00	概成	B
岩上	小丸山	無	0	1	0	0	0	市	1.00	概成	A
青海川	ツキノキ	無	0	0	0	0	0	市	1.00	一部概成	C
与三	大峰	無	0	0	1	0	0	市	1.00	概成	B
椎谷	机立	有	0	0	0	1	0	国	5.00	無し	C

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面積 (ha)	治山事業進捗状況	被災危険度
大 字	字		人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道 路			
宮川	向山	無	0	0	0	1	0	市	4. 00	未成	C
与三	大峰	無	0	0	1	0	0	市	1. 00	概成	B
高柳町岡田	桐沢	無	0	0	1	0	0	市	1. 00	一部概成	B
高柳町岡田	原山	無	0	0	1	0	0	市	1. 00	一部概成	B
高柳町岡田	相滝	無	0	0	0	0	0	国	1. 00	無し	C
高柳町高尾	龍劔	無	0	0	0	1	0	県	1. 00	無し	C
高柳町高尾	龍劔	無	0	0	0	1	0	県	1. 00	無し	C
高柳町高尾	猿ノ月	無	0	0	0	0	0	県	1. 00	無し	C
高柳町高尾	龍劔	無	0	0	0	0	0	県	1. 00	無し	C
高柳町高尾	龍劔	無	0	0	0	0	0	県	1. 00	無し	C
高柳町高尾	幸清水	無	0	0	0	1	0	無	1. 00	無し	C
高柳町高尾	荒又	有	0	0	0	0	0	県	1. 00	無し	C
高柳町岡野町	西ノ谷内	無	0	0	0	0	1	市	3. 00	無し	A
高柳町岡野町	宮原	無	0	0	1	0	0	県	1. 00	無し	B
高柳町岡野町	塚田	有	0	1	0	0	0	市	3. 00	無し	A
高柳町高尾	新屋敷	無	0	0	0	1	0	市	1. 00	一部概成	C
高柳町高尾	新屋敷	無	0	1	0	0	1	県	1. 00	無し	A
高柳町高尾	寺林	無	0	0	0	1	0	市	1. 00	無し	C
高柳町岡野町	下夕平	無	0	1	0	0	1	県	1. 00	無し	A
高柳町高尾	寺地	無	0	0	0	1	0	県	1. 00	無し	C
高柳町高尾	荒神	無	0	0	1	0	0	市	1. 00	一部概成	B
高柳町高尾	荒神	有	0	1	0	0	0	県	1. 00	無し	A
高柳町岡野町	熊坂下平	無	0	0	0	1	0	県	2. 00	無し	C
高柳町高尾	中山	無	0	0	1	0	0	市	1. 00	無し	B
高柳町岡野町	塚田	無	0	1	0	0	0	無	1. 00	無し	A
高柳町山中	川北	有	0	1	0	0	0	国	1. 00	一部概成	A
高柳町山中	横沢甲	無	0	0	1	0	1	国	1. 00	無し	A
高柳町山中	ヲソバ	有	0	0	1	0	0	国	1. 00	無し	B
高柳町山中	ヲソバ	無	0	0	0	1	0	国	1. 00	無し	C
高柳町岡野町	見嶽	無	0	0	1	0	0	県	1. 00	無し	B
高柳町岡野町	笹う田	有	0	0	0	1	0	県	2. 00	無し	C
高柳町栃ケ原	武納	無	0	0	0	0	0	県	1. 00	無し	C
高柳町漆島	沢入	無	0	0	1	0	0	市	1. 00	無し	B
高柳町荻ノ島	中田	無	0	0	0	1	0	市	1. 00	無し	C
高柳町荻ノ島	上ノ山	有	0	0	0	0	0	県	2. 00	一部概成	C
高柳町荻ノ島	巻キ	無	0	0	0	0	0	林	3. 00	無し	C
高柳町門出	上鶴間	有	0	0	0	0	0	県	1. 00	一部概成	C

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面積 (ha)	治山事業 進捗状況	被災危険度
大 字	字		人家 50 戸 以上	人家 49 ～ 10 戸	人家 9 ～ 5 戸	人家 4 戸 以下	(道路除く) 公共施設	道 路			
高柳町門出	上ノ山	無	0	1	0	0	0	県	2.00	無し	A
高柳町門出	上ノ山	無	0	0	1	0	0	農	2.00	無し	B
高柳町門出	朴ノ木林	有	0	0	0	0	0	県	1.00	一部概成	C
高柳町石黒	北田	無	0	0	0	0	0	県	3.00	無し	C
高柳町石黒	北田	有	0	0	0	0	0	県	4.00	無し	C
高柳町石黒	入道久保	無	0	0	0	0	0	県	1.00	無し	C
高柳町門出	入道久保	無	0	0	0	0	0	県	1.00	無し	C
高柳町門出	中之坪	無	0	0	0	1	0	市	1.00	一部概成	C
高柳町門出	中之坪	有	0	1	0	0	0	県	1.00	無し	A
高柳町門出	中之坪	無	0	0	0	0	0	県	1.00	無し	C
高柳町門出	中之坪	無	0	0	0	0	0	県	1.00	無し	C
高柳町岡田	大平	無	0	0	1	0	0	無	1.00	無し	B
高柳町漆島	前田	無	0	1	0	0	0	県	1.00	未成	A
高柳町石黒	元屋敷道東	無	0	0	0	0	0	県	2.00	未成	C
高柳町高尾	幸清水	有	0	0	0	1			1.00	一部概成	C
高柳町石黒	上屋敷	無	0	0	0	1	1		1.00	概成	A
高柳町門出	中瀬	無	0	0	0	1			1.00	概成	C
高柳町岡野町	谷内尻	無	0	0	0	1	0	国	2.00	無し	C
高柳町岡野町	西ヶ原	無	0	0	0	1	0	県	1.00	無し	C
高柳町石黒	寄合	無	0	0	1	0	0	県	4.00	無し	B
高柳町田代	西ノ脇	無	0	1	0	0	1	県	6.00	無し	A
西山町石地	上ノ山	無	0	1	0	0	0	国	1.00	無し	A
西山町石地	上ノ山	無	0	1	0	0	0	国	1.00	無し	A
西山町石地	飯森	無	0	0	1	0	0	国	1.00	無し	B
西山町石地	飯森	無	0	0	0	1	0	国	1.00	無し	C
西山町尾町	五十刈	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町大崎	抜山下	無	0	0	1	0	0	国	3.00	無し	B
西山町大崎	抜山下	無	0	0	0	1	0	国	1.00	無し	C
西山町大崎	抜山下	無	0	0	0	1	0	国	1.00	無し	C
西山町浜忠	二位段	無	0	0	1	0	0	市	1.00	一部概成	B
西山町浜忠	山谷	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町浜忠	山谷	無	0	0	0	1	0	無	1.00	無し	C
西山町上山田	二塚	無	0	0	1	0	0	市	1.00	無し	B
西山町上山田	堀田	無	0	0	1	0	0	市	2.00	概成	B
西山町灰爪	向山	無	0	0	1	0	0	市	2.00	無し	B
西山町別山	甲戸	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町後谷	宮ノ前	無	0	0	0	1	0	林	1.00	無し	C
西山町鎌田	西ヶ崎	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町鎌田	長表	無	0	0	1	0	0	県	1.00	無し	B
西山町鎌田	無重刈	無	0	0	1	0	0	市	2.00	一部概成	B

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	被 災 危 険 度
大 字	字		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 共 施 設 (道 路 除 く)	道 路			
西山町鎌田	無重刈	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町伊毛	向山	無	0	0	0	1	1	無	1.00	無し	A
西山町下山田	八幡浦	無	0	0	0	1	1	県	1.00	無し	A
西山町別山	荒谷	有	0	0	0	1	0	無	1.00	無し	C
西山町田沢	岩見平	無	0	0	0	1	0	市	2.00	無し	C
西山町田沢	ハカンドウ	無	0	0	1	0	0	市	2.00	無し	B
西山町長嶺	川田	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町長嶺	西谷	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町長嶺	白山	無	0	0	1	0	0	市	1.00	概成	B
西山町長嶺	泉	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町和田	八十分	無	0	0	0	1	0	県	1.00	一部概成	C
西山町新保	上ノ山	無	0	1	0	0	0	県	3.00	概成	A
西山町北野	井刈	無	0	0	1	0	0	市	2.00	無し	B
西山町北野	宮ノ入	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町坂田	浄土山	無	0	0	0	1	0	無	1.00	無し	C
西山町坂田	熊沢	無	0	0	0	0	0	他	1.00	無し	C
西山町坂田	論手	無	0	0	0	1	0	県	4.00	一部概成	C
西山町妙法寺	向山	無	0	1	0	0	0	県	3.00	無し	A
西山町妙法寺	上ノ山	無	0	0	1	0	0	県	1.00	無し	B
西山町妙法寺	上ノ山	無	0	0	1	0	0	県	1.00	無し	B
西山町妙法寺	松ノ木田	無	0	0	0	1	0	県	2.00	無し	C
西山町内方	池ノ平	無	0	0	1	0	0	県	1.00	一部概成	B
西山町坂田	唐子田	有	0	0	1	0	0	県	1.00	概成	B
西山町坂田	丑田	無	0	0	0	1	0	市	1.00	概成	C
西山町二田	西ヶ入	無	0	0	0	1	0	市	1.00	一部概成	C
西山町二田	車田	無	0	0	0	1	0	無	1.00	一部概成	C
西山町長嶺	白山	無	0	0	0	1	0	市	1.00	一部概成	C
西山町池浦	立屋敷	無	0	0	1	0	0	市	1.00	無し	B
西山町鎌田	長表	無	0	0	0	1	0	県	1.00	一部概成	C
西山町伊毛	久保畑	無	0	0	0	1	0	県	1.00	一部概成	C
西山町伊毛	久保畑	無	0	0	0	1	0	県	1.00	一部概成	C
西山町伊毛	覚郷寺	無	0	0	0	1	0	市	1.00	一部概成	C
西山町田沢	屋敷田	無	0	0	0	1	0	市	1.00	一部概成	C
西山町別山	荒谷	無	0	0	0	0	0	県	1.00	無し	C
西山町別山	吉生水	有	0	0	0	0	0	県	1.00	概成	C
西山町尾町	滝ノ入	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町長嶺	小田	有	0	1	0	0	0	市	4.00	未成	A
西山町長嶺	白山	無	0	1	0	0	0	県	4.00	概成	A
西山町長嶺	白山	有	0	0	1	0	0	市	7.00	概成	B
西山町鎌田	長表	有	0	0	0	1	0	県	3.00	未成	C

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	被 災 危 険 度
大 字	字		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 共 施 設 (道 路 除 く)	道 路			
西山町鎌田	長表	無	0	1	0	0	0	県	6.00	未成	A
西山町鎌田	無重刈	有	0	1	0	0	0	県	5.00	未成	A
西山町甲田	木立	有	0	1	0	0	0	市	4.00	未成	A
西山町尾町	諏訪ノ入	無	0	0	0	1	0	市	2.00	無し	C
西山町尾町	滝ノ入	有	0	1	0	0	1	市	4.00	未成	A
西山町灰瓜	屋合北	無	0	0	1	0	0	県	1.00	未成	B
西山町灰瓜	屋合北	無	0	0	1	0	0	県	2.00	概成	B
西山町藤掛	前田	無	0	1	0	0	0	国	5.00	未成	A
西山町坂田	丑田	無	0	1	0	0	0	市	1.00	未成	A
西山町和田	鶴巻	有	0	1	0	0	0	国	2.00	一部概成	A
西山町別山	善五郎	無	0	0	0	3	0	市	2.00	未成	C
西山町北野	滝沢	無	0	1	0	0	0	県	4.00	未成	A
西山町大坪	地ノ入	有	0	1	0	0	1	県	3.00	未成	A
西山町大坪	萩平	無	0	0	0	0	0	林	2.00	未成	C
西山町大坪	大三十刈	有	0	1	0	0	1	市	3.00	未成	A
西山町大崎	長磯	無	0	0	0	1		県	1.00	概成	C
西山町尾町	諏訪ノ入	無	0	0	0	1		県	1.00	概成	C
西山町大津	梶ヶ入	有	0	0	0	1		県	1.00	概成	C
西山町大津	大沢	無	0	0	0	1		県	1.00	概成	C
西山町別山	後谷	無	0	1	0	0		県	1.00	概成	A
西山町別山	後谷	無	0	0	0	1	1	市	1.00	概成	A
西山町別山	甲戸	無	0	0	0	0		県	1.00	概成	C
西山町別山	多岐ノ脇	有	0	0	1	0		県	2.00	概成	B
西山町別山	尾頃部	有	0	0	0	1			1.00	概成	C
西山町浜忠	一ノ宮	無	0	1	0	0	1	県	1.00	概成	A
西山町甲田	横稻場	無	0	0	0	0		県	1.00	概成	C
西山町浜忠	権現堂	無	0	1	0	0		県	1.00	概成	A
西山町浜忠	二位殿	無	0	0	0	1		県	1.00	概成	C
西山町上山田	二塚	無	0	1	0	0	1	県	2.00	概成	A
西山町内方	尼浦	無	0	0	1	0			1.00	概成	B
西山町尾町	前田	無	0	0	1	0	1	市	3.00	無し	A
西山町大崎	長磯	無	0	0	1	0	0	国	3.00	無し	B
西山町大津	千松田	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町大津	梶ヶ入	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町大津	十二田	無	0	0	0	1	0	県	1.00	無し	C
西山町別山	立村	無	0	0	1	0	1	県	2.00	無し	A
西山町別山	三合地	無	0	0	0	1	0	国	1.00	無し	C
西山町別山	荒谷	無	0	0	0	1	0	県	3.00	無し	C
西山町別山	荒谷	有	0	0	1	0	1	県	2.00	無し	A

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	被 災 危 険 度
大 字	字		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路除く) 公共施設	道 路			
西山町大崎	葉山	無	0	0	1	0	1	国	2.00	無し	A
西山町大崎	上ノ田	無	0	0	1	0	0	国	3.00	無し	B
西山町大崎	大久保	無	0	1	0	0	0	国	1.00	無し	A
西山町浜忠	一ノ宮	無	0	0	1	0	0	他	3.00	無し	B
西山町浜忠	権現堂	無	0	0	1	0	0		1.00	無し	B
西山町浜忠	屋敷田前	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町鎌田	西ヶ崎	無	0	0	0	1	0	県	1.00	無し	C
西山町鎌田	西ヶ崎	無	0	0	0	1	0	他	2.00	無し	C
西山町長嶺	城ノ沢	無	0	0	1	0	0	県	2.00	無し	B
西山町上山田	寺入	無	0	0	1	0	0	市	6.00	無し	B
西山町尾野内	稲畑	無	0	0	1	0	1	市	7.00	無し	A
西山町尾野内	観音堂	無	0	0	1	0	0	市	1.00	無し	B
西山町尾野内	小人	無	0	0	0	1	0	国	1.00	無し	C
西山町田沢	ソリ町	無	0	0	0	1	0	他	2.00	無し	C
西山町二田	西ヶ入	無	0	0	1	0	0	他	1.00	無し	B
西山町後谷	長表	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町後谷	宮ノ前	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町後谷	宮ノ前	無	0	0	0	1	0	市	1.00	無し	C
西山町長嶺	城ノ沢	無	0	0	1	0	0	県	1.00	無し	B
西山町黒部	カケナシ	無	0	0	1	0	0	国	2.00	無し	B
西山町和田	八十分	無	0	0	1	0	0	県	2.00	概成	B
西山町別山	立村	無	0	0	1	0	0	市	3.00	概成	B
西山町別山	山寺	無	0	0	0	1	0	市	1.00	概成	C
西山町坂田	丑田	無	0	0	0	3	0	市	1.00	概成	C
西山町下山田	大開	無	0	1	0	0	0	市	4.00	概成	A
西山町下山田	五百刈	無	0	0	0	1	0	市	1.00	概成	C
西山町坂田	坪ノ内	無	0	0	0	1	0	市	1.00	概成	C
西山町北野	メグリ山	無	0	0	1	0	0	他	1.00	概成	B
西山町五日市	池ノ平	無	0	0	0	1	0	他	1.00	一部概成	C
西山町田沢	ワゴ	無	0	0	0	1	0	他	2.00	概成	C
西山町別山	甲戸	無	0	0	1	0	1	他	5.00	概成	A
西山町別山	山寺	無	0	0	0	1	0		1.00	無し	C
西山町長嶺	泉	無	0	0	1	0	0		2.00	概成	B
西山町長嶺	西谷	無	0	0	0	1	0	他	4.00	未成	C
西山町藤掛	赤坂	無	0	0	0	1	0	市	1.00	概成	C
西山町藤掛	吉田	無	0	0	0	1	0		1.00	概成	C
西山町別山	砂田	無	0	0	0	1	1		1.00	概成	A
西山町浜忠	一ノ宮	無	0	0	0	1	0	県	1.00	概成	C
西山町浜忠	二位殿	無	0	0	1	0	0	他	1.00	概成	B

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面 積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	被 災 危 険 度
大 字	字		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 共 施 設 (道 路 除 く)	道 路			
西山町鎌田	西ヶ崎	無	0	0	0	1	0	他	1. 00	概成	C
西山町田沢	立畑	無	0	0	0	0	0	国	1. 00	概成	C
西山町五日市	前田	無	0	0	0	1	0		1. 00	概成	C
西山町坂田	浄土山	無	0	0	0	1	0	他	2. 00	概成	C
西山町坂田	浄土山	無	0	0	0	1	0	国	1. 00	概成	C
西山町坂田	唐子田	無	0	0	1	0	0	県	1. 00	無し	B
西山町伊毛	釜ノ口	無	0	0	0	1	0	市	1. 00	概成	C
西山町後谷	宮ノ前	無	0	0	0	1	0		4. 00	概成	C
西山町坂田	浄土山	無	0	1	0	0	0	市	3. 00	概成	A
西山町和田	鶴巻	無	0	0	0	1	0	他	1. 00	概成	C
西山町五日市	池ノ平	無	0	0	1	0	0	市	4. 00	一部概成	B

※保全対象「1」：保全対象あり

(2) 崩壊土砂流出危険地区 (新潟県：山地災害危険地区)

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面 積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	被 災 危 険 度
大 字	字		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 共 施 設 (道 路 除 く)	道 路			
吉井黒川	柏ノ木谷	無	0	0	0	0	0	市	2. 70	無し	C
西長鳥甲	下高津	無	0	0	0	1	0	市	1. 05	無し	C
東長鳥乙	平沢	無	0	1	0	0	0	県	4. 80	無し	A
東長鳥乙	平沢	無	0	1	0	0	0	県	0. 90	一部概成	A
西長鳥甲	ヤケヤ	無	0	0	0	0	1	県	1. 35	無し	A
西長鳥甲	京塚	有	0	1	0	0	1	県	0. 60	無し	A
西長鳥乙	阿敷の入	有	0	1	0	0	1	県	0. 60	一部概成	A
西長鳥乙	阿敷の入	有	0	0	1	0	1	県	1. 20	一部概成	A

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面 積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	被 災 危 険 度
大 字	字		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路除く) 公 共 施 設	道 路			
西長島乙	梶ヶ入	無	0	1	0	0	1	県	5.40	無し	A
西長島甲	岩鼻	無	0	0	0	1	1	県	0.60	無し	A
西長島甲	正ノ入	無	0	0	0	1	1	県	5.25	無し	A
西長島甲	正ノ入	無	0	0	1	0	1	県	4.50	無し	A
大広田	大沢	無	0	0	0	1	0	市	2.10	無し	C
旧広田	入山	無	0	0	0	1	0	市	12.00	無し	C
東条	大平	無	0	0	0	0	0	農	1.44	無し	C
鯨波	水上	無	0	1	0	0	0	市	0.36	無し	A
鯨波	御所ノ入	無	0	0	0	0	0	市	4.20	無し	C
鯨波	小川内	無	0	0	0	0	1	国	5.26	無し	A
鯨波	松尾	無	0	0	0	0	1	国	18.75	無し	A
鯨波	倉谷	無	0	0	0	0	1	国	2.10	無し	A
青海川	足出	無	0	0	0	0	0	県	1.26	無し	C
青海川	水谷	無	0	0	0	0	0	県	0.96	無し	C
笠島	岩ノ谷	無	0	0	0	0	0	農	5.40	無し	C
笠島	江ノ尻	無	0	0	1	0	1	国	2.40	無し	A
笠島	上ヶ石	無	1	0	0	0	1	国	6.75	無し	A
小杉	入山	無	0	0	0	0	0	市	9.00	無し	C
吉尾	奥山	有	0	0	0	0	0	市	8.55	一部概成	C
大平	桜平	無	0	1	0	0	0	市	10.20	一部概成	A
米山	袖沢	無	1	0	0	0	1	国	1.05	無し	A
米山	俵谷	無	0	1	0	0	1	国	31.50	無し	A
米山	上ノ山	無	0	0	0	1	1	国	2.10	一部概成	A
大清水	岩崎	有	0	0	0	1	1	国	4.05	一部概成	A
黒滝	城平	無	0	1	0	0	1	国	1.08	無し	A
田屋	猫木	無	0	0	0	0	0	県	0.90	無し	C
田屋	菅田	無	0	1	0	0	0	県	1.80	無し	A
田屋	塚の腰	無	0	1	0	0	0	県	1.80	無し	A
田屋	住吉	有	0	1	0	0	0	県	18.00	一部概成	A
田屋	キム川	無	0	1	0	0	0	県	0.72	無し	A
田屋	荒又	有	0	0	0	1	0	県	3.30	一部概成	C
田屋	花坂	有	0	1	0	0	1	市	2.88	一部概成	A
田屋	ニタ又	無	0	0	0	0	0	県	1.35	一部概成	C
女谷	大入	無	0	1	0	0	1	市	5.40	一部概成	A
市野新田	水上	有	0	1	0	0	1	市	0.60	一部概成	A
女谷	明生	有	0	0	0	1	0	市	21.00	無し	C
女谷	穴畑	有	0	1	0	0	1	県	1.20	無し	A
折居	中沢	有	0	0	0	0	0	農	1.08	無し	C
折居	軽ヶ嶽	有	0	0	0	0	0	市	1.14	無し	C

位 置		保 安 林	保 全 対 象						面 積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	被 災 危 険 度
大 字	字		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	公 共 施 設 (道路除く)	道 路			
野田	風巻	無	0	0	1	0	0	県	0. 60	無し	B
宮の窪	青木	無	0	0	0	1	0	県	1. 05	無し	C
加納	小黒	有	0	0	0	0	0	農	1. 20	一部概成	C
水上	上の山	無	0	0	0	0	0	林	1. 08	無し	C
石曾根	荒又	有	0	0	1	0	0	市	4. 80	一部概成	B
森近	滝の入	有	0	1	0	0	1	市	2. 64	一部概成	A
善根	石川	有	0	1	0	0	1	県	3. 60	一部概成	A
善根	石川	無	0	0	1	0	1	県	1. 26	無し	A
善根	八石	有	0	1	0	0	1	市	7. 56	一部概成	A
矢田	池ノ入	有	0	1	0	0	0	県	1. 50	一部概成	A
山室	水沢入	有	0	1	0	0	1	国	3. 08	一部概成	A
蔵野	小平	無	0	1	0	0	1	市	0. 90	無し	A
東長鳥	大山甲	有	0	0	0	0	1	県	2. 63	一部概成	A
北条	城之下	無	0	1	0	0	0	林	0. 05	既成	B
高柳町岡田	小白倉	有	0	1	0	0	0	県	15. 00	無し	A
高柳町岡野町	大瀧	有	0	1	0	0	1	市	12. 15	一部概成	A
高柳町高尾	大平	有	0	0	0	1	0	県	12. 00	一部概成	C
高柳町岡野町	鯛ノ入	無	0	1	0	0	1	県	1. 20	一部概成	A
高柳町門出	ヲソバ	有	0	1	0	0	0	県	13. 80	無し	A
高柳町栃ヶ原	後山	有	0	0	0	0	0	県	8. 58	一部概成	C
高柳町荻ノ島	田成	有	1	0	0	0	1	県	1. 08	一部概成	A
高柳町山中	大滝	有	0	0	0	0	0	国	2. 16	無し	C
高柳町山中	扇畑	有	0	0	0	0	0	国	0. 63	一部概成	C
高柳町山中	川北	有	0	1	0	0	0	国	0. 90	一部概成	A
高柳町岡田	猿倉	有	0	1	0	0	1	国	8. 19	一部概成	A
高柳町山中	濁ソ又沢	有	0	0	0	1	0	国	6. 00	一部概成	C
高柳町高尾	大柳	有	0	1	0	0	0	市	4. 20	一部概成	A
高柳町岡野町	河内沢	無	0	0	0	0	0	国	3. 00	一部概成	C
高柳町田代	桃木平	有	0	0	0	0	0	県	0. 45	一部概成	C
高柳町田代	干場	無	0	0	0	0	1	県	1. 80	無し	A
高柳町門出	坪ノ平	有	1	0	0	0	0	県	12. 00	一部概成	A
高柳町門出	出掛作り	有	0	0	0	0	0	県	7. 20	一部概成	C
高柳町山中	ヲソバ	有	0	1	0	0	0	国	0. 12	一部概成	A
高柳町山中	居村	有	0	1	0	0		国	0. 38	未成	A
西山町大津	千鳥ヶ地	無	0	0	1	0	0	市	0. 90	無し	B
西山町坂田	論手	有	0	0	0	0	0	農	4. 05	未成	C
西山町大津	五兵ヶ入	無	0	0	0	0	0	農	0. 96	無し	C
西山町田沢	二ノ沢	無	0	0	0	0	0	農	1. 80	一部概成	C
西山町別山	吉生水	有	0	0	0	1	1	県	0. 37	無し	A

※保全対象「1」：保全対象あり

(3) 地すべり危険地区 (新潟県：山地災害危険地区)

位 置		保 安 林 等	保 全 対 象						面 積 (ha)	治 山 事 業 進 捗 状 況	被 災 危 険 度
大 字	字		人 家 50 戸 以 上	人 家 49 ～ 10 戸	人 家 9 ～ 5 戸	人 家 4 戸 以 下	(道路除く) 公 共 施 設	道 路			
吉井黒川	飯盛山	有	0	1	0	0	0	市	12. 00	未成	A
西長島	堰面	有	0	1	0	0	1	県	8. 00	未成	A
大沢	カガナ	有	1	0	0	0	1	国	208. 23	概成	A
大清水	岩崎	有	0	0	0	1	1	国	15. 00	一部概成	A
蕨野	蕨野	有	0	0	0	0	0	市	101. 26	概成	C
東条	浦山	有	0	1	0	0	1	市	10. 20	一部概成	A
石曾根	丸山腰	有	1	0	0	0	1	市	49. 88	概成	A
森近	滝ノ入	有	0	1	0	0		市	74. 22	未成	A
高柳町石黒	センナ平	有	0	0	1	0	0	国	14. 24	未成	B
高柳町石黒	下原道西	有	0	1	0	0	1	国	20. 50	未成	A
高柳町石黒	新林	有	0	1	0	0	0	国	239. 70	未成	A
高柳町岡田	猿倉	有	0	0	0	1	0	国	204. 40	未成	C
高柳町岡田	百地	無	1	0	0	0	0	国	21. 50	未成	A
高柳町漆畠	池ノ尻	無	1	0	0	0	0	県	358. 00	未成	A
高柳町岡田	小白倉	有	0	0	0	0		県	27. 96	未成	C
西山町坂田	柳清水	無	0	0	0	0	0	国	32. 00	未成	C
西山町藤掛	猿田	有	0	0	1	0	0	国	92. 14	未成	B
西山町大津	大沢	無	0	0	1	0	1	県	3. 90	無し	A
西山町大崎	椎ノ入	無	0	0	1	0	0	国	7. 30	無し	B
西山町鎌田	無重刈	無	0	0	1	0	0	市	4. 50	無し	B
西山町長嶺	城ノ沢	無	0	1	0	0	0	県	7. 50	無し	A
西山町藤掛	吉田	有	0	0	0	1	0	国	12. 50	未成	C
西山町坂田	初鶴	有	0	0	0	0	0	市	12. 00	一部概成	C
西山町田沢	小峠	有	0	0	0	0	0	農	44. 50	未成	C

※保全対象「1」：保全対象あり

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「5－4 山地に起因する災害危険箇所」

5-5 保安林指定箇所

位 置			保安林種名	指定面積 (ha)
大 字	字	地 番		
青山町	青山	16-2	飛砂の防備	0. 6997
青山町	下浜	1-2	飛砂の防備	6. 0258
荒浜四丁目	船山	1745-20	飛砂の防備	14. 3257
荒浜四丁目	下町	18-1	飛砂の防備	0. 2277
荒浜四丁目	下町	18-6	飛砂の防備	0. 3429
荒浜二丁目	上町	90-1	飛砂の防備	0. 6418
荒浜四丁目	家ノ下	17-20	飛砂の防備	2. 8529
青山町	小丸山	3-31	風害の防備	41. 1802
荒浜一丁目	ニッ山浜	2049-2	飛砂の防備	6. 9959
荒浜一丁目	粉糖浜	2048-17	飛砂の防備	15. 8938
荒浜一丁目	ニッ山浜	2049-3	飛砂の防備	6. 6000
松波一丁目	粉糖浜	2048-207	飛砂の防備	12. 4348
松波三丁目	ニッ山浜	2049-1	飛砂の防備	8. 9700
松波一丁目	新田	2055-1	飛砂の防備	2. 3009
安政町	長磯	2639-3	飛砂の防備	14. 2191
安政町	下タノ出島	2641-78	飛砂の防備	1. 5901
安政町	臂曲	2610-149	飛砂の防備	0. 1895
安政町	西新田	199-1	飛砂の防備	0. 8983
学校町		2137-15	飛砂の防備	6. 2077
安政町	長磯	2639-4	飛砂の防備	2. 5103
学校町		2137-15	保健保安林	17. 0137
栄町		2639-6	飛砂の防備	0. 9210
栄町		2639-6	保健保安林	0. 9210
安政町	下タノ出島	2641-78	保健保安林	0. 8007
小杉	谷	505	なだれ防止林	1. 3369
吉尾	奥山	856	なだれ防止林	3. 0900
石曾根	細田	3250	なだれ防止林	1. 2100
石曾根	水なし	2230	水源かん養林	4. 6000
石曾根	水なし	2231-子	水源かん養林	9. 9500
水上	三ッ沢	1805	水源かん養林	20. 5300
番神二丁目	上ノ山	523-25	飛砂の防備	1. 0300
番神二丁目	上ノ山	523-25	保健保安林	1. 0200
吉井	堀之内	2170-1	土砂崩壊防備林	0. 0600
吉井	堀之内	2169	土砂崩壊防備林	1. 6900

位 置			保安林種名	指定面積 (ha)
大 字	字	地 番		
吉井	米山	2494-1	土砂崩壊防備林	0. 3600
善根	八石	9729	土砂流出防備林	25. 3400
善根	八石	9627	土砂流出防備林	41. 5100
善根	八石	9627	土砂流出防備林	2. 4100
善根	八石	9533-2	土砂流出防備林	20. 8900
善根	石川	5775	土砂流出防備林	16. 0000
善根	石川	5746-5	土砂流出防備林	8. 9900
五十土	熱田坂	389	土砂崩壊防備林	0. 4000
大広田	板落シ	1354-4	土砂流出防備林	0. 7300
大広田	板落シ	1368-1	なだれ防止林	0. 2100
東条	大角	3461-1	なだれ防止林	0. 5400
北条	程平	5145-2	土砂流出防備林	1. 6000
北条	程平	5275-6	なだれ防止林	0. 3967
東長島	横大門	乙419	なだれ防止林	1. 3900
東長島	横大門	乙422-1	なだれ防止林	0. 1100
西長島	ヤケヤ	甲2197-2	土砂流出防備林	0. 6886
東長島	杉山	乙10-2	土砂流出防備林	0. 0396
東長島	猿倉	乙2283-3	なだれ防止林	2. 0000
清水谷	大沢入	2719	水源かん養林	29. 5400
清水谷	大沢入	2738	水源かん養林	10. 6000
清水谷	大沢入	2720	水源かん養林	6. 7500
清水谷	雨池	2612	水源かん養林	173. 2946
折居	軽ヶ岳	4613	水源かん養林	48. 8100
折居	軽ヶ岳	4633	水源かん養林	0. 7700
折居	軽ヶ岳	4620	水源かん養林	8. 2900
折居	赤平	5545	水源かん養林	13. 2400
市野新田	水上	2175	水源かん養林	5. 4800
女谷	法玄	2732	水源かん養林	1. 5900
女谷	法玄	2728-1	水源かん養林	21. 3800
女谷	明生	1819-1	水源かん養林	66. 3200
女谷	大石ヶ入	8019	水源かん養林	17. 9900
女谷	フナ原 特殊文字 (88)	8034	水源かん養林	926. 0690
市野新田	黒石	1606	水源かん養林	377. 7631
野田	中山	3399-1	なだれ防止林	4. 6967
野田	中山	3452-1	なだれ防止林	2. 4284

位 置			保安林種名	指定面積 (ha)
大 字	字	地 番		
野田	中山	3451-1	なだれ防止林	0. 4206
田屋	荒又	3324	なだれ防止林	29. 3700
田屋	吉ヶ沢	3594	なだれ防止林	10. 0000
谷根	入り山	1290	水源かん養林	884. 3942
田屋	猿倉	2264	土砂流出防備林	45. 4600
田屋	猿倉	2264	なだれ防止林	28. 1200
田屋	荒又	3309-1	なだれ防止林	47. 2000
田屋	二枚畑	1933-1	なだれ防止林	4. 3000
田屋	荒又	3326	なだれ防止林	3. 1200
谷根	入り山	1290	保健保安林	884. 3942
上輪新田	下中道	132	風害の防備	3. 2645
上輪新田	街道下	77-2	風害の防備	0. 0100
善根	久之木	8604	土砂流出防備林	3. 0600
大沢	イラ平	750-丙	なだれ防止林	0. 2100
山室	水沢入	2027-2	土砂流出防備林	11. 0894
清水谷	馬鞍山	211-5	なだれ防止林	3. 0972
田屋	花板	4119	なだれ防止林	1. 2000
田屋	坂又	5943	なだれ防止林	3. 2000
椎谷	机立	1565-1	なだれ防止林	0. 7098
木沢	家ノ浦	1453-乙	なだれ防止林	1. 8400
野田	飛ヶ入四ノ割	3385-1	なだれ防止林	0. 4893
成沢	臼谷	1419-1	なだれ防止林	1. 2800
善根	石川	5268	なだれ防止林	2. 8500
山室	山ノ田入	1823-子	土砂崩壊防備林	2. 2900
善根	石川	5821-7	なだれ防止林	1. 5970
田屋	花板	4061	なだれ防止林	9. 3200
女谷	高原田	738-1	なだれ防止林	3. 3900
田屋	坂又	6015	なだれ防止林	2. 1300
山室	向山	2855-1	土砂崩壊防備林	0. 0590
山室	向山	2856-2	土砂崩壊防備林	0. 2400
山室	向山	2856-1	土砂崩壊防備林	3. 5300
石曾根	江ノ下	3390-2	土砂流出防備林	0. 0690
石曾根	五十刈	3835-1	土砂流出防備林	0. 2270
石曾根	五十刈	3835-1	土砂流出防備林	1. 0400
蕨野	ブチ	1790	土砂流出防備林	3. 1000

位 置			保安林種名	指定面積 (ha)
大 字	字	地 番		
森近	坪野	591-1	土砂流出防備林	0. 0261
西長島	阿敷ノ入	乙1026-1	土砂崩壊防備林	0. 4900
西長島	阿敷ノ入	乙958	土砂崩壊防備林	0. 6100
西長島	阿敷入	乙976	土砂流出防備林	0. 2000
五十土	向山	42-1	土砂崩壊防備林	1. 6200
五十土	向山	36	土砂崩壊防備林	0. 3500
吉井	中島	3145	土砂崩壊防備林	1. 9300
森近	滝ノ入	149	土砂崩壊防備林	1. 9800
森近	滝ノ入	190-2	土砂流出防備林	0. 0160
森近	滝ノ入	134	土砂流出防備林	1. 6100
森近	滝ノ入	130	土砂流出防備林	0. 6600
森近	滝ノ入	132-子	土砂流出防備林	2. 3700
西長島	ヤケヤ	甲2240	土砂流出防備林	2. 6000
大清水	猿谷	1420-1	土砂流出防備林	3. 1800
鯨波	猿川	1631-子	土砂流出防備林	9. 9700
加納	小黒	4067	土砂流出防備林	14. 5600
矢田	横道	1632-1	土砂流出防備林	4. 5807
吉井黒川	黒川	6997-2	土砂崩壊防備林	0. 6006
吉井黒川	黒川	7030-1	土砂流出防備林	0. 1600
大沢	カガナ	1248	土砂流出防備林	7. 5400
西長島	ヤケヤ	甲2304	土砂流出防備林	1. 8900
蔵野	ブチブチ	1775-2	土砂流出防備林	0. 0606
大沢	ナギノ	959-3	土砂流出防備林	10. 4600
東長島	泥亦	甲1574-1	土砂流出防備林	20. 4500
大清水	岩崎	2154-3	土砂流出防備林	3. 8700
東条	浦山	3766	土砂流出防備林	2. 6200
南条	追田入	1942-1	土砂流出防備林	7. 5500
矢田	西部	2007	土砂崩壊防備林	1. 9300
飯塚	池ナガリ	509-1	土砂崩壊防備林	0. 6600
吉井	江入	2649	土砂崩壊防備林	1. 8700
吉井	行塚	1408	土砂崩壊防備林	0. 8000
松波3丁目	粉糠浜	2048-22	保健保安林	45. 8048
新道	大川内	8712-2	水源かん養林	38. 9400
西長島	次郎丸	甲3415	落石防止	0. 2800
鯨波	蛇喰	乙762-1	土砂崩壊防備林	3. 4300

位 置			保安林種名	指定面積 (ha)
大 字	字	地 番		
高柳町山中	ヲソバ	909	土砂流出防備	10. 0800
高柳町山中	サイキビラ	1222	水源かん養林	16. 5300
高柳町漆島	前田	333-3	土砂崩壊防備	0. 1058
米山町	草津	608-1	土砂崩壊防備林	3. 2100
西山町尾町	五十刈	347-1	土砂崩壊防備林	1. 6000
吉井	曲り坂	5325	土砂崩壊防備林	0. 9173
高柳町山中	扇畑	1278-1	土砂崩壊防備林	0. 5000
吉井	江入	2664	土砂崩壊防備林	0. 2000
森近	坪野	591-1	土砂流出防備林	0. 1300
西山町長嶺	西谷	1246	土砂崩壊防備林	4. 1400
青海川	ツキヌキ	123-1	土砂崩壊防備林	0. 4500
吉井	堀ノ内	2172	土砂崩壊防備林	0. 1800
西山町五日市	池ノ平	1137	土砂崩壊防備林	0. 1900
西山町坂田	論手	2559	土砂流出防備林	3. 1200
宮川	向山	4026	土砂崩壊防備林	5. 3000
西山町藤掛	吉田	541-1	土砂崩壊防備林	0. 0100
安政町	臀曲り	2610-157	飛砂防備	2. 0400
森近	滝ノ入	190-1	土砂崩壊防備林	0. 6000
西山町浜忠	二位殿	294	土砂崩壊防備林	0. 3600
西山町浜忠	二位殿	196	土砂崩壊防備林	0. 1867
高柳町門出	黒姫	1140-1	水源かん養林	41. 4500
高柳町門出	黒姫	1140-2	水源かん養林	0. 7000
高柳町高尾	黒姫山	3621-1	水源かん養林	56. 2000
高柳町岡田	ゲナイ	1421	水源かん養林	222. 2852
高柳町岡田	ゲナイ	1425-卯	水源かん養林	124. 5400
高柳町石黒	黒姫	4976-2	水源かん養林	17. 2600
高柳町石黒	タケ	5427-1	水源かん養林	16. 8900
高柳町高尾	三ツ石	1775	土砂流出防備林	14. 2160
高柳町高尾	トド	1788-1	土砂流出防備林	5. 4920
高柳町岡田	猿倉	4362	水源かん養林	11. 0300
高柳町門出	野佛	3475-27	なだれ防止林	0. 1210
高柳町山中	葛平	4511-1	なだれ防止林	0. 4200
高柳町山中	大石刈	2015-1	なだれ防止林	0. 9700
高柳町山中	サイキビラ	1214-1	水源かん養林	169. 0536
高柳町山中	石ノトヤ	1934一子	土砂崩壊防備林	0. 0900
高柳町岡田	八重沢入	4989	土砂流出防備林	48. 0300
高柳町岡田	八重沢入	5660一子	土砂流出防備林	2. 4000
高柳町荻ノ島	タケ	1883-1	土砂流出防備林	8. 9200

高柳町萩ノ島	タケ	1877-3	水源かん養林	87. 0902

位 置			保安林種名	指定面積 (ha)
大 字	字	地 番		
高柳町門出	ブス倉	3418-1	水源かん養林	194. 2100
高柳町門出	ヲソバ	3382	水源かん養林	9. 5000
高柳町高尾	男山	3573	土砂流出防備林	6. 1000
高柳町高尾	男山	3369-5	水源かん養林	1. 5600
高柳町漆島	場廣山	937	土砂流出防備林	9. 0600
高柳町荻ノ島	菅沼	5-2	土砂流出防備林	1. 4257
高柳町高尾	荒又	1857-卯	土砂崩壊防備林	3. 9600
高柳町高尾	荒又	1855-1	土砂流出防備林	0. 6600
高柳町高尾	釜田	3272	土砂流出防備林	3. 2800
高柳町岡野町	笹ヲ田	4214	なだれ防止林	2. 0563
高柳町岡野町	下平	1881-4	なだれ防止林	0. 0400
高柳町岡野町	上ノ山	419-1	なだれ防止林	0. 0872
高柳町岡野町	下川原	20-13	なだれ防止林	0. 0800
高柳町岡田	原入	2441-1	なだれ防止林	0. 4400
高柳町石黒	漆田	3710-1	土砂流出防備林	30. 2200
高柳町石黒	入山	4351-6	干害の防備	10. 9396
高柳町石黒	七尾	4282-1	土砂流出防備林	0. 7800
高柳町石黒	コヤノ平	4216-1	土砂流出防備林	26. 8155
高柳町石黒	センナ平	1481	土砂流出防備林	0. 8902
高柳町石黒	外谷	4857	干害の防備	2. 5403
高柳町石黒	ウバガ沢	2915-3	なだれ防止林	0. 4093
高柳町石黒	松沢	3468-1	なだれ防止林	2. 1701
高柳町荻ノ島	上ノ島	686	なだれ防止林	0. 6069
高柳町荻ノ島	上ノ島	685	土砂崩壊防備林	1. 0100
高柳町門出	中ノ坪	3117-8	なだれ防止林	2. 1814
高柳町田代	道達	148-1	なだれ防止林	0. 2670
高柳町田代	上道達	177-1	なだれ防止林	0. 3837
高柳町田代	道達	137-2	なだれ防止林	0. 6926
高柳町石黒	出合	4150-1	なだれ防止林	0. 6638
高柳町石黒	出合	4165-1	なだれ防止林	1. 8969
高柳町岡田	前梯子	719-一子	なだれ防止林	0. 6900
高柳町石黒	北田	571	なだれ防止林	1. 8953
高柳町荻ノ島	山崎	1158-2	なだれ防止林	1. 2600
高柳町門出	朴ノ木杯	154-2	なだれ防止林	0. 1900
高柳町山中	居村	3740-2	なだれ防止林	0. 9700

位 置			保安林種名	指定面積 (ha)
大 字	字	地 番		
高柳町石黒	ウバガ沢	2932-1	土砂流出防備林	0. 1015
高柳町石黒	下原道西	2573	土砂流出防備林	9. 6450
高柳町石黒	元屋敷道東	2946-1	土砂流出防備林	0. 0200
高柳町栃ヶ原	ニツヤ	2788-2	土砂流出防備林	0. 0809
高柳町門出	入道久保	3269	土砂流出防備林	2. 2400
高柳町荻ノ島	上ノ山	1231-5	なだれ防止林	0. 2800
高柳町高尾	荒神	1983一子	なだれ防止林	1. 3000
高柳町門出	トツラ平	2940-3	なだれ防止林	0. 3000
高柳町山中	川北	62	なだれ防止林	1. 8000
高柳町山中	居村	3697-1	なだれ防止林	7. 2557
高柳町岡野町	河内沢	3241	なだれ防止林	3. 7700
高柳町岡田	下夕坂	1753	土砂流出防備林	0. 3000
高柳町漆島	池ノ尻	660一子	土砂流出防備林	0. 9000
高柳町石黒	クミノ木平	4083	土砂流出防備林	3. 4200
高柳町岡野町	河内沢	2992	水源かん養林	25. 8100
高柳町岡野町	笹ラ田	4194	土砂流出防備林	3. 6800
高柳町門出	マキ	5559一子	土砂流出防備林	0. 9940
高柳町栃ヶ原	モウギ平	2391	土砂流出防備林	1. 1030
高柳町山中	濁り又沢	994	土砂流出防備林	2. 2100
高柳町山中	ヲソバ	917	土砂流出防備林	2. 4200
高柳町岡田	原山	3184	土砂流出防備林	7. 2300
高柳町岡田	原山	3030	土砂崩壊防備林	1. 0300
高柳町岡田	大林	465-1	土砂崩壊防備林	0. 0600
高柳町高尾	潜石	1470-2	土砂流出防備林	0. 2480
高柳町高尾	潜石	1757-1	土砂流出防備林	0. 1900
高柳町荻ノ島	中田	930	土砂流出防備林	0. 3900
高柳町荻ノ島	田成	163-1	土砂流出防備林	3. 4900
高柳町山中	川北	131-1	土砂流出防備林	0. 3400
高柳町田代	越菅	6-1	土砂流出防備林	0. 8550
高柳町石黒	コヤノ平	4202-1	土砂流出防備林	6. 1310
高柳町高尾	一ノ坂	3130-丑	土砂流出防備林	5. 9100
高柳町山中	ヲソバ	885-1	土砂流出防備林	1. 8400
高柳町山中	川北	75	土砂流出防備林	5. 0200
高柳町田代	越山	1137	土砂流出防備林	5. 0500
高柳町岡野町	所沢	2942-2	土砂流出防備林	0. 4800

位 置			保安林種名	指定面積 (ha)
大 字	字	地 番		
高柳町岡田	よし坪	1312一子	水源かん養林	112. 6300
高柳町岡田	小白倉	1605	土砂流出防備林	17. 4400
高柳町山中	居村	3704一子	土砂流出防備林	6. 4500
西山町和田	鶴巻	95一1	土砂崩壊防備林	0. 2448
西山町長嶺	西谷	1188一10	土砂崩壊防備林	0. 6089
西山町長嶺	川田	1348	土砂崩壊防備林	2. 0800
西山町坂田	論手	2537	土砂流出防備林	0. 4215
西山町二田	大林	377	土砂流出防備林	11. 6500
西山町藤掛	猿田	1529	土砂流出防備林	71. 7888
西山町別山	荒谷	2712一2	土砂流出防備林	0. 6500
西山町坂田	唐子田	1548一1	土砂崩壊防備林	0. 3100
西山町藤掛	シュ花平	1465一1	土砂流出防備林	0. 0382
西山町伊毛	入用田	884	土砂崩壊防備林	0. 6000
西山町別山	吉生水	3570一2	土砂流出防備林	2. 0868
西山町伊毛	久保畑	279一2	土砂崩壊防備林	0. 1240
西山町藤掛	吉田	541一3	土砂崩壊防備林	0. 7560
西山町坂田	初靄	4345一12	土砂崩壊防備林	2. 3180
西山町田沢	小峠	2404	土砂流出防備林	4. 1400
西山町大坪	大三十刈	851	土砂流出防備林	1. 9000
西山町甲田	横稲場	337	土砂崩壊防備林	1. 1600
西山町尾町	滝ノ入	566	土砂崩壊防備林	0. 6500
西山町妙法寺	五枚田	1399	土砂崩壊防備林	0. 6200
西山町鎌田	無重刈	1349	土砂崩壊防備林	1. 0600
西山町鎌田	長表	2494一1	土砂流出防備林	1. 6260
西山町長嶺	白山	1065	土砂崩壊防備林	0. 5900
西山町大坪	宮ノ袖	632一1	土砂崩壊防備林	1. 6800
西山町別山	吉生水	3431	土砂流出防備林	14. 2400
西山町別山	荒谷	2408	土砂崩壊防備林	0. 7900
西山町妙法寺	アサウ	185	土砂流出防備林	15. 2400
西山町尾町	諏訪ノ入	211一甲	土砂崩壊防備林	0. 4800
西山町別山	甲戸	5209-2	土砂崩壊防備林	3. 6500
西山町別山	多岐ノ脇	5287-1	土砂崩壊防備林	0. 8900
西山町別山	尾頃部	826	土砂崩壊防備林	0. 6900
西山町大津	大沢	437-1	土砂崩壊防備林	0. 5700

5-6 雪崩危険箇所

(1) 雪崩危険箇所I

危険箇所名	大字小字等 地名	地 形				人家 戸数	公共的施設			
		平均 傾斜 (度)	雪崩危険 斜面面積 (㎡)	雪崩危険 斜面延長 (縦断方向) (m)	雪崩危険 斜面延長 (横断方向) (m)		鉄道 (m)	国道 (m)	県道 (m)	市道 (m)
椎谷 (1)	上町	41	4, 927	29	280	19		87		
椎谷 (2)	角城	38	6, 611	45	230	32		182		
椎谷 (3)	大浜平	24	4, 643	118	110	0				
宮川 (1)	中町	25	27, 020	72	420	46				237
宮川 (2)	向山	27	12, 685	108	160	9		51		250
西長島甲	岩鼻	33	26, 991	140	320	14	165			206
岩ノ入	阿敷ノ入	28	2, 718	57	90	6				108
大広田 (1)	牧ノ平	30	15, 584	123	180	11				168
旧広田	戸口	26	2, 587	115	370	17			87	
戸口	戸口	36	12, 965	61	260	6				153
広田	広田	37	20, 478	92	250	10				297
大広田 (2)	大沢	26	6, 600	82	150	1				50
平井	十二平	32	4, 735	40	300	11				246
番神 (1)	番神1丁目	49	391	12	40	5			23	
番神 (2)	番神1. 2丁目	48	9, 250	27	410	51			166	
鯨波 (1)	鯨波2丁目	32	7, 047	42	400	16	258			612
中野	赤岩	32	29, 782	159	330	25			366	
青海川	道上	24	24, 254	231	70	14			87	76
笠島	宮ノ前	36	7, 778	33	330	23	316			453
米山町	表町	30	36, 027	120	190	27				406
麦町	表町	39	6, 670	27	220	15				69
田屋	坂又	30	50, 234	219	330	9			313	248
細越	城平	23	188, 407	230	800	27				827
野田 (1)	川東	34	73, 683	163	460	10				906
木沢	向山	30	37, 009	209	190	7				118
森近	上村	45	4, 507	22	170	6				96
小清水	酒手沢	31	27, 265	130	270	10				234
女谷 (1)	高原田	26	151, 438	321	500	10		290		350
女谷 (2)	高原田	24	217, 985	402	660	13				647
市野新田	大沢	22	70, 853	455	230	6				181
町向	町向	47	9, 321	59	180	36				323
鯨波 (2)	鯨波2丁目	38	17, 325	45	300	4				280
佐水	佐水	34	44, 032	119	480	19			465	415
野田 (3)	熊谷	37	25, 227	67	410	10		297		77
岡田	岡田	28	5, 560	49	260	7				241
入村	岡田	30	4, 028	41	130	5				34
原入 (1)	岡田	30	15, 101	74	330	14				250

危険箇所名	大字小字等 地名	地 形				人 家 戸 数	公共的施設			
		平均 傾斜 (度)	雪崩危険 斜面面積 (㎡)	雪崩危険 斜面延長 (縦断方向) (m)	雪崩危険 斜面延長 (横断方向) (m)		鉄道 (m)	国道 (m)	県道 (m)	市道 (m)
橋場	岡田	36	4, 035	25	200	10		118		48
桐沢	岡田	34	10, 655	44	280	9				196
川北	山中	31	163, 996	298	520	28		420		658
馬場詰	岡野町	33	7, 457	35	300	11				479
西ノ谷内	岡野町	22	16, 802	105	300	1				292
橋詰	岡野町	23	17, 949	131	360	29			286	177
下平	岡野町	52	3, 622	21	220	8				217
梨ノ木田	高尾	43	1, 027	12	100	5				
抜間	山中	27	7, 049	120	130	10			129	100
板畑	石黒	25	28, 863	117	120	5			318	127
センナ平	石黒	23	30, 272	205	110	0				
久保田	石黒	21	12, 751	154	110	3			115	61
中之坪	門出	39	5, 306	43	140	9				34
貉平	石黒	30	22, 259	148	230	3				267
原入 (2)	岡田	37	6, 081	70	140	5			132	79
岡野町	岡野町	29	19, 977	89	290	5			66	61
塩沢	山中	27	53, 108	250	360	18		364		27
寄合	石黒	25	23, 083	200	190	5			121	365
田代	田代	33	6, 598	53	140	9				119
石地	石地	39	5, 600	37	240	22		174		
飯森	石地	41	3, 861	45	130	6		131		
滝ノ入	尾町	21	25, 123	140	260	5				
千鳥ヶ池	大津	30	4, 642	52	100	5				
甲戸	甲戸	26	49, 889	162	180	5				188
立村	立村	27	13, 916	83	160	5				21
後谷	後谷	23	15, 844	69	370	11				11
吉生水	吉生水	25	48, 333	253	380	8				711
西ヶ崎	鎌田	25	6, 608	64	270	5				
宮ノ前 (1)	後谷	24	12, 672	100	270	5				302
宮ノ裏	長嶺	22	17, 312	99	400	8				59
五百地 (1)	長嶺	24	12, 643	68	290	12				183
苗代	妙法寺	32	4, 675	60	140	10				86
雀田	妙法寺	28	6, 530	80	160	17				
仲橋	妙法寺	34	2, 757	25	140	10				125
露ナシ	北野	35	6, 321	58	150	9			132	
宮ノ前 (2)	後谷	30	37, 060	105	90	7				135
五百地 (2)	長嶺	36	6, 210	34	220	8				211
別山 (1)	甲戸	27	29, 825	160	190	7				272
別山 (2)	後谷	26	47, 183	121	490	12				409
妙法寺	妙法寺	41	21, 385	64	340	25			52	384

(2) 雪崩危険箇所Ⅱ

危険箇所名	大字小字等地名	地 形				人家戸数	公共的施設				
		平均傾斜(度)	雪崩危険斜面面積(m ²)	雪崩危険斜面延長(縦断方向)(m)	雪崩危険斜面延長(横断方向)(m)		国道(m)	県道(m)	市道(m)	河川(m)	橋梁
枇杷島	枇杷島	26	13, 597	109	210	1			166		
大河内新田	大河内新田	27	30, 517	89	290	1			170	298	
野田(4)	山王	24	12, 524	98	160	1					
野田(5)	苛島	34	50, 695	156	300	3		283	290		
高畔	牛場	31	17, 074	112	220	3			165		
高尾	高尾	24	17, 290	98	250	1					
横道	大津	45	1, 055	15	100	3					
甲田	入甲田	25	8, 615	87	130	1			125		
松田沢	浜忠	31	3, 459	42	130	4			97		
机立	大崎	53	753	15	120	3	89				
別山(3)	甲戸	26	6, 835	116	90	1			30	57	1
別山(4)	荒谷	32	10, 459	120	150	3			130		
北野	北野	36	8, 627	49	160	3				140	

(3) なだれ危険地区(新潟県治山課:山地災害危険地区)

箇所番号	危険箇所名	大字小字等 地名	地形	人家戸数 (戸)	公共の施設		
			平均傾斜 (度)		国道 (m)	県道 (m)	市道 (m)
な 205-01	谷根 (1)	谷根	27	1			100
な 205-02	小杉	小杉	32	4			100
な 205-03	大平 (1)	大平	32	0			150
な 205-04	森近	森近	37	2			100
な 205-05	田島 (1)	山室	50	1			100
な 205-06	細越 (2)	細越	37	1			150
な 205-07	中組	野田	42	4			100
な 205-08	諏訪 (1)	田屋	37	30		150	
な 205-09	諏訪 (2)	田屋	37	12			200
な 205-10	諏訪 (3)	田屋	37	7		200	
な 205-11	木沢 (2)	木沢	37	8			100
な 205-12	市野新田 (2)	市野新田	32	6			200
な 205-13	清水谷 (1)	清水谷	32	2			150
な 205-15	大広田 (3)	大広田	47	0			200
な 205-16	鼻岳	西長鳥甲	32	6			100
な 205-17	山澗	山澗	42	3		300	
な 205-19	旧広田 (2)	旧広田	32	6			300
な 205-21	上組	野田	27	0	300		
な 205-30	石曽根	石曽根	27	5			150
な 205-33	大沢	大沢	32	0	50		
な 205-34	田島 (2)	山室	37	0		50	
な 205-35	駒之間 (1)	女谷	50	0		50	
な 205-38	下野田	野田	32	0		500	
な 205-39	高原田 (1)	女谷	42	0	300		
な 205-40	石払 (1)	田屋	37	0		600	
な 205-42	畔屋	畔屋	47	0		350	
な 205-43	善根	善根	50	0		999	
な 205-44	清水谷 (2)	清水谷	50	0			30
な 205-47	青海川 (2)	青海川	50	0			50
な 205-48	谷根 (2)	谷根	47	0			60
な 205-49	大平 (2)	大平	37	0			50
な 205-50	大平 (3)	大平	50	0			150
な 205-51	高原田 (2)	女谷	32	7			100
な 205-52	石払 (2)	田屋	42	38		999	999
な 205-53	駒之間 (2)	女谷	42	3	100		
な 205-54	駒之間 (3)	女谷	37	1		200	
な 205-55	岩ノ入 (2)	西長鳥乙	42	0			
な 205-57	岩ノ入 (3)	西長鳥乙	27	1			200
な 205-58	大広田 (4)	大広田	47	0			150
な 501-01	岡田 (2)	岡田	37	3			100
な 501-02	岡野町 (2)	岡野町	32	0			100
な 501-03	坪野 (1)	高尾	27	0	50		
な 501-04	荻ノ島 (1)	荻ノ島	42	0		200	100

箇所番号	危険箇所名	大字小字等 地名	地 形	人家戸数 (戸)	公共的施設		
			平均傾斜 (度)		国道 (m)	県道 (m)	市道 (m)
な 501-05	荻ノ島 (2)	荻ノ島	42	0		400	
な 501-06	門出 (1)	門出	32	0		150	
な 501-07	門出 (2)	門出	37	10		150	
な 501-09	塩沢 (9)	山中	32	3	150		
な 501-10	塩沢 (10)	山中	42	1	100		
な 501-11	山中	山中	32	0	100		
な 501-12	上石黒 (1)	石黒	37	0		300	
な 501-13	板畑 (2)	石黒	37	0		200	
な 501-14	板畑 (3)	石黒	37	0		100	
な 501-15	寄合 (2)	石黒	32	0		100	
な 501-16	岡野町 (3)	岡野町	32	7		100	
な 501-17	塩沢 (2)	山中	32	0	100		
な 501-18	塩沢 (3)	山中	32	1	100		
な 501-19	岡田 (4)	岡田	32	11			200
な 501-20	坪野 (2)	高尾	37	0		100	
な 501-21	塩沢 (4)	山中	47	0	100		
な 501-22	塩沢 (5)	山中	47	0	100		
な 501-23	塩沢 (6)	山中	37	10	200		
な 501-24	門出 (5)	門出	32	2			200
な 501-25	荻ノ島 (3)	荻ノ島	47	0		100	
な 501-27	上石黒 (2)	石黒	32	2	150		
な 501-31	荻ノ島 (4)	荻ノ島	50	0		100	
な 501-33	岡野町 (4)	岡野町	42	0			350
な 501-35	岡田 (5)	岡田	42	7			200
な 501-36	門出 (3)	門出	37	0		200	
な 501-37	門出 (4)	門出	32	0		150	
な 501-39	塩沢 (7)	山中	32	0	100		
な 501-40	岡野町 (5)	岡野町	50	0	100		
な 501-41	塩沢 (8)	山中	32	6			200
な 501-42	坪野 (3)	高尾	32	1		100	
な 501-44	上石黒 (3)	石黒	27	7			300
な 501-46	岡野町 (6)	岡野町	47	1	250		
な 501-47	岡野町 (7)	岡野町	47	6		200	
な 501-48	荻ノ島 (5)	荻ノ島	27	2			150
な 501-49	田代 (2)	田代	32	3		50	
な 501-50	塩沢 (11)	山中	32	3	100		
な 501-54	岡野町 (8)	岡野町	42	0		100	
な 501-69	上石黒 (4)	石黒	32	0	500		
な 505-01	荒谷 (1)	別山	42	1			
な 505-02	長嶺	長嶺	42	0		270	
な 505-05	坂田 (1)	坂田	50	0		30	
な 505-06	坂田 (2)	坂田	50	0		20	
な 505-07	荒谷 (2)	別山	50	0		30	
な 505-08	荒谷 (3)	別山	50	0		100	

5-7 ヘリポート適地

施設名	所在地	長さ×幅 (m)	施設管理 又は責任者	施設の連絡先	
				電話番号	FAX番号
陸上競技場	学校町1997	103×70	公益財団法人 かしわざき振興財団	24-7280	
荒浜運動場	荒浜1-1909-2	120×90	公益財団法人 かしわざき振興財団	24-8008	
佐藤池運動広場 第4駐車場	佐藤池新田579	230×67	公益財団法人 かしわざき振興財団	23-8207	
柏崎小学校グラウンド	学校町 1960	40×76	校 長	22-2196	24-0304
比角小学校グラウンド	扇町 806-1	114×104	校 長	22-5213	22-5214
枇杷島小学校グラウンド	関町2133-1	96×48	校 長	22-2511	22-3660
鯨波小学校グラウンド	鯨波乙1225-14	94×84	校 長	22-2389	20-1766
榎原小学校グラウンド	春日3-25	78×52	校 長	24-4090	22-4997
日吉小学校グラウンド	土合 808	96×74	校 長	22-3017	22-3017
荒浜小学校グラウンド	荒浜 1955-3	70×100	校 長	23-6611	23-6982
田尻小学校グラウンド	安田 1466-1	106×64	校 長	22-4315	22-1518
北鯖石小学校グラウンド	中田 2738	102×58	校 長	22-4454	22-4454
中通小学校グラウンド	曾地 134	112×58	校 長	28-2004	28-2004
米山小学校グラウンド	米山町 3044-8	68×38	校 長	26-2013	26-2013
旧別俣小学校グラウンド	久米 998	74×36	市 長	23-5111	24-7714
半田小学校グラウンド	南半田 794-1	58×124	校 長	24-6150	21-3438
新道小学校グラウンド	新道 5028	90×64	校 長	22-4404	23-7638
第二中学校グラウンド	比角一丁目 2308-1	84×108	校 長	22-2822	24-2400
第三中学校グラウンド	新赤坂一丁目 2886-1	138×64	校 長	23-2821	23-6125
第五中学校グラウンド	宮平96-1	117×60	校 長	27-2113	27-2410
東中学校グラウンド	下田尻 3001	124×80	校 長	24-2247	24-2248
松浜中学校グラウンド	松波三丁目 2048-10	163×67	校 長	22-3714	22-4986
鏡が沖中学校グラウンド	枇杷島 2906	97×165	校 長	21-0555	21-0771
南中学校グラウンド	新道 1080-1	65×210	校 長	22-4414	21-3730
旧高柳中学校野球場	高柳町岡野町 1689-1	100×100	校 長	23-5111	24-7714
旧高柳中学校グラウンド	高柳町岡野町 1486-1	80×60	校 長	41-2039	43-2121
西山野球場	西山町浜忠 3224-1	90×100	公益財団法人 かしわざき振興財団	20-7010	23-0881

施 設 名	所 在 地	長さ×幅 (m)	施設管理 又は責任者	施設の連絡先	
				電話番号	FAX番号
旧石地小学校グラウンド	西山町大崎 1593-1	40×100	教育長	25-3214	25-3214
石地駐車場	西山町石地 47-47	45×70	市 長	47-4008	47-2919
内郷小学校グラウンド	西山町上山田 679	40×70	校 長	47-2054	47-2150
二田小学校グラウンド	西山町長嶺 1735	40×100	校 長	48-2054	48-2080
西山中学校グラウンド	西山町鬼王 612	75×165	校 長	48-2150	48-2252
西山町事務所駐車場	西山町池浦117-2	40×60	市 長	47-4008	47-2919

ヘリポート適地数 33箇所

5-8 港湾施設等

施設名	所在地	能力等
柏崎港	番神一丁目地先	15,000D/W
柏崎マリーナ	東の輪町	
高浜漁港	大字椎谷地先	3t以下の船舶
荒浜漁港	荒浜三丁目地先	3t以下の船舶
鯨波漁港	鯨波三丁目地先	3t以下の船舶
笠島漁港	大字笠島地先	3t以下の船舶
石地漁港	西山町石地地先	

5-9 橋梁・樋門・排水機場一覧

(1) 橋梁一覧(鵜川・鯖石川・別山川の市道橋)

番号	河川名	橋梁名	所在	路線名 (市道柏崎)	橋長 (m)	架設年次	備考
1	鵜川	八坂橋	西本町三丁目	1-2号線	61. 4	S59	
2	鵜川	大洲橋	大久保一丁目	5-53号線	62. 5	S58	
3	鵜川	新金曲輪橋	剣野町	6-1号線	82. 7	H11	
4	鵜川	新若宮橋	大字下方	8-26号線	52. 5	S41	
5	鵜川	上方大橋	大字上方	8-34号線	52. 5	S42	
6	鵜川	日高橋	大字上方	8-7号線	58. 6	S43	
7	鵜川	小倉橋	大字新道	8-56号線	52. 4	S45	
8	鵜川	中村橋 ¹	大字新道	8-8号線	50. 7	S46	
9	鵜川	諏訪橋 ¹	大字新道	8-75号線	50. 1	S47	
10	鵜川	新諏訪橋	大字新道	8-131号線	55. 9	S59	
11	鵜川	黒滝橋	大字黒滝	8-85号線	50. 3	S48	
12	鵜川	上河原橋	大字上条	14-89号線	48. 6	S48	
13	鵜川	上条橋	大字上条	14-3号線	48. 0	S46	
14	鵜川	古町橋	大字古町	14-86号線	46. 7	S50	
15	鵜川	新川橋	大字古町	14-4号線	42. 0	S45	
16	鵜川	佐水橋	大字佐水	14-5号線	48. 1	S59	
17	鵜川	大門橋	大字野田	21-21号線	36. 0	S55	
18	鵜川	三竹橋	大字野田	21-32号線	30. 0	S46	
19	鵜川	清水谷橋	大字清水谷	21-2号線	26. 7	S58	
20	鵜川	逆島川橋	大字女谷	21-257号線	19. 5	S56	
21	鵜川	町原橋	大字女谷	21-150号線	16. 5	S63	
22	鵜川	弁慶田橋	大字女谷	21-151号線	14. 8	S46	
23	鵜川	道正橋	大字女谷	21-152号線	13. 7	不明	
24	鵜川	無名橋 ⁴	大字女谷	21-244号線	12. 7	不明	
25	鵜川	荒井橋	大字女谷	21-159号線	13. 3	S63	
26	鵜川	上の橋	大字女谷	21-162号線	11. 4	不明	
27	鵜川	無名橋 ²⁵	大字女谷	21-257号線	11. 5	不明	
28	鵜川	荒又大橋	大字女谷	21-132号線	22. 5	H24	
29	鵜川	上野橋	大字女谷	21-132号線	20. 0	H25	
30	鯖石川	平成大橋	槇原町	11-130号線	117. 7	H11	
31	鯖石川	平成橋	松波二丁目	11-130号線	21. 7	H13	
32	鯖石川	開運橋	橋場町	11-1号線	110. 2	H12	
33	鯖石川	上原一の橋	大字上原	11-5号線	100. 0	H17	
34	鯖石川	元治橋	大字藤井	11-203号線	95. 5	H16	
35	鯖石川	稔橋	大字藤井	10-158号線	60. 0	S49	
36	鯖石川	関野橋	大字藤井	10-9号線	53. 4	S55	
37	鯖石川	稲穂橋	大字平井	9-4号線	50. 8	S51	
38	鯖石川	高倉橋	大字平井	9-21号線	52. 0	S46	

番号	河川名	橋梁名	所在	路線名 (市道柏崎)	橋長 (m)	架設年次	備考
39	鯖石川	中島橋	大字平井	9-9号線	49. 6	S51	
40	鯖石川	安城橋	大字本条	22-41号線	66. 0	S43	
41	鯖石川	新栄橋	大字南条	22-50号線	55. 1	H8	
42	鯖石川	善条橋	大字加納	17-1号線	48. 9	S40	
43	鯖石川	八石橋	大字加納	17-121号線	48. 0	S63	
44	鯖石川	加納橋	大字加納	17-2号線	46. 0	S40	
45	鯖石川	鯖石橋 ¹	大字加納	17-3号線	47. 5	H28	
46	鯖石川	笹良田橋	大字与板	17-4号線	44. 9	S40	
47	鯖石川	久里橋	大字宮平	17-5号線	42. 0	H14	
48	鯖石川	森近橋	大字森近	18-57号線	53. 0	H19	
49	鯖石川	宮之下橋	大字石曾根	18-72号線	52. 0	S63	
50	鯖石川	山室橋	大字山室	18-127号線	40. 0	S45	自動車通行不能
51	鯖石川	大橋	大字大沢	18-118号線	36. 7	S54	
52	鯖石川	仲山橋	大字大沢	18-117号線	43. 5	S45	
53	鯖石川	中橋	高柳町岡田	中橋線	57. 1	S45	
54	鯖石川	新仲橋	高柳町岡野町	道林線	35. 6	S62	
55	鯖石川	鯖石橋 ²	高柳町岡野町	橋詰線	35. 0	H13	
56	鯖石川	高尾橋	高柳町高尾	高尾川磯線	36. 6	H6	
57	鯖石川	菅沼橋	高柳町漆島	漆島栃ヶ原線	30. 8	S52	
58	鯖石川	五月橋	高柳町荻ノ島	五月橋線	27. 5	S11	
59	鯖石川	姫ノ橋	高柳町荻ノ島	平林線	29. 9	S44	
60	鯖石川	萬世橋	高柳町門出	倉下線	27. 0	S44	
61	鯖石川	島田橋 ²	高柳町門出	門出島田線	20. 0	S41	自動車通行不能
62	別山川	上原二の橋	大字上原	11-5号線	65. 0	H17	
63	別山川	土合橋	大字下大新田	11-66号線	54. 5	H20	
64	別山川	大新田橋	大字下大新田	11-4号線	54. 5	H20	
65	別山川	雁柄橋	大字花田	12-10号線	49. 5	H22	
66	別山川	学校橋 ²	西山町和田	西山長嶺線	24. 7	S55	
67	別山川	東大橋	西山町長嶺	長嶺鬼王線	23. 6	S46	
68	別山川	鬼王裏橋	西山町鬼王	鬼王線	23. 6	H1	自動車通行不能
69	別山川	礼拝橋	西山町礼拝	礼拝鎌田線	25. 6	H8	
70	別山川	城ノ口橋	西山町下山田	田沢線	18. 1	H12	
71	別山川	学生橋	西山町下山田	田沢稻町線	14. 8	S41	
72	別山川	石動橋	西山町田沢	池浦田沢線	14. 8	S41	
73	別山川	上山田橋	西山町上山田	上山田尾野内線	19. 8	H2	
74	別山川	通園橋	西山町別山	笹山上山田線	19. 5	S52	
75	別山川	灰爪大橋	西山町笹山	石地停車場線	21. 0	S50	
76	別山川	駅前橋	西山町別山	山寺線	20. 1	S49	
77	別山川	笹山橋	西山町別山	笹山立村線	15. 4	S46	

番号	河川名	橋梁名	所在	路線名 (市道柏崎)	橋長 (m)	架設年次	備考
78	別山川	寺橋	西山町別山	立村線	17. 0	S46	自動車通行不能
79	別山川	立村橋	西山町別山	扇畑線	16. 2	S46	
80	別山川	釜田橋	西山町別山	笹山立村線	15. 4	S46	
81	別山川	砂田橋	西山町別山	砂田尾頃部線	9. 8	H18	
82	別山川	別山橋	西山町別山	別山線	6. 5	S25	
83	別山川	ひの坪橋	西山町別山	ひの坪線	14. 9	H6	
84	別山川	甲戸橋	西山町別山	甲戸線	11. 8	S54	
85	別山川	大沼橋	大字曾地新田	12-1号線	32. 8	S45	
86	別山川	西大橋	西山町西山	長嶺線	27. 4	S46	

(2) 樋門一覧

ア 柏崎地域振興局所管

名 称	水系	所在地	動力	門数	構 造	操作委託先
前川樋門	前川	鯨波二丁目	手動	1	鋼製・スルースゲート	鯨波町内会
夏井川樋門	鵜川	大字上方	手動	1	鋼製・スルースゲート	上方農家組合
鵜川大久保樋門	鵜川	大久保一丁目	電動	1	鋼製・ローラゲート	鵜川ウォーターエージェンシー新田水防センター
今熊樋門	鯖石川	大字本条（今熊）	手動	1	鋼製・スルースゲート	今熊町内会
安田樋門	鯖石川	大字安田	手動	1	鋼製・スルースゲート	鳥越町内会
鯖石川1号樋門	鯖石川	大字加納（下加納）	手動	1	鋼製・スルースゲート	下加納町内会
上南条樋門	鯖石川	大字南条（上南条）	電動	1	鋼製・スルースゲート	南条町内会
鯖石川2号樋門	鯖石川	大字加納（中加納）	手動	1	鋼製・ローラゲート	中加納町内会
加納樋門	鯖石川	大字加納（上加納）	手動	1	鋼製・スルースゲート	上加納町内会
上加納樋門	鯖石川	大字加納（上加納）	手動	1	鋼製・スルースゲート	上加納町内会
与板樋門	鯖石川	大字与板	手動	1	鋼製・スルースゲート	与板町内会
宮平樋門	鯖石川	大字宮平	電動	1	鋼製・スルースゲート	宮平町内会
森近樋門	鯖石川	大字森近	手動	1	鋼製・スルースゲート	森近町内会
行兼樋門	鯖石川	大字石曾根（行兼）	電動	1	鋼製・スルースゲート	行兼町内会
宮之下樋門	鯖石川	大字石曾根（宮之下）	手動	1	鋼製・スルースゲート	宮之下町内会
上藤井樋門	鯖石川	大字藤井	手動	1	鋼製・スルースゲート	上藤井町内会
小清水川樋門	鯖石川	大字石曾根（西之入）	手動	1	鋼製・スルースゲート	西之入町内会
安田2号樋門	鯖石川	大字安田	手動	1	鋼製・スルースゲート	鳥越町内会
下大新田樋門	別山川	大字下大新田	電動	1	鋼製・ローラゲート	下大新田町内会
吉井樋門	別山川	大字長崎新田	電動	3	鋼製・ローラゲート	下大新田町内会
中川樋門	別山川	大字曾地新田	手動	1	鋼製・スルースゲート	花田町内会
和田樋門	別山川	西山町和田	手動	1	鋼製・スルースゲート	和田町内会

イ 柏崎市道路河川課所管

名 称	水系	所在地	動力	門数	構 造	操作委託先
長嶺排水樋門	別山川	西山町長嶺	手動	1	鋼製・スライドゲート	長嶺町内会
別山排水樋門	別山川	西山町別山	手動	1	ステンレス製・ローラゲート	立村町内会
源太川調整池排水樋門	鵜川	大字佐藤池新田	電動	1	鋼製・スライドゲート	佐藤池新田町内会
土合川樋門	別山川	大字土合	電動	1	鋼製・ローラゲート	タムラさく泉(株)
上原第1排水樋門	鯖石川	大字上原	手動	1	鋼製・スライドゲート	上原町内会
上原第2排水樋門	鯖石川	大字上原	手動	1	鋼製・スライドゲート	上原町内会

ウ 柏崎市上下水道局所管

名 称	水系	所在地	動力	門数	構 造	操作委託先
若葉町排水樋門	鵜川	若葉町	手動	1	鋼製・スライドゲート	若葉町町内会
常盤台排水樋門	鵜川	常盤台	手動	1	鋼製・スライドゲート	直営
剣野町第1排水樋門	鵜川	剣野町	手動	1	鋼製・ローラゲート	剣野町町内会
剣野町第2排水樋門	鵜川	剣野町	手動	1	鋼製・スライドゲート	剣野町町内会
柳橋町排水樋門	鵜川	柳橋町	手動	1	鋼製・スライドゲート	直営
横山川排水樋門	鵜川	大字横山	手動	1	鋼製・スライドゲート	横山町内会
横山川第二排水樋門	鵜川	大字横山	自動	1	鋼製・フラップゲート	操作不要
松波町排水樋門	鯖石川	松波二丁目	手動	1	鋼製・スライドゲート	松波町町内会
橋場第1排水樋門	鯖石川	橋場町	電動	1	鋼製・スライドゲート	石高建設(株)
橋場第2排水樋門	鯖石川	大字下原	手動	1	鋼製・ローラゲート	石高建設(株)
橋場第3排水樋門	鯖石川	橋場町	手動	1	鋼製・スライドゲート	石高建設(株)
橋場第4排水樋門	鯖石川	橋場町	手動	1	鋼製・スライドゲート	石高建設(株)
橋場第5排水樋門	鯖石川	橋場町	手動	1	鋼製・スライドゲート	石高建設(株)
春日第1排水樋門	鯖石川	楨原町	手動	1	鋼製・スライドゲート	石高建設(株)
春日第2排水樋門	鯖石川	春日三丁目	手動	1	鋼製・スライドゲート	春日町内会
山本排水樋門	鯖石川	大字山本	手動	1	鋼製・スライドゲート	山本町内会
浄化センター排水樋門	鯖石川	安政町	手動	1	鋼製・スライドゲート	直営
山本第2排水樋門	鯖石川	大字山本	手動	1	鋼製・スライドゲート	山本町内会
安政町排水樋門	鯖石川	安政町	手動	1	鋼製・スライドゲート	直営
大新田排水樋門	別山川	大字下大新田	手動	1	鋼製・スライドゲート	下大新田町内会
東芝川排水樋門	別山川	大字劔	手動	1	鋼製・スライドゲート	直営
山本川排水樋門	別山川	大字上原	手動	1	鋼製・スライドゲート	山本町内会

(3) 排水機場一覧

ア 柏崎地域振興局所管

名 称	水系	所在地	型式	ポンプ数	計画排水量	操作委託先
横山川排水機場	鵜川	宮場町	立軸軸流	2 1	2. 0m ³ /s×2台=4. 0m ³ /s 3. 4m ³ /s×1台=3. 4m ³ /s	株吉原工業
源太川排水機場	鵜川	関町	水中斜流	4	1. 0m ³ /s×4台=4. 0m ³ /s	株ゾオメイク功明社
よしやぶ川排水機場	鯖石川	春日三丁目	水中斜流	3	1. 0m ³ /s×3台=3. 0m ³ /s	石高建設(株)
土合川排水機場	別山川	大字劔	水中斜流	2	1. 0m ³ /s×2台=2. 0m ³ /s	タムラさく泉(株)

イ 柏崎市農林水産課所管

地区名	名 称	ポンプ	原動機	台数	計画排水量	流域面積	受益面積
春日	春日排水機	横軸斜流 φ 1200mm	モートル 160kw	2台	6. 50m ³ /s	1273ha	110ha
	春日第2排水機	横軸斜流 φ 1000mm	モートル 150kw	1台	1. 95m ³ /s	1273ha	254ha
鯖石川 下流	吉井排水機	チューブラ 横軸斜流 φ 1500mm	モートル 210kw	2台	9. 00m ³ /s	1706ha	柏崎市分 376ha
枇杷島	宮場排水機	立軸斜流 φ 500mm φ 700mm	モートル 18. 5kw 37kw	1台 1台	0. 50m ³ /s 1. 00m ³ /s	349ha	262ha

地区名	名 称	ポンプ	原動機	台数	計画排水量	流域面積	受益面積
	下方排水機	横軸斜流 φ 800mm φ 1200mm	モートル 37kw 75kw	1台 1台	1. 25m ³ /s 2. 50m ³ /s	250ha	
	新道排水機	横軸斜流 φ 700mm	モートル 45kw	1台	1. 00m ³ /s	268ha	
別山川 上流	長嶺排水機	横軸斜流 φ 700mm	モートル 30kw	1台	1. 00m ³ /s	248ha	92ha
	五十刈排水機	横軸射流 φ 400mm	モートル 11kw	1台	0. 33m ³ /s	205ha	
	鎌田排水機	横軸射流 φ 500mm	モートル 18.5kw	1台	0. 42m ³ /s	495ha	

ウ 柏崎市上下水道局所管

名 称	水系	所在地	型 式	ポンプ数	計画排水量	操作委託先
柏崎雨水ポンプ場	鵜川	新橋及び 大久保一丁目	縦軸斜流 φ 1,000mm×2台 φ 1,650mm×3台	5	22.6m ³ /s	(株)ウォーター エージェンシー
常盤台雨水ポンプ場 (鵜川左岸第5雨水ポンプ場)	鵜川	関町	横軸水中軸流 φ 600mm	2	1.5m ³ /s	(株)ウォーター エージェンシー
柳橋雨水ポンプ場 (鵜川右岸第2雨水ポンプ場)	鵜川	柳橋町	水中ノックログ φ 300mm	2	0.3m ³ /s	(株)ウォーター エージェンシー
橋場第1排水ポンプ	鯖石川	橋場町	水中ポンプ	2	0.736m ³ /s	石高建設(株)
橋場第3排水ポンプ	鯖石川	橋場町	水中ポンプ	1	0.04m ³ /s	石高建設(株)

5－10 防災重点ため池

名 称	所在地	天端幅	堤高	堤頂長	総貯水量	受益面積
五日市大池	西山町五日市	7.0m	1.1m	295.6m	120.0 千 m ³	42.0ha
本村大池	大字矢田	4.0m	9.5m	56.0m	60.0 千 m ³	60.0ha
柳沢	大字矢田	4.5m	5.2m	44.0m	36.0 千 m ³	60.0ha
駒越	大字曾地	4.3m	13.1m	50.0m	159.0 千 m ³	58.0ha
小田ノ入	大字曾地	4.2m	12.3m	98.0m	110.0 千 m ³	58.0ha
入田	大字吉井	4.0m	8.5m	120.0m	85.0 千 m ³	100.0ha
日ノ入	大字山室	3.5m	7.1m	50.0m	22.4 千 m ³	45.0ha
桐ノ木谷	大字土合	3.5m	3.0m	128.0m	60.0 千 m ³	7.0ha
北入池	大字畔屋	3.0m	2.1m	189.0m	10.1 千 m ³	30.0ha
大久保池	大字平井	3.0m	6.1m	44.0m	33.2 千 m ³	30.0ha
仁王谷	大字吉井	4.5m	12.1m	76.0m	126.0 千 m ³	66.8ha
為戸	大字加納	2.3m	3.0m	69.0m	3.0 千 m ³	5.0ha
柿ノ浦戸	大字加納	3.0m	1.8m	52.0m	5.0 千 m ³	2.0ha
大溜池	大字与板	3.5m	4.4m	107.0m	6.0 千 m ³	11.8ha
鳥ノ子入	大字宮平	2.6m	3.6m	38.0m	3.6 千 m ³	3.0ha
山王入	大字宮平	3.3m	4.8m	46.0m	7.8 千 m ³	8.0ha
国光第一	大字北条	2.0m	3.6m	100.0m	57.0 千 m ³	25.0ha
西部入	大字矢田	5.0m	2.6m	65.0m	12.0 千 m ³	60.0ha
宮入	大字軽井川	3.0m	4.0m	70.0m	6.0 千 m ³	1.5ha
境田池	大字畔屋	2.4m	1.2m	78.0m	30.0 千 m ³	23.0ha
坂田新池	西山町坂田	3.7m	3.7m	29.0m	10.0 千 m ³	12.0ha
西大池	西山町和田	5.2m	2.1m	115.8m	9.0 千 m ³	10.0ha
黒部大池	西山町黒部	4.8m	2.1m	44.0m	6.0 千 m ³	5.0ha
堂の入沢池	西山町鎌田	2.1m	3.2m	63.8m	5.0 千 m ³	9.5ha
向山	西山町上山田	4.2m	3.0m	74.5m	6.0 千 m ³	4.0ha
チヨナシの池	西山町北野	4.4m	3.6m	51.4m	4.0 千 m ³	10.0ha
漆刈の池	西山町鎌田	6.1m	3.0m	44.0m	4.0 千 m ³	7.2ha
久ノ木(上)	大字善根	7.0m	4.9m	86.3m	8.0 千 m ³	25.0ha
久ノ木(下)	大字善根	5.0m	6.1m	24.0m	8.0 千 m ³	25.0ha
萩平	大字軽井川	3.7m	5.6m	60.0m	48.6 千 m ³	8.0ha
尾野内	西山町尾野内	2.2m	4.9m	49.8m	5.0 千 m ³	4.0ha

5-1-1 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設

No.	施設区分	施設名	住所	施設管理者	対象 河川名	想定浸水深 (H30想定)	電話番号	担当 部署
1	高齢者 利用施設	にしかりの里	西山町長嶺 1726-1	(福)西山刈羽 福祉会	別山川	0.5～3.0m	48-3600	介護 高齢課
2	高齢者 利用施設	駅前桜寿	駅前2-1-35	(株)さくら介護 サービス	鵜川	0.5～3.0m	35-5010	介護 高齢課
3	高齢者 利用施設	愛の家グループ ホーム柏崎常盤 台	常盤台7-20	メディカル・ケ ア・サービス新 潟(株)	鵜川	0.5～3.0m	47-7974	介護 高齢課
4	高齢者 利用施設	ツクイ柏崎グル ープホーム	柳田町7-26	(株)ツクイ	鯖石川	0.5～3.0m	28-0170	介護 高齢課
5	高齢者 利用施設	ももの木かしわ ざきグループホ ーム 和奏	元城町1-46- 2	(株)スワロー	鵜川	0.5～3.0m	21-8338	介護 高齢課
6	高齢者 利用施設	ももの木かしわ ざき	元城町1-46	(株)スワロー	鵜川	0.5～3.0m	35-7161	介護 高齢課
7	高齢者 利用施設	サンテ駅前桜寿	日石町1-12	(株)さくら介護 サービス	鵜川	0.5～3.0m	23-0170	介護 高齢課
8	高齢者 利用施設	つばめ荘	元城町1-48	(株)スワロー	鵜川	0.5～3.0m	28-1860	介護 高齢課
9	高齢者 利用施設	やさしえ柏崎	田中13-14	(株)やさしい手	鵜川	0.5～3.0m	050-1763- 8689	介護 高齢課
10	高齢者 利用施設	ぺぺ・メメール	鏡町2-14	(福)泚山会	鵜川	0.5～3.0m	41-6601	介護 高齢課
11	高齢者 利用施設	愛の家グループ ホーム柏崎野田	野田775-1	メディカル・ケ ア・サービス新 潟(株)	鵜川	3.0～5.0m	47-7715	介護 高齢課
12	高齢者 利用施設	愛の家小規模多 機能型居宅介護 柏崎野田	野田775-1	メディカル・ケ ア・サービス新 潟(株)	鵜川	3.0～5.0m	47-7716	介護 高齢課
13	高齢者 利用施設	アースサポート 柏崎	横山1959-1	アースサポート (株)	鵜川	0.5～3.0m	23-6600	介護 高齢課
14	高齢者 利用施設	なごみ荘	原町4-23	(福) 柏崎刈羽 福祉事業協会	鯖石川	0.5～3.0m	24-4300	介護 高齢課
15	高齢者 利用施設	ケアセンター 久松	松波1-4-53	(株) ステビア 新潟	鯖石川	～0.5m	22-9898	介護 高齢課
16	高齢者 利用施設	はなことば柏崎	春日2-6-1- 11	プラウドライフ (株)	鯖石川	0.5～3.0m	47-7750	介護 高齢課

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「5-11 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

No.	施設区分	施設名	住所	施設管理者	対象 河川名	想定浸水深 (H30想定)	電話番号	担当 部署
17	高齢者 利用施設	はなことば柏崎 2号館	松美2-5-38	プラウドライフ (株)	鯖石川	0.5～3.0m	47-7881	介護 高齢課
18	高齢者 利用施設	ツクイ 柏崎新田畑	新田畑5-42	(株) ツクイ	鯖石川	0.5～3.0m	28-7233	介護 高齢課
19	高齢者 利用施設	リハプライド 新潟柏崎	東長浜町7- 10-101	(株) セイワ 不動産	鯖石川	～0.5m	41-5771	介護 高齢課
20	高齢者 利用施設	結の里	高柳町岡野 町1801	柏崎市	鯖石川	0.5～3.0m	31-9311	介護 高齢課
21	障害者 利用施設	風の丘ホーム	藤元町26-4	(福) 柏崎刈羽 ミニコロニー	鯖石川	0.5～3.0m	21-9090	福祉課
22	障害者 利用施設	Fステーション	錦町5-20	(福) ロングラン	鵜川	0.5～3.0m	21-5090	福祉課
23	障害者 利用施設	かしわハンズ	宝町2-11	柏崎市 社会福祉協議会	鵜川	0.5～3.0m	21-7331	福祉課
24	障害者 利用施設	みるく	錦町5-20	(福) ロングラン	鵜川	0.5～3.0m	21-5090	福祉課
25	障害者 利用施設	くるーる2	錦町5-20	(福) ロングラン	鵜川	0.5～3.0m	21-5090	福祉課
26	障害者 利用施設	にしやまの里	西山町鬼王 110-1	(福) 柏崎刈羽 ミニコロニー	別山川	0.5～3.0m	35-7600	福祉課
28	障害者 利用施設	喫茶めぐ	松波2-2-39	(NPO) ワークス テージ	鯖石川	0.5～3.0m	47-7119	福祉課
29	障害者 利用施設	やまもとホーム	山本326-43	(福) 柏崎刈羽 ミニコロニー	鯖石川	～0.5m	21-9090	福祉課
30	医療施設	柏崎中央病院	駅前2-1-25	医療法人 公仁会	鵜川	3.0～5.0m	23-6254	国保 医療課
31	医療施設	関病院	元城町1-42	医療法人 明生会	鵜川	0.5～3.0m	23-4314	国保 医療課
32	保育園	高田保育園	大字新道 3081-1	柏崎市	鵜川	0.5～3.0m	23-4447	保育課
33	保育園	剣野保育園	剣野町1-11	(福) 柏崎市保育 事業協会	鵜川	0.5～3.0m	24-3727	保育課
34	保育園	枇杷島保育園	関町9-13	(福) 柏崎市保育 事業協会	鵜川	0.5～3.0m	22-2690	保育課

5 危険区域及び防災施設等に関する資料
「5-11 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設」

No.	施設区分	施設名	住所	施設管理者	対象 河川名	想定浸水深 (H30想定)	電話番号	担当 部署
35	保育園	とうぶ保育園	藤元町28-20	(福)恵光会	鯖石川	0.5～3.0m	22-5622	保育課
36	保育園	はらまち保育園	原町3-23	(福)恵光会	鯖石川	0.5～3.0m	24-6190	保育課
37	幼稚園	柏崎中央幼稚園	西本町1-10-41	(学)開光学園	鵜川	0.5～3.0m	23-6366	保育課
38	幼稚園	柏崎カトリック 白百合幼稚園	柳橋町3-10	(学)聖母学園	鵜川	0.5～3.0m	23-6906	保育課
39	幼稚園	小鳩幼稚園	東本町2-4-5	認定こども園 小鳩幼稚園	鵜川	0.5～3.0m	22-3492	保育課
40	児童 クラブ	枇杷島 第一児童クラブ	関町9-34	柏崎市	鵜川	0.5～3.0m	21-3990	子育て 支援課
41	児童 クラブ	枇杷島 第二児童クラブ	関町9-34	柏崎市	鵜川	0.5～3.0m	32-8122	子育て 支援課
42	児童 クラブ	東部 児童クラブ	橋場町1-63	柏崎市	鯖石川	0.5～3.0m	22-6122	子育て 支援課
43	児童 クラブ	日吉 児童クラブ	大字土合806	柏崎市	鯖石川 別山川	0.5～3.0m	24-0211	子育て 支援課
44	小学校	枇杷島小学校	関町9-34	柏崎市	鵜川	0.5～3.0m	22-2511	学校 教育課
45	小学校	二田小学校	西山町長嶺 1718	柏崎市	別山川	0.5～3.0m	48-2054	学校 教育課
46	小学校	榎原小学校	春日3-4-31	柏崎市	鯖石川	0.5～3.0m	22-4090	学校 教育課
47	小学校	日吉小学校	大字土合806	柏崎市	鯖石川 別山川	0.5～3.0m	22-3017	学校 教育課
48	小学校	内郷小学校	西山町上山 田668-2	柏崎市	別山川	0.5～3.0m	47-2054	学校 教育課
49	中学校	南中学校	大字新道 3447	柏崎市	鵜川	～0.5m	22-4414	学校 教育課
50	中学校	瑞穂中学校	小金町2-11	柏崎市	鯖石川	0.5～3.0m	22-3593	学校 教育課

5-12 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

No.	施設区分	施設名	住所	施設管理者	土砂災害の種類	電話番号	担当部署
1	高齢者利用施設	いこいの里	大字佐水 3140	(福) 泚山会	急傾斜地の崩壊	29-3800	介護高齢課
2	高齢者利用施設	北条デイサービスセンター	東条 627-1	柏崎市 社会福祉協議会	地すべり	25-3566	介護高齢課
3	高齢者利用施設	くじらなみ	鯨波 2-4-3	(福) 泚山会	急傾斜地の崩壊	32-1120	介護高齢課
4	高齢者利用施設	たんねの里	谷根 3190-1	(福) 泚山会	土石流	26-2055	介護高齢課
5	高齢者利用施設	赤坂山デイサービスセンター	赤坂町 4-56	柏崎市 社会福祉協議会	急傾斜地の崩壊	20-1533	介護高齢課
6	高齢者利用施設	ハートフルケア 柏崎	大字古町 725	(株) 東日本福祉 経営サービス	土石流	29-2111	介護高齢課
7	高齢者利用施設	グループホーム つむぎの家かのん	加納 5890	(株) ケンブリッジ	土石流	41-6001	介護高齢課
8	高齢者利用施設	グループホーム ひなた	加納 5884	(株) ケンブリッジ	土石流	47-7662	介護高齢課
9	障害者利用施設	かしわ荘	大字畔屋 194-1	(福) 柏崎刈羽 福祉事業協会	急傾斜地の崩壊	24-4101	福祉課
10	医療施設	国立病院機構 新潟病院	赤坂町 3-52	独立行政法人 国立病院機構	急傾斜地の崩壊	22-2126	国保 医療課
11	保育園	米山保育園	米山町 1317-1	柏崎市	地すべり	26-2002	保育課
12	保育園	明照保育園	西本町 2-4-11	(福) 明照園	急傾斜地の崩壊	24-0357	保育課
13	保育園	米山台保育園	米山台東 4649-6	(福) 柏崎市 保育事業協会	土石流	22-6830	保育課
14	児童クラブ	米山児童クラブ	米山町 304-4	柏崎市 社会福祉協議会	地すべり	26-2286	子育て 支援課
15	小学校	大洲小学校	大久保 2-10-13	柏崎市	急傾斜地の崩壊	22-2330	学校教育課
16	小学校	米山小学校	米山町 304-4	柏崎市	地すべり	26-2013	学校教育課
17	小学校	内郷小学校	西山町上山田 668-2	柏崎市	地すべり	47-2054	学校教育課
18	中学校	第五中学校	大字宮平 96-1	柏崎市	土石流	27-2113	学校教育課
19	特別支援学校	県立柏崎特別支援学校	赤坂町 3-63	新潟県	急傾斜地の崩壊	24-7476	学校教育課

6 輸送手段に関する資料

6-1 バス及びハイヤー事業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
越後交通(株)柏崎営業所	扇町4番75号	23-5250
柏崎交通(株)	東本町三丁目1番37号	21-0611
大和タクシー(株)	茨目三丁目1番40号	23-4141
コスモタクシー	宝町2番2号	24-2530

6-2 一般貨物自動車運送業者（（公社）新潟県トラック協会柏崎支部会員）

名 称	所 在 地	電話番号 FAX番号
柏崎運送(株)	荒浜三丁目13番96号	23-3141 23-3146
柏崎急送(株)	荒浜一丁目2番41号	20-0393 20-0395
新潟運輸(株)柏崎支店	大字上田尻919番地1	22-5225 22-0697
中越運送(株)柏崎物流センター	北半田一丁目10番5号	24-6411 24-6422
上越運送(株)柏崎支店	大字上田尻901番地	22-4116 23-1927
頸城運送倉庫(株)柏崎営業所	大字曾地376番地1	28-2210 28-2175
(株)新開輸送サービス	刈羽村大字十日市887	45-2261 45-3567
中越通運(株)柏崎営業所	大字曾地316番地	28-2156 28-2021
(株)宇徳	青山町3番1号	45-2200 45-2989
石部運輸倉庫(株)新潟営業所	長岡市小国町桐沢2486番地1	0258-95-3273 0258-95-2292
新潟中部運送(株)柏崎営業所	大字茨目1139番地	24-8382 21-9384
丸高運輸(株)	大字畔屋991番地3	21-2020 32-7520
栗山運輸(株)新潟営業所	田塚三丁目4番59	41-6806 41-6807
(株)三起商会	荒浜三丁目13番65号	24-2106 24-1943
ウーノ運送(株)	大字花田1336番地3	20-5115 20-5121

6-3 新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 消防防災航空隊（第4条―第8条）
- 第3章 運航管理（第9条―第21条）
- 第4章 使用手続（第22条―第24条）
- 第5章 安全管理等（第25条―第26条）
- 第6章 教育訓練（第27条―第29条）
- 第7章 事故防止対策（第30条―第32条）
- 第8章 雑則（第33条―第34条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、新潟県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運航を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）航空機等 航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。
- （2）消防防災 航空機を使用して行う火災防ぎょ活動、災害応急対策活動業務、救急救助活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。
- （3）航空隊員 航空機に搭乗し消防防災業務に従事する危機対策課の職員をいう。
- （4）自隊訓練 危機対策課が航空隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。
- （5）運航計画 航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
- （6）委託会社 県が航空機の操縦、点検整備等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 消防防災航空隊

（消防防災航空隊の設置）

第4条 危機対策課に新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

（隊長の任務）

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（副隊長の任務）

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故があるときは、危機対策課長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。

（隊員の任務）

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害時の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

（航空機に搭乗する者の指定）

第8条 危機対策課長は、航空機を運航する場合には、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運航管理

（総括管理者）

第9条 航空機の運航管理の総括は、防災局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、危機対策課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

（運航管理者）

第11条 ヘリコプター管理事務所に駐在する危機対策専門員（以下「運航管理者」という。）は、運行管理責任者の命を受け、航空機の運航管理に関する事務を行う。

（運航指揮者）

第12条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときには、運航管理者が航空機に搭乗する副隊長及び隊員の中から運航指揮者を指定する。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

（運航安全管理者）

第13条 運航安全管理者は、次の各号で定めるところにより、危機対策課及びヘリコプター管理事務所に置くものとする。

（1）危機対策課の運航安全管理者（以下「運航安全管理者（本庁）」という。）は、危機対策課担当参事をもって充てる。

（2）ヘリコプター管理事務所の運航安全管理者（以下「運航安全管理者（管理事務所）」という。）は、副隊長をもって充てる。ただし、副隊長が航空機に搭乗するときには、運行管理者が航空機に搭乗しない隊長及び隊員の中から運航安全管理者を指定する。

2 前項の運航安全管理者は、消防防災ヘリコプターの運航の安全を確保する観点から、相互に連携しながら、次の業務を行う。

（1）運航安全管理者（本庁）

運航管理責任者に対して、航空機の運航、航空消防活動、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言を行うこと。

(2) 運航安全管理者（管理事務所）

イ 運航管理者、機長その他関係者に対して、前号に掲げる事項に関する助言を行うこと。

ロ 操縦士の養成訓練及び操縦技能の確認等に係る教育訓練等基本計画などの調査研究・立案等（運航計画）

第14条 運航管理責任者は、消防防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運行計画を定めなければならない。

2 運航計画は、新潟県消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び新潟県消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

（運航する航空機等）

第15条 総括管理者は、法第23条及び第25条で定める技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

(運航基準)

第16条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

- イ 山村、離島等からの救急患者の搬送
- ロ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の搬送
- ハ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

(2) 救助活動

- イ 河川、湖沼等での水難事故等における捜索・救助
- ロ 山岳遭難事故等における捜索・救助
- ハ 高層建築物火災による救助
- ニ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

(3) 災害応急対策活動

- イ 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- ロ 津波情報等の広報及び海面の監視
- ハ 離島、被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ニ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- ホ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

(4) 火災防ぎょ活動

- イ 林野火災等における空中からの消火活動
- ロ 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報
- ハ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の搬送

(5) 広域航空消防防災応援活動

近県等との航空消防防災応援協定による相互応援、大規模特殊災害時における広域航空消防防災応援、緊急消防援助隊の応援要請に基づく応援活動等

(6) 災害予防対策活動

- イ 災害危険箇所等の調査
- ロ 各種消防防災訓練等への参加（他の公共団体の長からの要請を含む。）
- ハ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練

(8) 一般行政活動

新潟県消防防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱基準に基づく一般行政利用活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、第17条第1項の緊急運航を前提とした訓練、日の出から日没までの間における緊急運航の場合及び総括管理者が特に認める場合はこの限りでない。

(緊急運航)

- 第17条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、第14条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。
- 2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航管理責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。
- 3 緊急運航の要請があった場合、運航管理責任者は、直ちに、総括管理者に、その内容及び出動の有無を報告しなければならない。
- 4 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

(運航時の報告)

第18条 運航管理者は、航空機を運航するときは、飛行確認書(様式第3号)を作成し、運航安全管理者の助言を付し、運航管理責任者に報告しなければならない。（緊急運航に伴う報告）

第19条 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書(様式第4号)を作成し、速やかに、運航管理責任者に報告しなければならない。

(情報連絡及び報告)

第20条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、運航管理責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書(様式第5号)を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第21条 運航管理責任者は、市町村と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第22条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、2月末日までに翌年度の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表(様式第6号)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに、当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表(様式第6号)を総括管理者に提出しなければならない。ただし、第17条第1項の緊急運航については、この限りでない。

(航空機の使用)

第23条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書(様式第7号)により使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。ただし、第17条第1項の緊急運航にあつては、ファックス、電話等の方法により、当該申請に代えることができるものとする。

(航空機の使用承認)

第24条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

- 2 総括管理者は、前項により承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第25条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

3 運航管理者は、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

4 運航安全管理者（本庁）及び運航安全管理者（管理事務所）は、運航の安全を確保する観点から適切に助言を行えるよう、相互に情報共有・連絡調整を行うものとする。

(運航指揮者の任務)

第26条 運航指揮者は、消防防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第27条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第28条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

(操縦士の教育訓練等)

第29条 運航管理責任者は、必要と認める範囲で、操縦士の養成訓練及び操縦技能確認等を実施するものとする。

第7章 事故防止対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第30条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

2 前項の場合においては、総括管理者は、速やかにその旨を消防庁長官に報告しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第31条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航管理責任者、運航管理者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、運航管理者に必要な指示をするとともに、前条に規定するところにより、直ちに所要の搜索救難活動を開始し、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

3 総括管理者は、前項の報告を受けたときには、速やかにその旨を消防庁長官に報告しなければならない。

(事故報告)

第32条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑則

(記録及び報告)

第33条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第34条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

様式第1号(第14条関係)から様式第4号(第19条関係)

省略

様式第6号（第22条関係）

消防防災ヘリコプター使用

月 間

予定表

年 間

部課名

連絡先

職名・氏名

1 使用年月日及び使用時間

2 使用目的

3 飛行経路

4 離着陸場所

5 飛行時間

6 搭乗者（職名及び氏名）

7 その他参考となる事項

様式第7号（第23条関係）

消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 使 用 申 請 書

第 号
年 月 日

新潟県防災局長 様

申請者 印
(担当者 姓 ())

新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱第23条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 使用日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分				
2 使用目的					
3 使用内容					
4 飛行経路					
5 離着陸場所					
6 搭乗者所属	職 名	氏 名	性別	年齢	備 考

（注1）使用に係る事業計画を添付すること。

（注2）搭乗者名簿欄が不足する場合は、搭乗者の氏名、搭乗者所属、職名、住所、性別、年齢を記載した別紙（任意様式）を作成し添付すること。

様式第8号（第24条関係）

消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 使 用 承 認 書

危 対 第 号
年 月 日

（申請者）

様

新 潟 県 防 災 局 長

年 月 日付け 第 号で申請のあった消防防災ヘリコプターの使用に
ついては、下記により承認する。

記

- 1 使用日時 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
- 2 使用目的

6-4 新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第17条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航に関して、必要な事項を定めるものとする。

(航空法第81条の2の適用)

第2 航空法第81条の2（捜索又は救助のための特例）の適用を受けることができる航行は、この要領に定める緊急運航のみとする。

(他の規程との関係)

第3 緊急運航については、要綱及び新潟県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ヘリコプター保有機関との相互応援に係る緊急運航については、第5から第7まで及び第8第2号、第3号の規定は、当該協定の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第4 緊急運航は、原則として、要綱第16条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生活、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合。）
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。）

(緊急運航の基準)

第5 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。ただし、感染症法で定める感染症又はその疑いのある傷病者の搬送は行わない。

(1) 救急活動

- イ 離島、山間地等の交通遠隔地、その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる地点から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合
- ロ 離島、山間地等の交通遠隔地での傷病者の発生又は大規模災害等により多数の傷病者が発生した場合において、緊急医療を行うために、医師、医療資器材等を搬送する必要があると認められる場合
- ハ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合
- ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- イ 水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
- ロ 中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、上空からの救出が必要と認められる場合
- ハ 洪水、山崩れ等により、地上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

ニ 航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

ホ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

イ 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ロ 大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ハ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

イ 地震、台風、洪水等の自然災害、又は航空機事故、列車災害、高速道路等での大規模災害等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ロ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料、その他生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ハ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

イ 近県等との航空消防防災応援協定に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ロ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付け消防救第61号）及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」（昭和61年5月30日付け消防救第61号）に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ハ 消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる広域航空消防防災応援活動が有効と認められる場合（緊急運航の要請）

第6 緊急運航の要請は、次の各号に掲げる者が運航管理責任者に行うものとする。

イ 協定に基づき災害が発生した市町村及び消防事務に関する一部事務組合の消防長（消防本部を置かない町村においては、当該町村長。以下「消防長等」という。）

ロ 要請を行う機関の長（以下「他機関の長」という。）

2 前項イの消防長等による要請は、新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に対して電話にて速報後、消防防災航空隊出場要請書（様式第1号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

3 消防長等は、第5の緊急運航の基準に該当しそうな事例が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに航空隊に対して連絡するように努めるものとする。

(緊急運航の決定)

第7 運航管理責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要であると認めた場合には、運航管理者からの報告に基づき、出場の可否を決定し、運航指揮者に必要な指示をするものとする。

2 運航管理責任者は、第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、運航管理者の報告に基づき、出場の可否を決定し、運航指揮者に必要な指示をするとともに、消防長等又は他機関の長等にその旨回答しなければならない。

3 運航管理者は、第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合や第1項で定める出場が見込まれる場合には、災害の状況及び現場の気象状況等の情報を収集し、出動の可否を検討したうえで、運行管理責任者及び運航安全管理者（本庁）に報告するものとする。

4 運航管理責任者は第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

5 運航管理責任者は第1項又は第2項の結果を、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

(受入れ体制)

第8 緊急運航を要請した消防長等は、航空隊と緊密な連絡を図るとともに、原則として次の体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の確保及び病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火に伴う消火バケットへの給水体制
- (4) その他必要な事項

(報告等)

第9 運航指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、災害等速報（様式第2号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ要請者に対して当該災害等の状況について報告を求めることができるものとする。

(附則)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年6月8日から施行する。

(附則)

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

消防防災航空隊 電話 025 (270) 0263
FAX 025 (270) 0265

- 785 -

様式第2号（第9関係）

災 害 等 速 報

要 請 活 動 事 項	(1)救急	(2)救助	(3)消火	(4)偵察
要 請 者				
発 生 場 所				
発 生 日 時 (要 請 日 時)	年 月 日 () 時 分頃 (年 月 日 () 時 分)			
要 請 方 法				
事 故 概 要				
死 傷 者 等	死者（性別・年齢）	負傷者等 名		
	計 名	うち重傷 名 中等傷 名 軽症 名		
	行方不明 名			
要 救 助 者 数 (見込み)	名		救助人員 名	
活 動 の 状 況				
そ の 他 参 考 事 項				
報 告 者 氏 名			活 動 従 事 者	

7 無線通信に関する資料

7-1 各対応時における広報文例集

1 各対応に共通する広報文例

- (1) 災害対策本部設置のお知らせ
- (2) 避難指示発令時 ※大雨・土砂災害はそれぞれに広報文例あり
- (3) 避難所開設のお知らせ
 - (ア) 避難所開設時のお知らせ
 - (イ) 避難所の開設状況のお知らせ

2 大雨に関する広報文例

- (1) 大雨の注意呼びかけ
- (2) 鯖石川ダムサイレン吹鳴
- (3) 警戒レベル3、高齢者等避難発令時
 - (ア) 鯖石川流域
 - (イ) 鵜川流域
 - (ウ) 別山川流域
- (4) 警戒レベル4、避難指示発令時
 - (ア) 鯖石川流域
 - (イ) 鵜川流域
 - (ウ) 別山川流域
- (5) 警戒レベル5、緊急安全確保発令時

3 土砂災害に関する広報文例

- (1) 土砂災害の注意呼びかけ
- (2) 警戒レベル3、高齢者等避難発令時
- (3) 警戒レベル4、避難指示発令時
- (4) 警戒レベル5、緊急安全確保発令時

4 台風接近等に関する広報文例

- (1) 警戒時
- (2) 発災時

5 特別警報発表時の広報文例

6 雪に関する広報文例

- (1) 雪の事故に関する注意呼びかけ
- (2) 雪崩の注意呼びかけ

7 竜巻に関する広報文例

- (1) 竜巻注意情報発表時
- (2) 竜巻注意情報発表時（目撃情報あり）

8 地震に関する広報文例（津波警報等発表の場合は津波に関する広報文例を優先する）

- (1) 緊急地震速報（震度4から震度7まで共通）（J-ALERTによる自動放送）
- (2) 震度3及び4

- (3) 地震計震度 5 弱以上

9 津波に関する広報文例

- (1) 津波注意報 (J-ALERTによる自動放送)
- (2) 津波注意報発表時
- (3) 津波警報 (J-ALERTによる自動放送)
- (4) 津波警報発表時
- (5) 大津波警報 (東日本大震災クラス) (J-ALERTによる自動放送)
- (6) 大津波警報 (東日本大地震クラス以外) (J-ALERTによる自動放送)
- (7) 大津波警報発表時
- (8) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (高さを定性的に表現する場合)
- (9) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (高さを数値で表現する場合)
- (10) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- (11) 津波観測に関する情報

10 その他応急対策時広報文例

- (1) 行方不明者 (発生)
- (2) 行方不明者 (発見)
- (3) 建物火災 (発生)
- (4) 建物火災 (鎮火)
- (5) 火災に関する注意喚起 (乾燥注意報)
- (6) 火災地区住民への避難勧告発令時
- (7) 混乱防止の呼びかけ
- (8) 道路交通情報
- (9) 公共交通機関の運行状況
- (10) 停電の発生状況
- (11) 停電の復旧状況
- (12) 電気 (電話) の復旧状況
- (13) ごみ・し尿の収集
- (14) 住民の安否情報

1 各対応に共通する広報文例

- (1) 災害対策本部設置のお知らせ

(チャイム) こちらは広報かしわざきしです。

「災害対策本部の設置についてお知らせします。

市は、〇〇〇による災害に対応するため、〇〇時〇〇分に、災害対策本部を設置しました。
市内では、〇〇〇、〇〇〇など、被害が発生しています。〇〇警報が発表されています。十分
注意してください。(繰り返し)」

こちらは広報かしわざきしでした。(チャイム)

(2) 避難指示発令時 ※大雨・土砂災害はそれぞれに広報文例あり

(チャイム) こちらは、広報かしわざきし(災害対策本部)です

「避難指示の発令についてお知らせします。

(地震の例：地震のため、各所で土砂災害が発生しています。非常に危険な状況です。)

このため、〇〇時〇〇分に、〇〇地区に避難指示を出しました。〇〇地区にいる方は、すぐに〇〇コミセンへ避難してください。

(消防、警察の誘導に従い、) 隣近所の方と声をかけあって、落ち着いて避難してください。(繰り返し)」

こちらは、広報かしわざきし(災害対策本部)でした。(チャイム)

(3) 避難所開設のお知らせ

(ア) 避難所開設時のお知らせ

(チャイム) こちらは広報かしわざきしです。

「避難所の開設についてお知らせします。

〇〇災害の危険性が高いため、〇〇コミセンに避難所を開設しました。〇〇地区にいる方は危険を感じたら、周囲の状況に注意し、自主的に避難してください。(繰り返し)」

こちらは広報かしわざきしでした。(チャイム)

(イ) 避難所の開設状況のお知らせ

(チャイム) こちらは、広報かしわざきし(災害対策本部)です。

「避難所の開設状況についてお知らせします。

〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇コミセンに避難所を開設しました。

(ケガをされた方々のために避難所の〇〇小学校、〇〇コミセンに救護所を開設しました。)

(繰り返し)」

こちらは広報かしわざきし(災害対策本部)でした。(チャイム)

2 大雨に関する広報文例

(1) 大雨の注意呼びかけ

(チャイム) こちらは、広報かしわざきしです。

「大雨に関する情報についてお知らせします。

現在、(柏崎市に大雨(洪水)警報が出ています。) 〇〇川の水位が上昇を続けています。

(低地の浸水、河川の増水、土砂災害などに、厳重に警戒してください。)

ハザードマップを確認し、今いる場所が安全かどうか確認してください。

最新の気象情報や市からの情報に十分注意し、不要不急の外出は極力控えるようお願いします。

こちらは、広報かしわざきしでした。(チャイム)

(2) 鯖石川ダムサイレン吹鳴

(チャイム) こちらは、広報かしわざきしです。

「大雨に関する情報についてお知らせします。

現在、(柏崎市に大雨(洪水)警報が出ています。)〇〇川の水位が上昇を続けています。

(低地の浸水、河川の増水、土砂災害などに、厳重に警戒してください。)

ハザードマップを確認し、今いる場所が安全かどうか確認してください。

最新の気象情報や市からの情報に十分注意し、不要不急の外出は極力控えるようお願いします。

こちらは、広報かしわざきしでした。(チャイム)

(3) 警戒レベル3、高齢者等避難発令時

(ア) 鯖石川流域

(チャイム) こちらは広報かしわざきしです。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。

鯖石川が氾濫するおそれのある水位に近づいているため、警戒レベル3、高齢者等避難を中央、比角、松波、西中通、北鯖石、田尻、北条、中鯖石、南鯖石、高柳地区に発令しました。

浸水する場所にいる、お年寄りや体の不自由な方、小さな子どもがいる方など、避難に時間がかかる方は、近くのコミセン・小中学校又は安全な親戚・知人宅などへ避難をはじめてください。

また、自主防災会は避難支援を行ってください。

そのほかの方は、すぐに避難できるよう準備し、危険だと思ったら早めに避難してください。

こちらは、広報かしわざきしでした。(チャイム)

(イ) 鵜川流域

(チャイム) こちらは広報かしわざきしです。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。

鵜川が氾濫するおそれのある水位に近づいているため、警戒レベル3、高齢者等避難を中央、比角、枇杷島、剣野、大洲、半田、高田、上条、野田、地区に発令しました。

浸水する場所にいる、お年寄りや体の不自由な方、小さな子どもがいる方など、避難に時間がかかる方は、近くのコミセン・小中学校又は安全な親戚・知人宅などへ避難をはじめてください。

また、自主防災会は避難支援を行ってください。

そのほかの方は、すぐに避難できるよう準備し、危険だと思ったら早めに避難してください。

こちらは、広報かしわざきしでした。(チャイム)

(ウ) 別山川流域

(チャイム) こちらは広報かしわざきしです。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。

別山川が氾濫するおそれのある水位に近づいているため、警戒レベル3、高齢者等避難を西中通、中通、二田、南部、西山町中川、西山町別山地区に発令しました。

浸水する場所にいる、お年寄りや体の不自由な方、小さな子どもがいる方など、避難に時間がかかる方は、近くのコミセン・小中学校又は安全な親戚・知人宅などへ避難をはじめてください。

また、自主防災会は避難支援を行ってください。

そのほかの方は、すぐに避難できるよう準備し、危険だと思ったら早めに避難してください。

こちらは、広報かしわざきでした。(チャイム)

(4) 警戒レベル4、避難指示発令時

(ア) 鯖石川流域

(チャイム) こちらは広報かしわざきです。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。

鯖石川がはん濫するおそれのある水位に近づいたため、警戒レベル4、避難指示を中央、比角、松波、西中通、北鯖石、田尻、北条、中鯖石、南鯖石、高柳地区に発令しました。

浸水する場所にいる方は、全員すぐに近くのコミセン・小中学校又は安全な親戚・知人宅などへ避難してください。

避難に十分な時間がない場合や、避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所や屋内の高いところに今すぐ身の安全を確保してください。

こちらは、広報かしわざきでした。(チャイム)

(イ) 鵜川流域

(チャイム) こちらは広報かしわざきです。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。

鵜川がはん濫するおそれのある水位に近づいたため、警戒レベル4、避難指示を中央、比角、枇杷島、剣野、大洲、半田、高田、上条、野田地区に発令しました。

浸水する場所にいる方は、全員すぐに近くのコミセン・小中学校又は安全な親戚・知人宅などへ避難してください。

避難に十分な時間がない場合や、避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所や屋内の高いところに今すぐ身の安全を確保してください。

こちらは、広報かしわざきでした。(チャイム)

(ウ) 別山川流域

(チャイム) こちらは広報かしわざきです。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。

別山川がはん濫するおそれのある水位に近づいたため、警戒レベル4、避難指示を西中通、中通、二田、南部、中川、別山地区に発令しました。

浸水する場所にいる方は、全員すぐに近くのコミセン・小中学校又は安全な親戚・知人宅などへ避難してください。

避難に十分な時間がない場合や、避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所や屋内の高いところに今すぐ身の安全を確保してください。

こちらは、広報かしわざきでした。(チャイム)

(5) 警戒レベル5、緊急安全確保発令時

(チャイム) こちらは広報かしわざきしです。

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。

〇〇地区に、洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生しています。

〇〇地区の浸水想定区域にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命を守る最善の行動をとり、身の安全を確保してください。

こちらは、広報かしわざきしでした。(チャイム)

3 土砂災害に関する広報文例

(1) 土砂災害の注意呼びかけ

(チャイム) こちらは広報かしわざきしです。

大雨に関する情報についてお知らせします。

現在、柏崎市に大雨警報が出ています。

低地の浸水、河川の増水、土砂災害などに、厳重に警戒してください。

土砂災害の兆候を見つけたら、自主的に安全な場所へ避難し、市役所に連絡してください。

ハザードマップを確認し、今いる場所が安全かどうか確認してください。

最新の気象情報や市からの情報に十分注意し、不要不急の外出は極力控えるようお願いします。

こちらは、広報かしわざきしでした。(チャイム)

(2) 警戒レベル3、高齢者等避難発令時

(チャイム) こちらは広報かしわざきしです。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。

土砂災害の危険性が高まっているため、警戒レベル3、高齢者等避難を〇〇地区に発令しました。

土砂災害発生の危険性が高い場所にいる、お年寄りや体の不自由な方、小さな子どもがいる方など、避難に時間がかかる方は、近くのコミセン・小中学校又は安全な親戚・知人宅などへ避難をはじめてください。

また、自主防災会は避難支援を行ってください。

そのほかの方は、すぐに避難できるよう準備し、危険だと思ったら早めに避難してください。

こちらは、広報かしわざきしでした。(チャイム)

(4) 警戒レベル4、避難指示発令時

(チャイム) こちらは広報かしわざきしです。

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。

〇〇地区で土砂災害の危険性が高まっているため、〇〇地区に避難指示を発令しました。

〇〇地区の土砂災害発生の危険性が高い場所にいる方は、すぐに〇〇コミセン又は安全な親

戚・知人宅などへ避難してください。

避難に十分な時間がない場合や、避難場所への避難が危険な場合は、近くの頑丈な建物や斜面から離れた安全

なところに避難してください。

こちらは、広報かしわざきでした。(チャイム)

(5) 警戒レベル5、緊急安全確保発令時

(チャイム) こちらは広報かしわざきです。

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。

〇〇地区に、土砂災害に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。〇〇地区の〇〇付近で土砂崩れが発生しています。

〇〇地区の土砂災害が発生する可能性がある場所にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも安全な場所に移動するなど、命を守る最善の行動をとり、身の安全を確保してください

こちらは、広報かしわざきでした。(チャイム)

4 台風接近等に関する広報文例

(1) 警戒時

(チャイム) こちらは、広報かしわざきです。

「台風〇号が新潟県に近づいています。〇〇過ぎから風や雨が強くなるおそれがあります。低地の浸水、土砂崩れに、十分注意してください。また、戸締りや火の始末、外出を控えるなど、安全の確保に努めてください。被害が発生した場合や、被害のおそれがある場合は、市役所に連絡してください。(繰り返し)」

こちらは、広報かしわざきでした。(チャイム)

(2) 発災時

(チャイム) こちらは、広報かしわざきです。

「市内数カ所で強風による被害が発生しています。この強風は、〇〇まで続く見込みです。外は危険ですので、外出は控えるようにしてください。(繰り返し)」

こちらは、広報かしわざきでした。(チャイム)

5 特別警報発表時の広報文例

(チャイム) こちらは、広報かしわざき(災害対策本部)です。

「柏崎市に〇〇特別警報が発表されました。数十年に一度の重大な災害の危険性が高まっています。周囲の状況に注意し、すぐに安全な場所へ避難してください。また、今後の気象情報や市からのお知らせに注意してください。(繰り返し)」

こちらは、広報かしわざき(災害対策本部)でした。(チャイム)

6 雪に関する広報文例

(1) 雪の事故に関する注意呼びかけ

(チャイム) こちらは、広報かしわざきし（災害対策本部）です。
「市内では雪による事故が数多く発生しています。屋根の雪下ろしや除雪機の取扱い、路面の凍結による転倒には十分注意してください。また、雪崩にも注意が必要です。危険な場所には近づかないようにしてください。(繰り返し)」
こちらは、広報かしわざきし（災害対策本部）でした。(チャイム)

(2) 雪崩の注意呼びかけ

(チャイム) こちらは、広報かしわざきし（災害対策本部）です。
「これまでの降雪や今後の気温の上昇により、雪崩の発生が予想されます。雪崩に注意し、危険な場所には近づかないようにしてください。(繰り返し)」
こちらは、広報かしわざきし（災害対策本部）でした。(チャイム)

7 竜巻に関する広報文例

(1) 竜巻注意情報発表時

(チャイム) こちらは、広報かしわざきしです。
「本日〇時〇〇分、柏崎市に竜巻注意情報が発表されました。竜巻発生のおそれがありますので、周囲の状況に注意し、風の急変を感じたら、すぐに建物内に移動するなど、安全の確保に努めてください。(繰り返し)」
こちらは、広報かしわざきしでした。(チャイム)

(2) 竜巻注意情報発表時（目撃情報あり）

(チャイム) こちらは、広報かしわざきしです。
「本日〇時〇〇分、竜巻注意情報が発表されました。県内で竜巻が目撃され、市内でも竜巻発生のおそれがありますので、
周囲の状況に注意し、風の急変を感じたら、すぐに建物内に移動するなど、安全の確保に努めてください。(繰り返し)」
こちらは、広報かしわざきしでした。(チャイム)

8 地震に関する広報文例（津波警報等発表の場合は津波に関する広報文例を優先する）

(1) 緊急地震速報（震度4から震度7まで共通）（J-ALERTによる自動放送）

「(緊急地震速報チャイム音) 緊急地震速報。大地震です。大地震です。」(3回繰り返し)
こちらは広報かしわざきしです。(チャイム)

(2) 震度3及び4

(チャイム) こちらは広報かしわざきしです。
「地震の状況についてお知らせします。ただいまの地震は、柏崎で震度3（4）、高柳で震

度3(4)、西山で震度3(4)でした。(震度0の所では「〇〇では観測しませんでした。」)
火の元を確認し、落ち着いて行動してください。海岸に近いところでは津波にも注意してください。揺れの大きい地域では隣近所の方と声をかけあって安全確認をしてください。被害や困ったことがありましたら市役所、消防署、町事務所に連絡してください。(繰り返し)」
こちらは広報かしわざしでした。(チャイム)

(3) 地震計震度5弱以上

(チャイム) こちらは広報かしわざし(災害対策本部)です。
「ただいま市内で大きな地震を観測しました。火の元を確認し、落ち着いて行動してください。自主防災会の皆さんは災害対応にあたってください。被害や困ったことがありましたら市役所、消防署、町事務所に連絡してください。なお、震度は柏崎で震度〇、高柳で震度〇、西山で震度〇でした。(繰り返し)」
こちらは広報かしわざし(災害対策本部)でした。(チャイム)

9 津波に関する広報文例

(1) 津波注意報(J-ALERT)による自動放送)

「(サイレン) 津波注意情報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。(3回繰り返し)」こちらは広報かしわざしです。(チャイム)

(2) 津波注意報発表時

(サイレン)
「避難指示、避難指示
津波注意情報が発表されました。海や海岸、川岸にいる方は、直ちにその場を離れ、近くの高台や避難場所など、安全な場所へ避難してください。
津波注意報が解除されるまで、海や川へは決して近づかないでください。(繰り返し)」(繰り返し)

(3) 津波警報(J-ALERT)による自動放送)

「(サイレン) 津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。(3回繰り返し)」こちらは広報かしわざしです。(チャイム)

(4) 津波警報発表時

(サイレン)
「避難指示、避難指示
津波警報が発表されました。海や海岸、川岸付近にいる方、沿岸部で津波被害が想定される場所にいる方は、直ちに 近くの高台や 避難場所へ 避難してください。津波警報が解除されるまで、その場に 戻らないでください。海や川へは決して近づかないでください。

(繰り返し)」(繰り返し)

(5) 大津波警報（東日本大震災クラス）（J-ALERTによる自動放送）

「(サイレン) 大津波警報。大津波警報。東日本大地震クラスの津波がきます。直ちに高台に避難してください。(3回繰り返し)」こちらは広報かしわざきしです。(チャイム)

(6) 大津波警報（東日本大地震クラス以外）（J-ALERTによる自動放送）

「(サイレン) 大津波警報。大津波警報。直ちに高台に避難してください。(3回繰り返し)」こちらは広報かしわざきしです。(チャイム)

(7) 大津波警報発表時*

(サイレン)

「避難指示、避難指示

大津波警報が発表されました。海や海岸、川岸付近にいる方、沿岸部の方は、直ちに近くの高台や避難場所へ避難してください。決して、その場に 戻らないでください。

予想以上の津波となる場合があります。津波被害が想定されない場所にいる方も、ためらわずに避難してください。

津波は繰り返し襲ってきます。海や川へは決して近づかないでください。(繰り返し)」(繰り返し)

*J-ALERT の大津波警報を特別警報に位置づけ

(8) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（高さを定性的に表現する場合）

「(サイレン) (大津波警報・津波警報・津波注意情報) が発表されています。沿岸部や川沿いにいる人はすぐに高台など安全な場所へ避難してください。到達予想時刻は新潟県上中下越で〇〇日△△時□□分です。また、津波の高さは(巨大・高い)と予想されています。場所によっては、到達予想時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくることがあります。(警報・注意報) が解除されるまで安全な場所から離れないでください。(3回繰り返し)」
こちらは広報かしわざきしでした (チャイム)

(9) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（高さを数値で表現する場合）

「(サイレン) (大津波警報・津波警報・津波注意報) が発表されています。沿岸部や川沿いにいる人はすぐに高台など安全な場所へ避難してください。到達予想時刻は新潟県上中下越で〇〇日△△時□□分です。また、津波の高さは(10m超・10m・5m・3m・1m)と予想されています。場所によっては、到達予想時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくることがあります。また、津波の高さが予想より高くなる可能性があります。(警報・注意報) が解除されるまで安全な場所から離れないでください。(3回繰り返し)」

こちらは広報かしわざきでした（チャイム）

（11）津波観測に関する情報

柏崎港で、〇〇日△△時□□分に海拔〇〇mを観測しました。津波の高さが更に高くなることも考えられます（警報・注意報）が解除されるまで安全な場所から離れないでください。（3回繰り返し）

こちらは広報かしわざきでした。（チャイム）

10 その他応急対策時の広報文例

（1）行方不明者（発生）

（チャイム）こちらは、広報かしわざきです。

行方不明者についてお知らせします。

今日の（午前／午後）〇〇時〇〇分頃から、柏崎市〇〇地内で〇〇才の（男性／女性）の行方が分からなくなっています。

身長は〇〇〇センチメートルくらい、体格は〇〇、髪は〇〇、服装は〇〇を着て、〇〇のズボンをはいています。（その他特徴あれば記載）

心当たりのある方は、警察署又は消防署にご連絡下さい。（繰り返し）

こちらは、広報かしわざきでした。（チャイム）

（2）行方不明者（発見）

（チャイム）こちらは、広報かしわざきです。

行方不明者についてお知らせします。

先ほど放送しました行方不明の（男性／女性）は、所在が）確認されました。

ご協力ありがとうございました。（繰り返し）

こちらは、広報かしわざきでした。（チャイム）

（3）建物火災（発生）

（チャイム）こちらは、広報かしわざきです。

ただいま柏崎市〇〇地内で建物火災が発生しました。

〇〇が炎上しています。

〇〇警報発令中のため、火災の延焼拡大の恐れがあります。

付近住民の方は、十分注意してください。（繰り返し）

こちらは、広報かしわざきでした。（チャイム）

（4）建物火災（鎮火）

(チャイム) こちらは、広報かしわざきしです。

建物火災の鎮火についてお知らせします。

〇〇時〇〇分に放送した、柏崎市〇〇地内で発生した火災は、(午前／午後) 〇〇時〇〇分に鎮火しました。(繰り返し)

こちらは、広報かしわざきしでした。(チャイム)

(5) 火災に関する注意喚起(乾燥注意報)

(チャイム) こちらは、広報かしわざきしです。

「ただいま、乾燥注意報が発表されています。空気が乾燥し、火災が起こりやすい状態です。たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。(繰り返し)」

こちらは、広報かしわざきしでした。(チャイム)

(6) 火災地区住民への避難指示発令時

(サイレン) こちらは、広報かしわざきし(災害対策本部)です。

「避難指示の発令についてお知らせします。

現在、〇〇地区の火災は、(〇〇方向へ) 燃え広がっています。(燃え広がる危険があります。) このため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に避難指示を出しました。

〇〇地区にいる方は、すぐに〇〇へ(〇〇方面へ) 避難してください。(現場に警察官や消防職員などがいる場合、その指示に従ってください。)(繰り返し)」

こちらは広報かしわざきし(災害対策本部)でした。

(7) 混乱防止の呼びかけ

(チャイム) こちらは、広報かしわざきし(災害対策本部)です。

「(例：余震が続いております) が、市民の皆さん、落ちついてください。市役所や警察、消防の指示に従って冷静に行動してください。テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。(繰り返し)」

こちらは広報かしわざきし(災害対策本部)でした。(チャイム)

(8) 道路交通情報

(チャイム) こちらは、広報かしわざきし(災害対策本部)です。

「道路交通情報についてお知らせします。

現在、

- ・国道〇号は地震の被害により、〇〇から〇〇の間で通行止めとなっています。(高速道路などを通行して下さい。)

- ・県道〇〇線は地震の被害により、〇〇から〇〇の間で通行止めとなっています。

(繰り返し)」

こちらは広報かしわざきし(災害対策本部)でした。(チャイム)

(9) 公共交通機関の運行状況

(チャイム) こちらは、広報かしわざきし(災害対策本部)です。
「公共交通機関の運行状況についてお知らせします。
現在、
・ JRは信越線、越後線、全て運休しています。
(JR では線路などの点検を行っていますが、運転の再開見通しはたっていません。)
・ バスの運行については全て運休しています。
・ 高速道路は〇〇から〇〇間の上下線が通行止めとなっています。(繰り返し)」
こちらは広報かしわざきし(災害対策本部)でした。(チャイム)

(10) 停電の発生状況

(チャイム) こちらは、広報かしわざきしです。
停電情報について、お知らせします。
東北電力から連絡があり、現在〇〇地区(の一部)で停電となっております。現在、東北電力が復旧作業中ですので、今しばらくお待ちください。
なお、停電が復旧した際、電気機器から火災が発生することがありますので、スイッチが切れていることをご確認ください。(繰り返し)
こちらは広報かしわざきしでした。(チャイム)

(11) 停電の復旧状況

(チャイム) こちらは、広報かしわざきしです。
停電の復旧についてお知らせします。
〇〇地区(の一部)で発生していた停電は、先ほどすべて復旧しました。(繰り返し)
こちらは広報かしわざきしでした。

(12) 電気(電話)の復旧状況

(チャイム) こちらは、広報かしわざきし(災害対策本部)です。
「電気(電話)の復旧状況についてお知らせします。
現在、
・ 市内全域(〇〇地区一帯)が停電していますが、(〇〇地区を除き)〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
・ 市内全域(〇〇地区一帯)で電話が不通になっています。NTTでは、全力を挙げて復旧工事を行っていますが、復旧にはあと〇〇日程度かかる見込みです。(なお、〇〇避難所、〇〇小学校に臨時電話を設置していますのでご利用ください。)(繰り返し)」
こちらは広報かしわざきし(災害対策本部)でした。(チャイム)

(13) ごみ・し尿の収集

(チャイム) こちらは、広報かしわざきし(災害対策本部)です。

「ごみ（し尿）の収集についてお知らせします。

ごみ（し尿）については、〇〇日頃（〇〇地域については〇〇日頃）に収集作業が開始される見込みです。収集作業が開始されるまでは、各家庭で適切に保管してください。（繰り返し）」

こちらは広報かしわざきし（災害対策本部）でした。（チャイム）

（14）住民の安否情報

（チャイム）こちらは、広報かしわざきし（災害対策本部）です。

「〇〇（例：地震・津波・土砂災害）で亡くなられた方（やケガをされた方）の収容先についてお知らせします。亡くなられた方の遺体は、〇〇町の〇〇寺、〇〇町の〇〇学校体育館などに安置されています。遺体の身元については、市役所又は安置場所などにお問い合わせください。なお、ケガをされた方は、〇〇病院、〇〇病院に収容されています。（繰り返し）」

こちらは広報かしわざきし（災害対策本部）でした。（チャイム）

○新潟県柏崎市防災行政無線送受信設備管理運用規程

令和4年3月25日訓令第5号

新潟県柏崎市防災行政無線送受信設備管理運用規程を次のように定め、令和4年4月1日から実施する。

新潟県柏崎市防災行政無線送受信設備管理運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏崎市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し円滑な通信、放送を図るために設置する防災行政用の送受信設備（以下「防災行政無線設備」という）の管理運用について電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通信 電波によって情報を送受信することをいう。
- (2) 放送 音声、文字データ又は信号によって行う情報発信することをいう。
- (3) 防災行政無線 コミュニティFM放送を用いて行う防災情報等の放送をいう。
- (4) 送信設備 通信により電波を送信する設備の全部又は一部をいう。
- (5) 市役所放送設備 コミュニティFM放送及び防災行政無線の放送を行う設備をいう。
- (6) 遠隔制御局 市役所放送設備の一部を遠隔操作する装置をいう。
- (7) 送信所 市内を放送区域とするコミュニティ放送（FM放送）の送信設備をいう。
- (8) 無線中継所 送信所の有線回線が中断となった際、無線にて放送をすることができる設備をいう。
- (9) 受信障害対策中継局 柏崎コミュニティ放送の不感地帯をカバーする設備をいう。
- (10) 受信設備 送信設備からの通信を受信する設備の全部又は一部をいう。
- (11) 屋外拡声子局 送信所からの通信を受信し、スピーカーから音声による放送を行う装置をいう。
- (12) 緊急告知ラジオ 本来のラジオ機能に加え、送信所からの通信を受けて屋内で自動受信する装置をいう。
- (13) 全国瞬時警報システム（Jアラート） 総務省消防庁から緊急情報を受信し、警報音及び音声によって直ちに防災行政無線の施設を通じて自動通報するものをいう。
- (14) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。

(通信系統、設備、配備先等)

第3条 防災行政無線は、柏崎コミュニティFMの電波を利用した市民への情報伝達を目的とし、その設備構成は別表第1のとおりとする。

2 防災行政無線設備の配備場所は、別表第2のとおりとする。

(職員)

第4条 防災行政無線設備の総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、防災行政無線設備の管理運用の事務を総括し、管理責任者及び管理者を指揮監督する。

2 総括管理者は、危機管理監の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線設備の管理運用の事務を行うとともに、通信取扱責任者を指揮監督する。

2 管理責任者は、危機管理部防災・原子力課長の職にある者をもって充てる。

(管理者)

第7条 管理者は、総括管理者の命を受け、柏崎市消防署に配備された遠隔制御局を管理し、当該部署の通信取扱者を監督する。

2 管理者は、消防署長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、通信取扱者を指揮し、防災行政無線設備の管理、運用の業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指名する者をもって充てる。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者とは、防災行政無線設備の通信操作を行う者をいう。

2 通信取扱者は、通信取扱責任者（消防署においては、管理者）の管理の下に、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(無線従事者の配置及び養成)

第10条 総括管理者は、防災行政無線設備の適切な運用を図るため、無線従事者の適正配置及び養成に努めなければならない。

(運用の心得)

第11条 防災行政無線を使用する者は、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 放送の内容は、防災行政無線の設置の目的に適合するものであること。
- (2) 放送は、内容の緩急重要度により、優先秩序を保つこと。

(音声放送の基本)

第12条 放送の基本は、「やさしい言葉で」「要領よくまとめて」「短く」「ゆっくり」放送するものとし、音声による放送は、原則として3分以内に行うよう努めなければならない。

(放送の原則)

第13条 放送を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要最小限の通信とすること。
- (2) 放送に使用する用語は、暗号、隠語を使用せず、できる限り簡潔であること。
- (3) 総括管理者の指示に従い、放送を行うこと。
- (4) 放送は、正確に行うものとし、内容に誤りがあつたことを知った時は、直ちに訂正すること。

(運用時間)

第14条 防災行政無線設備は、常時運用するものとする。

(災害時の運用)

第15条 災害時においては、柏崎市地域防災計画に基づき、災害及び災害対策に関する情報を迅速かつ的確に市民に伝達することを優先する。

(固定系無線の通報内容)

第16条 固定系無線の通報内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 次に掲げる災害に関する情報で、市民に対し緊急に伝達を必要とするもの
 - ア 気象庁から発表される気象情報、台風情報、竜巻注意情報、土砂災害警戒情報等のうち柏崎市全域又はその一部に影響を及ぼすと予想されるもの
 - イ 全国瞬時警報システム(Jアラート)により自動通報される緊急地震速報(震度4以上)、大津波警報、津波警報及び津波注意報並びに国民保護情報
 - ウ 地震情報(市役所、高柳町事務所、西山町事務所のいずれかの震度計が震度3以上を観測した場合)
 - エ 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく火災警報
 - オ 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく水防警報

カ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に発する避難情報等及び避難所の開設に関するもの

- (2) 市民の生命、財産に関わる緊急重要なもの
- (3) 市の一般行政広報に関することで広く市民に伝達を必要とするもの
- (4) 時報
- (5) その他市長が特に必要と認めたもの

(放送の種類)

第17条 放送の種類は、定時放送、一般放送及び緊急放送とする。

- 2 定時放送は、毎日7時、12時、18時の3回の放送とする。
- 3 一般放送は、定時放送及び緊急放送以外の放送とする。
- 4 緊急放送は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測される場合に行う放送とする。

(放送の区分)

第18条 放送の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一斉放送 屋外拡声子局及び緊急告知ラジオの全部を対象とする放送
- (2) グループ別放送 屋外拡声子局及び緊急告知ラジオのグループ別を対象とする放送
- (3) 個別放送 屋外拡声子局及び緊急告知ラジオの一部を対象とする放送

(放送の依頼及び処理)

第19条 防災行政無線の放送の依頼及び処理は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般放送 放送を希望する主管課長は、防災行政無線放送依頼書兼放送報告書（別記第1号様式）を原則として3日前までに作成し、総括管理者の決裁を得なければならない。この場合において、総括管理者は、その内容を審査し、放送の可否を決定し、放送しないと決定したときはその旨を担当課長に通知しなければならない。
- (2) 緊急放送 放送を希望する主管課長は、無線放送依頼書を作成し、総括管理者の決裁を得なければならない。ただし、事態が切迫し、そのいとまがないときは、口頭、電話等で依頼することができるものとし、総括管理者は、速やかにその内容を審査し、放送の可否を決定しなければならない。
- (3) 前号ただし書の規定により、無線放送依頼書を作成しないで緊急放送を実施したときは、防災行政無線放送依頼書兼放送報告書（別記第1号様式）により遅滞なく総括管理者に報告するものとする。

(放送の補完等)

第20条 防災行政無線による一般放送及び緊急放送の実施に当たっては、当該放送を補完し、かつ、放送内容の周知を図るため、市ホームページ、防災情報メール、SNS、ファクシミリ、テレビを用いたデータ放送等による文字情報提供機能及びラジオ、電話サービス等による音声情報提供機能等の様々な放送媒体の活用努めるものとする。

2 前項の規定により一般放送及び緊急放送を実施した場合は、管理責任者及び管理者は、速やかに放送内容を市ホームページ等に掲載するものとする。

(研修)

第21条 管理責任者は、通信取扱責任者及び通信取扱者に対して、毎年1回以上防災行政無線送受信設備の管理運用について必要な知識及び技能に関する研修を行わなければならない。

(設備の保守点検)

第22条 設備の正常な機能を維持するため、次に定める点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検 通信取扱者が通信取扱責任者又は管理者による監督の下、毎日行う外観点検
 - (2) 定期点検 管理責任者が防災行政無線送受信設備の全体について年1回定期的に行う点検整備
 - (3) 臨時点検 管理責任者が機器の機能に異常があると認めたときに臨時に行う点検整備
- (試験電波の発射)

第23条 設備の点検整備等のため、放送により試験電波を発射するときは、法所定の方法により放送の閑散なときに行わなければならない。

(故障等の措置)

第24条 管理責任者及び管理者は無線設備に故障等があった場合は、直ちにその旨を無線設備故障等報告書(別記第2号様式)によって総括管理者に報告しなければならない。ただし、故障等が軽微なものについては、口頭又は任意様式によることができる。

2 総括管理者は、前項に規定する報告を受けた場合は、遅滞なく復旧に必要な措置を採らなければならない。

(通信記録の整備等)

第25条 通信取扱者は、電磁的方法による通信記録により通信状態の概要その他必要な事項を整備しなければならない。

2 管理責任者は、必要に応じて電磁的方法による通信記録を速やかに総括管理者に提出しなければならない。

(通信記録の保存期間)

第26条 管理責任者は、電磁的方法による通信記録を通信終了後、2年間保存しなければならない。

(その他)

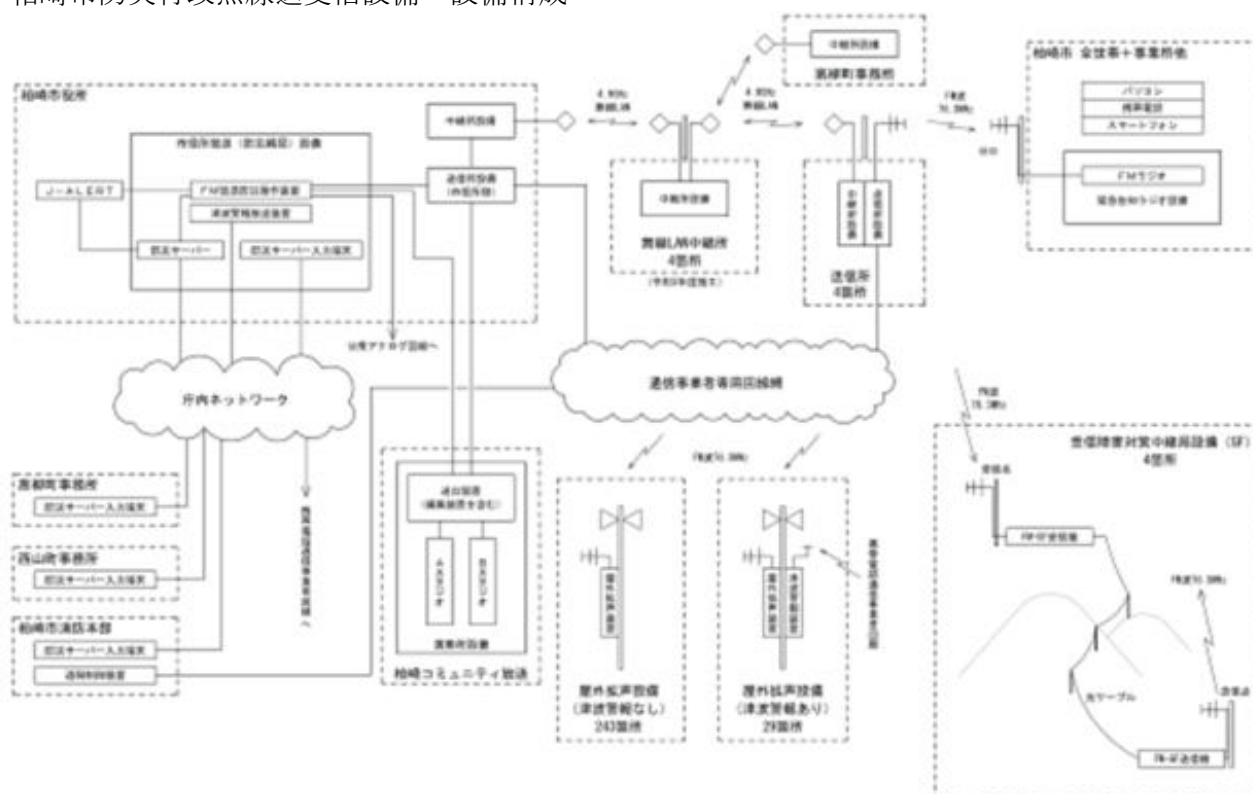
第27条 この規程に定めるもののほか、防災行政無線設備の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

新潟県柏崎市防災行政無線局管理運用規程（昭和61年9月訓令第6号）は、廃止する。

別表第 1 (第 3 条関係)

柏崎市防災行政無線送受信設備 設備構成



別表第2（第3条関係）

1 旧市役所（本庁舎）固定系無線設備配備一覧表

（1）放送設備

ア 親局 市役所防災情報通信室

イ 遠隔制御局 柏崎市消防署、西山町事務所、高柳町事務所

（2）送信所 鏡町地内、芋川地内、西山町池浦地内、高柳町栃ヶ原地内

（3）無線中継所 山本地内、鏡町地内、善根地内、西山町坂田地内、高柳町高尾地内

（4）受信障害対策中継局（送信点）

青海川地内、笠島地内、米山町地内、西山町石地地内、谷根地内、西長島地内

西山町大崎地内、椎谷地内、宮川地内

（5）屋外拡声子局

番号	局名	所在地
1	東の輪	鯨波
2	鯨波 1	鯨波
3	鯨波 2	鯨波
4	鯨波 3	鯨波
5	鯨波小学校	鯨波
6	大洲小学校	大洲
7	港公園	大洲
8	柏崎港	大洲
9	西部保育園	大洲
10	寿町	大洲
11	新赤坂二丁目	剣野
12	新赤坂五丁目	剣野
13	米山台 1	剣野
14	米山台 2	剣野
15	米山台 3	剣野
16	米山台 4	剣野
17	剣野 1	剣野

18	剣野 2	剣野
19	宝町	枇杷島
20	穂波町	枇杷島
21	総合高校	枇杷島
22	枇杷島小学校	枇杷島
23	諏訪町 1 丁目	中央
24	諏訪町 3 丁目	中央
25	駅前公園	中央
26	産業文化会館	中央
27	新橋	中央
28	喬柏園	中央
29	西港町	中央
30	海浜公園	中央
31	健康管理センター	中央
32	新花町	中央
33	大和町	中央
34	北園町	中央
35	安政町	中央
36	田塚	比角
37	新田畑	比角
38	比角小学校	比角
39	総合庁舎	比角
40	消防署	比角
41	岩上	半田
42	半田 1	半田
43	半田 2	半田
44	ゆりが丘	半田
45	青海川	米山
46	笠島	米山

47	笠島漁港	米山
48	上輪新田	米山
49	上輪	米山
50	米山町 1	米山
51	米山町 2	米山
52	米山町 3	米山
53	高畔	米山
54	大平	米山
55	谷根 1	上米山
56	谷根 2	上米山
57	春日	西中通
58	藤元町	西中通
59	西中通コミセン	西中通
60	山本団地	西中通
61	長崎	西中通
62	長崎新田	西中通
63	下大新田	西中通
64	土合	西中通
65	日吉小学校	西中通
66	山本	西中通
67	つるぎ	西中通
68	上原	西中通
69	松波コミセン	松波
70	松波保育園	松波
71	松波 1	松波
72	松波 2	松波
73	松波 3	松波
74	松浜中学校	松波
75	荒浜 1	荒浜

76	荒浜 2	荒浜
77	荒浜 3	荒浜
78	荒浜 4	荒浜
79	荒浜小学校	荒浜
80	上藤井 1	北鯖石
81	下藤井 1	北鯖石
82	下藤井 2	北鯖石
83	かしわ荘	北鯖石
84	与三 1	北鯖石
85	与三 2	北鯖石
86	与三 3	北鯖石
87	畔屋 1	北鯖石
88	畔屋 2	北鯖石
89	中田 1	北鯖石
90	中田 2	北鯖石
91	北鯖石小学校	北鯖石
92	今熊	田尻
93	両田尻	田尻
94	茨目駅	田尻
95	佐藤池運動広場	田尻
96	佐藤池新田	田尻
97	池の峰 1	田尻
98	池の峰 2	田尻
99	田尻工業団地	田尻
100	城之組 1	田尻
101	城之組 2	田尻
102	上軽井川 1	田尻
103	上軽井川 2	田尻
104	下軽井川	田尻

105	明神	田尻
106	鳥越	田尻
107	安田町	田尻
108	田尻小学校	田尻
109	平井 1	田尻
110	平井 2	田尻
111	東中学校	田尻
112	下田尻	田尻
113	上田尻	田尻
114	横山 1	高田
115	横山 2	高田
116	下方	高田
117	上方	高田
118	新道	高田
119	新道小学校	高田
120	貝渕	高田
121	黒滝	高田
122	南下	高田
123	堀	高田
124	藤橋 1	高田
125	藤橋 2	高田
126	向陽町	高田
127	矢田	中通
128	飯寺	中通
129	吉井 1	中通
130	吉井 2	中通
131	中通小学校	中通
132	曾地新田	中通
133	曾地	中通

134	飯塚	中通
135	成沢	中通
136	五十土	中通
137	小黒須	中通
138	椎谷 1	高浜
139	椎谷 2	高浜
140	宮川 1	高浜
141	宮川 2	高浜
142	大湊	高浜
143	上条コミセン	上条
144	宮之窪	上条
145	山口	上条
146	佐水 1	上条
147	佐水 2	上条
148	古町	上条
149	新屋敷	上条
150	芋川	上条
151	上加納 1	中鯖石
152	上加納 2	中鯖石
153	中加納	中鯖石
154	下加納 1	中鯖石
155	下加納 2	中鯖石
156	与板	中鯖石
157	宮平	中鯖石
158	久木太	中鯖石
159	石川	中鯖石
160	佐之久	中鯖石
161	飛岡	中鯖石
162	久之木	中鯖石

163	森近	南鯖石
164	笹崎	南鯖石
165	行兼	南鯖石
166	宮之下	南鯖石
167	西之入 1	南鯖石
168	西之入 2	南鯖石
169	小清水 1	南鯖石
170	小清水 2	南鯖石
171	田島	南鯖石
172	山室 1	南鯖石
173	山室 2	南鯖石
174	大沢 1	南鯖石
175	大沢 2	南鯖石
176	三ツ子沢	別俣
177	久米 1	別俣
178	久米 2	別俣
179	細越	別俣
180	水上	別俣
181	下野田 2	野田
182	諏訪	野田
183	田屋	野田
184	石払	野田
185	木沢	野田
186	下野田 1	野田
187	上組	野田
188	中組	野田
189	清水谷	野田
190	高原田	野田
191	宮原	野田

192	上野	野田
193	市野新田	野田
194	峠	北条
195	杉平	北条
196	鼻岳 1	北条
197	鼻岳 2	北条
198	中村	北条
199	北条山本	北条
200	山澗 1	北条
201	山澗 2	北条
202	山澗 3	北条
203	広田 1	北条
204	広田 2	北条
205	北条コミセン	北条
206	東条 1	北条
207	東条 2	北条
208	小島	北条
209	深沢	北条
210	北条小学校	北条
211	荒町	北条
212	赤尾	北条
213	十日市	北条
214	南条 1	北条
215	南条 2	北条
216	南条 3	北条
217	大角間	北条
218	長鳥駅	北条
219	岩の入	北条
220	岡田	高柳

221	高柳町事務所	高柳
222	川磯	高柳
223	高尾	高柳
224	坪野	高柳
225	漆島	高柳
226	荻ノ島	高柳
227	門出	高柳
228	中ノ坪	高柳
229	栃ヶ原	高柳
230	山中	高柳
231	塩沢	高柳
232	板畑	高柳
233	大野	高柳
234	石黒	高柳
235	落合	高柳
236	居谷	高柳
237	寄合	高柳
238	田代	高柳
239	坂田 1	西山町二田
240	坂田 2	西山町二田
241	坂田 3	西山町二田
242	工業団地	西山町二田
243	長嶺	西山町二田
244	後谷	西山町二田
245	西山	西山町二田
246	新保	西山町二田
247	緑が丘	西山町二田
248	中央台	西山町二田
249	五日市	西山町南部

250	大坪	西山町南部
251	北野	西山町南部
252	妙法寺	西山町南部
253	田沢	西山町中川
254	藤掛	西山町中川
255	鎌田	西山町中川
256	下山田	西山町中川
257	伊毛	西山町中川
258	上山田	西山町別山
259	尾野内	西山町別山
260	笹山	西山町別山
261	別山後谷	西山町別山
262	砂田	西山町別山
263	内越	西山町別山
264	荒谷	西山町別山
265	石地 1	西山町石地
266	石地 2	西山町石地
267	尾町	西山町石地
268	大津	西山町石地
269	大崎 1	西山町大田
270	大崎 2	西山町大田
271	甲田	西山町大田
272	浜忠 1	西山町大田
273	浜忠 2	西山町大田
274	松波第一公園	松波
275	常盤台公園	剣野
276	旧高浜小学校	高浜
277	荒浜	松波
278	潮風公園バス停入口	中央

279	西鯨波海水浴場	鯨波
280	薬師堂海岸	鯨波
281	番神海水浴場	大洲
282	橋場町	西中通

別記

第1号様式（第19条関係）

防災行政無線放送依頼書 兼 放送報告書

依頼日：令和（ ）年 月 日

総括管理者 様

課長

次のとおり放送を（依頼・報告）します。

件 名			
放 送 日 時	令和（ ）年 月 日（曜日） 時 分		
放 送 媒 体	☐ 一括・ ☐ 個別（ ☐ 音声 ☐ HP ☐ メール配信 ☐ FAX ☐ SNS）		
放 送 区 分	☐ 一 斉 ☐ グループ別 ☐ 個 別		
区域（一斉を除く）			
放 送 内 容			
依頼担当者（所属・氏名・内線番号）			

※様式に収まらない場合、放送媒体毎の内容が異なる場合は別紙とすることも可

※処理記録

放送記録	☐ 計画変更なし	処理担当	
	☐ 変更あり（ ）		

第2号様式（第24条関係）

無線設備故障等報告書

年 月 日

総括管理者 様

管理責任者（管理者）

次のとおり故障したので報告します。

故 障 日 時	年 月 日 時 分頃
施 設 名	
故 障 状 態	
故 障 理 由	
備 考	

7-3 新潟県柏崎市緊急告知ラジオ等整備事業実施規則

令和元年11月1日規則第20号

改正 令和3年3月25日規則第25号

新潟県柏崎市緊急告知ラジオ等整備事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柏崎市防災情報通信システム整備における緊急告知ラジオ等（空中線等附属機器を含む。）の貸付け、設置及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する世帯の代表者
- (2) 市内の共同住宅、貸家、社宅、寮等に入居する世帯の代表者
- (3) 事務所又は事業所の代表者
- (4) 学校その他の公共施設、防災関係機関等の代表者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(無償貸付け)

第3条 緊急告知ラジオの無償による貸付数は、前条の対象者1人につき1台とする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

一部改正〔令和3年規則25号〕

(有償貸付け)

第3条の2 緊急告知ラジオの2台目以降の貸付けに係る対象者の自己負担額は、緊急告知ラジオ1台につき9,800円とする。

- 2 既に納付された自己負担額は、緊急告知ラジオの返還、返品等があった場合も、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

追加〔令和3年規則25号〕

(設置場所)

第4条 緊急告知ラジオ等の設置場所は、対象者と協議して決定するものとする。

(借用書)

第5条 緊急告知ラジオ等の貸付けを受けた者（以下「被貸付者」という。）は、速やかに緊急告知ラジオ等借用書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(費用)

第6条 新規の緊急告知ラジオ等の設置に要する費用及び撤去等に要する費用は、市が負担するものとする。

- 2 緊急告知ラジオ等の利用に係る電気料及び乾電池代等の費用は、被貸付者が負担するものとする。

(返納)

第7条 被貸付者は、家屋の解体又は転出等の事由により緊急告知ラジオ等の利用を休止又は廃止するときは、速やかに市長に緊急告知ラジオ等を返納しなければならない。

(遵守事項)

第8条 被貸付者及び利用者は、善良な管理注意をもって常に良好な状態で緊急告知ラジオ等を利用及び維持管理するものとし、き損又は滅失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 被貸付者及び利用者は、市長の許可なく緊急告知ラジオ等を他人に譲渡し、転貸し、移転し、又は工作してはならない。

(損害賠償)

第9条 被貸付者が自己の責任に帰すべき事由により緊急告知ラジオ等をき損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年11月8日から施行する。

附 則（令和3年3月25日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の別記様式で現に残存するものは、当面の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

別記様式（第5条関係）

緊急告知ラジオ等借用書

柏崎市長 様

新潟県柏崎市緊急告知ラジオ等整備事業実施規則の規定を遵守し、緊急告知ラジオ等を借用します。

設置等年月日	年 月 日
住 所	
氏 名	

（担当記載欄）

種 別（該当項目 にチェック）	☐ 新規設置 ☐ 複数台設置（ 台） （自己負担額 円） ☐ その他（ ）
配 布 番 号	
機 器 番 号	
備 考	

屋 外 拡 声 器 取 扱 要 領

屋外拡声器とは新潟県柏崎市防災行政無線局管理運用規程第2条に意義され、固定系子局の通信機能を使用せず、附属の拡声用スピーカーの機能を使用する状態を言い、同規程第11条第4項にある具体的な運用方法について以下に記すものとする。

- 1 柏崎市は、関係する町内会長（市街地を除く）に屋外拡声器（固定系子局）の筐体部の鍵を1個あて貸し出しする。
- 2 町内会長は、筐体部の鍵の管理について十分注意すること。
- 3 町内会などで使用する場合は、緊急時を除き、地理的に独立している地域で、他の地域に放送が聞こえない（音声が届かない）地域での使用を原則とする。ただし、使用の必要性を、柏崎市防災行政無線局管理運用規程に定める総括管理者が認めた場合についてはこの限りとしな
- い。
- 4 緊急時以外は、事前に市防災・原子力課へ放送内容を連絡し、別記様式1「防災行政無線屋外拡声受信装置使用許可申請書」を提出するとともに、総括管理者の使用許可を受けなければならない。
緊急であって事前に連絡できなかった場合は、事後、速やかに市防災・原子力課（休日等の場合は市宿直室）へ連絡をし、後日、別記様式2「防災行政無線屋外拡声受信装置使用報告書」を提出する。
- 5 柏崎市又は消防本部で放送を行う場合は、直ちに放送を中止する。
- 6 自局で放送できる内容は、次のとおりとする。
 - (1) 災害等で緊急を要する場合
 - (2) 人命及び財産について重大な影響を与える恐れがある場合
 - (3) その他上記に準じる事態の場合
 - (4) 町内会で決定した行事等の連絡（行事の内容によっては、不可もあり得る）
- 7 放送はできる限り簡潔に行い、「やさしい言葉で」「要領よくまとめて」「短く」「ゆっくりと」2回繰り返して放送し、3分以内に終わるように努めるものとする。
また、地域防災訓練の実施にあたっては、「訓練 訓練」を最初と最後に「はっきりと」した口調で連呼し、周辺住民に誤解を招かないよう伝達する。
- 8 放送終了後は、必ず筐体部の施錠をし、管理に万全を期すること。

附 則

この要領は、昭和61年10月1日から実施する。

この要領は、平成25年 1月1日から実施する。

7-5 防災相互通信用無線局（158.35MHz）

免許人	呼 出 名 称	局種	形態	出力 (W)	常置場所	電 話
柏崎市 (3局)	柏 崎 80・81・83	移動	可搬	10	柏崎市役所	23-5111
新潟県 (25局)	防災柏崎	固定		10	柏崎地域振興局 企画振興部 総務課	21-6203
	防災柏崎51	移動	車載	5		
	防災柏崎53・54	移動	携帯	5		
	防災柏崎52	移動	車載	5	柏崎地域振興局 地域整備部 庶務課	21-6305
	防災柏崎55～58	移動	携帯	5	新潟県柏崎刈羽原子 力防災センター	
	防災柏崎80	移動	可搬	10	東京電力(株)柏崎・ 刈羽原子力発電所	45-3131
	防災柏崎81	移動	可搬	10	柏崎警察署	21-0110
	防災柏崎82・83	移動	携帯	5		
	防災柏崎保健51	移動	可搬	10	柏崎保健所	22-4165
	防災柏崎保健52・53	移動	車載	5		
	防災柏崎市51	移動	可搬	10	柏崎市役所	23-5111
	防災柏崎市52	移動	車載	5		
	防災柏崎市53	移動	携帯	5		
	防災柏崎消防51	移動	可搬	10	柏崎市消防本部	24-1500
	防災柏崎消防52	移動	車載	10		
	防災柏崎消防53	移動	携帯	5		
	防災西山52	移動	可搬	10	柏崎市西山町事務所	47-4008
	防災西山53	移動	携帯	5		
	防災西山54	移動	車載	10		
警察庁 (1局)	新 潟6001	移動	車載	10	柏崎警察署	21-0110

7-6 非常無線通信を依頼できる事業所

機 関 名	所 在 地	電話番号
柏崎警察署	日吉町5-10	21-0110
長岡国道事務所柏崎維持出張所	日吉町3-22	22-2159
東北電力ネットワーク(株)柏崎電力センター	東本町2-3-20	22-4101
石油資源開発(株)統括鉱業所吉井鉱場	吉井1799-1	28-2304
(株)INPEXパイプライン	大久保1-6-2	23-1171
(株)INPEX平井ガス採取所	平井3490	23-3495
(株)INPEX中通ガス採取所	吉井413	28-2301
東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所	青山町16-46	45-3131

8 災害時における様式一覧

■ 柏崎市指定等様式

(1) 柏崎市災害応急対策実施要綱関係

- 1 職員参集報告（別記第1号様式）
- 2 建物等被害関係情報処理連絡票（別記第2号様式）
- 3 河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票（別記第3号様式）
- 4 災害情報連絡・処理票（別記第4号様式）
- 5 避難所開設状況報告書（別記第5号様式）
- 6 避難者名簿（別記第6号様式）
- 7 避難所情報連絡票（別記第7号様式）
- 8 避難者台帳（別記第8号様式）
- 9 り災証明申請書（別記第9号様式）
- 10 り災証明書（別記第10号様式）
- 11 被災者台帳（別記第11号様式）

(2) 柏崎市防災行政無線関係

- 1 無線通報依頼書（柏崎市防災行政無線局管理運用規程別記第1号様式）
- 2 緊急通報報告書（柏崎市防災行政無線局管理運用規程別記第2号様式）
- 3 無線設備故障等報告書（柏崎市防災行政無線局管理運用規程別記第3号様式）
- 4 屋外拡声器使用許可申請書（屋外拡声器取扱要領別記第1号様式）
- 5 屋外拡声器使用報告書（屋外拡声器取扱要領別記第2号様式）

(3) その他様式等

- 1 放送要請書（柏崎コミュニティ放送）
- 2 自衛隊災害派遣要請依頼書
- 3 災害対策本部設置時の車両の調達方法

■ 災害救助法指定様式

(1) 災害救助法指定様式関係

- 1 被害状況調（第1号様式）

- 2 救助日報（第2号様式）
 - 3 災害救助費調書（第5号様式）
 - 4 被災者台帳（第6号様式）
 - 5 救助実施記録日計票（第8号様式）
 - 6 避難所設置費（第9号様式）
 - 7 応急仮設住宅設置費（第10号様式）
 - 8 炊き出しその他による食品の給与費（第11号様式）
 - 9 飲料水供給費（第12号様式）
 - 10 被服、寝具その他生活必需品給与費（第13号様式）
 - 11 医療費（救護班分）（第14号様式）
 - 12 医療費（病院診療所分）（第15号様式）
 - 13 助産費（第16号様式）
 - 14 被災者の救出費（第17号様式）
 - 15 住宅の応急修理費（第18号様式）
 - 16 学用品の給与費（第20号様式）
 - 17 埋葬費（第21号様式）
 - 18 死体の搜索費（第22号様式）
 - 19 死体の処理費（第23号様式）
 - 20 障害物の除去費（第24号様式）
 - 21 輸送記録簿（第25号様式）
 - 22 雇上賃金職員等勤務状況表（第31号様式）
 - 23 救助事務費一覧表（第32号様式）
- (2) 整備すべき書類
- 1 生活再建支援カルテ
 - 2 被災世帯状況一覧表
 - 3 応急仮設住宅入居予定対象者調
 - 4 住宅の応急修理予定対象者調
 - 5 世帯構成員別被害状況調
 - 6 障害物除去予定対象者調
 - 7 救助の種目別物資受払状況

(1) 柏崎市災害応急対策実施要綱関係

第1号様式（第8条関係）

職 員 参 集 報 告

(災害名称)		(報告日時)		(所属部・課等)		No.
		年	月	日	部	
番号	職 名	氏 名		参 集	時 刻	状況（本務・災害対応）
1					時 分	
2					時 分	
3					時 分	
4					時 分	
5					時 分	
6					時 分	
7					時 分	
8					時 分	
9					時 分	
10					時 分	
11					時 分	
12					時 分	
13					時 分	
14					時 分	
15					時 分	
16					時 分	
17					時 分	
18					時 分	
19					時 分	
20					時 分	
21					時 分	
22					時 分	
合計（「状況欄」に「災害対応」と記載の職員数の合計）						名

注1 参集時刻は、24時制とすること。

注2 参集者数により報告が複数枚となる場合は、「No. 欄」に連番を振り報告すること。

第2号様式 (第9条関係)

建物等被害関係情報処理連絡票

【報告者部署名】		【報告者役職・氏名】	
【分類】※該当するものに○印をすること。			
個人用家屋	住宅	車庫	物置 倉庫 作業所 その他
事業用家屋	店舗	工場	倉庫 その他
集合住宅	アパート	マンション	※公営住宅を除く。
公共建築	公営住宅	小中学校	保育所 公民館 体育施設 その他
その他	(名称等を記載すること。)		
【場所】	(住所/所在地)		
	※住宅地図により位置が確認できる資料を添付すること。		
【通報情報】	(受付日時) (手段) 来庁・電話・要望書・メール・パトロール・その他 () (住所) (機関) (氏名) (印) (内容)		
	※市報告記録者 (部署) (氏名)		
【防災・原子力課処理欄】	(調査等担当班) (調査指示)		

第3号様式 (第9条関係)

(表面)

河川・斜面被害・道路・農地関係情報処理連絡票

【報告者部署名】		【報告者役職・氏名】	
【分類】 ※該当欄に○印のこと。			
(大分類)	(区分)		
道路冠水状況 (現地)			
河川水位 (現地)	護岸決壊	通水阻害	閉塞 溢水
斜面崩壊箇所	宅地		山林
被害箇所 (道路)			
被害箇所 (河川)			
被害箇所 (農林)	農道	林道	水路 農地 その他
道路冠水状況 (現地)			
交通規制	通行止開始 (日時:)		通行止解除 (日)
排水機・ポンプ運転	運転開始 (日時:)		運転終了 (日)
堰	水位 (m)		
ダム	開放開始 (日時:)		
その他			
【場所】	(路線名 河川名 大字名)		
	※住宅地図により位置が確認できる資料を添付すること。ただし、橋りょう、排水機及びポンプについては、箇所名を明記することとし、住宅地図の添付を省略することができるものとする。		
【要望・通報者情報】	(受付日時) (丁段) 来庁・電話・要望書・メール・パトロール・その他 () (住所) (機関) (氏名) (Tel.) (内容)		
	※市受付記録者 (部署) (氏名)		
【周辺における住家被害の有無】	有	無	
【事象に対する応急対応の必要性】	応急対応について 本復旧について	有 有	無 無

(裏面)

【応急対応の概要】	(対応日時) (対応者部署名) (対応者氏名) (対応の方法) 工事・機械借上・資材支給・直営班 (No.)・その他 (対応の内容)
【本復旧対応の概要】	(対応日時) (対応者部署名) (対応者氏名) (対応の方法) 工事・機械借上・資材支給・直営班 (No.)・その他 (対応の内容)

第4号様式 (第9条関係)

災害情報連絡・処理票

日 時		発信者住所（課名）・氏名	受信者（課名・氏名）	
／	:		課	
被害等				
の内容				
対 応	1 消防団、町内会長に連絡 2 県（警察署、柏崎地域振興局等）に連絡 3 防災行政無線、広報車で広報 4 柏崎コミュニティ放送、報道機関等に連絡（FAX） 5 その他（ ）			
備 考				
処 理	課長処理	1 本部へ報告 2 重複 3 その他（ ）		
	部長処理	1 本部へ報告 2 重複 3 その他（ ）		

第5号様式 (第11条関係)

避難所開設状況報告書

報告日 年 月 日

- 1 以下の項目を確認し、FAX又はメールで速やかに市民課に報告すること。
- 2 避難者名簿（別記第6号様式）を適宜市民課にFAXで送信すること。
- (記入若しくは☑をつけてください。)

避難所名	小学校	中学校	コミセン	集会所
開錠時間	時 分 (24時間制)			
開設時間	時 分 (24時間制)			
避難所の安全	建物の傾き	☐ な し ・ ☐ あ り ()		
	落下物	☐ な し ・ ☐ あ り ()		
	火災・ガス漏れ	☐ な し ・ ☐ あ り ()		
	建物周囲の危険	☐ な し ・ ☐ あ り ()		
ライフライン	電気	☐使用可 ・ ☐使用不可		
	水道	☐使用可 ・ ☐使用不可		
	ガス	☐使用可 ・ ☐使用不可		
	トイレ	☐使用可 ・ ☐使用不可		
連絡手段	電話	☐あり (☐使用可・☐使用不可) ・ ☐なし 電話番号：		
	FAX	☐あり (☐使用可・☐使用不可) ・ ☐なし FAX番号：		
	インターネット環境	☐あり (☐使用可・☐使用不可) ・ ☐なし メールアドレス：		
	避難者	人数	約 人	
参集者	市職員	氏名	携帯電話	
		氏名	携帯電話	
	施設管理者	氏名	携帯電話	
本部への緊急連絡事項				

【送付先】 柏崎市役所 市民課 FAX：21—2528

メール：shimin@city.kashiwazaki.lg.jp

電 話：21—2200

第6号様式 (第11条関係)

【職員記入欄】

避難者名簿

避難所名 _____

受付番号 _____

記入日 _____

※世帯ごとに記入すること。

代表者氏名		携帯電話 番 号	
住所			

代表者との続柄	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	区分	家屋の被害状況
本人		明大昭平 年 月 日		大人 子供 乳幼児	
		明大昭平 年 月 日		大人 子供 乳幼児	車で避難された方
		明大昭平 年 月 日		大人 子供 乳幼児	車名 ナンバー 色
		明大昭平 年 月 日		大人 子供 乳幼児	親族などの連絡先
		明大昭平 年 月 日		大人 子供 乳幼児	住所 氏名 電話
		明大昭平 年 月 日		大人 子供 乳幼児	

持病、障害、妊娠などについて特別な配慮を必要とすることなど、注意点がありましたらお書きください。

◎該当する箇所には☑を付けてください。

・ペットを連れてきた方

☐ 大型犬 匹 ☐ 小型犬 匹 ☐ その他 () 匹

・避難所サービスの受け方について

☐ 避難所への入所を希望 ☐ 在宅のまま避難所サービスの利用を希望

◎入居時及び退去時に記入してください。

入所年月日	年 月 日 ()	退所先	☐自宅	場所 TEL
退所年月日	年 月 日 ()		☐その他	

個人情報の利用に係る同意について

次に掲げる事項について、それぞれ世帯を代表し、同意する・同意しないにチェックを入れてください。

- (1) 被災された方に対して避難所運営、個々の健康管理、法律に基づく被災者支援制度の案内などの支援を行うに当たり、柏崎市が行う事務において上記の個人情報を市が利用し、国県へ提供することの可否について、☐同意する。 ☐同意しない。
- (2) 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その婚姻の予約者を含む）からの安否情報の照会について、☐同意する。 ☐同意しない。
- (3) 被災者の親族（前号に掲げられる者を除く）又は職場の関係者その他の関係者からの安否情報の照会について、☐同意する。 ☐同意しない。
- (4) 被災者の知人その他の当該関係者の安否情報を必要とすることが相当と認められる者からの安否情報の照会について、☐同意する。 ☐同意しない。

発 信 日 時	月 日 () :	連絡方法	☐ TEL ☐ FAX ☐ メール ☐ 伝令 ☐ その他 ()
発信者	避難所名称: _____ 課名: _____ 職・氏名 _____		
要 請	ⅰ 食事 ⅱ 物品 ⅲ その他	月 日 (☐ 朝 ☐ 昼 ☐ 晩) 分 避難所用 食 在宅者用 食 その他 (用 食)	
		(※緊急性: すぐ ⅰ 1日以内 ⅱ 2～3日以内)	
		(※緊急性: すぐ ⅰ 1日以内 ⅱ 2～3日以内)	
連絡事項			
受信者	_____ 課 職・氏名 _____		
情報提供先			

避難者台帳

[illegible]

- (1) が「同意する。」の場合
国及び県に対し、避難所運営、個々の健康管理、法律に基づく被災者支援制度の案内など市が行う事務の範囲内
- (2) が「同意する。」の場合
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その婚姻の予約者を含む）に対し、負傷者若しくは疾病の状況（生死の別を含む）又は連絡先その他安否を確認に必要と認められた情報
- (3) が「同意する。」の場合
被災者の親族（前号に掲げられる者を除く）又は職場の関係者その他の関係者に対し、被災者の負傷又は疾病の状況（生死の別を含む。）
- (4) が「同意する。」の場合
被災者の知人その他の当該関係者の安否情報を必要とすることが相当と認められる者に対し、安否情報の有無

第9号様式 (第12条関係)

(表面)

り 災 証 明 申 請 書

柏崎市長 様

※ 太線内を記入してください。

担当者

年 月 日

申 請 者 (窓口に来 られた方)	住所		
	現在の連絡先		電話 ()
	フリガナ 氏名	り災者との関係 ☐ 本人 ☐ その他 ()	
	生年月日 年 月 日		
り 災 者	住所 ☐ 同上		
	フリガナ 氏名		
	生年月日 年 月 日		
り災世帯の 構 成 員	氏 名	続柄	生年月日
り災場所等 (アパート等の名称、 室番号も記入してくだ さい。)	柏崎市		
	☐ 住宅 ☐ 非住宅	☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 貸家	所有者住所 : 所有者氏名 :
☐ 準半壊に至らないため現地調査を希望しない。			
り 災 程 度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊) ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水		
り 災 原 因			

※ 本人又は同一世帯以外の方が申請者の場合は、以下の委任状に記入してください。

委 任 状		年 月 日
柏崎市長 様		
上記申請者 _____ にり災証明書の請求・受領について、委任します。		
委任者	住 所 氏 名	(自署又は本人押印) 印

(裏面へ続く。)

(裏面)

個人情報の利用に係る同意について

被災された方及び死亡された方がいる場合の遺族の方に対して、以下の法律に基づく被災者支援制度があります。それぞれの法律に基づく支援を行うに当たり、柏崎市が行う事務において、それぞれの個人情報及び税情報を市が利用し、国県へ提供することの可否について、同意確認欄に御記入ください。

【災害救助法（昭和22年法律第118号）】 ・被災世帯の構成員を含む各個人の住所、氏名、年齢等の世帯の情報
【被災者生活再建支援法（平成15年法律第66号）】 ・被災世帯の構成員を含む各個人の住所、氏名、年齢等の世帯の情報 ・被災時の居住形態
【災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）】 【新潟県柏崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号）】 ・死亡者及び支給対象者に係る各個人の住所、氏名、年齢等の世帯の情報 ・死亡者及び支給対象者に係る各個人の所得課税の情報

■ 同意確認欄

上記に関する個人情報及び税情報の利用について	
☐ 同意します。	☐ 同意しません。

■ 市事務処理欄

本人 確認 欄	☐ マイナンバーカード	☐ 住基カード	☐ 職員による確認
	☐ 運転免許証	☐ 在留カード及び特別永住者 証明書	☐ その他（ ）
		☐ 納税通知書	

第10号様式 (第12条関係)

り 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

り災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物
のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

柏崎市長

印

第11号様式 (第12条関係)

被災者台帳

[illegible]

(2) 柏崎市防災行政無線関係

第1号様式 (第19条関係)

防災行政無線放送依頼書 兼 放送報告書

依頼日： 年 月 日

総括管理者 様

課長

次のとおり通報を依頼します。

件 名			
通 報 希 望 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分		
通 報 区 分	1 一斉	2 グループ別	3 個別
区域 (一斉を除く)			
通 報 内 容			
依頼担当者所属氏名		内線	

※処理記録

通報記録	月 日 時 分	通報者	

第2号様式（第24条関係）

無線設備故障等報告書

年 月 日

総括管理者 様

管理責任者（管理者）

次のとおり故障したので報告します。

故 障 日 時	年 月 日 時 分頃
施 設 名	
故 障 状 態	
故 障 理 由	
備 考	

屋外拡声器使用許可申請書

年 月 日

柏崎市防災行政無線局

総括管理者 様

申請者

氏 名

住 所

連絡先

町内会名（自主防災会名）

次のとおり屋外拡声器を使用したいので、使用許可をお願いします。

【使用固定系子局名】

.....

【使用目的】

.....

.....

【使用日時】

..... 年 月 日 時 分 から 時 分 まで

【使用者】

..... 役職 氏名

【伝達内容】

.....

.....

.....

.....

.....

.....

【備 考】

.....

.....

処理欄	総括管理者承認日	印
	/	

屋外拡声器使用報告書

年 月 日

柏崎市防災行政無線局

総括管理者 様

住 所

氏 名

(町内会長名)

次のとおり屋外拡声器を使用し、伝達しましたので報告します。

件 名	
使 用 場 所	
使 用 日 時 分	年 月 日 時 分
放 送 者	
放 送 内 容	

※ 処理欄 受付 年 月 日 時 分

放 送 要 請 書

- 847 -

自衛隊災害派遣要請依頼書

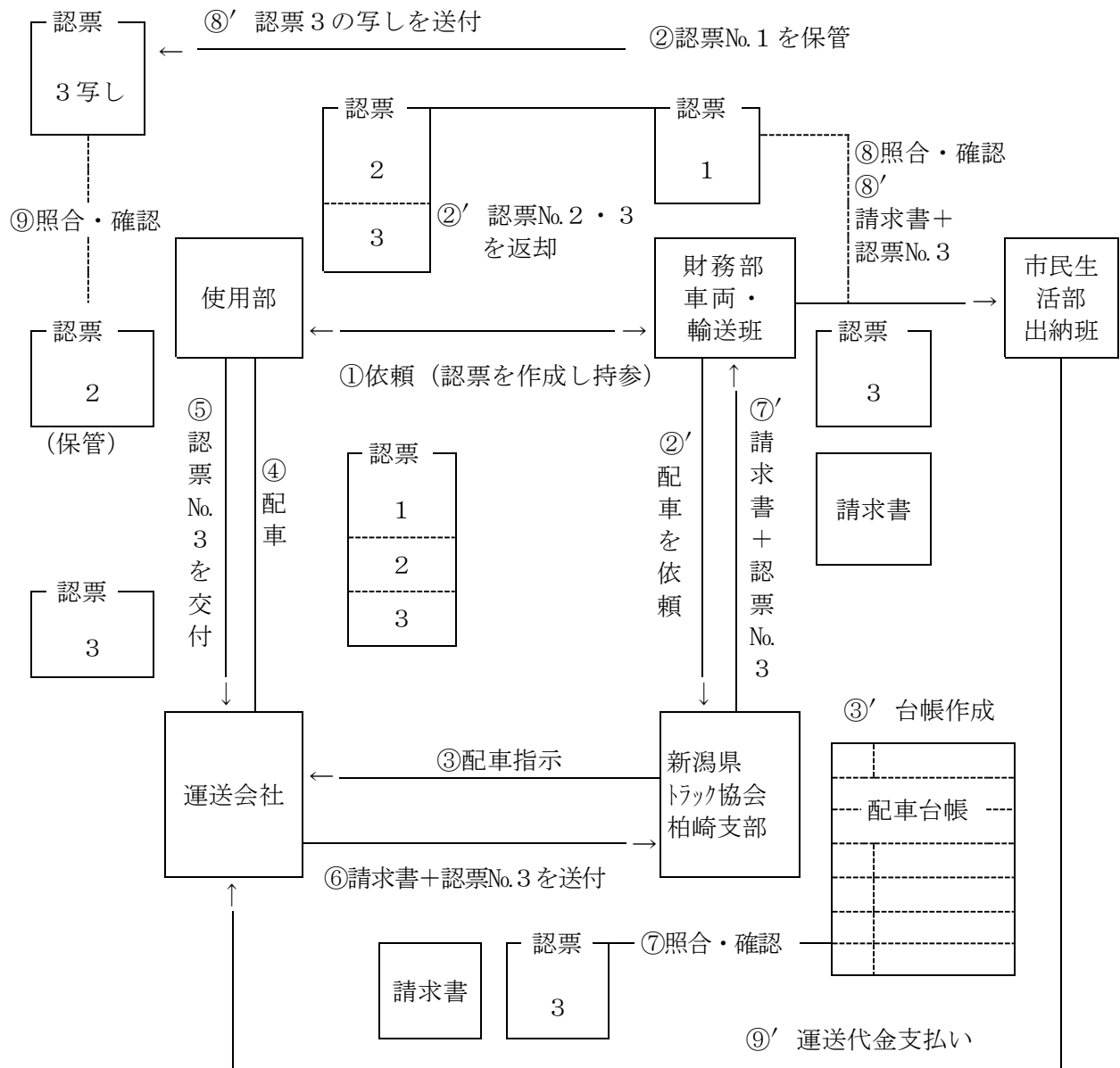
派遣要請依頼者					
担当部課等名	部課係 担当者名 電話防災無線その他				
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分				
災害の状況及び派遣依頼理由					
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日 年 月 日から必要とする期間				
派遣を希望する区域	柏崎市 地内 施設等名称				
現地連絡員	部 課 係 担当者名				
派遣を希望する活動の内容					
その他必要事項					

災害対策本部設置時の車両の調達方法

災害対策本部設置時は、防災関係機関に対する車両調達窓口は財務部車両・輸送班に一元化する。調達手続は、次のとおりとする。

- 1 車両を使用する部の職員（以下「使用者」という）は、「借上車認票」（A 4 版 3 連、以下「認票」という。）に必要事項を記入し、財務部車両・輸送班に持参する。
- 2 財務部車両・輸送班は、「認票」に受付印及び認票番号を押印する。No. 1 を切り離して保存し、No. 2 以下を使用者に返却するとともに、直ちに社新潟県トラック協会柏崎支部（以下「トラック協会」という。）に配車を依頼する。
- 3 トラック協会は、最寄りの運送会社を指定し、配車を指示する。（「配車台帳」を作成すること。）
- 4 指示された運送会社は、指定された場所にトラックを回送する。
- 5 使用者は「認票」の No. 2 を切り離して保管し、No. 3 をトラックの運転手に交付する。
運転手は、依頼された業務終了後「認票」No. 3 に必要事項を記入し、所属会社の経理担当者に提出する。
- 6 各運送会社は運送代金の請求書を、運転手から提出された「認票」No. 3 とともにトラック協会に提出する。
- 7 トラック協会は、各運送業者から提出された請求書及び「認票」No. 3 を「配車台帳」と照合・確認し、財務部車両・輸送班（財政管理課）に提出する。
- 8 財務部車両・輸送班は、提出された「認票」No. 3 を当初保管した No. 1 と照合・確認するとともに、写しを使用者の所属に送付する。
「認票」No. 3 は請求書の内訳として支出決議書に添付して支払いの手続を行う。
- 9 トラックを使用した部は、財務部車両・輸送班から送付された「認票」No. 3 の写しを、トラック使用時に保管した「認票」No. 2 と照合・確認する。
市民生活部出納班は、運送代金を運送業者に口座振替払で支払う。

使用手続フロー図



柏崎市災害対策本部借上車認票（No.1）
財務部車両・輸送班保管

使用年月日	年 月 日	認票番号		
使用所属	部	班（課名）		
使 用 者	(姓・職)		(内線)	受付
配車場所			配車希望時刻	
配送区間			積 荷	

(切り取り線)

柏崎市災害策本部借上車認票（No.2）
使用者保管

使用年月日	年 月 日	認票番号		
使用所属	部	班（課名）		
使 用 者	(姓・職)		(内線)	受付
配車場所			配車希望時刻	
配送区間			積 荷	

(切り取り線)

柏崎市災害策本部借上車認票（No.3）
運送会社 → トラック協会 → 財務部車両・輸送班保管

使用年月日	年 月 日	認票番号		
使用所属	部	班（課名）		
使 用 者	(姓・職)		(内線)	受付
配車場所			配車希望時刻	
配送区間			積 荷	

(1) 災害救助法指定様式関係

災害救助法第1号様式

被 害 状 況 調

(年 月 日 時現在)

市町村

区 分			被 害 数	備 考	
人 的 被 害	死 者				
	行 方 不 明 者				
	負 傷	重 傷			
		軽 傷			
		小 計			
計					
住 家 の 被 害	棟 数	全 壊 ・ 全 焼 及 び 流 失			
		半 壊 及 び 半 焼			
		一 部 破 損			
		床 上 浸 水			
		床 下 浸 水			
	世 帯 数 及 び 人 員	全 壊 ・ 全 焼 及 び 流 失	世帯		
			人員		
		半 壊 及 び 半 焼	世帯		
			人員		
		一 部 破 損	世帯		
			人員		
		床 上 浸 水	世帯		
			人員		
		床 下 浸 水	世帯		
			人員		
		災害発生年月日 年 月 日			

- 注 1 負傷のうち「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、小計をもって報告すること。
- 2 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊等で接続している場合には2棟とすること。
- 3 「一部破損」とは、住家の損壊が半壊に達しない程度のものとする。
- 4 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告する。

災害救助法第2号様式

救 助 日 報

報 告 機 関				受 信 機 関				
発 信 者				受 信 者				
報 告 時 間		月 日 時現在		受 信 時 間		月 日 時 分		
避難所設置	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具等生活必需品給与	県から受入又は前日からの繰越量			
		閉鎖予定日	月 日		本日給 本支	全壊世帯数	世帯点	
	既存建物	個所数	か所			半壊、床上浸水世帯数	世帯点	
		収容人員	人		翌日への繰越量		点	
	野外仮設	個所数	か所	医療班・医療機関	医療班出動数		班	
		収容人員	人		救助地区			
炊き出し	炊出期間	開設月日	月 日		医療班	診療者数	医 療	人
		終了予定区	月 日				助 産	人
	炊出個所数		か所	医療機関	医 療	施設数	か所	
	炊出人員	朝	人			診療人員	人	
		昼	人		助 産	施設数	か所	
		夕	人			診療人員	人	
	計		人	救助終了予定月日		月 日		
飲料水の供給	給水地区数		地区	り患者救出	救出地区			
	給水実員数		人		救出をした人員		人	
	供給水量		L		今後救出を要する人員		人	
	給水期間	開始月日	月 日		救出終了予定日		月 日	
		終了予定月日	月 日					
	給水方法			救出の方法				

学用品支給	県から受入又は前日からの繰越量		点	死体処理	死亡原因別 人		直接 その他		人
	本日支給	小学生	人		死体処理	死体洗淨	体		
			点				死体縫合	体	
		中学生	人					死体消毒	体
			点		死体保存	既存建物利用			か所
	高等学校等生徒	人	仮設建物				か所		
		点			障害物除去				
翌日への繰越量		点							
埋葬救助	前日までの埋葬		体	死体処理機関					
	本日埋葬	大人	体	今後死体処理を要する死体		体			
		小人	体	死体処理終了予定月日		月 日			
		計	体	障害物除去を要する戸数		戸			
	翌日以降の要埋葬数		体	本日除去した戸数		(計 戸) 戸			
	埋葬終了予定月日		月 日	今後除去を要する戸数		戸			
死体の搜索	搜索地区			障害物除去の終了予定月日		月 日			
	死体	搜索を要する死体	体	輸送	公用車使用		台		
		本日発見死体	体		借上車使用		台		
		今後の要搜索死体	体		救助の種類				
	搜索の方法								
	搜索終了予定月日		月 日	賃金職員等	賃金職員等雇上数		人		
仮設住宅	着工月日	月 戸日	従事作業						
	しゅん工月日	月 戸日	その他						
住宅修理	着工月日	月 戸日	備考						
	しゅん工月日	月 戸日							

災害救助法第5号様式

災 害 救 助 費 調 書

種目別区分		市町村支弁額 (市町村支弁見込額) A			算定基準による算定額B			県費負担基本金 〔A又はBのうち いずれか少ない額〕
		員数等	単価(円)	金額(円)	員数等	単価(円)	金額(円)	
I 救 助 費								
1 収容施設供与費								
	(1)避難所設置費	延人			延人			
	(2)応急仮設住宅設置	戸			戸			
2 炊き出しその他による食品の給与費		延人			延人			
3 飲料水供給費		延人			延人			
4 被服、寝具その他生活必需品の給与費		世帯			世帯			
	(1)全壊(焼)、流出	世帯			世帯			
	(2)半壊(焼)、床上浸水	世帯			世帯			
5 医療及び助産費		延人			延人			
	(1)医療費	延人			延人			
	(2)助産費	延人			延人			
6 被災者の救出費		人			人			
7 住宅の応急修理費		世帯			世帯			
8 生業資金の貸与費		世帯			世帯			
9 学用品の給与費	(1) 小学校児童	教科書	人		人			
		文房具等	人		人			
	(2) 中学校生徒	教科書	人		人			
		文房具等	人		人			
	(3) 高校等生徒	教科書	人		人			
		文房具等	人		人			
	計		人		人			
10 埋 葬 費		体			体			
	(1)大 人	体			体			
	(2)小 人	体			体			
11 死体の搜索費		体			体			
12 死体の処理費		体			体			
	(1)洗浄、縫合、消毒等	体			体			
	(2)一時保存	体			体			
	(3)検 案	体			体			
13 障害物の除去費		世帯			世帯			
14 輸 送 費								
15 貸金職員等雇上費								
II 市町村救助事務費								
合 計								

注 1 この表は、中間報告、完了報告及び繰替支弁金交付申請に使用する。

2 中間報告については、状況により段階的に整備していくものとする。

災害救助法第6号様式

番号 _____ 被 災 者 台 帳 調査責任者氏名 _____ (年 月 日現在)									
世帯主 氏 名				住 所			避難先		
被害の 程 度	全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水・床下浸水・一部破損・土砂流入有無								
住家の 状 況	自家・借家（間）			面積（ ）㎡		住家・非住家（ ）棟			
家 族 の 状 況	氏 名	性別	年齢	職 業 (含む学校・学年)	死亡	行方 不明	重傷	軽傷	備 考
	計（ ）人								
課税の 状 況	非課税・均等割・ 所得割		世 帯 類 型	被保護・身障・老人・母子・要保護・その他・ 救助対象外					
必要な 救 助	避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・ 住宅応急修理・学用品・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金・ 災害障害見舞金・資金（災害援護・ ）								

(裏面)

月	日	記	事

記入上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、家族の状況及び小・中・高等学校等の児童、生徒の有無については、漏れなく記入すること。
- 2 死亡、行方不明、重傷、軽傷欄は、該当欄に○印を付けること。
- 3 重・軽傷の区分は、次による。
 - (1)「重傷」とは、1カ月以上の治療を要する見込みのものをいう。
 - (2)「軽傷」とは、1カ月未満で治癒できる見込みのものをいう。
- 4 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を作成のこと。
- 5 裏面には、救助の実施状況等について記入すること。

災害救助法第8号様式

救助 の 種 類	避	炊	水	救出	救 助 実 施 記 録 日 計 票
	修理	学	死捜	死処	
	障				
					市町村
					責任者 班氏名
No. _____ (月 日 時 分)					地区責任者氏名
員 数 (世 帯)					
品 目 (数 量 金 額)					
受 入 先					
払 出 先					
場 所					
方 法					
記 事					

救助実施記録日計票記入要領

- (1) 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- (2) 記録票欄外のナンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を付し、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えばNo.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、No.11 (No.5 訂正) のように記載の上、前回分No.5の記録票には朱で×印を付し、(No.11 に訂正済) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。
なお、救助の実施種類が多い場合には救助の種類ごとに一連番号を付し、ナンバー順に綴ってよい。
- (3) 記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助を○で囲み、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- (4) 機械器具等が無償で借り上げた場合についても記録票を作成する。
- (5) 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- (6) 被服寝具その他生活必需品の給与等で都道府県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

災害救助法第9号様式

避難所設置費

種 別	避難所の 名称	開設 期 間	収 容 実 人 員	収 容 延 人 員	実 支 出 額 (支 出 見 込 額) 内 訳												計 A	算定基 準によ る算定 額 B	県負担 額 (A 又はB のいず れか少 ない額)
					品 名	数量	単価	金額	品 名	数量	単価	金額	品 名	数量	単価	金額			
			人	人			円	円			円	円			円	円	円	円	

注 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設又は天幕の別を記入すること。

2 「実支出額内訳」の空欄は、需用費、使用料、賃借料等の費目名を記入すること。

災害救助法第10号様式

応 急 仮 設 住 宅 設 置 費

			図 面 番 号	構 造 区 分	面 積 m ²	敷 地 区 分	所 在 地	工 事 請 負 契 約 日 年 月 日	工 事 実 施 期 間		入 居 年 月 日	入居者内訳					実支出額 (支出見 込額) A	算定基準に よる算定額 B	県負担額 (A 又は B のいずれか 少ない額)
									着 工 年 月 日	完 成 年 月 日		世帯主 氏 名	家族数						
					m ²												円	円	円

注 1 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅又はパイプ式組立住宅の別を記入すること。

2 「敷地区分」欄は、公有地又は私有地の別及び有償又は無償の別を明らかにするとともに、私有地については、地主との間の賃貸契約書の写しを添付すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を設置した設置場所を記入すること。

4 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること。

5 設置場所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

6 工事請負契約書又は請書の写し及び設計図面並びに入居者との間に締結した応急仮設住宅使用賃借契約書又は使用許可に対する請書の写しを添付すること。

災害救助法第11号様式

炊き出しその他による食品の給与費

炊き出し場の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			月 日			合 計 (延給食数)	給 食 延 人 員	実支出額 (支出見込額) A	算定基準 による算 定額 B	県負担額 (A又はB のいずれか 少ない額)
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕					
																							人	円	円	円

注 「給食延人員」欄は、「合計」欄の数値を3で除した数を記入すること。

災害救助法第12号様式

飲料水供給費

給 水 地 区	給 対 人 水 象 員	給 水 期 間	給 水 用 機 械 器 具					実 支 出 額 （ 支 出 見 込 額 ） 内 訳								
			品 名	借 上 げ		修 繕										計 (県負担額)
				数量	所有者(管理者) 氏 名	修繕 月日	故障の概要	品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額	
	人									円	円			円	円	円

注 1 「給水用機械器具」欄は、借上げの有償、無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合は、「金額」欄に額を記入すること。

2 「故障の概要」欄に、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

3 「実支出額内訳」欄の空欄は、需用費、使用料、賃借料等の費目を記入すること。

災害救助法第13号様式

被服、寝具その他生活必需品の給与費

季別 ()

住家の 被害程 度区分	給与 月日	世帯主 氏 名	基礎と なった 世帯構 成人員	給 与 物 資 品 名								算定基準に よる算定額 B	県負担額 (A又はBの 少ない額)
				実支出額 A	毛 布 (円)	作業用ズボン (円)	地下足袋 (円)	大人シャツ (円)					
				円	円	円	円	円				円	円

- 注 1 「住家の被害程度区分」欄は、「全壊、全焼、流失」と「半壊、半焼、床上浸水」に区分して小計を記入すること。
- 2 「給与月日」欄は、給与責任者がその世帯に対して物資の給与を終えた月日を記入すること。
- 3 世帯主ごとの実支出額は、季別、被害程度別、世帯構成員別の算定基準による金額以下でなければならない点に留意すること。
- 4 「給与物資品名」欄のかっこ書きの部分に単価を記入し、世帯主ごとに金額で表示するとともに、金額の左肩の部分に配布数量を○で囲って記入すること。
- 5 物資給与責任者は給与証明書の写しを添付するとともに、責任者の配布世帯分を識別できるよう世帯主氏名のところに日付を付すこと。

災害救助法第14号様式

医 療 費 （救護班分）

救 護 班 構 成						患 者		病 名	措置概要	実支出額（支出見込額）内訳								
班 氏	長 名	医 師	薬 剤 師	保 健 師 看 護 師	そ の 他	氏 名	年 齢											計 県負担額
										品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額	
												円	円			円	円	円

注 1 救護班員別に区分して記入すること。

2 「実支出額内訳」欄の空欄は、需用費、使用量、賃借料の費目別を記入すること。

災害救助法第15号様式

医 療 費 （病院診療所分）

医療機関名	診療区分	患 者		病 名	診療期間 ～	措 置 概 要	実支出額内訳（県負担分）		備 考				
		氏 名	年齢				役 務 費						
							診療報酬点数	金 額					
	入 院						点	円					
	入院外												
	入 院												
	入院外												
小 計	入 院		人										
	入院外		人										
合計（	箇所）		人										

注 医療機関別に区分すること。

災害救助法第16号様式

助産費

助産機関名	分 べ ん 者		分 べ ん 日 時	助 産 期 間	正常、異常 分べんの別		実支出額（支出見込額）内訳				計（県負担額） A + B C					
	氏 名	年齢					正常分べん 金 額 A	異 常 分 べ ん								
								措 置 概 要	点数	金 額 B						
							円			円	円					

注 1 助産機関別に区分して記入すること。

2 分べん者ごとの「正常、異常分べん別」欄は、該当するものに○印を付すこと。

3 助産師による「正常分べん金額」は、当該地域における慣行料金の8割以内の額が費用の限度となっているので、8割以内の額を記入すること。

災害救助法第17号様式

被災者の救出費

被災者 救出区	救出 人員	救出 期間	救 出 用 機 械 器 具					実 支 出 額 （ 支 出 見 込 額 ） 内 訳								
			品 名	借 上 げ		修 繕										計 (県負担額)
				数量	所 有 者 (管理者)	修繕 月日	故障の概要	品 名	数量	単価	金 額	品 名	数量	単価	金 額	
										円	円			円	円	円

注 1 「救出用機械器具」欄は、借上げの有償、無償の別を問わず作成し、有償による場合は「金額」欄に額を記入すること。

2 「故障の概要」欄は、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

3 「実支出額内訳」欄の空欄には、需用費、使用料、賃借料等の費目名を記入すること。

災害救助法第18号様式

住 宅 の 応 急 修 理 費

			工 事 負 約 契 年 月 日	工 事 期 間		世 帯 主 氏 名				実支出額（支出見 込額）内訳 A		算定基準に よる算定額 B	県負担額 （A又は Bのいずれ か少ない額）
				着 工 年 月 日	完 成 年 月 日					修理箇 所概要	金 額		
											円	円	円

災害救助法第20号様式

学用品の給与費

学校名	学年別	被災児童 (生徒) 氏名	給 与 品 の 内 訳													県負担額 (A + D)
			給与 月日	教 科 書						そ の 他 学 用 品						
				()	()	()	()	()	計 A	()	()	()	計 B	算定基準 による算 定額 C	B又はCの いずれか少 ない額 D	

学用品を上記のとおり給与したことを証明します。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

注 1 小・中・高等学校等の学校別に区分して記入すること。

2 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した日を記入すること。

3 「給与の内訳」欄中空欄の部分には、教科書又はその他学用品の名称を記入し、かっこ書きの部分に単価をそれぞれ記入すること。被災児童（生徒）ごとの欄は、金額を記入し、金額の左肩部分に配布数量を○で囲って記入すること。

災害救助法第21号様式

埋 葬 費

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	大 人 小 人 の 別	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		実 支 出 額 (支 出 見 込 額) 内 訳				算定基準によ る算定額 B	県負担額 (A又はBの いずれか少な い額)
			氏 名	年 齢	死亡者との 関係	氏 名	棺 (付属品 を含む)	埋葬又は 火葬料	骨 箱	計 A		
							円	円	円	円	円	円

注 大人とは満12歳以上の者をいい、小人とは満12歳に満たない者をいう。

災害救助法第22号様式

死 体 の 捜 索 費

年月日	捜 索 人 員	捜 索 用 機 械 器 具							計 (県負担額) A+B C
		名 称	借 上 費			修 繕 費			燃 料 費 B
			数 量	所 有 者 (管理者) 氏名	金 額 A	修 繕 年月日	修 繕 費	修 繕 の 概 要	
					円		円		円

注 1 借上げについては、有償、無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合は、「金額」欄に記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

災害救助法第23号様式

死 体 の 処 理 費

処理 期間	死体の 発見日 時・場 所	死 亡 者 氏 名	実支出額（支出見込額）内訳												計 (県負担額)
			洗浄、縫合、消毒等処理費				検 案 料				一 時 保 存 料				
			実施医療 機 関	件数	実支出額	算定基準に よる算定額	検 案 を し た 者	件数	実支出額	算定基準 による算 定額	一時保存 場 所	件数	実支出 額	算定基準 による算 定額	
					円	円			円	円			円	円	円

注 「計」欄は、「洗浄、縫合、消毒等処理費」、「検案料」及び「一時保存料」欄の実支出額と算定基準による算定額のいずれか少ない額を記入すること。

災害救助法第24号様式

障 害 物 の 除 去 費

			地区別	住家 被害 程度 区分	世 帯 主 氏 名	世帯類型						住民税課税状況				実支出額（支出見込額）内訳				算定基準 による算 定額 B	県負担額 （A又はB のいずれか 少ない額）
						被 保 護	身 障	老 人	母 子	要 保 護	そ の 他	非 課 税	均 等 割	所得割	実施者	実施日 （月日）	単価	金 額 A			
														円			円	円	円	円	

注 「世帯類型」欄及び「住民税課税状況」欄は、それぞれ該当するものに○印を付し、「所得割」欄は、金額を記入すること。なお、所得割を課税されている者を対象とした場合は、その理由を付した書面を添付すること。

災害救助法第25号様式

輸 送 記 録 簿

輸送 月日	目 的	輸送区間 (距離)	借 上 費		金 額	修 繕				燃 料 費	県 負 担 額 (実支出額)	備 考	
			使用車両等			故 障 車 両 等		修 繕 月 日	修 繕 費				故 障 の 概 要
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円					円		円	

- 注 1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
- 4 借上費の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

災害救助法第32号様式

救 助 事 務 費 一 覧 表

新潟県柏崎市

救助 項目	時間外勤務手当			賃 金			旅 費			消耗 品費	燃料費	〇〇費	計
	実人員	平 均 支給額	金額	実人員	平 均 支給額	金額	実人員	平 均 支給額	金額				
	人	円	円	人	円	円	人	円	円	円	円	円	円
精算事務													
計													

注 災害救助事務分掌表（各所属人員数記入のもの）を添付のこと。

記入上の注意

- 「算定基準による算定額」は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）による算定基準により算定した額を記入すること。
- 「実支出額」欄又は「実支出内訳」欄は、支出未済の場合は、支出見込額を記入すること。
- 交付申請書の提出に当たっては、支出証拠書類の写しを添付すること。

(2) 整備すべき書類

生活再建支援カルテ

						番号	—			
続柄	氏 名	性別	年齢	勤務先・就学先等	年 収	備 考 (障害者、世帯主と異なる住所など)				
合計					0					
震災前の住所					現在の住所					
	住宅									
	宅地									
	生業									
		義援金	1 次	千円	千円	1 次	千円	2 次	千円	
		支援金	国	千円	県	千円	国	千円	県	千円
		計	0 千円				0 千円			
生活再建 の意向										
住宅再建に 向けた課題										
課題に対する 対応策等										
備 考										

記 事	
年月日	内 容

被災世帯状況一覧表

No.
災害発生月日 月 日
災害程度

1 台 帳 番 号	2 住 所	3 世 帯 主 氏 名	4 職 業	5 被 災 人 員						6 市町村 民税課税状 況				7 被 保 護 世 帯	8 身 障 世 帯	9 老 人 世 帯	10 母 子 世 帯	11 要 保 護 世 帯	12 そ の 他	13 救 助 項 目										14 備 考		
				学令 未 満		小学 中 学 生 徒		義務教 育 終 了 以 上		計	非 課 税	均 等 割	所 得 額							仮 説 住 宅	住 宅 修 理	教 科 書			学 用 品							
																						小	中	高	小	中	高					
計																																

- (注) 1 この表は(1)全壊、全焼、流失、(2)半壊、半焼、(3)床上浸水の災害程度ごとにまとめて作成すること。
- 2 「1 台帳番号」とは、被災者台帳の番号をいう。
- 3 「5 被災人員」とは、被災時における実際の世帯構成員とし、世帯主も含むものとする。
- 4 災害の様相から各世帯によって被災月日が異なるときは、備考欄にその被災月日を記入のこと。
- 5 死者、行方不明者、重傷者等は備考欄に記入のこと。
- 6 「6 市町村民税課税状況」は、最近時のもので非課税世帯は○印を付し均等割、所得割世帯は、課税者数とその金額累計額を投入のこと。
- 7 7～12 までは、その世帯の生活状況であって、該当欄に○印を付すこと。
- 8 「13 救助項目」は、各世帯ごとに該当欄に○印を付すこと。

応急仮設住宅入居予定対象者調

台帳 番号	被害 区分	世帯主氏名	家族 数	市町村民税 課税状況			生 活 状 況					火災 保険	備 考
				非 課 税	均 等 割	所得 割	被 保 護 世 帯	身 障 世 帯	老 人 世 帯	母 子 世 帯	要 保 護 世 帯		

(注) 市町村民税課税状況は、最近時のものを記入すること。

住宅の応急修理予定対象者調

台帳 番号	被害 区分	世帯主氏名	家族 数	市町村民税 課税状況			生 活 状 況					火災 保険	備 考
				非 課 税	均 等 割	所得 割	被 保 護 世 帯	身 障 世 帯	老 人 世 帯	母 子 世 帯	要 保 護 世 帯		

(注) 市町村民税課税状況は、最近時のものを記入すること。

世帯構成員別被害状況調

市 町 村

世帯区分 被害区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯								計
全壊・全焼・流失											
半壊・半焼											
床上浸水											
計											

障 害 物 除 去 対 象 者 調

台 帳 番 号	被 害 区 分	世帯主氏名	家 族 数	状 態 の 概 要 除 去 を 要 す べ き	市町村民税 課税状況			生 活 状 況					備 考	
					非 課 税	均 等 割	所 得 割	被 保 護 世 帯	身 障 世 帯	老 人 世 帯	母 子 世 帯	要 保 護 世 帯		そ の 他

(注) 市町村民税課税状況は、最近時のものを記入すること。

救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

救助の種目別	年月日	品 名	単位 呼称	摘 要	受	払	残	備 考

- (注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を投入すること。
- 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。
 なお、物資等において都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合にはそれぞれの別に
 受、払、残の計及び金額を明らかにしておくこと。
- 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入す
 ること。なお、「備考」欄に、払出数量(使用数量)に対する金額を記入すること。